

H30-34 国営昭和記念公園
運営維持管理業務
民間競争入札実施要項

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

目 次

| | |
|--|----|
| 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項 | 1 |
| 1.1. 対象施設及び対象業務の概要 | 1 |
| 1.1.1 対象施設の概要 | 1 |
| 1.1.2 開園期間及び時間 | 2 |
| 1.1.3 入園料等 | 3 |
| 1.1.4 施設目的 | 5 |
| 1.1.5 対象業務の概要 | 7 |
| 1.2. 業務内容 | 11 |
| 1.2.1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務 | 11 |
| 1.2.2 企画運営管理業務 | 11 |
| 1.2.3 施設・設備維持管理業務 | 11 |
| 1.2.4 植物管理業務 | 11 |
| 1.2.5 収益施設等設置管理運営業務 | 12 |
| 1.3. サービスの質の設定 | 13 |
| 1.3.1 包括的な質の設定 | 13 |
| 1.3.2 個別業務の質の設定 | 14 |
| 1.3.3 創意工夫の発揮可能性 | 16 |
| 1.3.4 モニタリング方法 | 17 |
| 1.3.5 委託費の支払い方法 | 18 |
| 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 | 19 |
| 2. 実施期間に関する事項 | 23 |
| 3. 入札参加資格に関する事項 | 24 |
| 3.1. 入札参加資格について | 24 |
| 3.2. 企業の業務実績に関する要件 | 26 |
| 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件 | 29 |
| 3.4. 共同体での入札について | 34 |
| 4. 入札に参加する者の募集に関する事項 | 35 |
| 4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定） | 35 |
| 4.2. 入札実施手続 | 37 |
| 4.2.1 提出書類 | 37 |
| 4.2.2 申請書類の内容 | 37 |
| 4.2.3 企画書の内容 | 38 |
| 4.2.4 収益施設等運営計画書 | 38 |
| 4.2.5 ヒアリングの実施 | 39 |
| 4.2.6 その他 | 39 |

| | |
|---|----|
| 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項..... | 40 |
| 5.1. 事業者決定に当たっての質の評価項目の設定 | 40 |
| 5.1.1 基本項目審査 | 40 |
| 5.1.2 提案項目審査 | 40 |
| 5.1.3 加算点項目審査 | 40 |
| 5.2. 事業者決定に当たっての評価方法..... | 43 |
| 5.2.1 事業者の決定方法 | 43 |
| 5.2.2 総合評価の方法 | 43 |
| 5.2.3 留意事項 | 46 |
| 5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて | 46 |
| 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項..... | 47 |
| 7. 事業者を使用させることができる国有財産に関する事項 | 48 |
| 7.1. 施設 | 48 |
| 7.2. 設備 | 48 |
| 8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項..... | 49 |
| 8.1. 報告について | 49 |
| 8.1.1 業務計画書の協議と承諾 | 49 |
| 8.1.2 業務責任者及び業務の関係者..... | 49 |
| 8.1.3 業務報告書 | 49 |
| 8.1.4 検査・監督体制 | 49 |
| 8.2. 調査への協力 | 50 |
| 8.3. 指示について | 50 |
| 8.4. 秘密の保持 | 50 |
| 8.5. 個人情報の取り扱い | 50 |
| 8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置..... | 50 |
| 8.6.1 業務の開始及び中止 | 50 |
| 8.6.2 公正な取り扱い | 50 |
| 8.6.3 金品等の授受の禁止 | 51 |
| 8.6.4 法令の遵守 | 51 |
| 8.6.5 安全衛生 | 51 |
| 8.6.6 記録・帳簿書類等 | 51 |
| 8.6.7 権利の譲渡 | 51 |
| 8.6.8 権利義務の帰属等 | 51 |
| 8.6.9 一般的損害 | 51 |
| 8.6.10 再委託又は下請負の取り扱い..... | 52 |
| 8.6.11 契約解除 | 52 |

| | | |
|---------|--|----|
| 8.6.12 | 契約解除時の取り扱い | 52 |
| 8.6.13 | 契約内容の変更 | 53 |
| 8.6.14 | 契約の解釈 | 53 |
| 8.6.15 | 業務計画書の提出 | 53 |
| 8.6.16 | 業務計画書の変更 | 53 |
| 8.6.17 | 業務の引き継ぎへの対応 | 53 |
| 8.6.18 | 業務評定について（案） | 53 |
| 9. | 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項 | 55 |
| 10. | 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 | 56 |
| 10.1. | 調査方法 | 56 |
| 10.2. | 実施状況に関する調査の時期 | 56 |
| 10.3. | 調査方法及び項目 | 56 |
| 10.4. | 関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会への報告 | 56 |
| 11. | その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項 | 57 |
| 11.1. | 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告 | 57 |
| 11.2. | 関東地方整備局の監督体制 | 57 |
| 11.3. | 事業者が負う可能性のある主な責務等 | 57 |
| 11.3.1. | 罰則等 | 57 |
| 11.3.2. | 会計検査について | 57 |

H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省関東地方整備局（以下「関東地方整備局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 29 年 7 月 11 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1. 対象施設及び対象業務の概要

1.1.1 対象施設の概要

(1) 対象施設

施設名称 国営昭和記念公園

所在地 東京都立川市及び昭島市

敷地面積 169.4ha 注)

注) 本業務の対象敷地は国営昭和記念公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、平成30年4月現在169.4haである。

(2) 施設概要

対象となる施設は、本公園の供用区域に位置する各公園施設であり、本実施要項表1に示すとおりである。

詳細は、別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」、別紙3「収益施設一覧」を参照のこと。

表1 主な対象施設一覧

| ゾーン名 | 面積 (ha) | 名称 | 主要施設 |
|----------------|---------|------------------|---|
| みどりの文化ゾーン | 12.7 | | 花みどり文化センター、ゆめひろば、浮游の庭（花みどり文化センター屋上）、総合案内所、管理事務所 |
| 展示施設ゾーン | 9.2 | 立川口広場（であいの広場）*1 | 花壇広場、芝生広場、サイクリングセンター、一輪車コーナー、立川口駐車場（普通車、大型車、二輪車、身障者用） |
| | 7.4 | ふれあい広場 | 芝生広場（16,900m ² ）、ふれあい橋（全長140m）、レストラン |
| | 0.4 | かたらいの道 | カナル全長200m、噴水、パーゴラ |
| | 0.6 | ドッグラン | 小型犬専用エリア、一般エリア |
| 水のゾーン | 7.7 | 西立川口広場（さざなみ広場）※1 | 西立川口広場、さざなみ広場、サイクリングセンター、西立川口駐車場（普通車、二輪車、身障者用）、レストラン |
| | 0.1 | 西立川駅橋上通路 | |
| | 4.3 | レインボープール | 水面積 クローバープール 2,900m ² スライダープール 160m ² 流水プール 3,060m ² 大波プール 4,000m ² スライダー 98m×1本、77m×1本、53m×1本、27m×1本 保有水量 9,655m ³ |
| | 1.7 | 水遊び広場*2 | 水面積 幼児プール 240m ² モニュメントプール 1,491m ² |
| | 8.0 | 水鳥の池 | 水面積 51,000m ² （平均水深1.5m、最大水深3m） 貸ボート場 |
| | 9.0 | 花木園 | 花木園展示棟 |
| | 3.0 | バードサンクチュアリ | 陸域 26,000m ² 水域 4,000m ² |
| 水のゾーン 広場ゾーン | 0.2 | 残堀川緩傾斜護岸 | 芝生、水面 |
| 広場ゾーン | 1.1 | 昭島口広場（みずたま広場）※1 | ブロック広場 |
| | 7.4 | 溪流広場 | 水面積 4,910m ² （全長700m）、レストラン |
| | 25.2 | みんなの原っぱ | 芝生広場（58,600m ² ）、さくらの園、東花畑（5,577m ² ）、西花畑（5,757m ² ）、小型遊具、わんぱくゆうぐ、ディスクゴルフコース 9ホール |

| | | | |
|-------|------|-----------------|---|
| | 0.1 | トンボの湿地 | 面積 1,700m ² 木道 |
| | 2.5 | うんどう広場 | 芝生舗装 |
| | 1.5 | パーベキューガーデン | 洗い場3箇所 |
| | 1.5 | スポーツエリア | ホースシューズ3面(21m×6m、内子供用1面 11m×6m) クローカーコート2面(32m×25.5m、内人工芝共用コート1面) ローンボウルスコート1面(35m×26m 5リンク) ペタンクコート9面(17m×14m) フットサルコート2面(38m×18m) 3on3コート3面(15m×14m) |
| | 2.7 | 多目的広場 | |
| | 4.8 | 林間広場 | ディスクゴルフコース9ホール |
| | 9.2 | こどもの森 | ワクワク広場、地底の泉、森のとりで、虹のハンモック、森の家、工芸の森、ちびっこの森、太陽のピラミッド、霧の森、雲の海、ドラゴンの砂山、石の谷 |
| | 8.2 | 砂川口広場(こもれび広場)※1 | 芝生広場、サイクリングセンター、砂川口駐車場(普通車、大型車、二輪車、身障者用) |
| 森のゾーン | 1.2 | 玉川上水口広場 | 芝生広場 |
| | 5.9 | 日本庭園 | 水面積約6,300m ² 、池泉回遊式庭園、欽楓亭、盆栽苑750m ² |
| | 2.1 | 緑のリサイクルセンター | 堆肥化施設、作業ヤード、一般ゴミ処理場 |
| | 7.8 | こもれびの丘 | 雑木林、花畑(10,490m ²) |
| | 5.0 | こもれびの里 | 里の農家、こもれびの里作業小屋、休憩室棟、便所棟、水車小屋、上池(2,000m ²)、下池(200m ²)、田んぼ、畑 |
| | 21.3 | 外周緑地帯 | |
| | 計 | 169.4 | |

※下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。

※このほかに自動販売機を設置する。

*1 広場の()は各ゲートの有料区域側広場の名称。

*2 レインボープールの開設準備・運営・撤去期間は収益施設として運営し、それ以外の期間は公園施設として管理する。

1.1.2 開園期間及び時間

本公園の開園期間及び時間は、本実施要項表2に示すとおりである。

表2 開園期間及び時間

| エリア | 期間 | 開園時間 |
|-------------------------------|---|------------|
| (1) 供用区域 ((2) に掲げる区域を除く。) | 3月1日～3月31日 | 9:30～17:00 |
| | 4月1日～9月30日※1 | 9:30～17:00 |
| | ※1 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日まで | 9:30～19:00 |
| | ※1 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日の翌日以降 | 9:30～18:30 |
| | ※1 上記のうち プール開園期間以外の土曜・日曜・祝日 | 9:30～18:00 |
| | 10月1日～10月31日 | 9:30～17:00 |
| | 11月1日～2月末日 | 9:30～16:30 |
| (2) みどりの文化ゾーン | 3月1日～春分の前日 | 8:30～17:00 |
| | 春分の日～3月31日 | 8:30～17:30 |
| | 4月1日～9月30日※2 | 8:30～18:00 |
| | ※2 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日まで | 8:30～19:00 |
| | ※2 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日の翌日以降 | 8:30～18:30 |
| | 10月1日～10月31日 | 8:30～17:00 |
| | 11月1日～2月末日 | 8:30～16:30 |

- ※休園日は、12月31日及び1月1日、2月の第4月曜日とその翌日（2月の第4月曜日が2月末日の場合は3月1日が休園日）
- ※開園時間はイベント等により変更する場合がある（別紙18「開園時間延伸状況」参照）。
- ※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者（以下「事業者」という。）が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。
- ※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得て休園とすることができる。

1.1.3 入園料等

(1) 入園料

本公園の入園料は、本実施要項表3-1に示すとおりである。

表3-1 入園料

| 区分 | 大人（15歳以上65歳未満の者） | シルバー（65歳以上の者） |
|--------------|------------------|---------------|
| 個人（1回） | 450円 | 210円 |
| 団体（1回） | 290円 | 210円 |
| 年間パスポート（1年間） | 4,500円 | 2,100円 |
| 2日間通し券 | 500円 | 250円 |
| 2日間通し券（団体） | 350円 | 250円 |

- ※1 上記料金、及び次の※6、※7は平成30年度（1年間）の試行を予定している。平成31年度以降に変更となった場合は、別途通知する。
- ※2 入園料は変更する場合がある。変更した場合には別途通知する。
- ※3 中学生以下は無料。
- ※4 身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付添の方1名は無料。
- ※5 団体は、小学生以上の者20名以上（上記手帳及び年間パスポートを提示した方を含む）を対象とする。
- ※6 公共交通機関や旅行会社等が販売する旅行商品に団体料金を適用する。
なお、実施にあたっては、公共交通機関、旅行会社等と事業者、国の3者により覚書を締結すること。
- ※7 年間パスポートは、以下の国営公園で使用し入園が可能である。また、発行した公園が以下の国営公園であれば、国営昭和記念公園で使用し、入園が可能である。
 1. 滝野すずらん丘陵公園
 2. 国営みちのく杜の湖畔公園
 3. 国営常陸海浜公園
 4. 国営武蔵丘陵森林公園
 5. 国営アルプスあづみの公園
 6. 国営越後丘陵公園
 7. 国営明石海峡公園

8. 国営備北丘陵公園
9. 国営讃岐まんのう公園
10. 国営海の中道海浜公園

※8 無料入園日：原則として、以下のとおり無料入園日を設けることとし、各年度の日付は概ね1ヶ月前までに通知する。

- ・春の都市緑化推進運動：4月1日～6月30日【期間中1日】
- ・秋の都市緑化月間：10月1日～10月31日【期間中2日】
- ・昭和の日：4月29日【1日】
- ・立川まつり国営昭和記念公園花火大会：7月最終土曜日【1日】

※18時以降の入園者のみ無料

- ・敬老の日：9月第3月曜日【1日】

※満65歳以上の者のみ無料

(2) 施設利用料金

以下の施設については、本実施要項表3-2及び表3-3に示す施設利用料を徴収する。

表 3-2 花みどり文化センターの施設利用料金

| 利用形態 | 利用料金(消費税含み) | | |
|------------------------------------|-------------|-----------------|------------------|
| | 3時間まで | 3時間を超え 7時間まで | 7時間を超え 10時間まで |
| 展示場1 | 4,500 円 | 10,700 円 | 15,200 円 |
| 展示場2 | 2,700 円 | 6,300 円 | 9,100 円 |
| 展示場3 | 2,300 円 | 5,500 円 | 7,800 円 |
| 展示場4 | 2,700 円 | 6,400 円 | 9,200 円 |
| 展示場5 | 3,900 円 | 9,200 円 | 13,200 円 |
| 展示場1～5までの一括利用 (附属展示場a, b, cを含む) | 29,400 円 | 68,600 円 | 98,000 円 |
| 展示場3～5までの一括利用 (附属展示場a, bを含む) | 14,400 円 | 33,700 円 | 48,200 円 |
| 展示場3～5までの一括利用 (附属展示場aを含む) | 11,700 円 | 27,400 円 | 39,100 円 |
| 展示場4～5までの一括利用 (附属展示場aを含む) | 9,400 円 | 21,800 円 | 31,300 円 |
| 講義室a | 4,500 円 | 10,700 円 | 15,300 円 |
| 講義室b | 620 円 | 1,500 円 | 2,300 円 |
| 研修室 | 2,000 円 | 4,500 円 | 6,600 円 |
| 屋外テラス1 | 1,500 円 | 3,700 円 | 5,300 円 |
| 屋外テラス2 | 820 円 | 2,000 円 | 2,800 円 |
| 屋外テラス3 | 720 円 | 1,900 円 | 2,600 円 |

※基本利用時間は以下のとおり。

午前利用 ; 9 : 30～12 : 30

午後利用 ; 13 : 30～16 : 30

全日利用 ; 9 : 30～16 : 30

※11月1日から2月末日までは終了時間は16:00まで

※物価上昇等を勘案して変更する場合がある。変更した場合には別途通知する。

表 3-3 歆楓亭の施設利用料金

| 室 | 利用料金 | |
|------|------------|---|
| | 9:30～12:30 | 12:30～16:30 (11月1日から2月末日まで期 間においては、16:00まで) |
| 広間 | 4,300 円 | 6,300 円 |
| 次の間 | 3,100 円 | 4,600 円 |
| 大炉の間 | 1,700 円 | 2,600 円 |
| 小間 | 2,800 円 | 4,100 円 |
| 立札席 | 3,000 円 | 4,400 円 |

※物価上昇等を勘案して変更する場合がある。変更した場合には別途通知する。

1.1.4 施設目的

本公園は、昭和54年閣議決定により米軍から返還された立川飛行場跡地において、昭和天皇御在位五十年記念事業として国が設置した口号国営公園である。

本公園の計画面積は約180haで、東京都立川市及び昭島市に位置している。本公園は、みどりの文化ゾーン、展示施設ゾーン、水のゾーン、広場ゾーン、森のゾーンの5つに区分され、「緑の回復と人間性の向上」をテーマとし、以下の基本方針の基に総合的に整備、管理、運営を進めてきている。

(1) 基本的事項

- ① 国営昭和記念公園は、激動の昭和を静かに顧み、緑豊かな環境の中で新たな時代の連帯と生きがいを求めるための礎石として建設されるものであり、日本を代表する公園として国際的にも特色あるものとする。
- ② 公園全体の基調は、静かで緑あふれる、新たな空間を構成するものとする。
- ③ 四季おりおりの運動、休養等多様なレクリエーション活動を通じて、人間形成の場となるものとする。
- ④ 広く国民各層の連帯意識の醸成と生きがいの追求に資するため、新しい時代にふさわしい格調の高い文化活動の拠点としての性格を有するものとする。
- ⑤ 大震火災時の避難地としての機能を併せ有するものとする。
- ⑥ わが国の伝統的造園技術を生かすとともに、広く現代の技術を結集したものとする。

(2) 施設に関する事項

- ① 昭和の50年を顧みるとともに新たな時代の発展を祈念するのにふさわしい記念施設を設置する。
- ② 豊かな緑と深い樹林地を基調とし、武蔵野の景観を蘇生させるための修景を施すとともに、水を有効に活用する。
- ③ 四季の変化に対応し、豊かな季節感をつくりだす花園を設置するほか、わが国の代表的な花であるサクラ等を活用した花木園、日本庭園等を設置する。
- ④ 老若男女がのびのびと運動できる施設を設置する。
- ⑤ 広大な空間に、わが国並びに世界の文化水準の向上に寄与するため、格調の高い文化活動を可能とする施設を設置する。
- ⑥ 広場、園路等の施設は、大震火災時における広域避難地としての機能が十分発揮できるような規模、構造等を有するものとする。
- ⑦ 本公園の機能を高度に発揮させるために、園内の交通施設はもとより、来園のための交通施設の整備を図るものとする。

また、本公園は、立川市、昭島市の広域避難場所に指定されているとともに、南関東地域における大規模災害時の政府の応急対策活動拠点である立川広域防災基地に隣接している。

本公園では、昭和54年に策定されたテーマ及び基本方針の下、平成28年度～32年度の5年間ににおける運営維持管理の基本的な考え方として、3つの基本方針、7つの重点事項を設定している。

基本方針1) わが国を代表する公園として、基本理念及び昭和天皇御在位五十年記念事業の意義を再確認・継承し、整備・管理運営を行う。

基本方針2) 国営昭和記念公園のポテンシャルを活かし、地域等との連携を強化する。

基本方針3) 「みどりの文化」などに関する情報発信を推進する。

重点事項① 「みどりの文化」の創造・継承

- 重点事項② 優れたランドスケープの創出・継承
- 重点事項③ 環境保全・緑化の取組
- 重点事項④ 生きものの環境保全の取組
- 重点事項⑤ 多様な主体との連携による活性化
- 重点事項⑥ 少子高齢化社会を支える取組
- 重点事項⑦ 公園の持つ魅力の情報発信

昭和 58 年度の開園時から平成 29 年度までの公園利用者数累計は約 8,800 万人であり、平成 26 年度以降は年間 400 万人以上の方々に利用されている。

本事業の実施に当たっては、上記 3 つの基本方針の下に永続的な需要喚起と公園利用者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである（詳細は、別紙 4「国営昭和記念公園運営維持管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を参照のこと）。

1.1.5 対象業務の概要

(1) 対象業務の構成

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料及び施設利用料金（以下「入園料等」という。）徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営等多岐にわたる業務を総合的な調整の下、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、飲食・物販施設、駐車場等、公園利用者へのサービス向上に資する収益施設については、関東地方整備局からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、公園利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う業務に加え、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局の許可を受けた上で、事業者の提案により施設使用料、土地使用料又は建物使用料（以下、「土地使用料等」という。）を納めて独立採算により公園施設の設置・管理運営を行う事業（臨時の飲食・物販施設等の設置・管理運営や行催事を行う事業を含む）（以下「自主事業」という。）について、効果的に行われることを期待する。

本業務は、委託費により行う「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業（以下「収益施設等設置管理運

営業務」という。)により構成される。

なお、会計上の注意として、事業者は、委託費を収益施設等設置管理運営業務の実施に用いてはならない。ただし、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」を実施する上で、収益施設等設置管理運営業務と調整する業務については、委託費を充当して差し支えない。

また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用指導の一環として、都市公園法の許認可に係る前段階の調整、関東地方整備局が行う各種行事への対応を実施する等、行政と連携を行うものである。

これら多岐にわたる業務は相互に密接に関連するものであり、公園の円滑な運営維持管理のため、総合的な調整の下に実施されるものである。

なお、建設業法上の改築工事、施設保全業務、庁舎清掃業務、庁舎警備業務、光熱水費の支払い等は本業務には含まれず、関東地方整備局が別途行う。

本業務の実施に当たっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び公園利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

(2) 対象業務項目

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。各業務に当たっては、公園利用者が安全・快適に利用できるよう、適切に実施することとする。

1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・入園料等徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等

② 企画運営管理業務

- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

③ 施設・設備維持管理業務

- ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、給水施設、水景施設、その他設備）
- ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等

④ 植物管理業務

- ・芝生管理、中低木管理、高木管理、草地管理、花壇管理、花畑管理、草花管

理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

2) 収益施設等設置管理運営業務(土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務)

① 収益施設運営業務

・ 飲食・物販施設、駐車場等の管理運営

② 自主事業

・ 飲食・物販施設等の設置・管理運営

利用者サービスの向上のため本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に基づき施設を新設し管理運営する場合は、本業務の実施期間を超えて10年間を限度として実施することができるものとする。この場合、契約期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承継）も可能である。

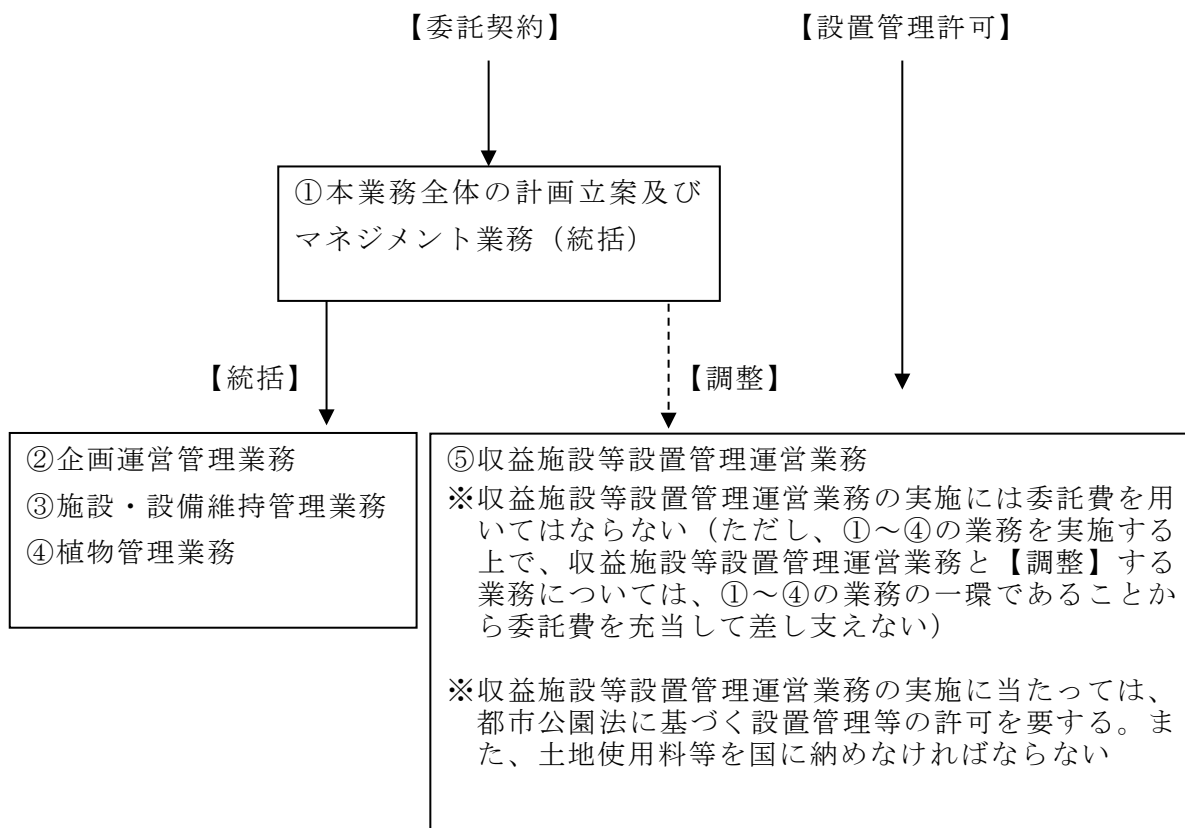
また、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならない。

ただし、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）に、所有する資産を国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。

・ 臨時飲食・物販施設等の設置・管理運営

（詳細は、別紙5「H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、別紙6～9（「H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体の計画立案及びマネジメント）」（以下「個別仕様書（計画立案）」という。）～「H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務個別仕様書（植物管理）」（以下「個別仕様書（植物）」という。）、別紙10「H30-34 国営昭和記念公園収益施設等設置管理運営規定書」（以下「管理運営規定書」という。）を参照のこと。）

(3) 業務全体像



1.2. 業務内容

1.2.1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、関東地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う（詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙6「個別仕様書（計画立案）」を参照のこと）。

1.2.2 企画運営管理業務

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。さらに、花と緑、公園、環境等について、緑の文化に関する体験、交流、情報発信等及びみどりの文化ゾーン利用者に対する支援・調整を行うこと（詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙7「H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務個別仕様書（企画運営管理）」（以下「個別仕様書（企画）」という。）を参照のこと）。

1.2.3 施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検等

建物、園路広場、遊具、電気設備、給水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。ただし、溪流広場等貴重種が生息している水景施設については、生物多様性の観点から水質保全を行う（詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙8「H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務個別仕様書（施設・設備維持管理）」（以下「個別仕様書（施設・設備）」という。）を参照のこと）。

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する（詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと）。

1.2.4 植物管理業務

静かで緑あふれる環境を基調とし四季折々の花修景の演出を行うため、利用状況、

景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。特に、伝統的な造園技術等の継承を目的とする日本庭園、盆栽苑については、当初の設計思想等を損わないよう、樹木、草花、芝生等について、機能的かつ一体的な維持管理を実施するとともに、打ち水等の伝統的な日常の庭園管理の他、松のみどり摘み・もみ上げ・雪吊り等伝統的な管理技法の実演を行う（詳細は、別紙5「共通仕様書」及び別紙9「個別仕様書（植物）」を参照のこと）。

1.2.5 収益施設等設置管理運営業務

本実施要項 1.2.1～1.2.4の業務と連携して公園利用者サービスの向上を図るため、飲食・物販施設、駐車場等の収益施設の管理運営を行わなければならない。また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことができる。自主事業のうち、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に限っては、別添 59（「自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲」）に定める範囲において、本業務の実施期間を超えて10年間を限度として、飲食・物販施設等を新設し、管理運営することができる。

具体的には、都市公園法第5条、第6条又は第12条の手続きを行った上で、各施設の土地使用料等を関東地方整備局に支払い、別紙3「収益施設一覧」で示す施設の管理運営、繁忙期における臨時飲食・物販施設・臨時駐車場等の設置・管理運営及び飲食・物販施設等の新設・管理運営を行い、収益施設等の運営において得た利益は事業者の収入とする。また、収益施設のうち、別紙3「収益施設一覧」で示す施設は原則公園の開園日時に常時営業するものとする。

なお、各施設の利用料金については、レンタサイクル施設及び園内交通施設は関東地方整備局が指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他収益施設の利用料金等については、関東地方整備局と協議の上定めるものとする（収益施設の詳細は、別紙3「収益施設一覧」及び別紙10「管理運営規定書」を参照のこと）。

事業者からの提案に基づく飲食・物販施設等の新設を行った場合、本業務契約期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承継）も可能である。また、本業務の契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならない。ただし、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）に、所有する資産を国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。

1.3. サービスの質の設定

本業務の実施に当たり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 4 包括的な質

【平成 30 年度（平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月まで）】

| 基本的な方針 | 主要事項 | 達成すべき質（2月から3月） |
|---|---------------|--|
| 本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする | 公園利用者数の確保（※1） | ・有料区域の公園利用者数【257 千人以上】 |
| | | ・花みどり文化センターの利用者数【41 千人以上】 |
| | 利用者満足度の確保 | ・公園の運営に関する『非常に満足』及び『まあまあ満足』の回答比率 ^{※2} 【95%以上】 |
| | 多様な利用プログラムの提供 | ・展示・体験プログラム ^{※5} の開催回数【18 回以上】 |

【平成 31 年度～平成 33 年度】

| 基本的な方針 | 主要事項 | 達成すべき質（4月から翌年の3月） |
|---|--|--|
| 本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする | 公園利用者数の確保（※1） | ・有料区域の年間及び四半期ごとの公園利用者数（立川まつり国営昭和記念公園花火大会実施日を除く）（次の数値以上【年間：2,496 千人以上、第 1 四半期：826 千人、第 2 四半期 518 千人、第 3 四半期：815 千人、第 4 四半期：337 千人】） |
| | | ・花みどり文化センターの年間の利用者数【283 千人以上】 |
| | 利用者満足度の確保 | ・公園の運営に関する『非常に満足』及び『まあまあ満足』の年間及び四半期ごとの回答比率 ^{※2} （次の数値以上【年間：95%、各四半期：95%】） |
| | 公園特性を活かした植物管理 | ・チューリップに係る花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」の回答比率 ^{※3} 【80%以上】 |
| | | ・秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の『非常に満足』及び『まあまあ満足』の回答比率 ^{※4} 【85%以上】 |
| | 多様な利用プログラムの提供 | ・展示・体験プログラム ^{※5} の年間開催回数【119 回以上】 |
| 情報受発信 | ・マスコミによる年間報道件数 ^{※6} 【1,020 件以上】 | |

【平成 34 年度分（平成 34 年 4 月から平成 34 年 12 月まで）】

| 基本的な方針 | 主要事項 | 達成すべき質（4 月から 12 月） |
|---|--|---|
| 本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする | 公園利用者数の確保（※1） | ・有料区域の年間及び四半期ごとの公園利用者数（立川まつり国営昭和記念公園花火大会実施日を除く）（次の数値以上【年間：2,159 千人以上、第 1 四半期：826 千人、第 2 四半期 518 千人、第 3 四半期：815 千人】） |
| | | ・花みどり文化センターの年間の利用者数【230 千人以上】 |
| | 利用者満足度の確保 | ・公園の運営に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の年間及び四半期ごとの回答比率 ^{※2} （次の数値以上【年間：95%、各四半期：95%】） |
| | 公園特性を活かした植物管理 | ・チューリップに係る花修景の鑑賞に対する公園利用者の「非常に満足」の回答比率 ^{※3} 【80%】 |
| | | ・秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の回答比率 ^{※4} 【85%以上】 |
| | 多様な利用プログラムの提供 | ・展示・体験プログラム ^{※5} の年間開催回数【91 回以上】 |
| 情報受発信 | ・マスコミによる年間報道件数 ^{※6} 【870 件以上】 | |

※1：公園利用者数の集計方法は別紙 13 による。なお、単位は「千人」とし、小数点以下は四捨五入とする。

※2：年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙 14）の Q10-1 における「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答の合計の比率。なお、小数点以下は四捨五入とする。

※3：フラワーフェスティバル開催時の「チューリップ」について、「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙 14）の Q14-1 で対象イベント・行事等に「参加・観賞した」人で、Q14-2 の回答者のうち対象花の観賞の「非常に満足」の回答比率。なお、小数点以下は四捨五入とする。

※4：秋の大規模花修景開花時期の大規模花修景植物について、「公園の利用に関するアンケート調査」（別紙 14）の Q14-1 で対象イベント・行事等に「参加・観賞した」人で、Q14-2 の回答者のうち対象花の観賞の「非常に満足」及び「まあまあ満足」の回答の合計の比率。なお、小数点以下は四捨五入とする。

※5：展示・体験プログラムの開催回数とは、利用プログラム（イベント・行事から構成される行催事含む）のうち、事業者が主催する「展示」又は「30 人程度以上の公園利用者が参加する体験型」のもの（ただし、ボランティア関連のものを除く。）の回数をいう。過去の実績は別紙 15 を参照のこと。

※6：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数を合計した件数をいう。委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

- ・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1 番組につき 1 カウントとする。
- ・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが立川・昭島市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については 1 紙/回につき 1 カウントとし、雑誌・情報誌については、1 冊/回につき 1 カウントとする。ただしホームページ等インターネット記事掲載は除く。
- ・事件、事故等の報道件数は除く。

1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質の最低水準は、別紙 5「共通仕様書」及び別紙 6～9（「個別仕様書（計画立案）」～「個別仕様書（植物）」等）による。ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項 4.2.3 参照）

において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

(1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整の下相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料等の徴収、国庫への納入等を行うこと。その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること（詳細は、別紙6「個別仕様書（計画立案）」を参照のこと）。

(2) 企画運営管理業務

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握した上で、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティア等との良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い本公園の認知度を向上すること（詳細は、別紙7「個別仕様書（企画）」を参照のこと）。

(3) 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、給水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること（詳細は、別紙8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと）。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は予防すること（詳細は、別紙8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと）。

(4) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること（詳細は、別紙9「個別仕様書（植物）」を参照のこと）。

(5) 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理の下、

公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと（詳細は、別紙10「管理運営規定書」を参照のこと）。

1.3.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等）に努めるものとする。

(1) 企画提案

事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質（本実施要項1.3.1参照）の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書（本実施要項4.2.3参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。また、業務計画書の承諾に当たり、関東地方整備局が実施を認めない提案がある場合は、その実施前までに代替案を検討するよう指示することがある。この場合でも、原則として、企画書に記載した目標の変更は認めない。

- ① 目標とする公園利用者数の確保に関する提案
- ② 利用者満足度の確保に関する提案
- ③ 公園特性を活かした植物管理に関する提案
- ④ 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案
- ⑤ 多様な利用プログラムの提供に関する提案
- ⑥ 情報受発信に関する提案
- ⑦ 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案
- ⑧ 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案
- ⑨ 緊急時及び非常時の対応に関する提案
- ⑩ 自主事業に関する提案
- ⑪ 収益施設の運営に関する提案

(2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

事業者は、下記に示す業務の最低の水準（本実施要項1.3.2参照）として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項4.2.3参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

- ① 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
- ② 企画運営管理業務
- ③ 施設・設備維持管理業務
- ④ 植物管理業務
- ⑤ 収益施設等設置管理運営業務

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所を示すとともに、改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。ただし、業務計画書の承諾に当たり、関東地方整備局が提案の実施を認めない場合がある。

(3) 収益施設運営実績書及び計画書

事業者は、各収益施設の運営実績及び運営計画を具体的に記述し「収益施設運営実績書」（様式1-9）及び「収益施設等運営計画書」（様式3）を提出すること。

1.3.4 モニタリング方法

関東地方整備局は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について本実施要項表5に示すモニタリング調査を実施する。なお、モニタリング調査の結果は、関東地方整備局により公表されることがある。

表5 モニタリング調査

| 主要事項 | 達成すべき質 | モニタリング方法 | 実施者 |
|---------------|--|----------------|---------|
| 公園利用者数の確保 | ・有料区域の年間及び四半期ごとの公園利用者数 | ・管理月報の確認（毎月実施） | 関東地方整備局 |
| | ・花みどり文化センターの年間利用者数 | ・管理月報の確認（毎月実施） | 関東地方整備局 |
| 利用者満足度の確保 | ・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の回答比率 | ・アンケート調査（毎月実施） | 関東地方整備局 |
| 公園特性を活かした植物管理 | ・チューリップに係る花修景の観賞に対する公園利用者の「非常に満足」の回答比率 | ・アンケート調査（毎月実施） | 関東地方整備局 |
| | ・秋の大規模花修景の鑑賞に対する公園利用者の「『非常に満足』及び『まあまあ満足』」の回答比率 | ・アンケート調査（毎月実施） | 関東地方整備局 |
| 多様な利用プログラムの提供 | ・利用プログラムの開催回数 | ・管理月報の確認（毎月実施） | 関東地方整備局 |
| 情報受発信 | ・マスコミによる報道件数 | ・管理月報の確認（毎月実施） | 関東地方整備局 |
| 個別業務の質 | ・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保 | ・管理月報の確認（毎月実施） | 関東地方整備局 |

関東地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙 14「公園の利用に関するアンケート調査」にある調査票によりアンケート調査を毎月（原則平日・休日各 1 日）実施する。サンプル数は年間（4 月から翌年 3 月まで）で 4,500 件程度とし、アンケート調査は、ゲート及び対象施設周辺等の主要箇所 10 箇所において、対面式で行う予定である。なお、平成 30 年度は平成 31 年 2 月から 3 月まで、平成 34 年度は平成 34 年 4 月から平成 34 年 12 月までを対象とする。

1.3.5 委託費の支払い方法

(1) 公園運営維持管理業務

- a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
- b) 関東地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査した上で、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害その他の事業者の責に帰すことができない事由によると関東地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
- c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。
- d) 会計法第 22 条、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 58 条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員等の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。
ただし、事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合（注）は改善計画書は不要とする。
（注）事業者の運営維持管理の責任に拠らない場合とは以下の場合である。
 - ・震災等大規模な自然災害の影響が認められる場合
 - ・募集時には計画のなかった主要施設の長期間使用中止があった場合
 - ・その他、事業者の責任に拠らない事由が発生し、関東地方整備局が認めた場合
- e) 事業者の運営維持管理の責任に拠らないと関東地方整備局が判断した風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

(2) 収益施設等設置管理運営業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の土地使用料等（詳細は、別紙 10「管理運営規定書」を参照のこと。）を関東地方整備局に支払うものとする。土地使用料等については、許可後、歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知から 20 日以内に納入しなければならない（別紙 10「管理運営規定書」を参照のこと）。なお、関東地方整備局は、経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、土地使用料等を改定することができる。

1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

本業務を実施するに当たり、別紙 5「共通仕様書」及び別紙 6～9（「個別仕様書（計画）」等）に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行う上で事業者が使用する消耗品や付属品については支給しない。また、関東地方整備局から貸与する物品（詳細は、別紙 21「提供施設等一覧」を参照のこと。）については、事業者の責めに帰すべき事由により毀損した場合は原状復旧を事業者の負担により行った上で、関東地方整備局へ返却するものとする。この場合、原状復旧に要する費用に委託費を充当することはできない。

(2) 光熱水費

関東地方整備局は、事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供するものとする（収益施設等設置管理運営業務の実施に係るものを除く）。

光熱水費については、基本的に園内に係わる全ての使用について、一括して供給会社より請求されるため、事業者は調査職員（本実施要項 8.1.4 参照）の指示に従い、以下の作業を行うものとする。

- ① 個別にメーターを設置する等、収益施設等設置管理運営業務の実施にかかるものの使用量が切り分けられるようにし、調査職員の指示する日に各メーターを確認し、毎月の使用量の集計表を作成するものとする。
- ② 関東地方整備局、事業者、その他の光熱水費を負担すべきものの詳細な負担金額計算を行い、その明らかにした算定表を、集計表とともに調査職員に指示された期日までに提出するものとする。
- ③ その他、光熱水費の使用から支払に至る諸般の事務処理について、調査職員の指示に従い、また協力するものとする。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には関東地方整備局が負担し、それ以外の法令変更等による増加費用及び損害については事業者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃
- ② 消費税（地方消費税を含む）その他の税制度（法人税その他事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の税率及び課税対象の変更並びに税制度（事業者の

利益に課される税に関するものを除く。)の新設

(4) 収益施設等設置管理運営業務に関する留意事項

収益施設等設置管理運営業務に関し、企画書において提案された内容については、当該事業が公園利用に相応しくない場合等、その実施を許可しない場合があるため、本業務の契約段階で関東地方整備局に協議するものとする。

事業者が関東地方整備局との協議の後に、自主事業を実施する場合には、あらためて関東地方整備局から必要な許可を得なければならない。その際、事業者は関東地方整備局に対して土地使用料等を納める必要がある場合がある。

(5) 事業者と関東地方整備局の責任分担

事業者と関東地方整備局の責任分担は、本実施要項表 6 に示すとおりとする。

表 6 事業者と関東地方整備局の責任分担

| 項目 | 内 容 | 関東地方 整備局 | 事業者 | |
|---------------|---|-------------|----------------|----------|
| | | | 運営 維持 管理 | 収益 施設 |
| 料金徴収業務 | 入園料等（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、関東地方整備局に納付） | | ○ | / |
| 公園施設の管理 | 公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理し ている施設は除く。） | | ○ | |
| 収益施設の管理 | 収益施設の管理 | | | ◎ |
| 物品の管理 | 関東地方整備局より提供のあった物品の管理 | | ○ | ◎ |
| | 本業務において取得した物品及び消耗品の管理 | | ○ | |
| 苦情・要望対応 | 施設管理、運營業務内容に対する住民及び公園利用者から の苦情、訴訟、要望への対応 | | ○ | ◎ |
| | 上記以外の場合 | ○ | | |
| 事故・災害時対応 | 本仕様書等に記載された業務内容による対応 | | ○ | ◎ |
| | 上記以外の場合 | ○ | | |
| 物価変動 | 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 | | ○ | ◎ |
| | ただし、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合 | ○ | | |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ | ◎ |
| 運営日時の変更 | 開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減 | | ○ | / |
| | 収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減 | | | ◎ |
| 許認可 | 都市公園法に基づく許認可 | ○ | | / |
| | 公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助 | | ○ | / |
| 施設・物品等の 修繕 | 事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管 理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以 下この表において「①」という。） | | ◎ | ◎ |
| | 修繕にかかる費用が 1 件当たり 100 万円を超えない場合か つ年間修繕費用 2,400 万円（税抜き）【平成 31～33 年度】、 400 万円（税抜き）【平成 30 年度】、2,000 万円（税抜き）【平 成 34 年度分】※を超えない場合（上記①を除く。） | | ○ | / |
| | 収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費 用。 | | / | ◎ |
| | 上記 3 項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場 合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。 | ○ | | |
| 不可抗力 | 大規模な自然災害等（災害対策運営要領に基づく警戒体制 以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表に おいて「②」という。）により公園施設に著しい損害を受け た場合に、公園を一時閉園する等して行わなければならない 施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合に は、対応を協議するものとする。 | ○ | | |
| 公園利用者への 損害 | 事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を 与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による 公園利用者の怪我等） | | ◎ | ◎ |
| | 共通仕様書第 32 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合 | | ○ | ◎ |
| | 上記 2 項目以外の場合 | ○ | | |
| 第三者への損害 | 事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与え た場合 | | ◎ | ◎ |
| | 上記以外の場合 | ○ | | |

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 26 年～平成 28 年の実績平均と現在の状
況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、

別紙 37「建物及び工作物に関する修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて関東地方整備局は事業者から業務状況を把握するための資料及び資料に付随するデータの作成及び提出を指示することがある。事業者が関東地方整備局に対して提供した資料及び資料に付随するデータの著作権（本業務の成果及び本業務の実施の過程において派生的に生じたもの並びに事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて、事業者に属する。ただし、事業者は、関東地方整備局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。

(7) 広報・行催事経費について

広報・行催事経費への委託費の支出に当たっては、本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事として相応しいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする。

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 31 年 2 月 1 日～平成 35 年 1 月 31 日

ただし、以下の場合、実施期間中であっても、契約を打ち切る場合がある。

- a) 関東地方整備局の検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されておらず、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行ったにも関わらず、事業者が業務改善計画書の提出を怠る、あるいは、承諾に足り得ない、又は改善内容の履行が十分に図られない等、本業務の履行が著しく困難と判断されるとき。
- b) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- c) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- d) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- e) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

3. 入札参加資格に関する事項

3.1. 入札参加資格について

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

- a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
- b) 予決令第 70 条の規定に該当する者でないこと。
- c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- d) 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、本実施要項 4.1. に示す「企画書・収益施設運営計画書の受付期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
- e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
- f) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- g) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
- h) 関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
- i) 守秘義務の遵守等について社内の規則で明記していること。
- j) 国営昭和記念公園事務所で平成 29 年度に実施の「H29 昭和・武蔵公園運営維持管理実施要項他改善検討業務」の受託者である株式会社プレック研究所及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。なお、「資本面・人事面で関係がある」とは本実施要項 3.1.f)①・②に該当することをい

う。

- k) 国営昭和記念公園事務所で平成 30 年度に実施予定の「H 3 0 国営昭和記念公園他運営維持管理履行確認等業務」の受託者である株式会社 UR リンケージ又は「H 3 0 昭和・武蔵・有明公園運営維持管理に関するモニタリング調査他業務」の受託者である株式会社エイト日本技術開発東京支店及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。なお、「資本面・人事面で関係がある」とは本実施要項 3.1.f)①・②に該当することをいう。

3.2. 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表7 企業の業務実績等に関する要件

| | ①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務 | ②企画運営管理業務 | ③施設・設備維持管理業務 | ④植物管理業務 | ⑤収益施設等設置管理運営業務 | |
|--------------------|--|--|---|--|--|--|
| | ・本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に必要な要件 | ・企画運営管理業務に必要な要件 | ・施設・設備維持管理業務に必要な要件 | ・植物管理業務に必要な要件 | ・収益施設等設置管理運営業務に必要な要件【ア）及びイ）の両方を満たす必要がある。】 | |
| | | | | | ア）収益施設等（イ）を除く）の運営 | イ）プールの運営 |
| 業務実績※ ¹ | 下記に示す業務（平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る）において1件以上の実績を有していること（申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成31年1月31日までの業務実績を含む） | | | | | |
| | 下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務（本実施要項1.2.1参照）の実績を1件以上有すること | 下記の1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務（本実施要項1.2.2参照）の実績を1件以上有すること | 下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（本実施要項1.2.3参照）の実績を1件以上有すること | 下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務（本実施要項1.2.4参照）の実績を1件以上有すること | 下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務（本実施要項1.2.5参照）の実績（レジャープール※ ⁵ を除く収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績）を1件以上有すること | 下記の3)～4)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務（本実施要項1.2.5参照）の実績（レジャープール※ ⁵ の運営を行った実績）を1件以上有すること |
| | 1) 地区公園、特殊公園、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園等） 2) レクリエーション施設※ ² 又は観光・商業施設※ ³ で、園地※ ⁴ 管理を行っている施設 | | | | 3) 都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園）で、レジャープール※ ⁵ を含む都市公園 4) レクリエーション施設※ ² 又は観光・商業施設※ ³ で、レジャープール※ ⁵ を含む園地管理を行っている施設 | |

| | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|--------------------------|--|------------------------------|--|--|
| 注 意 事 項 | 共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする | 共同体等の一員（代表者以外）としての実績も認める | | | | |
| 保 有 格 者 | | | | 1 級造園施工管理技士を 1 名以上有する法人であること | | |

- ※1：業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る（共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる）。
- ※2：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）。
- ※3：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売等多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの（例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等）。
- ※4：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地（移動可能なプランター等の植物管理は含まない）。
- ※5：レジャープール：流水プール・造波プール・ウォータースライダープール等レジャー目的に使用されるプール。

3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表8 配置予定者の業務実績等に関する要件

| | ①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者) | ②企画運営管理業務の業務責任者 | ③施設・設備維持管理業務の業務責任者 | ④植物管理業務の業務責任者 | ⑤収益施設等設置管理運営業務の業務責任者【原則として、ア)及びイ)の両方を満たす必要がある。】 ^{※10} | |
|-----------------------|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | ア) 収益施設等(イ)を除く)の運営 | イ) プールの運営 |
| 業務 | 下記に示す同種又は類似業務(平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成31年1月31日までの業務経験を含む) | | | | | |
| 同種業務の経験 ^{※1} | 下記の1)又は2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～イ)のいずれかの経験を有すること | 下記の1)又は2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること | 下記の1)又は2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること | 下記の1)又は2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること | 下記の1)又は2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(レジャープール ^{※7} を除く収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務(レジャープール ^{※7} の運営除く)に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること | 下記の3)又は4)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(レジャープール ^{※7} の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務(レジャープール ^{※7} の運営)に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること |
| | 1)都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している10ha以上の都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園等) 2)レクリエーション施設 ^{※4} 又は観光・商業施設 ^{※5} で、2ha以上の園地 ^{※6} 管理を行っている施設 | | | | | 3)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)で、レジャープール ^{※7} を含む都市公園 4)レクリエーション施設 ^{※4} 又は観光・商業施設 ^{※5} で、レジャープール ^{※7} を含む2ha以上の園地 ^{※6} 管理を行っている施設 |

| | | | | | | |
|---|---|--|---|---|--|--|
| | <p>7) 延べ2年以上の総括責任者^{※2}の経験 4) 延べ3年以上の業務責任者^{※3}の経験 3) 総括責任者^{※2}又は業務責任者^{※3}の経験を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)又は技術士(総合技術監理部門：建設)の資格を有する者</p> | <p>エ) 延べ2年以上の業務責任者^{※3}の経験 4) 延べ3年以上の業務経験</p> | | | | |
| <p>類似業務の経験</p> | <p>下記の5)～7)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.1～1.2.5参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ下記の7)～9)のいずれかの経験を有すること</p> | <p>下記の5)～7)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理業務に関する下記のエ)又は4)のいずれかの経験を有すること</p> | <p>下記の5)～7)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又は4)のいずれかの経験を有すること</p> | <p>下記の5)～7)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又は4)のいずれかの経験を有すること</p> | <p>下記の5)～7)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(水泳プール^{※8}を除く収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務(水泳プール^{※8}の運営を除く)に関する下記のエ)又は4)のいずれかの経験を有すること</p> | <p>下記の8)又は9)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(水泳プール^{※8}の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務(水泳プール^{※8}の運営)に関する下記のエ)又は4)のいずれかの経験を有すること</p> |
| <p>5) 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している4ha以上の都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園等) 6) 都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 7) レクリエーション施設^{※4}又は観光・商業施設^{※5}で、園地^{※6}管理を行っている施設</p> | | <p>8) 都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園で、水泳プール^{※8}を含む都市公園 9) レクリエーション施設^{※4}又は観光・商業施設^{※5}で、水泳プール^{※8}を含む園地^{※6}管理を行っている施設</p> | | | | |
| | <p>7) 延べ2年以上の総括責任者^{※2}の経験 4) 延べ3年以上の業務責任者^{※3}の経験 3) 総括責任者^{※2}又は業務責任者^{※3}の経験を有し、かつ技術士(建設</p> | <p>エ) 延べ2年以上の業務責任者^{※3}の経験 4) 延べ3年以上の業務経験</p> | | | | |

| | | | | | | |
|------|--|---|---|------------|---|---|
| | 部門：都市及び地方計画) 又は技術士 (総合技術監理部門：建設) の資格を有する者 | | | 1級造園施工管理技士 | | |
| 資格 | — | — | — | 1級造園施工管理技士 | — | — |
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者^{*3}は、平成31年2月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。 ・上記①の業務責任者^{*3} 1名を総括責任者^{*2}とすること。 ・共同体にあっては、上記①の総括責任者^{*2}は代表企業に所属する者とする。 ・総括責任者^{*2}及び総括責任者以外の業務責任者^{*3}は、原則、実施期間中専任^{*9}とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者^{*2}又は総括責任者以外の業務責任者^{*3}を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。 ・総括責任者^{*2}は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者^{*3}は他業務の業務責任者^{*3}を兼務することができる。 ・開園期間中は、上記①の業務責任者（総括責任者^{*2}）が勤務する場合を除き、上記②～⑤の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～⑤が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず上記①の業務責任者（総括責任者^{*2}）が勤務する場合を除き、上記②～⑤の業務責任者を2人以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、上記①～⑤の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること（ただし、事故等やむを得ない事由により事前に承諾を得られない場合を除く）。 ・主な業務従事（勤務）場所は、管理事務所（別添4）とすることを想定している。 | | | | | |

- ※1：業務の経験は、契約書等により実施が確認できるものに限る（共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる）。
- ※2：総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等設置管理運営業務を行う場合及び収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。
- ※3：業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。
- ※4：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）。
- ※5：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売等多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの（例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等）。
- ※6：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地（移動可能なプランター等の植物管理は含まない）。
- ※7：レジャープール：流水プール・造波プール・ウォータースライダープール等レジャー目的に使用されるプール。
- ※8：水泳プール：屋内・屋外に関わらず、水面積260m²以上のもの。

- ※9：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。
- ※10：ただし、業務責任者とは別に、ア) 又はイ) のいずれか一方の資格要件を満たす者を「業務責任者を補佐する者」として配置する場合においては、「業務責任者を補佐する者」が満たしていない方の要件を満たす者を「業務責任者」として配置することができるものとする。

3.4. 共同体での入札について

本業務は、本実施要項 3.2. で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務を包括的に管理すること。

- a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
 - ア) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
 - イ) 企画運営管理業務
 - ウ) 施設・設備維持管理業務
 - エ) 植物管理業務
 - オ) 収益施設等設置管理運営業務
- b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記 a) ア) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業とする。
- c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局はその事情を検討の上、可否の決定をするものとする。
- d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3.1. a) から k) の全ての要件を満たすこと。
- e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

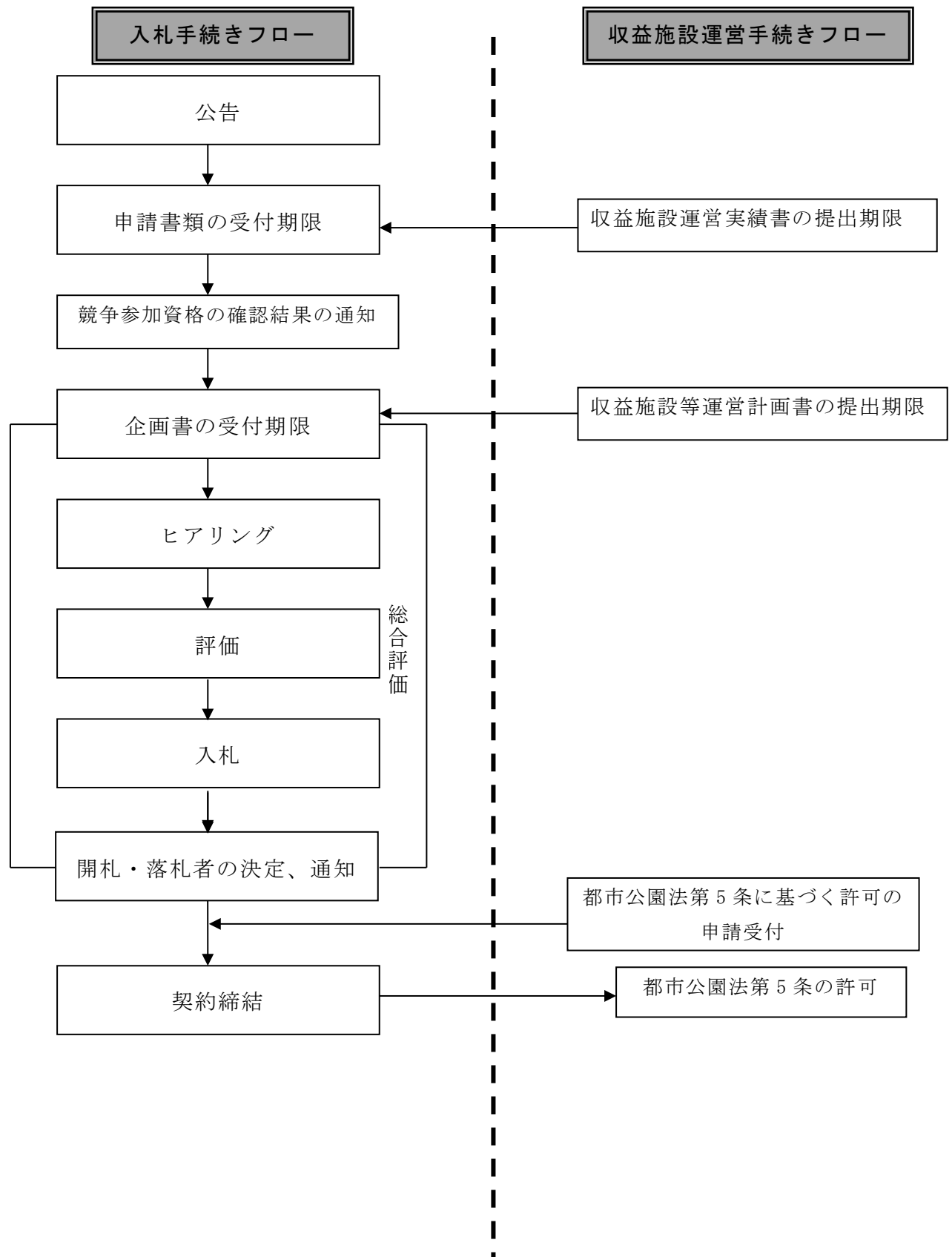
4. 入札に参加する者の募集に関する事項

4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ① 公告 | : 平成 30 年 4 月 27 日 |
| ② 現場見学可能期間 | : 平成 30 年 4 月 27 日～平成 30 年 9 月 20 日 |
| ③ 入札等に関する質疑応答 | : 平成 30 年 4 月 27 日～平成 30 年 9 月 14 日 |
| ④ 申請書類の受付期限 | : 平成 30 年 6 月 1 日 |
| ⑤ 競争参加資格の確認結果の通知 | : 平成 30 年 6 月 21 日 |
| ⑥ 企画書・収益施設等運営計画書の受付期限 | : 平成 30 年 7 月 30 日 |
| ⑦ ヒアリング | : 平成 30 年 8 月 22 日（予備日：8 月 23 日） |
| ⑧ 評価 | : 平成 30 年 7 月 30 日～平成 30 年 9 月中旬 |
| ⑨ 入札 | : 平成 30 年 9 月 21 日 |
| ⑩ 開札 | : 平成 30 年 9 月 25 日 |
| ⑪ 落札予定者の決定 | : 平成 30 年 10 月下旬 |
| ⑫ 契約締結 | : 平成 30 年 11 月下旬 |

※ 現場見学と併せて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

※ 現場見学は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。



4.2. 入札実施手続

4.2.1 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務に係る入札金額（ただし、収益施設等設置管理運営業務に要する費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類並びに、企画書及び収益施設等運営計画書（以下、「企画書等」という。）を提出する。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等設置管理運営業務に要する費用は含まない）の108分の100に相当する金額を記載すること。なお、提出された申請書類及び企画書等は、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

4.2.2 申請書類の内容

① 競争参加資格確認申請書（様式1-1）

② 企業の業務実績（様式1-2）

※面積、植栽地、遊具等を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）

※図面等で植栽地、遊具等を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

③ 業務責任者の業務実績（様式1-3）

※面積、植栽地、遊具等を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地、遊具等を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を添付すること。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

④ 守秘性に関する要件（様式1-4）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

⑤ 業務実施体制（様式1-5）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

⑥ 実施方針（様式1-6）

※年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

⑦ 再委託又は下請負の予定（様式1-7）

⑧ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式1-3に添付のこと）

⑨ 申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

⑩ 業務経歴証明書（様式1-8）

⑪ 収益施設運営実績書（様式1-9）

⑫ 共同体で参加する場合の協定書の写し

⑬ 誓約書（様式 1 - 10）

4.2.3 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項 5. で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、標準評価項目等の詳細については本実施要項表 9 を参照のこと。

① 表紙（様式 2 - 1）

② 企画提案

- ア) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案（様式 2 - 2 - 1）
- イ) 利用者満足度の確保に関する提案（様式 2 - 2 - 2）
- ウ) 公園特性を活かした植物管理に関する提案（様式 2 - 2 - 3）
- エ) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案（様式 2 - 2 - 4）
- オ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案（様式 2 - 2 - 5）
- カ) 情報受発信に関する提案（様式 2 - 2 - 6）
- キ) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案（様式 2 - 2 - 7）
- ク) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案（様式 2 - 2 - 8）
- ケ) 緊急時及び非常時の対応に関する提案（様式 2 - 2 - 9）
- コ) 自主事業に関する提案（様式 2 - 2 - 10）
- カ) 収益施設の運営に関する提案（様式 2 - 2 - 11）

なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。開始年月の記載のない提案は初年度から実施するものとする。また、企画提案によって設計数量を変更する場合には、必ず③の改善提案も行うこと。

③ 改善提案（様式 2 - 2 - 12）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容・数量、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合には、該当工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所をそれぞれ示すこと。改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。

④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組（様式 2 - 2 - 13）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定があるか。該当することを証明する資料を添付すること。

4.2.4 収益施設等運営計画書

様式 3 「収益施設等運営計画書」を提出する。

4.2.5 ヒアリングの実施

a) 企画書に関するヒアリング

ヒアリングでは、実施方針及び企画書等に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

ア 実施場所：関東地方整備局

イ 実施期間：別途通知

ウ ヒアリング時間：別途通知

エ 出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

4.2.6 その他

a) 競争参加資格の確認及び企画書等の評価は、申請書類及び企画書等の資料提出期限の日をもって行うものとする。

b) 申請書類及び企画書等の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

c) 関東地方整備局は、提出された申請書類及び企画書等の資料を、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

d) 提出された申請書類及び企画書等の資料は、返却しない。

e) 提出期限以降における申請書類及び企画書等の資料差し替え及び再提出は認めない。

f) 落札者は、様式1-10（第2面）及び電磁記録媒体（CD-R等）を提出するものとする。詳細は様式1-10を参照すること。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、関東地方整備局が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者で構成される関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の意見を聴取し、評価を行うものとする。なお、入札参加者は企画書と同時に、収益施設等運営計画書を提出し、落札後、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置管理許可申請を行わなければならない。

5.1. 事業者決定に当たっての質の評価項目の設定

事業者を決定するための評価は、提出された企画書等の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査）、また、効果的なものであるか等（提案項目審査等）について行うものとする。（本実施要項表9を参照のこと。）

5.1.1 基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表9の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計50点）。さらに、実施体制に係る項目においては、最低水準を超える部分についてその内容に応じ得点を与える（加算点計10点）。なお、最低水準を1つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

5.1.2 提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表9の提案項目について審査を行う（加算点計180点）。

様々な公園施設の維持管理と収益施設等の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準（質）の向上や公園利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

5.1.3 加算点項目審査

加算点項目審査においては、表9のとおり審査を行う（加算点計3点）。

なお、共同体の場合については、代表企業の認定状況について評価を行う。（代表企業とは3.4.b)に規定する企業をいう。）

表9 評価項目及び得点配分

| 項目 | 区分 | 項番 | 評価項目 | 得点配分 | | 様式 |
|-----------------------|-------------------------|---|--|------|----------------------------|-------------------|
| | | | | 基礎点 | 加算点 | |
| 基本項目 | 業務共通 | | | | | |
| | 1) 実施体制 | 1 | 各業務の業務水準が維持される体制であるか（共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか）。 | 0/10 | 0～5 | 様式 1-2～ 1-8 |
| | | 2 | 提案された内容が実現可能な体制であるか。 | 0/10 | 0/5 | |
| | 2) 業務に対する認識 | 3 | 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。 | 0/10 | — | |
| | | 4 | 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。 | 0/10 | — | |
| 3) 現行基準レベルの質の確保の実態 | 5 | 各業務の提案内容は、関東地方整備局の要求水準（実施要項1.3.1及び1.3.2）が確保されているものとなっているか。 | 0/10 | — | 様式 2-2-1 ～ 2-2-12 | |
| 提案項目 | 企画提案 | | | | | |
| | 1) 目標とする公園利用者数の確保 | 6 | 有料区域の年間及び四半期ごとの公園利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う）。 | — | 0～15 | 様式 2-2-1 |
| | 2) 利用者満足度の確保 | 7 | 年間及び四半期ごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度数の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う）。 | — | 0～15 | 様式 2-2-2 |
| | 3) 公園特性を活かした植物管理 | 8 | 本公園のチューリップと秋の大規模花修景に係る花修景の観賞に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保や周辺環境と調和しつつ公園内の自然資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う）。 | — | 0～10 | 様式 2-2-3 |
| | 4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理 | 9 | 本公園の日本庭園、盆栽苑の機能を発揮させるための維持管理方法及び公園全体の景観コントロール方法について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、花みどり文化センターの年間の利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う）。 | — | 0～10 | 様式 2-2-4 |
| | 5) 多様な利用プログラムの提供 | 10 | 本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用した利用プログラムの開催回数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う）。 | — | 0～10 | 様式 2-2-5 |
| | 6) 情報受発信 | 11 | マスコミ報道件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う）。 | — | 0～10 | 様式 2-2-6 |
| | 7) 地域との連携活動・市民との協働活動 | 12 | 周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。 | — | 0～15 | 様式 2-2-7 |
| 8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法 | 13 | 本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、公園スタッフ（職員、臨時職員、アルバ | — | 0～15 | 様式 2-2-8 | |

| | | | | | | |
|-------|---------------------------------------|----|---|------|-------|----------------------|
| | | | イト、その他関係従事者)に関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。 | | | |
| | 9) 緊急時及び非常時の対応 | 14 | 具体的な緊急事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないためのハード面・ソフト面での対応策について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、繁忙期において、混乱回避のための体制構築も含めた対応策について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。 | — | 0~15 | 様式 2-2-9 |
| | 10) 自主事業の提案 | 15 | 自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。 | — | 0~20 | 様式 2-2-10 |
| | 11) 収益施設の運営に関する提案 | 16 | 公園利用者サービスの質的な向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。 | — | 0~20 | 様式 2-2-11 様式 3 |
| | 従来の実施方法に対する改善提案 | | | | | |
| | 12) 各業務の最低水準(現行基準)として示された仕様書に対する、改善提案 | 17 | 質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。 | — | 0~25 | 様式 2-2-12 |
| 加算点項目 | ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組 | | | | | |
| | 13) 認定状況 | 18 | ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代法、又は若者雇用促進法に基づく認定を受けているか。 | — | 0~3 | 様式 2-2-13 |
| 合計得点 | | | | 0~50 | 0~193 | |

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き革に係る基準を満たす者に限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

5.2. 事業者決定に当たっての評価方法

5.2.1 事業者の決定方法

- a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記5.2.2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- c) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き事業者を決定するものとする。

5.2.2 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項表9により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

$$(\text{評価値}) = (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点})$$

(2) 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$(\text{価格評価点}) = (\text{価格点}) \times (1 - (\text{入札価格}) / (\text{予定価格}))$$

なお、価格点は30点とする。

(3) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項表9の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

$$(\text{技術評価点}) = 60 \times (\text{技術点}) / (\text{技術点の満点})$$

なお、本業務における技術点の満点は243点(基礎点50点+加算点193点)とする。

(4) 基本項目審査の評価方法

基本項目審査については、本実施要項表10の評価基準を満たしているかによって評価する。

表10 実施体制の様式1-5-2の加算点は、提案内容に対する具体性、実現性等を総合的に勘案して、原則として本実施要項表11の3段階評価に基づいて評価をする。

表 10 基本項目審査の評価基準

| 区分 | 評価項目 | 評価基準 |
|-----------------|---|--|
| 実施体制 | <p>各業務の業務水準が維持される体制であるか。 (共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか)</p> | <p>提案する運営内容に対して提案する職務区分・人数が適切に明示されている(様式1-5-1)。なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える(様式1-5-2)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案がなされている。(組織面、費用面の対応が適切に明示されている。) |
| | <p>提案された内容が実施可能な体制であるか。</p> | <p>提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が行われている。 現地体制及び繁忙期の現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を含め適切に明示されている(様式1-5-1)。なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える(様式1-5-3)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における代替性等の確保の観点から、申請書類の提出期限の日時点で、申請した総括責任者以外に同一企業内に表8に示す総括責任者の業務実績を有している者(代替総括責任者)が1名以上在籍し、申請した総括責任者に事故等があった場合、速やかに配置できる体制が確保されている。なお、代替総括責任者は、本業務の実施期間中、専任規定のある工事又は業務には従事することはできない(本業務は除く)。 |
| 業務に対する認識 | <p>本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。</p> | <p>年間業務計画(様式1-6添付)に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。</p> |
| | <p>本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。</p> | <p>企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。</p> |
| 現行基準レベルの質の確保の実態 | <p>各業務の提案内容は、要求水準(本実施要項1.3.1及び1.3.2)が確保されているものとなっているか。</p> | <p>仕様書に定める管理水準を満足させる企業の業務実績、配置予定者の業務経験の明示があり、これらを踏まえた様式2-2-1~2-2-12の提案内容について実現性が高いものとなっている。</p> |

(5) 提案項目審査の評価方法

提案項目審査は以下のとおりとする。

提案項目審査の企画提案のうち、包括的な質に関する提案項目については、提案した数値（目標値）とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（0点）ものとする。

上記以外の提案項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表 11 の 3 段階評価に基づいて評価する。なお、①関係法令に違反する提案、②入園料等を増減させる提案、③開園日時を変更させる提案（主催イベント等仕様書で明示してあるものは除く）については、内容の如何に問わず評価しないものとする。

表 11 基本項目審査（様式 1-5-2）及び提案項目審査における評価基準と評価係数

| 評価基準 | | 評価係数 |
|------|---------------------------------------|---------|
| 優 | 全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。 | 配点×1.00 |
| 良 | 一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。 | 配点×0.50 |
| 可 | 特に評価すべき提案が見られない。 | 配点×0.00 |

(6) 加算点項目審査の評価方法

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組の評価は下記のとおり区分して評価する。

- ① えるぼし認定企業（第 3 段階）（3 点）
- ② えるぼし認定企業（第 2 段階）、プラチナくるみん認定企業又はユースエール認定企業（2 点）
- ③ えるぼし認定企業（第 1 段階）又はくるみん認定企業（旧認定基準、新認定基準）（1 点）
- ④ 一般事業主行動計画の策定（0.5 点）
- ⑤ 認定なし（0 点）

※注

- ・ えるぼし認定企業：女性活躍推進法第 9 条の認定を受けた企業（ただし、第 1 段階及び第 2 段階の認定については、労働時間等の働き方に係る基準を満たさない場合は評価しない。）
- ・ くるみん認定企業：次世代法第 13 条の認定を受けた企業
旧認定基準：次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準（同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置含む）
新認定基準：次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令

第 31 号) による改正後の認定基準

- ・プラチナくるみん認定企業：次世代法第 15 条の 2 の特例認定を受けた企業
- ・ユースエール認定企業：若者雇用促進法第 12 条の認定を受けた企業
- ・一般事業主行動計画の策定：女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の企業に限る。）
- ・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて評価する。
- ・共同体の場合については、代表企業の認定状況について評価を行う。

5.2.3 留意事項

関東地方整備局は、事業者が決定したときは、遅滞なく、事業者の氏名若しくは名称、落札金額、事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙 11～47 とおりである。

7. 事業者で使用させることができる国有財産に関する事項

7.1. 施設

別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」、別紙3「収益施設一覧」による。

7.2. 設備

- a) 使用できる設備については、本業務に関係する建物・設備全てとする（別紙21「提供施設等一覧」を参照のこと）。
- b) 本業務に支障を来さない範囲において、事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

8. 事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

8.1. 報告について

8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙5「共通仕様書」による。

8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙5「共通仕様書」による。

8.1.3 業務報告書

別紙5「共通仕様書」による。

8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるに当たり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 調査職員

① 総括調査員

国営昭和記念公園事務所長（予定）

② 主任調査員

国営昭和記念公園事務所副所長（代表）（予定）

国営昭和記念公園事務所総務課長（予定）

国営昭和記念公園事務所総務課建設専門官（予定）

国営昭和記念公園事務所工務課長（予定）

国営昭和記念公園事務所調査設計課長（予定）

③ 調査員

国営昭和記念公園事務所工務課工務係長（予定）

国営昭和記念公園事務所工務課建設設備係長（予定）

国営昭和記念公園事務所調査設計課調査設計係長（予定）

(2) 検査・監督体制

- a) 事業者は、各年度ごとの業務を完了したときは、遅延なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以下「完了報告書等」という）に成果物を添えて、関東地方整備局に提出すること。
- b) 関東地方整備局は、事業者からの成果物、完了報告書等を受領したときは、その日から10日以内に支出負担行為担当官関東地方整備局長が指定した職員により検査を行うものとする。

8.2. 調査への協力

- a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- b) 立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3. 指示について

関東地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5. 個人情報の取り扱い

別紙 5 「共通仕様書」第 8 章による。

8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

8.6.1 業務の開始及び中止

- a) 事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- b) 事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め関東地方整備局の承諾を受けなければならない。

8.6.2 公正な取り扱い

- a) 事業者は、本業務の実施に当たって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- b) 事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有

無等により区別してはならない。

8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、収益施設等設置管理運営業務として行う場合等、関東地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9.に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、関東地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについては、関東地方整備局が負担する。

8.6.10 再委託又は下請負の取り扱い

- a) 事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託又は下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

- ・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料等の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

- c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で関東地方整備局の承諾を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- d) 事業者は、上記 b) 及び c) により再委託を行う場合には、事業者が関東地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- e) 上記 b) から d) までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

8.6.11 契約解除

関東地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
- b) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8.6.12 契約解除時の取り扱い

- a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、関東地方整備局は事業者に対し、

当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

- b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a) の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として関東地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。
- c) 関東地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を関東地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- d) 関東地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8.6.13 契約内容の変更

関東地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、関東地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と関東地方整備局が協議するものとする。

8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について関東地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について関東地方整備局と協議を行い、関東地方整備局の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、関東地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、共通仕様書第 34 条に規定する必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

8.6.18 業務評定について（案）

本業務においては関東地方整備局が、毎年度（平成 31～33 年度）業務終了後に当該

年度の業務評定（以下、「単年度評価」という）を実施するとともに、3年目（平成33年度）の業務終了後に3年間を通しての業務評定（以下、「3箇年評価」という）を実施する。なお、平成30年度分については、業務評定を実施しない。評定については事業者へ通知し、関東地方整備局ホームページ等により公表するものとする（詳細は、別紙48「業務評定」を参照のこと）。また、評定については、本公園の国営公園運営維持管理業務の次回入札時における評価事項の一つとし、単年度評価が2回以上「不可」の実績となり、かつ3箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時において、5.1. 表9評価項目及び得点配分の加算点の合計得点から15点を減点する。

なお、評価にあたっては、運営維持管理の責任によらない事由を考慮する。

9. 事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- a) 関東地方整備局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、関東地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、関東地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- b) 事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について関東地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は関東地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

10.1. 調査方法

関東地方整備局は、事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

10.2. 実施状況に関する調査の時期

関東地方整備局は、10.3の調査項目に関する内容について、総務大臣が評価（平成33年7月を予定）を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について平成33年3月31日時点における状況を調査する。

10.3. 調査方法及び項目

本実施要項「1.3. サービスの質の設定」により設定した事項。

10.4. 関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会への報告

関東地方整備局は、上記の調査についてとりまとめた本業務の実施状況等について、上記の評価を行うために、平成33年6月を目途に総務大臣及び監理委員会に提出するものとする。関東地方整備局は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11.1. 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

関東地方整備局は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立ち入り検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要等を監理委員会へ報告することとする。

11.2. 関東地方整備局の監督体制

- 1) 本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- 2) 本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8.1.4 により行う。

11.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等

11.3.1 罰則等

- a) 本業務における入園料等の管理に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- b) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・本実施要項 8.1.1 による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8.1.4 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・正当な理由なく、本実施要項 8.3.1 による指示に違反した者
- c) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 b) の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 b) の刑を科されることとなる。

11.3.2 会計検査について

事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は関東地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

H30-34 国営昭和記念公園
運営維持管理業務

別紙資料

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

実施要項に関連する別紙・様式

| 分類 | 資料No | 資料名 | 頁番号 |
|--------------------|------|--|--------|
| 業務の内容を示す書類 | 別紙1 | 主要公園施設一覧 | 別紙 1 |
| | 別紙2 | 主要建築物一覧 | 別紙 2 |
| | 別紙3 | 収益施設一覧 | 別紙 4 |
| | 別紙4 | 国営昭和記念公園運営維持管理基本方針 | 別紙 5 |
| | 別紙5 | H27-30国営昭和記念公園運営維持管理業務 共通仕様書 | 別紙 15 |
| | 別紙6 | H27-30国営昭和記念公園 運営維持管理業務 個別仕様書(本業務全体の計画立案及びマネジメント) | 別紙 44 |
| | 別紙7 | H27-30国営昭和記念公園 運営維持管理業務 個別仕様書(企画運営管理) | 別紙 49 |
| | 別紙8 | H27-30国営昭和記念公園 運営維持管理業務 個別仕様書(施設・設備維持管理) | 別紙 66 |
| | 別紙9 | H27-30国営昭和記念公園 運営維持管理業務 個別仕様書(植物管理) | 別紙 88 |
| | 別紙10 | H27-30国営昭和記念公園収益施設等管理運営規定書 | 別紙 111 |
| 従来の実施状況に関する情報の開示資料 | 別紙11 | 従来の実施状況に関する情報の開示 | 別紙 210 |
| | 別紙12 | 精算報告書 | 別紙 217 |
| | 別紙13 | 公園利用者数(団体、パスポート、無料区を含めた公園利用者数及びその計測方法) | 別紙 219 |
| | 別紙14 | 利用者アンケート | 別紙 224 |
| | 別紙15 | イベントリスト(実績) | 別紙 231 |
| | 別紙16 | マスコミ等による報道件数 | 別紙 242 |
| | 別紙17 | ホームページ総アクセス件数 | 別紙 243 |
| | 別紙18 | 開園時間延伸状況 | 別紙 244 |
| | 別紙19 | 混雑時の状況 | 別紙 246 |
| | 別紙20 | 循環水・中水の特殊な管理方法の対応について | 別紙 247 |
| | 別紙21 | 提供施設等一覧 | 別紙 248 |
| | 別紙22 | リース物件(リスト) | 別紙 257 |
| | 別紙23 | 備品以外の残存物品関係(リスト) | 別紙 258 |
| | 別紙24 | 貸与車両の使用状況・維持管理状況 | 別紙 259 |
| | 別紙25 | 園内施設利用状況 | 別紙 273 |
| | 別紙26 | 危機管理対応実績<事故対応><自然災害対応> | 別紙 277 |
| | 別紙27 | 入園券セット券等提携先 | 別紙 278 |

| | | | |
|--------------------|----------------|----------------------------|--------|
| | 別紙28 | 職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置 | 別紙 279 |
| | 別紙29 | 総括責任者による外部会議への出席 | 別紙 285 |
| | 別紙30 | 苦情、要望等対応処理 | 別紙 287 |
| 従来の実施状況に関する情報の開示資料 | 別紙31 | ボランティア活動 | 別紙 290 |
| | 別紙32 | 行催事開催時の広報(紙媒体)実績 | 別紙 296 |
| | 別紙33 | プレスリリース資料実績 | 別紙 298 |
| | 別紙34 | レンタルサーバー維持管理費実績 | 別紙 304 |
| | 別紙35 | 車椅子、ベビーカーの利用件数 | 別紙 306 |
| | 別紙36 | 巡視計画書 | 別紙 309 |
| | 別紙37 | 建物及び工作物に関する修繕履歴 | 別紙 341 |
| | 別紙38 | 清掃場所、箇所、内容、方法、頻度等 | 別紙 356 |
| | 別紙39 | リサイクル(実績) | 別紙 365 |
| | 別紙40 | 廃棄物の取扱(対処方法、経費、排出量等) | 別紙 366 |
| | 別紙41 | 薬剤、肥料、土壌改良材リスト | 別紙 367 |
| | 別紙42 | 薬剤散布 | 別紙 370 |
| | 別紙43 | マツ枯れ等防止薬剤樹幹注入実績 | 別紙 371 |
| | 別紙44 | 日本庭園研究会及び盆栽苑における外部有識者による指導 | 別紙 372 |
| | 別紙45 | 植物性廃棄物の取扱 | 別紙 373 |
| 別紙46 | 収益施設利用者数、売り上げ等 | 別紙 374 | |
| 別紙47 | 臨時物販施設等一覧 | 別紙 397 | |
| その他 | 別紙48 | 業務評定 | 別紙 403 |

| 分類 | 新資料No | 資料名 | 頁番号 |
|----|-----------|--------------|--------|
| 様式 | 様式1-1 | 競争参加資格確認申請書 | 別紙 404 |
| | 様式1-2 | 企業の業務実績 | 別紙 405 |
| | 様式1-3 | 業務責任者の業務実績 | 別紙 406 |
| | 様式1-4 | 守秘性に関する要件 | 別紙 408 |
| | 様式1-5 | 業務実施体制 | 別紙 409 |
| | 様式1-6 | 実施方針 | 別紙 414 |
| | 様式1-7 | 再委託または下請負の予定 | 別紙 416 |
| | 様式1-8 | 業務経験証明書 | 別紙 418 |
| | 様式1-9 | 収益施設運営実績書 | 別紙 419 |
| | 様式1-10 | 誓約書 | 別紙 423 |
| | 様式2-1 | 表紙(企画書) | 別紙 429 |
| | 様式2-2-1~1 | 企画提案 | 別紙 430 |
| | 様式2-2-12 | 改善提案 | 別紙 441 |
| | 様式2-2-13 | 適合状況 | 別紙 442 |
| | 様式3 | 収益施設運営計画書 | 別紙 445 |

主要公園施設一覧

| ゾーン名 | 面積 (ha) | 名称 | 主要施設 |
|-----------------|---------|------------------|---|
| みどりの文化ゾーン | 12.7 | | 花みどり文化センター、ゆめひろば、浮游の庭（花みどり文化センター一屋上）、総合案内所、管理事務所、 |
| 展示施設ゾーン | 9.2 | 立川口広場（であいの広場）※1 | 花壇広場、芝生広場、サイクリングセンター、一輪車コーナー、立川口駐車場（普通車、大型車、二輪車、身障者用） |
| | 7.4 | ふれあい広場 | 芝生広場（16,900m ² ）、ふれあい橋（全長140m）、レストラン |
| | 0.4 | かたらいの道 | カナール全長200m、噴水、パーゴラ |
| | 0.6 | ドッグラン | オープンアクティブエリア、くつろぎエリア、小型犬エリア、ピギナーズエリア、メンテナンスクローズエリア |
| 水のゾーン | 7.7 | 西立川口広場（さざなみ広場）※1 | 西立川口広場、さざなみ広場、サイクリングセンター、西立川口駐車場（普通車、二輪車、身障者用）、レストラン |
| | 0.1 | 西立川駅橋上通路 | |
| | 4.3 | レインボープール | 水面積 クローバープール 2,900m ² スライダープール 160m ² 流水プール 3,060m ² 大波プール 4,000m ² スライダー 98m×1本、77m×1本、53m×1本、27m×1本 保有水量 9,655m ³ |
| | 1.7 | 水遊び広場※2 | 水面積 幼児プール 240m ² モニュメントプール 1,491m ² |
| | 8.0 | 水鳥の池 | 水面積 51,000m ² （平均水深1.5m、最大水深3m） 貸ボート場 |
| | 9.0 | 花木園 | 花木園展示棟 |
| | 3.0 | バードサンクチュアリー | 陸域 26,000m ² 水域 4,000m ² |
| 水のゾーン 広場ゾーン | 0.2 | 残堀川緩傾斜護岸 | 芝生、水面 |
| 昭島口広場（みずたま広場）※1 | 1.1 | 昭島口広場（みずたま広場）※1 | ブロック広場 |
| | 7.4 | 溪流広場 | 水面積 4,910m ² （全長700m）、レストラン |
| | 25.2 | みんなの原っぱ | 芝生広場（58,600m ² ）、さくらの園、東花畑（5,577m ² ）、西花畑（5,757m ² ）、小型遊具、わんぱくゆうぐ、ディスクゴルフコース9ホール |
| | 0.1 | トンボの湿地 | 面積 1,700m ² 木道 |
| | 2.5 | うんどう広場 | 芝生舗装 |
| | 1.5 | バーベキューガーデン | 洗い場3箇所 |
| | 1.5 | スポーツエリア | ホースシューズ3面（21m×6m、内子供用1面 11m×6m） クロッカーコート2面（32m×25.5m、内人工芝共用コート1面） ローンボウルスコート1面（35m×26m 5リンク） ペタンクコート9面（17m×14m） フットサルコート2面（38m×18m） 3on3コート3面（15m×14m） |
| | 2.7 | 多目的広場 | |
| | 4.8 | 林間広場 | ディスクゴルフコース9ホール |
| 森のゾーン | 9.2 | こどもの森 | ワクワク広場、地底の泉、森のとりで、虹のハンモック、森の家、工芸の森、ちびっこの森、太陽のピラミッド、霧の森、雲の海、ドラゴンの砂山、石の谷 |
| | 8.2 | 砂川口広場（こもれび広場）※1 | 芝生広場、サイクリングセンター、砂川口駐車場（普通車、大型車、二輪車、身障者用） |
| | 1.2 | 玉川上水口広場 | 芝生広場 |
| | 5.9 | 日本庭園 | 水面積約6,300m ² 、池泉回遊式庭園、歎楓亭、盆栽苑750m ² |
| | 2.1 | 緑のリサイクルセンター | 堆肥化施設、作業ヤード、一般ゴミ処理場 |
| | 7.8 | こもれびの丘 | 雑木林、花畑（10,490m ² ） |
| | 5.0 | こもれびの里 | 里の農家、こもれびの里作業小屋、休憩室棟、便所棟、水車小屋、上池（2,000m ² ）、下池（200m ² ）、田んぼ、畑 |
| | 21.3 | 外周緑地帯 | |
| 計 | 169.4 | | |

下線は利用料金を徴収する施設や物販施設（以下「収益施設」という。）を示す。

※1 広場の（ ）は各ゲートの有料区域側広場の名称。

※2 レインボープールの開設準備・運営・撤去期間は収益施設として運営し、それ以外の期間は公園施設として管理する。

主要建築物一覧

| ゾーン名 | 種類 | 建物番号 | 数 | 設置箇所 |
|-----------------|------------|---|-------------------|--|
| 緑の文化ゾーン / 管理事務所 | 管理事務所 | 1,1-1,4, 119 | 3 | 管理事務所 (1,867.72 m ²)、ELV 棟(14.55 m ²)、車庫 (281.94 m ²)、センター管理詰所 (21.16 m ²) |
| | 便所 | 114,113, 112, 108 | 4 | センタートイレ棟№44、昭和天皇記念館№45、花みどり文化センター№46、総合案内所№47 |
| | 花みどり文化センター | 112 | 1 | ギャラリー・研修室 (4,801.68 m ²) |
| | 総合案内所 | 108 | 1 | ホール・案内所 (966.08 m ²) |
| | 昭和天皇記念館 | 113 | 1 | 展示室・事務室 (678.56 m ²) |
| 展示施設ゾーン | 管理棟 | 238 | 1 | ドッグラン(5.56 m ²) |
| | サイクルセンター | 15, 103-1 | 1 | 立川口(841.21 m ²) |
| | 便所 | 15, 17, 17-1,16, 5,5-1,6, 6-1,7,21 | 9 | №1、立川口サイクルセンター№2、立川口売店近く№3、立川口駐車場№4、№5、立川口駐車場№6、№7、№8、ふれあい広場レストラン№48 |
| | ゲート | 2,3, 23, 3-1, 234 | 5 | 立川口北(478.00 m ²)、立川口南(470.41 m ²)、立川口サイクルセンター入口 (27.00 m ²)、チケット売り場 (9.83 m ²)、立川口駐車場(54.06 m ²) |
| | レストラン | 21 | 1 | ふれあい広場(366.20 m ²) |
| | 倉庫 | 237 | 1 | ドッグラン(5.72 m ²) |
| | あづまや | 136, 137 | 2 | ドッグラン(9.00 m ²)(9.00 m ²) |
| | 機械棟 | 126 | 1 | 立川口(30.92 m ²) |
| 水のゾーン | 管理棟 | 18, 33, 57 | 3 | ガイドボランティア休憩所 (52.25 m ²)、プール管理棟・ロッカー棟 (2,509.24 m ²)、花木園 (331.65 m ²) |
| | サイクルセンター | 48, 103-2 | 1 | 西立川口(565.09 m ²) |
| | 便所 | 8,8-1,109,24,24-1,31, 39,40,40-1,56, 57 | 10 | さくら橋脇№9、西立川口トイレ棟№15、花木園レストハウス№16、西立川口ゲート№17・18・19 (3)、水遊び広場№22、ボートハウス隣№23、花木園管理棟№24、レインボープール南西 |
| | ゲート | 31, 230 | 2 | 西立川口 (649.15 m ²)、西立川口駐車場 (66.00 m ²) |
| | レストラン | 51 | 1 | レイクサイドレストラン (337.41 m ²) |
| | レストハウス | 24 | 1 | 花木園 (159.55 m ²) |
| | 売店 | 34,35,36 | 3 | 水遊び広場(102.6 m ²) (102.6 m ²) (70.2 m ²) |
| | あづまや | 28,32,231, 232, 233 | 5 | 花木園(16.0 m ²) (16.0 m ²) (16.0 m ²) (16.0 m ²) (5.85 m ²) |
| | シェルター | 41,42,143, 144,145, 146, 148,149, 150, 151, 152, 153 | 12 | レインボープール(37.61 m ²) (246.05 m ²) (249.96 m ²) (211.3 m ²) (162.0 m ²) (121.5 m ²) (64.95 m ²) (64.95 m ²) (64.95 m ²) (4.97 m ²) (4.97 m ²) (4.97 m ²) |
| | 観察舎 | 60 | 1 | バードサンクチュアリ (21.88 m ²) |
| | ボートハウス | 52 | 1 | ボートハウス(55.0 m ²) |
| | 機械棟 | 37, 38, 53, 50, 61 | 5 | 大波プール南西 (212.93 m ²)、(289.95 m ²)、(138.60 m ²)、レインボープール残堀川側 (125.15 m ²)、花木園 (53.00 m ²) |
| | 広場ゾーン | 管理棟 | 11, 11-1, 45, 107 | 3 |
| 便所 | | 9,10,10-1,12,13,142, 14,45,65,65-1,63,62, 70,71,71-1, 72, 72-1,90 | 14 | №10、№11、原っぱ中央№12、原っぱ南№13、原っぱ北№14、昭島口管理棟№20・21、№25、№26、№27、昭島口ゲート脇№28、溪流広場レストラン近く№29、№30、うんどう広場№32 |
| ゲート | | 46 | 1 | 昭島口ゲート (88.37 m ²) |
| レストラン | | 66 | 1 | 溪流広場 (205.82 m ²) |
| レストハウス | | 12, 13, 14 | 3 | みんなの原っぱ中央 (180.44 m ²)、原っぱ南 (172.60 |

| | | | | |
|------|-----------|--|----|--|
| | | | | m ² 、原っぱ北 (172.60 m ²) |
| | あづまや | 155,216,218,156,157,222, 224,227,228,229 | 10 | 林間広場(17.51 m ²) (10.87 m ²)、溪流広場(17.51 m ²)(17.51 m ²) (25.0 m ²)、うどん広場(91.39 m ²)(20.48 m ²)、みんなの原っぱ(25.0 m ²)(68.83 m ²) (10.56 m ²) |
| | 休憩棟 | 138 | 1 | みんなの原っぱ東(108 m ²) |
| | シェルター | 220, 223, 102 | 3 | 溪流広場西 (25.72 m ²)、溪流広場レストラン (175.00 m ²)、原っぱ南溪流広場 (192.26 m ²) |
| | 炊事棟 | 110,111 | 2 | 炊事棟A (100.51 m ²)、炊事棟B (100.51 m ²) |
| | リサイクル施設 | 98,99,99-1,100,120,217 | 4 | リサイクルセンターA棟 (201.26 m ²)・B棟 (1607.61 m ²)・C棟 (488.67 m ²)、堆肥棟 (429.00 m ²) |
| | 機械棟 | 88, 125, 89 | 3 | 芝生広場 (42.75 m ²)、(38.81 m ²)、林間広場 (44.08 m ²) |
| 森ゾーン | 管理棟 | 105, 115 | 2 | 砂川口 (810.00 m ²)、盆栽展示苑 (69.86 m ²) |
| | サイクルセンター | 106 | 1 | 砂川口 (1,013.78 m ²) |
| | 便所 | 104,131,81,82,82-1,132, 76,77,78,84,84-1,87, 106,203,202,96,97,117, 118, 122 | 14 | こどもの森№31・33・34・35・36、玉川上水口№37、砂川口№38・39・40、日本庭園№41・42、こもれびの里№43・49、こもれびの家№50 |
| | ゲート | 86 | 1 | 北西口 (15.39 m ²) |
| | 売店 | 75 | 1 | 森の家隣 (52.96 m ²) |
| | あづまや | 93,94,95, 208,211, 205 | 6 | 日本庭園(77.8m ²) (20.7m ²) (8.69m ²)、こどもの森(20.48m ²)(19.44m ²)、こもれびの池(9.0m ²) |
| | 休憩所 | 92,118,117,127,133,134 | 6 | 日本庭園 (79.93 m ²)、こもれびの里 (213.84 m ²)、(278.28 m ²)、こどもの森 (108.00 m ²)、(108.00 m ²)、(108.00 m ²) |
| | 茶室 | 91 | 1 | 日本庭園 (285.38 m ²) |
| | 木公房 | 79 | 1 | こどもの森 (79.50 m ²) |
| | インフォメーション | 74 | 1 | こどもの森 (205.81 m ²) |
| | 納屋 | 80 | 1 | こどもの森 (69.71 m ²) |
| | 水車小屋 | 214 | 1 | こどもの森 (9.93 m ²) |
| | 外蔵 | 128 | 1 | こもれびの里 (40.90 m ²) |
| | 水屋 | 129 | 1 | こもれびの里 (24.30 m ²) |
| | シェルター | 226 | 1 | ドラゴンの砂山 (10.24 m ²) |
| | ロッカー棟 | 241 | 1 | 31番トイレ左脇 (9.63 m ²) |
| | 長屋門 | D-01 | 1 | こもれびの里(77.66 m ²) |
| | 主屋 | D-02 | 1 | こもれびの里(194.74 m ²) |
| | 内蔵 | D-03 | 1 | こもれびの里(39.58 m ²) |
| | 機械棟 | 69, 73, 85, 124, 130 | 5 | フワフワドーム隣(47.50 m ²)、こもれびの家隣(55.10 m ²)、霧の森 (23.43 m ²)、こどもの森 (30.16 m ²)、機械室 (40.50 m ²) |

※設置箇所を示されている No はトイレ番号を示し、()内は該当建築物の面積を示す。

収益施設一覧

| 公園施設の名称 | | | 許可面積(m ²)※1 | 備考 | |
|---------|---------------|---|---------------------------|----------------|-------------------------------------|
| 1 | 駐車場 | ① | 立川口駐車場 | 68,170 | |
| | | ② | 西立川口駐車場 | 14,400 | |
| | | ③ | 砂川口駐車場 | 15,000 | |
| | | ④ | 高松口臨時駐車場 | 8,000 | 裁量施設 |
| 2 | サイクリング施設 | ① | 立川口サイクリングセンター | 830 | |
| | | ② | 西立川口サイクリングセンター | 620 | |
| | | ③ | 砂川口サイクリングセンター | 618 | |
| 3 | 飲食施設 | ① | ふれあい広場レストラン | 863(内建築 374) | |
| | | ② | レイクサイドレストラン | 781(内建築 336) | |
| | | ③ | 溪流広場レストラン | 2,079(内建築 250) | |
| 4 | 物販施設 | ① | みんなの原っぱ中央売店 | 86 | 自動販売機置場を含む |
| | | ② | みんなの原っぱ南売店 | 68 | |
| | | ③ | 花木園売店 | 56 | |
| | | ④ | 立川口北売店 | 87 | |
| | | ⑤ | 立川口軽飲食売店 | 113 | |
| | | ⑥ | 西立川口売店 | 59 | |
| | | ⑦ | こどもの森売店 | 53 | |
| | | ⑧ | 砂川口売店 | 115 | |
| | | ⑨ | 昭島口管理棟売店 | 370 | |
| | | ⑩ | プール内売店A | 105 | |
| | | ⑪ | プール内売店B | 105 | |
| | | ⑫ | プール内売店C | 72 | |
| 5 | 船遊施設 | ① | 船遊施設 | 278 | |
| 6 | レインボープール | ① | プール、水遊び広場、管理棟、ロッカー棟等 | 63,000 | 営業期間※2 及びその前後の開設準備・撤去期間に限り収益施設として運営 |
| 7 | 園内交通施設 | ① | 停留所 10ヶ所 | 4 | |
| | | ② | 運転手詰め所 | 19 | |
| 8 | 欽楓亭 | ① | 欽楓亭(呈茶) | 5 | |
| 9 | バーベキューガーデン | ① | バーベキューガーデン(うんどう広場用具貸出し含む) | 333 | |
| 10 | 総合案内所カフェ | ① | 総合案内所カフェ | 12 | |
| 11 | 花みどり文化センターカフェ | ① | 花みどり文化センターカフェ | 51 | |
| 12 | その他 | | 自動販売機、コインロッカー、有料シャワー | | |

※1 小数点以下は、四捨五入。

※2 営業期間とは、7月第2土曜日・日曜日、7月第3土曜日から9月第1日曜日までのこと。

ただし、プール内売店C(水遊び広場売店)については、レインボープール営業期間を含む、水遊び広場が利用可能な期間(4月末(ゴールデンウィーク前)の週末から9月最後の週末まで)の営業とする。

国営昭和記念公園
運営維持管理基本方針

平成30年4月

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ | 1 |
| 1. 1 公園建設の基本理念及び基本方針 | 1 |
| 1. 2 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的 | 2 |
| 1. 3 運営維持管理基本方針の位置づけ | 2 |
| 1. 4 運営維持管理基本方針の対象 | 2 |
| 2. 国営昭和記念公園における運営維持管理の基本方針 | 3 |
| 2. 1 国営昭和記念公園の公園づくりの基本理念 | 3 |
| 2. 2 今後の維持管理の基本方針 | 3 |
| 3. 運営維持管理の重点事項 | 7 |

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

1. 1 公園建設の基本理念及び基本方針

国営昭和記念公園は、昭和天皇御在位五十年記念事業の一環として、国が設置した国営公園であり、「緑の回復と人間性の向上」をテーマとして、豊かな緑に囲まれた広い公共空間と文化的内容を備えた公園とすることを目標としている。

「昭和記念公園（仮称）基本問題懇談会（昭和 53 年、54 年）」を経て、「立川飛行場返還国有地の処理の大綱について（昭和 54 年）」に基づき、「天皇陛下御在位五十年記念事業として行う国営昭和記念公園の設置について」が昭和 54 年に閣議決定されており、同時期に以下の基本理念及び基本方針が策定され、現在も引き継がれているところである。

【国営昭和記念公園建設の基本理念】

天皇陛下御在位五十年記念事業の一環として、国は首都近郊に記念公園を建設し、これを永く後世に伝えることとした。この公園は、本事業の趣旨に沿って、「緑の回復と人間性の向上」をテーマに豊かな緑に囲まれた広い公共空間と文化的内容を備えたものとし、現在及び将来を担う国民が自然的環境の中で健全な心身を育み、英知を養う場とする。

【国営昭和記念公園建設の基本方針】

1. 基本的事項

- 1) 国営昭和記念公園は、激動の昭和を静かに顧み、緑豊かな環境の中で新たな時代の連帯と生きがいを求めるための礎石として建設されるものであり、日本を代表する公園として国際的にも特色あるものとする。
- 2) 公園全体の基調は、静かで緑あふれる、新たな空間を構成するものとする。
- 3) 四季おりおりの運動、休養等多様なレクリエーション活動を通じて、人間形成の場となるものとする。
- 4) 広く国民各層の連帯意識の醸成と生きがいの追求に資するため、新しい時代に相応しい格調の高い文化活動の拠点としての性格を有するものとする。
- 5) 大震災火災時の避難地としての機能を併せ有するものとする。
- 6) わが国の伝統的造園技術を生かすとともに、広く現代の技術を結集したものとする。

2. 施設に関する事項

- 1) 昭和の 50 年を顧みるとともに新たな時代の発展を祈念するのにふさわしい記念施設を設置する。
- 2) 豊かな緑と深い樹林地を基調とし、武蔵野の景観を蘇生させるための修景を施すとともに、水を有効に活用する。
- 3) 四季の変化に対応し、豊かな季節感をつくりだす花園を設置するほか、わが国の代

表的な花であるサクラ等を活用した花木園、日本庭園等を設置する。

- 4) 老若男女が自由にのびのびと運動できる施設を設置する。
- 5) 広大な空間に、わが国並びに世界の文化水準の向上に寄与するため、格調の高い文化活動を可能とする施設を設置する。
- 6) 広場、園路等の施設は、大震火災時における広域避難地としての機能が十分発揮できるような規模、構造等を有するものとする。
- 7) 本公園の機能を高度に発揮させるために、園内の交通施設はもとより、来園のための交通施設の整備を図るものとする。

1. 2 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営昭和記念公園は、東京都心部から西へ約 35km に位置し、交通アクセスも整備された都市型公園であり、平成 26 年度以降は年間 400 万人以上の方々に利用されている。

国営昭和記念公園では、昭和 58 年 10 月に「みんなの原っぱ」等約 70ha を第一期開園して以来、順次供用区域を広げ、現在は計画面積 180ha の約 94%にあたる 169.4ha を開園している。平成 13 年度に策定した「基本計画」や平成 29 年に公表した「国営昭和記念公園整備・管理運営プログラム」に基づき、整備・維持管理を進めているところである。

以上のような背景を踏まえ、今後の国営昭和記念公園における維持管理の基本的な考え方を示す「運営維持管理基本方針」を策定した。

1. 3 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、日本を代表する国営公園である国営昭和記念公園が、今後、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①運営維持管理の基本方針
- ②運営維持管理の重点事項

1. 4 運営維持管理基本方針の対象

本運営維持管理基本方針は、既に供用している開園区域を対象としたものであるが、今後追加供用される区域にも適用されるものである。

今後の維持管理においては、駐車場やレストラン等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

2. 国営昭和記念公園における運営維持管理の基本方針

2. 1 国営昭和記念公園の公園づくりの基本理念・基本方針の継承

国営昭和記念公園では、これまで、上述した基本理念・基本方針に基づく公園づくりを進めてきた。今後も、これら基本理念・基本方針を継承するとともに社会情勢の変化などをふまえて整備・維持管理を進めていくこととする。

2. 2 今後の維持管理の基本方針

国営昭和記念公園は、その存在価値や利用価値を、継承・連携・発信していくことにより、わが国を代表する都市公園として先導的な役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進や広域・地域の防災等安全・安心に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に価値があることである。この存在価値は、市場原理になじみにくく、持続的に維持しなければならない根元的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を継承・連携・発信していくためには、国営昭和記念公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国土交通省、運営維持管理事業者、ボランティア、入園者等）が、今後の国営昭和記念公園のあるべき目標・将来像を共有し、国営昭和記念公園のさらなる魅力向上に向けた取組を推進していく必要がある。

なお、国営昭和記念公園は、立川市、昭島市の広域避難場所に指定されているとともに、南関東地域における大規模災害時の政府の応急対策活動拠点である立川広域防災基地に隣接していることから、防災機能を維持し、更なる機能強化を図っていく必要がある。

そのため、今後の国営昭和記念公園における運営維持管理の基本的な考え方として、以下に示す3つの基本方針を設定した。

基本方針 1) わが国を代表する公園として、基本理念及び昭和天皇御在位五十年記念事業の意義を再確認・継承し、整備・管理運営を行う。

- ・ 「緑の回復と人間性の向上」のテーマを継承し、豊かな緑にまつまれた広い公共空間と「みどりの文化」にふさわしい文化活動の維持・向上
- ・ 日本庭園や盆栽苑等の維持管理を通じた、わが国の伝統的造園技術を継承
- ・ 広く国民が四季を通じてふれあえる、心地よく、日本らしい特徴ある自然及び景観の保全・形成

【国営昭和記念公園の実績】

- ・ 四季を通じて様々な花による開花リレーを展開
- ・ 日本庭園や盆栽苑において、日本の伝統的な造園技術を生かしながら、四季折々の自然美を表現
- ・ みんなの原っぱ等の広い公共空間を各種スポーツ大会やイベントの会場、またレクリエーションの場等として活用



【花をテーマとしたイベントの展開】



【日本庭園、盆栽苑、6300 m²の池などを配置した「池泉回遊式庭園」】



【イベントやレクリエーション活動の拠点となるみんなの原っぱ】

基本方針 2) 国営昭和記念公園のポテンシャルを活かし、地域等との連携を強化する。

- ・ 各種ボランティアの育成及び協働を図り、市民参加の公園づくりを推進
- ・ わが国並びに世界の文化水準の向上に寄与する、地域と連携した文化活動の推進
- ・ 周辺地域と連携した、多様な生物の生育・生息環境の創出

【国営昭和記念公園の実績】

- ・ 年間延べ約 14,000 人のボランティア活動による、市民参加の公園づくり
- ・ 立川市等と連携した花火大会、イルミネーション等、500 件/年以上のイベント実施
- ・ 多様な自然環境を保全・再生し、ネットワーク化することで生物多様性向上に寄与

ボランティアの活動

13 団体 約 770 人

- ①こもれびの丘ボランティア
- ②ハーブボランティア
- ③サギソウボランティア
- ④ガイドボランティア
- ⑤こもれびの里クラブ
- ⑥野鳥ボランティア
- ⑦こどもの森ボランティア
- ⑧草笛ボランティア
- ⑨スポーツボランティア
- ⑩野外生け花ボランティア
- ⑪わんわんスタッフ
- ⑫オランダ花の会ボランティア
- ⑬花みどり文化センターボランティア



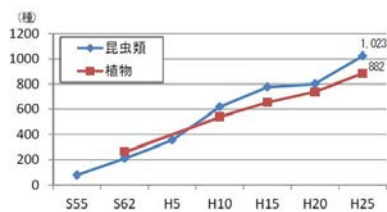
【花火大会】



【ウインターヴィスタ
イルミネーション】



【ゆめひろば】



園内で見られる生物と推移 (昆虫類・植物)



【生物多様性の向上】



基本方針3)「みどりの文化」などに関する情報発信を推進する。

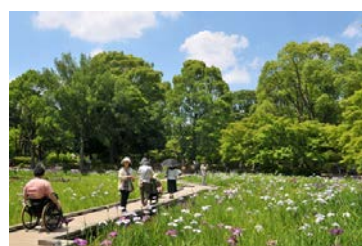
- ・ 昭和という時代を象徴するとともに、国際的にも特徴ある日本を代表する大規模公園として「みどりの文化」を醸成し、発信
- ・ 格調高い文化活動の拠点として、「みどりの文化」の浸透を図り、国民の資質向上に寄与
- ・ 「みどりの文化」に関する現代の英知と技術を広く収集し、発信
- ・ 誰もが安心して楽しめる公園の情報発信

【国営昭和記念公園の実績】

- ・ 自然体験型レクリエーション等、環境学習及び普及啓発の場を提供
- ・ 「都市における緑の文化の創造と発信」のテーマに沿った、みどりの文化ゾーンの運営及び整備
- ・ ユニバーサルデザインの理念に基づく公園整備による、誰もが使いやすい公園づくりの推進



【環境学習イベント】



【障害の有無にかかわらず、多様な世代がふれあえる場の提供】



【みどりの文化の拠点となる花みどり文化センター】

3. 運営維持管理の重点事項

2. で定めた基本方針を基に、今後の国営昭和記念公園の運営維持管理にあたり重点的に取り組む事項を整理した。

(1) 「みどりの文化」の創造・継承

- ・ 日本庭園、盆栽苑をはじめ、伝統的な造園技術の保存、研究、継承に努めます。
- ・ 「みどりの文化」にふさわしい格調高い文化活動について、多様な主体が積極的かつ継続的に知識や技術を学び合える場を提供します。
- ・ 花や食の文化など、楽しむための公園文化の発展を図ります。
- ・ 「みどりの文化」に関する地域住民や造園関係の学会、大学等との連携により、人材育成を進めます。
- ・ 公園から地域に広がっていく「みどりの文化」の浸透を促進します。



2) 優れたランドスケープの創出・継承

- ・ 雄大な景観とヒューマンスケールにあった心地よい景観の両方が調和した空間を創出します。
- ・ 連続性や統一感を高めた、優れたランドスケープを創出・継承していきます。
- ・ トータルランドスケープを意識した景観管理手法の確立をめざします。
- ・ 時を経て絵になる場所、日本らしい特徴ある景観づくりを進めます。



3) 環境保全・緑化の取組

- ・ わが国の伝統的な文化である人間と自然との関わり方を継承していきます。
- ・ 再生可能エネルギーなど、環境技術を活用した CO₂ 削減への取組を推進します。
- ・ 地域の緑の拠点として、環境保全・緑化に努めます。



4) 生きものの環境保全の取組

- ・ 自然環境の保全や多様な生物の生息・生育環境の創出・向上を図ります。
- ・ 周辺環境との連続性を保ち、エコロジカルネットワークの形成を促進します。



5) 多様な主体との連携による活性化

- ・ ボランティアと連携し、より魅力的な公園となるよう取組を進めます。
- ・ 地域、企業、研究機関と連携した花みどり等に関するイベントの実施を進めます。
- ・ 広域観光との連携、公園の利便性向上により、海外からの利用者の誘致を進めます。
- ・ 地方公共団体や地域住民と連携し、地域の防災意識の向上を図ります。



6) 少子高齢化社会を支える取組

- ・ 子育て世代、高齢者、障害者など、多くの方が安全・安心して交流できる公園運営を進めます。
- ・ みどりの中で楽しみながら身体を動かす機会を提供し、地域の健康増進を図ります。



7) 公園の持つ魅力の情報発信

- ・ 我が国の「みどりの文化」の情報発信に努めます。
- ・ 当公園での環境保全・緑化の取組について発信を進めます。
- ・ 都市公園のモデルとして、ユニバーサルデザインや防災に関する取組について発信を進めます。



H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務
共通仕様書

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

第1章 総則

第1条 目的

国営昭和記念公園（以下「本公園」という。）は、昭和54年閣議決定により、米軍から返還された立川飛行場跡地において、昭和天皇御在位五十年記念事業として国が設置したロ号国営公園である。

本公園の計画面積は約180haで、東京都立川市及び昭島市に位置している。本公園は、みどりの文化ゾーン、展示施設ゾーン、水のゾーン、広場ゾーン、森のゾーンの5つに区分され（別添1「公園平面図」及び別添2「土地利用方針図」参照）、「緑の回復と人間性の向上」をテーマとし、以下の3つの基本方針の基に総合的に整備、管理、運営を進めてきている（別紙4「国営昭和記念公園運営維持管理基本方針」参照）。

基本方針1）わが国を代表する公園として、基本理念及び昭和天皇御在位五十年記念事業の意義を再確認・継承し、整備・管理運営を行う。

基本方針2）国営昭和記念公園のポテンシャルを活かし、地域等との連携を強化する。

基本方針3）「みどりの文化」等に関する情報発信を推進する。

本公園の供用の経緯は、昭和55年に国営公園用地としての処理が決定され、同年に起工し、昭和58年10月26日にみんなの原っぱ、花木園、展示広場等約70haを供用開始した。以降、順次整備を進め、平成30年4月現在では計画面積の約94%となる169.4haを開園している。

昭和58年の開園時から平成29年度までの公園利用者数累計は、約8,800万人であり、平成26年度以降は年間400万人以上の方々に利用されている。

本業務は、本公園において、国の組織である国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所（以下「国事務所」という。）との調整の下で、豊かな緑につつまれた広い公共空間と文化的内容を備えた公園として、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、本公園全般にわたり、公園資産を保全、増進させることを目的とする。

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務のうち、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

1. 「関東地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のことをいう。
2. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
3. 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
4. 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
5. 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。
6. 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。
7. 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第12条及び第5条又は第6条に基づく許可を得た上で実

施する事業のこと。

8. 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
9. 「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条第 2 項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第 11 条第 2 項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。また、「施設利用料金」とは、歛楓亭及び花みどり文化センターについて、施設利用に際し公園利用者から徴収する料金のことであり、「入園料」及び「施設利用料金」を併せて「入園料等」と称する。
10. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
11. 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設運営者が関東地方整備局に納める公園の土地又は建物の使用に係る料金のこと。
12. 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地又は建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、事業者が関東地方整備局に納める料金のこと。
13. 「業務責任者」とは、本仕様書の第 13 条に示す業務内容である本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するものこと。
14. 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメントの業務責任者をもってそれにあてること。
15. 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
16. 「管理物件」とは、別添 1 「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、又は、管理許可を受け、若しくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
17. 「国事務所」とは、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所のこと。
18. 「管理事務所」とは、別添 4 「管理事務所図」に示す建築物を指す。
19. 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
20. 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
21. 「改修」とは、性能又は機能を従前より向上させるような措置を行うこと。
22. 「保守」とは、機器等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
23. 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
24. 「指示」とは、関東地方整備局又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。また、関東地方整備局長が事業者に対し、業務の

適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときには、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）第 27 条第 1 項に基づき、必要な措置をとらせることをいう。

25. 「通知」とは、関東地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が関東地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
27. 「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、関東地方整備局又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。
29. 「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
30. 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
31. 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
32. 「勧告」とは、関東地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
33. 「命令」とは、関東地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。

第 3 条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第 4 条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。なお、業務期間中に基準等の改定・更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠するものとする。

1. 都市計画法
2. 都市公園法
3. 道路交通法
4. 景観法、屋外広告物条例
5. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
6. 消防法（消防庁）
7. 建築基準法
8. 労働基準法、労働安全衛生法

- 9. 下水道法
 - 10. 水道法
 - 11. 水質汚濁防止法
 - 12. 浄化槽法
 - 13. 食品衛生法
 - 14. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 15. 大気汚染防止法
 - 16. 騒音規制法
 - 17. 振動規制法
 - 18. 個人情報保護に関する法律
 - 19. 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
 - 20. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - 21. 電気事業法及びこれに基づく政令等
 - 22. 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - 23. 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 24. 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 25. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 26. 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 27. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 28. 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 29. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 30. 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 31. プールの安全標準指針（文部科学省、国土交通省）
 - 32. プール等取締条例及び施行規則（東京都）
 - 33. プールの安全・衛生の管理（東京都福祉保健局）
 - 34. 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
 - 35. 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
 - 36. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
 - 37. 公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編）
 - 38. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
 - 39. 国土交通本省委託契約取扱要領（別添5）
 - 40. レッドリスト（2015）（環境省自然環境局）
 - 41. 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版
 - 42. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - 43. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
 - 44. 猛禽類保護の進め方（改定版）（環境庁自然保護局野生生物課編）
 - 45. 土木工事標準仕様書

- 46. 土木工事施工管理基準
- 47. 工事記録写真撮影基準
- 48. 電気通信設備工事標準仕様書
- 49. 機械設備工事標準仕様書
- 50. 測量・調査・設計業務必携
- 51. 土木工事必携
- 52. 土木工事施工管理の手引き
- 53. 河川法
- 54. 建設業法
- 55. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 56. 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 57. 遺失物法
- 58. 鉄道事業法
- 59. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 60. 博物館法
- 61. 警備業法
- 62. 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 63. 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）
- 64. 国営昭和記念公園樹木診断マニュアル（案）
- 65. その他、関係諸法令

第5条 事業者の義務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、本仕様書第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整の下、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施に当たって、関東地方整備局又は調査職員と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第6条 関東地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するに当たり、関東地方整備局と事業者の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、関東地方整備局と事業者の間で十分に協議の上、決定するものとする。

関東地方整備局と事業者の責任分担一覧

| 項目 | 内 容 | 関東地方 整備局 | 事業者 | |
|-----------|--|-------------|----------------|----------|
| | | | 運営 維持 管理 | 収益 施設 |
| 料金徴収業務 | 入園料等(収益施設運営に係るものを除く)の徴収業務 (徴収料金は、関東地方整備局に納付) | | ○ | / |
| 公園施設の管理 | 公園施設の管理(都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。) | | ○ | |
| 収益施設の管理 | 収益施設の管理 | | | ◎ |
| 物品の管理 | 関東地方整備局より提供のあった物品の管理 | | ○ | ◎ |
| | 本業務において取得した物品及び消耗品の管理 | | ○ | |
| 苦情・要望対応 | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応 | | ○ | ◎ |
| | 上記以外の場合 | ○ | | |
| 事故・災害時対応 | 本仕様書等に記載された業務内容による対応 | | ○ | ◎ |
| | 上記以外の場合 | ○ | | |
| 物価変動 | 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 | | ○ | ◎ |
| | ただし、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合 | ○ | | |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ | ◎ |
| 運営日時の変更 | 開園日時の変更(事業者による提案)に伴う経費の増減 | | ○ | / |
| | 収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減 | | / | ◎ |
| 許認可 | 都市公園法に基づく許認可 | ○ | | / |
| | 公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助 | | ○ | / |
| 施設・物品等の修繕 | 事業者の責めに帰すべき事由による場合(事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。)(以下この表において「①」という。) | | ◎ | ◎ |
| | 修繕に係る費用が1件当たり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 2,400 万円(税抜き)【平成 31~33 年度】、2,000 万円(税抜き)【平成 34 年度分】※を超えない場合(上記①を除く)。 | | ○ | / |

| | | | | |
|-----------|---|---|---|---|
| | 収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕に係る費用。 | | | ◎ |
| | 上記3項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。 | ○ | | |
| 不可抗力 | 大規模な自然災害等(災害対策運営要領に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態)の不可抗力(以下この表において「②」という。)により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園する等して行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。 | ○ | | |
| 公園利用者への損害 | 事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合(事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等) | | ◎ | ◎ |
| | 共通仕様書第 32 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合 | | ○ | ◎ |
| | 上記2項目以外の場合 | ○ | | |
| 第三者への損害 | 事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合 | | ◎ | ◎ |
| | 上記以外の場合 | ○ | | |

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 26 年～平成 28 年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙 37「建物及び工作物に関する修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第 7 条 公共サービス改革法第 27 条第 1 項に基づく指示

関東地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、公共サービス改革法第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

第 8 条 契約の解除

関東地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

1. 公共サービス改革法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。
2. 繰り返し法令違反を行ったとき。
3. 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
4. 暴力団又はその関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第9条 運営維持管理基本方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、別紙4に記載する運営維持管理の基本方針及び重点事項に則り、本業務の遂行に努めなければならない。

第10条 基本事項

事業者は、本業務の実施に当たっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本仕様書第1条の3つの基本方針に沿った管理運営を行うものとする。

1. 自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習や総合学習（総合的な学習の時間）への積極的な対応を行う。
2. 安全で快適な利用がされるように公園利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の活性化を図るため公園利用者ニーズに的確に対応した利用促進策を展開する。
3. 市民参加を推進するため、園内のボランティア活動への支援・指導に努める。
4. 乳幼児連れの公園利用者、障害者、高齢者等への適切な対応等を図る。
5. 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民等との連携を図り、地域連携を継承していく。
6. 様々な管理技術の駆使や、効率的な管理運営等を通じて、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
7. 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、発災時には避難地又は、災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
8. 植物性発生材の堆肥化や塵芥のリサイクル、水循環等、園内での資源の有効活用に配慮する。
9. 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
10. 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第11条 履行場所及び履行期間

1. 履行場所

施設名称 国営昭和記念公園

所在地 東京都立川市、昭島市

敷地面積 169.4ha

注) 本業務の対象敷地は国営昭和記念公園の供用区域であり、その面積は、平成30年4月現在169.4haである。

※別添1「公園平面図」を参照すること。

※兼用工作物については別添12「兼用工作物関係」を参照すること

2. 履行期間

平成31年2月1日から平成35年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、業務開始に備えなければならない。

第12条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園日、開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

開園日・開園時間

| エリア | 期間 | 開園時間 |
|---------------|---|------------|
| (1) 供用区域 | 3月1日～3月31日 | 9:30～17:00 |
| (2)に掲げる区域を除く) | 4月1日～9月30日※1 | 9:30～17:00 |
| | ※1 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日まで | 9:30～19:00 |
| | ※1 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日の翌日以降 | 9:30～18:30 |
| | ※1 上記のうち プール開園期間以外の土曜・日曜・祝日 | 9:30～18:00 |
| | 10月1日～10月31日 | 9:30～17:00 |
| | 11月1日～2月末日 | 9:30～16:30 |
| (2)みどりの文化ゾーン | 3月1日～春分の日の前日 | 9:30～17:00 |
| | 春分の日～3月31日 | 9:30～17:30 |
| | 4月1日～9月30日※2 | 8:30～18:00 |
| | ※2 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日まで | 8:30～19:00 |
| | ※2 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日の翌日以降 | 8:30～18:30 |
| | 10月1日～10月31日 | 8:30～17:00 |
| | 11月1日～2月末日 | 8:30～16:30 |

※休園日は12月31日及び1月1日、2月の第4月曜日とその翌日（2月の第4月曜日が2月末日の場合は3月1日が休園日）

※開園時間は行催事等により変更する場合がある（別紙18「開園時間延伸状況」参照）。

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得て休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は概ね1ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中2日】

昭和の日／4月29日【1日】

立川まつり 国営昭和記念公園花火大会／7月最終土曜日【1日】

※18:00以降の入園者のみ無料

敬老の日／9月第3月曜日【1日】 ※満65歳以上の者のみ無料

第13条 対象業務の構成

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする（別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」）。

1. 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務
 - ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
 - ・入園料等徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等
2. 企画運営管理業務
 - ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
 - ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等
3. 施設・設備維持管理業務
 - ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、給水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
 - ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等
4. 植物管理業務
 - ・芝生管理、中低木管理、高木管理、草地管理、花壇管理、花畑管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

第14条 個別業務の内容

1. 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、関東地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う（詳細は別紙6「個別仕様書（計画立案）」を参照のこと）。
2. 企画運営管理業務

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。さらに、花と緑、公園、環境等について、緑の文化に関する体験、交流、情報発信等及びみどりの文化ゾーン利用者に対する支援・調整を行う（詳細は別紙7「個別仕様書（企画運営）」参照のこと）。
3. 施設・設備維持管理業務
 - 1) 維持修繕・保守点検等

建物、園路広場、遊具、電気設備、給水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う業務である。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。ただし、溪流広場等貴重種が生息している水景施設については、生物多様性の観点から水質保全を行う（詳細は別紙8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと）。

2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する（詳細は別紙8「個別仕様書（施設・設備）」を参照のこと）。

3) 植物管理業務

静かで緑あふれる環境を基調とし四季折々の花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。特に、伝統的な造園技術等の継承を目的とする日本庭園、盆栽苑については、当初の設計思想等を損なわないよう、樹木、草花、芝生等について、機能的かつ一体的な維持管理を実施するとともに、打ち水等の伝統的な日常の庭園管理の他、松のみどり摘み・もみ上げ・雪吊り等伝統的な管理技法の実演を行う（詳細は別紙9「個別仕様書（植物）」を参照のこと）。

第15条 業務実施体制

1. 本公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、必要に応じて下記の資格要件を備えている職員を配置する等本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員に提出するものとする。

<事業者が保有する必要がある資格>

- ・ 1級造園施工管理技士
 - ・ その他、関連する施設管理等に必要となる法令に定める資格
2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
 3. 本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、総括責任者が収益施設等設置管理運営業務を行う場合、業務責任者（総括責任者を含む）が収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。
 4. 開園期間中は、総括責任者が勤務する場合を除き、本仕様書第14条1)～4)の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるもの

とし、緊急対応を含め本仕様書第 14 条 1) ～ 4) 及び収益施設等設置管理運営業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお主な業務従事（勤務）場所は、管理事務所（別添 4）とすることを想定している。

5. この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するものとするが、経理担当者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第 16 条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結日の 14 日前までに、企画書に基づく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を関東地方整備局に提出し、協議の上、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定に当たっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。
変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始 14 日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。
4. 「業務計画書」を変更した場合は、四半期別必要経費内訳書にその結果を反映した上で、数量、単価を記載し、変更内容の積算根拠を明確にする。

<業務計画書に記載が必要な項目>

- ・ 年間管理運営計画（月別）
- ・ 年間行事計画書（月別）
- ・ 年間広報計画（月別）
- ・ 年間ボランティア活動計画（月別）
- ・ 企画提案された実施方針（月別）（別紙様式1－6「実施方針（別紙 年間業務計画）」）
- ・ 業務実施体制（資格証明書の写しを含む）（別紙様式1－5「実施体制」により作成）
- ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・ 実施計画（別添5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 四半期別必要経費内訳書（別添5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 再委託承諾申請書（別添5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃）
- ・ 植物管理作業
- ・ 収益施設運営計画（別紙様式3「収益施設運営計画書」）
- ・ 公園内巡視作業
- ・ 入園料徴収及び公園利用者への利用指導
- ・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
- ・ 環境への配慮

第17条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実にできるよう、報告書等を調査職員に毎月及び四半期ごとに提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以上、各正本1通、副本1通）に成果物（年度内に実施した運営維持管理実績を示す実施状況等の記録書一式）を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、関東地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員が指示するものを電子データで納品する。

<毎月提出が必要な項目>

- 1) 「管理月報」(勤務実績簿を含む)(提出期限は翌月の10日 別添様式1「管理月報」)。
- 2) 「事業連絡会議報告書」(毎月5日まで)
- 3) 運営管理実施方針(毎月5日まで)
- 4) 電気メーター集計表及び算定表(毎月初め)
- 5) 水道メーター集計表及び算定表(毎月初め)
- 6) ガスメーター集計表及び算定表(毎月初め)
- 7) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告(提供物品使用実績報告書)(毎月初め)
- 8) 上記以外の発注者で指定した報告事項(適宜)

<四半期ごとに提出が必要な項目>

- 1) 「管理四半期報」(提出期限、四半期翌月の15日 別添様式2「管理四半期報」)

<当該年度の完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」(別添5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 2) 「精算報告書」(別添5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 3) 「委託費経費内訳報告書」(別添5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 4) 「残存物件報告書」(別添5「国土交通本省委託契約取扱要領」参照)
- 5) 「実施状況等の記録書」

<実施状況等の記録書に添付が必要な項目> ※事業者において記録・作成した原本を提示

- 1) 作業日誌
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録
- 7) 事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- 8) その他関東地方整備局が指定した報告事項の記録

<電子納品>

- 1) 電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)」(以下「ガイドライン」)及び関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式(電子媒体納品書)に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データをCD-R又はDVD-Rで2部提出する。なお、書面における署名又は捺印の取扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。
- 3) 受発注者相互にCD-R又はDVD-Rの内容を確認した上でCD-R又はDVD-Rを提出するものと

する。

- 4) 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 5) 上記によりがたい場合は、調査職員と協議するものとする。

第18条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、関東地方整備局等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後5年間保管する。また、契約期間終了時には調査職員へ引き継ぐこと。なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・作業日誌
- ・保守点検の記録
- ・作業実施数量等の記録
- ・作業記録写真
- ・安全衛生点検の記録
- ・修繕等の記録
- ・事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・その他関東地方整備局が指定する記録

第19条 モニタリング業務

1. 事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、以下に掲げる調査を行うことができる。なお、調査を行う場合には、第20条の関東地方整備局が行うモニタリング調査との調整を図り、公園利用者の負担とならないように留意するとともに、調査を行った場合は、その結果について関東地方整備局に報告すること。

1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施する等事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、あらかじめ関東地方整備局に提出した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

第20条 関東地方整備局が行うモニタリング調査

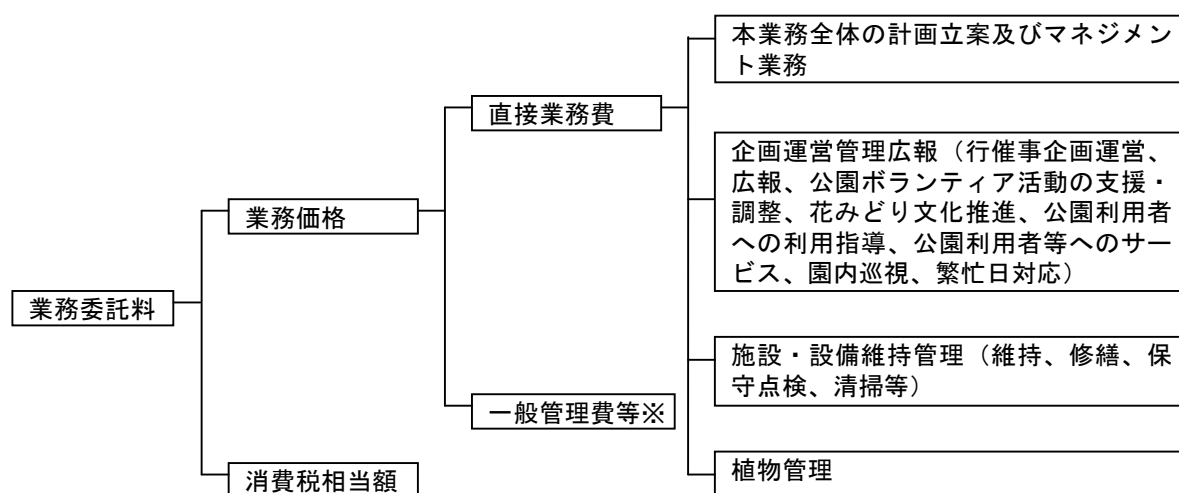
1. 関東地方整備局は、事業者が実施するモニタリング業務（前条）とは別に、運営維持管理業務の実績を評価する調査を実施する（別紙14「利用者アンケート」参照）。
2. 事業者は、運営維持管理業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査の実施に協力するものとする。

第3章 委託費の支払い

第21条 委託費の支払い

1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（「H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下、「実施要項」という。）1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 関東地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査した上で、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害その他の事業者の責に帰すことができない事由によるものを除き、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実費額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
4. 会計法第22条、予決令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
5. 事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
6. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

<積算体系>



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第4章 公園内の安全管理

第22条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行に当たり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行う等、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、関東地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
2. 新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置する等、適切な措置・対応を行うこと。
3. 事業者は、本業務の履行に当たっては消防法に準拠するとともに、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等を遵守すること。
4. 事業者は、関東地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。作成した消防計画は調査職員へ提出し、承諾を得ること。
5. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
6. 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第23条 安全確保

1. 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所又は予見される場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に提出の上、当該措置を講ずる。
3. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに、再発防止のための必要な措置をとる。
4. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書（別添 10 参照）等により調査職員に報告するものとする。
 - 1) 事故発生日時
 - 2) 事故発生場所（図示）
 - 3) 事故発生の概要（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因等）
 - 4) 事故の程度
 - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
 - 6) 事故処理の概略
 - 7) 再発防止策等

第24条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出の上承諾を得るものとする。

2. 事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を設置し、救急担当職員を配置する。そのうちの主たる箇所に開園中は看護師又は救急技能認定証の交付を受けた救急担当者を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、救急救護講習等を受けた者を配置すること。
3. 救急担当職員は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行う等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故については直ちに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、又は 30 日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

第 25 条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、「閉園判断基準」（別添 9 参照）等に基づき、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ関東地方整備局と協議しなければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する（別添 11「災害時報告様式」参照）。
3. 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
4. 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
5. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
6. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
7. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。
8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル及び国事務所が定める危機管理マニュアル（別添 6 参照）に基づき、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員に提出し、承諾を得るものとする。
9. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、本公園の開園

日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。

10. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと（別添11「災害時報告様式」参照）。
11. 大規模災害等発生時に、本公園を広域避難場所等として開設する場合にはその開設・運営が円滑に実施されるよう、事業者は、第8項において作成したマニュアルに基づき、公園利用者の案内や備品の移動等を行う。なお、東海地震、東南海・南海地震等においては、国土交通省の災害対応に従うものとする。

第5章 協議・調整等

第26条 関東地方整備局の要請への協力

1. 調査職員から本公園に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、関東地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、関東地方整備局が毎月1回開催する公園関係者の国営昭和記念公園事業連絡会議（以下「事業連絡会議」という。）及び安全パトロールに参加するものとする。事業連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告する。なお、国営昭和記念公園事業連絡会議等で使用した書類は、電子データとして、調査職員へ提出する。
4. 事業者は、本業務を円滑に実施するため、前項に規定する事業連絡会議以外に、必要に応じ調査職員及び本業務に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。
5. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は関東地方整備局の指示により立会等に協力する。
6. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員に報告するよう、努めるものとする。

第27条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言並びに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員と調整すること。

第28条 関東地方整備局との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員と協議する
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員の指示を求めることができる。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、関東地方整備局と協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

第29条 その他の調整・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の調整を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する。

1. 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との調整
2. その他園内施設の運営者との調整
3. 持込イベント等の利用調整

第30条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは関東地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

第6章 雑則

第31条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して又は本業務における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任又は請負が業務の一部であり、書面により調査職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 「主たる部分」とは、本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料等の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等をいうものとする。
2. 事業者は業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、原則としてあらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする（別紙様式1-7「再委託又は下請負の予定」参照）。
3. 事業者が関東地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項 8.4. 及び 8.6. に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
4. 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
5. 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
6. 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
7. なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
8. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第32条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第33条 提供施設等の取扱い

1. 建築物及び物品の無償貸与

本業務の遂行に必要な、関東地方整備局が保有する国の施設等を事業者が無償で貸与する。提供施設等については事業者にて適正に管理すること。なお、その取扱いについては、別添 13「提供施設等の取扱い」による。

2. 物品の管理及び取得について

本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行うこととし、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は速やかに調査職員に報告すること。また、本業務の遂行に必要な備品（取得価格（消費税込み）が5万円以上のもの）を購入する場合は、事前に調査職員と協議をすること（別添 14「取得した備品等の取扱い」参照）。

3. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で関東地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を関東地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。また、関東地方整備局より提供された備品については、5万円未満のものであっても残数を報告する。

その他、残存する備品の取扱いについては、別添 14「取得した備品の取扱い」による。

4. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運營業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
5. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。
6. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、国事務所と協議の上、承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、国事務所の確認を得なければならない。
7. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。
8. 施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・設備等に貼付し、常に管理すること。

第34条 本業務の引き継ぎ

1. 事業者は、契約が完了するとき、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者（以下「新たな事業者」という。）に対し、誠意をもって、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

1) 運営・利用者サービスに関する事項

年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

2) 施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必

- 要な事項、清掃記録 等
- 3) 動植物管理に関する事項
芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等
 - 4) 収益施設運営に関する事項
運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等
 - 5) 広報宣伝に関する事項
マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法 等
 - 6) イベントに関する事項
主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持込イベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項
 - 7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項
ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等
 - 8) 国への提出資料に関する事項
都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等
 - 9) その他
救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等
2. 不可抗力その他、関東地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。
 3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本仕様書第15条参照）を維持すること。
 4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。
 5. 契約が完了するとき、又は解除になる場合には、新たな事業者に対し、業務が引き継がれる前3ヶ月間、準備室（別添4「管理事務所図」の引継期間貸与部分）を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は関東地方整備局が負担する。

第35条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員と協議すること。

第36条 調査等への対応

事業者は、関東地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第37条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務

若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は関東地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第 38 条 愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定の上使用することができる。

第7章 コンプライアンス

第39条 守秘

1. 事業者は、業務上知り得た秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 「国営昭和記念公園運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて第8章の規定に沿って情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、又はその職員その他の本業務に従事している者若しくは従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス改革法第54条により罰則の適用がある。

第8章 個人情報の取扱いについて

第40条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第41条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第42条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第43条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第44条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために調査職員から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第45条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第46条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本業務に係る契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第47条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために調査職員から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務に係る契約の終了後又は解除後速やかに調査職員に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、関東地方整備局又は調査職員が、廃棄又は消去等別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第48条 管理の確認等

調査職員は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、関東地方整備局が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第49条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定する等管理体制を定めなければならない。

第50条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第51条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務 個別仕様書

【本業務全体の計画立案及びマネジメント】

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 運営維持管理を総括する業務責任者の責任の下実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、「国営昭和記念公園業務等入園規則」（別添 15 参照）に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るよう努めること。
8. 持込可能な車種及び車両の運行については、「国営昭和記念公園内車両通行規則（案）」（別添 16 参照）に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両運行許可証等を前面に提示して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は 20km/h 以下、その他園路は 10km/h 以下とする。
9. 作業に係る車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

第2章 業務の計画立案及びマネジメント業務

第3条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整の下相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って適切に行うこと。

第4条 計画立案

国営昭和記念公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標を定めるとともに計画立案を行うものとする。

第5条 マネジメント業務

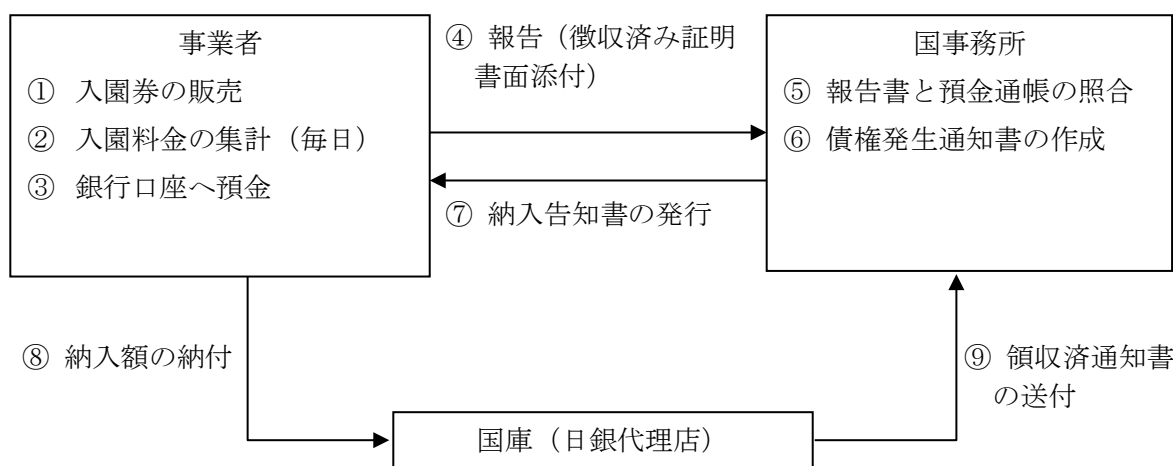
1. 「国営昭和記念公園運営維持管理基本方針」（別紙4参照）を踏まえ、統一的な方針の下、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。
業務全般の監理に当たっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理等、総合的な視点から国営昭和記念公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。
2. 関東地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
3. 収益施設等設置管理運営業務が、他の運営維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うこと。
4. 「公園利用者数（団体、パスポート、無料区を含めた入園者数及びその計測方法）」（別紙13参照）に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に「入園者数報告様式」（別添17参照）により報告すること。

第6条 入園料等の徴収

1. 事業者は、立川口、西立川口、昭島口、玉川上水口、砂川口の各ゲート及びその他調査職員の指定する場所において、券売機を管理及び必要な消耗品の供給をし、自動販売及び手売りに係る入園券の作成及び販売をするとともに、入場ゲートにて改札等を行うことで、所定の入園料を徴収するものとする。その際、つり銭、両替金を準備し、補充すること。
2. 事業者は、「パスポートの運用について」（別添18参照）に基づき、調査職員の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収するものとする。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じるものとする。なお、入園券を購入した公園利用者に対して、同日中に年間パスポートの販売を行う場合は、調査職員の指定する

場所にて差額販売を行うこと。

3. 年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び別紙5「共通仕様書」第8章に定める「個人情報情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理すること。
4. 年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じること。
5. 事業者は、手売り入園券を作成する場合は、関東地方整備局長の承諾を得て作成し、関東地方整備局長の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管し、破損等により廃棄が生じた場合には、その原因と併せて随時報告するものとする。
6. 事業者は、欽楓亭及び花みどり文化センターの施設利用料金を、領収書を発行し徴収するものとする。徴収後の経理処理は入園料と同様に行うものとする。
7. 事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの入園料等を集計し、徴収済みを証する書類を添えて国事務所長に書面により報告し、関東地方整備局所属の歳入徴収官の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。
8. 国庫に納入する入園料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、公園利用者数、日々の売り上げた券、手売り入園券の残数、廃棄等の件数及び入園料等は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理すること。なお、入園料等を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。
9. 入園料等と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料等については前項に掲げる事項に基づき適切に管理すること。
10. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳を提示された方とその付き添いの方1名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとること。
11. 上記に定めのない料金体系については、調査職員の指示によるものとする。



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年2回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第7条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

する。

第8条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（入園料等の国内における保管・輸送を対象）に加入すること。

第9条 繁忙日対応

1. 繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。
2. 行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況の把握等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、調査職員や関係者との調整を含めた事前準備を行う。
3. 繁忙日が予想される場合は、巡視や案内・誘導、入園料徴収等が円滑に行われるよう、適切に人員配置を行う（別紙28「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照）。
 - 1) 入園ゲート周辺及び駐車場の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。
 - 2) 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等の流れを作成し、その体制を整える。
4. 不足が予想される駐車場やトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う（別紙19「混雑時の対応」参照）。
 - 1) 利用者数を想定し、臨時駐車場の使用判断について、収益施設等設置管理運営業務との調整を行うこと。
 - 2) 利用者数を想定し、トイレやごみ箱等の臨時設置の判断について、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務等と調整を行うこと。
 - 3) 利用者数を想定し、循環水・中水について濁水等が発生しないよう施設・設備維持管理業務と調整を行うこと。
5. 公園利用者の安全確保上必要な場合は、開園時間前にゲートの開門を行う等、臨機の措置をとるものとする。

H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務
個別仕様書
【企画運営管理】

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

第1編 総則

第1条 適用

本仕様書は、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務のうち、企画運営管理業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 企画運営管理業務を総括する業務責任者の責任の下実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者に対し、別添 15「業務入園マニュアル」に基づき適切に管理する。公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故の未然に防止や公園施設の保全を図るように努めること。
8. 持込可能な車種及び車両の通行については、別添 16「園内車両通行（マニュアル等）」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両通行許可証等を前面に提示して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は 20km/h 以下、その他園路は 10km/h 以下とする。
9. 作業に係る車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
10. 関東地方整備局が主催又は共催により行う行催事のうち、本公園の設置趣旨を踏まえ、本公園の行催事として相応しいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限り、委託費の支出を認めるものとする。
11. 関東地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙 10「収益施設等設置管理運営規定書」参照）。
12. 本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報として相応しいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限り、委託費の支出を認めるものとする。

第2編 企画広報

第1章 行催事企画運営

第3条 管理水準

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム（イベント・行事から構成される行催事含む）について、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して適切に実施する。また、主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づき第三者が本公園内で実施を希望する行催事等について、別に定める手続き等に沿って適切に行うこと。

第4条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行事計画を作成する（別紙5「共通仕様書」第16条参照）。年間行事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

第5条 行催事の企画立案

行催事を円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする（別添23「行催事実施計画書例」参照）。

第6条 行催事の開催・運営

行催事の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。また、行催事の開催に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

1. 官公署への連絡、届出

行催事の主催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2. 事故防止対策

別紙5「共通仕様書」第4章各条に掲げる園内の安全管理に留意するほか、参加者の誘導整理、救護、緊急連絡等、事故防止対策には特に注意する。また、大型の行催事の主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。なお、けが人、病人等が発生した場合は、適切に対処し、速やかに調査職員に報告すること。

3. 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時又は予見されるときは、迅速に必要な人員を確保し、行催事の開催の可否の判断を行うとともに、行催事の参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うこと。

4. 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5. 地域連携の継承

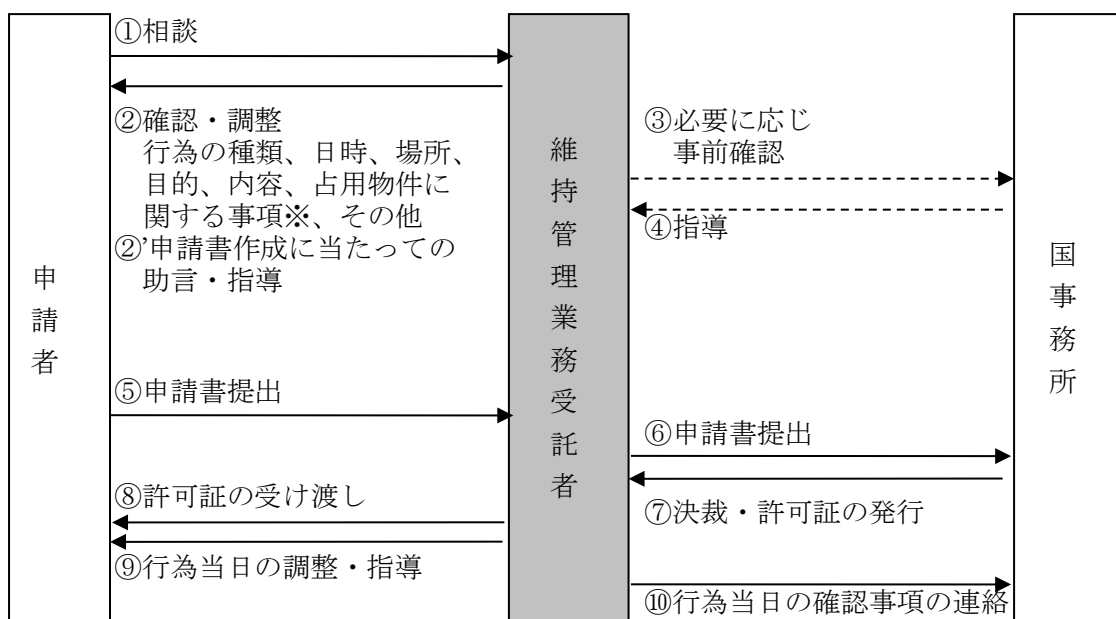
別添22「過去継続しているイベント」に示す大型イベント、地域連携イベント等について、地方公共団体等との地域連携を継承するものとする

第7条 行為の許可申請の調整等

主催・共催以外で、都市公園法第12条に基づき第三者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、別紙5「共通仕様書」第29条に示す調整・報告を行う等、調査職員の指示に従い、必要な調整を行うものとする。

1. 事業者は、持込イベントの実施を希望する者（以下「申請者」）からの相談窓口として「日時、規模、内容、繁忙日対策、安全対策、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等」を確認・調整し、必要に応じ調査職員に事前確認を行うこと（別添20「持込イベント等対応マニュアル（案）」、別添21「国営昭和記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領」参照）。
2. 事業者は、他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて申請者と確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所の同席を求めた上で申請者と調整を行う。
3. 事業者は、申請者から許可申請に必要な書類の提出を受け、国事務所に提出を行うものとする（別添20「持込イベント等対応マニュアル（案）」参照）。
4. 事業者は、国事務所において発行された許可証を申請者に受け渡すものとする。

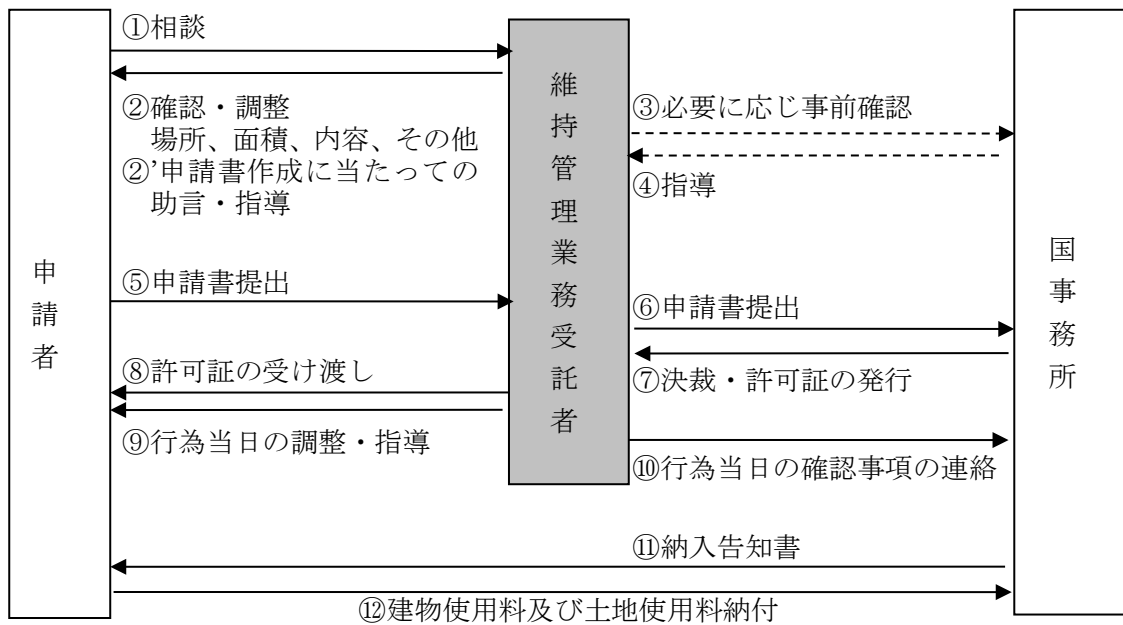
<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占有物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）。

※花みどり文化センター、歓楓亭の使用料の徴収については事業者の事務である。

<都市公園法第6条に基づく占用の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする。

第8条 その他（主催・共催）

1. 行催事開催の前に、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行うこと。また、行催事終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。
2. 行催事の実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
3. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に連絡し、その対処について報告するものとする。
4. 行催事の実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
5. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
6. 行催事を開催する関係者については、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。
7. 本仕様書に定める行催事の実施にあたり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。ただし、実施に当たっては、調査職員に事前に承諾を得た上で実施するものとし、その徴収額と収支については本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、記録し保存する。

第2章 広報

第9条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第10条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と密接に連絡調整した上で策定、提出し、承諾を得ることとする。

第11条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行うものとする。一般を対象とした広報媒体の場合は、原稿作成時に調査職員に提出する。

第12条 情報提供

事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、ダイレクトメールによる広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。

第13条 広報に係る素材等

1. 事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を使用することができる。使用の際は、原稿作成時に調査職員に提出することとする。
本公園のロゴ（名称）等は別添 24「グラフィックコントロールマニュアル」及び別添 25「英語表記一覧」に従って使用するものとする。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。
2. 事業者は、関東地方整備局から提供を受けたパンフレット等の電子媒体について修正等を行った場合は、調査職員に提出する。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出することとする。

第14条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行うものとし、その内容を調査職員に報告するものとする。なお、行政機関からの視察の申込みについては、調査職員に報告するものとする。

第15条 公開場所

1. ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレンタルサーバーに格納して公開する（別紙 34「レンタルサーバー維持管理費実績」）。
2. ホームページのアドレスは調査職員が指定するものとし、事業者はドメインの管理に必要な費用をドメイン管理会社に支払うものとする。ただし、収益施設等設置管理運営業務に係る情報を発

信するページについては、この限りではない。

3. 事業者は、契約が完了するとき又は解除になる場合は、調査職員が指示する者にドメインの譲渡を行うとともに、ホームページに係る全てのデータを提出するものとする。ただし、引き続き契約され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

第16条 ホームページによる情報発信

1. 事業者は、国営昭和記念公園ホームページ上で発信する情報について別紙5「共通仕様書」第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び関東地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
2. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を国営昭和記念公園ホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 契約期間中の各種公園情報について、ホームページの作成・公開の際は、グラフィックコントロールマニュアル（別添 24）及び日本工業規格「JISX8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」（2004年6月20日制定、2016年3月22日改正）に基づくものとする。また、誰でも利用しやすくするよう、適宜改善すること。
5. 収益施設や行催事等で作成したホームページは、国営昭和記念公園ホームページよりアクセスできるようリンクを張るものとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。
6. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に受発注者間で協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第17条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存

1. 事業者は、国営昭和記念公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権の無体財産権については、関東地方整備局が承継するものとする。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 事業者は、国営昭和記念公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。
4. 事業者は、国営昭和記念公園ホームページの作成・更新等を行った場合は、そのデータを記録・保存し、業務完了時に調査職員に提出するものとする。データ形式はHTMLファイル及びその付属ファイルを基本とするが、詳細は受発注者間で協議するものとする。

第18条 ウェブサイト維持管理

事業者は、下表に掲げる事項を行い、国営昭和記念公園のウェブサイトを適切に管理すること。

| 項目 | 内容(作成、更新頻度) |
|-----------------|---|
| ページ更新 | 下記の作成・更新を行う。 ・開園時間、利用料金等臨機の対応 ・利用制限等臨機の対応 ・バナー設置 ・その他調査職員の指示する内容 |
| 公園ギャラリー | 公園ギャラリーのページを、年2～4回程度更新する。 |
| みどりの文化ゾーンイベント情報 | みどりの文化ゾーンイベントアーカイブを更新する。 |
| 大型イベントのページ作成 | 季節毎に行われる大型イベントに応じたページを作成する。 |
| 園内の開花状況 | 園内の花の開花状況を写真入りで紹介するページを作成する。ページはブログ又はそれに準じた方式とし、週3回以上更新する。 |
| その他イベントページ作成 | その他のイベントページを作成する。 ・サギソウまつり ・花火大会 ・夏休み体験イベント ・紅葉まつり ・よみがえる樹々のいのち展 等 |

第19条 携帯版ウェブサイト維持管理

イベント情報等、各種公園情報について携帯版のホームページデータを作成し、原則月1回更新を行うものとする。

第20条 メールマガジン発行

イベント情報等、各種公園情報についてパソコン用及び携帯用のメールマガジンを原則月1回発行するものとする。

第21条 アクセス解析

アクセス解析を行い、その結果を調査職員に月1回報告するものとする（別紙17「ホームページ総アクセス件数」参照）。

第22条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（ブログ、プロフ、SNSを含む）は、国営昭和記念公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2. 本仕様書によるもののほか、国営昭和記念公園ホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定めることとする。

第3章 公園ボランティア活動の支援・調整

第23条 管理水準

市民のボランティア活動（以下「活動」という。）を促進するため、事業者が既存のボランティア活動のその実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行うものとする。

第24条 ボランティア活動の内容

公募型ボランティア及び連携型ボランティアの活動の内容は以下の表のとおりである（別紙31「ボランティア活動」参照）。

| 区分 | ボランティア名 | 活動内容 |
|-----------|------------------|---|
| 公募型ボランティア | こもれびの丘ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・雑木林の管理作業 ・腐葉土づくり ・散策路の整備 等 |
| | こもれびの里クラブ | <ul style="list-style-type: none"> ・畑や水田での農作業 ・樹林地の管理 ・公園利用者対象の農業体験やうどん作り 等 |
| | サギソウボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・サギソウの保護育成、露地植え植栽技術の研究、栽培技術の普及 ・サギソウまつりでの展示 等 |
| | ハーブボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・ハーブの栽培管理や花壇の清掃 ・花木園展示棟でのドライハーブ展示 ・ハーブガイドや藍の染色体験会等のイベント企画 等 |
| | オランダ花の会ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・西立川ゲート前と水鳥の池東側の百合花壇での球根植え付け作業、百合栽培育成 ・アジサイロードに植栽しているアジサイの管理や新規植栽 |
| | ガイドボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障害者を含めた、本公園のガイド 等 |
| | わんわんスタッフ | <ul style="list-style-type: none"> ・ドッグランの利用案内、衛生管理 等 |
| | 花みどり文化センターボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・花みどり文化センターの案内 ・簡単に体験できる花と緑に関する体験プログラム及びミニツアー |
| 連携型ボランティア | こどもの森ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・「遊びの教室‘ネイチャーゲーム&アート’」の運営 ・子ども達への工作指導、「こどもの森教室」の企画運営 等 |
| | 草笛ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの森において園内の植物の葉を使った草笛の吹き方指導 ・草笛コンサートを開催(春・秋) |
| | 野鳥ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・バードサンクチュアリーの利用促進 ・野鳥の繁殖時期や営巣時期に関する情報提供 等 |
| | 野外生け花ボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・管理作業で発生した剪定枝、枯損木等の活用を目的に「よみがえる樹々のいのち展」を開催 等 |
| | スポーツボランティア | <ul style="list-style-type: none"> ・ディスクゴルフや、ペタンク、クローケー、ローンボウルス等の普及 ・専用コース(コート)の利用促進や整備 ・利用者へのルール解説や競技方法指導 等 |

第25条 こもれびの里管理工

こもれびの里の管理に当たっては、別紙7「個別仕様書（企画運営）」、別紙31「ボランティア活動」及び別添36「こもれびの里管理マニュアル（抄）」に基づき、昭和30年代の武蔵野の農村風景の再現を目的とした管理をボランティアと協働して行うものとする。

第26条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

前条以外に新たにボランティア活動を行う場合には、事業者は、本公園において、活動を希望する個人又は団体を対象とした公園ボランティア規約案を作成し、調査職員と協議する。

第27条 調査職員との協議等

1. 事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、ボランティア規約に基づき、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行うものとする。
2. 事業者は、ボランティア規約に基づき、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理、年間活動計画の策定を行うこととする。年間活動計画については、業務計画書として提出し、承諾を得るものとする。また、各年度末には当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第28条 ボランティア登録の抹消

関東地方整備局は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行うものとする。

1. 登録者より登録取消しの申出があったとき
2. 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
3. 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第29条 関東地方整備局の支援内容

関東地方整備局は、状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。

1. 駐車料、入園料、及び平日の園内交通施設料金の免除
2. その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援

第30条 事業者の支援内容

事業者は、状況に応じ、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援を行うことができるものとする。

第3編 花みどり文化推進

第1章 運営管理業務

第31条 管理水準

みどりの文化ゾーンにおいては、「みどりの文化の創造と発信」のテーマに則し、ゆめひろばや花みどり文化センターの施設利用の促進やイベントの誘致等の運営管理、またこれらの施設の貸し出しに伴う利用相談・指導、受付に伴う諸業務を適切に行う。

第32条 利用案内・受付

1. 園内全体の案内、イベント、花のみどころ情報、花みどり文化センターの概要等の基本情報を収集し、利用者の問い合わせに対応すること。必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこと。
2. みどりの文化ゾーン内施設（花みどり文化センター、ゆめひろば）の利用予約や相談、申込み受付・調整等を行うこと。
3. 障害者の利用については、ボランティアと連携し、利用案内や補助を行うこと。
4. 情報コーナー、図書コーナーの利用指導を行うこと。

第33条 利用促進

みどりの文化ゾーンの利用促進や適正な利用の確保のため、総合案内所の掲示板等への掲示、みどりの文化ゾーンホームページの維持・更新等の広報活動を行う。

第34条 ボランティア育成・管理

花みどり文化センターボランティアの運営規約に基づき、ボランティアの募集を行うとともに、講習会の開催、活動日調整等、ボランティアの育成・管理を行う。

第35条 施設貸出

1. 事業者は、花みどり文化センターの各室及びゆめひろばについて、別添26「花みどり文化センター運営関連」に基づき、貸し出すものとする。
2. 事業者は、花みどり文化センターの施設利用料金を、領収書を発行し徴収するものとする。また、徴収後の経理処理は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務において別紙6「個別仕様書（計画立案）」に基づき行うため、適切に引き継ぐものとする。
3. 物品の販売等又は展示会等により本公園の全部又は一部を独占して利用する場合等の行為については、都市公園法第12条に基づく関東地方整備局の許可が必要であるため、事業者は、本仕様書第8条に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。

第36条 昭和天皇記念館との連携・調整

昭和天皇記念館における展覧会等との連携・調整を行うこと。

第37条 行催事

「緑の文化」について参加体験できる大規模イベントを公園全体のイベント計画と連動し、春及び秋の2回開催するとともに、関連する利用プログラムを企画運営する。

第38条 情報発信

1. 公園緑地や緑の文化に関わる図書・資料・デジタルデータ、展示物等は、適切に保存し、管理を行うこと（別添27「提供物品（花みどり文化センター展示物）」参照）。
2. 公開可能な図書・資料等は、図書コーナー又は情報コーナーにおいて公開し、適切に管理すること。

第39条 作業に当たっての指導事項

事業者は、持込イベントの主催者に、清掃や養生等の指導を行い、床、壁、機器等が汚れないよう適切な措置を講じさせること。

第4編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導

第40条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意等の公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

第41条 一般事項

1. 公園利用者へ受付であることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行うこと。
2. 事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。
3. こどもの森等において、遊具が正しく利用されているか監視及び巡視を行い、公園利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するよう努めること。
4. 自転車利用者がサイクリングコース外を走行していないか、また歩行者がサイクリングコース内に立ち入っていないか、監視及び利用指導を行うこと。
5. 公園規則から逸脱している者、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については指導を行う。なお、指導に従わない者に対しては総括責任者が退園を命じることができるものとする。
6. ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導、ペット持込における確認・誓約書への記入及び提出の手続を行うこと（別添28「ペット対応」参照）。

第42条 その他

うんどう広場及びフットサルコートの利用予約や相談、申込み受付・調整、利用指導等を行うこと（別添29「うんどう広場について」参照）。

第2章 公園利用者等へのサービス業務

第43条 管理水準

1. 公園利用者等に直接接する業務であり、公園利用者等が快適に楽しめるよう心掛け、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

第44条 公園利用者等への利用案内

1. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、各ゲート、案内所等にて公園利用者の問い合わせに対応すること。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応すること。なお、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこととする。
2. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うこと（別添30「迷子対応」参照）。
4. 運営維持管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布すること。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 障害者及び高齢者等の補助を行うこと。
7. 公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、双眼鏡の貸出し及び無料公衆無線LANの提供を行うこと。

第45条 団体利用調整

1. 団体での公園利用者の誘導、調整等を行うこと（別添31「団体対応」参照）。
2. 団体での広場使用について、調整を行うこと。
3. 雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行うこと。

第46条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者へ届けるように指導すること。
3. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
4. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議すること。

第3章 園内巡視

第47条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第48条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を調査職員に事前に提出し承諾を受けなければならない（別紙36「巡視計画書」参照）。
2. 巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、異常時巡視、緩傾斜護岸巡視、日本庭園巡視、水遊び場巡視、出入口管理、警備がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行うものとする。
 - 1) 巡視ルートは、別添32「巡視ルート等」のとおりとし、これに従って1日2回巡視するものとする。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
 - 3) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
 - 4) 巡視員は、都市公園法第11条に定める禁止行為を発見した場合、第12条に定める行為を許可を得ずに行っていることを発見した場合には適切な指導をするものとする（別添21「国営昭和記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領」参照）。

第49条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、原則として毎日2回以上巡視を行うものとする。

1. 公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠又は施錠
2. 園内における公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導
3. 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
4. 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告（別添30「迷子対応」）
5. 事件、事故又は災害等が発生した場合の適切な処置と報告（別添10「事故報告様式」）
6. 園内不審物の有無の確認
7. 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
8. 植物、施設及び清掃状況等の点検
 - 1) 芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
 - 2) 「国営昭和記念公園樹木診断マニュアル（案）」に基づく樹木の異常の有無
 - 3) 園路、広場、路側、法面、排水柵、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
 - 4) 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無
 - 5) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無
 - 6) 清掃の状況
 - 7) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無

9. 緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）

第50条 繁忙日巡視

繁忙日巡視は、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から事前に多くの公園利用者が予想される日において、適切な人員配置を行い、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等の巡視を行うものとする。

第51条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行うものとする。

1. 園内の被害状況
2. 利用障害等の状況

第52条 緩傾斜護岸巡視

緩傾斜護岸巡視は、残堀川緩傾斜護岸の利用形態の観察と利用指導等を行うものとする。

第53条 日本庭園巡視

日本庭園巡視は、日本庭園について、火災予防、建物・植物保全、利用規定に基づく利用指導等を行うものとする。

第54条 水遊び場巡視

水遊び場巡視は、水遊び広場機械運転期間（4月下旬～9月末。ただし、レインボープール営業期間を除く。）における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運転状況の確認等を行うものとする。

第55条 出入口管理

出入口管理は、原則として、砂川口ガードマンボックス及び記念館口ガードマンボックスにおいて、次の各号に掲げる事項を行うものとする（別添34「出入口管理、警備」、別添35「警備日報」参照）。なお、調査職員との協議の上で、西立川口ガードマンボックスを使用することについて妨げない。

1. 受付は常駐時間を標準とし、業務用の出入管理を行う。
2. 入園目的等を確認し、所定の名簿に必要事項を記入させ、国事務所発行の立入許可証、臨時入園指示書を確認し出入させる。必要に応じて国事務所が用意した腕章を発行する。
3. 入園目的が不明等の場合は許可証又は身分証明書等の提示を求め、適切な処置を行う。
4. 車両等については運転者の氏名及び会社名又は所属等の確認を行い、車両入園許可証又は臨時車両入園許可証の確認後、許可ステッカーを対象車両フロント部の視認できる位置に掲示させた上で、入園させる。
5. 腕章及び許可ステッカーの回収については、退出時における手続終了後速やかに返納させる。
6. 紛失を発見した場合は、貸与者及び所属会社等の責任者に通報し、発見に努める。
7. 退出車両については、集荷伝票等の確認を行い、疑義があれば荷台等の目視点検を行う。

第56条 夜間及び休園日警備

1. 事業者は、開園時間外に記念館ロガードマンボックスにおいて有人警備（16時30分から翌9時00分まで）を行い、2回以上を基準としてみどりの文化ゾーン内における施設内及び周囲を巡回して火災・盗難等を警戒し、防止する。なお、巡回結果は警備日報（別添35「警備日報」）に記録する。
2. 事業者は閉園時に園内における次の各号に注意し、必要に応じて、警察、消防等の関係機関並びに調査職員の別途指定する者に通報するとともに必要な措置を講ずる。
 - 1) 閉門時における滞在者把握
 - 2) 電気、水道、ガス及び灰捨場等の異常の有無
 - 3) 各設備機器の稼働状態
 - 4) 火器、消火栓その他の消火器具並びに防火装置及び避難設備の異常の有無
 - 5) 廊下や各室の窓・扉等の施錠の完否
 - 6) 施設内及び施設周囲の不審物の有無
 - 7) 盗難、火災、人身事故、その他非常事態の発生
3. 事業者は、総合案内所、花みどり文化センター及びこもれびの里農家において、火災・盗難等を予防するセンサー等の機器を使用した機械警備を行う。
4. 事業者は、みどりの文化ゾーン、日本庭園及びこもれびの里農家において、既設の赤外線感知装置を使用して機械警備を行う。
5. 事業者は、管理事務所内の喫煙場所及び給湯室の火気の確認を行う。

第57条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日報（写真帳含む）及び巡回報告書（写真帳含む）に記録する。事業者は記録を保存するものとする（別紙36「巡視計画書」）。また、重大な事件・事故又は災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受けるものとする（別添10「事故報告様式」参照）。

H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務 個別仕様書

【施設・設備維持管理】

平成 3 0 年 4 月

国土交通省関東地方整備局

第1編 総則

第1条 適用

本仕様書は、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、業務実施に当たって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書（別紙5）、国営昭和記念公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、業務にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書（別紙5）、国営昭和記念公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義が生じた場合は、関東地方整備局の指定する調査職員と事前に協議するものとする。

第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出し、承諾を得なければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

第5条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条第2項により関東地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第6条 基本事項

1. 施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任の下実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする（別紙21「提供施設等一覧」、別添13「提供施設等の取扱い」）。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

9. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
10. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告すること。
11. 維持・修繕作業の前に周囲の床、壁、機器等に損傷を与えないように養生を行うこと。
12. 作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行うこと。
13. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。
14. 本清掃作業に必要な消耗品については、支給しない。
15. 清掃において、大規模な行催事が行われる期間等の繁忙期には、清掃回数を増やす等、常に清潔な状態を維持すること。

第7条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 持込可能な車種及び車両の通行については、別添16「園内車両運行(マニュアル等)」に基づき、走行速度を管理用園路は20km/h以下、その他園路は10km/h以下とし、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両通行許可証等を前面に提示して走行するものとする。
3. 作業に係る車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 作業中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
5. 作業中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

第8条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。
なお、開園時間内に作業を行う場合は、必要に応じて公園利用調整を行うこと。

第9条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員に報告すること。

第10条 大規模な修繕

大規模な修繕は関東地方整備局において行うので、詳細は調査職員との協議によるものとする。

第2編 維持修繕・保守点検

第1章 建物維持修繕

第11条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、予防保全を含めた善良なる管理を行うものとする。

第12条 作成書類

1. 作業計画書

事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等については、別紙5「共通仕様書」第15条で示す書類のほか、作業計画書（工程表含む）を作業前に作成して調査職員に提出すること。

2. 事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等について、次の各号に掲げる書類を作成すること。

1) 作業記録写真

作業後、速やかに作成すること。

2) その他調査職員が指示する書類

適宜作成すること。

第13条 管理事務所修繕

管理事務所及びゲート棟について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。特に外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防錆、防錆等の点検を行う。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

第14条 休憩所等修繕

花みどり文化センター、総合案内所、歓楓亭、こもればの里休憩所、四阿等について、公園利用者が直接かかわる施設であることに留意し、日常、適宜目視、触診、打診等による巡回点検を実施し、破損箇所については小規模な修繕又は補充を適切に行うこと（別添45「日本庭園管理マニュアル（歓楓亭等）」参照）。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

第15条 便所修繕

園内の便所について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、冬季の凍結不良に注意し、配管・衛生器具の機能維持に努めること。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

第16条 リサイクルセンター保守点検等

リサイクルセンターについて、ゴミの分別や堆肥化の作業が円滑に行われるように、日常、外観・内観ともに巡視を行い、安全性及び機能性についての点検を行う。

第17条 リサイクルセンター維持修繕等

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

第18条 その他建物維持修繕

1. 車庫・倉庫等修繕

管理車両用車庫、こどもの森納屋、業務用資材倉庫等、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

2. 展示設備維持修繕

日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

3. 予防保全

各建物の排水機能の維持及び漏水等の予防のため、屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。また、施設周辺に堆積した落ち葉、枯れ枝等についても必要に応じて除去すること。

4. その他

建物の維持修繕において、第13条から第17条及び本条前項までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第2章 建物設備維持修繕

第19条 管理水準

空調設備及び昇降機の機能を常に安全かつ良好に維持するため軽微な修繕及び点検を行うものとする。

第20条 空調設備維持修繕

園内の建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第21条 昇降機等設備維持修繕

花みどり文化センター、砂川口管理棟、昭島管理棟、こもれびの里作業小屋の昇降機について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。

第22条 その他修繕

1. 消防設備維持修繕等

園内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

2. 汚水・排水施設維持修繕

園内の汚水・排水施設について、施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため次の項目を行うため点検及び小規模修繕を行うものとする（別添40「汚水・排水施設位置図」参照）。

- 1) 日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行う。なお、法定点検は関東地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする。
- 2) 事業者は、降雨時等に雨水ます等の状況及び土砂の堆積の有無を目視により確認し、必要に応じて堆積物の除去等を行う。
- 3) 事業者は、繁忙期においては、汚水・排水施設の稼動状況を確認するとともに、法定点検の受託者等と連携し、汚水・排水施設の処理能力に沿った調整を行うこと。

3. その他

建物設備の維持修繕において、本仕様書第20条から第23条及び本条前項までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第3章 園路広場維持修繕工

第23条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第24条 園路・階段維持修繕

園路・階段について、日常、適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと。

第25条 舗装維持修繕

園路・広場等について、日常、適宜巡回点検し、不陸整正や破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと。

第26条 手摺・柵等維持修繕

手摺・柵等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと。

第27条 サイン・ファニチャー維持修繕

案内・誘導看板について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕、簡易看板の製作を行うこと。

第4章 遊具維持修繕工、その他修繕

第1節 遊具維持修繕工

第28条 管理水準

遊具について、劣化や（社）日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

1. 安全性の確保
2. 機能の保持
3. 美観に配慮した形姿の維持

第29条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、（社）日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、関東地方整備局が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、（社）日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、関東地方整備局が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、（社）日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると関東地方整備局が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう（ただし、地震、火災等の災害によるものを除く）。
6. 「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。
7. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形並びに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
8. 「SP 表示認定企業」とは、（社）日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、（社）日本公園施設業協会が定めた規格「S：2014QMS-SP 表示認定審査」を満たすマネジメントシステムを構築していると（社）日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
9. 「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第30条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA-SP-S:2014 に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第31条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第32条 点検の種類

点検には、「日常点検」、「定期点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で業務計画書を立案し、調査職員に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

第33条 診断の方法

遊具の点検は、点検表を作成し、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 目視診断
遊具の外観・形状を観てその劣化状態を診断する方法
2. 触手診断
遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法
3. 聴音診断
遊具の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法
4. 打音診断
遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法
5. 揺動診断
遊具本体を揺り動かし、仕様に対応できるかを診断する方法（複合系遊具の場合は単体ごとに行う）
6. JPFA 点検器具による判定
JPFA が開発した器具で遊具の規準（JPFA-SP-S:2014）に適合しているかを調べる
7. ノギスによる測定（JIS 認定商品を使用する）
8. メジャーによる測定（JIS 認定商品を使用する）
9. 傾斜計による測定

第34条 作成書類

1. 作業計画書
業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員に提出すること。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順について記載すること。

2. 事業者は、次の各号に掲げる書類を作成すること。また、業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。

1) 定期・精密点検記録簿

点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成すること。

2) 写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況を写真に記録すること。写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるように、点検実施後、速やかに写真帳に整理すること。

3) その他調査職員が指示する書類

適宜作成すること。

第35条 遊具日常点検等

1. 日常点検を行う者は、遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、併せて設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。

2. 点検頻度は、遊具毎に日1回以上実施する。また、遊具維持修繕の担当職員による点検を月1回実施する。

3. 点検対象遊具は、以下のとおりとする。

| 場所 | 管理番号 | 製品名 |
|----------------|-------|--------------------|
| こどもの森 | 01 | 空の滑り台(虹のハンモック) |
| | 02 | ワイドスライダー(虹のハンモック横) |
| | 03 | 森の砦 |
| | 04 | 風の滑り台 |
| | 05~07 | ドラゴンの砂山(ドラゴン)1~3 |
| | 08 | ドラゴンの砂山(橋) |
| | 09 | ドラゴンの砂山(噴水) |
| | 10 | ドラゴンの砂山(ドラゴン)4 |
| | | ふわふわドーム |
| | | 虹のハンモック |
| みんなの原っぱ わんぱく遊具 | 11~12 | プレイダイヤモンド1~2 |
| | 13 | どんぐりころころ |
| | 14 | 落葉のプール |
| | 15 | 泥んこ池 |
| | 16 | ローラー滑り台 |

| | | |
|--|-------|---------------------------------|
| | 17～21 | ゆらゆらブランコ(2人用、1人用、幼児用、身障者用右側・左側) |
| | 22 | パズロック |
| | 23 | スネークジャングル |
| | 24 | スネークジャングル2連 |
| | 25 | マウンテン |
| | 26 | 築山 |

4. 公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで、日常点検を実施すること。
5. 事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、日常点検記録簿を精査した上、保管しておく。
6. 点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。
7. 台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も点検を行うものとする。

第36条 遊具定期点検

1. 事業者は、遊具の健全性に関する判定を行い、報告書を作成するまでの定期点検を完了させるために必要な管理体制を確立し、品質管理、工程管理、安全管理、法令遵守等の業務管理を行う。
2. 事業者は、点検責任者を定め調査職員に事前に提出することとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
3. 事業者は、点検を行う月日及び時間等を記した作業計画書を作成し、調査職員の承諾を得た上で、作業計画書により実行する。
4. 点検対象遊具は、日常点検に準ずる。
5. 遊具の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP:2014」で規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ、調査職員に報告する。
6. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一社)日本公園施設業協会認定の、JPFA点検器具、JPFA肉厚測定器、JPFA落下衝撃測定器等を使用して行う。
7. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
8. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせることで総合的な機能判定を行うこと。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員と協議をしておくこと。
9. 定期点検は、年1回実施すること。
10. 点検技術者が行った点検により、「SP点検済シール」を貼付出来ると認められた遊具には、点検実施時期を明記したSP点検済シールを貼付し、点検済みであることを表示する。

第37条 遊具維持修繕

遊具について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。

第38条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者の遊具利用への影響がないように十分な安全対策を講ずること。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員へ報告すること。
3. 点検で異常が発見された場合、若しくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員に速やかに報告する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA -SP-S:2014」を参考にすること。

第2節 その他修繕

第39条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第40条 その他修繕

園路広場及び遊具以外の工作物について、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。

第5章 電気設備維持修繕

第41条 管理水準

使用電力量を計測するとともに、別添39「電気設備位置図」に示す電気設備（分電盤、照明設備、監視カメラ設備等）について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため、日常、適時巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うものとする。

第42条 電気設備維持修繕

1. 事業者は、月1回、調査職員が指示する日に各電気メーターの確認を行うこと。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、電気メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員に提出すること。
2. 分電盤や照明設備及び別添39「電気設備位置図」に示す施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。
3. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う。
4. 休園日に電気設備において異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講じること。
5. プール開園期において、使用可能な電気の最大容量を超えることが予想される場合は、国事務所と連携し、電気の使用を調整する等の適切な措置を講じ、プールの水質を確保すること。

第6章 給水施設維持修繕

第43条 管理水準

本公園の施設の使用水量を計測するとともに別添41「給水施設位置図」に示す給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検及び小規模な修繕を行うものとする。

第44条 給水施設維持修繕

1. 日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、関東地方整備局が別途行う(別添41「給水施設位置図」参照)。
2. 事業者は、立川系統については1日2回(開園前1回、閉園後1回)、その他は閉園後に1日1回、水道メーターの確認を行うこと。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、水道メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員に提出すること。
3. 事業者は、1日1回、文化施設ゾーン系統、立川系統及び昭島系統の受水槽について、次に示す点検を行うものとする。また、取水口において、1日1回(以上)、残留塩素濃度の測定、臭気の確認、目視等による水質検査を行うものとする。

| 点検項目 | 判定 |
|-----------------------------|----------|
| 受水槽周囲(雑草の繁茂・物置化) | 有・無 |
| ポンプ室内(汚れ・物置化) | 有・無 |
| 受水槽の上部(落葉の堆積・樹木の被さり) | 有・無 |
| 受水槽壁面の亀裂、密閉状態 | 良・否 |
| 水の濁り、油類、異物、汚れ等 | 有・無 |
| マンホールの施錠 | 良・否 |
| マンホールの破損、防水、さび等 | 有・無 |
| 通気管・オーバーフロー管の防虫網 | 良・否 |
| ポンプ・バルブ等設備 | 良・否 |
| ボールタップ・満減水装置 | 良・否 |
| 塩素濃度は適正か | 良・否(ppm) |
| 点検、清掃が容易で衛生的な場所か | 良・否 |
| 受水槽又は上部に汚染の原因となる配管、設備等有無 | 有・無 |
| 停滞水防止構造(適正な容量) | 良・否 |
| 停滞水防止構造(連通管の位置、受水口と揚水口の位置) | 良・否 |
| マンホールの位置、大きさ、立ち上げ | 良・否 |
| 吐水口空間、排水口空間の確保 | 良・否 |
| 飲用以外の用途との兼用又は設備からの逆流のおそれの有無 | 有・無 |
| クロスコネクションの有無 | 有・無 |

第7章 水景施設保守点検

第45条 管理水準

本公園の水景施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。なお、水遊び広場については、常に安全かつ良好に維持するため、関係法令を遵守するとともに、「プール等取締条例施行規則」（昭和50年東京都規則第78号）、及び「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）に準じ、供用期間中（プール開園期間を除く）は以下の水質を保つよう管理を行うこと。

| 項目 | 基準値 | 測定回数 |
|---------------|---|-------------------|
| 水素イオン濃度 | pH値 5.8 以上 8.6 以下であること | 毎年1回以上 |
| 濁度 | 2度以下であること | |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 12mg/l以下であること | |
| 大腸菌 | 検出されないこと | |
| 一般細菌 | 1mlにつき 200CFU 以下であること | |
| 遊離残留塩素濃度 | 0.4 mg/l以上であること。また、1.0mg/l以下であることが望ましい。 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は 0.1 mg/l以上 0.4 mg/l以下であること。また、亜塩素濃度は 1.2 mg/l以下であること。 | 毎日午前中1回以上及び午後2回以上 |
| 総トリハロメタン | 暫定目標値としておおむね 0.2 mg/l以下が望ましい | 毎年1回以上 |

※利用者が多数である場合等汚染負荷量が多い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

第46条 作成書類

1. 作業計画書（工程表含む）

事業者は、調査職員が指示する主要な水景施設については、業務計画書に基づき作業着手前までに作業計画書を作成し、調査職員に提出すること（別添33「水遊び広場について」、別添43「水循環設備位置図」参照）。

2. 実施状況の記録

事業者は、調査職員が指示する主要な水景施設については、下記の書類を作成すること。また、業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。

- 1) 作業記録写真----- 作業終了後速やかに作成
- 2) 点検報告書----- 作業終了後速やかに作成
- 3) 適合確認検査簿----- 作業終了後 10 日以内に作成
- 4) 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後速やかに作成
- 5) その他調査職員が指示する書類----- 適宜作成

第47条 水景施設保守点検等

業務計画書に基づいて、次の各号に示す水景施設の巡視・点検を行う。

1. 運転前には、電気系統、バルブの開閉、水位の確認等の点検を行う。
2. 巡視・点検結果は、点検報告書として作成し保存する。

3. 水質検査の結果、残留塩素濃度が基準値を下回る場合は、固形塩素剤を投入する等、必要な措置を速やかに行うこと。
4. 東京都多摩立川保健所の水質検査等が実施されるときは、協力すること。
5. その他、ポンプ施設等の点検内容は次のとおりである。

| 名称 | 点検内容 |
|---------|---|
| 水中ポンプ | <ul style="list-style-type: none"> a) 電流計の指針による負荷状態 b) 絶縁抵抗 c) モーターの封水 d) 防錆状態 e) ケーブルの損傷 |
| 陸上ポンプ | <ul style="list-style-type: none"> a) ポンプの負荷状態 b) 軸受部の異音・振動 c) カップリングの点検 d) ドレインパイプの排水状態 e) ボトル・ナットの緩み f) 漏水発生の点検 g) 軸受部オイル点検 h) モーターの絶縁抵抗 |
| ろ過設備 | <ul style="list-style-type: none"> a) 動作確認 b) ろ材の状態 c) 配管、バルブの発錆、漏水状態 d) 池内の水の状態 |
| 滅菌・殺藻設備 | <ul style="list-style-type: none"> a) 動作確認 b) 消毒・殺藻素材の状態 c) 配管、バルブの発錆、漏水状態 d) 消毒・殺藻濃度又は強度 |
| 水景制御盤 | <ul style="list-style-type: none"> a) 箱体(塗装・損傷・扉の開閉・施錠・扉のパッキン) b) 盘面(電圧・電流計・表示灯・銘板・スイッチ動作) c) 盤内(端子のゆるみ・配線の変色・換気装置) d) タイマー(時刻修正・動作確認) e) 漏電ブレーカー(動作確認) f) サーマルリレー(動作確認・設定値の確認) g) 警報回路(動作確認) h) 絶縁測定 |

第8章 その他設備維持修繕等

第48条 管理水準

本公園の水循環設備、放送設備、電話設備等について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び修繕を行うものとする。

第49条 水循環設備維持修繕等

日常、園内の循環水ポンプ場、循環水配管等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、繁忙期等に漏水等が発生しないように管理を行うこと（別紙20「循環水・中水の特殊な管理方法について」参照）。なお、法定点検、関東地方整備局において行うので詳細は調査職員との協議によるものとする（別添43「水循環設備位置図」参照）。

第50条 放送設備保守点検等

日常、園内の放送設備、スピーカー、配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を年1回行い、破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと（別添44「放送設備位置図」参照）。

第51条 電話設備維持修繕

日常、園内の電話設備、PHS基地局、配線等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行うこと。

第52条 その他設備保守点検等

1. 事業者は、月1回、調査職員が指示する日に各ガスメーターの確認を行うこと。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、ガスメーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員に提出すること。
2. その他設備維持修繕等において、本仕様書第51条から53条及び本条前項までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第9章 農家保守

第53条 管理水準

こもれびの里の「里の農家」を常に安全かつ良好な状態に保つとともに、立川市指定有形文化財としての文化的及び歴史的価値を維持するための保守を行うものとする。なお、この作業は、別紙7「個別仕様書（企画運営）」第26条に定める「こもれびの里管理工」に含まれるものとする。

第54条 巡視・保守等

1. 事業者は、農家の外観及び内部の現状保存を行い、立川市指定有形文化財としての特性の維持に努めること。
2. 農家巡視は、火災予防、建物・植物保全、利用規定に基づく利用指導等を行うものとする。
3. その他、農家の点検の内容は次のとおりである。

| 対象箇所・項目 | 点検項目（ ）内は頻度 |
|------------------|--|
| 基礎、土蔵 | <ul style="list-style-type: none"> ・土台の根太がシロアリに食われていないか点検する。(月1回) ・ひび割れ、水漏れがないか点検する。(週1回) ・建物の足回りの植物等の害虫、水溜り、樹木根が基礎の劣化に影響していないか点検する。(週1回) |
| 軒回り | <ul style="list-style-type: none"> ・軒先の破損、腐食等がないか点検する。(週1回) |
| 雨桶 | <ul style="list-style-type: none"> ・破損や落葉等による詰まりがないか点検する。(週1回) |
| 外壁、土蔵 | <ul style="list-style-type: none"> ・破損、腐食、汚れ、キズ、落書き等がないか点検する。(週2回) ・土壁、漆喰壁にひび割れがないか点検する。(週1回) ・乾燥に起因する土壁の収縮により壁と柱の間に隙間ができていないか点検する。(年4回) |
| 内壁、建具、床、柱、家具・調度等 | <ul style="list-style-type: none"> ・破損、塗装剥離、汚れ、キズ、落書き、盗難等がないか点検する。(毎日) ・乾燥により建具が歪み、建て付けが悪くなっていないか点検する。(毎日) |
| 障子・襖 | <ul style="list-style-type: none"> ・破損、汚れ、キズ、落書き等がないか点検する。(毎日) |
| 窓 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスのひび割れ、破損がないか点検する。(毎日) ・窓枠、棧に破損がないか点検する(毎日) |
| 金具、金物類 | <ul style="list-style-type: none"> ・錆や塗装劣化(剥離)がないか点検する。(週2回) |
| 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・雨漏りの原因となる茅葺や竹・縄等の劣化、欠落がないか点検する(月1回) ・カラスによる茅の破損対策が適切に講じられているか点検し、善処する。 ・茅材の腐食を防ぐため、囲炉裏の火を起こし、煙による薫蒸を図る。(毎日) |
| 室内空調機 | <ul style="list-style-type: none"> ・内部及び周辺建具等への水漏れがないか点検する。(毎日) |
| 防護柵・門扉等外構 | <ul style="list-style-type: none"> ・破損等がないか、解錠時等に点検する。(毎日) ・重量がある門扉については、挟まれる等の事故を防止するため、安全管理に配慮する。(毎日) |

第3編 清掃

第55条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があるため、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するものとする。

第56条 休養施設・遊戯施設等清掃

1. 日常清掃

- 1) 公園利用者が直接触れる箇所については、雨滴、鳥の糞、クモの巣、ゴミ等の汚れがないよう水拭き等の清掃を行い、必要に応じて薬液類を使用し洗浄することで清潔に保つこと。また、清掃の際にささくれ、がたつき、腐食等の危険箇所及び破損を発見した場合には、速やかに調査職員に報告すること。
- 2) 壁、軒下、床、扉、窓、柱等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。また、落書き、破損等を発見した場合には、速やかに調査職員に報告すること。
- 3) 水飲み場の排水機能及び衛生を維持するため、排水溝に堆積した落ち葉、砂利等の夾雑物を除去すること。
- 4) 清掃頻度は各施設原則1日1回以上とし、各施設の汚れ具合等により業務責任者の判断により適宜清掃回数を設定できるものとする。なお、1日1回未満とする場合、調査職員と協議するものとする。協議の際には、一定の気象条件、利用条件、期間等を定めることによる包括協議も可能とし、以降は同一条件下においては、その証明と合わせて報告とできるものとする。

2. 定期清掃

床面シートの清掃（ポリッシャー又はスチーム洗浄後のスクイージーによる汚水除去、水モップによる拭き上げ、ワックス塗布、拭き上げ等）のほか、タイルやジュータン、天井、照明器具、展示物、網戸等を対象とした室内清掃を行うこと。

第57条 便所清掃

1. 日常清掃

- 1) 清掃中は、便所の利用者の利便性に特に配慮し、可能な限り利用者を優先すること。
- 2) 衛生器具（便器、手洗い器等）、壁、天井、床、ブース、扉、窓、その他建具、鏡、照明器具等を適切な方法で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
- 3) トイレトペーパー及び石鹼水が常時あるように補充すること。
- 4) 汚物入れの清掃等を行うこと。
- 5) 便所清掃は、1日1回以上実施すること。
- 6) 繁忙期に設定される仮設トイレについては、利用状況を確認の上、清掃及び水・トイレトペーパーを補充すること。

2. 定期清掃

衛生器具（便器、手洗い器等）、壁、軒下、天井、床、ブース、扉、窓、鏡、照明器具等の汚れを除去すること。

第58条 工作物清掃

1. 日常清掃

- 1) 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路（園地含む）や側溝等の工作物をきれいな状態に保つこと。
- 2) U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった落ち葉、土砂等を除去すること。
- 3) くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行うこと。
- 4) 池等の水面のごみや落ち葉、藻等を網等で随時除去すること。
- 5) 清掃区域と実施頻度は下表のとおりとする。なお、清掃区域は別紙38を参照すること。

| 清掃区域 | 実施頻度 |
|----------|------------------------------------|
| 園内清掃(1) | 1～2月:15日/月程度 上記以外:ほぼ毎日 |
| 園内清掃(2) | 4～5月、11～12月:20日/月程度 上記以外:7日/月程度 |
| 園内清掃(3) | 4月、3月:18日/月程度 上記以外:5日/月程度 |
| 園内清掃(4) | 1～2月:15日/月程度 上記以外:25日/月程度 |
| 園内清掃(5) | 11月:20日/月程度 上記以外:10日/月程度 |
| 園内清掃(6) | 4月、10月:20日/月程度 上記以外:8日/月程度 |
| 園内清掃(7) | 4～5月、9～10月:22日/月程度 上記以外:10日/月程度 |
| 園内清掃(8) | 17日/月程度 |
| 園内清掃(9) | 毎日 |
| 園内清掃(10) | 4月、10月、3月:20日/月程度 上記以外:6日/月程度 |
| 園内清掃(11) | 1～2月:20日/月程度 上記以外:毎日 |
| 園内清掃(12) | 1～2月:20日/月程度 上記以外:毎日 |

2. 定期清掃（池・水遊び場等の洗浄）

- 1) ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、底部、側面部、景石等の高圧洗浄機を使用した洗浄作業及びブラッシングを行うこと。
- 2) 底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、給水及びポンプを始動すること。
- 3) 清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は下表のとおりとする。

| 清掃箇所 | 実施頻度 |
|--------|------|
| カナル | 3回/年 |
| 水遊び場広場 | 2回/年 |

| | |
|------|------|
| 溪流広場 | 3回／年 |
| 日本庭園 | 1回／年 |

3. 定期清掃（園路・広場の舗装部等の洗浄）

- 1) 藻や土砂等による汚れが顕著な部分の高圧洗浄機及び路面清掃車等を使用した洗浄作業を行うこと。
- 2) 外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、適切な機能が発揮されるように清掃を行うこと。
- 3) 大規模な行催事で利用する前や台風直後、落葉の時期等に行うものとする。清掃箇所や実施頻度については、行催事情報や現状を勘案して実施するものとする。

第59条 ごみ回収

1. 園内各所に存在するごみ箱から所定の集積箇所に運搬するものとするし、ごみは、立川市の分別区分に従って分別を行うこと。なお、大規模な行催事、花見頃の繁忙期等、大量のごみの発生が予想される場合は、臨時ごみ箱を設置し、公園利用者に分別指導を行うことについて妨げない（別紙40「廃棄物の取扱」参照）。
2. ここでいうごみとは園路上の落ち葉、枯れ枝等も含むものとする。
3. ごみ運搬箇所については、別途指定するものとする。
4. 生ごみについては、植物性の廃棄物と併せて、堆肥化を行うこと。
5. 公園利用者に対してごみの持ち帰りを推奨する等し、ごみの減量に努めること。

第60条 除雪等

1. 降雪時等に、本公園の機能を維持するために、玄関周り、出入口周り、園路等において、機械及び人力による除雪を行う。
2. 事業者は、除雪作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握し、路面や縁石等各工作物に損傷を与えないようにしなければならない。

第61条 産業廃棄物処理

事業者は、産業廃棄物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び関係法令に従って、適正に処理すること。

H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務 個別仕様書

【植物管理】

平成 3 0 年 4 月

国土交通省関東地方整備局

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務のうちの植物管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工に当たって、公園管理業務の特性を踏まえ、別紙5「共通仕様書」、本公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が高まるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、別紙5「共通仕様書」、本公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義が生じた場合は、関東地方整備局の指定する調査職員と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員に提案し、協議の上、変更理由を明記し、業務計画書の変更を行うことも可能である。

1. 植物について補植を要する事態が生じたとき。
2. 既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。
3. 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

第4条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条第2項により関東地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

第6条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の責任の下実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 園内に生息・生育する貴重種（別添47「貴重種一覧（抄）」）に影響を与えないように十分に留意

して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全するものとする。

5. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。
6. 提供物品（別紙21「提供施設等一覧」参照）は事業者に貸与するが、物品類の修理等（微小なものを除く）は調査職員に報告の上、事業者が行うこととする。
7. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
8. 植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員と協議の上、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
9. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
10. ボランティアによる植物管理が円滑に活動できるように支援すること。
11. 植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整の下、相互連携を保ち、公園利用者の安全確保に努めるものとする。

第7条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 持込可能な車種及び車両の通行については、「国営昭和記念公園園内車両通行規則（案）」（別添16「園内車両運行（マニュアル等）」参照）に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両運行許可証等を前面に提示して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は20km/h以下、その他園路は10km/h以下とする。
3. 作業に係る車両の持込は最小に留め、公園利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
4. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示する等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
5. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。
6. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第8条 利用サービス

1. 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合は、必要に応じて公園利用調整を行うこと。
2. 公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
3. 業務責任者を含めた全ての作業従事者は調査職員の指定する名札を作成し着用すること（別添15「業務入園マニュアル」参照）。
4. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
5. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において

適切な説明看板類を掲示するものとする。

第2章 芝生管理

第9条 管理水準

芝生による良好な景観及び来園者が安心して利用できる空間の維持のため、芝生内にある石、ゴミ、実生木、つる性植物、外来種等の支障物を除去するとともに、以下に示す管理水準を満たす芝刈り等を行うこと（別添48「芝生管理」参照）。

| ランク | A | B |
|----------------|---|--|
| 管理目標 | 主要な広場や修景施設周辺にあり、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、利用率も高い芝生地 | 修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、動的利用も多い芝生地 |
| 管理水準 | | |
| 芝刈高 | 3～5cm 程度 | 3～5cm 程度 |
| 雑草混入 | 可能な限り混入なし | 一部混入容認 |
| 茎葉密生度 | 高い | 高いが一部空隙あり |
| 標準実施回数(単位;回/年) | | |
| 芝刈(標準刈込回数) | 8～10 | 7 |
| 対象地 | 広場ゾーン-みんなの原っぱ、スポーツエリア(ローンボウルスコート、クロッケーコート) | 広場ゾーン-スポーツエリアコート周辺 |

| ランク | C | D |
|----------------|--|---|
| 管理目標 | A、Bランクに次ぐ程度の修景性や利用率がある芝生地 | 主として法面等保全や緑を保持することが目的の芝生 |
| 管理水準 | | |
| 芝刈高 | 5～7cm 程度 | 5～7cm 程度 |
| 雑草混入 | 一部混入容認 | 混入容認 |
| 茎葉密生度 | 低く空隙あり | 低い |
| 標準実施回数(単位;回/年) | | |
| 芝刈(標準刈込回数) | 3～5 | 1～4 |
| 対象地 | みどりの文化ゾーン-ゆめひろば、花みどり文化センター(テラス前、浮游の庭)、展示施設ゾーン-立川口(無料区域カナル・外周)、ふれあい広場、かたらいの道(カナル)、ドッグラン、水のゾーン-水鳥の池、広場ゾーン-うんどう広場、旧パターゴルフ場、みんなの原っぱ(南売店、中央管理棟周辺) | 水のゾーン-水遊び広場、水鳥の池及び外周植栽、花木園、残堀川緩傾斜護岸(右岸、左岸、川沿い)、水のゾーン-花木園、水あそび広場、残堀川沿い、広場ゾーン-溪流広場、森のゾーン-こども森(工芸の森、ちびこの森、太陽のプラミッド、霧の森、ドラゴンの砂山等)、砂川口広場 |

*芝刈工については、上記を標準に状況により業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

*芝刈工以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

*日本庭園の管理に当たっては、別添52「日本庭園管理マニュアル(抄)」に基づき、樹木、草花、芝生等について、機能的かつ一体的に管理を行うものとする。また、伝統的な管理技法の実施に留意すること。

第10条 芝刈工

別添48「芝生管理」(芝刈りエリア)に示す範囲について行うこと。

1. 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。

2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むらや刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、調査職員と協議する。
4. 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあつては、樹冠の垂直投影線より 10cm 程度外側で垂直に切り込み、せん除する。
5. 原則として、刈り取った芝は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。
6. 芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。

第 1 1 条 芝生地除草工

1. 芝生を傷めないよう、人力による抜根除草とする。
2. 抜き取った雑草は、収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
3. 除根後に穴を生じた場合は、必要に応じて目土（目砂）の充填を行う。

第 1 2 条 芝生施肥工

1. 過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 施肥を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面が濡れているときは行わない。
3. 施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認するとともに、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

第 1 3 条 芝生目土掛工

1. 目土は植物の根、ガレキ等がなく必要に応じて、ふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
2. 目土は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
3. 芝草の生育適期を選んで施工し、併せて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

第 1 4 条 芝切工

1. 芝の更新を促すため、レーキ、ホーク等で芝生面を丁寧に回数多く引っかき、ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉、枯茎（サッチ）を除去する。
2. 発生した枯葉、枯茎等は速やかに処理するとともに、ブラッシング跡はきれいに清掃する。

第 1 5 条 芝生雑工

1. 芝生雑工については業務責任者の判断する作業（部分的な養生、芝生保護材設置、灌水、施肥散布等）を実施するものとする。
2. エアレーションは、芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。
3. 転圧は、芝生面の不陸整正や芝生の根と床土を活着させるために、開始から仕上げまでは連続して行う。
4. 灌水は、芝草の生育状況を確認した上で、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとし、既存の灌水設備等を使用し、業務責任者が適切と判断した灌水量を芝生全面に行きわたるよう、均一に散水する。
5. 芝の補植を行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) 張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘した上、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。
 - 2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水するものとする。
 - 3) 播種は、施工箇所を刈取・集草し、必要に応じて土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付けるものとする。その後、目土散布行ったのち、速やかに灌水を行う。

第3章 中低木管理

第16条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行うこと（別添 49「中低木、高木管理」参照）。

| 管理目標 | 対象地の個々の中低木の目的(鑑賞、遮蔽・境界、緑陰)に留意した管理を行う | | |
|----------------|---|---|----------------------------|
| | 鑑賞 | 遮蔽・境界 | 緑陰 |
| 管理目標 | 花やその樹形等を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている中低木 | 芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木 | 既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の中低木 |
| 管理水準 | 良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する | 基本的に自然樹形であるが、樹種の特長等を考慮し、剪定工を設定する 枯損枝、支障枝等は撤去する | 自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する |
| 標準実施回数(単位;回/年) | | | |
| 刈込み(標準寄植剪定) | 1回/年 | | |
| 対象地 | 展示施設ゾーン-立川口広場、立川口駐車場芝生広場、ふれあい広場、外周、水のゾーン-西立川口広場、水遊び広場、水鳥の池、残堀川、外周、広場ゾーン-うんどう広場周辺、第4サークル、第4サークル南サイクリングコース沿い(北・南)、森のゾーン-こどもの森、砂川口広場 | | |

* 寄植剪定以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

* 日本庭園の管理に当たっては、別添 52「日本庭園管理マニュアル(抄)」に基づき、樹木、草花、芝生等について、機能的かつ一体的に管理を行うものとする。また、伝統的な管理技法の実施に留意すること。

第17条 中低木剪定工

1. 一般事項

- 1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。
- 2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。
- 3) 花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。
- 4) 数年の期間において刈込みを実施する場合は、第1回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。
- 5) 刈り取った枝葉は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。
- 6) 剪定に当たっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
- 7) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする。

2. 寄植剪定

- 1) 各樹種の生育状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ剪定する。
- 2) 刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう速やかに処理するとともに、寄植の周辺をきれいに清掃すること。

3. 生垣剪定

- 1) 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。
- 2) 枝葉の空いた部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

第18条 中低木地除草工

1. 抜根除草

- 1) 既存植物を傷めないよう除草器具等を用いて根ごと取り除く。
- 2) 抜き取った雑草は、収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

2. 人力除草

- 1) 既存植物を傷めないよう鎌等を用いて根際より刈り取る。
- 2) 抜き取った雑草は、収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

3. 機械除草（肩掛け式・ハンドガイド式）

- 1) 既存植物を傷めないよう肩掛け式草刈機やハンドガイド式草刈機等を用いて刈り取る。
- 2) 抜き取った雑草は、収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

第19条 中低木施肥工

1. 一般事項

- 1) 施肥量は、過去の実績を踏まえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、業務責任者が判断して行う（別紙41「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）。
- 2) 溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

2. 生垣施肥

- 1) 寒肥は生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。立て穴の深さは20cm程度とする。
- 2) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度のみぞを掘り、みぞ底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。
- 3) 縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外周とする。

3. 中低木施肥

- 1) 1本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥・壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準ずる。縦穴及びみぞの深さは20cm程度とする。
- 2) 列植の場合、生垣施肥に準ずる。
- 3) 群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1㎡当たり3箇所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

第20条 中低木防除工

1. 剪定防除

- 1) アメリカシロヒトリ、チャドクガ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、必要に応じて指定の場所に集め、速やかに焼却処分あるいは土中に埋める。
- 2) 剪定方法は、中低木剪定工に準ずる。

2. 薬剤散布

- 1) 病虫害が発生した又は発生が予見される場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める（別紙42「農薬散布」）。
- 2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議の上、適切な処置を講ずる。
- 3) 散布方法は、調査職員と協議の上、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
- 4) 散布日は、調査職員と協議の上、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
- 5) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。
- 6) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。
- 7) 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
- 8) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に1)～7)の事項を調査職員と協議することができる。調査職員が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、2)～4)中の「調査職員と協議」は「調査職員に事前に提出」に読み替えるものとする。

第21条 中低木雑工・巡回工

1. 中低木雑工・巡回工は、「国営昭和記念公園樹木点検・診断マニュアル（案）」（平成29年2月、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所）に基づき行う。
2. 中低木雑工・巡回工については、以下の作業を実施するものとする。
 - 1) 害虫の捕殺駆除作業、低木地落葉除去等の軽作業
 - 2) 枯損木及び支障枝撤去、チップ敷均し、ササ抜根等の普通作業
 - 3) 支障枝・枯れ枝拾いやその他業務責任者の判断する管理作業
3. 中低木補植を行う際は、以下の項目に留意すること。
 - 1) 樹高300cm未満の樹木を対象とする。
 - 2) 補植は、隣接樹木の枝葉根部を損傷しないよう注意して、なじみよく現状に復するものとする。
 - 3) 植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく攪拌して混入するものとする。
 - 4) 補植後は、十分に灌水し、根元周辺を整正する。
4. マルチングを行う際は、以下の項目に留意すること。

- 1) マルチング材は所定量をむらなく均一に敷き均すものとする。
 - 2) 使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては業務責任者が判断し、定めるものとする。
5. ハギの刈取りを行う際は、樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈残しのないようにし、刈りくずは収集し、必要に応じて指定の箇所に運搬・堆積する。

第4章 高木管理

第22条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと（別添49「中低木、高木管理」参照）。

| ランク | A | B | C |
|------|---|--|---|
| 管理目標 | 花やその樹形を入園者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木 | 園路や広場、敷地の境界、遮蔽、防火帯となる植栽としての役割を持つ高木 | 既存林に近い高木 |
| | 鑑賞 | 鑑賞、緑陰、防災、遮へい | 緑陰 |
| 管理水準 | 抑制管理を中心とし、個々の樹木に適した樹形を常に維持するためのきめ細かい管理を実施。 花木においては花つきがとくに良好な状態を保つ。 | 自然成長を前提としつつ、障害除去を行う程度の保護管理を実施。 | 原則として自然樹形。 |
| 対象地 | みどりの文化ゾーン-浮游の庭（花みどり文化センター屋上）、展示施設ゾーン-かたらいの道（カナール）、水のゾーン-花木園、広場ゾーン-みんなの原っぱ、うんどう広場、林間広場、森のゾーン-こどもの森 | みどりの文化ゾーン-花みどり文化センター周辺、展示施設ゾーン-ふれあい広場、立川口駐車場、水のゾーン-水鳥の池西緑地、西立川口周辺、広場ゾーン-溪流広場、トンボの湿地、森のゾーン-砂川口駐車場、こもれびの丘、こもれびの里 | みどりの文化ゾーン-総合案内所西側、展示施設ゾーン-立川口サイクルセンター周辺、水のゾーン-西立川口広場、レインボープール、森のゾーン-砂川口広場 |

*高木管理については、必要に応じて業務責任者が判断し、状況により適宜行うものとする。

*日本庭園の管理に当たっては、別添52「日本庭園管理マニュアル（抄）」に基づき、樹木、草花、芝生等について、機能的かつ一体的に管理を行うものとする。また、伝統的な管理技法の実施に留意すること。

第23条 高木剪定工

1. 一般事項

- 1) 樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じて最も適切な方法により行う。
- 2) 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
- 3) 剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
- 4) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。

- 5) 花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。
 - 6) 剪定した枝葉は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、樹木周辺をきれいに清掃する。
 - 7) 剪定に当たっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
 - 8) 公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告するものとする（別添 50「景観木位置図」参照）。
 - 9) サイクリングロードや園路沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけが等ないよう努めること。
 - 10) 調査職員の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努めること。
2. 弱剪定
- 1) 弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。
 - 2) 主として剪定すべき枝は、①枯枝、②成長の止まった弱小の枝、③著しく病虫害におかされている枝、④通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝、⑤折損によって危険をきたす恐れのある枝、⑥樹冠、樹形及び生育上不必要な枝。
 - 3) 病虫害枝、障害枝は全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
 - 4) 枝、弱小枝等はその枝の付け根から少し距離をおいて切りとる。
 - 5) 園路沿い等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一を図りつつ剪定する。
3. 強剪定
- 1) 強剪定とは弱選定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
 - 2) 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。
 - 3) 古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、また割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

第24条 高木施肥工

過去の実績を踏まえ、使用する施肥の標準的な施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う（別紙 41「農薬、肥料、土壌改良材リスト」）。

1. 輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20cm 程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。
2. 車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは 15～20cm 程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。
3. 壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。
4. 移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴

の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍にくるように掘る。

第25条 高木防除工

1. 薬剤散布

- 1) 病虫害が発生した又は発生が予見される場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意最小限の区域における農薬散布に留める。
- 2) 病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議の上、適切な処置を講ずる。なお、こどもの森及び玉川上水口周辺のマツ類については、マツノザイセンチュウ等の予防のため、5月下旬～7月初旬にかけて、原則2週間間隔で計2回程度の薬剤散布又は樹幹注入を行うこと。
- 3) 散布方法は、調査職員と協議の上、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
- 4) 散布日は、調査職員と協議の上、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しない。
- 5) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。
- 6) 散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものかからないよう、十分注意して行う。
- 7) 散布作業は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
- 8) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に1)～7)の事項を調査職員と協議することができる。調査職員が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、2)～4)中の「調査職員と協議」は「調査職員に事前に提出」に読み替えるものとする。

2. 薬剤投与

- 1) 薬剤投与は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり、対象樹木は主として景観的に重要なマツ類とし、まとめて調査職員に協議の上決定する（別紙43「マツ枯れ防止薬剤樹幹注入実績」参照）。
- 2) 対象樹木にマーキングを行い、薬剤を投与するものとする。
- 3) 樹幹注入作業は、公園利用者の安全のために支障のない日時に行うものとする。
- 4) 薬剤の注入穴は、薬剤に合った穴をあけ、薬もれ、脱落等がないよう注意するものとする。
- 5) 投与後は速やかに容器を回収し、関係法令に基づき、適正に処理すること。また、注入穴はコルク、癒合剤等で埋めるものとする。

第26条 高木雑工・巡回工

1. 高木雑工・巡回工は、「国営昭和記念公園樹木点検・診断マニュアル（案）」（平成29年2月、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園）に従い行う。
2. 高木雑工・巡回工については、以下の作業を実施するものとする。
 - 1) 倒木復旧作業、樹勢回復作業、ヤゴ取り（やご〔ひこばえ〕、幹ぶき〔胴ぶき〕を剪定鋏、鋸等で剪定）等の管理作業

- 2) 樹勢回復作業（状態の調査を伴うもの）、高所作業等の高度な造園知識・技術を必要とする作業
 - 3) 工区内全般の巡視・点検やその他業務責任者の判断する管理作業
3. 在来の支柱の取外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、垂鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。

第5章 草地管理

第27条 管理水準

草地性植物の生育環境の保全するため、草地内にある石、ゴミ、実生木、つる性植物、外来種等の支障物を除去する草地管理を行うとともに、以下に示す管理水準を満たす草地除草を行うこと（別添51「草花管理」参照）。

| 管理水準 | | | |
|----------------|---------------|---------------------------------|--|
| 刈高 | 5～10 cm | | |
| 標準実施回数(単位;回/年) | | | |
| 刈込回数 | 10回 | 5～6回 | 1～4回 |
| 対象地 | 広場ゾーン-みんなの原っぱ | 水のゾーン-花木園、広場ゾーン-うんどう広場、みんなの原っぱ東 | みどりの文化ゾーン、展示施設ゾーン-あいの広場、立川口駐車場、ふれあい広場、花木園、水のゾーン-西立川口広場、レインボープール、広場のゾーン-昭島口広場、溪流広場、みんなの原っぱ、うんどう広場、多目的広場、みんなの原っぱ東、林間広場、残堀川、森のゾーン-こどもの森、こもれびの里、玉川上水口広場、砂川口広場、こもれびの丘、公園外周西沿い、自衛隊沿い、管理ヤード周辺 |

* 草地除草工については、上記を標準に状況により業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第28条 草地除草工

1. 除草を行う直前には、草地内にある石、ゴミ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。
2. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、その周辺も刈むら、刈残しのないよう刈り取るものとする。
3. 刈高は管理水準を目安とするが、業務責任者の判断で適切な高さを検討して実施する。
4. 刈込回数及び頻度については、草地の状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。
5. 案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。
6. 別添47「貴重種一覧(抄)」に記載した草花類は刈り取らないよう注意して施工するものとする。
7. 水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について必要に応じて調査職員の指示に従うこと。
8. 刈草は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。

第6章 花壇管理

第29条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす花壇管理を行うこと（別添 51「草花管理」参照）。なお、花壇管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

ここで、花見頃期間とは、花壇において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう。

| 対象エリア名称 | 目的・目標 | 花見頃期間(週) |
|--|---|---------------------|
| 展示施設ゾーン-立川口広場の花壇(立川ゲート口花壇・円形花壇) 水のゾーン-西立川口広場の花壇(S字花壇・ぶらぶら坂花壇) | 入園者を出迎えるシンボル空間であり、一年を通して、花見頃となるよう、留意すること また、公園の重要なイベントであるチューリップイベント期間は、チューリップを花見頃とすること | 1年のうち 40 週以上を確保すること |

第30条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な形姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第31条 花壇植栽工

1. 植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。その後に、地ごしらえをし、植栽すること。
2. 花苗の植え付けの際のデザインについては、調査職員に報告を行い、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りするなどし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付ける。
3. 同じ花壇に植栽する場合、同じ種類の花苗は出来るだけ草丈、株立ちの均一なものを選び、開花期に咲き揃うように同じ高さに植えるものとする。
4. 草花面は床土をシャベル等により 30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
5. 植え付け後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がる等、植え付けが確実でないものは植えなおしをする。
6. 抜き取った草花は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積する。

第32条 花壇施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う（別紙 41「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）。

第33条 花壇巡回工

1. 花壇巡回工については、以下の作業を実施するものとする。
 - 1) 花がら摘み、ピンチ（切り戻し）、摘心、除草、誘因、枯葉除去等の軽作業
 - 2) 耕耘、病虫害防除やその他業務責任者の判断する管理作業
2. 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時機を失しないよう行う。灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行きわたるよう浸透させる。

第7章 花畑管理

第34条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす花畑管理を行うこと（別添51「草花管理」参照）。なお、花畑管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

ここで、花見頃期間とは、花畑において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう。

| 対象エリア名称 | 目的・目標 | 花見頃期間(週) |
|--|---|----------------------|
| 広場ゾーン-みんなの原っぱ(東花畑、西花畑)、ハーブの丘、森のゾーン-こもれびの丘(花の丘南花畑、花の丘北花畑) | 単体の花だけでなく、大面積の群落も観賞できるよう留意すること。 | 春季と秋季それぞれ6週程度を確保すること |
| 広場ゾーン-溪流広場、森のゾーン-こどもの森花畑) | 単体の花だけでなく、大面積の群落も観賞できるよう留意すること。 溪流はチューリップ類、こどもの森は球根類を主とする。 | 春季に3週間程度を確保すること |

第35条 花苗材料一般

1. 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な形姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとする。

第36条 花畑耕耘工

1. 古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、必要に応じて指定の場所に運搬・処理する。
2. 草花面は床土をトラクター等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。

第37条 花畑播種工

1. 人力播種機等により播種を行い、必要に応じて覆土すること。
2. 施工後には十分な灌水及び養生を行うこと。
3. 深さ・播種間隔、播種時期等については業務責任者の判断により決定し、人力播種機等により播種を行い、必要に応じて覆土する。施工後十分な灌水及び養生を行う。

第38条 花畑植栽工

1. 花苗、球根の植え付けの際のデザインについては、調査職員に報告を行い、花畑面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りするなど、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付ける。
2. 植え付け後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がる等、植え付けが確実でないものは植えなおしする。

第39条 花畑施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う（別紙41「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照）。

第40条 花畑防除工

花畑防除工は、中低木防除工（薬剤散布）に準ずる。

第41条 花畑除草工

1. 原則として、人力による抜根除草とする。
2. 抜き取った雑草は、収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
3. 根に付着した土を除いた後収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積する。

第42条 花畑刈払工

1. 肩掛式草刈機及びハンドガイド式草刈機により、地際から刈り取ること。
2. 刈取った草花は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積する等適切に処理する。

第43条 花畑雑工・巡回工

1. 花畑雑工については、業務責任者の判断する以下の作業を実施するものとする。
 - 1) 花がら摘み、支柱設置・撤去、播種前の位置だし、間引き等
 - 2) スプリンクラー設置・撤去、耕耘、不織布設置・撤去等
2. 花畑巡回工については、業務責任者の判断する以下の作業を実施するものとする。
 - 1) 資材・発生材運搬及び灌水に伴う車輛運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、株分け、花苗植付けに伴う割付、柵及び鉄ピンの設置・撤去
 - 2) 花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘因、支柱設置、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、柵及び鉄ピンの設置・撤去補助、マルチングその他業務責任者の判断する管理作業を行う。
3. 灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時機を失しないよう行う。灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行きわたるよう浸透させる。

第8章 草花管理

第44条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草花管理を行うこと。なお、草花管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

ここで、花見頃期間とは、草花地において、七分咲きしている期間（毎週金曜日を基準とした一週間）をいう（別添51「草花管理」参照）。

| 対象エリア名称 | 目的・目標 | 花見頃期間(週) |
|------------------------------------|---------------------------------------|----------------|
| 水のゾーン-花木園、ハーブ園、森のゾーン-こもれびの里、こもれび丘等 | 季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行うこと。 | それぞれの花の適期に基づく。 |

*日本庭園の管理に当たっては、別添52「日本庭園管理マニュアル(抄)」に基づき、樹木、草花、芝生等について、機能的かつ一体的に管理を行うものとする。また、伝統的な管理技法の実施に留意すること。

第45条 草花材料一般

1. 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な形姿のものを使用する。
2. 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

第46条 草花耕耘工

1. 古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、必要に応じて指定の場所に運搬・処理する。
2. 草花面は床土をシャベル又はトラクター等により30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。

第47条 草花植栽工

1. 花苗、球根の植え付けの際のデザインについては、調査職員に報告を行い、草花面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りするなどし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付ける。
2. 植え付け後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がる等、植え付けが確実でないものは植えなおしする。
3. 深さ・播種間隔、播種時期等については業務責任者の判断により決定し、播種を行い、必要に応じて覆土する。施工後十分な灌水及び養生を行う。

第48条 草花除草工

1. 人力による抜根除草とする。
2. 抜き取った雑草は、収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するとともに、除草後はきれいに清掃する。
3. 根に付着した土を除いた後収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積する。

第49条 草花刈払工

1. 株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈払い及び施工時期については十分注意して決定する。
2. 刈取った草花は、きれいに収集し、清掃した上で、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積する。

第50条 草花施肥工

1. 元肥は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。
2. 追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、最も効果的な方法により行う。

第51条 草花防除工

草花病虫害防除工は、中低木防除工（薬剤散布）に準ずる。

第52条 ハナショウブ株分工

1. ハナショウブを掘取り、根が平均につくように株を2～3芽ずつに分け、花茎がついていた芽を葉の長さ約20cmに切断する。
2. 不要になった芽や切り取った葉は必要に応じて指定の場所に運搬・堆積するものとする。
3. 株分で小分けにしたハナショウブを15本（30～45芽）程度を1塊として植え付けを行う。

第53条 バラ剪定工

1. シュートの処理を的確に行う他、バラの特性及びその年の気象状況に応じて慎重かつ的確な人力による剪定を行う。
2. 原則として、冬季に剪定を行い、剪定した枝は収集し、必要に応じて指定の場所に運搬・堆積する。

第54条 草花雑工・巡回工

1. 草花雑工・巡回工については、以下の作業を実施するものとする。
 - 1) 花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、除草、支柱設置、ロープ柵設置・撤去、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・球根植付、補植・移植、軽微な灌水、間引き、1年草抜取・刈取、球根掘上げ、育苗、補植、移植、株分け等
 - 2) 資材・発生材運搬及び灌水等に伴う車両運転補助、柵及び鉄ピンの設置・撤去補助、マルチング等の軽作業、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、株分け、花苗植付けに伴う割付、柵及び鉄ピンの設置・撤去やその他業務責任者の判断する管理作業等
 - 3) 通常の作業とは異なる巡回作業

第9章 特殊管理

第55条 対象

本章は、日本庭園管理、盆栽苑管理、ハス管理、こもれびの里管理及びリサイクル工について、適用する（別添55「特殊管理」参照）。

第56条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす特殊管理を行うこと。

日本庭園管理工、盆栽苑管理工、ハス管理工及びこもれびの里については、各々のマニュアルに基づき、適切に管理を行うこと。

また、堆肥工については、植物管理で発生する枝葉や刈り草等を植栽地の土壌改良等を目的として堆肥化を行い、植栽地の土壌改良に使用できる品質を確保すること。

第57条 日本庭園管理工

日本庭園の管理に当たっては、別添52「日本庭園管理マニュアル（抄）」に基づき、樹木、草花、芝生等について、機能的かつ一体的に管理を行うものとする。特に、打ち水等の伝統的な日常の庭園管理の他、松のみどり摘みやもみ上げ、松葉敷き、ワラボッチ、雪吊り、竹垣更新等、伝統的な管理技法の実施に留意すること。

第58条 盆栽苑管理工

盆栽苑の管理に当たっては、別添53「盆栽苑管理マニュアル（抄）」に基づき、盆栽の特徴に応じたきめ細かな管理を行うものとする。

第59条 ハス管理工

ハスの管理に当たっては、別添54「蓮管理マニュアル（抄）」に基づき、品種の保存を目的とした管理を行うものとする。

第60条 リサイクル工

1. 園内で発生した全ての植物性発生材については、原則としてリサイクルするものとする。製造したリサイクル品については、全て園内で使用する（別紙45「植物性廃棄物の取扱」参照）。
2. 堆肥づくりは、落葉や芝刈屑等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等に留意し、適切に行うものとする。

第61条 特殊雑工（雑作業）

特殊雑工については業務責任者の判断する作業（袖垣取替え、砂利敷き均し等）を実施するものとする。

**H30-34 国営昭和記念公園
収益施設等設置管理運営規定書**

平成 30 年 4 月

目次

はじめに

第1編 国営昭和記念公園収益施設等設置管理運営共通規定書

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第2章 マネジメント（運営管理） | 16 |
| 第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応） | 21 |
| 第4章 安全衛生管理 | 23 |
| 第5章 施設管理 | 32 |
| 第6章 財産管理 | 34 |

第2編 国営昭和記念公園収益施設設置等管理運営個別規定書

| | |
|---------------------|----|
| 第1章 駐車場 | 36 |
| 第2章 レンタサイクル施設 | 42 |
| 第3章 飲食施設及び物販施設 | 48 |
| 第4章 船遊施設 | 54 |
| 第5章 レインボープール | 59 |
| 第6章 園内交通施設 | 72 |
| 第7章 バーベキューガーデン | 79 |
| 第8章 うんどう広場 用具貸出 | 83 |
| 第9章 自主事業における行催事等 | 87 |
| 第10章 自動販売機 | 89 |
| 第11章 コインロッカー | 92 |
| 第12章 有料シャワー | 94 |
| 第13章 花みどり文化センター講座運営 | 95 |

はじめに

本規定書は、国営昭和記念公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、船遊施設、レインボープール、園内交通施設、バーベキューガーデン、うんどろ広場用具貸出、自動販売機、コインロッカー、有料シャワーの管理運営業務及び自主事業において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営昭和記念公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考にされたい。

第1編 国営昭和記念公園収益施設等設置管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営昭和記念公園

所在地 東京都立川市・昭島市

敷地面積 169.4ha 注)

注) 対象敷地は国営昭和記念公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、平成30年4月現在、約169.4haである。うち、収益施設許可面積は約16.8ha（予定）

■対象となる収益施設は以下のとおり（別紙3「収益施設一覧」、別添57「国営昭和記念公園収益施設運営対象区域図」参照）。なお、対象となる自主事業施設は別途定めるものとする。

| 公園施設の名称 | | 許可面積(予定) (㎡)※1 | 備考 | |
|---------|---------------|----------------------------|----------------|------------------------------------|
| 1 | 駐車場 | ① 立川口駐車場 | 68,170 | |
| | | ② 西立川口駐車場 | 14,400 | |
| | | ③ 砂川口駐車場 | 15,000 | |
| 2 | サイクリング施設 | ① 立川口サイクリングセンター | 830 | |
| | | ② 西立川口サイクリングセンター | 620 | |
| | | ③ 砂川口サイクリングセンター | 618 | |
| 3 | 飲食施設 | ① ふれあい広場レストラン | 863(内建築 374) | |
| | | ② レイクサイドレストラン | 781(内建築 336) | |
| | | ③ 溪流広場レストラン | 2,079(内建築 250) | |
| 4 | 物販施設 | ① みんなの原っぱ中央売店 | 86 | |
| | | ② みんなの原っぱ南売店 | 68 | |
| | | ③ 花木園売店 | 56 | |
| | | ④ 立川口北売店 | 87 | |
| | | ⑤ 立川口軽飲食売店 | 113 | |
| | | ⑥ 西立川口売店 | 59 | |
| | | ⑦ こどもの森売店 | 53 | |
| | | ⑧ 砂川口売店 | 115 | |
| | | ⑨ 昭島口管理棟売店 | 370 | |
| | | ⑩ プール内売店A | 105 | |
| | | ⑪ プール内売店B | 105 | |
| | | ⑫ プール内売店C | 72 | |
| 5 | 船遊施設 | ① 船遊施設 | 278 | |
| 6 | レインボープール | ① プール、水遊び広場、管理棟、ロッカー棟等 | 63,000 | 営業期間※2及びその前後の開設準備・撤去期間に限り収益施設として運営 |
| 7 | 園内交通施設 | ① 停留所10ヶ所 | 4 | |
| | | ② 運転手詰め所 | 19 | |
| 8 | 歓楓亭 | ① 歓楓亭(呈茶) | 5 | |
| 9 | バーベキューガーデン | ① バーベキューガーデン(うんどろ広場用具貸出含む) | 333 | |
| 10 | 総合案内所カフェ | ① 総合案内所カフェ | 12 | |
| 11 | 花みどり文化センターカフェ | ① 花みどり文化センターカフェ | 51 | |
| 12 | その他 | ① 自動販売機、コインロッカー、有料シャワー | | |

※1 小数点以下は、四捨五入。

※2 営業期間とは、7月第2土曜日・日曜日、7月第3土曜日から9月第1日曜日までのこと。

ただし、プール内売店C（水遊び広場売店）については、レインボープール営業期間を含む、水遊び広場が利用可能な期間（4月末（ゴールデンウィーク前）の週末から9月最後の週末まで）のこと。

2. 履行期間

管理運営期間は、平成31年2月1日から平成35年1月31日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、関東地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、サイクリング施設、飲食・物販施設、船遊施設、レインボープール、園内交通施設、バーベキューガーデン、うんどろ広場用具貸出、自動販売機、コインロッカー、有料シャワーの管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条又は第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。

第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、別紙4及び別添2に記載する本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「関東地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務の発注者のことをいう。
2. 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
3. 「国事務所」とは、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所のこと。
4. 「自主事業」とは、事業者からの提案により、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局と事前に協議し、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条、第6条又

は12条に基づく許可を受け、土地使用料等を納めた上で、独立採算により繁忙期における臨時の飲食・物販施設の設置・管理運営や行催事（広報を含む）、飲食・物販施設等を新設し、管理運営を行う事業のこと。

5. 「自主事業施設」とは、自主事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を受けた上で都市公園法施行令第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めて独立採算により運営管理を行う施設のこと。
6. 「施設等運営者」とは、収益施設及び自主事業施設（以下「収益施設等」という。）の管理運営に関する許可を受けた事業者のこと。
7. 「調査職員」とは、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務において、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者が指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
8. 「維持管理業務受託者」とは、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
9. 「収益施設等設置管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として本規定書第2編「国営昭和記念公園収益施設等設置管理運営個別規定書」に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
10. 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設等を個別に監理する者であり、主に各収益施設等の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
11. 「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。
12. 「施設利用者」とは、収益施設等を利用する者のこと。
13. 「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。
14. 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
15. 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
16. 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内若しくは建築施設内に設置されているもののこと。
17. 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
18. 「指示」とは、本規定書の定めに基づき、関東地方整備局又は調査職員が施設等運営者に対し、本業務の実施上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。また、関東地方整備局が維持管理業務受託者に対し、業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第27条第1項に基づき、必要な措置をとらせること。
19. 「通知」とは、関東地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が関東地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
20. 「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意すること。
21. 「協議」とは、書面により本規定書の協議事項及び関東地方整備局が指示する事項につい

- て、関東地方整備局又は調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。
22. 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。
 23. 「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
 24. 「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 25. 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差替えるものとする。
 26. 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
 27. 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、公園の土地又は建物の使用に係る料金を施設等運営者が関東地方整備局に納める料金のこと。
 28. 「建物使用料及び土地使用料」とは、前項「施設使用料」のうち使用料金の定めのない公園の土地又は建物を使用する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）に基づき関東地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が関東地方整備局に納める料金のこと。
 29. 「修繕」とは、施設、設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
 30. 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
 31. 「改修」とは、施設、設備又は備品等の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
 32. 「保守」とは、施設、設備又は備品等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
 33. 「点検」とは、施設、設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第5条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、関東地方整備局に都市公園法第5条、第6条又は第12条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には、「H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設等運営計画書」（別紙様式3）及び本規定書に記載されている条件によるものとする。ただし、申請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。なお、臨時売店については、本規定書第2編 第3章第35条「繁忙期の対応」に基づき関東地方整備局の許可を受けた設置場所、設置期間に限り、営業を行うことができる（別紙47「臨時物販施設等一覧」参照）。
2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可

の変更を要する場合は、関東地方整備局と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行うものとする。ただし、本規定書第2編第114条に基づく協議が整った場合を除く。

3. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び関東地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第7条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。なお、業務期間中に基準等の改定・更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠するものとする。

1. 都市公園法
2. 建築基準法
3. 消防法
4. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
5. 水道法
6. 電気事業法
7. 高圧ガス保安法
8. ボイラー及び圧力容器安全規則
9. 食品衛生法
10. 官公法
11. 下水道法
12. 浄化槽法
13. 環境基本法
14. 大気汚染防止法
15. 水質汚濁防止法
16. 騒音規制法
17. 振動規制法
18. 悪臭防止法
19. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
20. 地球温暖化対策の推進に関する法律
21. リサイクル法（容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）
22. エネルギー使用の合理化に関する法律
23. 温泉法
24. 公衆浴場法
25. 旅館業法

- 26. 風俗営業法
- 27. 鉄道法
- 28. 博物館法
- 29. 建設業法
- 30. 労働基準法
- 31. 警備業法
- 32. 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 33. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 34. 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 35. 移動等円滑化の促進に関する基本方針
- 36. 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- 37. 公園のユニバーサルデザインマニュアル
- 38. 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
- 39. プールの安全標準指針（文部科学省、国土交通省）
- 40. プール等取締条例及び施行規則（東京都）
- 41. プールの安全・衛生の管理（東京都福祉保険局）
- 42. 建築保全業務共通仕様書
- 43. 個人情報の保護に関する法律
- 44. 遺失物法
- 45. 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 46. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
- 47. 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- 48. 航空法
- 49. その他、関係諸法令

第8条 施設等運営者の義務

1. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに関東地方整備局に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮するとともに、国営昭和記念公園設置の意義を踏まえて行動すること。
3. 施設等運営者は、収益施設等の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
4. 施設等運営者は、繁忙日には、利用者数を想定し、臨時駐車場の確保や早期開場、プール送迎用の臨時シャトルバスの運行、行催事開催時には、園内交通施設の運行休止やルート・運行時間の変更等を行わなければならない。
5. 施設等運営者は、関東地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、関東地方整備局の求めに応じて、

積極的に協力しなければならない。

6. 施設等運営者は、関東地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力、行催事開催時に営業時間の変更、要人案内等に対して、関東地方整備局や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
7. 施設等運営者は、関東地方整備局から公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
8. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設等運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
9. 別添 21「国営昭和記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領」を参考に、収益施設の運営にあたること。
10. 施設等運営者は、本業務の実施に当たって、常に関東地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営、特に臨時売店の自主事業を含む飲食施設や物販施設の設置・管理運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第10条 関東地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するに当たり、関東地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、関東地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議の上決定するものとする。

関東地方整備局と施設等運営者の責任分担表

| 項目 | 内容 | 公園 管理者 | 施設等 運営者 |
|------------------|---|-----------|------------|
| | | 収益業務管理 | 収益行為全般 |
| 収益施設等設置管理 | 供用区域内の設置管理施設、管理備品の管理 | | ○ |
| 苦情・要望対応 | 施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応 | | ○ |
| | 上記以外の場合 | ○ | |
| 事故・災害時対応 | 管理運営要領に記載された業務内容による対応 | | ○ |
| | 施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応 | ○※1 | ○ |
| | 上記2項目以外の場合 | ○ | |
| 運営日時の変更 | 施設の運営日時の変更に伴う経費の増減 | | ○ |
| 施設・物品等の修繕 | 施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合(施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。) | | ○ |
| | 収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕に係る費用 | | ○ |
| | 上記2項目以外の場合 | ○ | |
| 不可抗力 | 大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止する等して行わなければならない施設、設備等の復旧等 | ○ | ○※2 |
| | 大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失 | | ○ |
| 公園利用者及び施設利用者への損害 | 施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者へ損害を与えた場合(施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等) | | ○ |
| | 共通仕様書第32条の保険の付保に係る場合 | | ○ |
| | 上記以外の場合 | ○ | |
| 関東地方整備局又は第三者への損害 | 施設等運営者の責めに帰すべき事由により、関東地方整備局又は第三者に損害を与えた場合 | | ○ |
| | 上記以外の場合 | ○ | |
| 第三者との紛争 | 施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決 | | ○ |
| | 上記以外の場合 | ○ | |

※1 事故の処理に当たり、必要のあるときは、関東地方整備局は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設に関する備品を対象とする。

第11条 公租公課

1. 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
2. 施設等運営者は、地方税法第73条第7項(不動産取得税の納税義務者等)に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について関東地方整備局に協力するものとする。

第12条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては関東地方整備局との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。

開園日・開園時間

| エリア | 期間 | 開園時間 |
|--------------------------------|---|------------|
| (1) 供用区域 ((2) に掲げる区域を除く。) | 3月1日～3月31日 | 9:30～17:00 |
| | 4月1日～9月30日※1 | 9:30～17:00 |
| | ※1 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日まで | 9:30～19:00 |
| | ※1 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日の翌日以降 | 9:30～18:30 |
| | ※1 上記のうち プール開園期間以外の土曜・日曜・祝日 | 9:30～18:00 |
| | 10月1日～10月31日 | 9:30～17:00 |
| | 11月1日～2月末日 | 9:30～16:30 |
| (2) みどりの文化ゾーン | 3月1日～春分の日の前日 | 8:30～17:00 |
| | 春分の日～3月31日 | 8:30～17:30 |
| | 4月1日～9月30日※2 | 8:30～18:00 |
| | ※2 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日まで | 8:30～19:00 |
| | ※2 上記のうち プール開園期間中の公開日のうち、8月の第3日曜日の翌日以降 | 8:30～18:30 |
| | 10月1日～10月31日 | 8:30～17:00 |
| | 11月1日～2月末日 | 8:30～16:30 |

※休園日は、12月31日及び1月1日、2月の第4月曜日とその翌日（2月の第4月曜日が2月末日の場合は3月1日が休園日）

※開園時間はイベント等により変更する場合がある（別紙18「開園時間延伸状況」参照）。

※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者（以下「事業者」という。）が関東地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が関東地方整備局に協議し、承諾を得て休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は概ね1ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／4月1日～6月30日【期間中1日】

秋の都市緑化月間／10月1日～10月31日【期間中2日】

昭和の日／4月29日【1日】

敬老の日／9月第3日曜日【1日】 ※満65歳以上の者のみ無料

立川まつり国営昭和記念公園花火大会／7月最終土曜日【1日】

※18:00以降の入園者のみ無料。

2. 関東地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 関東地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。
4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ関東地方

整備局と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

第13条 提供品目及び利用料金

1. 飲食・物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては利用者の要望等に配慮して定めるものとする。
2. 各施設の利用料金については、駐車場は関東地方整備局の指定する料金と同程度、レンタサイクル施設及び園内交通施設は関東地方整備局の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他収益施設の利用料金等については、関東地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。なお、施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に関東地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。
3. 施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設等の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第14条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について

毎月の施設使用料については、歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

関東地方整備局は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。なお、風水害その他の事業者の責に帰すことができない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、関東地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

■ 施設使用料（現時点の目安）

| | 税抜き施設使用料 |
|----------------|---------------|
| 国営昭和記念公園収益施設1式 | 約 2,800(万円/月) |

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【参考：個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

| 公園施設の名称 | | | 税抜き施設使用料(万円/月) |
|---------|---------------|------------------|----------------|
| 1 | 駐車場 | ① 立川口駐車場 | 約 655 |
| | | ② 西立川口駐車場 | 約 132 |
| | | ③ 砂川口駐車場 | 約 120 |
| 2 | サイクリング施設 | ① 立川口サイクリングセンター | 約 116 |
| | | ② 西立川口サイクリングセンター | 約 87 |
| | | ③ 砂川口サイクリングセンター | 約 42 |
| 3 | 飲食施設 | ① ふれあい広場レストラン | 約 53 |
| | | ② レイクサイドレストラン | 約 43 |
| | | ③ 溪流広場レストラン | 約 29 |
| 4 | 物販施設 | ① みんなの原っぱ中央売店 | 約 7 |
| | | ② みんなの原っぱ南売店 | 約 5 |
| | | ③ 花木園売店 | 約 5 |
| | | ④ 立川口北売店 | 約 9 |
| | | ⑤ 立川口軽飲食売店 | 約 19 |
| | | ⑥ 西立川口売店 | 約 7 |
| | | ⑦ こどもの森売店 | 約 6 |
| | | ⑧ 砂川口売店 | 約 11 |
| | | ⑨ 昭島口管理棟売店 | 約 29 |
| | | ⑩ プール内売店A | |
| | | ⑪ プール内売店B | |
| | | ⑫ プール内売店C | |
| 5 | 船遊施設 | ① 船遊施設 | 約 45 |
| 6 | レインボープール | ① プール、水遊び広場 | 約 611 |
| | | ② 管理棟、ロッカー棟等 | |
| 7 | 園内交通施設 | ① 停留所 10ヶ所 | 約 2 |
| | | ② 運転手詰め所 | |
| 8 | 歓楓亭 | ① 歓楓亭(呈茶) | 約 8 |
| 9 | バーベキューガーデン | ① バーベキューガーデン | 約 731 |
| 10 | 総合案内所カフェ | ① 総合案内所カフェ | 約 2 |
| 11 | 花みどり文化センターカフェ | ① 花みどり文化センターカフェ | 約 9 |

- ※ 1 レインボープール関連施設（水遊び広場売店を除く）の営業期間は7月第2土曜日～9月第1日曜日までとする。
- ※ 2 プール内売店C（水遊び広場売店）の営業期間は、レインボープール営業期間を含む、水遊び広場が利用可能な期間（4月月末（ゴールデンウィーク前）の週末から9月最後の週末まで）とする。
- ※ 3 施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。
- ※ 4 施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33. 1. 7 蔵管第1号）に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。
- ※ 5 施設等運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。
- ※ 6 施設使用料には別途消費税が課される。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地又は建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官関東地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から20日以内に納入しなければならない。

【参考：個別施設毎の施設使用料について】

| | 公園施設 | 税抜き施設使用料(円/回) |
|---|---------|---------------|
| 1 | 臨時売店 | (都度告知) |
| 2 | 臨時駐車場 | (都度告知) |
| 3 | 自動販売機 | (都度告知) |
| 4 | コインロッカー | (都度告知) |
| 5 | 有料シャワー | (都度告知) |

※1 平成29年の土地使用料は有料区域においては約9.7円/日・m²、無料区域においては約17.4円/日・m²、建物使用料は約50.1円/日・m²であった。

※2 土地使用料(占有期間が1ヶ月に満たない場合に限り)及び建物使用料には別途消費税が課される。

※3 土地使用料及び建物使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7蔵管第1号)に基づき算定し、毎年9月1日に前年使用料との調整を行い改定する予定である

第15条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 通常の飲食施設及び物販施設運営に関わる一切の費用(営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等)、運営に関する備品等(建物除く)の費用、許可区域に関わる建物管理費(清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等)及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備・備品及び消耗品等を本業務で使用することはできない。
- 2) 施設等運営者が管理する収益施設等に係る法定点検については原則施設等運営者が点検を行うものとし、関東地方整備局が実施する法定点検との役割分担について協議の上、実施時期を関東地方整備局に報告すること。点検結果については遅滞なく関東地方整備局に書面により報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、関東地方整備局と協議を行い、協議録を保管するとともに書面をもって負担等を定めるものとする。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で関東地方整備局の指示の下、維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置する等、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は関東地方整備局と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に関東地方整備局又は維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、関東地方整備局と費用分担ルール及び費用分担結果の関東地方整備局との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第16条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス法第54条により罰則の適用がある。
- 2) 「国営昭和記念公園運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて別紙5共通仕様書第8章の規定に沿って情報管理を適切に行うこと。

2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第17条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により関東地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない（別紙様式1-7「再委託又は下請負の予定」参照）。
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより関東地方整備局に損害を及ぼしたときは、関東地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。
6. 施設等運営者は、前項の規定により関東地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに関東地方整備局に報告するとともに、第三

者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により関東地方整備局に報告するものとする。

第18条 許可した目的外利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設等を運営するに当たっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設管理者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は担保に供してはならない。
ただし、関東地方整備局に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第19条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、関東地方整備局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

第20条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設等の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、関東地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、関東地方整備局は都市公園法第5条第2項の許可を取り消すことがある。

第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、又は関東地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、関東地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに収益施設等を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは関東地方整備局が特定備品の残置を希望した場合、及び本規定書第2編第114条に該当する場合、施設等運営者及び国又は国が指定する第三者との個別協議を行った上で、関東地方整備局の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。

- 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
- 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行う等、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、関東地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するか又は原状回復の費用を施設等運営者に請求することとする。
4. 不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、関東地方整備局が書面により指示することとする。

第22条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、又は不可抗力の場合は、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取又は立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第24条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、関東地方整備局の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、関東地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、関東地方整備局と協議の上、決定することとする。

第2章 マネジメント（運営管理）

第26条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、関東地方整備局が指定した様式による関係書類を関東地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が関東地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後関東地方整備局に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じて関東地方整備局と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 関東地方整備局と収益施設等設置管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、関東地方整備局と施設等運営者の間で書面により調整又は協議を行う。
- 4) 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに関東地方整備局と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、関東地方整備局に書面により報告するものとする。
 - ① 管理運営要領・・・・・・・・・・許可日より14日以内に提出
 - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の10日迄に提出
 - ③ 業務打合せ簿・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出
 - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告・・・・・・・・点検後速やかに提出
 - ⑤ その他関東地方整備局が指示する書類・・・・・・・・適宜提出

第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置する等本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等設置管理運営業務責任者を配置しなければならない。
4. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者又は業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。

5. 開園期間中は、維持管理業務の総括責任者が勤務する場合を除き、業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等設置管理運営業務責任者が勤務しない場合については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。
6. 収益施設等設置管理運営業務責任者が、実施要項 3.3 表 8 で定められた収益施設等設置管理運営業務責任者の要件についてア)又はイ)のいずれかを満たしていない場合、収益施設等設置管理運営業務責任者とは別に、その満たしていない方の要件を満たす者を「業務責任者を補佐する者」として配置することとし、予め関東地方整備局の承諾を受けなければならない。
7. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調整し、業務を遂行する。
 - 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者について
 - ① 施設等運営者は、業務における収益施設等設置管理運営業務責任者を定め、関東地方整備局に通知するものとする。
 - ② 収益施設等設置管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。
 - 2) 適切な業務従事者の配置について
 - ① 収益施設等設置管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ち業務量が適切となるよう配慮すること。
 - ② 関東地方整備局は、必要に応じて収益施設等設置管理運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

第28条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より14日以内に企画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ① 業務内容（商品、価格及びサービス内容、イベント企画等）
 - ② 業務の実施方針
 - ③ 業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④ 業務の実施体制
 - ⑤ 連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥ その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定に当たっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。
- 3) 施設等運営者は、収益施設等の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者から

の意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合は、関東地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、関東地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること（別添 60「収益施設収支状況報告」参照）。
- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月 10 日までに書面により関東地方整備局に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、関東地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに関東地方整備局の指示に従い、誠実に対応すること。
- 4) 関東地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設等の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に関東地方整備局に書面により報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保等の観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に関東地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、関東地方整備局と事前に関東地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い関東地方整備局又は第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、関東地方整備局の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、関東地方整備局に対して買取請求を行わないものとする。

4. 価格・サービス内容の決定・変更

施設等運営者は、管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に関東地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を関東地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。

5. 施設等運営者の変更

- 1) 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

6. 広告物の掲出

施設等運営者が、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ関東地方整備局に提示し書面により承諾を得るものとし、掲出位置については許可区域内とする。なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、関東地方整備

局と書面により協議を行うこと。

- 1) 収益施設等の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。併せて、国営昭和記念公園の施設であることを明示すること。
さらに、企画商品等の企画名称に国営昭和記念公園の名称を冠したものとし、その名称を企画商品名称と同程度以上の大きさとする（別添24「グラフィックコントロールマニュアル」参照）。
- 2) 収益施設等の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
- 3) 施設等運営者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する国営昭和記念公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。
- 4) 施設等運営者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営昭和記念公園の名称より小さく表示すること。

7. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨に関東地方整備局に書面により提出しなければならない。

- 1) 施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- 2) 施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- 3) 施設内で事故等が発生したとき又はそのおそれがあるとき。
- 4) 施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- 5) 施設等運営者に対して破産の申立て、又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

1. 関係機関等との協議。
2. その他施設の運営者との協議。

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは関東地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事又は別途業務（法定点検業務等）の実施に当たり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、関東地方整備局と調整すること。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、関東地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設等ごとに整理・保管し、施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

関東地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心掛け、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心掛けるものとする。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園に相応しいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。
5. 作業に係る車両や商品納入車両の乗り入れは最小限に留め、また開園時間の中の乗り入れも最小限に留めること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする（別添 16「園内車両運行（マニュアル等）」参照）。

第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認又は引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに必要に応じて報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

第36条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設等において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や注文書等意見等の聴取や記録に取り組みなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文等の意見を集約し、関東地方整備局に書面により報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に策定し、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で広報活動を行う。
4. 施設等運営者がホームページ等による情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サ

ービス等基本的な運營業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに掲載することは可能である。ただし、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、本公園のホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。なお、データを収納するサーバー及びリンクする他のホームページについて、事前に関東地方整備局と協議を行う。

5. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営昭和記念公園ホームページ上で発信する情報について、共通仕様書第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び関東地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に関東地方整備局と協議するとともに、年度末に実施状況を報告するものとする。

第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページ等やポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページ等を発見した場合には、関東地方整備局に報告をした上で、当該ホームページ等管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

第4章 安全衛生管理

第39条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、収益施設等における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行に当たり、適切な措置・対応を行う等、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、関東地方整備局が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図ること。
- 3) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、関東地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、関東地方整備局に報告するものとする。
- 5) 異常を確認した場合、速やかに関東地方整備局に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に関東地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに関東地方整備局に提出するものとする。また、業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

2. 安全確保

- 1) 本業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を関東地方整備局に書面により報告の上講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 車両の運転については関東地方整備局発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両移動の際には速度標示のある幹線園路以外は、20km/h以下を遵守するものとする。また、作業に係る車両の持込は最小に留め、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする（別添16「園内車両運行（マニュアル等）」参照）。
- 4) 施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業実施中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 5) 作業実施中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には

応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請する等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに関東地方整備局に報告する。
- 5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

4. 災害時、異常時等の対応

- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ関東地方整備局の書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を関東地方整備局に速やかに書面により報告する。
- 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
- 4) 台風、豪雨等の災害発生時に関東地方整備局の指示した箇所巡回、土のう等の設置等を行うものとする。
- 5) 関東地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
- 6) 関東地方整備局の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。
- 7) 災害時、異常時等の発生後は、施設内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、関東地方整備局に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 8) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、又は休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編第6条に基づき適切な措置・対応を行うこと。
- 9) 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、施設等運営者は関東地方整備局の指示により立会等に協力する。

第40条 点検等

1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を関東地方整備局に提出の上、書面により承認を受けること。
- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
- 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に書面により報告すること。

2. 定期点検

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。
- 2) 下記の表に掲げる施設の定期点検項目について、原則として施設等運営者が行うが、別途関東地方整備局が行う点検との役割分担について協議の上実施し、両者が不可分のものについては費用を按分する。協議内容については関東地方整備局が書面により残すものとする。
- 3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

■施設の定期点検項目（1）

| 中項目 | 小項目 | 法定点検 | 留意事項 |
|--------------|---------------------------|------|------------|
| 外部 | 屋根 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 外壁 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | ひさし(車寄せ)・とい | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 軒天井・ひさし下端 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 外部床 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 屋外階段 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | バルコニー | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 外部建具 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 外部用自動ドア | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | エキスパンションジョイント金物 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| 内部 | 内壁・柱・はり | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 内部天井 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 内部床 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 内部階段 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 内部建具 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 内部用自動ドア | ○ | ・周期は別に定める。 |
| 構造部 | 構造体・基礎 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| 電灯・動力設備 | 照明器具(蛍光灯) | ○ | |
| | 分電盤・開閉器箱 | ○ | |
| | 制御盤 | ○ | |
| | 幹線 | ○ | |
| 受変電設備 | 配電盤等(内部機器を除く。) | ○ | |
| | 変圧器 | ○ | |
| | 交流遮断機 | ○ | |
| | 断路器 | ○ | |
| | 計器用変成器 | ○ | |
| | 避雷器 | ○ | |
| | 高圧負荷開閉器 | ○ | |
| | 高圧カットアウト | ○ | |
| | 高圧電磁接触器 | ○ | |
| | 力率改善装置 | ○ | |
| | 指示計器・保護継電器 | ○ | |
| | 低圧開閉器類 | ○ | |
| | 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ(GIS、C-GIS) | ○ | |
| その他の特別高圧関連機器 | ○ | | |

■施設の定期点検項目（2）

| 中項目 | 小項目 | 法定点検 | 留意事項 |
|---------------|-----------------------|------|---|
| 自家発電設備 | 自家発電設備 | ○ | |
| 直流電源設備 | 共通事項 | ○ | |
| | 整流装置 | ○ | |
| | 蓄電池 | ○ | |
| 交流無停電電源設備 | 共通事項 | ○ | |
| | 交流無停電電源設備(簡易型を除く。) | ○ | |
| | 交流無停電電源設備(簡易型) | ○ | |
| 太陽光発電設備 | 太陽光発電設備 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| 風力発電設備 | 風力発電設備 | ○ | |
| 通信・情報設備 | 構内情報通信網設備 | ○ | |
| | 構内交換設備 | ○ | |
| | 拡声設備 | ○ | |
| | 誘導支援設備 | ○ | |
| | 映像・音響設備 | ○ | |
| | 情報表示設備 | ○ | |
| | テレビ共同受信設備 | ○ | |
| | テレビ電波障害防除設備 | ○ | |
| | 監視カメラ設備 | ○ | |
| | 駐車上管制設備 | ○ | |
| | 入退室管理設備 | ○ | |
| 外灯 | 外灯 | ○ | |
| 航空障害灯 | 航空障害灯 | ○ | |
| 雷保護設備 | 雷保護設備 | ○ | |
| 構内配電線路・構内通信線路 | 構内配電線路・構内通信線路 | ○ | |
| 温熱源機器 | 鋳鉄製ボイラー・鋳鉄製簡易ボイラー | ○ | |
| | 鋼製ボイラー・鋼製簡易ボイラー | ○ | |
| | 無圧式温水発生機・真空式温水発生機 | ○ | ・加圧能力が ³ 174kW(150,000kcal/h)以上:6M |
| | 温風暖房機 | ○ | ・【周期1M(運転期間中)】点検の実施如何は別に定める。 |
| 冷熱源機器 | チリングユニット | ○ | |
| | 空気熱源ヒートポンプユニット | ○ | |
| | 遠心冷凍機 | ○ | |
| | 吸収冷凍機 | ○ | |
| | 直だき吸収冷温水器 | ○ | |
| | 小型吸収冷温水機ユニット | ○ | |
| | パッケージ形空気調和機 | ○ | |
| | ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 | ○ | |
| 氷蓄熱ユニット | ○ | | |
| 空気調和等関連機器 | オイルタンク | ○ | |
| | 熱交換器・ヘッダー・密閉型隔膜式膨張タンク | ○ | ・【周期 1M(小型及び第2種圧力容器)】点検の実施如何は別に定める。 |
| | 還水タンク・開放型膨張タンク | ○ | |

■施設の定期点検項目 (3)

| 中項目 | 小項目 | 法定点検 | 留意事項 |
|-------------|------------------------|------------|--|
| 空気調和等関連機器 | 冷却塔 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | ユニット形空気調和機・コンパクト型空気調和機 | ○ | |
| | ファンコイルユニット・ファンコンベクター | ○ | |
| | 空気清浄装置 | ○ | ・ろ材の交換は別に定める。 ・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。 |
| | ポンプ | ○ | ・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。 |
| | 送風機 | ○ | ・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。 |
| | 天井扇・有圧換気扇 | ○ | |
| 給排水衛生機器 | 全熱交換器 | ○ | ・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。 |
| | 受水タンク・高置タンク(高架タンク) | ○ | ・【大地震時想定】長期点検の実施如何は別に定める。 |
| | 受水タンク・高置タンク(高架タンク)の清掃 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 貯湯タンク | ○ | |
| | 貯湯タンクの清掃 | ○ | |
| | 汚水槽・雑排水槽 | ○ | |
| | 汚水槽・雑排水槽の清掃 | ○ | |
| | ポンプ | ○ | ・【周期1M】点検の実施如何は別に定める。 ・周期は別に定める。 |
| | ガス湯沸器 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 電気温水器 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 循環ろ過装置 | ○ | ・周期は別に定める。(水質検査を除く) |
| 衛生器具 | ○ | ・周期は別に定める。 | |
| ダクト及び配管 | ダクト | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | 配管 | ○ | ・【大地震時想定】長期点検の実施如何は別に定める。 |
| 水質管理 | 空調機器用水 | ○ | |
| | ボイラー用水 | ○ | |
| | 飲料水(給水設備) | ○ | |
| 浄化槽 | 点検・保守 | ○ | |
| | 清掃 | ○ | |
| | 水質に関する検査 | ○ | |
| 井戸 | 井戸 | ○ | |
| 雨水利用システム | 雨水利用システム | ○ | |
| 中央監視制御装置 | 中央監視制御装置 | | |
| | 自動制御装置 | | |
| 消防用設備等 | | ○ | ・機器点検:6M |
| 建築基準法関係防災設備 | 非常用照明装置 | ○ | |
| | 防火戸・防火シャッター | ○ | |
| | 防火ダンパー | ○ | |
| | 排煙設備 | ○ | |

■施設の定期点検項目（４）

| 中項目 | 小項目 | 法定点検 | 留意事項 |
|------------|------------------|------|--|
| エレベーター | 点検共通事項 | ○ | ・稼動頻度に応じて、「高稼働」の周期を選択して別に定める。(油圧式、非常用を除く) ・【遠隔監視装置、遠隔点検装置】適用は別に定める。 |
| | ロープ式エレベーター | ○ | |
| | 油圧式エレベーター | ○ | |
| | 機械室なしエレベーター | ○ | |
| | 非常用エレベーター | ○ | |
| エスカレーター | エスカレーター | ○ | |
| 小荷物専用昇降機 | 小荷物専用昇降機 | ○ | |
| 工作物 | 鉄塔 | ○ | |
| | 設備架台・困障(ルーバー等) | ○ | |
| | 煙突 | ○ | |
| 外構 | 敷地 | ○ | ・周期は別に定める。 |
| | へい | | ・周期は別に定める。 |
| | 門 | | ・周期は別に定める。 |
| | 排水枡・マンホール・側溝・街きよ | ○ | ・周期は別に定める。 |
| 植栽・緑地 | 植栽・緑地 | | |
| 執務環境測定 | 空気環境測定 | ○ | |
| ねずみ・昆虫等の防除 | | ○ | |

■ 関係法令

| 法令名 | 参照条項 | 条件の有無 | 条件に関わる参照条項 |
|-----------------------|------------------------|-------------|--|
| 建築基準法 | 第十二条 | ○ | 第六条、別表第一 |
| | | | 【令】第十四条の二、第十六条 |
| 官公庁施設の建設等に関する法律 | 第十一条、第十二条 | ○ | 官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項の規定によりその敷地及び構造に係る劣化の状況の点検を要する建築物を定める政令 |
| 消防法 | 第十四条の三の二 | ○ | 【危険物の規制に関する政令】第七条の三、第八条の五 |
| | 第十七条、第十七条の三の二、第十七条の三の三 | × (公共建築) | 【令】第六条、第七条、第三十五条、第三十六条、別表第一 |
| 人事院規則 10-4 | 第十五条、第三十二条、第三十四条 | × | 別表第七、別表第八 |
| 事務所衛生基準規則 | 第九条、第十条 | × | |
| 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 | 第四条 | ○ | 第二条 |
| | | | 【令】第一条 |
| 高圧ガス保安法 | 第三十五条、第三十五条の二 | ○ | 【一般高圧ガス保安規則】第七十九条、第八十三条 |
| | | | 【冷凍保安規則】第四十条、第四十四条 |
| 水道法 | 第三十四条の二 | ○ | 第三条 |

| 法令名 | 参照条項 | 条件の有無 | 条件に関わる参照条項 |
|----------------|----------------------|-------|----------------------------|
| | | | 【令】 第二条 |
| 電気事業法 | 第三十九条、第四十二条 | ○ | 第三十八条 【令】 第五十条 |
| ガス事業法 | 第四十条の二 | × | 第二条 【則】 第一百七条 |
| 浄化槽法 | 第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条 | × | 第二条 |
| ボイラー及び圧力容器安全規則 | 第三十二条、第六十七条 | ○ | 第一条 【労働安全衛生法施行令】 第一条 |

※ [条件の有無] ○：義務付けする施設、設備等について、規模等の条件が付されているもの

3. 自主点検

- 1) 自主点検は、下記の表に掲げる項目のうち該当するものについて、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

■施設の自主点検項目

| 大項目 | 中項目 | 小項目 |
|--------|-----------|-------------------|
| 建築 | 建築 | 建築 |
| 電気設備 | 電灯・動力設備 | 電灯・動力設備 |
| | 受変電設備 | 受変電設備 |
| | 自家発電設備 | 自家発電設備 |
| | 直流電源設備 | 直流電源設備 |
| | 交流無停電電源設備 | 交流無停電電源設備 |
| 機械設備 | 温熱源機器 | 運転・監視記録 |
| | | 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー |
| | | 真空式温水発生機・無圧式温水発生機 |
| | | 温風暖房機 |
| | 冷熱源機器 | 運転・監視記録 |
| | | 冷熱源機器 |
| | 空気調和等関連機器 | 空気調和等関連機器 |
| | 給排水衛生機器 | 給排水衛生機器 |
| 循環ろ過装置 | | |
| 監視制御設備 | 中央監視制御設備 | 中央監視制御装置 |
| 搬送設備 | 昇降機 | 昇降機 |

4. 日常点検

- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。

- 2) 建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより所定の機能を維持するための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。
- 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに関東地方整備局に報告するものとする。

5. スタッフ管理・研修

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設等運営者は、関東地方整備局が実施又は要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ごみの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理すること。
- 6) 車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに当公園事務所発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする（別添 16「園内車両運行（マニュアル等）」参照）。

第41条 危機管理

1. 事故・災害

1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、関東地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2) 予防対策

- ①施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は関東地方整備局に書面により報告するものとする。
- ②施設等運営者は常に整理整頓を行い、危険箇所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

3) 初期対応

- ①施設等運営者は、関東地方整備局の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
- ②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに関東地方整備局に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに、再発防止のため

めの必要な措置をとる。

③その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、関東地方整備局が定める安全管理マニュアル等に則り、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書様式（別添 10「事故報告様式」参照）等により関東地方整備局に報告するものとする。

- 一 事故発生日時
- 二 事故発生場所（図示）
- 三 事故発生の概要（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因等）
- 四 事故の程度
- 五 人身事故の場合は、医師の診断結果
- 六 事故処理の概略
- 七 再発防止策等

④重大事故等緊急を要すると判断される場合については、上記様式によらず直ちに関東地方整備局に報告すること。

2. 異常事態対策

- 1) 施設等運営者は、関東地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに関東地方整備局へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内及びその周辺の環境を常に清潔かつ良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、消耗品の交換や自ら実施する修繕工事の実施に際して、許可を受けた範囲内及びその周辺の環境を良好な状態で維持することを心掛けなければならない。
3. 収益施設等の建築躯体並びに建築設備及び管理備品について、施設等運営者の注意義務で管理しなければならない。

第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内及びその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に関東地方整備局と協議を行い、必要に応じて業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに関東地方整備局に提出するものとする。また業務実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や自ら修繕工事を実施する際には、施設利用者並びに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その工事实施範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、収益施設等に係る清掃や修繕工事を実施するに当たり、常に施設利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に施設周辺の観察を行ない、善良なる管理を行うものとする。
2. 施設等運営者は、収益施設等に係る清掃や修繕工事に関連する工事車両の運転について、国事務所発行の通行許可証を全面に提示し、許可証裏面の「公園車両通行及び作業心得について」を遵守して走行するものとする。なお、公園利用者並びに施設利用者への影響を最小限にする目的から、持込車両の最小化や誘導員の適宜配置、迷惑とならない場所への速やかな移動を心掛けるものとする（別添16「園内車両運行（マニュアル等）」参照）。
3. 施設等運営者は、公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等の安全

管理を徹底するものとする。

4. 作業中は、園内の施設工作物並びに樹木等を破損しないように十分注意するものとする。
5. 作業従事者は、服装並びに言動に注意し、公園利用者並びに施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第6章 財産管理

第46条 台帳管理

1. 施設等運営者が施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第47条 備品の取扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。ただし、業務開始時に関東地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で関東地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を関東地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、関東地方整備局が定める規定等による。

2. 特定備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。ただし、本規定書第1編第21条「業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、本規定書第1編第22条「立退料等の不請求」にあるとおり、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。

なお、下記引継方針に従い、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。この場合、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

<特定備品に関する引継方針>

1) 自転車に関する方針

①自転車引継に関する方針

現施設等運営者より、現在使用している自転車を全台有償で引継ぐものとする。また、次期施設等運営者に対しても同様に、自転車全台を有償で引継ぐものとする。

②自転車購入に関する方針

計画的に自転車の更新を行うため、契約期間内に保有自転車の40%以上を新車で揃えるものとする。ただし、更新する自転車は自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、TSマーク認定（後述）から外れた自転車、故障や事故で安全性が確保できない自転車については随時更新をするものとする。なお、特殊自

転車（二人乗り自転車等）については、公的機関認定の対象外、及び TS マーク認定の整備対象外であることから、関東地方整備局の許可を得た上で購入をするものとする。TS マークとは：公益財団法人日本交通管理技術協会発行、年 1 回自転車安全整備士が点検・整備をすることで自転車の安全性が認定されるもの。1 年間の付帯保険付。

③自転車の安全管理に関する方針

貸出自転車は、毎年自転車安全整備士による点検・整備を行い、TS マーク認定を受けなければならない。

④自転車管理台帳に関する方針

施設等運営者は、一台ごとの購入日、修繕履歴等を記載した自転車管理台帳を作成し管理を行うこととする。なお、自転車管理台帳は次期施設等運営者に引継ぐものとする。

3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

第 48 条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、関東地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不相当である場合及び自主事業として飲食・物販施設等を新設した場合、国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。
2. 不可抗力その他、関東地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、関東地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（本規定書第 1 編第 27 条）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等で明らかな場合、その費用は施設等運営者が負担する。

第2編 国営昭和記念公園公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第1章 駐車場

第1条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第2条 施設の目的

駐車場及び臨時駐車場は、公園利用者の国営昭和記念公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内（出入庫に係る時間を除く）に限り保管する場所を提供することを施設の目的とする。

第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途指示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

| 施設名称 | 大 | 型 | 普 | 通 | 原付・自動二輪 | |
|------|----|---|-------|---|---------|---|
| 立川口 | 83 | 台 | 1,755 | 台 | 70 | 台 |
| 西立川口 | なし | | 345 | 台 | 40 | 台 |
| 砂川口 | 10 | 台 | 431 | 台 | 18 | 台 |

■運営対象施設一覧（臨時駐車場）※

| 区域 | 施設名称 | 確保規模(普通車相当の最大数) | 備 考 |
|----|---------|-----------------|---------------|
| 園内 | 立川口芝生広場 | 200 台 | 公園利用者の安全確保に配慮 |
| | 高松口臨時 | 204 台 | |
| | 砂川口芝生広場 | 100 台 | |

※臨時駐車場の運営に際しては、土地使用料が別途発生する。

第4条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で駐車場の管理運営にあたらせるものとする。

第5条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を常設駐車場の営業日とする。ただし、臨時駐車場については、施設等運営者の裁量により運営日時を定めることができるが、繁忙日等駐車場の不足が見込まれる等当該駐車場を運営する必要性が高い日は、利用者数を想定した上で、営業しなければならない。
2. 施設等運営者は、原則として開園時間に利用者が入園できる営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間の30分前から閉園時間の1時間前程度とすることが望ましい。
3. 繁忙日等において駐車場入り口付近の渋滞など近隣交通に支障をきたさないよう早期に入庫させることは妨げない。
4. 繁忙日等対応、及び冬期イベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、関東地方整備局に書面により提出することとする。

5. 行催事の開催等により、必要が認められるときは、関東地方整備局より営業日時の変更の指示を行うことがある。

第6条 利用料金

1. 利用料金は、下表と同程度とする。臨時駐車場の利用料金も同様である。ただし、冬期イベント等開催に伴う夜間開園時間については、大型車・普通車ともに一台につき210円、二輪車については無料を基本とする。なお、消費税率が10%に改定された場合の利用料金は、下表と同程度とする。

■利用料金一覧

| 車種 | 利用料金 | | 備考 |
|-------------|--------------------|----------------|---|
| | 一般 | パスポート提示 | |
| 大型(1回) | 1,750円 (1,780円) | — | 車体総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、又は乗車定員が30人以上の自動車 |
| 普通(1回) | 820円 (840円) | 720円 (730円) | 上記以外の自動車 |
| 原付・自動二輪(1回) | 260円 (260円) | 210円 (210円) | 自動二輪車及び原付自転車 |
| 身障者等 | 無料 | 無料 | 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている心身障害者の方若しくは同乗者の方の手帳提示 |

第7条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 駐車場の運営に関すること。
 - 2) 駐車場の維持管理に関すること。
 - 3) 駐車場の安全管理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第8条 施設の運営

1. 駐車場の運営
 - 1) 施設等運営者は、立川口駐車場及び西立川口駐車場においては、料金ブースに必要な人員を配置し、駐車場利用料金の徴収及び領収書の発行等を行う。
 - 2) 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある砂川口駐車場においては、駐車場利用料金の徴収を駐車場管理機器の精算機において1日1回以上行うものとし、回収に当たっては十分注意を払い行うものとする。その際、つり銭を補充する等の金銭管理を行うこと。ただし、繁忙期においては、立川口及び西立川口と同様の徴収を行う。
 - 3) 原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場することとするが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。なお、残車両所有の施設利用者から、退出の申し出があった場合は、適切に対処すること。
 - 4) 観光バス等が西立川口駐車場を利用する場合、西立川口駐車場での乗客の降車及び乗車

と、立川口駐車場及び砂川口駐車場への回送を誘導すること。

5) 駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行うこと。

6) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議すること。

2. 繁忙期の対応

1) 駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、本公園内外に臨時駐車場を確保するとともに、警備、案内・誘導員を増員する等、事前に必要な措置を講じるものとする。

2) 施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

3. 臨時駐車場の確保

1) 繁忙期においては、関東地方整備局の指定する園内の立川口及び砂川口の芝生広場、高松口に臨時駐車場を用意し、確実に施設利用者の駐車スペースを確保しなければならない。なお、臨時駐車場を運営する場合は、事前に都市公園法第5条に基づく許可を受けるとする。

2) 臨時駐車場の使用は、常設駐車場が満車となる状態を見計らって開始する。

3) 臨時駐車場への案内は、臨時駐車場の使用時に限定して看板等を設置し、誘導を行うものとする。

4) 臨時駐車場の安全対策として、誘導員等を適宜配置するものとし、歩行者や公園利用者の安全確保に細心の注意を払うものとする。

5) 臨時駐車場の使用時は、一般園地との範囲区分が明確となるよう、移動看板及び簡易柵等を設置する。また、特に公園利用の混雑が予想されるときは、ハンドマイクによる誘導も行うものとする。

4. 利用制限等

1) 次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を制限することができるものとする。

① 駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。

② 危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

第9条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、立川口駐車場及び西立川口駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。また、砂川口駐車場における繁忙期における対応も以下のとおりとする。

1) 施設等運営者は、立川口駐車場及び西立川口駐車場においては、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

2) 施設等運営者は、駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないように、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。

2. 施設等運営者は、駐車場管理機器等の施設・設備のある高松口臨時駐車場及び砂川口駐車場においては、以下の施設・設備等の維持管理等を行う。

- 1) 駐車場管理機器について、施設等運営者は日常的な保守及び管理を行い、機器の適切な維持管理に努めること。なお、当該施設・設備の保守点検については、関東地方整備局が別途実施する。
 - 2) 営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障や損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場機器の電源を確実に切ること。
 - 3) 機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復すること。
 - 4) 駐車場機器について万一故障が発生し、直ちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行うこと。このとき、料金計算は料金計算機を使用する等の方法により、迅速かつ確実に行い、入出場車両に支障をきたさないようにすること。
 - 5) その他の駐車場の施設・設備についても、施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
 - 6) 施設等運営者は、その他の駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないよう、消防法等の関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うこと。
3. 駐車場内にある植栽地及び草地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙9「個別仕様書（植物）」に準じて実施すること。

第10条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行うものとする。
2. 補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、駐車場の全部又は一部を休止することができるものとする。
3. 管理上必要があると認められるときは、駐車場の出入口の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。
4. 駐車場内において、災害や事故が発生し、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取ることとする。
5. やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者に的確に告知するとともに関東地方整備局に報告するものとする。
6. 緊急車両等の入出場については適宜協力をすること。
7. 施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施するものとする。また、事件、事故又は災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行うものとする。

第11条 緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、本規定書第1編第4章「安全衛生管理」を参照し対応することとする。

第12条 費用負担

1. 駐車場運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 駐車場の満車表示等施設利用者の利便に資する移動式看板（既設の看板の更新も含む）他、本業務を実施するために必要な備品等については施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに原状に回復して関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、管理備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
4. 関東地方整備局の職員や業務等で入園する業務公園利用者からは、駐車料を徴収することはできない（別添15「業務入園マニュアル」参照）。

第13条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。
 - 2) 車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第14条 施設利用上の注意

1. 施設利用者に対し、以下の各号について看板等において注意を促すものとする。
 - 1) 場内での車両通行速度は、時速20km/hを超えないこと。
 - 2) 場内での追い越しをしないこと。
 - 3) 喫煙又は火気の取扱いをしないこと。
 - 4) 標識又は係員の指示に従うこと。
 - 5) 車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。
 - 6) 公害防止の為、エンジンを空ぶかししないこと。

- 7) 施設、他の車両及びその取付物等への損害、又はその他の事故を目撃した時は施設等運営者へ速やかに連絡すること。
- 8) 施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと。
- 9) 「車いす使用者用駐車スペース」は該当車両がいつでも利用できるよう、一般施設利用者は利用を控えること。
- 10) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしないこと。

第2章 レンタサイクル施設

第15条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第16条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営昭和記念公園において施設利用者への自転車等の貸出を行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込む等施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第17条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

| 施設名称 | 現行運営台数(参考) | 備考 |
|----------------|------------|--------------------------|
| 立川口サイクリングセンター | 932 台 | 普通車、前かご・後かご付、子供用、MTB、一輪車 |
| 西立川口サイクリングセンター | 660 台 | 普通車、前かご・後かご付、子供用、MTB |
| 砂川口サイクリングセンター | 502 台 | 普通車、前かご・後かご付、子供用、MTB |

第18条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上でレンタサイクル施設の管理運営にあたらせるものとする。

第19条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。
2. 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とし、発券時間は本公園の開園時間から閉園時間の1時間前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。
3. 繁忙日等対応、及び冬期イベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、関東地方整備局に書面により提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第20条 利用料金

1. レンタサイクル施設は、広大な当公園の利用にあたっての利用者の主要な移動手段であることを鑑み、その利用料金は施設利用者の負担軽減の観点から、1日の利用料金については、下表に定める額を上限とする。また、3時間料金、超過料金等の一定時間を対象とし

た料金設定の有無は施設等運営者の裁量とする。なお、消費税率が 10%に改定された場合の利用料金の上限額は、下表の括弧書きのとおりとする。

■利用料金一覧

| 区分 | 利用料金 | 備考 |
|-----------|---------------|----|
| 大人(15歳以上) | 1日…520円(530円) | |
| 小人(小・中学生) | 1日…310円(320円) | |

第21条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 自転車の貸出に関すること。
 - 2) サイクリング施設の維持管理に関すること。
 - 3) 自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
3. 自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えられられる場合は、関東地方整備局と協議を行う。

第22条 施設の運営

1. サイクリングセンターの運営
 - 1) 施設等運営者は、各サイクリングセンターに必要人員を配置し、自転車貸出に伴う利用料金の徴収及び領収書の発行、自転車の貸出、自転車の整備等を行う。
 - 2) 施設等運営者は、自転車の貸出開始前にサイクリングコースに異常がないか確認を行うこととする。
 - 3) 施設等運営者は、貸出自転車について本規定書第2編第24条に基づく点検を行い、異常のないことを確認した上で貸し出すものとする。
 - 4) 施設等運営者は、閉園後全ての自転車が返却されているか台数確認を行い、不足している場合はサイクリングコース等の探索を行い、未返却車両がないか確認をするものとする。
 - 5) 施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講じるものとする。
 - 6) 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて、導線を工夫する等円滑な誘導に努めること。
 - 7) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議すること。
2. 利用制限等
 - 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ①危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し風俗を害する恐れのある者。
 - ②関東地方整備局が定める制限事項に違反する者。
 - ③自転車に乗れない者。

第23条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。
 - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
 - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第24条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心掛け、常に自転車を正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行う。
2. 日常点検、定期点検、一斉点検については、下記頻度等により実施する。
 - 1) 日常点検：自転車貸出時、及び返却時に毎回、車両及びその周辺等の点検を行い、良好な環境維持に努めること。
 - 2) 定期点検：概ね四半期ごとに1回、繁忙期前後で全保有車両を順次点検し、安全な環境整備に努めること。
 - 3) 一斉点検：年1回、自転車安全整備士の資格者によりTSマークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限が切れないよう注意すること。
3. 施設等運営者は、日常点検として、自転車を貸出時及び自転車返却時に次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検を行うこととする。
 - 1) 貸出時
 - ①目視による車両の汚れの点検。
 - ②目視・触検によるタイヤの空気圧、スポークの不具合、ブレーキの動作確認、ハンドルの歪み、チェーンの緩み等の点検。
 - ③自転車の注意事項や操作方法等の説明を行う。特に、超過料金、ヘルメット着用及びスピード出し過ぎ注意、逆走禁止の安全走行についての案内は確実に伝えること。
 - ④サドルの高さ調整を行うこと。
 - ⑤施設利用者に不都合がないかを確認後、貸出を行うこと。
 - 2) 返却時
 - ①施設利用者から走行中に不都合がなかったかを確認すること。
 - ②施設利用者から指摘があった場合は、その部分及び関連部分を点検すること。
 - ③「自転車業務日報」を定め、点検結果を転記すること。
4. 施設等運営者は、定期点検として、全保有車両を順次、次の各号に示す点検項目に従い点検を行うこととする。なお、点検の実施は、平日及び閑散期とする。
 - 1) フレーム・前ホーク：目視・打検による点検。
 - 2) ハンドル：目視・触検・作動による点検。
 - 3) タイヤ・スポーク：目視・触検による点検。
 - 4) ギヤクランク：目視・触検による点検。
 - 5) ペダル：目視・触検・作動による点検。
 - 6) ブレーキ：目視・触検・作動による点検。

- 7) チェーン : 目視・触検・作動による点検。
 - 8) サドル : 目視・触検・作動による点検。
 - 9) スタンド : 目視・触検・作動による点検。
 - 10) 鍵 : 目視・触検・作動による点検。
 - 11) 子供乗せ用かご : 目視・触検・作動による点検。
 - 12) ボルト : 目視・触検による点検。
 - 13) 変速機 : 作動による点検。
 - 14) その他 : その他、異常箇所があった場合に、異常箇所を追加点検。
5. 点検後は以下の各号に示す処理を行う。
- 1) 点検時に異常があった場合、自転車修理カードを添付し貸出禁止とする。また、異常のある車両は他の車両と分けて1箇所にまとめておく。
 - 2) 異常箇所等の修繕については、軽微なものは担当者が行い、専門技術を要するものは自転車安全整備士の資格者が行うこと。
 - 3) 修理終了後、確認を行った後、貸出禁止を解除すること。
6. 点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。
7. その他、繁忙期においても、前項までに示す点検等項目を確実に行うものとし、日常点検を担当する者の技術力向上のため、自転車安全整備士による点検講習を受講する。

第25条 緊急時の対応

- 1. 次の各号の時は、施設等運営者は、貸出を一時中止・変更又は休止するものとし、関東地方整備局に報告するものとする。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びサイクルセンター前に営業休止の掲示を行う等公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候又は自然災害のため、走行に危険が予想されるとき。
 - 2) 事故等の不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。
 - 4) 関東地方整備局又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。
- 2. 施設等運営者は、前項の規定により自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。
- 3. サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

第26条 費用負担

- 1. 貸出に供する自転車及び一輪車の購入費用

貸出に供する自転車及び一輪車については、すべて施設等運営者の費用によるものとする。なお、準備する台数は施設利用者が快適に利用できる台数（最大5万人/日）とする。その際、自転車等については、原則として台数の構成（普通車50%、子ども同乗機能つき自転車20%、子供用自転車20%、マウンテンバイク10%）の比率を保つこと。台数の構成比率に関しては、施設利用の増進の観点から、施設等運営者と関東地方整備局の協議によ

り変更可能である。

また、貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、購入後に TS マーク（財団法人日本交通管理技術協会）の取得をした自転車は、TS マーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行うものとする。なお、TS マーク対象外の自転車については、購入後 5 年を経過した段階で随時新車に更新をするものとする。なお、タンデム車（二人乗り自転車）等の特殊自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定対象外であることから、関東地方整備局の許可を得た上で購入をするものとする。

2. レンタサイクル施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、券売機を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、ヘルメット、修理に必要な備品類（タイヤチューブ等）、空気入れ等本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で必要な数を準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
4. 前項までに記載の設備・備品に関する修理や劣化等による交換費用についても、施設等運営者の負担とする。
5. 施設利用者の不適切な使用により、レンタル自転車を破損（パンクを含む）又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。
6. 施設等運営者は、業務終了時には本規定書第 1 編第 6 章第 47 条に記載のとおり、保有する自転車を次期施設等運営者に引き継ぐものとする。

第 27 条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失あるいは貸出自自転車の整備不良等に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第 28 条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 自転車を使用しようとするときは、あらかじめ試乗し、ハンドル・ブレーキ・その他の装

- 置が確実に操作でき整備が良好であることを確認すること。
2. 乗車中又は使用中に自転車の装置について不良箇所が発生したときは、直ちに乗車を停止すること。
 3. 安全運転をすること。
 4. 備え付けのヘルメットを着用すること。
 5. 乗車又は使用中に故意又は過失の有無に関わらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を関東地方整備局に対して行わないこと。
 6. 自転車の使用を終了したときは、所定の場所に返還すること。
 7. スピードの出し過ぎ、逆走等の無謀運転、酒気帯び運転、その他施設利用者及び公園利用者等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 8. 危険箇所、不適當な場所での使用・駐輪をしないこと。
 9. 公園利用者等の通行障害となるような行為をしないこと。
 10. 自転車の構造・装置等の改造及び変更をしないこと。

第3章 飲食・物販施設

第29条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う繁忙期の臨時の飲食・物販施設の設置・管理運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第30条 施設の目的

飲食・物販施設は、国営昭和記念公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の目的とする。

第31条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧（自主事業施設については、別途定めるものとする）

<飲食施設>

| 施設名称 | 営業場所 |
|---------------|-----------|
| ふれあい広場レストラン | 展示ゾーン |
| レイクサイドレストラン | 水のゾーン |
| 溪流広場レストラン | 広場ゾーン |
| 総合案内所カフェ | みどりの文化ゾーン |
| 花みどり文化センターカフェ | みどりの文化ゾーン |
| 立川口軽飲食店売店 | 展示施設ゾーン |
| 歎楓亭 呈茶 | 森のゾーン |

<物販施設>

| 施設名称 | 営業場所 |
|------------|-----------|
| 芝生中央売店 | 広場ゾーン |
| 芝生南売店 | 広場ゾーン |
| 花木園カフェ売店 | 水のゾーン |
| 立川ゲート売店 | 展示施設ゾーン |
| 西立川口ゲート売店 | 水のゾーン |
| 子供の森売店 | 森のゾーン |
| 砂川ゲート売店 | 森のゾーン |
| ミュージアムショップ | みどりの文化ゾーン |
| 水遊び広場売店 | 水のゾーン |
| プール内売店 | レインボープール |
| 昭島口管理棟売店 | 水のゾーン |

第32条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第33条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、飲食施設については2日/月を目安として定休日の設定ができるものとするが、必ず1店舗以上は運営すること。さらに、定休日が祝日及び繁忙期にあたる場合については原則全店舗運営とする。
2. 臨時施設については、関東地方整備局と協議の上、決定すること。
3. 施設等運営者は、以下の営業時間を原則とする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて、定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合、施設等運営者は関東地方整備局に書面により提出するものとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

■営業時間

<飲食施設>

11：00～閉園時間1時間前（オーダーストップ営業終了30分前）

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間等の営業時間延長の場合は、飲食施設毎に協議するものとする。

<物販施設>

（年間常設売店）

10：00～閉園時間30分前（各ゲート売店は閉園時間まで）

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間等の営業時間延長の場合は、協議するものとする。

（水遊び広場売店）

①4月最終土曜日～7月第1日曜日の土日祝：10：00～閉園時間30分前

②プール開園期間中：プール内売店として営業

③9月第2土曜日～9月最終日曜日の土日祝：10：00～閉園時間30分前

（プール内売店、昭島口管理棟売店）

プール営業時間と同様：9：30～閉園時間30分前

（その他臨時売店）

上記年間常設売店の営業時間に準ずるものとする。

第34条 利用料金

1. 施設利用者へ提供する商品は提案された内容とするが、販売価格は関東地方整備局との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格

に準じて定める。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図る等、満足度の向上に努めること。見直しを行う際は、関東地方整備局と事前に協議すること。

■サービス内容等一覧

<飲食施設>

| 施設名称 | 販売品目 |
|---------------|--------------------------|
| ふれあい広場レストラン | 物販 (裁量) 飲食 (裁量) |
| レイクサイドレストラン | 物販 (裁量) 飲食 (裁量) |
| 溪流広場レストラン | 物販 (裁量) 飲食 (裁量) |
| 総合案内所カフェ | 物販 (裁量) 飲食 (裁量) |
| 花みどり文化センターカフェ | 物販 (裁量) 飲食 (裁量) |
| 立川口軽飲食店売店 | 物販 (裁量) 飲食 (裁量) |
| 歓楓亭 呈茶 | 飲食 お茶、茶菓子等 |

<物販施設>

- ①物販：裁量
- ②飲食：裁量

第35条 繁忙期の対応

施設等運営者は、繁忙期の管理運営に当たっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、臨時売店を開設することができる。なお、開設に当たっては、事前に開設時間及び販売品目等について、別途、都市公園法第5条に基づく許可を受けた上で、土地使用料又は建物使用料を納めなければならない。

第36条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
 - 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
 - 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

2. 歓楓亭の運営に当たっては、下記の点に留意するものとする。
 - 1) 呈茶サービスを行うスタッフは、お茶の心得のある者を充てるものとする。
 - 2) 服装は、歓楓亭の雰囲気を変えないよう配慮することとする。

第37条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

1. 施設に係る清掃及び塵芥処理。

特に歓楓亭では、建物の傷みを避け、その雰囲気を壊さないよう、清掃時の窓の開閉や部屋の美観を維持すること。
2. 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
3. その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第38条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、関東地方整備局に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。

その他、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
 - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ゴミ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭等を確認すること。
 - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、関東地方

整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。

- 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
- 9) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととする等、二次感染の防止に努めること。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により関東地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、関東地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第39条 費用負担

1. 飲食施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこと。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第40条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、関東地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第41条 施設利用上の注意

1. 次の各号に該当する場合は、原則として施設の利用を禁止するものとする。
 - 1) 危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者。
 - 2) 公園で定める制限事項に違反する者。
 - 3) ペット等の動物同伴。ただし、食品等が汚染されるおそれがない場合及び身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴については除く。
 - 4) その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第4章 船遊施設

第42条 総則

施設等運営者は、船遊施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第43条 施設の目的

船遊施設は、国営昭和記念公園において施設利用者へのボートの貸出を行うことを施設の目的とする。

第44条 運営対象施設及び運営範囲

1. 運営対象施設は次のとおりであり、また、ボート運営の範囲は別途提示する。
2. 貸出に供するボートは、施設利用者が快適に利用できる台数を施設等運営者が準備すること。

■営業ボート数（参考）

| 種類 | 艇数 (艇) | 規 格 | | | | 定員 (名) |
|---------|-----------|-------|------|-------|--------|-----------|
| | | 長さ(m) | 幅(m) | 深さ(m) | 重量(kg) | |
| ローボート | 40 | 3.60 | 1.14 | 0.44 | 66 | 3 |
| | 32 | | | | 80 | |
| サイクルボート | 53 | 3.00 | 1.44 | 0.82 | 170 | 4 |

第45条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で船遊施設の管理運営にあたらせるものとする。

第46条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として以下の期間を営業日とする。なお、営業日を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に関東地方整備局と協議し、書面により提出するものとする。

■営業期間

- 1) 3月第2土曜日～11月末日：公園開園日
- 2) 12月～3月第1日曜日（3月1日が日曜日の場合は、第2日曜日）：土日祝日

上記以外に営業を行う場合、又は臨時休業等をする場合は、事前に関東地方整備局と協議を行うものとする。

2. 施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。ただし、発券時間及びボートの貸出受付時間は本公園の開園時間から閉園時間の1時間前まで、ボートの貸出終了時間は閉園時間の30分前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うこと。なお、繁忙日等対応により、運営時間を短縮又は延長する場合は、関東地方整備局に書面により提出することとする。

3. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第47条 利用料金

1. 施設利用者へ提供するボート貸出の利用料金は、関東地方整備局との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

第48条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) ボートの貸出に関すること。
 - 2) ボートハウス、栈橋、浮き栈橋の維持管理に関すること。
 - 3) ボートの利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、ボートの貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
3. ボートの貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えられられる場合は、関東地方整備局と協議を行う。

第49条 施設の運営

1. ボートの運営
 - 1) 施設等運営者は、ボート貸出に際して必要人員を配置し、チケットの授受、ボート乗降のサポート、貸出中のボートの安全確認等を行うものとする。
 - 2) 施設等運営者は、ボートの貸出開始前に水位の確認、及びボートに異常がないか確認を行うこととする。
 - 3) 施設等運営者は、救命艇の操縦のため、営業期間中は船舶免許保持者を1名以上/日ずつ業務に従事させなければならない。
 - 4) 施設等運営者は、閉園後全てのボートが返却されているか台数確認を行い、不足している場合は早急にボートの探索を行うこととする。
 - 5) 施設等運営者は、待ち時間が長時間になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、待機場所を設置する等、事前に必要な措置を講じるものとする。
 - 6) 施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて、導線を工夫する等円滑な誘導に努めること。
 - 7) 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議すること。
2. 利用制限等
 - 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ①酒気を帯びた者。
 - ②係員の指示に従わない者。
 - ③他の施設利用者の迷惑となるおそれのある者。
 - ④付添者を伴わない10歳未満の者。
 - ⑤ペット等の動物。

第50条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設に係る光熱水費（池の補給水費用を除く）。
 - 2) 施設に係る清掃及び塵芥処理（池内のボート利用に起因するごみを含む）。
 - 3) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
 - 4) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第51条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適にボートを利用されるよう心掛け、常にボートを正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行う。
2. ボート及びボート場の安全を確保するため、以下の項目について、ボート及びボート場の始業前点検を行う。
 - 1) ボート舟艇に蛇等が入っていないか等ボート及びボート場周辺の清掃・点検。
 - 2) 救命胴衣の点検。
 - 3) いつでも出動できるよう救助艇の点検を行い、良好な管理をすること。
3. 施設等運営者は、ボートを良好に保つため、日常点検整備、月次点検整備、集中整備を行う。
 - 1) 日常点検整備：毎日、貸出に際してボートの点検整備を行うこと。
 - 2) 月次点検整備：点検整備項目を定めた上で、ボートの点検整備を月1回行うこと。
 - 3) 集中整備：ボートの点検整備を行うこと。
4. 施設等運営者は、日常点検整備として、ボートを貸し出す際、次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検し貸し出すこととする。

始業点検

- 1) 水抜きプラグ（オートビルジ）の点検（目視）
- 2) オール・クラッチ・クラッチ台の点検（目視、触検）
- 3) 救命浮環の確認（目視）
- 4) 係船ロープの点検（目視、触検）

ボート貸出時・返却時点検

- 1) 船体異常の有無、座席の汚れ、忘れ物確認（目視）

終業点検

- 1) ボート数、異常の確認
 - 2) ボートの整理・整頓
 - 3) 栈橋・施設の整理・整頓、施錠確認
5. 施設等運営者は、月次点検整備として、ボートについて、次の各号に関する点検整備を行う。
 - 1) 各可動部及び取付部の作動点検、ボルト増締
 - 2) 船体、船底（亀裂、穴、腐食等）点検

6. 施設等運営者は、集中整備として、ボートについて、次の各号に関する整備を行う。
 - 1) 各船体洗浄
 - 2) 船体、船底（亀裂、穴、腐食等）点検
 - 3) 各部分解点検・清掃、グリスアップ等
 - 4) 部品の修理・交換
 - 5) 船体キズ修理・塗装
 - 6) 予備部品補充
7. 施設等運営者は、施設利用者の安全を十分に確保するものとし、下記事項について留意する。
 - 1) 乗下船案内
係員は、利用者を棧橋に案内して、乗船又は下船させる。
 - 2) 乗船及び下船
施設利用者の乗船及び下船に際して、係員は、ボートをしっかり固定させ、施設利用者の安全を図るものとする。
 - 3) 乗船定員
定員超過の乗船は、認めないものとする。

第52条 緊急時の対応

1. 営業休止の基準は、以下のとおりとする。
 - 1) 風速5m以上の、悪天候等安全管理上支障をきたすおそれのあるとき（施設等運営者の判断による）。
 - 2) 近くで雷が発生し、落雷のおそれがあるとき。
 - 3) 雨天のとき。ただし、施設利用者に迷惑のかからない程度の雨天時を除く。
 - 4) 有感地震のとき。
 - 5) その他、故障等の緊急事態が発生又は発生が予想されるとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定により営業を休止したときは、再開の前に水鳥の池や棧橋、浮き棧橋に異常のないことを確認しなければならない。
3. 水鳥の池や棧橋、浮き棧橋等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取ることとする。

第53条 費用負担

1. 貸しボート運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出に供するボートを始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、ライフジャケット等本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東

地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。

3. 施設利用者の不適切な使用により、ボートを破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第54条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 二人漕ぎをしないこと。
2. 船上で立ち上がらないこと。
3. 島及びブイで仕切った立入禁止区域内には、立ち入らないこと。
4. 貸しボートから空き缶、ごみ等を捨てないこと。
5. 池では、魚等を放流したり、取ったりしないこと。
6. 池では泳がないこと。
7. 生物への餌付けを行わないこと。

第5章 レインボープール

第55条 総則

施設等運営者は、レインボープールの管理運営に際して、関係法令等を遵守し、利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第56条 施設の目的

レインボープールは、国営昭和記念公園において施設利用者への遊泳を目的としたプール施設の提供を行うことを施設の利用目的とする。

第57条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

| 施設名称 | 営業場所 |
|----------|-------|
| レインボープール | 水のゾーン |

<プール内売店>

| 施設名称 | 営業場所 |
|----------|----------|
| プール内売店 A | レインボープール |
| プール内売店 B | レインボープール |
| プール内売店 C | 水のゾーン |
| 昭島口管理棟売店 | 水のゾーン |

第58条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上でレインボープールの管理運営にあたらせるものとする。

第59条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として7月第2土曜日・日曜日、7月第3土曜日から9月第1日曜日までの公園開園日を営業期間とする。なお、営業期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に関東地方整備局と協議するものとする。
2. 施設等運営者は、原則として以下の時間を営業時間とする。

■営業時間

- ① 7月第2土曜日・日曜日：9：30～16：30
- ② 7月第3土曜日～8月第3日曜日：9：30～18：30
ただし、7月の平日：9：30～17：30
- ③ 8月第3日曜日の翌日～9月第1日曜日：9：30～18：00
ただし、9月の平日：9：30～17：00

第60条 利用料金

1. 施設利用者へ提供するレインボープールの利用料金は、関東地方整備局との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

第61条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) プールの運営に関すること。
 - 2) プールの各施設、設備等維持管理に関すること。
 - 3) プールの安全衛生管理に関すること。
 - 4) プールの利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 5) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

第62条 プール入場券の販売等

1. プール入場券の発券は、以下の方法で行うこと。なお、プール期間中、混雑時における発売窓口の緩和対策として、仮設券売所を設置することができる。この際、仮設券売所は、混雑時に開くものとし、全て手売りとする。
 - 1) 一般券
プール入場者は、公園口において公園入園料を含む通し券として自動販売機及び手売りにより発行する。
 - 2) 割引券
割引券は、公園口において公園入園料を含む通し券として、手売りにより発行する。
 - 3) その他
 - ①招待券は、入園整理券を組にしたものとし、利用者はこの券で入園できるものとする。
 - ②公園入園後にプールに入場する者については、プール管理棟において一般券等と同様に公園入園料の払い戻しを行う。
2. プール入場券に含まれている公園の入園料は、利用者が公園に入園した日に国庫に振り替えるものとする。また、特別割引券及び入園整理券、招待券で利用者が公園に入園した場合は、入園した日に集計した入園料相当額を国庫に納入する。
3. 施設利用者で、プール場外へ退場し、当日のうちに再入場を希望する者は、プールゲートで透明インクの押印を指定の箇所で受けるものとする。施設利用者が再入場する場合は、透明インクの押印をプール係員が確認し、再入場を認める。

第63条 営業開始前後の対策

1. レインボープールの安全な管理運営を行うため、施設等運営者は安全衛生管理計画書を作成し、毎年6月末日までに関東地方整備局に提出するものとする。なお、作成に当たっては「東京都プール等取締り条例（昭和50年東京都条例第22号）及び同施行規則（昭和50年東京都規則第78号）」、「水泳プールの衛生管理について（平成16年6月東京都福祉保健局）」、「プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省 国土交通省）」、並びにその他関係

法令を参考にすること。

2. 施設等運営者は、下記に示す項目を盛り込んだ安全衛生管理計画書を基にプール安全衛生管理マニュアルを作成し、点検等を行うものとする。本点検において、異常が発見された場合は、直ちに関東地方整備局に報告し、修理、交換を行う等対応を協議する。
 - 1) 消防法に基づき定期点検を実施し、消防設備の現状把握及び良好な状態の維持に努めるとともに、不具合箇所が発生した場合には速やかに関東地方整備局に報告し、対策を協議すること。
 - ①自動火災報知機設備、消火器設備、誘導灯設備、非常警報設備の外観確認、動作等の確認等、外観・機能点検を年2回実施（1回目：毎年2月、2回目：毎年プール営業前の7月に実施）。
 - ②自動火災報知機設備、消火器設備、誘導灯設備、非常警報設備の配線の絶縁抵抗等の確認のための総合点検を年1回実施（毎年2月に実施）。
 - 2) 施設等運営者は点検に関するチェックシートを作成し、プール施設・設備の使用期間前及び使用期間後の点検を行う。特に、次の事項については重点的に点検を行う。
 - ①排水口の蓋がネジやボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか（蓋の重量による固定、針金による固定は不可）。
 - ②蓋等やこれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、緩み、亀裂、破損等の異常がないか。
 - ③配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。
 - ④プールが安全で快適に利用できるよう開園前清掃が確実に行われているか。
 - 3) 「プール等取締条例施行規則」（昭和50年東京都規則第78号）、及び「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）（「プールの安全・衛生の管理」（平成20年5月東京都福祉保健局））に従い水質検査を実施する（詳細は、第2編第68条「プールの水管理」を参照のこと）。
 - 4) プール営業期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落した場合に備え、ネジやボルト等の予備、必要な工具をプール管理棟に備えておく。
3. 施設等運営者は、プール安全衛生管理マニュアルに従い、プール管理体制の構築、監視員の教育、プール施設の点検を行う者とする（監視員等の教育訓練についての詳細は、第2編第65条「監視員等の教育」を参照のこと）。
4. 施設の点検に当たっては、関東地方整備局が立ち会うものとする。なお、給水口、排水口、吐出口については、専門業者とともに点検すること。また、点検の際には過去の点検結果との照合を行い、僅かでも異常がないか確認すること。
5. 点検の結果、施設の整備や改修を行う場合は、関東地方整備局と協議を行い、必要な措置を講じるものとする。
6. 営業開始前には、施設全体の一斉清掃を行うとともに、プールエリアを区切る外柵の設置等、必要な施設・設備の設営を行うこと。なお、営業期間前の一斉清掃の内容は以下のとおりである。
 - 1) 業務区域：プール水槽、プールサイド、プール管理棟、便所、腰洗い槽、足洗い槽、昭島口管理（売店、管理室、赤ちゃん休憩所を除く）、ロッカー棟及びその周辺、水遊び広

場

- 2) 清掃内容は以下の項目を実施すること。
 - ①プール槽、プールサイド等（所定場所に応じてデッキブラシ、高圧洗浄、バキューム車、ワックス洗浄を行う）
 - ②ロッカー棟の床清掃
 - ③日よけ等仮設工作物の配置
 - ④プールエリア内の草刈り及びごみ拾い
 - ⑤プール開園準備及び諸行事の設営補助
 - ⑥テーブル、イス、ゴミ箱、灰皿、監視台、案内板、コースロープ等の配置
 - ⑦その他関東地方整備局又は管理責任者が指示する作業
7. 施設等運営者は、給水口、排水口、吐出口の蓋、ネジ、ボルト等について異常がないか確認するものとする。
8. 施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から5年間保管するものとする。

第64条 プール監視体制の構築

1. プールの監視を円滑に遂行するため、下記の体制を構築する。
 - 1) 施設担当責任者：プールの管理及び運営の総括にあたる。なお、施設担当責任者を補佐する施設担当責任者代理も選任する。
 - 2) 管理責任者：現場に常駐し、プールについての管理上の権限を行使し、安全で衛生的なプールの現場総括にあたる。管理責任者には、プール施設管理士講習、ウォータースライド講習、普通救命講習を受講した者をあてる。
 - 3) 衛生管理者：水質に関する基礎的知識、プール水の浄化消毒知識を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたる。衛生管理者には、プール衛生管理者講習及び普通救命講習を受講した者をあてる。
 - 4) 管理棟スタッフ：管理責任者の指示に従い、プールの利用案内、監視状況の確認、トイレの清掃状況の確認等を行う。管理棟に通常1名/日を配置し、土曜日、日曜日、祝日、お盆期間（8月13日～15日）については、1～2名/日を配置する。
 - 5) 監視員：施設利用者が安全に利用できるよう、施設利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時に救助活動を行う。監視員は次の4種類に分類し、配置する。
 - ①チーフ監視員：監視について経験豊富で、かつ高度な判断力並びに業務の総合的な指導等の能力を有する者をあてる。他の監視員を総括、指導するとともに、管理責任者や衛生管理者と連絡を密にして安全衛生管理に努める。チーフ監視員には、6年以上の監視経験があり、日本赤十字社水上安全法救助員の資格を有する者をあてる。プール開園期間中1名/日を配置する。
 - ②サブチーフ監視員：監視について経験豊富で、かつ的確な判断力を有する者をあてる。流水プール、クローバープール、大波プール、冒険プールにそれぞれ1名（計4名/日）を配置し、担当エリアの監視を行うとともに、併せて、チーフ監視員の補佐、各プールの監視員を指導、監督する。サブチーフ監視員には、3年以上の監視経験があり、日本

赤十字社水上安全法救助員の資格を有する者をあてる。

- ③監視員：チーフ監視員、サブチーフ監視員の指示に従って担当エリアの監視を行い、安全衛生管理に努める。監視員は、「日本赤十字社水上安全法救助員短期講習」又はこれと同等の講習を受講した者で普通救命資格を有し、50m以上の泳力のある者をあてる。
 - ④巡回監視員：チーフ監視員の指示に従い、1時間に1回プール内を巡回し、プール内の巡回警備（刺青対応等）、各工作物（仮設日よけ、外柵、看板等）の点検及び清掃等を行う。また、ロッカー棟の出入口及びロッカー棟内に常駐し、安全管理に努める。
 - 6) 救護員：プール内にて傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。期間中、看護師を1名常駐させる。（土曜日は2名。）また、施設利用者が多くなる日曜、祝日、お盆期間（8月13日～15日）については、看護師2名に加え、医師1名を常駐させ応急救護にあたる。
 - 7) 施設維持管理員：プール内施設が常に安全快適に利用できるよう、機械室に1名常駐させ、主に電気・機械施設の維持管理を行う。
 - 8) クリーンスタッフ：原則として通常期は3名体制（2交代制）、繁忙期は6名体制（2交代制）にて、プール内が常に清潔に保たれるよう清掃・ごみ処理を行う。
 - 9) バス運行管理員：立川口及び砂川口から入園する施設利用者のためにバスによる園内送迎を行い、施設利用者の利便を図る。運行速度は20km以下の走行を徹底し、利用状況に応じてバス停留所に誘導員を適宜配置する等、安全管理の徹底を図る。
2. 施設等運営者は、施設利用者の安全を確保するため、プール営業期間中の監視員の配置については、一般的な監視の重点ポイントに加え、レインボープールの施設的な特徴や過去における利用状況を踏まえ、適正な箇所に適正な人数の監視員を配置する。また、利用状況に応じて、適宜監視員数を増員すること。なお、配置箇所については、別途定める。
- 1) 監視員のポスト数：39ポスト～52ポスト

第65条 監視員等の教育

施設等運営者は、プール営業開始前に、監視員等に対して「日本赤十字社水上安全救助員短期講習」又はそれと同等の講習会を受講させるとともに、監視員スタッフマニュアルを別に定めた上で、これに基づいて、以下の監視員等の教育・訓練を実施する。

- 1. すべての監視員に対して、次に示す事項を中心とした安全管理に係る教育・訓練を実施する。また、プール営業期間中に新たに雇用した監視員へは、就業前に同様の教育・訓練を実施する。
 - 1) プールの施設概要
 - 2) プール施設内での事故防止対策
 - 3) 事故発生等緊急時の措置と救護
- 2. プール営業期間中においては、定期的に緊急事態の発生を想定した実地訓練を行う。また、毎日の始業及び終業において、ヒヤリハットの事例等について監視員に発表させ、翌日以降の安全管理に備える。
 - 1) 飛び込み事故や溺水事故を想定した、緊急連絡方法の周知、訓練を行う。
 - 2) 異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測を行う訓練を、毎週

1 回プール営業終了後に実施する。

3) 毎日の始業及び終業時に「ヒヤリとしたこと」、「ハットしたこと」、「気がかりなこと」、「施設利用者からの苦情」等について、監視員より発表させ、即時、状況に応じた対策を講じる。

3. 教育・訓練の実施記録は、その記録を5年間保管する。

第66条 営業期間中のプール点検

1. 施設等運営者は、プール営業期間中において、「プール等取締条例施行規則」(昭和50年東京都規則第78号)、及び「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長通知)、「プールの安全・衛生の管理」(平成20年5月東京都福祉保健局)に従い水質検査を実施するほか(詳細は、第2編第68条「プールの水管理」を参照のこと)、プール安全衛生管理マニュアルに従い、監視業務、施設利用者への指導、緊急時の対応、施設利用者への情報提供、衛生管理、電気機械設備管理等、下記に示す点検等を行うものとする。本点検において異常が発見された場合は、管理責任者は直ちにその対策を講じることとする。なお、各種点検表については、事前に定め、それに点検結果等を記録するとともに、5年間保管する。

■点検項目

| 項目 | 主な内容 | 実施時期 | 報告のフロー |
|-------------------------|---|--------------------------|---|
| プール日誌 (施設担当 責任者用) | <ul style="list-style-type: none"> 日々の入場者数、最高気温、水温、スタッフ配置人数、迷子件数等の基本情報の記録。 事故、雷対応記録。 | 毎営業日 | 管理責任者 |
| 救護日誌 | <ul style="list-style-type: none"> 救護者の基本情報及び発生場所、症状、処置方法、発生原因の記録。 | 毎営業日 | |
| 安全巡視 報告書 | <ul style="list-style-type: none"> 監視が適正に行われているかの確認及び指導。 清掃状況及び不審物の有無の確認及び指導。 巡回中の施設利用者への案内・利用制限等の臨機な対応。 | 毎営業日 | 管理棟スタッフ ↓ 管理責任者 |
| 始業・終業 報告書 | <ul style="list-style-type: none"> 各種情報共有。 ヒヤリハットの事例及びその対策。事例については、監視員控室に常時掲示する。 クレームとその内容。 | 毎営業日 | チーフ監視員 ↓ 管理責任者 |
| 業務開始 前点検表 | <ul style="list-style-type: none"> 排水口等の点検。 水位、塩素濃度、救命具、表示物の確認 プールやスライダー本体及び足洗い槽等の付属施設の確認 | 毎営業日 | 監視員 ↓ サブチーフ監視員 |
| 業務終了 後点検表 | | | チーフ監視員 ↓ 管理責任者 |
| 訓練報告 書 | <ul style="list-style-type: none"> 溺水等の事故を想定した訓練。 | 毎日 ※吸い込み事故 訓練実施日除く | チーフ監視員 ↓ 管理責任者 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 排水口等における吸い込み事故等を想定した訓練。 | 毎週1回 | チーフ監視員 ↓ 管理責任者 |
| プール日誌 (監視員 用) | <ul style="list-style-type: none"> 水質、気温、水温の測定。 清掃状況、異常個所の有無の確認。 | 毎営業日 | 監視員 ↓ サブチーフ監視員 ↓ チーフ監視員 ↓ 管理責任者 |
| 環(排)水 口等点検 表 | <ul style="list-style-type: none"> 環水口、排水口、排水弁の状況やボルト等の点検。 足洗い槽の管理や点検。 | 毎営業日 | 監視員 ↓ サブチーフ監視員 ↓ チーフ監視員 |

| 項目 | 主な内容 | 実施時期 | 報告のフロー |
|------------|--|------|--|
| 巡回監視員日報 | ・置き引き、喫煙、迷子、違反・迷惑行為、清掃状況等の点検。 ・工作物(足洗い槽、仮設日よけ、外柵、看板等)の点検。 | 毎営業日 | ↓ 管理責任者 巡回監視員 ↓ チーフ監視員 ↓ 管理責任者 |
| 日々の点検結果の掲示 | ・プール入口に看板を設置し、プールの安全性の確認状況を掲示。 ・日々点検結果、気温、水温、湿度を記録(9時、12時、14時)。 | 毎営業日 | 管理棟スタッフ (看板記入者) |

2. 関東地方整備局は、必要に応じ施設等運営者による業務の履行状況を検査するものとする。
なお、検査方法及び期間については、別途協議の上決定するものとする。

第67条 施設・設備の維持管理

- 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 施設に係る清掃及び塵芥処理。
 - 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
 - その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。
- 営業開始前及び営業終了後、及び関東地方整備局が指示したときは、次の各号に示す巡視・点検を行う。
 - 運転前には、電気系統、バルブの開閉、水位の確認等の点検を行う。
 - 美観や設備の機能回復等のため、定期的(3～4回/年)に設備の総点検を行う。なお、長期休止後の再運転前も同様に設備の総点検を行うものとする。
 - 損傷防止のため、点検の結果に基づき、調整、給油、部品交換、修理、清掃を行う。
 - 巡視・点検結果は、点検報告書として取りまとめ、関東地方整備局に報告する。
 - その他、ポンプ施設等の点検内容は次のとおりである。

■点検項目

| 名称 | 点検内容 |
|---------|--|
| 水中ポンプ | a) 電流計の指針による負荷状態 b) 絶縁抵抗 c) モーターの封水 d) 防錆状態 e) ケーブルの損傷 |
| 陸上ポンプ | a) ポンプの負荷状態 b) 軸受部の異音・振動 c) カップリングの点検 d) ドレインパイプの排水状態 e) ボトル・ナットの緩み f) 漏水発生の点検 g) 軸受部オイル点検 h) モーターの絶縁抵抗 |
| ろ過設備 | a) 動作確認 b) ろ材の状態 c) 配管、バルブの発錆、漏水状態 d) 池内の水の状態 |
| 滅菌・殺藻設備 | a) 動作確認 b) 消毒・殺藻素材の状態 |

| 名称 | 点検内容 |
|-------|---|
| | c) 配管、バルブの発錆、漏水状態 d) 消毒・殺菌濃度又は強度 |
| 水景制御盤 | a) 箱体(塗装・損傷・扉の開閉・施錠・扉のバッキン) b) 盤面(電圧・電流計・表示灯・銘板・スイッチ動作) c) 盤内(端子のゆるみ・配線の変色・換気装置) d) タイマー(時刻修正・動作確認) e) 漏電ブレーカー(動作確認) f) サーマルリレー(動作確認・設定値の確認) g) 警報回路(動作確認) h) 絶縁測定 |

第68条 プールの水管理

1. プールへの給水は、近隣地域等への影響のないよう、水道管理者である昭島市と事前に協議を行い、その協議結果に基づき行うこと。
2. 「プール等取締条例施行規則」(昭和50年東京都規則第78号)、及び「遊泳用プールの衛生基準について」(平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長通知)、「プールの安全・衛生の管理」(平成20年5月東京都福祉保健局)に基づき、営業開始前及び月1回定期での水質管理を行うとともに、営業期間中は毎日、1時間ごとに残留塩素濃度の検査を行い、記録すること。なお、その結果、遊離残留塩素が基準値を下回る等水質が悪化した場合には、速やかに塩素濃度調整や給水等による水質向上のための措置を行う。
 - 1) プール等取締条例施行規則に基づき、毎時1回監視員が遊離残留塩素を計測。
プール開園期間中、2回、専門機関により、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌の検査を実施。
 - 2) 厚生労働省通知に基づき、プール開園期間中、2回、専門機関により、総トリハロメタン濃度の検査を実施。
3. 東京都多摩立川保健所の水質検査等が実施されるときは、施設等運営者は協力すること。

■水質等基準

| 項目 | 基準値 | 測定回数 |
|---------------|---|-------------------|
| 水素イオン濃度 | pH 値 5.8 から 8.6 まで | 毎月 1 回以上 |
| 濁度 | 2度を超えない | |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 12mg/l を超えない | |
| 大腸菌群 | 50ml 中に検出されない | |
| 一般細菌 | 1ml につき 200CFU を超えない | |
| 遊離残留塩素 | 0.4mg/l以上となるようにすること (1.0mg/l以下が望ましい) | 毎時 1 回以上 |
| 総トリハロメタン濃度 | おおむね 0.2mg/l 以下が望ましい | 毎年1回以上 (6月～9月) |

4. 営業期間中の清掃作業で以下の作業を実施する。
 - 1) 巡回清掃：営業期間中は利用状況等に応じてクリーンスタッフにより、プールサイドや床面他の掃き掃除、水洗い、ごみ拾い、ごみ箱のごみ回収等を行う。また、便所、ロッカー棟の建物清掃や水面の落ち葉等のごみ拾い等を適宜行う。

- 2) プールクリーナー清掃：営業時間外においてプールクリーナーを使用し、監視員等により適宜プール内の砂等を除去する。
- 3) 管理棟スタッフによる巡回：営業時間内において毎時1回、管理棟スタッフにより、各建物、プール、プールサイド等の清掃状態のチェックを行い、不具合があった場合には、速やかに不具合を解消する。

第69条 営業の休止

1. 施設利用者の健康管理及び安全管理の徹底を図るため、悪天候等により以下の基準のいずれかを満たす場合には、状況に応じてプールの営業を休止できるものとする。
 - 1) 午前9時の時点で、「プールの水温が22℃以上」に満たない場合。なお、午後1時の時点で、再度判断を行うこととする。
 - 2) 午前9時の時点で、「プールの水温と気温の合計が48℃未満」であり、「午後から水温と気温の大幅な上昇が見込まれない」場合。なお、午後1時の時点で、再度判断を行うこととする。
 - 3) 午前9時の時点で、「気温が水温よりも低く」、かつ、「午後から水温を上回る気温の上昇が見込まれない」場合。なお、午後1時の時点で、再度判断を行うこととする。
 - 4) 午後1時の時点で、「降雨等によりプールを利用している者がおらず、今後の利用見込みがない」場合。
 - 5) 「雷における避難命令が発令されており、今後のプール運営が行えない」と判断される場合。
 - 6) 「午前7時における気象情報において台風の予想進路が関東地方を示している」場合。
2. 営業休止の基準が満たされた場合において、休止の最終判断は原則として管理責任者が行う。ただし、管理責任者が不在の場合は、その他管理者が行う。
営業を休止する場合には、直ちに関東地方整備局へ連絡を行い、調整を図るものとする。

第70条 緊急時の対応

1. 施設等運営者は、雷の発生に伴う適切な措置を組織的に行い、かつ、施設利用者を雷の被害から防護することを目的に、以下の手順に従って、対応する。
 - 1) プール営業中に雷の発生が予想される場合は、雷対策班を編成し、雷避難誘導体制により、施設利用者の避難誘導を的確に行う。
 - 2) 雷の発生が予想される場合は、管理責任者は、自ら又は職員を配置し、雷探知機による観測、雷雲による雷鳴、稲光を観測し記録するとともに、その状況を施設担当責任者に報告する。
管理責任者は、プール営業期間中の雷情報を的確に収集するため、気象情報会社等と雷情報に関する気象情報提供を受けるものとする。
 - 3) 雷に関する発令は、予報及び避難指示の2種類として、施設担当責任者の決定を受けて、管理責任者が発令し又は解除するものとする。
発令は、雷避難誘導体制により実施する。
発令の伝達は、プールエリア放送設備により行うとともに、メガホン等を使用して施設

利用者に周知させる。

- 4) 雷予報が発令された場合は、次の事項の措置を行うものとする。
 - ①スライダープールの滑走を中止し、滑走台から施設利用者を退場させること。
 - ②各プールの遊泳者及び休憩中の施設利用者に、雷発生時の避難場所を周知させること。
 - ③休憩中の監視員は、速やかに避難場所へ配置につき避難命令に備えること。
 - ④発券及び改札については施設利用者に雷が発生し接近している旨を告げて発券及び改札を行うこと。
 - 5) 避難指示が発令された場合は、次の事項の方法により施設利用者の安全確保を図る。
 - ①発券及び出改札を中止すること。
 - ②建物へ施設利用者を速やかに誘導すること。
 - ③雷情報を随時放送し施設利用者に状況を周知すること。
 - ④入場券を所持し入場しようとする施設利用者には、出改札係は事情を説明し、入場を一時中止すること。
 - 6) 落雷の恐れがなくなると判断された場合には、施設担当責任者の決定を受けて管理責任者が発令を解除する。発令解除は、避難した施設利用者に対し放送により行うものとする。また、不測の事態を防止するため、各監視員は監視場所に付いて施設利用者の誘導を行う。
 - 7) 管理責任者は、落雷によって施設利用者又はプール施設に被害が発生した場合は以下の事項の措置をとるものとする。
 - ①救急救護等、人命救助を最優先に行うこと。
 - ②二次被害を防止するため、プール利用の一時中止を行うこと。
 - ③混乱を防止するため、放送等を通じて施設利用者に適宜情報提供を行うとともに、安全な場所へ施設利用者を避難誘導する。
 - ④被害の状況、対応措置等について、速やかに所轄警察署、消防署に連絡するとともに、関東地方整備局あて報告するものとする。
2. 施設等運営者は、前項の雷他災害や事故等、施設利用者の安全を確保するため、安全衛生管理計画書に加え、緊急時連絡体制を定めて、十分な安全衛生管理を行うとともに事故防止に努めるものとする。万一、人命に影響を及ぼす事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、人命の救助を最優先として施設等運営者は速やかに必要な措置をとるものとする。
- 1) 管理責任者は、事故発生 の報告を受けた時は、緊急時連絡体制に基づき施設担当責任者に報告するとともに、関東地方整備局をはじめ関係機関に連絡する。また、溺者発見時や環水口の異常発生時においては、それぞれに緊急伝達体制を事前に定め、これらに基づいて、適切な対応を行う。
 - 2) プールエリアの救護について、下記の体制を整えるものとする。
 - ①管理棟スタッフ、監視員、クリーンスタッフ等は事故発生 の連絡を受けたときは速やかに管理責任者に連絡するとともに負傷者の救護にあたる。
 - ②負傷者や急病人の発生に備え、プール管理棟に救護室を設置するとともに、救急器具や負傷者搬送用具を常備する。

③看護師1～2名を常駐させるとともに、土曜日、日曜日、祝日、お盆期間（8月13日～15日）には、医師を常駐させ、救急業務にあたること。

3) 事故発生時には、以下の事項の措置を行うものとする

①事故が発生し、さらに二次被害の恐れがある場合、管理責任者（管理責任者が不在の場合は、その他管理者）は施設担当責任者と協議の上、プール施設の全部又は一部に使用を中止する等、必要な措置を講ずること。

②救急車搬送の場合、管理責任者は医師への状況説明が必要な場合等、必要に応じてスタッフを同行させるとともに、直ちに交代要員の手配を行うこと。

③施設担当責任者は、プールに職員を派遣して管理責任者とともに事故対応に当たらせる他、搬送先の病院に職員を派遣して負傷の程度等、関連情報の収集にあたらせること。

④管理責任者は、事故発生の状況と原因、負傷の程度等、事故の状況について、逐次、施設担当責任者に報告すること。

第71条 費用負担

1. レインボープール運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第72条 施設利用上の注意

1. 施設等運営者は、施設利用者に対して、次の各号に掲げる禁止事項を始めとして、施設利用者の安全確保上必要な事項を遵守するよう看板等で注意を促すものとする。
 - 1) 潜水及び飛び込み。
 - 2) プール内でのたんはき、鼻かみ、放尿。
 - 3) ボール投げ等（混雑の度合いによりチーフ監視員の指示により、制限しない場合もある）。
 - 4) プールサイド（水面隣接地）での飲食。
 - 5) 定められた履物以外の使用。
 - 6) サンオイル、日焼け止めクリームを使用しての遊泳（シャワー励行）。
 - 7) 喫煙所以外での喫煙。
 - 8) 水着を着用しない者の遊泳（ラッシュガード、遊泳用パンツは除く）。
 - 9) プールを汚染するような不潔な行為（乳児用のオムツ着用等）。
 - 10) 遊泳中における、時計、眼鏡類（競泳用ゴーグルを除く）の着用。
 - 11) スライダープールにおける同一滑り台での2人同時滑走、又は逆走。

- 1 2) 他人に危害を及ぼしたり、又は迷惑となるような行為（悪ふざけ等）。
- 1 3) 飲酒しての遊泳。
2. 以下に示す物品については、持込をさせないよう、施設利用者に遵守するよう指導するものとする。
 - 1) プールエリア内への持込禁止物品は次のとおりとする。
 - ①潜水用具一式。
 - ②オール又は動力機を備え付けて航行するもの又は搬送するもの。
 - ③波乗り用板又はこれに類するもの。
 - ④アルコール類及びプールを汚染する恐れのあるもの。
 - ⑤ビン類等危険物。
 - ⑥動物。
 - ⑦その他使用及び破損により遊泳者に危害を及ぼすと認められるもの。
 - 2) プール内への持込禁止物品は次のとおりである。
 - ①飲食物、タオル、シャツ、オムツ（水遊び用オムツ含む）等衛生上好ましくないもの。
 - ②ネックレス、イヤリング、ブレスレット等の装身用類。
 - ③その他、その物の使用及び破損により遊泳者に危害を及ぼすと認められるもの。
3. 施設等運営者は、施設利用者の安全を確保するため、次の各号に該当する者は、原則としてプール利用を禁止するものとする。
 - 1) 心身に異常があると思われる者。
 - 2) 伝染病の疾患があると思われる者。
 - 3) 過度な酒気を帯びていると思われる者。
 - 4) 保護者又は付き添い人のない幼児（6歳未満の者）。
 - 5) 介添えが必要な者で、介添え者がいない者。
 - 6) 暴力団関係者、刺青、タトゥー（シールを含む）をした者。
 - 7) 他の施設利用者に危害を及ぼす恐れのある物品、迷惑となるような物品を携帯している者。
 - 8) 管理責任者又は監視員の指導に従わない者。
 - 9) その他特に遊泳上不適と思われる者。
 - 1 0) 発熱や咳等の症状があり、インフルエンザ等の伝染性疾病感染の疑いのある者。

第73条 売店等の管理運営

1. プールに附帯する売店の管理運営に当たっては、本規定書第2編第3章「飲食施設及び物販施設」に準じ、適切な管理運営を行うものとする。また、ロッカーの管理運営に当たっては本規定書第11章「コインロッカー」に準じ、適切な管理運営を行うものとする。
2. プール内売店のうち、水遊び広場売店は原則としてプール営業期間外にも営業を行うものとする。プール内売店はプール営業日とする。なお、定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に関東地方整備局と協議し、書面により提出するものとする。

■営業時間

(水遊び広場売店)

① 4月最終土曜日～7月第1日曜日の土日祝：10:00～閉園時間 30 分前

② プール開園期間中：プール内売店として営業

③ 9月第2土曜日～9月最終日曜日の土日祝：10:00～閉園時間 30 分前

(プール内売店)

プール営業時間と同様：9:30～閉園時間 30 分前

第74条 施設利用者送迎用園内バスの運行

施設利用者の利便を図るため、レインボープールの開業期間にあつては、施設利用者の送迎用園内バスとして立川口及び砂川口とレインボープールの間で、送迎用園内バスを運行するものとする。なお、運行に当たっては、施設等運営者は「プールシャトルバス運行計画」を作成し、関東地方整備局に提出した上で、計画に従って適切な管理運営を行うものとする。なお、運行は以下の各号により行う。

- 1) 運行コース : 立川口及び砂川口とレインボープール間。
- 2) 運行期間・間隔 : プール開園期間、時間内で、15～30 分間隔。
- 3) 確保車両数 : バス 4～6 台を確保し運行。
- 4) 料金 : 無料

第6章 園内交通施設

第75条 総則

施設等運営者は、園内交通施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分に確保した上で、園内交通施設の運営・運行管理について、その責任体制を明確にし、適正な運営と運行の安全を図るものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第76条 施設の目的

園内交通施設は、別図に示す所定のルートにおいて、高齢者や身体の不自由な方等公園利用者の公園内の移動を補助するための園内交通施設の運行を目的とする（別添58「園内交通施設基本ルート図」参照）。

第77条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。車両の仕様は、施設等運営者の提案によるものとし、関東地方整備局と協議した上で、車両の導入を行うこととする。

■運営対象施設一覧

| 施設名称 | 営業場所 |
|-------------------------------|-----------------------|
| 園内交通施設（運転手詰所、作業車駐車場所、停留所10箇所） | 本公園内 （みどりの文化ゾーン除く） |

第78条 責任者の選任

施設等運営者は、園内交通施設の運行に当たり、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内交通施設の運行にあたらせるものとする。

第79条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。ただし、以下の運休日を除くものとする。

■運休日

公園の休園日及び車輛定期点検日、荒天その他管理上の観点から適当でないと判断できる場合。

2. 園内の運行は、原則として開園時間に合わせた営業時間とする。
3. 繁忙日等対応、及び冬期イベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、関東地方整備局に書面により提出することとする。
4. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、関東地方整備局より営業時間の延長又は短縮の指示を行うことがある。

第80条 利用料金

1. 園内交通施設は、高齢者、障害者、幼児連れの家族等の園内移動のための施設であること

を鑑み、その利用料金は施設利用者の負担軽減の観点から、下表に定める額を上限とする。
また、団体を対象とした料金の設定の有無は施設等運営者の裁量とする。なお、消費税率が10%に改定された場合の利用料金の上限額は、下表の括弧書きのとおりとする。

■利用料金一覧

| 種類 | 区分 | 利用料金 | 備考 |
|----------|---------------|------------------|--------|
| 一般券(1回) | 大人 | 310 円 (310 円) | |
| | 小人(4歳以上中学生以下) | 150 円 (160 円) | |
| 1日フリーパス券 | 4歳以上 | 510 円 (520 円) | 当日限り有効 |

※3月から12月土日祝日及びコスモス期間の平日は、原則1日フリーパスの適用除外日とする。また、別に適用除外日を定める場合は、事前に施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。別に定めた場合は、施設等運営者は関東地方整備局へ事前に協議し、提出するものとする。

※1日フリーパスの適用除外日は、各停留所及び園内放送にて施設利用者へ告知を行う。ただし、荒天等により施設利用者が少ない場合は、1日フリーパスを適用できるものとする。

第81条 業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行うものとする。

1. 園内交通施設の運行及び利用料金の徴収、領収書の発行に関すること
2. 園内交通施設の維持管理に関すること
3. 園内交通施設の安全管理に関すること
4. 園内交通施設の利用に伴う苦情処理に関すること
5. 前各号に掲げる業務に付随すること

第82条 施設の運営

1. 施設等運営者は、園内交通施設の運営を行うに当たり、あらかじめ定めた期間において運行ルートを変更するものとする。
2. 園内交通施設の運行ルート・停留所は以下のうち、通年では「通常」コースで運行する。ただし、行催事等による運行への影響等管理上必要があるときは、運行ルート・停留所を変更することができるが、その場合、施設等運営者は関東地方整備局と事前に協議し、書面により提出するものとする。なお、繁忙期間には、通常コースに加え、外周コースの運行を行わなければならない。

■ルート運行の期間区分

| 期間 | 期間の内容 | 停留所の案内表示 |
|-----------|---|--|
| 通常期間 | 臨時期間以外 | |
| (臨時)繁忙期間 | ①春休みから4月29日までの土日祝日 ②4月29日から5月5日頃までのゴールデンウィーク期間の土日祝日 ③コスモス祭りの期間の土日祝日 | ・停留所に変更ルート表示を行う。 ・使用しない停留所は、カバーをかけた上、通常期間以外のルート運行中の掲示を行う。 |
| (臨時)プール期間 | プールを営業している期間の全日 | ・追加が必要になる停留所は仮設とし、併せて利用者の利便性を高めるため仮設誘導案内板を設置する。 |

※繁忙期間及びプール期間については、具体的日付について、関東地方整備局と事前に協議し、書面により提出を行うものとする。

※イベント期間においては、運行コース・停留所について、関東地方整備局と事前に協議し、書面により提出を行うものとする。

■運行コース・停留所

| コース | 停留所 | コース図 |
|-----|--|------|
| 通常 | 立川口→みんなの原っぱ→砂川口→日本庭園→こどもの森→溪流広場→(外周)→レイクサイドレストラン前→(外周)→立川口 | 別途提示 |
| 外周 | 立川口→(外周)→砂川ゲート口→(外周)→こどもの森裏→(外周)→西立川口→(外周)→立川口 | 別途提示 |
| プール | 昭島口→もみじ橋前→バーベキューガーデン→花木園→ふれあい広場→花木園→みんなの原っぱ→砂川口→日本庭園→こどもの森→溪流広場→バーベキューガーデン→もみじ橋前→昭島口 | 別途提示 |

3. 運行コースにおいて、管理用園路は 15km/h 以内、園路は 10km/h 以内で走行する。繁忙期等施設利用者数に応じて、弾力的な変更を行い施設利用者の利便を確保しなければならない。また、行催事等に応じて運行間隔及び時刻表を変更することができるが、その場合、関東地方整備局と事前に運行間隔等について協議するものとする。また、公園の利用状況によっては、公園利用者の安全に万全を期するよう、さらに減速して運行することとする。

第 8 3 条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設に係る清掃
 - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
 - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第 8 4 条 安全管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 営業開始前の準備
 - 1) 園内交通施設の安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて関東地方整備局に提出するものとする。なお、作成に当たっては関係法令を遵守すること。
 - 2) 施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。
3. 営業期間中の管理運営
 - 1) 施設等運営者は、園内交通施設安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。
4. 営業終了後の対応
 - 1) 施設等運営者は、営業期間中の管理日誌、点検チェックシート等の記録について、営業終了の翌日から 5 年間保存すること。
5. 運行管理者は、以下に示す点検検査等を行い、園内交通施設が正常であるか確認し、機械的な事故の防止並びに安全かつ快適な運行を図るよう努めるものとする。

- 1) 始業終業点検。
 - 2) 身だしなみチェック。
 - 3) 清掃チェック。
 - 4) 1ヶ月点検。
 - 5) 納品業者への指導管理。
 - 6) 定期点検（1年次）。
 - 7) 消防避難訓練。
6. 点検検査に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を守り安全作業に心掛けることとする。
ただし、毎日点検については安全作業に十分心掛け、下記にはよらない。
- 1) 作業服及び安全帽を必ず着用すること。
 - 2) 靴は必要に応じ安全靴、又はこれと同等以上のものを着用すること。
7. 施設等運営者は点検表（又は運行日誌）の様式を作成し、運行予定日には、運転者及び車掌は毎日園内交通施設の運行開始前に試運転を行うとともに、点検表（又は運行日誌）により始業終業点検を行い、異常のないことを確認する。また、実施の記録を点検表（又は運行日誌）に記載する。点検の上、異常が発見された場合は速やかに運行管理者に報告の上、異常の処置を行う。なお、点検項目は以下のとおりである。
- 1) 乗降口扉に破損はないか。座席、床、ボディー等に破損はないか。
 - 2) エンジン音に異常はないか。
 - 3) ブレーキの効きは十分か。
 - 4) ハンドルのあそびに異常はないか。
 - 5) タイヤの摩耗は正常範囲か。
 - 6) バンパー等車体に損傷はないか。
 - 7) ミラーその他機器に異常はないか。
 - 8) 放送設備は正常に働くか。
8. 身だしなみチェックリストを作成した上で、これに基づいて、当日従事する者全員を対象として、身だしなみのチェックを行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めること。
9. 運転者及び車掌は、始業前に乗車する車両の清掃を行い、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。また、実施の記録を点検表（又は運行日誌）に記載する。
10. 運行管理者は標準検査項目及び1ヶ月点検表を作成し、これに基づいて1ヶ月点検を行い安全運行に努める。また、1ヶ月点検表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに関東地方整備局に報告し、異常の処置を行う。
11. 納品業者（修理業者含む）へ公園諸規則遵守の指導を行い、許可証の有無、許可証番号、氏名、納品経路の確認を適時行う。
12. 年1回、下記検査項目に基づき検査項目1ヶ年検査表を作成の上、これにより定期検査（1年次）を行う。また、1ヶ年検査表に実施の記録を記載する。なお、点検の上、異常が発見された場合は速やかに関東地方整備局に報告し、異常の処置を行う。

■ 1ヶ月検査の内容一覧

| 検査項目 | 検査内容 | 備考 |
|---------------|---|-----------|
| 構造物 | 1. シャーシー等のリベット、ボルトの弛み等の良否 2. 各取付部の摩耗、欠損等の有無 3. 消火器、報知機等作動の良否 | |
| 放送設備 信号・通信 | 1. 電線の腐食、支持物等の損傷の有無及び取付状態の良否 | |
| 車体・搬器 | 1. 軸取付部の各組立ボルトの弛み及び外部の状態、異常の有無 2. タイヤの摩耗、欠損の有無、作動の良否 3. 各車軸、取付部等の給油状態の良否 | |
| 駆動装置 制御装置 | 1. エンジン・プラグの異常の有無 2. 各軸受組立部の摩耗及び異常の有無 3. 制御片の摩耗及び制御片と制動輪の間隔等の良否 4. 接続部の摩耗作用の良否 | 必要により油の取替 |
| 制御回路 | 1. バッテリーの接続状態、バッテリー液の状態、各端子の取付等異常の有無 2. 各計器類の作用の良否 | |

- 1 3. 公園利用者及び施設利用者の安全な誘導とともに迅速に消火活動が行えるよう本業務に従事するスタッフ全員を対象に年1回、消防避難訓練を行う。
- 1 4. 次の各事項に該当する場合は、設備の一部、又は全般にわたりその状態及び作用について、臨時検査を行う。
 - 1) 製作又は購入したとき。
 - 2) 一時休止後仕様を再開したとき。
 - 3) 災害その他運転事故が生じたとき。
 - 4) 重要な改造又は、修理をしたとき。
 - 5) その他必要があるとき。
- 1 5. 次の各事項に該当する場合は、試運転を行う。
 - 1) 始業前。
 - 2) 諸点検をしたとき。
 - 3) その他必要があるとき。
- 1 6. 第6項に規定する点検検査等の実施の記録は、1ヶ月毎に取りまとめ関東地方整備局に提出し、確認を得るものとする。
- 1 7. 施設等運営者は、前項に規定する点検検査等の記録を3年以上保存するものとする。
- 1 8. 施設等運営者は、車輛ごとに運行日誌を備え、運転回数、利用状況、天候状態その他運行管理上必要な事項を運行日誌に記載し、これを1年以上保存するものとする。

第85条 研修

施設等運営者は、運行に従事する者に対して、当該業務遂行上必要な知識及び技能を習得させるため研修を年1回以上行うものとする。研修は次の項目について行うこと。

1. 園内交通施設に関する一般知識。
2. 園内交通施設の運行及び点検の方法。
3. 悪天候時、地震発生時に講ずべき措置。
4. 故障時に講ずべき措置。

5. 人身事故発生時に必要な応急措置、救急方法等に関する知識及びその訓練。
6. 緊急時における関係部署への連絡方法及びその訓練。
7. 国営昭和記念公園についての一般知識。
8. 園内交通施設及びその利用者等の安全を確保するために必要な事項。
9. 関係法令その他必要な事項。

第86条 緊急時の対応

1. 施設等運営者は次の各号に該当するときは運行を一時中止・変更、又は休止するものとし、関東地方整備局に報告するものとする。また、施設等運営者は、園内交通施設の運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者への的確に告知することとする。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想される時。
 - 2) 公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。
 - 3) 事故又は故障等により運転不能のとき。
 - 4) 緊急事態が発生、又はその発生が予想される時。
 - 5) その他関東地方整備局の指示があったとき。

第87条 費用負担

1. 園内交通施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、園内交通施設への車両の導入、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用を始めとする運営に関する設備・備品等（建物除く）の費用、園内交通施設の安全対策に要する費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するのに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第88条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 運転手等の安全指示に従うこと。
2. 運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。

3. 他の公園利用者及び施設利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
4. 強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。
5. 子供（6歳未満）が単独で乗車しないこと。
6. 手回り品・危険物（別途提示する）を所持して乗車しないこと。

第7章 バーベキューガーデン

第89条 総則

施設等運営者は、バーベキューガーデンの管理運営に際して、関係法令等を遵守し、利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第90条 施設の目的

バーベキューガーデンは、国営昭和記念公園において施設利用者へのバーベキュー器具の貸出及び食材等飲食物の提供を目的とする。

第91条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

| 施設名称 | 営業場所 |
|------------|-------|
| バーベキューガーデン | 広場ゾーン |

第92条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、バーベキューガーデンの管理運営にあたらせるものとする。

第93条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として以下の期間を営業日時とする。なお、営業日時を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は関東地方整備局に書面により提出するものとする。

■定休日

年末年始（12月27日～1月5日）及び2月の第4月曜日とその翌日

なお、定休日以外に休業する場合は、事前に関東地方整備局と協議するものとする。

■営業時間

10：00～16：00

2. 施設の利用については事前予約制とし、1回の利用時間は4時間以内とする。

第94条 利用料金

1. 施設の利用料は無料とする（器具、食材等を持ち込む場合）。
2. 施設利用者へ提供する器具貸出品目及び価格、飲食品目及び価格は、関東地方整備局との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

■ <参考>サービス内容等一覧

| 施設名称 | 販売・貸出品目 |
|------------|--|
| バーベキューガーデン | 器具貸出 炭火焼き用バーベキューグリル、フライ返しセット、トング、包丁・まな板セット、ざる・ボウルセット、お玉、鍋(寸胴)、やかん、折りたたみテーブル、折りたたみイス、ライスクッカー、ダッチオーブン、クーラーボックス、ヘキサテント、スクエアテント等 飲食提供 バーベキュー用食材(牛肉、豚肉、肉加工品、油、調味料等)、酒類、ソフトドリンク、ロックアイス、切炭、使い捨て食器等 |

第95条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 広場の利用に伴う受付・調整に関する事。
 - 2) バーベキュー器具の貸出に関する事。
 - 3) バーベキュー用食材の提供に関する事。
 - 4) バーベキューガーデンの利用に伴う苦情処理に関する事。
 - 5) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、バーベキューガーデンの全部又は一部の利用を中止することができるものとする。
3. バーベキューガーデンの利用を中止することが、施設利用者へ影響が与えらるる場合は、関東地方整備局と協議を行う。

第96条 施設の運営

1. 予約受付
 - 1) 施設等運営者は、バーベキューガーデンの利用について、2ヶ月前から予約を受け付け、先着順で予約調整を行うこと。
 - 2) 施設等運営者は、予約受付のための専用の電話、FAX を用意するほかに、昭和記念公園のホームページからも予約が可能にようにすること。
2. 器材貸出、食材販売
 - 1) 施設等運営者は、バーベキューガーデン利用者のために、器材貸出及び食材の販売を行うこと。
 - 2) 天候の変化に対応するため、雨よけテント等を準備しておくこと。なお、雨よけテント等の貸出は無償で行うものとする。
3. 運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて関東地方整備局と協議すること。
4. 利用制限等
 - 1) 次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。
 - ①危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者
 - ②公園で定める制限事項に違反する者
 - ③付添者を伴わない中学生未満の者
 - ④その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者。

第97条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理（掃き掃除は毎日、舗装面洗浄は月1回実施）
 - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
 - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

第98条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負うものとする。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、関東地方整備局に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成に当たっては、以下に示す項目のほか、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努めるものとする。
 - 1) 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしている等体調不良者は出勤させてはならない。
 - 2) 消防法に基づき、消火器点検を年2回実施し、不備なものは随時取り替えること。
 - 3) 消防法に基づき、避難訓練、消火器訓練等を年2回実施すること。
3. 上記法定点検等の結果については、遅滞なく関東地方整備局に報告すること。
4. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、業務従事者の身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するものとする。そのため、以下の管理を実施する。
 - 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
 - 2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリ、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
 - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
 - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
 - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭等を確認すること。
 - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
 - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、関東地方整備局、維持管理業務事業者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
 - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
 - 9) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認され

ない限り、就業を認めないこととする等、二次感染の防止に努めること。

5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により関東地方整備局に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、関東地方整備局がマスク対応等を行うが、その際、関東地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、関東地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第99条 費用負担

1. バーベキューガーデン運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出に供するバーベキュー器具を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、バーベキュー器具を破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第100条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 指定された場所以外では、バーベキューを行わないこと。また、直火での利用は行わないこと。
2. 穴、溝等を勝手に掘らないこと。
3. バーベキュー終了後は、利用した場所及び器具を清掃の上、園外から持ち込んだごみについては持ち帰ること。

第8章 うんどう広場 用具貸出

第101条 総則

施設等運営者は、うんどう広場における用具貸出の管理運営に際して、関係法令等を遵守するものとする（別添 29「うんどう広場について」参照）。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は関東地方整備局と協議するものとする。

第102条 施設の目的

うんどう広場における用具貸出は、国営昭和記念公園において施設利用者へのスポーツ用具等の貸出を施設の目的とする。

第103条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧（参考）

| スポーツ名 | 用具 | 数量 |
|---------|--------|----------------------|
| ディスクゴルフ | ディスク | 80 枚 |
| ペタンク | ボール | 30 個 |
| クロケータ | マレット | 大人用 12 本 小人用 8 本 |
| | ボール | 48 個 |
| ローンボウルス | ボール等 | 40 個 |
| ホースシューズ | ホースシュー | 大人用 20 本 小人用 10 本 |
| フットサル | ボール | 10 個 |
| 3on3 | ボール | 9 個 |

第104条 担当責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上でうんどう広場における用具貸出の管理運営にあたらせるものとする。

第105条 運営日時

1. 施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業期間とする。なお、運営期間、時間を延長する場合は、関東地方整備局と協議することとする。
2. 施設等運営者は、原則としてうんどう広場の用具貸出の公開期間を以下の時間とし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行う。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、関東地方整備局に書面により提出することとする。

■貸出時間一覧

| スポーツ名 | 用具 | 貸出時間 |
|---------|----------|-------------------|
| ディスクゴルフ | ディスク | 9:30～閉園の 30 分前まで※ |
| ペタンク | ボール | 9:30～閉園の 30 分前まで※ |
| クロケータ | マレット、ボール | 9:30～閉園の 30 分前まで※ |

| スポーツ名 | 用具 | 貸出時間 |
|---------|--------|--|
| ローンボウルス | ボール | 9:30～閉園の30分前まで※ |
| ホースシューズ | ホースシュー | 9:30～閉園の30分前まで※ |
| フットサル | ボール | (通常の開園期間) 9:30～12:00、12:00～14:00、14:00～閉園の30分前まで※ (プール開園期間) 9:30～12:00、12:00～14:00、14:00～16:00、16:00～閉園の30分前まで※ |
| 3on3 | ボール | 9:30～閉園の30分前まで※ |

※ 用具の貸出は閉園の1時間前まで

第106条 利用料金

1. 施設利用者へ提供する用具貸出の利用料金は、関東地方整備局との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

■ <参考> 現行利用料金一覧

| スポーツ名 | 用具 | 料金 |
|---------|--------------|------------|
| ディスクゴルフ | ディスク1枚 | 3時間…210円 ※ |
| ペタンク | ボール3個 | 1時間…100円 ※ |
| クロッケー | マレット1本、ボール4個 | 1時間…210円 ※ |
| ローンボウルス | ボール4個 | 1時間…210円 ※ |
| ホースシューズ | ホースシュー2本 | 1時間…100円 ※ |
| フットサル | ボール1個 | 1時間…210円 ※ |
| 3on3 | ボール1個 | 1時間…100円 ※ |

※ 保証金（後返却）200円別途必要

第107条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) うんどう広場の用具の貸出に関すること。
 - 2) うんどう広場の用具の維持管理に関すること。
 - 3) うんどう広場の用具の利用に伴う苦情処理に関すること。
 - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。
2. 日常の管理上で必要があると認められたときは、うんどう広場の用具の貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。
3. うんどう広場の用具貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えられられる場合は、関東地方整備局と協議を行う。

第108条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 1) 用具の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
 - 2) その他利用によって消耗する用具の修繕、消耗品の購入等。

第109条 安全管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に用具を利用されるよう心掛け、常に用具を正常な状態で維持するため、点検整備を行う。
2. 施設等運営者は、用具を貸し出す際、次の各号をはじめ安全に関する項目について、点検し貸し出すこととする。
 - 1) ディスク及びホースシューの損傷の有無。
 - 2) マレットの結束部の損傷や緩み。
 - 3) ボールの空気圧等。

第110条 緊急時対応

1. 次の各号の時は、施設等運営者は、貸出を一時中止・変更又は休止するものとし、関東地方整備局に報告するものとする。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。併せて、利用中止する旨の看板を掲げること。
 - 1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候又は自然災害のため、走行に危険が予想される時。
 - 2) 事故等の不測の事態が生じたとき。
 - 3) 緊急事態が発生、又はその発生が予想される時。
 - 4) その他関東地方整備局の指示があったとき。
2. 施設等運営者は、前項の規定によりうんどう広場の用具貸出を中止したときは、再開の前にうんどう広場に異常のないことを確認しなければならない。
3. うんどう広場において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

第111条 費用負担

1. うんどう広場用具貸出運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出に供する用具を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、用具等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第112条 施設利用上の注意

施設利用者に対し、以下の各号について注意喚起を促すものとする。

1. 使用中に故意又は過失の有無に関わらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を関東地方整備局に対して行わないこと。
2. その他施設利用者及び公園利用者等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
3. 危険箇所、不適當な場所での使用をしないこと。

第9章 自主事業における行催事等

第113条 自主事業における行催事等

1. 事業者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 調査職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
5. 事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないよう、十分に調整を図って対応すること。
6. 事業者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を関東地方整備局に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
7. 事業者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
8. 事業者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理に係る費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
9. 事業者は、自主事業の実施に当たり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 事業者は、事前に関東地方整備局の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示）。この場合、東京都の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示できない。
 - 2) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
10. 事業者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

第114条 自主事業における飲食・物販施設等の新設・管理運営

施設等運営者は、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴うものに限っては、別添59（自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲）に定める範

圃において、施設を新設し、本業務の実施期間を超えて、10年間に上限として管理運営することができる。この場合、管理運営の方法については、本規定書に記載する各種収益施設の方法に準じるものとする。なお、自主事業においても他の収益施設同様に、都市公園法第5条に基づく許可を受けた上で、土地使用料を収めなければならない。

新たに飲食・物販施設を設置した場合、本業務契約期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、公園管理者が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承継）も可能である。

また、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならない。

ただし、契約期間終了時（継続して契約した場合は除く）又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）に、所有する資産を国又は国が指定する第三者と個別の協議により、適正価格で譲渡できるものとし、この場合には原状回復は不要とする。

第10章 自動販売機

第115条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 自動販売機での販売は、缶、ペットボトル、紙パック又は紙コップの飲料品（乳飲料を含む）、アイス、ヌードル等を想定しており、下記の箇所に設置し、管理すること。
2. 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
3. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
4. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
5. 設置箇所は原則以下のとおりであり、設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。

■設置箇所一覧

| 設置箇所 | 設置する自動販売機の種別 |
|-----------------|----------------|
| 総合案内所 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 花みどり文化センター | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| ドッグラン | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 立川口無料区ゲート側 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 立川口サイクルセンター | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 立川口無料区売店側 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 立川口駐車場 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| ふれあい広場レストラン | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 花木園展示棟 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 花木園売店前 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 西立川口サイクルセンター | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 西立川口無料区売店側 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 西立川口無料区ゲート側 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 西立川口売店 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 西立川口ゲート | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| レイクサイドレストラン | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 昭島口管理棟 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| わんぱく遊具 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 原っぱ南売店 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 原っぱ中央売店 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 原っぱ北売店 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 溪流広場レストラン | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| フットサルコート | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| こもれびの家 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 虹のハンモックトイレ | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| こどもの森売店 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| こどもの森売店 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| ふわふわドームNo.36トイレ | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 雲の海男子トイレ | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 玉川上水口 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| こもれびの里休憩所 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 砂川口休憩所 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 砂川口サイクリングセンター | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 砂川口無料区域 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 砂川口駐車場トイレ | 飲料(缶及びペットボトル)等 |
| 砂川口業務入園口 | 飲料(缶及びペットボトル)等 |

第116条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機

に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収・処分に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務事業者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に関東地方整備局と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の関東地方整備局との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、関東地方整備局及び維持管理業務事業者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第117条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として1箇所に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

第118条 責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を専任した上で自動販売機の管理運営にあたらせるものとする。

第119条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置に当たっては、事前に関東地方整備局と協議し、必要な手続きを実施した上で設置すること。
3. 販売商品等については事前に関東地方整備局と協議し、決定すること。

4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、関東地方整備局の指示に従うこと。

第11章 コインロッカー

第120条 設置箇所等

1. 施設等運営者は、コインロッカーを下記の箇所に設置し、管理すること。

■運営対象施設一覧

| 施設名称 | 数量 |
|--------------|-------------------------|
| 西立川口 | 36口 |
| ボートハウス | 10口 |
| 立川口サイクルセンター | 16口 |
| 西立川口サイクルセンター | 20口 |
| 砂川口サイクルセンター | 20口 |
| レインボープール | 5,920口(男子3,200、女子2,720) |

2. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
3. 利用料金は、関東地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。

■＜参考＞現行利用料金一覧

| 施設名称 | 利用料金 | 備考 |
|---------|------|-------|
| コインロッカー | 100円 | 1回、1日 |

第121条 費用の負担

1. コインロッカー運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、コインロッカーの購入、設置、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、コインロッカーの安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. コインロッカーの売上金回収等に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
4. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第122条 コインロッカーの維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、コインロッカーの維持管理については、施設等運営者が行うこと。
2. コインロッカーの清掃を実施するとともに、衛生管理については、関係法令を遵守すると

ともに徹底を図ること。

3. コインロッカーを設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

第123条 担当責任者の選任

施設等運営者は、担当責任者を選任した上でコインロッカーの管理運営にあたらせるものとする。

第124条 その他留意事項

1. コインロッカーの設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. コインロッカーの設置に当たっては、事前に関東地方整備局と協議し、必要な手続きを実施した上で設置すること。
3. コインロッカーを第三者に譲渡又は貸与しないこと。
4. 忘れ物等残存物の発見をしたときは、所定の手続きを行い、できる限りの便宜を図ること。

第12章 有料シャワー

第125条 設置箇所

施設等運営者は、有料シャワーを下記の箇所に設置し、管理すること。

■運営対象施設一覧

| 施設名称 | 設置ブース数 |
|-------|-----------|
| 中央管理棟 | 男性用3、女性用3 |

第126条 施設・設備の維持管理

1. 売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、有料シャワーの維持管理については、施設等運営者が行うこと。
2. 有料シャワー内の清掃を実施するとともに、衛生管理については、関係法令を遵守するとともに徹底を図るとともに、必要な備品類等の補充を行う。
3. 給水・給湯設備等の保守点検や維持修繕等を行い、常に正常な機能を維持すること。

第127条 利用制限等

1. 他の施設利用者に危害を及ぼす恐れのある物品、迷惑となるような物品を携帯する者の利用を制限すること。
2. 巡回等を行い、迷惑行為等を防止するための対策を講じなければならない。

第128条 費用の負担

1. 有料シャワー運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、有料シャワーの設置、交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、有料シャワーの安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 有料シャワーの料金の集金に要する経費は、施設等運営者の負担とする。
3. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。ただし、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、関東地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、関東地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任の下で機器・設備等を持ち込むこととする。
4. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第129条 責任者の専任

施設等運営者は、担当責任者を専任した上で有料シャワーの管理運営にあたらせるものとする。

第13章 花みどり文化センター講座運営

第130条 目的・趣旨

本公園では、「みどりの文化ゾーン」において、「都市における緑の文化の創造と発信」を基本テーマとする本施設に相応しい「多様な体験・交流を通じた花と緑の楽しみの提供」を実現するために、花と緑に関する幅広い研修の機会を提供することを目指している。

施設等運営者は、「みどりの文化ゾーン」にある「花みどり文化センター」を拠点とする「花と緑に関わる講座」の運営を行うこと（別添26「花みどり文化センター運営関連」参照）。

第131条 対象講座

1. 講座内容は、一般市民を対象とした、花と緑に関わる幅広く質の高い講座とする。
2. 平成31年2月より、本公園の「花みどり文化センター」において、「花と緑に関わる講座」を平日のみ年間延べ100回／年程度（週2回相当以上）開催できる講座とする。ただし、「花みどり文化センター」の全貸出コマ数（488コマ）の3割を超えないものとする。

第132条 優先利用規定

1. 施設等運営者は、次の各号の施設等を優先的に利用することができる。ただし、公園主催の行催事等により優先利用が制限される場合がある。なお、各号とも、利用料金の支払方法については別途協議の上定める。
 - 1) 「花みどり文化センター」の一般貸出施設について、優先的に利用することができる。利用は、有料利用（実施要項表3-2を参照のこと。）とし、講座運営に必要な事務室等を常設的に本施設内に置くことはできないが、講座当日に必要なに応じて用意することは可能とする。
また、中止となった講座の受付については、30日前までにキャンセルすることができる。
 - 2) 本公園の屋外フィールドについては、関東地方整備局との調整の上、優先的に利用することができる。なお、公園の有料区域を活用する場合は、入園料が必要となる。
2. 施設等運営者は、次の各号の優遇措置を受けることができる。
 - 1) 施設等運営者は、前年度の9月（半年前）から当該年度の年間の優先利用申込みができる。
 - 2) 施設等運営者は、講座名に「国営昭和記念公園」の名称を使用することができる。
 - 3) 施設等運営者は、関東地方整備局と調整の上、公園内フィールドを活用した環境学習、ガーデン実習、樹木剪定講習会等を優先的に行うことができる。
 - 4) 施設等運営者は、公園内ゲート等での講座案内チラシ・パンフレット等の設置等、本公園の行う広報宣伝の範囲内で、当該講座の告知に関わる支援を受けることができる。
3. 施設等運営者は、実施した講座について毎年度事後評価を行うこととし、その結果を関東地方整備局に報告するとともに、実施した講座の目標が達せられていない場合には、次年度以降の運営を改善しなければならない。
4. 次の各号に該当する場合、関東地方整備局は、有効期間の満了を待たずに事業者の優先利用を無効とする場合がある。
 - 1) 公序良俗に反する行為のほか、本公園の運営に重大な影響を与える行為があった場合

- 2) 実施した講座について、当該講座の実績回数等が当初の目標を大幅に下回り、かつ次年度以降も改善が見られない場合

従来の実施状況に関する情報の開示

| 1 従来の実施に要した経費 | | | (単位：千円) | | |
|---|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| | 人件費 | 常勤職員 | | | |
| | | 非常勤職員 | | | |
| | 物件費 | | | | |
| | 委託費等 | 委託費定額部分 | 760,730 | 740,729 | 748,084 |
| | | 成果報酬等 | | | |
| | | 旅費その他 | | | |
| 計 (a) | | | | | |
| 参考値 (b) | 減価償却費 | | | | |
| | 退職給付費用 | | | | |
| | 間接部門費 | | | | |
| (a) + (b) | | | | | |
| (注意事項) | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 委託費定額部分の内訳は以下のとおりである。 | | | | | |
| (単位：千円) | | | | | |
| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | | |
| 植物管理 | 62,265 | 62,265 | 62,265 | | |
| 草花管理 | 97,539 | 93,899 | 93,899 | | |
| 建物管理 | 12,369 | 12,369 | 12,369 | | |
| 工作物管理 | 24,145 | 24,145 | 24,145 | | |
| 清掃 | 38,363 | 38,363 | 38,363 | | |
| 運営管理 | 213,808 | 210,005 | 212,622 | | |
| 公園管理 | 191,974 | 182,568 | 186,147 | | |
| 一般管理費 | 63,917 | 62,247 | 62,861 | | |
| 消費税 | 56,350 | 54,869 | 55,414 | | |
| 小計 | 760,730 | 740,729 | 748,084 | | |

2 従来の実施に要した人員 (単位：人)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 常勤職員 | 0 | 0 | 0 |
| 非常勤職員 | 0 | 0 | 0 |

(平成 30 年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件
同種又は類似業務の実務経験
2. 技術力に関する要件
○植物管理業務の業務責任者
・1級造園施工管理技士

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(平成27-30年)
- 1. 知識、経験に関する要件

| 業務の種別 | ①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)※ | ②企画運営管理業務の業務責任者※ | ③施設・設備維持管理業務の業務責任者※ | ④植物管理業務の業務責任者※ | ⑤収益施設等管理運営業務の業務責任者【ア】及び【イ】の両方を満たす必要がある。】※10※ |
|----------|--|--|---|---|---|
| 業務の種別※14 | 下記に示す同種又は類似業務(平成18年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成27年3月31日までの業務経験を含む) | 18年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る。下記(1)～(2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理に関する下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 | 下記(1)～(2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 | 下記(1)～(2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 | 下記(1)～(2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(レジャープール※7を除く収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務(レジャープール※7の運営)に関する下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 |
| ト | 1)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)。 2)レクリエーション施設※4又は観光・商業施設※5で、2ha以上の園地管理※6を行っている施設。 | | | | 5)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)で、レジャープール※7を含む都市公園。 6)レクリエーション施設※4又は観光・商業施設※5で、レジャープール※7を含む2ha以上の園地管理※6を行っている施設。 |
| ア) | ア)延べ2年以上の総括責任者※2の経験。 イ)延べ3年以上の業務責任者※3の経験。 ウ)総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門：建設)の資格を有する者。 | | エ)延べ2年以上の業務責任者※3の経験。 ウ)延べ3年以上の業務経験。 | | |
| イ) | 下記(4)～(5)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の経験を有し、かつ、下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 又は、下記(3)～(5)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 | 下記(4)～(5)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理業務に関する下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 | 下記(4)～(5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 | 下記(4)～(5)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 | 下記(4)～(5)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(水泳プール※8を除く収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務(水泳プール※8の運営)に関する下記(ウ)又は(エ)のいずれかの経験を有すること。 |
| ロ) | 3)都市公園の種別として、総合公園以上(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園)。 4)都市公園の種別として、地区公園又は特別公園。 5)レクリエーション施設※4又は観光・商業施設※5で、園地管理※6を行っている施設。 | | | | 7)都市公園の種別として、地区公園又は特別公園で、水泳プール※8を含む都市公園。 8)レクリエーション施設※3又は観光・商業施設※4で、水泳プール※8を含む園地管理※6を行っている施設。 |
| ハ) | ア)延べ3年以上の総括責任者※2の経験。 イ)延べ4年以上の業務責任者※3の経験。 ウ)延べ1年以上の総括責任者※2または延べ2年以上の業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士(建設部門：都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門：建設)の資格を有する者。 | | エ)延べ3年以上の業務責任者※3の経験。 ウ)延べ4年以上の業務経験。 | | |

2. 技術力に関する要件
○植物管理業務の業務責任者
・1級造園施工管理技士

(業務の繁忙の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- ・ 運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく)。
- ・ 平成 27 年度では受託者の職員 42 名、契約職員(常勤)48 名、契約職員(非常勤)55 名、平成 28 年度では受託者の職員 35 名、契約職員(常勤)64 名、契約職員(非常勤)23 名が従事していた。
- ・ 大規模イベント時や繁忙期には、臨時でアルバイト等を募集している。
- ・ 従事者に求める知識や技術は、平成 27 年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備（受託者に対して供与した施設・設備）

- ・ 別紙 1 主要公園施設一覧、別紙 2 主要建築物一覧、別紙 21 提供施設等一覧及び別紙 37 建物及び工作物に関する修繕履歴を参照

（注記事項）

- ・ 運営維持管理業務の施設・設備のみ（収益施設等管理運営業務に係る施設・設備はのぞく）。

| 4 従来の実施における目的の達成の程度 | | | | | | | | | |
|----------------------|------------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-----------|----------|-----------|
| ■年間指標 | | | | | | | | | |
| | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | | |
| | | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 | | |
| 公園利用者数※1 | 有料区域（花火大会実施日を除く） | 2,419 千人以上 | 2,606,801 人 | 2,419 千人以上 | 2,442,571 人 | 2,419 千人以上 | | | |
| | 花みどり文化センター | 223 千人以上 | 305,666 人 | 223 千人以上 | 265,370 人 | 223 千人以上 | | | |
| 「非常に満足」の回答比率※2、3、4 | 公園「非常に満足」※2 | 53%以上 | 50.7% | 53%以上 | 51.8% | 53%以上 | | | |
| | チューリップ「非常に満足」※3 | 82%以上 | 77.0% | 82%以上 | 79.6% | 82%以上 | | | |
| | コスモス「非常に満足」※3 | 41%以上 | 37.6% | 41%以上 | 37.9% | 41%以上 | | | |
| | 収益施設「非常に満足」※4 | 39%以上 | 43.9% | 39%以上 | 48.8% | 39%以上 | | | |
| 利用プログラムの開催※5 | 主催イベント（件数） | 96 件以上 | 266 件 | 96 件以上 | 186 件 | 96 件以上 | | | |
| | 主催イベント（参加人数） | 19 千人以上 | 57,491 人 | 19 千人以上 | 33,647 人 | 19 千人以上 | | | |
| マスコミによる報道件数※6 | | 872 件以上 | 1,101 件 | 872 件以上 | 1,418 件 | 872 件以上 | | | |
| ホームページの総アクセス件数 | | 2,217 千件以上 | 3,293,086 件 | 2,217 千件以上 | 3,109,811 件 | 2,217 千件以上 | | | |
| ■四半期指標 | | | | | | | | | |
| | | 平成 27 年度 | | | | | | | |
| | | 4～6 月 | | 7～9 月 | | 10～12 月 | | 1～3 月 | |
| | | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 |
| 公園利用者数※1 | 有料区域（花火大会実施日を除く） | 780 千人以上 | 849,314 人 | 505 千人以上 | 543,887 人 | 840 千人以上 | 849,126 人 | 294 千人以上 | 364,474 人 |
| | 花みどり文化センター | 65 千人以上 | 99,451 人 | 41 千人以上 | 53,924 人 | 84 千人以上 | 91,794 人 | 43 千人以上 | 60,497 人 |
| 「非常に満足」「満足」の回答比率※2、4 | 公園「非常に満足」※2 | 59.0%以上 | 56.0% | 48.0%以上 | 51.0% | 52.0%以上 | 47.6% | 47.0%以上 | 45.5% |
| | 収益施設「非常に満足」※4 | 39%以上 | 38.8% | 40.4%以上 | 44.8% | 37.0%以上 | 37.5% | 40.0%以上 | 43.7% |
| | | 平成 28 年度 | | | | | | | |
| | | 4～6 月 | | 7～9 月 | | 10～12 月 | | 1～3 月 | |
| | | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 |
| 公園利用者数※1 | 有料区域（花火大会実施日を除く） | 780 千人以上 | 827,178 人 | 505 千人以上 | 455,077 人 | 840 千人以上 | 818,021 人 | 294 千人以上 | 342,295 人 |
| | 花みどり文化センター | 65 千人以上 | 81,888 人 | 41 千人以上 | 48,390 人 | 84 千人以上 | 78,993 人 | 43 千人以上 | 56,099 人 |
| 「非常に満足」の回答比率※2、4 | 公園「非常に満足」※2 | 59.0%以上 | 58.3% | 48.0%以上 | 43.2% | 52.0%以上 | 51.7% | 47.0%以上 | 50.9% |
| | 収益施設「非常に満足」※4 | 39%以上 | 43.6% | 40.0%以上 | 48.5% | 37.0%以上 | 41.9% | 40.0%以上 | 48.3% |
| | | 平成 29 年度 | | | | | | | |
| | | 4～6 月 | | 7～9 月 | | 10～12 月 | | 1～3 月 | |
| | | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 | 目標計画 | 実績 |
| 公園利用者数※1 | 有料区域（花火大会実施日を除く） | 780 千人以上 | 876,794 人 | 505 千人以上 | 468,459 人 | 840 千人以上 | 760,494 人 | 294 千人以上 | |
| | 花みどり文化センター | 65 千人以上 | 84,019 人 | 41 千人以上 | 59,887 人 | 84 千人以上 | 82,440 人 | 43 千人以上 | |
| 「非常に満足」の回答比率※2、4 | 公園「非常に満足」※2 | 59.0%以上 | 56.0% | 48.0%以上 | 48.1% | 52.0%以上 | 49.3% | 47.0%以上 | |
| | 収益施設「非常に満足」※4 | 39%以上 | 44.3% | 40.0%以上 | 47.3% | 37.0%以上 | 41.0% | 40.0%以上 | |

(注記事項)

1. (指標の意義、選定根拠)

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。
運営管理の重点事項を選定している。

2. (目標値・計画値の設定根拠)

過年度実績をもとに設定。

3. (実績の計算・把握の方法)

実施要項1.3.4.モニタリング方法による。

受託者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。

4. 表中の注記は以下のとおり。

※1; 公園利用者数の集計方法は別紙13による。

※2; 年間及び四半期毎の「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙 14)のQ10-1 における「非常に満足」の回答比率。

※3; フラワーフェスティバル開催時の「チューリップ」、コスモスまつり開催時における「公園の利用に関するアンケート調査」(別紙14)のQ14-1で対象イベント・行事等に「参加・観賞した」人で、Q14-2の回答者のうち対象花の観賞の「非常に満足」の回答比率。

※4; 公園管理者が指定するレインボープール、レストラン、サイクルセンターの3種の収益施設である花みどり文化センターについて、年間及び四半期ごとの「個別施設に関するアンケート調査票」(別紙 14)におけるQ7における「非常に満足」の回答比率。

※5; 利用プログラムの開催数とは、利用プログラム(イベント・行事から構成される行催事含む)のうち、事業者が主催する展示又は30人程度以上の公園利用者が参加する体験型のもの(ただし、ボランティア関連のものを除く。)の回数をいう。また、利用プログラムの参加人数とは、利用プログラム(イベント・行事から構成される行催事含む)のうち、事業者が主催する30人程度以上の公園利用者が参加する体験型のもの(ただし、ボランティア関連のものを除く。)の参加人数をいう。

※6; マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。

委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。

・テレビ(NHK・民放)・ラジオ(AM、FM)の放送件数で、1番組につき1カウントとする。

・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアが立川・昭島市域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙/回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊/回につき1カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。

・事件、事故等の報道件数は除く。

| |
|--|
| 5 従来の実施方法等 |
| 従来の実施方法 ・業務区分表参照 |
| (事業の目的を達成する観点から重視している事項) ・公園特性を生かした植物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数及び満足度の向上を目標としている。 |
| (注記事項) ・別紙 13 公園利用者数（団体、パスポート、無料区域を含めた公園利用者数及びその計測方法）、別紙 14 利用者アンケート、別紙 15 イベントリスト（実績）、別紙 16 マスコミ等による報道件数、別紙 17 ホームページ総アクセス件数 |

【業務区分表】

| | 業務内容 | 業務細目 | 24-26 年度 | | | 民間競争入札(27 年度以降) | | | 備考 (作業時期・頻度・条件等) |
|------------------|-----------------|----------------|-----------|------------|-------------|-----------------|------------|-------------|---------------------|
| | | | 国土 交通省 | A(受託 者) | A 以外 の業者 | 国土 交通省 | B(受託 者) | B 以外 の業者 | |
| 国営昭和記念公園運営維持管理業務 | ①計画立案及びマネジメント業務 | 計画立案及びマネジメント業務 | | ○ | | | ○ | | 通年 |
| | ②企画運営管理業務 | 企画運営管理業務 | | ○ | | | ○ | | 通年 |
| | ③施設・設備維持管理業務 | 維持修繕・保守点検等 | | ○ | | | ○ | | 通年 |
| | | 清掃 | | ○ | | | ○ | | 通年 |
| | ④植物管理業務 | 植物管理 | | ○ | | | ○ | | 通年 |
| | ⑤収益施設等運営業務 | 収益施設運営 | | ○ | | | ○ | | 通年 |
| | | 自主事業 | | ○ | | | ○ | | 通年 |

精算報告書

【平成 27 年度】

(単位：円)

| 経費区分 | | 予定経費 (A) | 支出額 (B) | 過不足額 (C) = (A) - (B) | 摘要 |
|-------|----------|-------------|-------------|-------------------------|---------|
| 植物管理 | | 62,264,881 | 66,723,397 | -4,458,516 | 107.20% |
| 草花管理 | | 97,538,562 | 93,553,067 | 3,985,495 | 95.90% |
| 建物管理 | | 12,369,499 | 14,799,754 | -2,430,255 | 119.60% |
| 工作物管理 | | 24,144,992 | 28,090,118 | -3,945,126 | 116.30% |
| 清掃 | | 38,363,088 | 41,378,560 | -3,015,472 | 107.90% |
| 運営管理 | | 213,808,008 | 214,754,327 | -946,319 | 100.40% |
| | 利用者指導工 | 161,462,543 | 172,321,196 | -10,858,653 | |
| | 自動車維持修繕工 | 8,920,689 | 4,751,762 | 4,168,927 | |
| | 広報宣伝 | 43,424,776 | 37,681,369 | 5,743,407 | |
| 公園管理 | | 191,973,736 | 181,768,108 | 10,205,628 | 94.70% |
| | 公園管理工 | 191,973,736 | 181,768,108 | 10,205,628 | |
| 直接作業費 | | 640,462,766 | 641,067,331 | -604,565 | 100.10% |
| 一般管理費 | | 63,917,234 | 63,917,234 | 0 | 100.00% |
| 業務価格 | | 704,380,000 | 704,984,565 | -604,565 | 100.10% |
| 消費税 | | 56,350,400 | 56,398,765 | -48,365 | |
| 業務費計 | | 760,730,400 | 761,383,330 | -652,930 | |

【平成 28 年度】

(単位：円)

| 経費区分 | | 予定経費 (A) | 支出額 (B) | 過不足額 (C) = (A) - (B) | 摘要 |
|-------|----------|-------------|-------------|-------------------------|---------|
| 植物管理 | | 62,264,881 | 54,941,778 | 7,323,103 | 88.20% |
| 草花管理 | | 93,898,562 | 104,565,473 | -10,666,911 | 111.40% |
| 建物管理 | | 12,369,000 | 12,267,945 | 101,055 | 99.20% |
| 工作物管理 | | 24,144,992 | 26,420,845 | -2,275,853 | 109.40% |
| 清掃 | | 38,363,088 | 43,581,876 | -5,218,788 | 113.60% |
| 運営管理 | | 210,004,957 | 206,995,592 | 3,009,365 | 98.60% |
| | 利用者指導工 | 163,557,292 | 171,803,484 | -8,246,192 | |
| | 自動車維持修繕工 | 8,920,689 | 3,522,184 | 5,398,505 | |
| | 広報宣伝 | 37,526,976 | 31,669,924 | 5,857,052 | |
| 公園管理 | | 182,567,736 | 178,045,111 | 4,522,625 | 97.50% |
| | 公園管理工 | 182,567,736 | 178,045,111 | 4,522,625 | |
| 直接作業費 | | 623,613,216 | 626,818,620 | -3,205,404 | 100.50% |
| 一般管理費 | | 62,246,784 | 62,246,784 | 0 | 100.00% |
| 業務価格 | | 685,860,000 | 689,065,404 | -3,205,404 | 100.50% |
| 消費税 | | 54,868,800 | 55,125,232 | -256,432 | |
| 業務費計 | | 740,728,800 | 744,190,636 | -3,461,836 | |

公園利用者数

(団体、パスポート、無料区域を含めた入園者数及びその計測方法)

■公園利用者数

【H27】

(単位：人)

| | 有料区域 | | | 無料区域 | | 合計 |
|--------|---------|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | 団体 | パスポート | 有料区域 計 | 花文センター | 無料区域 計 | |
| 4月 | 25,247 | 20,770 | 383,530 | 33,299 | 83,650 | 467,180 |
| 5月 | 37,002 | 23,202 | 355,079 | 50,023 | 442,723 | 797,802 |
| 6月 | 11,097 | 16,437 | 110,705 | 16,129 | 116,692 | 227,397 |
| 7月 | 4,803 | 11,630 | 449,801 | 10,598 | 106,821 | 556,622 |
| (花火除く) | | | (123,421) | (10,029) | | |
| 8月 | 5,694 | 11,224 | 212,065 | 14,586 | 51,524 | 263,589 |
| 9月 | 7,274 | 16,763 | 208,401 | 28,740 | 113,480 | 321,881 |
| 10月 | 35,397 | 20,708 | 352,649 | 32,129 | 80,571 | 433,220 |
| 11月 | 23,358 | 19,034 | 314,453 | 45,433 | 180,839 | 495,292 |
| 12月 | 9,142 | 17,752 | 182,024 | 14,232 | 63,922 | 245,946 |
| 1月 | 8,383 | 17,006 | 86,405 | 12,293 | 46,086 | 132,491 |
| 2月 | 20,471 | 16,540 | 93,356 | 13,818 | 46,136 | 139,492 |
| 3月 | 17,537 | 20,693 | 184,713 | 34,386 | 119,058 | 303,771 |
| 年計 | 205,405 | 211,759 | 2,933,181 | 305,666 | 1,451,502 | 4,384,683 |
| (花火除く) | | | (2,359,959) | (285,039) | | |

※(花火除く)とは、立川まつり国営昭和記念公園花火大会の開催日(平成27年7月25日)の入園者数を除いた人数である

【H28】

(単位：人)

| | 有料区域 | | | 無料区域 | | 合計 |
|--------|---------|---------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| | 団体 | パスポート | 有料区域 計 | 花文センター | 無料区域 計 | |
| 4月 | 23,903 | 23,514 | 359,545 | 27,209 | 67,620 | 427,165 |
| 5月 | 46,492 | 20,670 | 358,577 | 40,645 | 390,470 | 749,047 |
| 6月 | 10,621 | 15,396 | 109,056 | 14,034 | 53,679 | 162,735 |
| 7月 | 7,037 | 15,456 | 462,429 | 13,559 | 83,572 | 546,001 |
| (花火除く) | | | (130,040) | (12,780) | | |
| 8月 | 4,766 | 11,984 | 213,176 | 18,021 | 72,680 | 285,856 |
| 9月 | 10,094 | 13,832 | 111,861 | 16,810 | 60,841 | 172,702 |
| 10月 | 37,670 | 20,983 | 348,515 | 25,435 | 76,171 | 424,686 |
| 11月 | 14,783 | 20,925 | 276,120 | 39,520 | 179,051 | 455,171 |
| 12月 | 12,304 | 18,308 | 193,386 | 14,038 | 68,820 | 262,206 |
| 1月 | 6,616 | 17,787 | 80,751 | 12,747 | 47,888 | 128,639 |
| 2月 | 23,886 | 15,647 | 95,436 | 14,418 | 49,396 | 144,832 |
| 3月 | 17,092 | 19,341 | 166,108 | 28,934 | 114,395 | 280,503 |
| 年計 | 215,264 | 213,843 | 2,774,960 | 265,370 | 1,264,583 | 4,039,543 |
| (花火除く) | | | (2,182,491) | (239,031) | | |

※(花火除く)とは、立川まつり国営昭和記念公園花火大会の開催日(平成28年7月30日)の入園者数を除いた人数である

【H29】

(単位：人)

| | 有料区域 | | | 無料区域 | | 合計 |
|--------|--------|--------|-----------|----------|---------|-----------|
| | 団体 | パスポート | 有料区域 計 | 花文センター | 無料区域 計 | |
| 4月 | 27,552 | 25,656 | 407,225 | 28,606 | 75,957 | 483,182 |
| 5月 | 42,164 | 19,780 | 345,347 | 35,419 | 329,996 | 675,343 |
| 6月 | 17,485 | 17,244 | 124,222 | 19,994 | 165,790 | 290,012 |
| 7月 | 5,714 | 14,264 | 363,430 | 14,534 | 82,923 | 446,353 |
| (花火除く) | | | (136,932) | (13,481) | | |
| 年計 | 92,915 | 76,944 | 1,240,224 | 98,553 | 654,666 | 1,894,890 |
| (花火除く) | | | (739,862) | (70,538) | | |

※(花火除く)とは、立川まつり国営昭和記念公園花火大会の開催日(平成29年7月29日)の入園者数を除いた人数である

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

■有料区域の公園利用者数(日別一覧)

| 【H27】 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|
| 1 | 8,968 | 8,925 | 5,007 | 360 | 7,863 | 866 | 4,491 | 19,365 | 3,616 | 休園日 | 1,699 | 2,059 |
| 2 | 22,472 | 22,086 | 3,004 | 804 | 12,105 | 1,430 | 4,690 | 468 | 1,990 | 4,410 | 2,252 | 2,171 |
| 3 | 12,171 | 38,115 | 501 | 251 | 6,033 | 1,567 | 16,743 | 28,898 | 755 | 7,519 | 2,315 | 2,743 |
| 4 | 21,650 | 38,460 | 2,753 | 2,489 | 5,424 | 1,772 | 30,325 | 6,337 | 2,299 | 4,592 | 2,797 | 2,911 |
| 5 | 6,552 | 31,104 | 2,742 | 2,967 | 5,867 | 14,979 | 6,590 | 6,161 | 14,667 | 3,169 | 2,442 | 6,388 |
| 6 | 9,985 | 24,542 | 6,303 | 290 | 5,866 | 6,119 | 6,891 | 7,320 | 16,694 | 2,203 | 3,351 | 21,771 |
| 7 | 1,508 | 4,676 | 14,028 | 1,063 | 5,710 | 686 | 6,594 | 16,151 | 3,534 | 2,199 | 4,047 | 257 |
| 8 | 707 | 7,043 | 2,705 | 907 | 10,097 | 529 | 9,404 | 8,307 | 3,068 | 1,191 | 2,391 | 3,141 |
| 9 | 6,092 | 5,892 | 945 | 382 | 13,979 | 179 | 7,571 | 2,117 | 4,016 | 6,145 | 2,739 | 796 |
| 10 | 2,293 | 17,457 | 2,941 | 1,813 | 5,669 | 331 | 17,063 | 1,752 | 2,574 | 11,082 | 2,398 | 1,051 |
| 11 | 3,459 | 4,989 | 1,819 | 14,190 | 9,109 | 2,689 | 5,179 | 7,346 | 2,056 | 6,438 | 8,637 | 673 |
| 12 | 51,538 | 3,559 | 861 | 21,167 | 11,054 | 11,764 | 33,269 | 6,338 | 11,960 | 304 | 2,639 | 3,795 |
| 13 | 374 | 4,025 | 8,113 | 1,039 | 4,590 | 10,996 | 7,696 | 6,115 | 5,583 | 1,204 | 5,614 | 5,304 |
| 14 | 742 | 5,027 | 7,267 | 1,102 | 8,730 | 2,597 | 7,880 | 8,169 | 3,059 | 1,289 | 5,048 | 226 |
| 15 | 2,799 | 12,681 | 2,823 | 1,005 | 18,231 | 3,519 | 7,646 | 12,792 | 2,616 | 1,085 | 1,771 | 1,987 |
| 16 | 10,375 | 4,744 | 2,726 | 178 | 15,561 | 2,874 | 1,179 | 12,980 | 3,980 | 5,557 | 3,071 | 2,264 |
| 17 | 6,110 | 21,135 | 2,438 | 490 | 1,245 | 399 | 23,177 | 8,400 | 2,704 | 5,170 | 3,030 | 3,947 |
| 18 | 25,823 | 4,537 | 828 | 4,757 | 6,358 | 890 | 36,472 | 2,909 | 3,339 | 113 | 2,962 | 3,196 |
| 19 | 20,977 | 3,011 | 350 | 15,212 | 7,075 | 10,168 | 6,608 | 8,322 | 9,268 | 537 | 3,466 | 990 |
| 20 | 1,271 | 4,694 | 8,909 | 11,896 | 1,247 | 20,487 | 6,721 | 6,276 | 10,546 | 633 | 1,245 | 16,722 |
| 21 | 4,503 | 5,975 | 4,424 | 3,937 | 4,469 | 30,627 | 5,678 | 40,288 | 3,191 | 1,843 | 6,557 | 12,239 |
| 22 | 9,772 | 8,104 | 2,929 | 3,494 | 13,571 | 30,448 | 7,175 | 36,871 | 6,034 | 819 | 休園日 | 4,004 |
| 23 | 9,606 | 14,484 | 1,579 | 1,479 | 11,466 | 20,579 | 7,279 | 10,440 | 5,066 | 1,068 | 休園日 | 4,597 |
| 24 | 10,049 | 13,265 | 2,329 | 2,818 | 5,474 | 2,701 | 17,160 | 6,324 | 13,424 | 3,266 | 2,560 | 978 |
| 25 | 15,981 | 5,362 | 1,836 | 326,380 | 3,273 | 519 | 31,177 | 1,443 | 16,732 | 2,163 | 1,267 | 4,499 |
| 26 | 27,496 | 4,076 | 929 | 10,735 | 776 | 5,936 | 5,670 | 1,693 | 11,258 | 2,134 | 2,617 | 11,332 |
| 27 | 6,497 | 4,318 | 2,908 | 4,033 | 3,535 | 7,957 | 6,794 | 5,420 | 8,551 | 2,421 | 5,477 | 14,090 |
| 28 | 8,947 | 4,172 | 12,852 | 2,590 | 1,605 | 4,473 | 5,450 | 14,728 | 1,969 | 1,744 | 9,742 | 3,967 |
| 29 | 66,647 | 3,087 | 1,980 | 4,435 | 2,332 | 4,964 | 4,818 | 17,848 | 3,591 | 184 | 1,222 | 13,634 |
| 30 | 8,166 | 13,311 | 1,876 | 3,768 | 2,448 | 5,356 | 5,199 | 2,875 | 3,884 | 445 | | 16,141 |
| 31 | | 12,223 | | 3,770 | 1,303 | | 10,060 | | 休園日 | 5,478 | | 16,840 |
| 計 | 383,530 | 355,079 | 110,705 | 449,801 | 212,065 | 208,401 | 352,649 | 314,453 | 182,024 | 86,405 | 93,356 | 184,713 |

※水色は土曜日、桃色は日曜日又は祝日を表す ※7月25日は立川まつり昭和記念公園花火大会の開催日である

| [H28] | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|
| 1 | 11,993 | 32,665 | 3,147 | 1,677 | 2,641 | 3,957 | 5,680 | 1,721 | 978 | 休園日 | 1,968 | 1,772 |
| 2 | 21,914 | 12,165 | 2,895 | 5,750 | 2,797 | 3,183 | 21,571 | 3,985 | 2,912 | 5,368 | 1,495 | 404 |
| 3 | 26,378 | 39,431 | 4,628 | 7,746 | 5,036 | 12,613 | 1,059 | 22,644 | 14,972 | 7,440 | 2,837 | 2,557 |
| 4 | 2,950 | 15,977 | 9,536 | 1,086 | 5,993 | 6,908 | 4,768 | 7,131 | 16,401 | 5,000 | 6,858 | 6,371 |
| 5 | 4,944 | 41,412 | 6,636 | 1,143 | 5,195 | 1,483 | 2,461 | 16,092 | 3,866 | 2,244 | 6,556 | 27,184 |
| 6 | 18,766 | 5,858 | 2,643 | 1,590 | 9,211 | 1,503 | 8,040 | 20,890 | 2,739 | 1,912 | 3,144 | 955 |
| 7 | 567 | 14,839 | 1,438 | 928 | 12,931 | 734 | 8,091 | 3,660 | 2,198 | 4,476 | 2,565 | 1,901 |
| 8 | 7,857 | 16,995 | 2,836 | 1,317 | 5,729 | 257 | 3,047 | 3,658 | 2,470 | 1,357 | 2,729 | 2,293 |
| 9 | 33,815 | 2,226 | 676 | 2,389 | 6,601 | 1,440 | 5,592 | 2,828 | 3,423 | 1,634 | 1,001 | 2,295 |
| 10 | 35,903 | 4,336 | 2,518 | 23,423 | 7,180 | 9,501 | 26,731 | 3,201 | 8,959 | 1,428 | 1,805 | 2,366 |
| 11 | 5,015 | 1,056 | 9,061 | 1,052 | 14,075 | 7,707 | 5,587 | 893 | 10,893 | 1,266 | 4,569 | 6,788 |
| 12 | 7,382 | 5,638 | 11,378 | 1,234 | 11,315 | 1,550 | 6,465 | 17,165 | 3,055 | 1,204 | 7,778 | 9,150 |
| 13 | 3,186 | 10,492 | 186 | 626 | 13,937 | 946 | 5,447 | 30,488 | 1,468 | 1,054 | 2,477 | 1,264 |
| 14 | 1,749 | 16,906 | 1,961 | 829 | 16,377 | 1,199 | 6,659 | 4,846 | 2,603 | 2,169 | 2,767 | 514 |
| 15 | 6,484 | 29,151 | 789 | 311 | 10,084 | 1,504 | 46,205 | 5,048 | 2,487 | 3,021 | 3,327 | 946 |
| 16 | 22,994 | 3,246 | 1,506 | 6,890 | 6,368 | 1,960 | 24,820 | 6,195 | 2,288 | 912 | 3,866 | 2,543 |
| 17 | 3,542 | 1,084 | 1,890 | 10,966 | 7,492 | 7,915 | 476 | 8,298 | 9,094 | 1,046 | 3,027 | 2,316 |
| 18 | 4,711 | 5,370 | 9,246 | 10,614 | 2,595 | 3,583 | 6,539 | 8,858 | 10,219 | 1,252 | 3,951 | 7,548 |
| 19 | 8,429 | 6,453 | 10,142 | 1,985 | 8,788 | 1,857 | 7,083 | 2,527 | 3,442 | 922 | 6,065 | 17,438 |
| 20 | 8,919 | 7,857 | 1,982 | 2,103 | 2,740 | 235 | 6,750 | 45,791 | 3,860 | 318 | 3,105 | 14,669 |
| 21 | 3,756 | 12,980 | 930 | 549 | 17,571 | 1,654 | 7,291 | 4,603 | 4,617 | 3,589 | 2,657 | 291 |
| 22 | 8,600 | 19,328 | 730 | 535 | 休園日 | 1,357 | 12,357 | 7,074 | 1,652 | 6,459 | 3,115 | 3,072 |
| 23 | 15,728 | 4,455 | 676 | 7,356 | 3,741 | 613 | 48,365 | 16,447 | 20,911 | 1,126 | 623 | 3,524 |
| 24 | 7,415 | 4,709 | 1,385 | 12,080 | 4,381 | 4,000 | 6,041 | 622 | 25,455 | 1,760 | 2,343 | 3,935 |
| 25 | 5,840 | 3,669 | 4,141 | 3,503 | 7,984 | 16,334 | 5,778 | 3,122 | 21,716 | 2,146 | 5,964 | 8,988 |
| 26 | 8,032 | 5,218 | 11,495 | 1,516 | 6,816 | 3,124 | 7,147 | 13,686 | 1,586 | 1,457 | 8,844 | 913 |
| 27 | 4,406 | 1,772 | 1,886 | 3,057 | 2,302 | 3,936 | 6,217 | 5,690 | 200 | 2,461 | 休園日 | 621 |
| 28 | 1,592 | 11,525 | 674 | 4,306 | 4,009 | 2,884 | 2,692 | 3,012 | 1,943 | 4,737 | 休園日 | 7,489 |
| 29 | 38,889 | 16,860 | 960 | 4,465 | 942 | 1,192 | 10,460 | 3,454 | 3,084 | 8,393 | | 9,325 |
| 30 | 27,789 | 916 | 1,085 | 332,389 | 1,117 | 6,732 | 35,225 | 2,491 | 3,895 | 3,491 | | 11,596 |
| 31 | | 3,988 | | 9,014 | 7,228 | | 3,871 | | 休園日 | 1,109 | | 5,080 |
| 計 | 359,545 | 358,577 | 109,056 | 462,429 | 213,176 | 111,861 | 348,515 | 276,120 | 193,386 | 80,751 | 95,436 | 166,108 |

※水色は土曜日、桃色は日曜日又は祝日を表す ※7月30日は立川まつり昭和記念公園花火大会の開催日である

| [H29] | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 1 | 3,187 | 5,202 | 2,400 | 2,531 |
| 2 | 29,166 | 12,516 | 5,003 | 8,918 |
| 3 | 12,219 | 36,910 | 10,918 | 1,327 |
| 4 | 16,990 | 40,774 | 15,655 | 1,173 |
| 5 | 17,396 | 44,399 | 4,126 | 1,386 |
| 6 | 12,373 | 21,538 | 3,029 | 1,250 |
| 7 | 7,098 | 19,594 | 2,260 | 1,323 |
| 8 | 18,648 | 3,419 | 1,753 | 12,632 |
| 9 | 6,120 | 4,623 | 2,704 | 20,383 |
| 10 | 9,986 | 1,843 | 8,895 | 943 |
| 11 | 489 | 5,083 | 11,702 | 1,097 |
| 12 | 8,989 | 9,275 | 2,332 | 964 |
| 13 | 8,148 | 975 | 902 | 890 |
| 14 | 8,801 | 12,615 | 2,254 | 1,001 |
| 15 | 25,337 | 2,987 | 2,866 | 7,773 |
| 16 | 40,034 | 4,249 | 2,013 | 12,618 |
| 17 | 4,695 | 3,271 | 10,634 | 10,556 |
| 18 | 3,907 | 4,185 | 7,219 | 1,440 |
| 19 | 7,972 | 7,513 | 2,562 | 2,216 |
| 20 | 8,320 | 15,227 | 2,162 | 2,475 |
| 21 | 6,553 | 28,148 | 311 | 2,978 |
| 22 | 13,129 | 4,198 | 2,186 | 8,234 |
| 23 | 28,185 | 5,610 | 1,857 | 7,955 |
| 24 | 5,580 | 4,756 | 9,408 | 3,602 |
| 25 | 9,636 | 1,705 | 3,468 | 2,767 |
| 26 | 4,113 | 441 | 1,275 | 1,098 |
| 27 | 3,983 | 11,635 | 1,248 | 3,722 |
| 28 | 8,503 | 17,964 | 527 | 3,762 |
| 29 | 49,893 | 7,327 | 1,984 | 226,498 |
| 30 | 27,775 | 4,019 | 569 | 5,678 |
| 31 | | 3,346 | | 4,240 |
| 計 | 407,225 | 345,347 | 124,222 | 363,430 |

※水色は土曜日、桃色は日曜日又は祝日を表す
 ※7月29日は立川まつり昭和記念公園花火大会の開催日である

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

■花みどり文化センターの利用者数（日別一覧）

| 【H27】 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 815 | 744 | 1,487 | 300 | 792 | 4,722 | 480 | 1,812 | 746 | 休園日 | 114 | 393 |
| 2 | 1,565 | 1,864 | 403 | 374 | 526 | 299 | 343 | 236 | 578 | 391 | 328 | 414 |
| 3 | 1,116 | 2,487 | 276 | 228 | 290 | 413 | 1,496 | 2,353 | 359 | 575 | 330 | 363 |
| 4 | 1,460 | 2,447 | 439 | 485 | 381 | 516 | 1,821 | 801 | 488 | 436 | 394 | 377 |
| 5 | 1,407 | 2,453 | 327 | 434 | 399 | 987 | 402 | 731 | 1,021 | 382 | 372 | 825 |
| 6 | 687 | 1,745 | 912 | 55 | 432 | 845 | 685 | 886 | 1,175 | 319 | 671 | 891 |
| 7 | 363 | 526 | 1,232 | 285 | 308 | 287 | 846 | 6,618 | 345 | 421 | 1,237 | 124 |
| 8 | 244 | 617 | 269 | 332 | 705 | 423 | 728 | 3,798 | 423 | 381 | 212 | 559 |
| 9 | 640 | 586 | 589 | 229 | 1,068 | 170 | 679 | 299 | 341 | 979 | 493 | 198 |
| 10 | 324 | 1,226 | 426 | 287 | 343 | 438 | 1,353 | 466 | 299 | 909 | 421 | 242 |
| 11 | 582 | 421 | 302 | 741 | 508 | 649 | 705 | 765 | 241 | 765 | 929 | 408 |
| 12 | 3,394 | 312 | 254 | 897 | 459 | 1,942 | 2,997 | 953 | 963 | 233 | 317 | 3,115 |
| 13 | 111 | 734 | 545 | 151 | 376 | 1,721 | 829 | 2,283 | 529 | 269 | 753 | 1,011 |
| 14 | 282 | 1,007 | 681 | 254 | 473 | 713 | 760 | 1,790 | 238 | 276 | 693 | 155 |
| 15 | 427 | 1,218 | 231 | 225 | 698 | 858 | 712 | 2,695 | 306 | 246 | 226 | 580 |
| 16 | 1,012 | 2,008 | 367 | 183 | 925 | 804 | 342 | 748 | 332 | 662 | 440 | 669 |
| 17 | 572 | 4,355 | 514 | 155 | 138 | 351 | 1,011 | 847 | 331 | 784 | 487 | 1,774 |
| 18 | 2,167 | 1,167 | 306 | 291 | 458 | 801 | 3,109 | 401 | 374 | 80 | 452 | 1,217 |
| 19 | 2,198 | 1,120 | 158 | 538 | 385 | 1,189 | 619 | 720 | 606 | 258 | 526 | 933 |
| 20 | 152 | 1,966 | 720 | 415 | 391 | 1,554 | 782 | 713 | 570 | 241 | 373 | 2,436 |
| 21 | 399 | 1,670 | 589 | 294 | 351 | 1,336 | 636 | 3,626 | 231 | 285 | 1,074 | 2,899 |
| 22 | 924 | 1,609 | 390 | 326 | 477 | 2,178 | 821 | 4,192 | 356 | 301 | 休園日 | 474 |
| 23 | 827 | 2,651 | 505 | 246 | 518 | 1,621 | 546 | 1,766 | 406 | 293 | 休園日 | 555 |
| 24 | 707 | 2,837 | 440 | 273 | 267 | 303 | 2,173 | 690 | 380 | 565 | 264 | 351 |
| 25 | 1,676 | 1,271 | 554 | 569 | 314 | 180 | 3,255 | 388 | 424 | 213 | 334 | 726 |
| 26 | 2,725 | 1,340 | 392 | 605 | 299 | 705 | 538 | 398 | 448 | 256 | 364 | 4,817 |
| 27 | 650 | 1,514 | 539 | 170 | 365 | 1,139 | 636 | 908 | 546 | 318 | 711 | 4,904 |
| 28 | 838 | 1,457 | 1,496 | 302 | 817 | 323 | 705 | 1,350 | 317 | 352 | 993 | 337 |
| 29 | 4,452 | 1,104 | 375 | 336 | 203 | 631 | 497 | 1,776 | 441 | 175 | 310 | 936 |
| 30 | 583 | 2,683 | 411 | 243 | 289 | 642 | 542 | 424 | 418 | 213 | 休園日 | 1,094 |
| 31 | 2,884 | 休園日 | 休園日 | 375 | 631 | 休園日 | 1,081 | 休園日 | 休園日 | 715 | 休園日 | 609 |
| 計 | 33,299 | 50,023 | 16,129 | 10,598 | 14,586 | 28,740 | 32,129 | 45,433 | 14,232 | 12,293 | 13,818 | 34,386 |

| 【H28】 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 916 | 1,820 | 473 | 411 | 237 | 359 | 1,064 | 326 | 276 | 休園日 | 334 | 286 |
| 2 | 1,404 | 1,412 | 579 | 654 | 401 | 349 | 1,595 | 482 | 528 | 421 | 273 | 226 |
| 3 | 1,499 | 2,804 | 327 | 697 | 545 | 755 | 159 | 1,590 | 963 | 543 | 257 | 364 |
| 4 | 405 | 1,339 | 1,322 | 185 | 548 | 861 | 502 | 765 | 1,315 | 421 | 1,209 | 1,189 |
| 5 | 492 | 2,933 | 1,202 | 281 | 666 | 352 | 365 | 6,469 | 339 | 294 | 529 | 1,124 |
| 6 | 1,128 | 501 | 259 | 332 | 1,218 | 533 | 526 | 7,419 | 399 | 337 | 442 | 169 |
| 7 | 731 | 1,091 | 297 | 336 | 1,126 | 365 | 669 | 421 | 328 | 719 | 391 | 438 |
| 8 | 679 | 1,276 | 347 | 218 | 455 | 205 | 309 | 442 | 368 | 539 | 417 | 447 |
| 9 | 2,372 | 238 | 198 | 293 | 343 | 407 | 615 | 574 | 353 | 423 | 162 | 598 |
| 10 | 2,385 | 423 | 342 | 837 | 479 | 1,172 | 1,646 | 584 | 661 | 304 | 279 | 1,639 |
| 11 | 454 | 402 | 654 | 168 | 1,077 | 979 | 442 | 493 | 847 | 301 | 1,272 | 4,055 |
| 12 | 638 | 933 | 879 | 335 | 752 | 266 | 641 | 2,157 | 203 | 268 | 1,369 | 3,035 |
| 13 | 374 | 1,019 | 86 | 199 | 979 | 233 | 550 | 2,324 | 347 | 297 | 241 | 1,333 |
| 14 | 310 | 2,063 | 385 | 243 | 1,084 | 254 | 463 | 353 | 265 | 443 | 309 | 269 |
| 15 | 513 | 3,975 | 317 | 174 | 583 | 341 | 1,762 | 702 | 285 | 687 | 434 | 340 |
| 16 | 1,252 | 781 | 265 | 598 | 322 | 325 | 1,581 | 591 | 240 | 441 | 463 | 547 |
| 17 | 597 | 369 | 410 | 1,044 | 509 | 1,028 | 79 | 763 | 811 | 276 | 539 | 475 |
| 18 | 331 | 1,358 | 680 | 547 | 266 | 805 | 555 | 1,035 | 737 | 323 | 697 | 1,387 |
| 19 | 690 | 888 | 654 | 327 | 710 | 1,010 | 584 | 740 | 281 | 238 | 875 | 1,770 |
| 20 | 724 | 1,197 | 361 | 326 | 540 | 318 | 580 | 3,899 | 293 | 155 | 339 | 1,629 |
| 21 | 298 | 2,184 | 340 | 184 | 1,201 | 384 | 579 | 254 | 384 | 595 | 343 | 154 |
| 22 | 572 | 2,763 | 374 | 219 | 休園日 | 386 | 1,138 | 606 | 193 | 875 | 476 | 451 |
| 23 | 1,017 | 1,257 | 251 | 648 | 475 | 226 | 1,951 | 1,243 | 718 | 195 | 394 | 763 |
| 24 | 929 | 1,065 | 287 | 1,071 | 538 | 971 | 431 | 269 | 913 | 285 | 431 | 735 |
| 25 | 436 | 864 | 570 | 383 | 421 | 1,717 | 467 | 620 | 647 | 285 | 771 | 1,276 |
| 26 | 630 | 778 | 1,023 | 282 | 440 | 389 | 794 | 1,656 | 191 | 367 | 1,172 | 760 |
| 27 | 339 | 444 | 282 | 400 | 433 | 469 | 488 | 1,373 | 174 | 356 | 休園日 | 242 |
| 28 | 245 | 1,408 | 300 | 424 | 688 | 501 | 414 | 327 | 284 | 654 | 休園日 | 875 |
| 29 | 3,214 | 1,926 | 213 | 370 | 201 | 353 | 1,559 | 542 | 351 | 1,042 | 休園日 | 881 |
| 30 | 1,635 | 592 | 357 | 779 | 254 | 497 | 2,517 | 501 | 344 | 390 | 休園日 | 975 |
| 31 | 542 | 休園日 | 休園日 | 594 | 530 | 休園日 | 410 | 休園日 | 休園日 | 273 | 休園日 | 502 |
| 計 | 27,209 | 40,645 | 14,034 | 13,559 | 18,021 | 16,810 | 25,435 | 39,520 | 14,038 | 12,747 | 14,418 | 28,934 |

| 【H29】 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 496 | 401 | 683 | 378 |
| 2 | 1,725 | 670 | 922 | 1,038 |
| 3 | 735 | 2,044 | 2,296 | 203 |
| 4 | 984 | 2,485 | 2,525 | 312 |
| 5 | 952 | 2,959 | 1,036 | 394 |
| 6 | 978 | 1,587 | 392 | 382 |
| 7 | 798 | 1,316 | 320 | 373 |
| 8 | 1,188 | 281 | 353 | 650 |
| 9 | 840 | 481 | 388 | 770 |
| 10 | 754 | 323 | 666 | 278 |
| 11 | 191 | 394 | 872 | 225 |
| 12 | 786 | 376 | 260 | 433 |
| 13 | 606 | 226 | 348 | 215 |
| 14 | 574 | 950 | 380 | 367 |
| 15 | 1,724 | 292 | 393 | 632 |
| 16 | 2,323 | 380 | 372 | 863 |
| 17 | 413 | 417 | 1,116 | 715 |
| 18 | 322 | 680 | 559 | 322 |
| 19 | 744 | 854 | 244 | 339 |
| 20 | 649 | 2,359 | 311 | 367 |
| 21 | 339 | 3,419 | 211 | 345 |
| 22 | 1,149 | 847 | 613 | 579 |
| 23 | 2,242 | 1,138 | 555 | 645 |
| 24 | 361 | 1,061 | 1,398 | 275 |
| 25 | 573 | 786 | 1,073 | 334 |
| 26 | 352 | 397 | 174 | 276 |
| 27 | 298 | 1,906 | 295 | 710 |
| 28 | 426 | 3,195 | 526 | 322 |
| 29 | 3,352 | 1,163 | 514 | 1,053 |
| 30 | 1,732 | 1,020 | 199 | 473 |
| 31 | | 1,012 | | 266 |
| 計 | 28,606 | 35,419 | 19,994 | 14,534 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

■「みどりの文化ゾーン」公園利用者数のカウント方法

$$D2=A2+(B2-A2)+C2+E$$

$$=[A*(1-\alpha 1)]+[(B*\beta 2-A)*(1-\beta 1)]+(\gamma 1*X1+\gamma 2*X2+\varepsilon)+E$$

$$=(\beta 1-\alpha 1)*A+(1-\beta 1)*\beta 2*B+\gamma 1*X1+\gamma 2*X2+\varepsilon+E$$

D2:無料区域入園者数(有料区域との重複利用除く)

A:昭和天皇記念館入館者数【実測値】

$\alpha 1$:有料区域との重複利用率(記念館利用者)⇒アンケート調査により設定

B:花みどり文化センター入館者数【実測値】

$\beta 1$:有料区域との重複利用率(花文センター利用者のみ)⇒アンケート調査により設定

$\beta 2$:機械による自動計測補正⇒カウント調査により設定

X1,X2:回帰分析による説明変数(花みどり文化センター入館者数等)

$\gamma 1,\gamma 2$:回帰分析による係数(傾き)⇒カウント・アンケート調査より園地のみ入園者数(C2)を求め回帰分析により設定

ε :回帰分析による係数(定数項)⇒カウント・アンケート調査より園地のみ入園者数(C2)を求め回帰分析により設定

E:ゆめひろば大型イベント参加者数(大型イベント開催時に追加)

■花みどり文化センター人数カウント自動計測装置機器仕様

画像認識ボード一体型カメラ 2箇所

解析装置

集計装置(PC)

利用者アンケート

1. 利用者満足度調査

- 1) 国営昭和記念公園を利用する一般来園者を対象に利用者アンケート調査を実施する。
- 2) 調査内容については、「公園の利用に関するアンケート調査票」によるものとする。
- 3) アンケート調査は、園内主要箇所において原則として対面方式で行う。
- 4) アンケート調査の実施時間は国営昭和記念公園の開園時間中に実施するものとする。

2. 個別施設満足度調査

- 1) 国営昭和記念公園の各施設（花みどり文化センター、レストラン、サイクルセンター、レインボープール）を利用する一般来園者を対象に利用者アンケート調査を実施する。
- 2) 調査内容については、「花みどり文化センターに関するアンケート調査票」等によるものとする。
- 3) アンケート調査は、各施設の入出口付近において原則として対面方式で行う。また、調査は原則として、利用者満足度調査と同日に実施する
- 4) アンケート調査の実施時間は国営昭和記念公園の開園時間中に実施するものとする。

3. 満足度調査の実施時期、回数

- 1) 利用者満足度調査の実施時期は各月の平日、休日各1日/回を基本とする。
- 2) 調査の実施にあたっては、調査日が無料開園日や大型イベントの実施等、特異日とならないよう調整する。

国営昭和記念公園 公園の利用に関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。
 今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。
 国営昭和記念公園事務所

Q1. あなたのお住まいを教えてください
 (ご記入下さい) _____市・区・町・村

Q2. あなたの性別を教えてください (該当するものに○をつけて下さい)。
 1 男性 2 女性

Q3. あなたの年齢を教えてください (該当するものに○をつけて下さい)。
 1 小学生 2 中学生 3 15～18歳 4 19～29歳 5 30～39歳
 6 40～49歳 7 50～59歳 8 60～64歳 9 65～69歳 10 70歳以上

Q4. 本日はどなたと来園されましたか (該当するもの1つに○をつけて下さい)。
 1 一人 2 友人・知人 3 カップル 4 ご夫婦 5 ご家族
 6 学校の団体 7 地域の団体 8 職場の団体 9 その他 ()

Q5. 主に利用した交通機関を教えてください (該当するもの1つに○をつけて下さい)。
 1 鉄道 2 路線バス 3 貸切バス 4 自家用車 5 バイク
 6 自転車 7 タクシー 8 徒歩 9 その他 ()

Q6. ご来園までの所要時間を教えてください (該当するもの1つに○をつけて下さい)。
 1 30分以内 2 30分～1時間 3 1時間～1.5時間 4 1.5時間～2時間 5 2時間以上

Q7. 本日、国営昭和記念公園を利用された、おおよそ/予定の時間をお聞かせください。

| 入園時間 | 時 | 分 | ～ | 退園時間 | 時 | 分 |
|-----------|------------|----------|------------|----------|------------------|----------|
| 1 ほぼ毎日 | 2 週に2～3回程度 | 3 週に1回程度 | 4 月に2～3回程度 | 5 月に1回程度 | 6 年に数回 (だいたい__回) | 7 年に1回程度 |
| 8 数年に1回程度 | 9 今回がはじめて | | | | | |

Q8-1. この公園にはどのくらいの頻度でいらっしゃいますか (該当するもの1つに○をつけて下さい)。
 1 ほぼ毎日 2 週に2～3回程度 3 週に1回程度 4 月に2～3回程度
 5 月に1回程度 6 年に数回 (だいたい__回) 7 年に1回程度
 8 数年に1回程度 9 今回がはじめて

Q8-2. 年間パスポートがあることをご存じですか (該当するものに○をつけて下さい)。
 1 知っており、持っている 2 知っているが持っていない 3 知らない

Q9-1. 今日、この公園に来たきっかけを教えてください (3つまで選んで○をつけて下さい)。

| | | |
|--------------------|------------------------|----------------|
| 1 イベントをやっているから | 2 景色がいいから (花に関するものを除く) | 3 料金が安いから |
| 4 広々としているから | 5 花がきれいだから | 6 一日中遊べるから |
| 7 バーベキューができるから | 8 近くに来たから | 9 友人・家族に誘われたから |
| 10 子供を安心して遊ばせられるから | 11 楽しい遊具があるから | 12 スポーツができるから |
| 13 自然観察ができるから | 14 サイクリングができるから | |
| 15 ドッグランがあるから | 16 その他 () | |

Q9-2. この公園でのボランティア活動 (植物保全活動やガイドなど)への参加について、興味はありますか
 1 ある 2 少しある 3 あまりない 4 全くない

Q10. この公園に満足されましたか (該当するものに○をつけて下さい)。
 1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

Q11. この公園を利用された感想をお尋ねします (利用後の感想で該当するものに○をつけて下さい)。

| | 利用後の感想 | | |
|---------------------|--------|-----------|--------------------|
| | 満足だった | まあまあ満足だった | やや不満だった / 非常に不満だった |
| ① 自然や緑の豊かさ | 1 | 2 | 3 4 |
| ② 芝生や樹木の手入れの良さ | 1 | 2 | 3 4 |
| ③ 季節を彩る花の演出、手入れの良さ | 1 | 2 | 3 4 |
| ④ 子供の遊び場としての安心感、安全性 | 1 | 2 | 3 4 |
| ⑤ 高齢者・障害者の利用への配慮の良さ | 1 | 2 | 3 4 |
| ⑥ 小さなお子様連れ利用への配慮の良さ | 1 | 2 | 3 4 |
| ⑦ 公園内の清潔さ、清掃状態の良さ | 1 | 2 | 3 4 |
| ⑧ イベントの楽しさ | 1 | 2 | 3 4 |
| ⑨ スタッフの対応・サービスの良さ | 1 | 2 | 3 4 |
| ⑩ レストラン・売店の良さ | 1 | 2 | 3 4 |
| ⑪ 全般的な管理の状態の良さ | 1 | 2 | 3 4 |

Q12-1. 今日、この公園でご利用になった施設は何ですか。また特に満足した施設は何ですか (利用した全ての施設の番号に○、特に満足した施設の番号に◎をつけて下さい (いくつでも))。

| | | | | | |
|---|--------------------------|----|----------|----|-------------|
| 1 | 花みどり文化センター | 10 | こどもの森 | 19 | 花木園 |
| 2 | 昭和天皇記念館 | 11 | トンボの湿地 | 20 | バードサンクチュアリー |
| 3 | ドッグラン | 12 | 日本庭園 | 21 | レストラン・売店 |
| 4 | カナル・ふれあい広場 | 13 | 盆栽苑 | 22 | サイクリング |
| 5 | 水鳥の池 (ボート等) | 14 | こもれびの里 | 23 | パークトレイン |
| 6 | レインボープール | 15 | こもれびの丘 | 24 | トイレ |
| 7 | バーベキューガーデン | 16 | 花畑 (花の丘) | 25 | その他 () |
| 8 | スポーツエリア(30m3, ディスクゴルフなど) | 17 | みんなの原っぱ | | |
| 9 | うんどう広場(サッカーコート・トラック) | 18 | わんぱくゆうぐ | | |

Q12-2. 不満だった施設があった場合、その理由を教えてください。

| 施設番号 | 理由 |
|------|----|
| | |

Q13. 国営昭和記念公園を利用して、お気づきの点がありましたらお聞かせ下さい。(いくつでも○)

- 1 公園内の案内標識がわかりにくい 2 駐車場が少ない・混雑している 3 飲食店が少ない
- 4 トイレが清潔ではない 5 トイレの設備が悪い 6 休憩場所(木陰やベンチ)が少ない
- 7 パークトレインが混雑している 8 レストラン・売店が混雑している 9 サイクルセンターが混雑している
- 10 広すぎて移動が大変 11 イベントを増やしてほしい 12 坂や段差が歩きにくい
- 13 公園までの案内がわかりにくい 14 マナーの悪い来園者が多い 15 ホームページがわかりにくい
- 16 特になし 17 その他 ()

Q14-1. 花の丘北側のヒマワリは観賞されましたか

- 1 観賞した
- 2 観賞していない・知らない

Q14-2. 花の丘北側のヒマワリを観賞された方にお聞きます。満足されましたか

(該当するものに○をつけて下さい。不満の場合はその理由もご記入ください)。

- 1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満
- ※やや不満、非常に不満の理由 ()

Q15. 今回来園にあたって、公園の情報を何でお知りになりましたか (3つまで選んで○をつけて下さい)。

- 1 新聞記事 2 テレビ 3 ラジオ 4 雑誌・情報誌 (雑誌名:) 5 チラシ
- 6 ポスター 7 道路の看板 8 駅の看板・情報板 9 電車の車内広告 10 市町村の広報誌
- 11 キャンパン (会場名) 12 公園公式ホームページ 13 公園ホームページ
- 14 Twitter 15 Facebook 16 Instagram 17 Google+ 18 YouTube
- 19 14～18以外のインターネット情報 (各種レジャー情報サイト等)
- 20 知人・家族に聞いて 21 以前から知っていた 22 その他 ()

Q16. この公園へまた来たいと思いますか (該当するものに○をつけて下さい)。

- 1 定期的に来たい 2 たまには来たい 3 イベント等があれば来たい
- 4 ついでにの機会があれば来たい 5 もう来たくない

Q17. 公園を利用されて満足した点・良かった点、またはお気づきの点がありましたらご記入ください。(要望等のご意見は、出来るだけ場所なども具体的に記入いただければ幸いです)

| |
|--|
| |
|--|

ご協力ありがとうございました。

公園の利用に関するアンケート調査票(案)のQ14に係るイベント予定一覧

| | イベント名又は開花中の主たる花類(案) | |
|-----|---------------------------|----------|
| 4月 | フラワーフェスティバル | チューリップ |
| 5月 | フラワーフェスティバル | シャーレーポピー |
| 6月 | ハーブフェスタ | ハナショウブ |
| 7月 | — | ヒマワリ |
| 8月 | サギソウまつり | サギソウ |
| 9月 | 秋の大規模花修景 | コスモス |
| 10月 | 秋の大規模花修景 | コスモス |
| 11月 | 黄葉・紅葉まつり | — |
| 12月 | Winter Vista Illumination | ソシンロウバイ |
| 1月 | — | ソシンロウバイ |
| 2月 | — | ウメ |
| 3月 | — | ウメ |

国営昭和記念公園 花みどり文化センターに関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 国営昭和記念公園事務所

Q 1. あなたのお住まいを教えてください（ご記入下さい）。

_____都・道・府・県 _____市・区・町・村

Q 2. あなたの性別を教えてください（該当するものに○をつけて下さい）。

1 男性 2 女性

Q 3. あなたの年齢を教えてください（一つ選んで○をつけて下さい）。

1 小学生 2 中学生 3 15～18歳 4 19～29歳 5 30～39歳
6 40～49歳 7 50～59歳 8 60～64歳 9 65～69歳 10 70歳以上

Q 4. 本日はどなたと来園されましたか（一つ選んで○をつけて下さい）。

1 一人 2 友人・知人 3 カップル 4 ご夫婦 5 ご家族
6 学校の団体 7 地域の団体 8 職場の団体 9 その他（_____）

Q 5. この花みどり文化センターには度々いらっしゃいますか（一つ選んで○をつけて下さい）。

1 週に1回以上 2 月に2～3回程度 3 月に1回程度 4 年に数回
5 年に1回程度 6 数年に1回程度 7 今回がはじめて

Q 6. この花みどり文化センターを利用した理由は何ですか（一つ選んで○をつけて下さい）。

1 ギャラリー、講義室、研修室を利用するため
2 昭和天皇記念館を観覧するため 3 センター内のカフェや売店を利用するため
4 休憩するため（トイレ利用等） 5 なんとなく（明確な理由は無い）
6 その他（_____）

Q 7. この花みどり文化センターは満足できましたか（一つ選んで○をつけて下さい）。

1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

Q 8. 以下の点について満足されましたか（該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください）。

| | 非常に満足 | まあまあ満足 | やや不満 | 非常に不満 | 「やや不満」、 「非常に不満」 の理由 |
|--|-------|--------|------|-------|---------------------------|
| 【展示内容】 展示内容は満足できましたか（十分な情報だったか、分かりやすかったか、使いやすいか） | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【スタッフの対応】 挨拶、言葉づかい、身だしなみ、接客・案内は満足できましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【清潔感】 汚れているなど衛生面で不愉快な思いはしませんでしたか | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【その他】 混雑していて見られなかった、使えなかったことはありましたか。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |

Q 9. この花みどり文化センターをまた利用したいと思いますか（一つ選んで○をつけて下さい）。

1 また利用したい 2 たまには利用したい 3 もう利用したくない
4 わからない

Q 10. お気づきの点がありましたらご記入下さい。

国営昭和記念公園 レストランに関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 国営昭和記念公園事務所

Q1. あなたのお住まいを教えてください (ご記入下さい)。

_____ 都・道・府・県 _____ 市・区・町・村

Q2. あなたの性別を教えてください (該当するものに○をつけて下さい)。

1 男性 2 女性

Q3. あなたの年齢を教えてください (一つ選んで○をつけて下さい)。

1 小学生 2 中学生 3 15~18歳 4 19~29歳 5 30~39歳
6 40~49歳 7 50~59歳 8 60~64歳 9 65~69歳 10 70歳以上

Q4. 本日はどなたと来園されましたか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 一人 2 友人・知人 3 カップル 4 ご夫婦 5 ご家族
6 学校の団体 7 地域の団体 8 職場の団体 9 その他 (_____)

Q5. この公園には度々いらっしゃいますか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 週に1回以上 2 月に2~3回程度 3 月に1回程度 4 年に数回
5 年に1回程度 6 数年に1回程度 7 今回がはじめて

Q6. このレストランを利用した理由は何ですか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 以前に利用して、気に入ったから 2 雰囲気がいよ、落ち着けそうだから
3 飲食したいメニューがあったから 4 便利な場所 (近く) にあったから
5 なんとなく (明確な理由は無い) 6 その他 (_____)

Q7. このレストランは満足できましたか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

Q8. 以下の点について満足されましたか (該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください)。

| | 非常に満足 | まあまあ満足 | やや不満 | 非常に不満 | 「やや不満」、「非常に不満」の理由 |
|--|-------|--------|------|-------|---------------------|
| 【味・量】おいしかったですか。量が少なすぎ (多すぎ) ではなかったですか。 | 1 | 2 | 3 | 4 | (不満だったメニューもご記入ください) |
| 【金額】内容に見合った値段でしたか。 | 1 | 2 | 3 | 4 | (不満だったメニューもご記入ください) |
| 【スタッフの対応】挨拶、言葉づかい、身だしなみ、接客は満足できましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【施設・メニュー】メニューの種類は満足できましたか。調味料や食器等は充実していましたか。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【清潔感】汚れているなど衛生面で不愉快な思いはしませんでしたか | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【その他】注文してからお待たせしませんでしたか。落ち着けましたか。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |

Q9. このレストランをまた利用したいと思いますか (1つ選んで○をつけて下さい)。

1 また利用したい 2 たまには利用したい
3 もう利用したくない 4 わからない

Q10. お気づきの点がありましたらご記入下さい。

国営昭和記念公園 サイクルセンターに関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 国営昭和記念公園事務所

Q1. あなたのお住まいを教えてください（ご記入下さい）。

_____都・道・府・県 _____市・区・町・村

Q2. あなたの性別を教えてください（該当するものに○をつけて下さい）。

1 男性 2 女性

Q3. あなたの年齢を教えてください（一つ選んで○をつけて下さい）。

1 小学生 2 中学生 3 15～18歳 4 19～29歳 5 30～39歳
6 40～49歳 7 50～59歳 8 60～64歳 9 65～69歳 10 70歳以上

Q4. 本日はどなたと来園されましたか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 一人 2 友人・知人 3 カップル 4 ご夫婦 5 ご家族
6 学校の団体 7 地域の団体 8 職場の団体 9 その他（_____）

Q5. この公園には度々いらっしゃいますか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 週に1回以上 2 月に2～3回程度 3 月に1回程度 4 年に数回
5 年に1回程度 6 数年に1回程度 7 今回がはじめて

Q6. 今日は何を借りられましたか（該当する自転車を1つ選んで○をつけて下さい）。

1 大人用自転車（普通車、マウンテンバイク、タンデム） 2 子供用自転車
3 一輪車 4 電動アシスト自転車（試験導入） 5 その他（_____）

Q7. 公園内のレンタサイクル、サイクルセンター、サイクリングコースは満足できましたか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 非常に満足 2 まあまあ満足 3 やや不満 4 非常に不満

Q8. 以下の点について満足されましたか（該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入ください）。

| | 非常に満足 | まあまあ満足 | やや不満 | 非常に不満 | 「やや不満」、「非常に不満」の理由 |
|---|-------|--------|------|-------|-------------------|
| 【自転車・施設】 自転車やヘルメット等の質・量は充実していましたか。使いたい自転車はありましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【レンタル料金】 内容に見合った値段でしたか。 大人3時間で410円（30分ごとに70円超過料金）、または大人1日券520円 小人3時間で260円（30分ごとに30円超過料金）、または小人1日券310円 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【スタッフの対応】 挨拶、言葉づかい、身だしなみ、接客・方法の説明は満足できましたか | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【安全・安心】 コース上の安全柵、誘導案内や注意喚起の看板等は安全面で役に立ちましたか。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 【その他】 貸出・返却時にお待たせしましたか。 | 1 | 2 | 3 | 4 | |

Q9. 公園内のレンタサイクル、サイクルセンターをまた利用したいと思いますか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 また利用したい 2 たまには利用したい
3 もう利用したくない 4 わからない

Q10. 電動アシスト自転車が本格的に導入された場合、利用したいと思いますか（1つ選んで○をつけて下さい）。

1 普通車の2倍程度（820円）のレンタル料金でも利用したい
2 利用したくない 3 わからない

Q11. お気づきの点がありましたらご記入下さい。（要望等のご意見は、出来るだけ場所なども具体的にご記入いただければ幸いです。）

国営昭和記念公園 レインボープールに関するアンケート調査票

今後のより良い公園づくりに反映するためのアンケート調査にご協力をお願いします。

今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。

国営昭和記念公園事務所

Q1. あなたのお住まいを教えてください(ご記入下さい)。

_____都・道・府・県 _____市・区・町・村

Q2. あなたの性別を教えてください(該当するものに○をつけて下さい)。

1 男性 2 女性

Q3. あなたの年齢を教えてください。

(該当するものに○をつけて下さい。)

| | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 小学生 | <input type="checkbox"/> 2 中学生 | <input type="checkbox"/> 3 15～18 歳 | <input type="checkbox"/> 4 19～29 歳 | <input type="checkbox"/> 5 30～39 歳 |
| <input type="checkbox"/> 6 40～49 歳 | <input type="checkbox"/> 7 50～59 歳 | <input type="checkbox"/> 8 60～64 歳 | <input type="checkbox"/> 9 65～69 歳 | <input type="checkbox"/> 10 70 歳以上 |

Q4. 本日はどなたと来園されましたか。

(該当するもの1つに○をつけて下さい。)

| | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 一人 | <input type="checkbox"/> 2 友人・知人 | <input type="checkbox"/> 3 カップル | <input type="checkbox"/> 4 ご夫婦 | <input type="checkbox"/> 5 ご家族 |
| <input type="checkbox"/> 6 学校の団体 | <input type="checkbox"/> 7 地域の団体 | <input type="checkbox"/> 8 職場の団体 | <input type="checkbox"/> 9 その他(_____) | |

Q5. この公園には度々いらっしゃいますか。

(該当するもの1つに○をつけて下さい。)

| | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 週に1回以上 | <input type="checkbox"/> 2 月に2～3 回程度 | <input type="checkbox"/> 3 月に1 回程度 | <input type="checkbox"/> 4 年に数回 |
| <input type="checkbox"/> 5 年に1 回程度 | <input type="checkbox"/> 6 数年に1 回程度 | <input type="checkbox"/> 7 今回がはじめて | |

Q6. このレインボープールには度々いらっしゃいますか。

(該当するものに○をつけて下さい。)

| | | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 毎年、年に数回 | <input type="checkbox"/> 2 毎年、年1回程度 | <input type="checkbox"/> 3 今年がはじめてで数回 | <input type="checkbox"/> 4 今回がはじめて |
|------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|

Q7. このプールを利用した理由は何ですか。

(該当するもの1つに○をつけて下さい。)

| | | |
|---|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 施設やイベントが充実しているから | <input type="checkbox"/> 2 一日中遊べるから、(公園でも遊べるから) | |
| <input type="checkbox"/> 3 広いから | <input type="checkbox"/> 4 家の近くだから | <input type="checkbox"/> 5 手ごろな値段だから |
| <input type="checkbox"/> 6 なんとなく(明確な理由はない) | <input type="checkbox"/> 7 その他(_____) | |

Q8. このレインボープールに満足されましたか。

(該当するものに○をつけて下さい。)

| | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 非常に満足 | <input type="checkbox"/> 2 まあまあ満足 | <input type="checkbox"/> 3 やや不満 | <input type="checkbox"/> 4 非常に不満 |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|

Q9. 以下の点について満足されましたか。

(該当するものを選んで○をつけて下さい。不満の場合は理由もご記入下さい。)

| | 非常に満足 | まあまあ満足 | やや不満 | 非常に不満 | 「やや不満」、「非常に不満」の理由 |
|-------------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------|
| 【プール】施設は楽しく遊べましたか。施設は充実していましたか。 | <input type="checkbox"/> 1 | <input type="checkbox"/> 2 | <input type="checkbox"/> 3 | <input type="checkbox"/> 4 | |
| 【安全面】安全に利用できましたか。危険な場面に遭遇しませんでしたか。 | <input type="checkbox"/> 1 | <input type="checkbox"/> 2 | <input type="checkbox"/> 3 | <input type="checkbox"/> 4 | |
| 【金額】内容に見合った値段でしたか。 | <input type="checkbox"/> 1 | <input type="checkbox"/> 2 | <input type="checkbox"/> 3 | <input type="checkbox"/> 4 | |
| 【スタッフの対応】言葉遣い、身だしなみ、案内、接客は満足できましたか。 | <input type="checkbox"/> 1 | <input type="checkbox"/> 2 | <input type="checkbox"/> 3 | <input type="checkbox"/> 4 | |
| 【売店】メニュー、品揃えの種類、味は満足できましたか。 | <input type="checkbox"/> 1 | <input type="checkbox"/> 2 | <input type="checkbox"/> 3 | <input type="checkbox"/> 4 | |
| 【衛生面】汚れているなど衛生面で不愉快な思いはしませんでしたか。 | <input type="checkbox"/> 1 | <input type="checkbox"/> 2 | <input type="checkbox"/> 3 | <input type="checkbox"/> 4 | |
| 【その他】混雑していて利用できなかった、待たされた場面はありましたか。 | <input type="checkbox"/> 1 | <input type="checkbox"/> 2 | <input type="checkbox"/> 3 | <input type="checkbox"/> 4 | |

Q10. このレインボープールをまた利用したいと思いますか。

(該当するものに○をつけて下さい。)

| | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 また利用したい | <input type="checkbox"/> 2 たまには利用したい | <input type="checkbox"/> 3 もう利用したくない | <input type="checkbox"/> 4 わからない |
|------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|

Q11. 利用料金の割引サービスは利用されましたか。

(該当するもの1つに○をつけて下さい。)

| | | | |
|--|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1 Suica・PASMO の提示割引を利用した | <input type="checkbox"/> 2 サンセット割引を利用した | | |
| <input type="checkbox"/> 3 シルバー・マタニティ・障害者・付添人割引を利用した | <input type="checkbox"/> 4 団体割引を利用した | <input type="checkbox"/> 5 プールパスポートを利用した | |
| <input type="checkbox"/> 6 割引対象カード*の提示割引を利用した | *対象カード:アイワイ・イオン・えらべる倶楽部・高島屋・モリタウン・グランデュオ・OMC | | |
| <input type="checkbox"/> 7 ホームページのインターネットクーポンを利用した | <input type="checkbox"/> 8 利用していない(一般料金) | | |

Q12. お気づきの点がありましたらご記入ください。(要望等のご意見は、出来るだけ場所なども具体的にご記入いただければ幸いです。)

ご協力ありがとうございました。

行催事一覽

国営昭和記念公園 平成27年度 4月 行催事結果報告書

| 主催イベント | | | | 共催イベント | | |
|-----------|--------------------------------------|-------------|----------|-----------|--------------------------------|----------------------------|
| 期間 | 行事名 | 区分 | 参加人数 | 期間 | 行事名 | 参加人数 |
| 3/20~4/5 | 瀬戸豊彦写真展「東京の桜」 | 花木園展示棟等 | 1,112名 | 2/28~6/28 | 【昭和天皇記念館】企画展示「昭和天皇と香淳皇后歩まれた日々」 | 2,083名 |
| 3/21~5/24 | フラワーフェスティバル2015 | フラワーフェスティバル | 467,180名 | | 4/29 | 【昭和天皇記念館】昭和の日における講演とビデオ上映会 |
| 3/21~5/24 | フラワーフェスティバル2015記念撮影スポット | フラワーフェスティバル | 名 | 自主イベント | | |
| 3/21~5/24 | フラワーフェスティバル2015フラワーリリーススタンプラリー | 体験 | 454名 | 期間 | 行事名 | 参加人数 |
| 3/21~5/24 | フラワーフェスティバル2015大道芸カーニバル(4月30名超10日) | 体験 | 7,834名 | 4/18~4/26 | 春のアートバザール | 2,500名 |
| 3/21~5/24 | 4.5km春のウォーキングプログラム(4月30名超11日) | 体験 | 909名 | | | |
| 3/21~5/24 | フラワーフェスティバル見頃の花展 | 花みどり文化センター | 33,299名 | 期間 | 行事名 | 参加人数 |
| 3/21~5/24 | 緑のカーテンに挑戦!うまくできるかな?! | 花みどり文化センター | 33,299名 | 4/4 | 草月流いけばな教室 | 4名 |
| 3/23~4/26 | じんふみ写真展花叙情とさくら物語 | 花みどり文化センター | 26,776名 | 4/5 | COS-MIX! 撮影勉強会 | 38名 |
| 3/25~4/12 | 第8回桜コンシェルジュ展 | 花みどり文化センター | 12,597名 | 4/9 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 4名 |
| 4/2 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 19名 | 4/9 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 1名 |
| 4/2 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 5名 | 4/10 | 講習会 藍・愛・逢 | 12名 |
| 4/4 | 桜コンサート | 体験 | 400名 | 4/11 | 国営昭和記念公園 探鳥会 | 37名 |
| 4/4~4/29 | 【花みどり文化センター】ボランティア体験プログラム「チューリップ折り紙」 | ボランティア関連 | 820名 | 4/12 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 4名 |
| 4/4~5/10 | 松川佳代パステル画展~春風吹く~ | 花みどり文化センター | 29,803名 | 4/16 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 2名 |
| 4/4 | 盆栽苑「常緑樹植え替え」 | 体験 | 92名 | 4/17 | 草月流いけばな教室 | 3名 |
| 4/5 | 盆栽苑「常緑樹植え替え」 | 体験 | 91名 | 4/18 | 四季の花とポートレイト撮影勉強会 | 56名 |
| 4/5 | 桜コンサート | 体験 | 中止名 | 4/19 | 四季の花とポートレイト撮影勉強会 | 48名 |
| 4/5 | ペタンク探求講座 | ボランティア関連 | 中止名 | 4/19 | コスモサッカー大会 | 254名 |
| 4/5 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 60名 | 4/23 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 6名 |
| 4/5 | 桜・チューリップキャンドルづくり | 体験 | 17名 | 4/26 | COS-MIX! 撮影勉強会 | 35名 |
| 4/5~4/29 | 前田絵理子写真展「きのこの森」 | 花みどり文化センター | 27,760名 | 4/26 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 4名 |
| 4/6~4/12 | 瀬戸豊彦写真展「昭和記念公園のチューリップ」 | 花木園展示棟等 | 4,906名 | 4/26 | コスモサッカー大会 | 462名 |
| 4/11 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 中止名 | 4/1~4/28 | 読売カルチャー 花みどり文化センター教室 | 431名 |
| 4/11 | こどもの森教室「チューリップキーホルダーを作ろう」 | ボランティア関連 | 8名 | | | |
| 4/11 | 【こもれびの里】こもれび講話 | ボランティア関連 | 28名 | | | |
| 4/11 | 盆栽苑「常緑樹植え替え」 | 体験 | 87名 | | | |
| 4/12 | 盆栽苑「常緑樹植え替え」 | 体験 | 90名 | | | |
| 4/13~4/24 | 瀬戸豊彦写真展「昭和記念公園の春」 | 花木園展示棟等 | 4,083名 | | | |
| 4/14 | 【こもれびの里】うどん作り | ボランティア関連 | 10名 | | | |
| 4/15 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 6名 | | | |
| 4/15~5/6 | 【こもれびの里】年中行事 端午の節句 | ボランティア関連 | 11,961名 | | | |
| 4/16 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 19名 | | | |
| 4/17 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 6名 | | | |
| 4/18 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 50名 | | | |
| 4/18 | 春のノルディックウォーク体験会 | 体験 | 42名 | | | |
| 4/19~5/24 | 春名芙蓉展 陶器の中に見る花展 | 花みどり文化センター | 16,131名 | | | |
| 4/19 | サンデースポーツ教室 | ボランティア関連 | 254名 | | | |
| 4/19 | お茶を楽しむ会 | 体験 | 52名 | | | |
| 4/22 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | | | |
| 4/25 | 桜・チューリップキャンドルづくり | 体験 | 31名 | | | |
| 4/25 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 15名 | | | |
| 4/25 | こどもの森教室「チューリップキーホルダーを作ろう」 | ボランティア関連 | 160名 | | | |
| 4/25 | 春のノルディックウォーク体験会 | 体験 | 54名 | | | |
| 4/25 | バギーエクササイズ体験会 | 体験 | 8名 | | | |
| 4/26 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | | | |
| 4/26 | 野鳥観察会 | ボランティア関連 | 24名 | | | |
| 4/26 | 「木の響き」カフェライブ | 体験 | 65名 | | | |
| 4/26 | 【こもれびの丘】「春の自然観察会」 | ボランティア関連 | 12名 | | | |
| 4/27 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 7名 | | | |
| 4/27 | 春の公園撮影会~最新ミラーレスカメラ体験会~ | 体験 | 31名 | | | |
| 4/28 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 1名 | | | |
| 4/28~5/14 | 瀬戸豊彦写真展「国営昭和記念公園と東京の春」 | 花みどり文化センター | 5,873名 | | | |
| 4/29 | 銅版クラフト体験 | 体験 | 33名 | | | |
| 4/29 | 緑のフィールドコンサート | 体験 | 3,400名 | | | |
| 4/29~5/6 | バードカービング展 | 花木園展示棟等 | 1,644名 | | | |

利用プログラム内訳
包括的な質

| | | | | | |
|----------------|-----|--|---------|----------------------------|-----|
| 展示(花みどり文化センター) | 8回 | | | 年累計 | 8回 |
| 展示(花木園展示棟等) | 4回 | | | | 4回 |
| 体験(30名以上/回) | 35回 | | 13,665名 | | 35回 |
| 行催事(提案)各種プログラム | 4回 | | 61名 | ※包括質に含まれないが公園として意義のあるプログラム | 4回 |

国営昭和記念公園 平成27年度 5月 開催結果報告書

| 主催イベント | | | | 共催イベント | | |
|-----------|--|-------------|-----------|---------------|--|---------------|
| 期間 | 行事名 | 区分 | 参加人数 | 期間 | 行事名 | 参加人数 |
| 3/21～5/24 | フラワーフェスティバル 2015 | フラワーフェスティバル | 590,631 名 | 2/28～6/28 | 【昭和天皇記念館】企画展示「昭和天皇と香淳皇后歩まれた日々」 | 2,702 名 |
| 3/21～5/24 | フラワーフェスティバル 2015記念撮影スポット | フラワーフェスティバル | 名 | | 5/27 | 昭島チャレンジデー2015 |
| 3/21～5/24 | フラワーフェスティバル 2015フラワーリレースタンプラリー | 体験 | 1,434 名 | 自主イベント | | |
| 3/21～5/24 | フラワーフェスティバル 2015大道芸カーニバル(5月30名超12回) | 体験 | 9,401 名 | 期間 | 行事名 | 参加人数 |
| 3/21～5/24 | 4.5km春のウォーキングプログラム(5月30名超11回) | 体験 | 663 名 | 5/2～5/6 | 春のアートバザール | 550 名 |
| 3/21～5/24 | フラワーフェスティバル見頃の花展 | 花みどり文化センター | 37,770 名 | 後援イベント | | |
| 3/21～5/24 | 緑のカーテンに挑戦！ <u>5</u> まくできるかな?! | 花みどり文化センター | 37,770 名 | 5/31 | 立川太鼓祭 in 国営昭和記念公園 | 120 名 |
| 4/4～5/10 | 松川佳代パステル画展～春風吹く～ | 花みどり文化センター | 14,695 名 | 持込イベント | | |
| 4/15～5/6 | 【こもれびの里】 <u>田</u> 中行事 端午の節句 | ボランティア関連 | 50,000 名 | 5/1 | 小金井第二中学校リクリエーション | 178 名 |
| 4/19～5/24 | 春名芙蓉展陶器の中に見る花展 | 花みどり文化センター | 37,770 名 | 5/2～5/3 | 花の輪・人の輪ーみんなの花展 | 4,351 名 |
| 4/28～5/14 | 瀬戸豊彦写真展「国営昭和記念公園と東京の春」 | 花みどり文化センター | 17,169 名 | 5/3 | 「ガーデンゴルフ」in 昭和記念公園 | 50 名 |
| 4/29～5/6 | バードカービング展 | 花木園展示棟等 | 4,809 名 | 5/4 | 「ガーデンゴルフ」in 昭和記念公園 | 140 名 |
| 5/1 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2 名 | 5/4 | オリジナルキャンドルを作ろう! | 33 名 |
| 5/2 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 126 名 | 5/5 | オリジナルキャンドルを作ろう! | 19 名 |
| 5/2～5/31 | 【花みどり文化センター】ボランティア体験プログラム「ハーブ香り当てクイズ」 | ボランティア関連 | 1,686 名 | 5/5 | 全国一斉「あそびの日」 <u>田</u> 昭和記念公園 | 1,200 名 |
| 5/3 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 4 名 | 5/6 | オリジナルキャンドルを作ろう! | 32 名 |
| 5/3 | 里の春まつり「柏もち作り体験」 | ボランティア関連 | 200 名 | 5/7 | 小原流いけばな「こぶしの会」 | 2 名 |
| 5/3 | 里の春まつり「昔あそび」 | ボランティア関連 | 1,000 名 | 5/7 | 宮沢あきら先生と楽しむ丸ごと昭和記念公園フォトセミナー | 5 名 |
| 5/3 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 250 名 | 5/8 | 講習会 藍・愛・逢 | 17 名 |
| 5/3 | ペタンク探球講座 | ボランティア関連 | 18 名 | 5/9 | 講習会 藍・愛・逢 | 7 名 |
| 5/4 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 8 名 | 5/9 | 北山幼稚園運動会 | 雨天中止 名 |
| 5/4～6/30 | 新品種アジサイの展示 | 花みどり文化センター | 50,023 名 | 5/10 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 2 名 |
| 5/5 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 4 名 | 5/10 | コスプレアイランド イン 国営昭和記念公園 | 6 名 |
| 5/5 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 480 名 | 5/10 | ローンボウルズ日本 関東選手権大会 | 32 名 |
| 5/5 | こどもの日スポーツフェスティバル | ボランティア関連 | 747 名 | 5/12 | ターゲットバードゴルフ大会 | 284 名 |
| 5/7 | ポタニカルアート教室 | 体験 | 20 名 | 5/12～5/27 | 読売カルチャー国営昭和記念公園花みどり文化センター教室 | 331 名 |
| 5/8 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 47 名 | 5/14 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 5 名 |
| 5/9 | 【こもれびの里】こもれび講話 | ボランティア関連 | 28 名 | 5/14～6/1 | rockin'on presents「まんぱく」 | 355,623 名 |
| 5/9～5/10 | 山野草展(五日市やまぐさ会) | 花木園展示棟等 | 608 名 | 5/15 | 草月流いけばな教室 | 1 名 |
| 5/9 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 9 名 | 5/15～5/21 | 『風景讃歌』四季のふれあいを求めて写真展 | 13,504 名 |
| 5/9 | こどもの森教室「竹とんぼを作ろう」 | ボランティア関連 | 12 名 | 5/16～5/17 | Comfort of Situation～第5回セイコ・フラワーアート作品展 with アトリエ・ロッキー～ | 6,363 名 |
| 5/10 | 第16回関東竹とんぼ競技大会 第14回わんぱくクラブ子ども竹とんぼ大会 | ボランティア関連 | 180 名 | 5/16 | 多摩読売写真クラブモデル撮影会 | 56 名 |
| 5/10 | お茶を楽しむ会 | 体験 | 39 名 | 5/16 | 葉画研究会 | 10 名 |
| 5/10 | 春のノルディックウォーク体験会 | 体験 | 30 名 | 5/16 | シンポジウム「自然と健康を楽しむためのスポーツサイクル・ライフ」 | 52 名 |
| 5/12 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 3 名 | 5/17 | リベルタサッカー大会 | 406 名 |
| 5/16～5/17 | 山野草展(大多摩山草会) | 花木園展示棟等 | 139 名 | 5/17 | COS-MIX! 撮影勉強会 | 45 名 |
| 5/13 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 3 名 | 5/21 | 小原流いけばな「こぶしの会」 | 2 名 |
| 5/16 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 18 名 | 5/21 | 初音会平成27年春季吟行句会 | 15 名 |
| 5/16 | 立川いったい音楽まつり | 体験 | 260 名 | 5/22 | フラワーアレンジメント教室 | 8 名 |
| 5/17 | 立川いったい音楽まつり | 体験 | 390 名 | 5/23 | こころの柔軟体操・花セラピー | 15 名 |
| 5/17 | 春の草笛コンサート | ボランティア関連 | 240 名 | 5/23 | コスモサッカー大会 | 400 名 |
| 5/17 | 【こもれびの里】うどん作り | ボランティア関連 | 8 名 | 5/24 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 2 名 |
| 5/19 | ハーブ園ガイド | ボランティア関連 | 10 名 | 5/24 | 市町村親睦フットサル大会 | 中止 名 |
| 5/19～6/7 | 瀬戸豊彦写真展「多摩川源流から東京湾まで」 | 花みどり文化センター | 24,106 名 | 5/28 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 9 名 |
| 5/21 | ポタニカルアート教室 | 体験 | 22 名 | 5/29 | フラワーアレンジメント教室 | 6 名 |
| 5/23 | こどもの森教室「竹とんぼを作ろう」 | ボランティア関連 | 17 名 | 5/30 | 歩き方を変えるだけで10歳若返る! 緑の中で効果を実感! インターバル速歩入門 | 16 名 |
| 5/23 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 12 名 | 5/30 | コスモサッカー大会 | 中止 名 |
| 5/23～5/24 | 盆栽展(昭島市盆栽会) | 花木園展示棟等 | 293 名 | 5/31 | リベルタサッカー大会 | 400 名 |
| 5/24 | 「木の響き」カフェライブ | 体験 | 154 名 | 5/31 | COS-MIX! 撮影勉強会 | 20 名 |
| 5/24 | 野鳥観察会 | ボランティア関連 | 15 名 | 5/31 | ローンボウルズ日本 関東支部大会 | 21 名 |
| 5/24 | エンジョイ! ディスクゴルフ | ボランティア関連 | 97 名 | | | |
| 5/24 | 盆栽教室「ニ盆栽づくり」 | 体験 | 50 名 | | | |
| 5/24 | ポピー摘み取りイベント | 体験 | 916 名 | | | |
| 5/28 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 1 名 | | | |
| 5/28 | 春の公園撮影会～最新ミラーレスカメラ体験会～ | 体験 | 26 名 | | | |
| 5/30 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2 名 | | | |

利用プログラム内訳
包括的な質

| | | | | | |
|----------------|------|---|----------|----------------------------|------|
| 展示(花みどり文化センター) | 2 回 | | | 累計 | 10 回 |
| 展示(花木園展示棟等) | 3 回 | | | | 7 回 |
| 体験(30名以上/回) | 32 回 | | 12,076 名 | | 67 回 |
| 行催事(提案)各種プログラム | 4 回 | | 69 名 | ※包括質に含まれないが公園として意義のあるプログラム | 8 回 |

国営昭和記念公園 平成27年度 6月 行催事結果報告書

| 主催イベント | | | | 共催イベント | | | |
|------------------|--|------------|---------|---------------|--------------------------------|---------------------------|--------|
| 期間 | 行事名 | 区分 | 参加人数 | 期間 | 行事名 | 参加人数 | |
| 5/19～6/7 | 瀬戸豊彦写真展「多摩川～源流から東京湾まで～」 | 花みどり文化センター | 29,182名 | 2/28～6/28 | 【昭和天皇記念館】企画展示「昭和天皇と香淳皇后歩まれた日々」 | 1,279名 | |
| 5/23～6/21 | 小川温子絵画展「花とみどりの木漏れ日」 | 花みどり文化センター | 28,768名 | | 6/20 | 第11回ドッグランフェスタ in 国営昭和記念公園 | 4,000名 |
| 5/30～6/28 | 世界のキノコ切手展～十人十色のキノコたち～ | 花みどり文化センター | 20,910名 | 6/21 | 第11回ドッグランフェスタ in 国営昭和記念公園 | 1,000名 | |
| 5/30～6/28 | 「キルギスとアメリカ・イエローストーンの自然と生活」 | 花みどり文化センター | 20,910名 | 後援イベント | | | |
| 6/1 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 6名 | 6/6 | アースデー2015 国営昭和記念公園 春 | 8,502名 | |
| 6/3 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 21名 | 6/7 | アースデー2015 国営昭和記念公園 春 | 14,994名 | |
| 6/4 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 3名 | 6/7 | 関東マスターズロード選手権大会 | 757名 | |
| 6/4 | ポタニカルアート教室 | 体験 | 24名 | 6/21 | ベジタブルマラソン in 立川 | 1,192名 | |
| 6/6 | 東北支援企画!! チューリップ球根掘取イベント | 体験 | 40名 | 持込イベント | | | |
| 6/6 | 【こもれびの里】田植え体験 | ボランティア関連 | 11名 | 5/14～6/1 | rockin'on presents「まんぱく」 | 19,596名 | |
| 6/6～6/28 土日祝日 | 【花みどり文化センター】ボランティア体験プログラム 「葉っぱスタンプで図鑑づくり」 | ボランティア関連 | 469名 | 6/2～6/30 | 読売カルチャー花みどり文化センター教室 | 461名 | |
| 6/7 | ベタンク探球講座 | ボランティア関連 | 中止名 | 6/4 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 2名 | |
| 6/7 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 100名 | 6/6 | 葉画研究会 | 13名 | |
| 6/9 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 7名 | 6/6 | 花セラピスト1級講座 | 2名 | |
| 6/10 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 7名 | 6/7 | オリジナルキャンドルを作ろう! | 19名 | |
| 6/9～6/30 | 瀬戸豊彦写真展「東京で出会ったアジサイ」 | 花みどり文化センター | 10,784名 | 6/7 | ローンボウルズ関東選手権大会 | 14名 | |
| 6/13 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 4名 | 6/11 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 5名 | |
| 6/13 | こどもの森教室「紙すきはがき」 | ボランティア関連 | 30名 | 6/12 | 藍・愛・逢 講習会 | 12名 | |
| 6/13 | Dr. フクシマ&いでGと歩く 自然探訪ツアー | 体験 | 18名 | 6/13 | 草月流いけばな教室 | 2名 | |
| 6/13～6/19 | 【こもれびの里】年中行事「鎌洗い」展示 | ボランティア関連 | 602名 | 6/14 | コスモサッカー大会 | 中止 | |
| 6/14 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | 6/14 | 留学生フットサル | 92名 | |
| 6/14 | お茶を楽しむ会 | 体験 | 36名 | 6/18 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 3名 | |
| 6/16 | ハーブ園ガイド | ボランティア関連 | 7名 | 6/19 | 草月流いけばな教室 | 1名 | |
| 6/16 | 【こもれびの里】うどん作り | ボランティア関連 | 7名 | 6/20 | 花セラピスト1級講座 | 2名 | |
| 6/18 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 1名 | 6/21 | 写真講習会「おとうさんと花とみどりを楽しむフォトレッスン」 | 雨天中止名 | |
| 6/18 | ポタニカルアート教室 | 体験 | 22名 | 6/24～6/30 | 第11回たまふさサークル風景画展 | 4,207名 | |
| 6/20 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 100名 | 6/25 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 8名 | |
| 6/20 | 盆栽教室「初心者のための山野草寄せ植えづくり」 | 体験 | 30名 | 6/26～7/5 | 立川オクトーバーフェスト | 32,516名 | |
| 6/21 | 初夏のアジサイ観察会&講習会 | 体験 | 雨天中止名 | 6/27 | コスモサッカー大会 | 450名 | |
| 6/21 | サンデースポーツ教室 | ボランティア関連 | 雨天中止名 | 6/27 | 花セラピスト1級講座 | 2名 | |
| 6/25 | 公園撮影会「最新ミラーレスカメラ体験会～」 | 体験 | 25名 | 6/28 | コスモサッカー大会 | 453名 | |
| 6/26 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | 6/28 | 潮騒吟行句会 第215回 | 9名 | |
| 6/27 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 22名 | | | | |
| 6/27 | Dr. フクシマ&いでGと歩く 自然探訪ツアー | 体験 | 11名 | | | | |
| 6/27 | こどもの森教室「紙すきはがき」 | ボランティア関連 | 11名 | | | | |
| 6/27 | 【こもれびの里】こもれび講話 | ボランティア関連 | 15名 | | | | |
| 6/27～7/7 | 【こもれびの里】年中行事「七夕」展示 | ボランティア関連 | 363名 | | | | |
| 6/28 | 木の響きカフェライブ | 体験 | 52名 | | | | |
| 6/28 | エンジョイ! ディスクゴルフ | ボランティア関連 | 中止名 | | | | |
| 6/27 | 野鳥観察会 | ボランティア関連 | 19名 | | | | |
| 6/30 | ラベンダーステックづくり体験会 | ボランティア関連 | 20名 | | | | |

利用プログラム内訳
包括的な質

| | | | | |
|----------------|----|------|----------------------------|-----|
| 展示(花みどり文化センター) | 1回 | | | 累計 |
| 展示(花木園展示棟等) | 0回 | | | 11回 |
| 体験(30名以上/回) | 4回 | 158名 | | 7回 |
| 行催事(提案)各種プログラム | 5回 | 100名 | ※包括質に含まれないが公園として意義のあるプログラム | 71回 |
| | | | | 13回 |

国営昭和記念公園 平成27年度 7月 開催結果報告書

| 主催イベント | | | | 共催イベント | | |
|--------------------|--|------------|----------|---------------|---|----------|
| 期間 | 行事名 | 区分 | 参加人数 | 期間 | 行事名 | 参加人数 |
| 6/27～7/7 | 【こもれびの里】年中行事「七夕」展示 | ボランティア関連 | 988名 | 6/30～9/13 | 【昭和天皇記念館】企画展示「新収蔵品展」 | 446名 |
| 6/27～7/7 | 七夕飾りイベント「願いを叶えたい～」 | 体験 | 3,200名 | 7/25 | 第57回立川まつり国営昭和記念公園花火大会 | 365,596名 |
| 7/2～8/2 | 昭和記念公園風景スケッチ展Ⅳ | 花みどり文化センター | 10,298名 | 自主イベント | | |
| 7/2 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 21名 | 7/11・12 | レインボープールプレオープン | 24,928名 |
| 7/4 | 【こもれびの里】じゃがいも掘り体験 | ボランティア関連 | 60名 | 7/18 | サマーフェスティバル2015 レインボープールオープニングイベント | 雨天中止 名 |
| 7/4～7/26 | 東京のトンボ展 | 花木園展示棟等 | 3,330名 | 7/26 | サマーフェスティバル2015プールでアクアビクス | 500名 |
| 7/4～8/2 | 藍型染作品展「波模様コレクション」～涼を求めて～ | 花みどり文化センター | 9,696名 | 持込イベント | | |
| 7/4 | ボランティア体験プログラム「七夕かざりをつくろう」 | ボランティア関連 | 61名 | 6/26～7/5 | 立川オクトーバーフェスト | 27,593名 |
| 7/5 | ボランティア体験プログラム「七夕かざりをつくろう」 | ボランティア関連 | 105名 | 7/1～7/29 | 読売カルチャー国営昭和記念公園花みどり文化センター教室 | 426名 |
| 7/5 | 【こもれびの里】5どん作り | ボランティア関連 | 12名 | 7/1～7/6 | 傳 益玉 作品展 | 1,876名 |
| 7/5 | ペタンク探球講座 | ボランティア関連 | 雨天中止 名 | 7/2 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 2名 |
| 7/5 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 8名 | 7/4 | 草月流いけばな教室 | 1名 |
| 7/11 | 【こもれびの里】こもれび講話 | ボランティア関連 | 18名 | 7/5 | 第26回国営昭和記念公園トライアスロン大会 第28回レディストライアスロン選手権国営昭和記念公園大会 | 624名 |
| 7/11 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 17名 | 7/9 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 7名 |
| 7/11 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 40名 | 7/10 | 藍・愛・逢 講習会 | 11名 |
| 7/11 | こどもの森教室「木の船をつくろう」 | ボランティア関連 | 15名 | 7/11～12 | 花みどり×建築家展 | 1,638名 |
| 7/11～7/26 土日祝のみ | 【花みどり文化センター】ボランティア体験プログラム「何に見えるかな？」植物あてクイズ | ボランティア関連 | 256名 | 7/11 | 葉画研究会 | 16名 |
| 7/12 | お茶を楽しむ会 | 体験 | 31名 | 7/11 | リベルタサッカー大会 | 400名 |
| 7/15 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 20名 | 7/16 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 3名 |
| 7/16 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 20名 | 7/17 | 草月流いけばな教室 | 0名 |
| 7/18～9/6 | サマーフェスティバル2015 | 体験 | 457,479名 | 7/18 | コスモサッカー大会 | 360名 |
| 7/18 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 13名 | 7/19 | 立川市ターゲットバーゴルフ協会月例会 | 89名 |
| 7/18 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 30名 | 7/19 | コスモサッカー大会 | 700名 |
| 7/19 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 32名 | 7/23 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 8名 |
| 7/20 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 15名 | 7/26 | 四季の花とポートレート撮影勉強会 | 30名 |
| 7/21 | ハーブ園ガイド | ボランティア関連 | 0名 | 7/26 | ローンボウルズ日本の関東選手権大会 | 20名 |
| 7/21 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 7名 | 7/31 | 花セラピスト2級講座 | 2名 |
| 7/22 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | | | |
| 7/24 | 藍型染め作品展体験イベント「型紙を作ってステンシルを楽しもう」 | 体験 | 26名 | | | |
| 7/25 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 8名 | | | |
| 7/25 | こどもの森教室「木の船をつくろう」 | ボランティア関連 | 13名 | | | |
| 7/25 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 13名 | | | |
| 7/26～8/20 | 槇島藍 インスタレーション展「森のみる夢」 | 花みどり文化センター | 8,031名 | | | |
| 7/26 | 「木の響き」ライブ | 体験 | 32名 | | | |
| 7/26 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 6名 | | | |
| 7/26 | 【こもれびの丘】「夏の自然観察会」 | ボランティア関連 | 20名 | | | |
| 7/27 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 5名 | | | |
| 7/28 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 3名 | | | |
| 7/29～8/21 | 国営昭和記念公園のトンボ写真展 | 花みどり文化センター | 954名 | | | |
| 7/30 | 藍型染め作品展体験イベント「型紙を作ってステンシルを楽しもう」 | 体験 | 10名 | | | |
| 7/31 | 撮ろう！作ろう！夏の植物図鑑 | 体験 | 34名 | | | |

利用プログラム内訳
包括的な質

| | | | | |
|----------------|-----|--|--------|----------------------------|
| 展示(花みどり文化センター) | 4回 | | | 累計 |
| 展示(花木園展示棟等) | 1回 | | | 15回 |
| 体験(30名以上/回) | 6回 | | 3,369名 | 8回 |
| | | | | 77回 |
| 行事(提案)各種プログラム | 10回 | | 133名 | ※包括質に含まれないが公園として意義のあるプログラム |
| | | | | 23回 |

国営昭和記念公園 平成27年度 8月 行催事結果報告書

| 主催イベント | | | | 共催イベント | | |
|-----------|--|------------|----------|-----------|---------------------------------|---------|
| 期間 | 行事名 | 区分 | 参加人数 | 期間 | 行事名 | 参加人数 |
| 7/2～8/2 | 昭和記念公園風景スケッチ展IV | 花みどり文化センター | 11,616名 | 6/30～9/13 | 【昭和天皇記念館】企画展示「新収蔵品展」 | 666名 |
| 7/4～8/2 | 藍型染作品展「波模様コレクション」～涼を求めて～ | 花みどり文化センター | 11,014名 | | | |
| 7/18～9/6 | サマーフェスティバル2015 | 体験 | 263,146名 | 自主イベント | | |
| 7/26～8/20 | 横島藍 インスタレーション展「森のみる夢」 | 花みどり文化センター | 12,086名 | 8/2 | サマーフェスティバル2015 ④ールでアクアピクス | 300名 |
| 7/29～8/21 | 国営昭和記念公園のトンボ写真展 | 花みどり文化センター | 11,360名 | 8/9 | サマーフェスティバル2015 ④ールでアクアピクス | 300名 |
| 8/1 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 60名 | 8/23 | サマーフェスティバル2015 ④ールでアクアピクス | 200名 |
| 8/1 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 30名 | 8/30 | サマーフェスティバル2015 ④ールでアクアピクス | 中止名 |
| 8/1 | 葉脈標本づくり体験教室 | 体験 | 35名 | 8/13～8/16 | 多摩フードフェスタ | 20,000名 |
| 8/1 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 6名 | | | 名 |
| 8/1～8/30 | 【花みどり文化センター】ボランティア体験プログラム「竹の水鉄砲であそぼう！」 | ボランティア関連 | 832名 | 持込イベント | | |
| | | | | 8/1 | COS-MIX！撮影勉強会 | 34名 |
| 8/2 | みんなのコスモス畑 ～国営昭和記念公園のコスモス畑に種をまこう～ | 体験 | 57名 | 8/2 | ディスクゴルフトーナメント月例会 | 40名 |
| 8/2 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 100名 | 8/4～8/26 | 読売カルチャー国営昭和記念公園花みどり文化センター | 353名 |
| 8/2 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 50名 | 8/8 | 四季の花とポートレイト撮影勉強会 | 43名 |
| 8/2 | ペタンク探球講座 | ボランティア関連 | 中止名 | 8/9 | 四季の花とポートレイト撮影勉強会 | 52名 |
| 8/2・8/15 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 110名 | 8/13 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 7名 |
| 8/2 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | 8/16 | 西東京タイコ同好会・タイコ練習会 | 40名 |
| 8/2 | 【こもれびの里】5どん作り | ボランティア関連 | 12名 | 8/20 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 1名 |
| 8/2 | 藍型染め作品展体験イベント 「型紙を作ってステンシルを楽しもう」 | 体験 | 20名 | 8/21 | 花セラピスト2級講座 | 2名 |
| 8/3 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 33名 | 8/22・8/23 | 日本幼稚園サッカー夏季大会 日本ジュニアサッカー夏季大会 | 2,260名 |
| 8/4 | ハーブ体験イベント藍の生葉染め体験会 | ボランティア関連 | 14名 | 8/28～8/30 | 全日本フライングディスク個人総合選手権大会 | 90名 |
| 8/5～8/21 | ハワイアンキルト展 | 花みどり文化センター | 8,417名 | | | 名 |
| 8/5～8/21 | サマーフェスティバル見ごろの花展 | 花みどり文化センター | 8,417名 | | | |
| 8/6 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 19名 | | | |
| 8/8 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 17名 | | | |
| 8/8～9/6 | サギソウまつり | ボランティア関連 | 182,413名 | | | |
| 8/8～9/6 | サギソウまつり「サギソウ展」 | ボランティア関連 | 1,207名 | | | |
| 8/8～9/6 | サギソウまつり「サギソウスタンプラリー」 | ボランティア関連 | 92名 | | | |
| 8/8～9/6 | サギソウまつり「撮影用サギソウ鉢貸し出し」 | ボランティア関連 | 755名 | | | |
| 8/8 | 【こもれびの里】こもれび講話 | ボランティア関連 | 22名 | | | |
| 8/8 | こどもの森教室「竹の水鉄砲をつくろう」 | ボランティア関連 | 30名 | | | |
| 8/8 | 夏休み交通安全イベント | 体験 | 723名 | | | |
| 8/8 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 110名 | | | |
| 8/8 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 22名 | | | |
| 8/9 | 夏休み交通安全イベント | 体験 | 773名 | | | |
| 8/9 | お茶を楽しむ会 | 体験 | 21名 | | | |
| 8/9 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 160名 | | | |
| 8/9 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 13名 | | | |
| 8/10 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 雨天中止名 | | | |
| 8/10 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 7名 | | | |
| 8/11 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 120名 | | | |
| 8/12 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 140名 | | | |
| 8/13 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 30名 | | | |
| 8/14 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 雨天中止名 | | | |
| 8/15 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 150名 | | | |
| 8/15 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 38名 | | | |
| 8/15 | 藍型染体験会「藍型染でティーマットを染めよう」 | 体験 | 32名 | | | |
| 8/15 | ワークショップ「お絵かきの森」～できるだけとおく～ | 体験 | 17名 | | | |
| 8/16 | サマーフェスティバル2015 ④WILIGHT LIVE | 体験 | 160名 | | | |
| 8/16 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 31名 | | | |
| 8/16 | 藍型染体験会「藍型染でティーマットを染めよう」 | 体験 | 35名 | | | |
| 8/16 | ワークショップ「お絵かきの森」～できるだけとおく～ | 体験 | 23名 | | | |
| 8/17 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 雨天中止名 | | | |
| 8/19 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 1名 | | | |
| 8/20 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 19名 | | | |
| 8/22 | こどもの森教室「竹の水鉄砲をつくろう」 | ボランティア関連 | 31名 | | | |
| 8/22 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 8名 | | | |
| 8/22 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 30名 | | | |
| 8/23 | 「木の響き」ライブ | 体験 | 47名 | | | |
| 8/23 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 36名 | | | |
| 8/24 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 26名 | | | |
| 8/29 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 雨天中止名 | | | |
| 8/30 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 雨天中止名 | | | |
| 8/31 | ちいさなモンスターをさがそう！ | 体験 | 雨天中止名 | | | |

利用プログラム内訳
包括的な質

展示(花みどり文化センター) 2回
展示(花木園展示棟等) 0回
体験(30名以上/回) 23回

行催事(提案)各種プログラム 10回

2,980名

172名 ※包括質に含まれないが公園として意義のあるプログラム

累計
17回
8回
100回
33回
332,248名

国営昭和記念公園 平成27年度 9月 行催事結果報告書

| 主催イベント | | | | 共催イベント | | | |
|-----------|--|------------|----------|---------------|--|---------|--|
| 期間 | 行事名 | 区分 | 参加人数 | 期間 | 行事名 | 参加人数 | |
| 7/18～9/6 | サマーフェスティバル2015 | | 48,892名 | 6/13～9/13 | 【昭和天皇記念館】企画展示「新収蔵品展」 | 295名 | |
| 8/8～9/6 | サギソウまつり | ボランティア関連 | 48,892名 | 9/17～2/28 | 【昭和天皇記念館】10周年特別展示 「思い出の昭和天皇 第1期ご幼少の日々、ご渡欧と摂政就任の頃」 | 779名 | |
| 8/8～9/6 | サギソウまつり【サギソウ展】 | ボランティア関連 | 397名 | | | | |
| 8/8～9/6 | サギソウまつり「サギソウスタンプラリー」 | ボランティア関連 | 21名 | 持込イベント | | | |
| 8/8～9/6 | サギソウまつり「撮影用サギソウ鉢貸し出し」 | ボランティア関連 | 75名 | 9/3 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 1名 | |
| 9/2 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 3名 | 9/5 | 葉画研究会 | 16名 | |
| 9/3 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 23名 | 9/6 | ディスクゴルフトーナメント月例会 | 40名 | |
| 9/5～10/4 | 「花とみどり・いのちと心」展 | 花みどり文化センター | 22,790名 | 9/8～9/17 | 朝食フェス2015 | 44,987名 | |
| 9/5～11/3 | 【花みどり文化センター】ボランティア体験プログラム 「コスモス風車づくり」 | ボランティア関連 | 2,300名 | 9/8～9/30 | 読売カルチャー国営昭和記念公園花みどり文化センター教室 | 399名 | |
| | | | | 9/10 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 7名 | |
| 9/6 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | 9/11 | 藍・愛・逢 講習会 | 10名 | |
| 9/6 | 【こもれびの里】うどん作り | ボランティア関連 | 7名 | 9/12・9/13 | 国営昭和記念公園トリアスロン大会 チームケンズカップ全国高校生トリアスロン大会 立川市民トリアスロン大会オールキッズトリアスロン大会 | 1,411名 | |
| 9/6 | ペタンク探球講座 | ボランティア関連 | 4名 | | | | |
| 9/6 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 60名 | 9/16 | 都民スポレクふれあい大会ターゲットバードゴルフ | 246名 | |
| 9/7 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 30名 | 9/17 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 1名 | |
| 9/11 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 94名 | 9/18 | 第2回美しい多摩川フォト教室 | 56名 | |
| 9/12 | 【こもれびの里】こもれび講話 | ボランティア関連 | 15名 | 9/19 | リベルタサッカー大会 | 350名 | |
| 9/12 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 12名 | 9/24 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 6名 | |
| 9/12 | こどもの森教室「木の昆虫をつくろう」 | ボランティア関連 | 27名 | 9/26 | 句会 東京探歩吟行会 | 6名 | |
| 9/12 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 5名 | 9/26 | 東京報道事業健康保険組合ウォークラリー | 82名 | |
| 9/13 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 22名 | | | | |
| 9/12～11/3 | コスモスまつり 2015 | 主要 | 269,326名 | | | | |
| 9/12 | 大道芸まつり | 体験 | 180名 | | | | |
| 9/13 | 大道芸まつり | 体験 | 180名 | | | | |
| 9/12～9/30 | 瀬戸豊彦写真展「東京で見た凄い雲」 | 花木園展示棟 | 6,100名 | | | | |
| 9/13 | お茶を楽しむ会 | 体験 | 36名 | | | | |
| 9/15 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 8名 | | | | |
| 9/15 | ハーブ園ガイドツアー | ボランティア関連 | 35名 | | | | |
| 9/17 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 22名 | | | | |
| 9/18 | 染物体験連続講座「格藍型染め 入門編」 | 体験 | 10名 | | | | |
| 9/19 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 18名 | | | | |
| 9/19 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 100名 | | | | |
| 9/19 | 公園自然観察ツアー「ルディックウォーク編」 | 体験 | 2名 | | | | |
| 9/19 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 32名 | | | | |
| 9/19 | 盆栽整姿デモンストレーション | 体験 | 0名 | | | | |
| 9/19 | 大道芸まつり | 体験 | 180名 | | | | |
| 9/20 | 大道芸まつり | 体験 | 180名 | | | | |
| 9/20 | 公園自然観察ツアー「ルディックウォーク編」 | 体験 | 13名 | | | | |
| 9/20 | 盆栽整姿デモンストレーション | 体験 | 12名 | | | | |
| 9/20 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 22名 | | | | |
| 9/21 | フクロウを作ろう | 体験 | 19名 | | | | |
| 9/21 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 7名 | | | | |
| 9/21 | BNいきいき若返り体操 | 体験 | 78名 | | | | |
| 9/21 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 48名 | | | | |
| 9/21 | 大道芸まつり | 体験 | 180名 | | | | |
| 9/22 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 46名 | | | | |
| 9/22 | 大道芸まつり | 体験 | 180名 | | | | |
| 9/23 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 1名 | | | | |
| 9/23 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 59名 | | | | |
| 9/23 | 大道芸まつり | 体験 | 90名 | | | | |
| 9/24 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 46名 | | | | |
| 9/25 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 5名 | | | | |
| 9/25 | 染物体験連続講座「格藍型染め 入門編」 | 体験 | 10名 | | | | |
| 9/26 | 大道芸まつり | 体験 | 60名 | | | | |
| 9/26 | こどもの森教室「木の昆虫をつくろう」 | ボランティア関連 | 12名 | | | | |
| 9/26 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 15名 | | | | |
| 9/26 | CosmosLive2015 | 体験 | 200名 | | | | |
| 9/26 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 16名 | | | | |
| 9/26～9/29 | 【こもれびの里】「年中行事 十五夜」 | ボランティア関連 | 1,778名 | | | | |
| 9/27 | 大道芸まつり | 体験 | 180名 | | | | |
| 9/27 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 10名 | | | | |
| 9/27 | 「木の響き」ライブ | 体験 | 57名 | | | | |
| 9/27 | 野鳥観察会 | ボランティア関連 | 19名 | | | | |
| 9/27 | 盆栽教室「秋の山野草寄せ植えづくり」 | 体験 | 30名 | | | | |
| 9/27 | エンジョイ！ ディスクゴルフ | ボランティア関連 | 154名 | | | | |
| 9/28 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 11名 | | | | |
| 9/29 | ハーブ体験イベント「藍の生葉染め体験会」 | ボランティア関連 | 12名 | | | | |

利用プログラム内訳
包括的な質

| | | | | |
|----------------|-----|---|--------|------|
| 展示(花みどり文化センター) | 1回 | ■ | | 累計 |
| 展示(花木園展示棟等) | 1回 | ■ | | 18回 |
| 体験(30名以上/回) | 21回 | ■ | 2,166名 | 9回 |
| | | | | 121回 |
| 行催事(提案)各種プログラム | 24回 | ■ | 268名 | 47回 |

※包括質に含まれないが公園として意義のあるプログラム

国営昭和記念公園 平成27年度 10月 開催結果報告書

| 主催イベント | | | | | 共催イベント | | | |
|-------------|--------------------------------------|------------|----------|----------|---------------|--|---------|--|
| 期間 | 行事名 | 区分 | 参加人数 | (数字根拠) | 期間 | 行事名 | 参加人数 | |
| 9/5～10/4 | 「花とみどり・いのちと心」展 | 花みどり文化センター | 4,150名 | 期間中来館者数 | 9/17～2/28 | 【昭和天皇記念館】10周年特別展示「思い出の昭和天皇 第1期ご幼少の日々、ご渡欧と摂政就任の頃」 | 2,368名 | |
| 9/5～11/3 | 【花みどり文化センター】ボランティア体験プログラム「コスモス風車づくり」 | ボランティア関連 | 2,172名 | イベントカウント | 9/6～11/15 | 第19回「みみがるの樹々のいのち」展(模型展) | 5,000名 | |
| 9/12～11/3 | コスモスマつり 2015 | 主要 | 431,405名 | 期間中来園者数 | 10/24 | しっぽフェスタ | 4,000名 | |
| 10/1 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 20名 | | 10/25 | しっぽフェスタ | 8,000名 | |
| 10/2 | 染物体験連続講座 本格藍型染め 入門編(第3回) | 体験 | 9名 | | 10/31～11/3 | オープンディスクゴルフトーナメント | 82名 | |
| 10/3 | 大道芸まつり | 体験 | 100名 | | 持込イベント | | | |
| 10/3 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 21名 | | 10/2 | 学校マラソン・試走会 多摩地区特別支援教育研究会 | 956名 | |
| 10/3 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 14名 | | 10/3 | 箱根駅伝予選会試走会 | 665名 | |
| 10/3 | 【こもれびの里】稲刈り体験 | ボランティア関連 | 11名 | | 10/3 | 葉画研究会 | 12名 | |
| 10/3 | 【こもれびの里】こもれび講話 | ボランティア関連 | 12名 | | 10/4 | こころの柔軟体操・花セラピー | 12名 | |
| 10/3 | Park Yoga (パークヨガ) | 体験 | 51名 | | 10/4 | レッツゲットアウトサイド! | 18,000名 | |
| 10/3・10/4 | 山野草展(大多摩山草会) | 花木園展示棟 | 1,454名 | | 10/6～10/28 | 読売カルチャー国営昭和記念公園 花みどり文化センター教室 | 407名 | |
| 10/4 | 大道芸まつり | 体験 | 100名 | | 10/7 | 学校マラソン 田舎区立第二中学校 | 292名 | |
| 10/4 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | | 10/8 | 学校マラソン 多摩地区特別支援教育研究会 | 1,771名 | |
| 10/4 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 54名 | | 10/8～10/13 | パステルスケッチ展 | 7,291名 | |
| 10/4 | Park Yoga (パークヨガ) | 体験 | 59名 | | 10/8 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 3名 | |
| 10/4 | ペタンク探球講座 | ボランティア関連 | 3名 | | 10/8 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 5名 | |
| 10/4 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 200名 | | 10/9 | 藍・愛・逢 講習会 | 13名 | |
| 10/6 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | | 10/10 | ソニー健康保険組合ウォーキング | 1,448名 | |
| 10/7 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 23名 | | 10/10 | ランニングクリニック | 20名 | |
| 10/10 | 大道芸まつり | 体験 | 50名 | | 10/10・10/11 | ローンボウルズ日本 男子・女子シングルス日本選手権大会 | 25名 | |
| 10/10 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 22名 | | 10/11 | ブルーベアースクール ハロウィン&キャンディショップパーティー | 中止 | |
| 10/10 | こどもの森教室「コスモスキーホルダーをつくろう」 | ボランティア関連 | 180名 | | 10/12 | 東振協「健康フェスティバル2015」ウォークラリー | 487名 | |
| 10/10 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 26名 | | 10/15 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 3名 | |
| 10/10～11/3 | 【こもれびの里】こもれびの里展 | ボランティア関連 | 23,511名 | | 10/16～10/22 | 第34回 多摩陶友会 | 7,320名 | |
| 10/10・10/11 | 山野草展(五日市やまくさ会) | 花木園展示棟 | 936名 | | 10/17 | 箱根駅伝予選会 | 22,000名 | |
| 10/11 | 大道芸まつり | 体験 | 中止 | | 10/17～10/18 | 日本巻柏連合会東京支部巻柏展示会 | 4,120名 | |
| 10/11 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 30名 | | 10/18 | 健康のためのくすり学フェア | 3,109名 | |
| 10/11 | 秋の草笛コンサート | ボランティア関連 | 20名 | | 10/20 | 三多摩理容青年会議所「ツツサル大会」 | 92名 | |
| 10/11 | お茶を楽しむ会 | 体験 | 30名 | | 10/21 | ベビーフォトレッスン | 2名 | |
| 10/11 | コスモスマつりマーチングパレード | 体験 | 中止 | | 10/22 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 8名 | |
| 10/11 | グリーンエネルギーってなんだらう? 燃料電池体験教室 | 体験 | 72名 | | 10/23 | 学校マラソン 田村中学・高等学校 | 443名 | |
| 10/12 | 大道芸まつり | 体験 | 100名 | | 10/23～10/26 | 第3回 墨人会墨画展 | 6,512名 | |
| 10/12 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 42名 | | 10/24 | 草月流いけばな教室 | 3名 | |
| 10/12 | 体育の日スポーツフェスティバル | ボランティア関連 | 650名 | 期間中有料区人数 | 10/24 | 富士ITソフトボール大会 | 130名 | |
| 10/14 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 118名 | | 10/24 | INCウォークラリー | 87名 | |
| 10/13～11/14 | 第19回「みみがるの樹々のいのち」展 | ボランティア関連 | 203,839名 | | 10/24 | 写真講座Special Photo Artist | 67名 | |
| 10/16～11/3 | 松川佳代バステル画展「夕時の公園～」 | 花みどり文化センター | 17,293名 | | 10/25 | asobi基地@昭和記念公園 | 34名 | |
| 10/15 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 18名 | | 10/25 | COS-MIX! 撮影勉強会 | 65名 | |
| 10/17 | こどもの森「草笛教室」 | ボランティア関連 | 36名 | | 10/26 | 環境省平成27年度環境体感研修 | 18名 | |
| 10/17 | 銅版クラフト体験 | 体験 | 12名 | | 10/27 | 学校マラソン 聖徳学園小学校 | 439名 | |
| 10/17 | 盆栽教室「ミニ盆栽づくり」 | 体験 | 58名 | | 10/30 | 草月流いけばな教室 | 1名 | |
| 10/17 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 3名 | | 10/31 | 留学生フットサルリーグ | 中止 | |
| 10/18 | 大道芸まつり | 体験 | 100名 | | 10/31 | 大陶器市 | 3,000名 | |
| 10/18 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 31名 | | | | | |
| 10/18 | サンデースポーツ教室 | ボランティア関連 | 376名 | | | | | |
| 10/18 | ラベンダーハンドクリームづくり教室 | 体験 | 30名 | | | | | |
| 10/20～11/5 | 瀬戸豊彦写真展「昭和記念公園のコスモス」 | 花みどり文化センター | 12,212名 | | | | | |
| 10/20 | 【こもれびの里】 そば作り | ボランティア関連 | 14名 | | | | | |
| 10/24 | 大道芸まつり | 体験 | 100名 | | | | | |
| 10/24 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 1名 | | | | | |
| 10/24 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 18名 | | | | | |
| 10/24 | こどもの森教室「コスモスキーホルダーをつくろう」 | ボランティア関連 | 150名 | | | | | |
| 10/24 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 30名 | | | | | |
| 10/25 | 大道芸まつり | 体験 | 100名 | | | | | |
| 10/25 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 30名 | | | | | |
| 10/24～10/27 | 【こもれびの里】「年中行事 十三夜」 | ボランティア関連 | 6,000名 | | | | | |
| 10/25 | 「木の響き」ライブ | 体験 | 96名 | | | | | |
| 10/25 | コスモスキャンドル作り体験教室 | 体験 | 32名 | | | | | |
| 10/25 | 野鳥観察会 | ボランティア関連 | 23名 | | | | | |
| 10/25 | エンジョイ! ディスクゴルフ | ボランティア関連 | 82名 | | | | | |
| 10/25 | 【こもれびの丘】 秋の自然観察会 | ボランティア関連 | 18名 | | | | | |
| 10/25 | コスモスガイドツアー | 体験 | 17名 | | | | | |
| 10/25 | 第19回「みみがるの樹々のいのち」展「いけばな教室」 | 体験 | 53名 | | | | | |
| 10/26 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 18名 | | | | | |
| 10/28～11/6 | 【こもれびの里】平日サツマイモ掘り体験 | ボランティア関連 | 96名 | | | | | |
| 10/28 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 4名 | | | | | |
| 10/29 | 公園撮影会～最新ミラーレスカメラ体験会～ | 体験 | 中止 | | | | | |
| 10/31 | 大道芸まつり | 体験 | 中止 | | | | | |
| 10/31 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 14名 | | | | | |
| 10/31 | アロマグラスづくり体験 | 体験 | 40名 | | | | | |
| 10/31 | 盆栽展 | 花木園展示棟 | 359名 | | | | | |
| 10/31～11/3 | 【こもれびの里】「年中行事 おかまの団子」 | ボランティア関連 | 795名 | | | | | |

利用プログラム内訳
包括的な質

| | | | |
|----------------|-----|---|------------------------------|
| 展示(花みどり文化センター) | 2回 | ■ | 1,453名 |
| 展示(花木園展示棟等) | 3回 | ■ | |
| 体験(30名以上/回) | 23回 | ■ | |
| 開催事(提案)各種プログラム | 回 | ■ | 名 ※包括質に含まれないが公園として意義のあるプログラム |

| | |
|----|------|
| 累計 | 20回 |
| | 12回 |
| | 144回 |
| | 回 |

| 主催イベント | | | | 共催イベント | | |
|-------------|---|------------|----------|-------------|--|---------|
| 期間 | 行事名 | 区分 | 参加人数 | 期間 | 行事名 | 参加人数 |
| 9/5～11/3 | 【花みどり文化センター】ボランディア体験プログラム「コスモス風車づくり」 | ボランディア関連 | 493名 | 9/6～11/15 | 第19回「よみがえる樹々のいのち」展(模型展) | 3,000名 |
| 9/12～11/3 | コスモスまつり 2015 | 主要 | 59,767名 | 9/17～2/28 | 【昭和天皇記念館】10周年特別展示「思い出の昭和天皇 第1期ご幼少の日々、ご渡欧と摂政就任の頃」 | 3,321名 |
| 10/10～11/3 | 【こもれびの里】こもれびの里展 | ボランディア関連 | 26,485名 | 10/31～11/3 | オープンディスクゴルフトーナメント | 352名 |
| 10/13～11/14 | 第19回「よみがえる樹々のいのち」展 | ボランディア関連 | 124,844名 | 11/7・11/8 | たちかわ薬市2015 | 72,928名 |
| 10/16～11/3 | 松川佳代パステル画展「夕時の公園～」 | 花みどり文化センター | 4,401名 | 持込イベント | | |
| 10/20～11/5 | 瀬戸豊彦写真展「昭和記念公園のコスモス」 | 花みどり文化センター | 5,933名 | 10/31～11/13 | 国営昭和記念公園 花と緑の全国「大陶器市」 | 27,000名 |
| 10/31～11/10 | みどりの文化ゾーン開園10周年記念「昭和の時代展(なつかしの立川風景展)」 | 花みどり文化センター | 18,000名 | 11/1～11/3 | 市民盆栽展 | 4,401名 |
| 10/31～11/3 | 【こもれびの里】年中行事 おかまの団子 | ボランディア関連 | 3,769名 | 11/1 | 留学生フットサルリーグ | 中止名 |
| 10/31・11/1 | 盆栽展 | 花木園展示棟 | 1,033名 | 11/1 | COS-MIX! 撮影勉強会 | 28名 |
| 11/1 | コスモスまつり 2015因道芸まつり | 体験 | 100名 | 11/2 | 葉画研究会 | 11名 |
| 11/1 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 11名 | 11/3～11/25 | 読売カルチャー 国営昭和記念公園 花みどり文化センター教室 | 426名 |
| 11/1 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 27名 | 11/3 | 府中ファミリーウォーク2015<秋> | 461名 |
| 11/1 | アロマグラスづくり体験 | 体験 | 46名 | 11/4 | 阿佐ヶ谷中学校マラソン大会 | 249名 |
| 11/1 | ベタンク探球講座 | ボランディア関連 | 8名 | 11/5 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 0名 |
| 11/1・11/21 | こどもの森「草笛教室」 | ボランディア関連 | 230名 | 11/6 | 都市整備局フットサル大会 | 86名 |
| 11/2 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 10名 | 11/7 | 横河電機健康保険組合 ウォーキングイベント | 252名 |
| 11/3 | 癒しのエアフレッシュナーをつくろう | 体験 | 40名 | 11/7・11/8 | 第27回都民スポレクふれあい大会 ジャパン・カップ・オープン2015東京 | 126名 |
| 11/3 | コスモス摘み取り体験 | 体験 | 1,889名 | 11/7 | コスモサッカー大会 | 450名 |
| 11/3 | コスモスまつり 2015因道芸まつり | 体験 | 100名 | 11/8 | 多摩地区ボーイスカウト オリエンテーリング | 中止名 |
| 11/4 | 【こもれびの里】平日サツマイモ掘り体験 | ボランディア関連 | 56名 | 11/8 | スマイルウォーキング | 4,833名 |
| 11/5 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 22名 | 11/10～11/11 | ターゲットバードゴルフ全国大会 | 260名 |
| 11/5～11/23 | 瀬戸豊彦写真展「東京の紅葉案内」 | 花木園展示棟 | 952名 | 11/12 | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 8名 |
| 11/6 | 【こもれびの里】平日サツマイモ掘り体験 | ボランディア関連 | 49名 | 11/14 | スマイルウォーキング | 3,229名 |
| 11/6 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 31名 | 11/14 | コスモサッカー大会 | 中止名 |
| 11/7～11/23 | 黄葉・紅葉俳句募集 | 体験 | 423名 | 11/14～11/15 | 東京ピクニック | 10,208名 |
| 11/7～11/23 | 黄葉・紅葉まつり 2015 | 主要 | 307,987名 | 11/15 | チャムスフライングディスク大会 | 25名 |
| 11/7 | 黄葉・紅葉まつり 2015因道芸まつり | 体験 | 100名 | 11/15 | リベルタ・サッカー大会 | 150名 |
| 11/8 | 黄葉・紅葉まつり 2015因道芸まつり | 体験 | 中止名 | 11/15 | 小原流いけばな「こぶし会」 | 2名 |
| 11/7～11/29 | 【花みどり文化センター】ボランディア体験プログラム「ステンシルで紅葉レターペーパーづくり」 | ボランディア関連 | 1,587名 | 11/19 | 学校マラソン 明法中学校 | 455名 |
| 11/7 | 【こもれびの里】こもれび講話 | ボランディア関連 | 15名 | 11/19 | 草月流いけばな教室 | 2名 |
| 11/7～11/23 | 紅葉スタンプラリー | 体験 | 169名 | 11/20 | アースデー2015 in 国営昭和記念公園 | 44,604名 |
| 11/7 | セグウェイで黄葉・紅葉めぐり | 体験 | 6名 | 11/22 | コスモサッカー大会 | 450名 |
| 11/8 | セグウェイで黄葉・紅葉めぐり | 体験 | 中止名 | 11/22～11/23 | 第58回立川市民文化フェスティバル | 5,958名 |
| 11/8 | お茶を楽しむ会 | 体験 | 41名 | 11/23 | 葉画研究会 | 14名 |
| 11/8 | 【黄葉・紅葉まつり】日本庭園ガイドツアー | 体験 | 中止名 | 11/24～11/30 | 第21回万作会作陶展 | 5,934名 |
| 11/8 | 【こもれびの里】お花炭火焼き体験 | ボランディア関連 | 中止名 | 11/26～11/28 | 植栽基盤診断士認定試験 | 100名 |
| 11/9 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 1名 | 11/27～11/28 | 東京マスターズロード選手権大会 | 782名 |
| 11/10 | 【こもれびの里】そば作り | ボランディア関連 | 16名 | 11/29 | リベルタ・サッカー大会 | 150名 |
| 11/11 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | | | |
| 11/13～11/15 | みどりの文化ゾーン開園10周年記念「花と緑で楽しむアートクラフト展」 | 花みどり文化センター | 6,768名 | | | |
| 11/14 | 黄葉・紅葉まつり 2015因道芸まつり | 体験 | 中止名 | | | |
| 11/14 | 【黄葉・紅葉まつり】日本庭園コンサート | 体験 | 102名 | | | |
| 11/14 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 3名 | | | |
| 11/14 | こどもの森教室「クリスマス飾り作り」 | ボランディア関連 | 10名 | | | |
| 11/14 | 【こもれびの里】えびす講 | ボランディア関連 | 300名 | | | |
| 11/14 | 【黄葉・紅葉まつり】こも巻き体験 | 体験 | 0名 | | | |
| 11/14～11/29 | みどりの文化ゾーン開園10周年記念「みどりの文化ゾーン10年の歩み展」 | 花みどり文化センター | 23,008名 | | | |
| 11/15 | 【こもれびの里】えびす講 | ボランディア関連 | 250名 | | | |
| 11/15 | 【黄葉・紅葉まつり】こも巻き体験 | 体験 | 2名 | | | |
| 11/15 | 黄葉・紅葉まつり 2015因道芸まつり | 体験 | 50名 | | | |
| 11/15 | 葉っぱスタンプでガーランドづくり | 体験 | 48名 | | | |
| 11/15 | サンデースポーツ教室 | ボランディア関連 | 中止名 | | | |
| 11/16 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 56名 | | | |
| 11/8 | 【黄葉・紅葉まつり】日本庭園ガイドツアー | 体験 | 27名 | | | |
| 11/18～12/6 | 写真展「多摩の野草と国営昭和記念公園の花たち」 | 花みどり文化センター | 17,352名 | | | |
| 11/18～11/30 | 瀬戸豊彦写真展「東京の秋」 | 花みどり文化センター | 17,352名 | | | |
| 11/19～11/21 | 【黄葉・紅葉まつり】雪吊りデモンストレーション | 体験 | 5,488名 | | | |
| 11/19 | ボタニカルアート教室 | 体験 | 20名 | | | |
| 11/20～11/23 | 【こもれびの里】水車で米ひき | ボランディア関連 | 5,000名 | | | |
| 11/20～11/23 | 【こもれびの里】里の収穫祭 大織 | ボランディア関連 | 6,000名 | | | |
| 11/20～11/23 | 【こもれびの里】里の収穫祭「豆船制作・展示」 | ボランディア関連 | 5,000名 | | | |
| 11/21 | こどもの森「草笛教室」 | ボランディア関連 | 20名 | | | |
| 11/21 | 黄葉・紅葉まつり 2015因道芸まつり | 体験 | 200名 | | | |
| 11/21 | 【こもれびの里】里の収穫祭「和太鼓演奏」 | ボランディア関連 | 500名 | | | |
| 11/21 | 【こもれびの里】里の収穫祭「餅つき」 | ボランディア関連 | 200名 | | | |
| 11/21 | 【こもれびの里】里の収穫祭「昔遊び」 | ボランディア関連 | 2,500名 | | | |
| 11/21 | 【こもれびの里】里の収穫祭「粉ひき体験」 | ボランディア関連 | 400名 | | | |
| 11/21 | 【こもれびの里】里の収穫祭「縄ない・竹ぼうき作り」 | ボランディア関連 | 2,500名 | | | |
| 11/22 | 葉っぱスタンプでガーランドづくり | 体験 | 64名 | | | |
| 11/22 | 黄葉・紅葉まつり 2015因道芸まつり | 体験 | 200名 | | | |
| 11/22 | 盆栽教室「盆栽育て方相談会」 | 体験 | 13名 | | | |
| 11/22 | 「木の響き」ライブ | 体験 | 94名 | | | |
| 11/22 | 野鳥観察会 | ボランディア関連 | 37名 | | | |
| 11/22 | エンジョイ! ディスクゴルフ | ボランディア関連 | 207名 | | | |
| 11/22 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | | | |
| 11/22 | ガーデンゴルフ | 体験 | 150名 | | | |
| 11/23 | ガーデンゴルフ | 体験 | 52名 | | | |
| 11/23 | 黄葉・紅葉まつり 2015因道芸まつり | 体験 | 200名 | | | |
| 11/23 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 2名 | | | |
| 11/28 | こどもの森教室「クリスマス飾り作り」 | ボランディア関連 | 10名 | | | |
| 11/28 | Dr. フクシマ&いでGと歩く自然探訪ツアー | 体験 | 14名 | | | |
| 11/29 | 富良野自然塾東京校 | 体験 | 45名 | | | |
| 11/27～11/29 | みどりの文化ゾーン開園10周年記念「花とみどりの空間展」 | 花みどり文化センター | 4,034名 | | | |

| | | | | |
|----------------|-----|---|--------|----------------------------|
| 利用プログラム内訳 | | | | 累計 |
| 包括的な質 | | | | 25回 |
| 展示(花みどり文化センター) | 5回 | ■ | | 13回 |
| 展示(花木園展示棟等) | 1回 | ■ | | 166回 |
| 体験(30名以上/回) | 22回 | ■ | 4,200名 | |
| 行催事(提案)各種プログラム | 回 | ■ | 名 | ※包括質に含まれないが公園として意義のあるプログラム |

| | |
|----------------|-----------|
| 展示(花みどり文化センター) | 5回 |
| 展示(花木園展示棟) | 2回 |
| 体験(30名以上/回) | 27回8415名 |
| 行催事(提案)各種プログラム | 23回11248名 |

| 分類 | 項目 | 開始日 | 終了日 | 期間備考 | 行事名 | 参加者数 |
|----|--------|-------|-------|---|--|--------|
| 主催 | 展示(花文) | 12/1 | 12/3 | 11/8~12/3(11/17~19除く) | 瀬戸豊彦写真展 東京の秋 | 28,960 |
| 主催 | 展示(花文) | 12/1 | 12/9 | 11/21~12/9 | 「世界のキノコ切手」展 | 4,921 |
| 主催 | 体験 | 12/1 | 12/15 | 9/16~12/15 | 国営昭和記念公園フォトコンテスト『秋』 | 1,469 |
| 主催 | 展示(花木) | 12/1 | 12/3 | 11/11~12/3 | 瀬戸豊彦写真展「東京の紅葉名所案内」 | 1,270 |
| 主催 | 体験 | 12/2 | | 12/2、12/3、12/16、12/17開催 | P's Candleのキャンドル作り | 15 |
| 主催 | 体験 | 12/2 | | | イルミネーションリレーマラソン2017 | 820 |
| 主催 | 体験 | 12/2 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション ミニコンサート | 110 |
| 主催 | WVイルミ | 12/2 | 12/25 | | ウィンタービスタイルミネーション2017 | 96,107 |
| 主催 | WVイルミ | 12/2 | | | ウィンタービスタイルミネーション2017オープニングセレモニー | 6,449 |
| 主催 | 体験 | 12/2 | | | オリジナルウインドスピナーを作ろう! | 53 |
| 主催 | ボランティア | 12/2 | 12/24 | 12/2~1/28(12/30~31、1/1は除く)土日祝日のみ | だれでも体験プログラム「木の実でつくろう」 | 1,097 |
| 主催 | 体験 | 12/2 | 12/25 | ※雨天中止 | フォトサービス | 6,018 |
| 主催 | 体験 | 12/2 | | | 甘酒の試飲と販売 | 20 |
| 主催 | こもれびの里 | 12/2 | | | 【こもれびの里】新米を食べる | 25 |
| 主催 | 体験 | 12/2 | | | 【環境学習プログラム】自然素材でストラップづくり | 60 |
| 主催 | ボランティア | 12/2 | 12/30 | 土日祝日のみ(第2・4土曜日は除く) | こどもの森クラフト教室「ドングリクラフト」 | 97 |
| 主催 | こもれびの里 | 12/3 | | 雨天中止 | 【こもれびの里】お花炭焼き体験 | 20 |
| 主催 | 体験 | 12/3 | | 12/2、12/3、12/16、12/17開催 | P's Candleのキャンドル作り | 20 |
| 主催 | 体験 | 12/3 | 12/25 | | ウィンタービスタイルミネーション2017セグウェイガイドツアー(トワイライトツアー) | 55 |
| 主催 | 体験 | 12/3 | | | 焚き火で楽しむ焼きマシュマロ | 93 |
| 主催 | 体験 | 12/3 | 12/25 | 雨天中止 | ファンタジアトレイン | 3,386 |
| 主催 | 体験 | 12/3 | | 5日間開催12/3,16,17,23,24 | 【環境学習プログラム】青空たんけんDAY | 266 |
| 主催 | ボランティア | 12/3 | | 毎月第1日曜日・第3土曜日(雨天中止) | こどもの森「草笛教室」 | 100 |
| 主催 | 体験 | 12/5 | | 毎週火曜日(8月及び12/26、1/2、1/9、2/27は休み)雨天中止 | 自然観察ツアー | 57 |
| 主催 | 体験 | 12/6 | | 雨天中止 | パークフィットネス ターゲットバードゴルフ | 22 |
| 主催 | 展示(花文) | 12/7 | 12/30 | 12/7~1/14 | 群馬直美展「伝統農法 下仁田ネギ」 | 11,760 |
| 主催 | 体験 | 12/7 | | 毎月第1,3木曜日に定例開催 | ボタニカルアート教室 | 19 |
| 主催 | 体験 | 12/8 | | | 撮ってもイイ人セミナー~ | 4 |
| 主催 | こもれびの里 | 12/9 | | | 【こもれびの里】こもれび講話 | 15 |
| 主催 | 体験 | 12/9 | | 5/27・6/24・7/23・8/19・9/2・10/14・11/12・12/9・1/21・2/17・3/17 | 国営昭和記念公園フォトセミナー | 19 |
| 主催 | 体験 | 12/9 | | | 焚き火で楽しむ焼きマシュマロ | 121 |
| 主催 | 体験 | 12/9 | | 12/9、12/10開催 | 親子で作ろう!松ぼっくりのオーナメント | 12 |
| 主催 | ボランティア | 12/9 | | 12/9(土)・12/23(土) | こどもの森クラフト教室特別編「正月かざり」 | 13 |
| 主催 | 展示(花木) | 12/9 | 12/25 | 12/9~12/25 | 瀬戸豊彦写真展「東京雪景色」 | 2,567 |
| 主催 | ボランティア | 12/9 | | 毎月第2土曜日(7・8・9月は除く)。雨天中止 | 野鳥観察会 | 72 |
| 主催 | 体験 | 12/10 | | | 焚き火で楽しむ焼きマシュマロ | 180 |
| 主催 | 体験 | 12/10 | | 12/9、12/10開催 | 親子で作ろう!松ぼっくりのオーナメント | 10 |
| 主催 | 体験 | 12/10 | | | 盆栽教室「お正月に飾る寄せ植えづくり」 | 31 |
| 主催 | 体験 | 12/12 | | 毎週火曜日(8月及び12/26、1/2、1/9、2/27は休み)雨天中止 | 自然観察ツアー | 49 |
| 主催 | 展示(花文) | 12/16 | 12/30 | 12/16~1/14 | 「初春を寿ぐ~吉祥文様~」 | 7,537 |
| 主催 | 体験 | 12/16 | | 12/2、12/3、12/16、12/17開催 | P's Candleのキャンドル作り | 70 |
| 主催 | 体験 | 12/16 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション ミニコンサート | 400 |
| 主催 | 体験 | 12/16 | | | 焚き火で楽しむ焼きマシュマロ | 276 |
| 主催 | 体験 | 12/16 | | | プロジェクトワイルド自然発見塾in昭和記念公園 | 47 |
| 主催 | 体験 | 12/16 | | 5日間開催12/3,16,17,23,24 | 【環境学習プログラム】青空たんけんDAY | 69 |
| 主催 | ボランティア | 12/16 | | 毎月第1日曜日・第3土曜日(雨天中止) | こどもの森「草笛教室」 | 60 |
| 主催 | 展示(花文) | 12/17 | | | 『伝統農法 下仁田ネギ』に捧ぐ和太鼓とダンス | 138 |
| 主催 | 体験 | 12/17 | | 12/2、12/3、12/16、12/17開催 | P's Candleのキャンドル作り | 18 |
| 主催 | 体験 | 12/17 | | 毎月第3日曜日(2017年度) | 音楽のまちたちかわ 音の芽コンサート | 82 |
| 主催 | 体験 | 12/17 | | | 焚き火で楽しむ焼きマシュマロ | 291 |
| 主催 | 体験 | 12/17 | | | はじめてのお茶室 | 10 |
| 主催 | 体験 | 12/17 | | 5日間開催12/3,16,17,23,24 | 【環境学習プログラム】青空たんけんDAY | 107 |
| 主催 | ボランティア | 12/17 | | 毎月第3日曜日(7・8月を除く)。雨天中止 | ニュースポーツ体験DAY | 154 |

| | |
|----------------|-----------|
| 展示(花みどり文化センター) | 5回 |
| 展示(花木園展示棟) | 2回 |
| 体験(30名以上/回) | 27回8415名 |
| 行催事(提案)各種プログラム | 23回11248名 |

| 分類 | 項目 | 開始日 | 終了日 | 期間備考 | 行事名 | 参加者数 |
|----|--------|-------|-------|--------------------------------------|---------------------------------------|--------|
| 主催 | 体験 | 12/19 | | 毎週火曜日(8月及び12/26、1/2、1/9、2/27は休み)雨天中止 | 自然観察ツアー | 62 |
| 主催 | 体験 | 12/21 | | 12/21、12/22、12/24開催 | K's&Brownie | 0 |
| 主催 | 体験 | 12/21 | | 雨天中止 | パークフィットネス ノルディックウォーキング | 9 |
| 主催 | 体験 | 12/21 | | 毎月第1,3木曜日に定例開催 | ボタニカルアート教室 | 17 |
| 主催 | 体験 | 12/21 | | | 和紙の花「お正月アレンジメントとお飾り」 | 5 |
| 主催 | 体験 | 12/22 | | 12/21、12/22、12/24開催 | K's&Brownie | 中止 |
| 主催 | 体験 | 12/23 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション ミニコンサート | 1,500 |
| 主催 | 体験 | 12/23 | | | 焚き火で楽しむ焼きマシュマロ | 285 |
| 主催 | 体験 | 12/23 | | 5日間開催12/3,16,17,23,24 | 【環境学習プログラム】青空たんけんDAY | 64 |
| 主催 | ボランティア | 12/23 | | 12/9(土)・12/23(土) | こどもの森クラフト教室特別編「正月かざり」 | 21 |
| 主催 | 体験 | 12/24 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション ミニコンサート | 2,000 |
| 主催 | 体験 | 12/24 | | | 焚き火で楽しむ焼きマシュマロ | 256 |
| 主催 | 体験 | 12/24 | | 12/21、12/22、12/24開催 | K's&Brownie | 中止 |
| 主催 | 体験 | 12/24 | | 5日間開催12/3,16,17,23,24 | 【環境学習プログラム】青空たんけんDAY | 66 |
| 主催 | 体験 | 12/25 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション ミニコンサート | 1,000 |
| 主催 | こもれびの里 | 12/25 | 12/30 | 12/25～1/5 | 【こもれびの里】年中行事「正月飾り」 | 582 |
| 自主 | 体験 | 12/1 | 12/30 | 雨天中止 | セグウェイガイドツアー | 107 |
| 自主 | WVイルミ | 12/2 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション2017冬の花火 | 6,449 |
| 自主 | 体験 | 12/5 | | | 富良野自然塾東京校 | 4 |
| 自主 | 体験 | 12/8 | | | 富良野自然塾東京校 | 5 |
| 自主 | WVイルミ | 12/16 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション2017冬の花火 | 7,888 |
| 自主 | 体験 | 12/22 | | | 富良野自然塾東京校 | 4 |
| 自主 | WVイルミ | 12/23 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション2017冬の花火 | 17,359 |
| 自主 | WVイルミ | 12/24 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション2017冬の花火 | 15,914 |
| 自主 | WVイルミ | 12/25 | | 12/2、12/16、12/23、12/24、12/25 | ウィンタービスタイルミネーション2017冬の花火 | 11,859 |
| 共催 | | 12/16 | | | 第4回多摩の学生まちづくりコンペティション2017本選会 | 85 |
| 持込 | | 12/1 | | | 学校マラソン 日野工業高等学園 | 210 |
| 持込 | | 12/2 | | 準備日:12/1 | ファイナンシャルランナーズ駅伝2017 | 1,583 |
| 持込 | | 12/2 | 12/3 | | 第6回竹のフィッシングクラフト展 竹で作る 竹で釣る | 2,237 |
| 持込 | | 12/3 | | | αアカデミー 写真セミナー及びびんズ体験会 | 12 |
| 持込 | | 12/3 | | 準備日:12/2 | 平成29年度 全管職員 昭和記念公園駅伝大会 | 1,890 |
| 持込 | | 12/5 | 12/27 | 火水曜日のみ | 読売カルチャー国営昭和記念公園花みどり文化センター教室 | 375 |
| 持込 | | 12/6 | | 雨天中止 | 立川市ターゲットバードゴルフ協会定例会 | 22 |
| 持込 | | 12/8 | | | 藍・愛・逢講習会 | 14 |
| 持込 | | 12/9 | | 準備日:12/8 | 八王子支社駅伝大会2017 | 983 |
| 持込 | | 12/10 | | | コスモフットサル大会 | 55 |
| 持込 | | 12/10 | | 準備日:12/9 | 第32回よみうり国営昭和記念公園ちびっ子マラソン大会 | 950 |
| 持込 | | 12/11 | | | 学校マラソン 早稲田実業学校中等部 | 740 |
| 持込 | | 12/14 | | | ハワイアンキルトでクッションカバーを作る | 4 |
| 持込 | | 12/16 | | 準備日:12/15 | 第3回東日本マスターズ駅伝競走大会、第4回東日本マスターズロードレース大会 | 980 |
| 持込 | | 12/17 | | 準備日:12/16 | Mo-FESTA2017東京 | 250 |
| 持込 | | 12/17 | | | ターゲットバードゴルフ講習会(ファミリースポーツ事業) | 105 |
| 持込 | | 12/17 | | | COS-MIX! 撮影勉強会 | 16 |
| 持込 | | 12/20 | | | 学校マラソン 国立音楽大学附属小学校 | 206 |
| 持込 | | 12/23 | 12/24 | 準備日:12/22 | 2017年日本幼稚園・ジュニアサッカー大会冬季大会 | 6,050 |
| 持込 | | 12/23 | | | コスモサッカー大会 | 190 |
| 持込 | | 12/23 | | | 登山教室講座 | 37 |
| 持込 | | 12/24 | | | リベルタウエストカップ2017秋冬 | 100 |
| 持込 | | 12/29 | | 12/28準備日 | イヤーエンドマラソンin昭和記念公園 | 1,056 |

マスコミ等による報道件数

【H27年度】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間計 |
|--------|----|-----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 新聞 | 12 | 18 | 14 | 16 | 9 | 16 | 29 | 17 | 14 | 8 | 13 | 19 | 185 |
| テレビ | 44 | 50 | 31 | 51 | 23 | 22 | 29 | 79 | 13 | 32 | 57 | 25 | 456 |
| ラジオ | 6 | 68 | 8 | 13 | 4 | 8 | 8 | 7 | 3 | 4 | 5 | 4 | 138 |
| 雑誌・情報誌 | 16 | 20 | 27 | 38 | 15 | 24 | 28 | 34 | 35 | 24 | 23 | 38 | 322 |
| 計 | 78 | 156 | 80 | 118 | 51 | 70 | 94 | 137 | 65 | 68 | 98 | 86 | 1,101 |

【H28年度】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間計 |
|--------|----|----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|-------|
| 新聞 | 9 | 9 | 8 | 13 | 12 | 10 | 32 | 21 | 13 | 15 | 13 | 15 | 170 |
| テレビ | 24 | 39 | 33 | 32 | 443 | 41 | 54 | 15 | 20 | 35 | 30 | 36 | 802 |
| ラジオ | 6 | 4 | 5 | 8 | 5 | 7 | 6 | 8 | 5 | 5 | 4 | 6 | 69 |
| 雑誌・情報誌 | 19 | 28 | 50 | 57 | 19 | 29 | 32 | 39 | 19 | 14 | 21 | 50 | 377 |
| 計 | 58 | 80 | 96 | 110 | 479 | 87 | 124 | 83 | 57 | 69 | 68 | 107 | 1,418 |

【H29年度】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 年間計 |
|--------|----|-----|----|-----|-----|
| 新聞 | 13 | 20 | 18 | 30 | 81 |
| テレビ | 28 | 81 | 19 | 29 | 157 |
| ラジオ | 4 | 5 | 5 | 6 | 20 |
| 雑誌・情報誌 | 8 | 21 | 44 | 54 | 127 |
| 計 | 53 | 127 | 86 | 119 | 385 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

ホームページ総アクセス件数

(単位：件数)

| | H27 | H28 | H29 |
|-----|-----------|-----------|-----------------|
| 4月 | 339,802 | 427,022 | 434,134 |
| 5月 | 337,352 | 385,740 | 396,204 |
| 6月 | 148,019 | 156,626 | 157,716 |
| 7月 | 290,046 | 255,976 | 293,241 |
| 8月 | 300,498 | 308,957 | |
| 9月 | 382,865 | 200,758 | |
| 10月 | 415,146 | 381,996 | |
| 11月 | 407,007 | 339,562 | |
| 12月 | 180,902 | 167,120 | |
| 1月 | 93,525 | 82,181 | |
| 2月 | 111,880 | 96,917 | |
| 3月 | 286,044 | 216,956 | |
| 合計 | 3,293,086 | 3,019,811 | 1,281,295(7月まで) |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

総アクセス件数の集計方法

- ・総アクセス件数は、トップページの訪問数とする。
- ・トップページは以下の URL とする。
<http://www.showakinenpark.go.jp/>
- ・訪問数：延べ訪問者数（同一 I P はカウントする）

開園時間延伸状況

■開園時間の変更状況

【H27】

| | |
|----|--|
| 期間 | 平成27年5月14日(木)～6月1日(月) |
| 内容 | まんぱく |
| 現行 | みどりの文化ゾーン8:30～18:00 |
| 変更 | みどりの文化ゾーン 6月1日以外 8:30～21:30 6月1日 8:30～18:30 |

| | |
|----|-----------------------|
| 期間 | 平成27年6月26日(金)～7月5日(日) |
| 内容 | オクトーバーフェスト2015 |
| 現行 | みどりの文化ゾーン8:30～18:00 |
| 変更 | みどりの文化ゾーン 8:30～21:30 |

| | |
|----|---------------------------------|
| 期間 | 平成27年7月25日(土) |
| 内容 | 花火大会 |
| 現行 | 9:30～19:00(みどりの文化ゾーン8:30～19:00) |
| 変更 | 9:30～22:00(みどりの文化ゾーン8:30～21:30) |

| | |
|----|----------------------|
| 期間 | 平成27年9月12日(土)、13日(日) |
| 内容 | 朝食フェス2015 |
| 現行 | みどりの文化ゾーン8:30～18:00 |
| 変更 | みどりの文化ゾーン8:30～21:30 |

| | |
|----|---------------------------------|
| 期間 | 平成27年10月17日(土) |
| 内容 | 第92回東京箱根間往復大学駅伝競走予選会 |
| 現行 | 9:30～17:00(みどりの文化ゾーン8:30～17:00) |
| 変更 | 7:30～17:00(みどりの文化ゾーン8:30～17:00) |

| | |
|----|--|
| 期間 | 平成27年12月5日(土)～12月27日(日) |
| 内容 | 「Winter Vista Illumination 2015」 |
| 現行 | 9:30から16:30(展示施設ゾーン) 8:30から16:30(みどりの文化ゾーン) |
| 変更 | 9:30から21:00(展示施設ゾーンの一部) 8:30から21:00(みどりの文化ゾーンの一部) |

| | |
|----|--------------------------|
| 期間 | 平成28年3月6日(日) |
| 内容 | 立川シティハーフマラソン2016 |
| 現行 | 9:30～17:00 |
| 変更 | 7:45～17:00(みどりの文化ゾーンを除く) |

【H28】

| | |
|----|--|
| 期間 | 平成28年5月12日(木)～5月30日(月) |
| 内容 | まんパク2016 |
| 現行 | みどりの文化ゾーン8:30～18:00 |
| 変更 | みどりの文化ゾーン 5月30日以外 8:30～21:30 5月30日 8:30～18:30 |

| | |
|----|---------------------------------|
| 期間 | 平成28年7月30日(土) |
| 内容 | 花火大会 |
| 現行 | 9:30～19:00(みどりの文化ゾーン8:30～19:00) |
| 変更 | 9:30～22:00(みどりの文化ゾーン8:30～22:00) |

| | |
|----|---|
| 期間 | 平成28年8月6日(土)、22日(月)、9月19日(月・祝) |
| 内容 | 「東京2020ライブサイト in 2016 -リオから東京へ-」 |
| 現行 | みどりの文化ゾーン 8月6日 8:30～19:00 22日8:30～18:30 9月19日8:30～18:00 |
| 変更 | みどりの文化ゾーン 8月6日 7:00～19:00 22日 7:00～18:30 9月19日 8:30～18:00 |

| | |
|----|---------------------------------|
| 期間 | 平成28年10月15日(土) |
| 内容 | 第93回東京箱根間往復大学駅伝競走予選会 |
| 現行 | 9:30～17:00(みどりの文化ゾーン8:30～17:00) |
| 変更 | 7:30～17:00(みどりの文化ゾーン8:30～17:00) |

| | |
|----|--|
| 期間 | 平成28年12月3日(土)～12月25日(日) |
| 内容 | 「Winter Vista Illumination 2016」 |
| 現行 | 9:30から16:30(展示施設ゾーン) 8:30から16:30(みどりの文化ゾーン) |
| 変更 | 9:30から21:00(展示施設ゾーンの一部) 8:30から21:00(みどりの文化ゾーンの一部) |

| | |
|----|--------------------------|
| 期間 | 平成29年3月6日(日) |
| 内容 | 立川シティハーフマラソン2017 |
| 現行 | 9:30～17:00 |
| 変更 | 7:45～17:00(みどりの文化ゾーンを除く) |

混雑時の状況

仮設トイレ設置状況

| 設置期間 | 設置個所 | 基数 |
|-------------------------------|--------------------|---------------------|
| 平成 26 年 4 月 24 日 ～5 月 7 日 | こどもの森No.31 トイレ脇駐輪場 | 6 基 (男性 2 基、女性 4 基) |
| | こもれびの里No.43 トイレ脇 | 4 基 (男性 1 基、女性 4 基) |
| 平成 27 年 4 月 29 日 ～5 月 6 日 | こどもの森No.31 トイレ脇駐輪場 | 6 基 (男性 2 基、女性 4 基) |
| | こもれびの里No.43 トイレ脇 | 4 基 (男性 1 基、女性 4 基) |
| 平成 28 年 4 月 22 日 ～5 月 16 日 | こどもの森太陽のピラミッド前 | 8 基 (男性 2 基、女性 6 基) |
| | こどもの森No.34 トイレ付近 | 4 基 (男性 1 基、女性 3 基) |
| 平成 29 年 4 月 21 日 ～5 月 15 日 | こどもの森太陽のピラミッド前 | 8 基 (男性 2 基、女性 6 基) |
| | こどもの森No.34 トイレ付近 | 4 基 (男性 1 基、女性 3 基) |

臨時券売所

| 設置期間 | 設置場所 | 発券窓口 |
|------------------------|-------------------|---|
| 平成 27 年 8 月 14 日～16 日 | 西立川口ゲート | 2 窓口 (プール対応) |
| 平成 27 年 10 月 17 日 | 立川口ゲート 西立川口ゲート | 立川 6 窓口 西立川 3 窓口 (箱根駅伝対応) |
| 平成 27 年 12 月 23 日～25 日 | 立川口ゲート | 4 窓口 (イルミネーション花火対応) |
| 平成 28 年 10 月 15 日 | 立川口ゲート 西立川口ゲート | 立川 6 窓口 西立川 3 窓口 (箱根駅伝対応) |
| 平成 28 年 12 月 23 日～25 日 | 立川口ゲート 総合案内所 | 立川 4 窓口 総合案内所 2 窓口 (イルミネーション花火対応) |
| 平成 29 年 8 月 13 日 | 西立川口ゲート | 2 窓口 (プール対応) |

循環水・中水の特殊な管理方法について

1. 循環水の管理

①背景

- ・ 国営昭和記念公園では、園内に降る雨水を水資源として活用するため、水鳥の池を巨大な溜め池とした水循環システムを構築している。
- ・ 循環水は日本庭園池やカナル、溪流などの水修景施設の水源として活用される他、一部散水用水栓、污水处理施設中水の補給水などに活用される。
- ・ 循環水は水鳥の池の送水設備において、加圧送水される。
- ・ 通常 2 台のポンプで送水されているが、送水圧低下時には自動で 3 台稼働となる場合がある。
- ・ 現在、2つの濾過施設（「礫間接触酸化施設」「高速濾過装置（紫外線照射槽）」）があるが、いずれも故障しており、濾過施設をバイパスして送水している。

②特殊な管理方法

- ・ 「水景施設」「散水」「中水補給」が重なると、水圧不足で花の丘など高所での散水時に水が出ない。その場合は、出したい場所以外を閉栓し、水圧を調整する必要がある。
- ・ 清掃の際に水景施設を一時的に停止するときなど、管内圧が通常時より高くなる際には、花木園（菖蒲田内）にある弁を開け水鳥の池に注水することで、減圧措置をおこなう。（目安：0.7MPa 以下）

2. 中水の管理

①背景

- ・ 国営昭和記念公園では汚水を再生処理することによりトイレの洗浄水としてリサイクル活用するシステムを構築している（立川無料区、昭島エリアの一部は公共下水に放流）。
- ・ 通常、汚水は 24 時間程度かけて浄化され中水槽に蓄えられるが、繁忙期にはトイレの利用頻度が高まることから、汚水の収支バランスが崩れることがある。

<トラブルの事例>

■多数のトイレ利用による送水圧の低下

- ・ 特に広範囲（こどもの森、日本庭園、こもれびの里）に洗浄水を供給しているこどもの森污水处理施設管内では、同時に多数のトイレが使用されることで送水圧が低下し、系統の末端（穴数の多い NO. 31、NO. 34 や標高の高い No.43、NO. 49 トイレ）において、洗浄水が供給されず、水が流れなくなる。

②特殊な管理方法

- ・ 繁忙期間においては各污水处理施設の中水貯留量の確認を行い、不足があれば循環水や上水を給水して中水湯水に備える。
- ・ 特にこどもの森污水处理施設に関しては、繁忙期には管内圧をコントロールする制御器の水圧設定を高め設定する。（別途、污水处理施設点検業者に依頼）
- ・ また、洗浄水が出なくなる上述のトイレ周辺には仮設トイレを設置し、洗浄水不出に備えるほか、各トイレにスタッフがはりつき、人力（バケツで上水を流す）による洗浄をおこなう。

提供施設等一覧(建築物)

| 建物番号 | 建物名称 | 構造 | 単位 | 数量 | 延床面積 | 備考 |
|-------------|--------------------|-------|----|----|----------|-------|
| 1、1-1 | 管理事務所 | RC造 | 棟 | 1 | 2,758.12 | 別添4参照 |
| 2、3、3-1 | 立川口ゲート | RC造 | 棟 | 1 | 929.34 | |
| 4 | 車庫 | S造 | 棟 | 1 | 281.94 | |
| 11 | 原っぱ中央管理棟 | RC造 | 棟 | 1 | 242.25 | |
| 18 | 管理棟(ガイドボランティア休憩所) | S造 | 棟 | 1 | 45.00 | |
| 31 | 西立川口ゲート | RC造 | 棟 | 1 | 626.54 | |
| 45 | 西南口管理棟 | RC造 | 棟 | 1 | 737.96 | |
| 46 | 昭島口ゲート | RC造 | 棟 | 1 | 16.64 | |
| 53 | 機械室(レインボープール南西側) | RC造 | 棟 | 1 | 138.60 | |
| 54 | 北の管理ヤード(倉庫) | S造 | 棟 | 1 | 418.96 | |
| 57 | 花木園展示棟 | RC造 | 棟 | 1 | 260.76 | |
| 58 | 倉庫(原っぱ中央管理棟正面) | S造 | 棟 | 1 | 92.21 | |
| 67 | 倉庫(ディスクゴルフガーデン西側) | S造 | 棟 | 1 | 27.92 | |
| 68 | 北の管理ヤード倉庫(小) | S造 | 棟 | 1 | 92.21 | |
| 74 | 森の家 | W造 | 棟 | 1 | 149.71 | |
| 79 | 木工房 | W造 | 棟 | 1 | 104.34 | |
| 80 | 納屋(子供の森倉庫) | W造 | 棟 | 1 | 34.78 | |
| 86 | 案内人詰所(北西口ゲート) | W造 | 棟 | 1 | 15.39 | |
| 91 | 欽楓亭 | W造 | 棟 | 1 | 255.55 | |
| 98 | リサイクルセンターA棟 | S造 | 棟 | 1 | 269.66 | |
| 99 | リサイクルセンターB棟 | S造 | 棟 | 1 | 773.32 | |
| 100 | リサイクルセンターC棟 | S造 | 棟 | 1 | 330.88 | |
| 101 | 倉庫 | W造 | 棟 | 1 | 13.65 | |
| 103-1、103-2 | サイクルセンター立川口、南口 | S造 | 棟 | 1 | 312.14 | |
| 105 | 北口管理棟(砂川口管理棟) | S造 | 棟 | 1 | 606.43 | |
| 107 | 運動広場管理棟 | W造 | 棟 | 1 | 204.96 | |
| 108 | 総合案内所 | RC造 | 棟 | 1 | 794.31 | |
| 112 | 花みどり文化センター | SRC造 | 棟 | 1 | 5,109.96 | |
| 115 | 盆栽展示苑管理棟 | W造 | 棟 | 1 | 69.86 | |
| 117 | こもれび作業休憩所 | W造 | 棟 | 1 | 259.20 | |
| 118 | こもれび作業小屋 | W造 | 棟 | 1 | 210.60 | |
| 119 | センター管理詰所(天皇記念館前) | RC造 | 棟 | 1 | 21.16 | |
| 120 | リサイクルセンターC棟(増築分) | S造 | 棟 | 1 | 157.79 | |
| 121 | リサイクルセンター倉庫 | RC造 | 棟 | 1 | 50.00 | |
| 122 | ボランティアハウス(こもれびの家) | W造 | 棟 | 1 | 298.89 | |
| 122 | ボランティアハウス | W造 | 棟 | 1 | 350.73 | |
| 123 | 守衛棟(西立川口サイクルゲート兼用) | S造 | 棟 | 1 | 33.28 | |
| 123 | 守衛棟 | S造 | 棟 | 1 | 33.28 | |
| 124 | 子供の森污水处理施設 | RC造 | 棟 | 1 | 30.16 | |
| 125 | 芝生広場污水处理施設 | RC造 | 棟 | 1 | 38.81 | |
| 126 | 立川口污水处理施設 | RC造 | 棟 | 1 | 30.92 | |
| 127 | こどもの森休憩施設 | S造 | 棟 | 1 | 108.00 | |
| 128 | 外蔵(こもれびの里) | W造 | 棟 | 1 | 57.84 | |
| 129 | 水屋(こもれびの里) | RC造 | 棟 | 1 | 24.30 | |
| 130 | 機械室(こもれびの里) | RC造 | 棟 | 1 | 40.50 | |
| 139 | 屋外作業場(北の管理ヤード) | S造 | 棟 | 1 | 124.08 | |
| 140 | 温室(北の管理ヤード) | S造 | 棟 | 1 | 89.86 | |
| 141 | 会議棟(北の管理ヤード) | S造 | 棟 | 1 | 120.96 | |
| 154 | 高松口ガードマンボックス | プレハブ造 | 棟 | 1 | 1.83 | |
| 201 | 砂川口ガードマンボックス | プレハブ造 | 棟 | 1 | 31.69 | |

| 建物番号 | 建物名称 | 構造 | 単位 | 数量 | 延床面積 | 備考 |
|------|-----------------|----|----|----|--------|----|
| 209 | 日本庭園 受付 | W造 | 棟 | 1 | 7.76 | |
| 214 | こもれびの里 水車小屋 | W造 | 棟 | 1 | 9.93 | |
| 221 | ディスクゴルフボランティア倉庫 | W造 | 棟 | 1 | 13.75 | |
| 237 | ドッグラン 倉庫 | W造 | 棟 | 1 | 5.72 | |
| 238 | ドッグラン 受付 管理棟 | W造 | 棟 | 1 | 5.56 | |
| D-01 | こもれびの里長屋門 | W造 | 棟 | 1 | 39.66 | |
| D-02 | こもれびの里主屋 | W造 | 棟 | 1 | 168.56 | |
| D-03 | こもれびの里内蔵 | W造 | 棟 | 1 | 39.66 | |

構造凡例

RC: 鉄筋コンクリート造

S: 鉄骨造

W: 木造

提供施設等一覧(物品)

【車両及び船舶】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-----------|----------------------|----|----|-------------------|
| 1 | 軽貨物自動車 | 650cc 2人乗 U42TYNS12型 | 台 | 1 | 41こ7689(KT-1402) |
| 2 | 軽自動車 | 電気自動車 4人乗 | 台 | 1 | 46つ1906(TT-852) |
| 3 | 軽自動車 | 電気自動車 4人乗 | 台 | 1 | 100す1674(TT-670) |
| 4 | 軽自動車 | 電気自動車 4人乗 | 台 | 1 | 400そ6167(TT-1513) |
| 5 | 小型貨物自動車 | クワン 5人乗 2,000cc | 台 | 1 | 300み2899(TT-1406) |
| 6 | 小型貨物自動車 | 1500cc 3人乗 4×2G | 台 | 1 | 34と8828(TT-853) |
| 7 | 小型貨物自動車 | 1500cc 5人乗 | 台 | 1 | 100さ1368(TT-1158) |
| 8 | 小型乗用自動車 | ハイエース 10人乗 2,400cc | 台 | 1 | 800せ889 |
| 9 | 小型トラック | 2t 3人乗 ダンプトラック | 台 | 1 | 88せ9258(CV-901) |
| 10 | 散水車 | 4,000cc 2×2 3人乗 | 台 | 1 | 200さ583 |
| 11 | 作業車 | 塵芥車 三菱 2t | 台 | 1 | (TS-801) |
| 12 | 路面清掃車 | 3t 2人乗 | 台 | 1 | |
| 13 | トラクターショベル | 車輪式 0.4m3級 | 台 | 1 | |
| 14 | 原動機付自転車 | 50CC | 台 | 1 | |
| 15 | 原動機付自転車 | 50CC | 台 | 1 | |
| 16 | 小型船舶 | 船外機2気筒 | 隻 | 1 | (DS-22) |

【保管場所:1 昭和管理センター】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-------------|------------------------|----|----|----|
| 1 | 耐火金庫 | コクヨHS-80 | 台 | 1 | |
| 2 | 耐火金庫 | オカムラ4442SZ | 台 | 1 | |
| 3 | 額縁 | 930×1260 | 個 | 1 | |
| 5 | 机(両袖) | コクヨSD-BDH168D | 台 | 1 | |
| 7 | ワークラック | コクヨSU-WS1618 | 台 | 2 | |
| 8 | ワークラック | コクヨSU-WS818 | 台 | 1 | |
| 9 | クリヤーキャビネット | プラスAW-105KA | 台 | 1 | |
| 10 | 簡易無線機 基地局 | Panasonic EF-3221CMNSA | 台 | 1 | |
| 11 | 簡易現場透水試験器 | 長谷川式 | 台 | 1 | |
| 12 | 土壌硬度計 | 山中式 | 台 | 1 | |
| 13 | 簡易現場透水試験器 | 長谷川式 | 個 | 1 | |
| 15 | シュレッダー | リコーRICUT α 1500 | 台 | 1 | |
| 16 | 耐火金庫 | CSG-72E | 台 | 1 | |
| 17 | 6人用ロッカー | オカムラ4566FZシリンダー錠タイプ | 台 | 2 | |
| 18 | 百葉箱 | | 台 | 1 | |
| 19 | 土壌貫入計 | H-100型 | 台 | 1 | |
| 20 | プリンター | EPSON PS-10000 | 台 | 1 | |
| 21 | パーソナルコンピュータ | EPSON BEA284F040 | 台 | 1 | |
| 22 | ラミネーター | LPD3206CITY | 台 | 1 | |
| 23 | 雨量計発信器 | | 台 | 1 | |
| 24 | 温度計発信器 | TS-341 | 台 | 1 | |
| 25 | 実体顕微鏡 | SW-700TD | 台 | 1 | |
| 26 | 湿度計発信器 | P-HMP45M | 台 | 1 | |
| 27 | 測定器 | レジストグラフ300S-D | 台 | 1 | |
| 28 | データロガー | OKSAM4000 | 台 | 1 | |
| 31 | テレビ台 | BD-KA10P14 | 台 | 1 | |
| 32 | ソファー | 3人掛けアームレス | 台 | 1 | |
| 34 | 風速計 | CN5005F(小型風杯型パルス式) | 台 | 1 | |

【保管場所:2 立川口ゲート】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|--------|-------------|----|----|----|
| 1 | 机 | イトー30C1670L | 台 | 2 | |
| 2 | カップケース | オカムラ4695ZZ | 台 | 1 | |
| 3 | 器械棚 | | 台 | 1 | |
| 4 | 病院用ベッド | ナビスSH1460N | 台 | 1 | |

提供施設等一覧(物品)

| | | | | | |
|----|---------|---------------|---|---|--|
| 5 | 机(両袖) | オカムラ3701DA | 台 | 1 | |
| 6 | 移動式投光器 | 400w × 2灯用 | 台 | 9 | |
| 7 | 移動式投光器 | 1000w × 2灯用 | 台 | 3 | |
| 8 | 障害者用三輪車 | リフトンR137レンジャー | 台 | 2 | |
| 9 | 自動券売機 | BMIE-2-7B | 台 | 1 | |
| 10 | 自動券売機 | BMI-4-KT4 | 台 | 7 | |

【保管場所:4車庫】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|--------|----------------|----|----|----|
| 1 | 発電機 | EB26 | 台 | 1 | |
| 2 | 伸縮脚立 | EA-903B-245 | 台 | 1 | |
| 3 | 散水システム | SG-30-4WS型 | 台 | 2 | |
| 4 | 除雪板 | スノープラウ(軽トラック用) | 台 | 1 | |

【保管場所:11_中央管理棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----------------|-----------------|----|----|----|
| 1 | 衝立 | | 台 | 2 | |
| 2 | 病院用ベッド | ナビスSH1460N | 台 | 1 | |
| 3 | 更衣ロッカー | オカムラ4573TK-Z13 | 台 | 1 | |
| 4 | セールスマンデスク(3人用) | オカムラDS2BLW-MB51 | 台 | 2 | |
| 5 | ロッカー(3段9人用) | オカムラ4578KC-Z | 台 | 1 | |
| 6 | 標準シートR-1 | NS-02、NS-03 | 台 | 2 | |
| 7 | 基地局用簡易無線機 | EF-3221CM | 台 | 1 | |

【保管場所:31_西立川口ゲート】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|--------|-------------|----|----|----|
| 1 | 机 | イトー30C1670L | 台 | 2 | |
| 2 | カッパケース | オカムラ4695ZZ | 台 | 1 | |
| 3 | 自動券売機 | BMI-5 | 台 | 7 | |

【保管場所:45_昭島口管理棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----------|-----------------|----|----|----|
| 1 | CDプレーヤー | | 台 | 1 | |
| 2 | スピーカー | コンパクトハイパワー | 台 | 6 | |
| 4 | ワイヤレス受信機 | ダイバシティ | 台 | 1 | |
| 5 | パワーアンプ | ナショナルラムサWP-9220 | 台 | 1 | |
| 6 | マイク | ダイナミックス | 台 | 2 | |
| 7 | スピーカーコード | 12R50E3 | 台 | 1 | |

【保管場所:46_昭島口ゲート】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-------|------------|----|----|----|
| 1 | 自動券売機 | TS-FX20NR | 台 | 1 | |
| 2 | 自動券売機 | BMIE-4-KT4 | 台 | 1 | |

【保管場所:54_北の管理ヤード大型倉庫】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----------|--------------|----|----|----|
| 1 | マップケース | イトーAO-5 | 台 | 2 | |
| 2 | 柱伸縮式フレーム | 集会用テント2間×3間用 | 台 | 1 | |
| 4 | 床置投光器 | 250W2灯用 | 個 | 18 | |
| 5 | 床置投光器 | 100W防水型 | 個 | 13 | |

提供施設等一覧(物品)

【保管場所: 57_花木園展示棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----|------------|----|----|----|
| 1 | 物置 | 180×80×173 | 台 | 2 | |

【保管場所: 58_中央管理棟横 倉庫】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-------|---------|----|----|----|
| 1 | 動力噴霧器 | MS-O55T | 台 | 1 | |

【保管場所: 74_森の家中央 インフォメーション棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|---------------|-------------|----|----|----|
| 1 | スタンド | 山田医療照明331-C | 台 | 1 | |
| 2 | 回診車 | MY-1017引出式 | 台 | 1 | |
| 3 | レジヤ用コインロッカー | エイコーJC-2510 | 台 | 1 | |
| 4 | ポータブルワイヤレスアンプ | WX-282C | 台 | 1 | |
| 5 | 冷蔵庫 | NRB14M3 | 台 | 1 | |

【保管場所: 80_こどもの森東側 納屋】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-------|-------|----|----|----|
| 1 | 卓上丸のこ | C15FB | 台 | 1 | |

【保管場所: 87_玉川上水口ゲート】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-------|----------------|----|----|----|
| 1 | 冷蔵庫 | ナショナルNR-B8M3-K | 台 | 1 | |
| 2 | 自動券売機 | BMI-5 | 台 | 1 | |

【保管場所: 91_歓楓亭】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-----|------|----|----|----|
| 1 | 傘立 | 歓風亭用 | 台 | 2 | |
| 2 | その他 | 歓風亭用 | 式 | 1 | 別途 |

提供施設等一覧(物品)

【保管場所：98リサイクルセンターA棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|------------------|--------------------|----|----|----|
| 1 | 噴霧機(エンジン式) | 共立HPE170H | 台 | 1 | |
| 2 | 肩掛式刈払機 | コマツBC4410DW-EZ | 台 | 2 | |
| 3 | ロッカー | コクヨBWN-R69F1 | 台 | 1 | |
| 4 | コンプレッサー | 富士コンプレッサー製作所DS-02 | 台 | 1 | |
| 5 | 発電機 | EBR2300CX | 台 | 1 | |
| 6 | チェーンソ | E340AV | 台 | 1 | |
| 7 | プールクリーナー | GP-56 | 台 | 1 | |
| 8 | 吹出ホース(プールクリーナー用) | 3m加工式 | 個 | 1 | |
| 9 | 草刈機 | SGC2310EZ | 台 | 3 | |
| 10 | 穴掘り機 | WAG4310EZ | 台 | 2 | |
| 11 | 脚立(ジャバラ式) | EA903B-245 | 台 | 2 | |
| 12 | ブローア | PB650 | 台 | 2 | |
| 13 | チェーンソ | CS35E1 | 台 | 1 | |
| 14 | 芝刈機 | GM65AR/パロネスロータリーモア | 台 | 1 | |
| 15 | トリマー | HT751 | 台 | 2 | |
| 16 | チェーンソー | ゼノアG340 | 台 | 1 | |

【保管場所：99リサイクルセンターB棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-----------|----------|----|----|----|
| 1 | バキュームスイパー | トーコー685M | 台 | 2 | |

【保管場所：100リサイクルセンターC棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|---------|-----------|----|----|----|
| 1 | 生ゴミ処理機 | GNS-101WD | 台 | 1 | |
| 2 | 生ゴミ処理装置 | KCN-200C | 台 | 1 | |

【保管場所：105 砂川口管理棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----------|--------------|----|----|----|
| 1 | 自動券売機 | BMI-2-7B | 台 | 2 | |
| 2 | 自動券売機 | TS-FX20NR | 台 | 1 | |
| 3 | 自動券売機 | BMI-4-KT4 | 台 | 2 | |
| 4 | ソファ | CE-833KM | 台 | 1 | |
| 5 | 液晶ディスプレイ | TH42PWD3 | 台 | 1 | |
| 6 | スタンド | TY-ST42PF3 | 台 | 1 | |
| 7 | パネルスクリーン | SN-SP153K262 | 台 | 2 | |
| 8 | テーブル | SNK-1212 | 台 | 1 | |

【保管場所：107 運動広場管理棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-----------|-------------|----|----|----|
| 1 | サッカーゴール | 100-E791 | 台 | 1 | |
| 2 | オールアルミ指揮台 | T-2246 | 台 | 1 | |
| 3 | 物置 | イハハMBW-120H | 台 | 1 | |

【保管場所：108 総合案内所】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----------|--------------------|----|----|----|
| 1 | シンクテーブル | 浄水器・温水器付 | 台 | 1 | |
| 2 | 情報表示装置 | 大型液晶ディスプレイ(電子情報板) | 台 | 1 | |
| 3 | 傘立て | オカムラL972FB-64 | 台 | 2 | |
| 4 | 傘立て | オカムラL972FA-64 | 台 | 1 | |
| 5 | 情報表示装置 | | 台 | 1 | |
| 6 | ビデオデッキ | | 台 | 1 | |
| 7 | おむつ換えシート | | 台 | 1 | |
| 8 | ベンチ | NB-02-B | 台 | 1 | |
| 9 | ベビー専用チェア | BK-06FL | 台 | 1 | |
| 10 | カタログスタンド | イトーキLC-051-94 | 台 | 4 | |
| 11 | パーティション | イトーキFS65-1217A-4MA | 台 | 6 | |
| 12 | 机 | イトーキC4-2266KS-9494 | 台 | 4 | |
| 13 | 回転黒板 | | 台 | 1 | |

提供施設等一覧(物品)

【保管場所：112_花みどり文化センター】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-------------|-------------------|----|----|----|
| 1 | 清掃用具用カート | テラモトDS-227-020-0 | 台 | 2 | |
| 2 | 乾・湿両用掃除機 | ヤマザキE-129 | 台 | 2 | |
| 3 | 清掃機 | ウルトラ2W | 台 | 1 | |
| 4 | 自走歩行式 床洗浄機 | CLEAN21 | 台 | 1 | |
| 5 | 作業台 | イトーキWHH-6720 | 台 | 2 | |
| 6 | 傘袋スタンド | コクヨYTZ-K381T | 台 | 1 | |
| 7 | アンブレラスタンド | 80人用 | 台 | 2 | |
| 8 | 保管庫 | 植物標本保管庫 | 台 | 8 | |
| 9 | 棚 | 昆虫標本戸棚 | 台 | 1 | |
| 10 | 鉱物保管抽斗箱 | 宮澤MT-8W | 台 | 1 | |
| 11 | 収納棚 | イトーキEWS16460D-TE | 台 | 6 | |
| 12 | ローリングタワー | | 台 | 1 | |
| 13 | ホワイトボード | オカムラ4380FA-H01 | 台 | 1 | |
| 14 | 台車(会議テーブル用) | | 台 | 3 | |
| 15 | 作業用具入れ | | 台 | 4 | |
| 16 | 液晶モニター | | 台 | 8 | |
| 17 | 机 | | 台 | 4 | |
| 18 | ホワイトボード | オカムラ4W82AE-H81 | 台 | 2 | |
| 19 | 収納棚 | コクヨBWN-S69DF1 | 台 | 2 | |
| 20 | インフォセーバー | コクヨECT-FW16815F11 | 台 | 1 | |
| 21 | プリンター | NEC2360N | 台 | 1 | |
| 22 | 収納棚 | イトーキEWV-1896 | 台 | 1 | |
| 23 | パーソナルコンピュータ | WinXPProエプソンダイレクト | 台 | 1 | |
| 24 | スモーキングスタンド | | 台 | 1 | |
| 25 | AED | | 台 | 1 | |
| 26 | 屋外用テーブル | 屋外用 | 台 | 6 | |
| 27 | ゴミ集積ボックス | ヤマザキSDB1000H | 台 | 1 | |
| 28 | 昇降作業台 | UL25E | 台 | 1 | |
| 29 | プロジェクター | LVP-EX | 台 | 2 | |

【保管場所：115_盆栽展示苑管理棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----------|------------|----|----|----|
| 1 | 噴霧器 | 消毒用 動噴 | 台 | 1 | |
| 2 | 盆栽用具 | | 式 | 1 | |
| 3 | 掛け軸 | | 枚 | 5 | |
| 4 | 植木台 | 飾り台(大・中・小) | 台 | 1 | |
| 5 | 盆栽鉢(大) | | 個 | 31 | |
| 6 | 皐月(洗淋) | | 本 | 1 | |
| 7 | 皐月(日光) | | 本 | 1 | |
| 8 | 皐月(光の司) | | 本 | 1 | |
| 9 | ぼけ(東洋錦) | | 本 | 1 | |
| 10 | くちなし | | 本 | 2 | |
| 11 | こまゆみ | | 本 | 1 | |
| 12 | たちまゆみ | | 本 | 1 | |
| 13 | 琉球あせび | | 本 | 1 | |
| 14 | 大丁字がまずみ | | 本 | 1 | |
| 15 | ブナ | | 本 | 1 | |
| 16 | つた | | 本 | 1 | |
| 17 | 野梅 | | 本 | 1 | |
| 18 | 皐月(絞り朝顔) | | 本 | 1 | |
| 19 | 五葉松 | | 本 | 9 | |
| 20 | おおはまぼう | | 本 | 1 | |
| 21 | 五葉松(瑞祥) | | 本 | 1 | |
| 22 | 錦松 | | 本 | 2 | |
| 23 | 一位 | | 本 | 1 | |
| 24 | 百日紅 | | 本 | 1 | |
| 25 | もみじ(清玄) | | 本 | 1 | |
| 26 | かりん | | 本 | 1 | |

提供施設等一覧(物品)

【保管場所: 115_盆栽展示苑管理棟】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----------|----|----|----|----|
| 27 | 長寿梅 | | 本 | 1 | |
| 28 | 真柏 | | 本 | 3 | |
| 29 | 南京ハゼ | | 本 | 1 | |
| 30 | ハリツルマサキ | | 本 | 1 | |
| 31 | ヒメシャラ | | 本 | 2 | |
| 32 | オオイタビ | | 本 | 1 | |
| 33 | 黒松 | | 本 | 1 | |
| 34 | 台湾サッコウフジ | | 本 | 1 | |
| 35 | カマツカ | | 本 | 1 | |
| 36 | ハマヒサカキ | | 本 | 1 | |
| 37 | ブーゲンビレア | | 本 | 1 | |
| 38 | 寒グミ | | 本 | 1 | |
| 39 | イソザンショウ | | 本 | 1 | |
| 40 | ウバメガシ | | 本 | 1 | |
| 41 | 宮様カエデ | | 本 | 1 | |
| 42 | カリン | | 本 | 1 | |
| 43 | イワシデ | | 本 | 1 | |
| 44 | カエデ | | 本 | 2 | |
| 45 | ヤマモミジ | | 本 | 2 | |
| 46 | ケヤキ | | 本 | 2 | |
| 47 | 杜松 | | 本 | 1 | |
| 48 | 山桜 | | 本 | 1 | |
| 49 | ガジュマル | | 本 | 1 | |
| 50 | 山柿 | | 本 | 1 | |
| 51 | ソナレ | | 本 | 1 | |
| 52 | 蝦夷松 | | 本 | 1 | |
| 53 | イチヨウ | | 本 | 1 | |
| 54 | 榎 | | 本 | 1 | |
| 55 | 寒桜 | | 本 | 1 | |
| 56 | 丁字カズラ | | 本 | 1 | |
| 57 | 仏手柑 | | 本 | 1 | |
| 58 | 寒緋桜 | | 本 | 1 | |
| 59 | 山ぼうし | | 本 | 1 | |
| 60 | 梅(大湊) | | 本 | 1 | |
| 61 | 梅(大輪緋梅) | | 本 | 1 | |
| 62 | 梅(八重海棠) | | 本 | 1 | |
| 63 | 梅(東雲) | | 本 | 1 | |
| 64 | 梅(一重唐梅) | | 本 | 1 | |
| 65 | 梅(故郷の錦) | | 本 | 1 | |

【保管場所: 117_こもれび作業休憩所】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 丸机 | | | 3 | |

【保管場所: 118_こもれび作業小屋】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-----------|----------------|----|----|----|
| 1 | 卓上スライド丸のこ | 日立工機 C-12FS | 台 | 1 | |
| 2 | 糶摺り機 | 大竹製作所 FSE28 | 台 | 1 | |
| 3 | 臼 | | 台 | 1 | |
| 5 | ソフトウェア | アドビイラストレーターCS3 | 個 | 1 | |
| 6 | ソフトウェア | アドビフォトショップCS3 | 個 | 1 | |

【保管場所: 201_砂川口ガードマンボックス】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|------|--------------------|----|----|----|
| 1 | 簡易無線 | Panasonic EF-3221C | 台 | 1 | |

提供施設等一覧(物品)

【保管場所：236 西立川口ガードマンボックス】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-----------|------------------------|----|----|----|
| 1 | 簡易無線機 基地局 | Panasonic EF-3221CMNSA | 台 | 1 | |

【保管場所：園内各所】

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|------------|--------------------|----|----|----|
| 1 | 簡易無線機 携帯用 | Panasonic EK-3299C | 台 | 13 | |
| 2 | 無線電話装置 | 150MHz 1W | 台 | 5 | |
| 3 | 無線電話装置 | 150MHz 3W | 台 | 4 | |
| 6 | テント | 1間×2間 | 個 | 2 | |
| 7 | テント | 2間×3間 | 個 | 7 | |
| 9 | リヤカー | | 台 | 15 | |
| 10 | ステンレス加工A看板 | | 台 | 11 | |

リース物件（リスト）

| 種別 | 物件名 | 単位 | 数量 | |
|---------------------------|-------------|---------------|----|----|
| 車両 | ダイナダブルキャブ | 台 | 1 | |
| | ハイエース(15人乗) | 台 | 1 | |
| | ハイエース | 台 | 1 | |
| | ハイエースバン | 台 | 1 | |
| | ハイゼット | 台 | 1 | |
| | ハイゼットカーゴ | 台 | 1 | |
| | ハイゼット(軽トラ9) | 台 | 1 | |
| | タウンエース | 台 | 1 | |
| | ダイナ清掃ダンプ | 台 | 1 | |
| | ファンカーゴ1.3X | 台 | 1 | |
| | ファンカーゴ1.5G | 台 | 1 | |
| | ラクティス | 台 | 1 | |
| | ペイロード(新車) | 台 | 1 | |
| | 医療用機器 | 自動体外式除細動機 | 台 | 2 |
| | 事務用機器 | パソコン(FMV-830) | 台 | 4 |
| パソコン(FMV-C63) | | 台 | 6 | |
| パソコン(Inspiron640m) | | 台 | 2 | |
| ノートパソコン(Lenovo think Pad) | | 台 | 7 | |
| デスクトップパソコン(TinkcentreM55) | | 台 | 1 | |
| パソコン | | 台 | 2 | |
| サーバパソコン | | 台 | 1 | |
| 複写機(NEO385-75) | | 台 | 2 | |
| 複写機(NEO602-75) | | 台 | 2 | |
| 複写機(imagioNeo C285) | | 台 | 1 | |
| プリンター(LP-7900) | | 台 | 1 | |
| 印刷機(Priport850) | | 台 | 1 | |
| ファクシミリ(imagioNEO165) | | 台 | 1 | |
| 紙幣計算機(J710AJ) | | 台 | 4 | |
| 紙幣計算機(F-1500) | | 台 | 2 | |
| 卓上紙幣計算機 | | 台 | 2 | |
| 硬貨選別収納機 | | 台 | 2 | |
| タイムレコーダー | | 台 | 2 | |
| フォトIDシステム | | 台 | 4 | |
| 事務用備品 | | 机 | 台 | 24 |
| | イス | 脚 | 14 | |
| | テーブル | 台 | 5 | |
| | ワゴン | 台 | 47 | |
| | 収納庫 | 台 | 34 | |
| | デスクトップパネル | 式 | 1 | |
| | 応接セット | 式 | 1 | |
| テレビ台 | 台 | 1 | | |

備品以外の残存物品関係 (リスト)

| 番号 | 物品名 | 単位 | 数量 (園内各所) | 備考 |
|----|---------------------------|----|--------------|-----------------|
| 1 | コーン | 個 | 850 | |
| 2 | パー | 個 | 700 | |
| 3 | プランター | 個 | 300 | |
| 4 | イルミネーション(LED100球/本) | 本 | 1,690 | |
| 5 | イルミネーション(電飾看板・飾り型・水中ライト等) | 個 | 50 | |
| 6 | グラスツリー(シャンパンタワー) | 式 | 1 | タワー・台・水運び用の樽 |
| 7 | 折りたたみ椅子(屋内用) | 脚 | 350 | |
| 8 | 椅子(屋外用) | 脚 | 100 | |
| 9 | 折りたたみ机 | 台 | 80 | |
| 10 | 柵 | 台 | 50 | |
| 11 | バリケード(プラスチック) | 台 | 50 | |
| 12 | 看板 | 枚 | 50 | |
| 13 | ベンチ | 脚 | 100 | |
| 14 | スコップ | 個 | 120 | |
| 15 | 拡声器 | 個 | 20 | |
| 16 | 懐中電灯 | 個 | 30 | |
| 17 | 誘導棒 | 個 | 40 | |
| 18 | 蛍光ベスト | 着 | 40 | |
| 19 | 投光器(手持ち用) | 個 | 80 | |
| 20 | スプリンクラー | 台 | 40 | |
| 21 | 木杭(小) | 本 | 150 | |
| 22 | 木杭(大) | 本 | 200 | |
| 23 | 擬木 | 本 | 250 | |
| 24 | 防風ネット | 枚 | 120 | |
| 25 | 花畑用支柱 | 本 | 800 | |
| 27 | 鉄ピン(小) | 本 | 100 | |
| 28 | 鉄ピン(大) | 本 | 200 | |
| 29 | 盆栽鉢(小) | 個 | 100 | |
| 30 | 農具 | 式 | 1 | |
| 31 | 茶道具 | 式 | 1 | |
| 32 | 灰皿 | 台 | 18 | 日本たばこ産業株式会社より寄贈 |
| 33 | 自動体外式除細動機 | 台 | 5 | |

貸与車両の使用状況・維持管理状況

【H27】

提供施設等使用実績報告書

2015年 4月分 (自日) 4月 1日
(至日) 4月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 562km | 21日 | 83時間10分 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 493km | 23日 | 71時間50分 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | ゴミ回収 | 192km | 14日 | 70時間10分 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 313km | 17日 | 65時間40分 | | | |
| イズス散水車 | 多摩800す94-95 | 園内灌水 | 21km | 2日 | 3時間 | | | |
| イズス路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 21km | 1日 | 4時間30分 | | | |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 42km | 9日 | 26時間 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 56km | 10日 | 61時間 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 247km | 30日 | 249時間 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 27.4km | 8日 | 28時間 | | | |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 865km | 27日 | 103時間10分 | | | |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 440km | 19日 | 48時間20分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 158km | 14日 | 24時間 | | | |

提供施設等使用実績報告書

2015年 5月分 (自日) 5月 1日
(至日) 5月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|---------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 486km | 25日 | 76時間30分 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 607km | 25日 | 81時間40分 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | ゴミ回収 | 99km | 11日 | 41時間20分 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 410km | 20日 | 77時間50分 | | | |
| イズス散水車 | 多摩800す94-95 | 園内灌水 | 67km | 5日 | 17時間30分 | | | |
| イズス路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 落葉清掃 | 52km | 4日 | 12時間 | | | |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 93km | 13日 | 35時間 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 42km | 9日 | 55時間 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 250km | 31日 | 261時間 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 29.7km | 9日 | 32時間 | | | |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 846km | 29日 | 90時間30分 | | | |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 285km | 12日 | 33時間40分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 106km | 10日 | 21時間 | | | |

提供施設等使用実績報告書

2015年 6月分 (自) 6月 1日
(至) 6月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|--------------|----------------------------|--------|---------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 389km | 22日 | 54時間30分 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 458km | 21日 | 71時間10分 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 178km | 9日 | 22時間 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 405km | 22日 | 77時間40分 | | | | 植物 |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 花壇灌水 | 20km | 1日 | 5時間 | | | | 植物 |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 落葉清掃 | 15km | 2日 | 5時間 | | | | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 12km | 3日 | 6時間30分 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 堆肥運搬 清掃作業 | 53km | 6日 | 22時間 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 152km | 20日 | 157時間 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 46.9km | 14日 | 28時間 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 691km | 30日 | 82時間50分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 304km | 12日 | 35時間 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 88km | 9日 | 13時間10分 | | | | 企画 |

提供施設等使用実績報告書

2015年 7月分 (自) 7月 1日
(至) 7月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 園内取材対応 | 601km | 28日 | 100時間20分 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 684km | 29日 | 101時間20分 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 227km | 10日 | 33時間30分 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 236km | 13日 | 42時間30分 | | | 修理中 | 植物 |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 189km | 10日 | 52時間 | | | | 植物 |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 62km | 5日 | 12時間 | | | | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 75km | 12日 | 29時間30分 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 園内清掃 | 63km | 5日 | 12時間30分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 83km | 10日 | 78時間 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作成 | 67.6km | 23日 | 85時間 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 707km | 31日 | 88時間20分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 592km | 22日 | 85時間20分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 100km | 9日 | 14時間 | | | | 企画 |

提供施設等使用実績報告書

2015年 8月分 (自) 8月 1日
(至) 8月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|---------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 園内作業 | 514km | 28日 | 120時間40分 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 651km | 29日 | 101時間10分 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 209km | 8日 | 29時間30分 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | | 0km | 0日 | 0時間 | | 修理のため使用せず | | 植物 |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 117km | 7日 | 45時間 | | | | 植物 |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 草刈り・草回収 | 110km | 15日 | 44時間 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 日本庭園作業 | 36km | 9日 | 22時間40分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 126km | 16日 | 125時間 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 68.7km | 21日 | 85時間30分 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 602km | 28日 | 64時間30分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 635km | 27日 | 84時間30分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 151km | 15日 | 25時間 | | | | 企画 |

提供施設等使用実績報告書

2015年 9月分 (自) 9月 1日
(至) 9月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 園内作業 | 477km | 26日 | 106時間50分 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 694km | 24日 | 99時間50分 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 237km | 13日 | 32時間30分 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 357km | 17日 | 72時間 | | | | 植物 |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 清掃作業 | 13km | 3日 | 7時間30分 | | | | 植物 |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 清掃作業 | 88km | 3日 | 6時間 | | | | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 103km | 13日 | 38時間40分 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 清掃作業 | 30km | 9日 | 15時間30分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 135km | 15日 | 110時間 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 40.1km | 10日 | 46時間 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 514km | 25日 | 57時間30分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 607km | 24日 | 75時間20分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 147km | 10日 | 16時間20分 | | | | 企画 |

提供施設等使用実績報告書

2015年 10月分 (自日) 10月 1日
(至日) 10月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 577km | 26日 | 145時間30分 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 836km | 27日 | 126時間 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 465km | 21日 | 90時間 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 289km | 14日 | 119時間25分 | | | | 植物 |
| イズス散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 32km | 1日 | 1時間30分 | | | | 植物 |
| イズス路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 114km | 18日 | 74時間30分 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 75km | 10日 | 30時間30分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 237km | 29日 | 232時間 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 42.9km | 16日 | 42時間30分 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 799km | 30日 | 89時間30分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 888km | 28日 | 102時間 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 315km | 18日 | 41時間10分 | | | | 企画 |

提供施設等使用実績報告書

2015年 11月分 (自日) 11月 1日
(至日) 11月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 605km | 27日 | 136時間 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 704km | 25日 | 96時間05分 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 315km | 15日 | 62時間30分 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず | 植物 |
| イズス散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 3km | 1日 | 3時間 | | | | 植物 |
| イズス路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 20km | 1日 | 3時間 | | | | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 131km | 15日 | 45時間30分 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 98km | 9日 | 34時間30分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 188km | 25日 | 187時間30分 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 35.4km | 12日 | 17時間30分 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 799km | 27日 | 87時間30分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 783km | 28日 | 114時間50分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 218km | 15日 | 45時間20分 | | | | 企画 |

提供施設等使用実績報告書

2015年 12月分 (自日) 12月 1日
(至日) 12月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 484km | 26日 | 122時間50分 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 587km | 25日 | 131時間30分 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 279km | 18日 | 72時間30分 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 440km | 23日 | 88時間25分 | | | | 植物 |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 29km | 4日 | 12時間30分 | | | | 植物 |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 34km | 1日 | 1時間30分 | | | | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 128km | 16日 | 48時間 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 52km | 6日 | 10時間30分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 132km | 18日 | 134時間30分 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 29.1km | 13日 | 29時間30分 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 689km | 26日 | 82時間20分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 660km | 26日 | 103時間40分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 216km | 20日 | 59時間30分 | | | | 企画 |

提供施設等使用実績報告書

2016年 1月分 (自日) 1月 2日
(至日) 1月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 401km | 20日 | 74時間05分 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 687km | 29日 | 133時間25分 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 283km | 16日 | 53時間45分 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 355km | 18日 | 86時間 | | | | 植物 |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 6km | 1日 | 1時間 | | | | 植物 |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 170km | 15日 | 75時間 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 14km | 4日 | 3時間 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 191km | 26日 | 195時間 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 48.1km | 11日 | 35時間 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 752km | 24日 | 76時間35分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 517km | 23日 | 114時間20分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 110km | 12日 | 24時間10分 | | | | 企画 |

提供施設等使用実績報告書

2016年 2月分 (自日) 2月 1日
(至日) 2月 29日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|---------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 369km | 19日 | 65時間30分 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 490km | 26日 | 83時間10分 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 52km | 3日 | 13時間50分 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 292km | 17日 | 69時間 | | | | 植物 |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 17km | 2日 | 5時間30分 | | | | 植物 |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 35km | 3日 | 7時間 | | | | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 園内作業 | 53km | 5日 | 10時間30分 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 39km | 6日 | 12時間50分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 151km | 20日 | 150時間 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 32.3km | 12日 | 32時間 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 527km | 22日 | 58時間50分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 676km | 25日 | 82時間50分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 116km | 10日 | 34時間 | | | | 企画 |

提供施設等使用実績報告書

2016年 3月分 (自日) 3月 1日
(至日) 3月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 | 担当 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|---------|-------|-------------------|------|----|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 327km | 20日 | 62時間30分 | | | | 総務 |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 513km | 25日 | 78時間30分 | | | | 総務 |
| イストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 231km | 12日 | 40時間 | | | | 施設 |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 275km | 18日 | 42時間50分 | | | | 植物 |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 36km | 1日 | 3時間 | | | | 植物 |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 17km | 2日 | 5時間 | | | | 施設 |
| 三菱農芥車 | 多摩800せ8-89 | 園内作業 | 73km | 10日 | 26時間30分 | | | | 施設 |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 515km | 11日 | 65時間30分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 199km | 27日 | 216時間 | | | | 施設 |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 90.4km | 9日 | 23時間30分 | | | | 施設 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 560km | 23日 | 63時間30分 | | | | 総務 |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 568km | 20日 | 73時間20分 | | | | 施設 |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 140km | 14日 | 30時間10分 | | | | 企画 |

【H28】

提供施設等使用実績報告書

2016年 4月分 (自日) 4月 1日
(至日) 4月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 368 km | 23 日 | 71時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 658 km | 25 日 | 77時間50分 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | ゴミ回収 | 188 km | 11 日 | 40時間40分 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 356 km | 21 日 | 95時間30分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内灌水 | 0 km | 0 日 | 0時間 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 12 km | 1 日 | 1時間 | | | |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 105 km | 17 日 | 42時間 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 34 km | 5 日 | 5時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 139 km | 18 日 | 147時間 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 30.5 km | 10 日 | 34時間 | | | |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 300 km | 21 日 | 44時間30分 | | | |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 878km | 28 日 | 110時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 84km | 6 日 | 15時間 | | | |

提供施設等使用実績報告書

2016年 5月分 (自日) 5月 1日
(至日) 5月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 399 km | 24 日 | 80時間30分 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 639 km | 26 日 | 103時間30分 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | ゴミ回収 | 227 km | 10 日 | 31時間30分 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 427 km | 23 日 | 133時間00分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内灌水 | 43 km | 3 日 | 8時間00分 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 落葉清掃 | 0 km | 0 日 | 0 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 64 km | 11 日 | 28時間00分 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 73 km | 13 日 | 53時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 165 km | 20 日 | 153時間30分 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 49.2 km | 9 日 | 44時間30分 | | | |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 662 km | 24 日 | 50時間00分 | | | |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 797 km | 26 日 | 109時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 91 km | 7 日 | 17時間00分 | | | |

提供施設等使用実績報告書

2016年 6月分 (自) 6月 1日
(至) 6月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 258 km | 20日 | 45時間30分 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 350 km | 21日 | 57時間20分 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 189 km | 11日 | 86時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 276 km | 19日 | 93時間30分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 花壇灌水 | 85 km | 5日 | 26時間 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 落葉清掃 | 34 km | 1日 | 2時間 | | | |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 58 km | 9日 | 15時間 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 堆肥運搬 清掃作業 | 89 km | 5日 | 20時間 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 82 km | 10日 | 83時間 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 41.5 km | 6日 | 22時間 | | | |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 463 km | 19日 | 35時間20分 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 752 km | 27日 | 118時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 50 km | 6日 | 9時間30分 | | | |

提供施設等使用実績報告書

2016年 7月分 (自) 7月 1日
(至) 7月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 園内取材対応 | 423 km | 28日 | 67時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 561 km | 25日 | 91時間 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 176 km | 8日 | 55時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 417 km | 19日 | 122時間50分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 115 km | 8日 | 49時間 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 16 km | 1日 | 3時間 | | | |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 60 km | 8日 | 20時間 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 園内清掃 | 41 km | 8日 | 14時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 18 km | 2日 | 2時間 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作成 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 435 km | 24日 | 41時間40分 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 939 km | 30日 | 122時間40分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 91 km | 7日 | 18時間 | | | |

提供施設等使用実績報告書

2016年 8月分 (自) 8月 1日
(至) 8月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|---------|------------------------|--------|----------|-------|-------------------|---------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 園内作業 | 680 km | 28日 | 102時間30分 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 710 km | 28日 | 99時間30分 | | | |
| イズトラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 229 km | 12日 | 41時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 459 km | 22日 | 124時間50分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 57 km | 6日 | 36時間 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 草刈り・草回収 | 115 km | 16日 | 39時間30分 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 日本庭園作業 | 23 km | 5日 | 5時間 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 6 km | 1日 | 2時間 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 旧車 使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 288 km | 23日 | 24時間10分 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 901 km | 26日 | 107時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 141 km | 9日 | 20時間30分 | | | |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|--------|----|--------|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 3.6 km | 3日 | 5時間20分 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|--------|----|--------|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2016年 9月分 (自) 9月 1日
(至) 9月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|------------------------|--------|----------|-------|-------------------|---------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 園内作業 | 535 km | 27日 | 87時間50分 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 717 km | 24日 | 86時間30分 | | | |
| イズトラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 244 km | 12日 | 42時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 374 km | 18日 | 98時間20分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 清掃作業 | 5 km | 2日 | 5時間 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 清掃作業 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 66 km | 10日 | 22時間30分 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 清掃作業 | 12 km | 4日 | 4時間50分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 71 km | 6日 | 20時間10分 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 旧車 使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 372 km | 22日 | 81時間10分 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 666 km | 25日 | 140時間50分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 106 km | 10日 | 14時間 | | | |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|-------|-----|---------|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 35 km | 14日 | 43時間30分 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|-------|-----|---------|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2016年 10月分 (自) 10月 1日
(至) 10月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|----------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンパン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 384 km | 15日 | 67時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 594 km | 25日 | 124時間 | | | |
| イズトラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 444 km | 20日 | 111時間20分 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 408 km | 20日 | 115時間30分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 4 km | 3日 | 7時間30分 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 104 km | 15日 | 29時間30分 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 54 km | 9日 | 18時間 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 234 km | 15日 | 44時間30分 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 旧車 使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 497 km | 24日 | 50時間40分 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 点検の為使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 752 km | 21日 | 90時間10分 | | | |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|---------|-----|---------|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 30.9 km | 12日 | 37時間20分 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|---------|-----|---------|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2016年 11月分 (自) 11月 1日
(至) 11月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|--------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンパン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 272 km | 15日 | 39時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 331 km | 22日 | 79時間 | | | |
| イズトラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 297 km | 16日 | 48時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 377 km | 20日 | 111時間30分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 72 km | 7日 | 14時間20分 | | | |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 129 km | 15日 | 33時間30分 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 188 km | 17日 | 62時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 3 km | 1日 | 3時間 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 旧車使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 332 km | 19日 | 44時間20分 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 845 km | 29日 | 114時間40分 | | | |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|---------|----|---------|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 22.7 km | 6日 | 17時間40分 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|---------|----|---------|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2016年 12月分 (自) 12月 1日
(至) 12月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|---------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 264 km | 17日 | 63時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 509 km | 27日 | 132時間 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 271 km | 13日 | 38時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 354 km | 20日 | 107時間 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 0 km | 0日 | 0時間 0分 | | | 使用せず |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 30 km | 2日 | 0時間40分 | | | |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 155 km | 19日 | 42時間30分 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 55 km | 7日 | 17時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 309 km | 18日 | 32時間 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 215 km | 12日 | 29時間10分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 551 km | 19日 | 69時間40分 | | | |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|---------|----|---------|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 27.6 km | 8日 | 27時間30分 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|---------|----|---------|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2017年 1月分 (自) 1月 2日
(至) 1月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 70 km | 7日 | 17時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 510 km | 21日 | 104時間30分 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 206 km | 10日 | 27時間30分 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 349 km | 16日 | 92時間10分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 25 km | 2日 | 3時間 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 除草作業 | 68 km | 11日 | 22時間30分 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 32 km | 4日 | 4時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 10.4 km | 3日 | 9時間 | | | 旧車 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 244 km | 14日 | 23時間30分 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 323 km | 19日 | 61時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 438 km | 21日 | 66時間 | | | |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|---------|-----|------|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 34.9 km | 14日 | 38時間 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|---------|-----|------|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2017年 2月分 (自) 2月 1日
(至) 2月 28日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|---------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンパン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 49 km | 5日 | 6時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 486 km | 20日 | 101時間 | | | |
| イズトラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 85 km | 5日 | 15時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 288 km | 16日 | 80時間30分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 9 km | 1日 | 4時間 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 1 km | 2日 | 4時間30分 | | | |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 園内作業 | 60 km | 8日 | 11時間 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 7 km | 1日 | 2時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 6.6 km | 4日 | 8時間30分 | | | 旧車 |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 354 km | 19日 | 38時間 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 254 km | 16日 | 41時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 21 km | 2日 | 2時間10分 | | | |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|---------|----|---------|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 25.7 km | 8日 | 26時間30分 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|---------|----|---------|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2017年 3月分 (自) 3月 1日
(至) 3月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|---------|-------|-------------------|------------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンパン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 213 km | 17日 | 47時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 495 km | 22日 | 75時間20分 | | | |
| イズトラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 312 km | 8日 | 24時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 334 km | 17日 | 86時間 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 30 km | 1日 | 30分 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 園内作業 | 61 km | 6日 | 15時間30分 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 67 km | 6日 | 11時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 19 km | 2日 | 3時間30分 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 0 km | 0日 | 0時間 | | | 旧車 使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 394 km | 23日 | 38時間30分 | | | |
| 小型船舶 | | | km | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 320 km | 18日 | 45時間20分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 49 km | 7日 | 7時間30分 | | | |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|--------|----|-----|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 8.1 km | 2日 | 6時間 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|--------|----|-----|--|--|----|

【H29】

提供施設等使用実績報告書

2017年 4月分 (自) 4月 1日
(至) 4月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 67 km | 6 日 | 11時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 406 km | 22 日 | 50時間 | | | |
| イズトラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | ゴミ回収 | 121 km | 7 日 | 13時間20分 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 394 km | 18 日 | 109時間30分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内灌水 | 0 km | 0 日 | 0時間 | | | 使用せず |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 0 km | 0 日 | 0時間 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 38 km | 7 日 | 14時間30分 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 31 km | 8 日 | 15時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 0 km | 0 日 | 0時間 | | | 使用せず |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 0 km | 0 日 | 0時間 | | | 使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 339 km | 24 日 | 47時間50分 | | | |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 493 km | 18 日 | 82時間 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 0 km | 0 日 | 0時間 | | | 使用せず |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|---------|-----|------|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 11.8 km | 5 日 | 13時間 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|---------|-----|------|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2017年 5月分 (自) 5月 1日
(至) 5月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 121 km | 12 日 | 14時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 356 km | 19 日 | 64時間50分 | | | |
| イズトラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | ゴミ回収 | 282 km | 19 日 | 28時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 484 km | 20 日 | 125時間20分 | | | |
| イズ散水車 | 多摩800す94-95 | 園内灌水 | 103 km | 7 日 | 44時間30分 | | | |
| イズ路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 落葉清掃 | 0 km | 0 日 | 0 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 120 km | 15 日 | 35時間 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | ゴミ回収 | 39 km | 9 日 | 30時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 99 km | 13 日 | 43時間30分 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 0 km | 0 日 | 0時間 | | | 使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 238 km | 20 日 | 3時30分 | | | |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 838 km | 29 日 | 179時間 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 5 km | 1 日 | 0時間00分 | | | |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|---------|-----|---------|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 25.5 km | 7 日 | 26時間30分 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|---------|-----|---------|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2017年 6月分 (自日) 6月 1日
(至日) 6月 30日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------------|----------------------------|--------|----------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 取材対応 | 158km | 15日 | 14時間40分 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 346km | 21日 | 71時間50分 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 233km | 10日 | 33時間 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 454km | 20日 | 127時間50分 | | | |
| イズス散水車 | 多摩800す94-95 | 花壇灌水 | 108km | 6日 | 41時間30分 | | | |
| イズス路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 落葉清掃 | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 15km | 2日 | 5時間 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 堆肥運搬 清掃作業 | 9km | 2日 | 3時間30分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 105km | 8日 | 31時間 | | | |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 251km | 18日 | 27時間50分 | | | |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 680km | 25日 | 127時間40分 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|--------|-----|-----|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 5.9 km | 1 日 | 2時間 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|--------|-----|-----|--|--|----|

提供施設等使用実績報告書

2017年 7月分 (自日) 7月 1日
(至日) 7月 31日

| 提供施設等品名 | 提供施設番号等 | 主な作業内容 | 主な作業の 作業量 (走行キロ数)/km | 稼働状況 | | 維持修理費 | 主な修理箇所 及び取替部品名 | 摘要 |
|-----------------------|-------------|--------|----------------------------|--------|---------|-------|-------------------|------|
| | | | | 運行日数/日 | 運転時間 | | | |
| クラウンバン | 多摩46つ19-06 | 園内取材対応 | 350km | 22日 | 47時間 | | | |
| ハイエース(青) | 多摩34と88-28 | 園内作業 | 468km | 26日 | 91時間10分 | | | |
| イズストラック(ユニック付) | 多摩100す16-74 | 園内作業 | 268km | 16日 | 35時間50分 | | | |
| ミニキャブ軽ダンプ | 多摩41う79-34 | 園内作業 | 488km | 19日 | 108時間 | | | |
| イズス散水車 | 多摩800す94-95 | 園内作業 | 218km | 14日 | 79時間30分 | | | |
| イズス路面清掃車 | 多摩88せ92-58 | 路面清掃 | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| 三菱塵芥車 | 多摩800せ8-89 | 落葉清掃 | 72km | 12日 | 23時間 | | | |
| トヨタダンプ | 多摩100さ13-68 | 園内清掃 | 48km | 11日 | 16時間 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41さ43-01 | 園内移動 | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作成 | 1.6km | 1日 | 3時間 | | | |
| サクシード | 多摩400そ61-67 | 保安業務 | 483km | 26日 | 11時間10分 | | | |
| 小型船舶 | | | | | | | | 使用せず |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ76-89 | 園内移動 | 972km | 29日 | 142時間 | | | |
| ハイゼットカーゴ電気 | 多摩41こ43-02 | 園内移動 | 0km | 0日 | 0時間 | | | 使用せず |

<参考> リース:ペイローダー(新車)

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|------|--------|-----|-----|--|--|----|
| コマツ小型建設機械 (ペイローダー) | — | 堆肥作業 | 8.5 km | 3 日 | 8時間 | | | 新車 |
|-----------------------|---|------|--------|-----|-----|--|--|----|

※H29年度は7月までの実績値

園内施設利用状況

■ うんどう広場利用件数

(単位：件数)

| 月 | H27 | H28 | H29 |
|-----|-----|-----|----------|
| 4月 | 1 | 2 | 1 |
| 5月 | 9 | 2 | 4 |
| 6月 | 9 | 6 | 8 |
| 7月 | 3 | 5 | 3 |
| 8月 | 3 | 1 | |
| 9月 | 1 | 1 | |
| 10月 | 5 | 3 | |
| 11月 | 9 | 4 | |
| 12月 | 9 | 9 | |
| 1月 | 4 | 5 | |
| 2月 | 7 | 5 | |
| 3月 | 3 | 4 | |
| 計 | 63 | 47 | 16(7月まで) |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

■ ペット持ち込み数

(単位：頭)

| 月 | H27 | H28 | H29 |
|-----|--------|--------|--------------|
| 4月 | 9,009 | 11,156 | 11,681 |
| 5月 | 7,537 | 9,999 | 8,913 |
| 6月 | 4,101 | 3,873 | 4,462 |
| 7月 | 1,505 | 3,312 | 2,583 |
| 8月 | 1,921 | 2,293 | |
| 9月 | 5,976 | 3,565 | |
| 10月 | 9,624 | 10,660 | |
| 11月 | 7,848 | 9,102 | |
| 12月 | 5,468 | 7,513 | |
| 1月 | 4,899 | 6,152 | |
| 2月 | 4,348 | 5,520 | |
| 3月 | 5,915 | 6,522 | |
| 計 | 68,151 | 79,667 | 27,639(7月まで) |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

■花みどり文化センター利用者数

(単位：人)

| | H27 | H28 | H29 |
|-----|---------|---------|--------------|
| 4月 | 33,299 | 27,209 | 28,606 |
| 5月 | 50,023 | 40,645 | 35,419 |
| 6月 | 16,129 | 14,034 | 19,994 |
| 7月 | 10,598 | 13,559 | 14,534 |
| 8月 | 14,586 | 18,021 | |
| 9月 | 28,740 | 16,810 | |
| 10月 | 32,129 | 25,435 | |
| 11月 | 45,433 | 39,520 | |
| 12月 | 14,232 | 14,038 | |
| 1月 | 12,293 | 12,747 | |
| 2月 | 13,818 | 14,418 | |
| 3月 | 34,386 | 28,934 | |
| 合計 | 305,666 | 265,370 | 98,553(7月まで) |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

■花みどり文化センター利用状況

【H27】

(単位：件数)

| | 貸出件数 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|------|------|-----|------|------|------|
| | ギャラリー1 | ギャラリー2 | ギャラリー3 | ギャラリー4 | ギャラリー5 | ギャラリー1~5 (付属ギャラリーabc 含む) | ギャラリー3~5 (付属ギャラリーab含 む) | ギャラリー3~5 (付属ギャラリーa含 む) | ギャラリー4~5 (付属ギャラリーa含 む) | 講義室a | 講義室b | 研修室 | テラス1 | テラス2 | テラス3 |
| 4月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 |
| 5月 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 10 | 1 | 27 | 0 | 2 | 0 |
| 6月 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 |
| 7月 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 10 | 0 | 18 | 0 | 1 | 0 |
| 8月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| 9月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 |
| 10月 | 7 | 20 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 11 | 0 | 17 | 0 | 1 | 0 |
| 11月 | 3 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 13 | 3 | 17 | 0 | 0 | 0 |
| 12月 | 5 | 0 | 0 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 15 | 2 | 0 | 0 |
| 1月 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 19 | 0 | 0 | 0 |
| 2月 | 0 | 10 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 |
| 3月 | 15 | 12 | 7 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 40 | 57 | 25 | 15 | 8 | 3 | 0 | 0 | 9 | 127 | 4 | 217 | 2 | 4 | 0 |

【H28】

| | 貸出件数 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------|------|-----|------|------|------|
| | ギャラリー1 | ギャラリー2 | ギャラリー3 | ギャラリー4 | ギャラリー5 | ギャラリー1~5 (付属ギャラリーabc 含む) | ギャラリー3~5 (付属ギャラリーab含 む) | ギャラリー3~5 (付属ギャラリーa含 む) | ギャラリー4~5 (付属ギャラリーa含 む) | 講義室a | 講義室b | 研修室 | テラス1 | テラス2 | テラス3 |
| 4月 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 16 | 0 | 1 | 0 |
| 5月 | 7 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 11 | 1 | 17 | 0 | 1 | 0 |
| 6月 | 17 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 10 | 0 | 19 | 0 | 1 | 0 |
| 7月 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 |
| 8月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 9月 | 7 | 12 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| 10月 | 4 | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 14 | 0 | 1 | 0 |
| 11月 | 17 | 14 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 | 19 | 0 | 2 | 2 |
| 12月 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 13 | 2 | 0 | 0 |
| 1月 | 12 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 |
| 2月 | 3 | 14 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 3月 | 9 | 13 | 6 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 | 15 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 78 | 68 | 26 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 7 | 126 | 1 | 185 | 2 | 6 | 2 |

【H29(7月まで)】

| | 貸出件数 | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------|------|-----|------|------|------|
| | ギャラリー1 | ギャラリー2 | ギャラリー3 | ギャラリー4 | ギャラリー5 | ギャラリー1~5 (付属ギャラリーabc 含む) | ギャラリー3~5 (付属ギャラリーab含 む) | ギャラリー3~5 (付属ギャラリーa含 む) | ギャラリー4~5 (付属ギャラリーa含 む) | 講義室a | 講義室b | 研修室 | テラス1 | テラス2 | テラス3 |
| 4月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 1 | 15 | 0 | 1 | 0 |
| 5月 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 16 | 0 | 1 | 0 |
| 6月 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 |
| 7月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 1 | 15 | 0 | 1 | 0 |
| 計 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 51 | 2 | 58 | 0 | 3 | 0 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

■ 歆楓亭利用者数

| 年度 | 件数 |
|-----------|----|
| H27 | 26 |
| H28 | 13 |
| H29(7月まで) | 7 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

危機管理対応実績<事故対応>

<事故>

<件>

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 平成27年度 | 6 | 3 | | 2 | | 7 | | 2 | 3 | | | 1 |
| 平成28年度 | 1 | 6 | | 2 | 1 | | 3 | 2 | 3 | 2 | | 3 |
| 平成29年度 | 5 | 8 | 6 | | | | | | | | | |

<車両事故>

<件>

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 平成27年度 | 1 | 4 | | | 1 | 1 | | 1 | | | | 1 |
| 平成28年度 | 2 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | | |
| 平成29年度 | | 1 | | 2 | | | | | | | | |

<病気>

<件>

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 平成27年度 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | | | | |
| 平成28年度 | 2 | 2 | 3 | 4 | 1 | | | 2 | | | | |
| 平成29年度 | 2 | 4 | 1 | 1 | | | | | | | | |

<事件>

<件>

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 平成27年度 | | 1 | | | | | | | | | | |
| 平成28年度 | | 3 | | 3 | 1 | 2 | 2 | | | | | |
| 平成29年度 | 1 | | | 1 | | | | | | | | |

<その他>

<件>

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 平成27年度 | 4 | 2 | 1 | 4 | 5 | 2 | 2 | 2 | | | | 1 |
| 平成28年度 | 3 | 2 | | 6 | 1 | 1 | 4 | 1 | 2 | | | 3 |
| 平成29年度 | 6 | 6 | 4 | 3 | | | | | | | | |

入園券セット券等提携先

平成 29 年度までのセット券等提携先の実績は以下のとおり。

なお、平成 30 年度以降においては、入園料に関する試行により、提携先または料金体系に変更が生じる可能性がある。変更が生じる場合は通知する。

■提携先一覧

・昭和天皇記念館

(税込)

| 種類 | | 販売額 | 内訳 | |
|---------|----------------------|-------|--------|---------------------|
| | | | 公園入園料金 | 記念館入園料金 |
| 大人 | セット券 | 720 円 | 410 円 | 310 円 (通常 510 円) |
| | シルバーセット券 (65 歳以上) | 520 円 | 210 円 | 310 円 (通常 410 円) |
| | 団体セット券 | 550 円 | 290 円 | 260 円 (通常 360 円) |
| 大学生・高校生 | セット券 | 590 円 | 410 円 | 180 円 (通常 300 円) |
| | 団体セット券 | 440 円 | 290 円 | 150 円 (通常 210 円) |
| 中学生・小学生 | セット券 | 140 円 | 80 円 | 60 円 (通常 100 円) |
| | 団体セット券 | 100 円 | 50 円 | 50 円 (通常 70 円) |

・多摩モノレール

(税込)

| 種類 | | 販売額 | 内訳 | |
|---------------|------|-------|--------------------|---------------------|
| | | | 公園入園料金 (入園券引換券) | 多摩モノレール 一日乗車券 |
| 大人 (高校生以上) | セット券 | 920 円 | 410 円 | 510 円 (通常 870 円) |

・提携先ホテル一覧 (入園券付き宿泊プラン)

| ホテル名 |
|-----------|
| パレスホテル立川 |
| 立川グランドホテル |

職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

1. 4月～12月、3月【平日における概ねの配置人員数】

合計 30人～45人程度

| | | | | |
|-------|------|--|------------|-----------|
| 立川口 | リーダー | ゲート・発券 | 持込口 | 保安 |
| | 0～2人 | 2～3人 | 1人 | 0～1人 |
| アルバイト | | 0～3人 | | |
| 西立川口 | リーダー | ゲート・発券 | 持込口 | 保安 |
| | 0～2人 | 2～3人 | 1人 | 0～1人 |
| アルバイト | | 0～6人※内2名はそれぞれ昭島口・西立持込口に午前のみ勤務(プール期間のみ) | | |
| 砂川口 | リーダー | ゲート・発券 | 総合案内所 | |
| | 0～1人 | 1～2人 | 1人 | |
| アルバイト | | 0～1人 | | |
| | | 記念館口 GB | | 1人 |
| 昭島口 | 1人 | 日本庭園 | 花木園 展示棟 | 森の家 |
| | | 3～4人 | 1人 | 2人 |
| 玉川上水口 | 1人 | | ニュースポーツ | 森の 救護室 |
| | | | 1人 | 0人 |
| | | 巡回サービス | 中央管理棟 | 迷子センター |
| | | 4～6人 | 1人 | 0人 |
| | | 西立 GB | 砂川 GB | ドッグラン |
| | | 1人 | 1人 | 1～2人 |
| | | 水あそび広場 | | |
| | | 1人※供用期間中 | | |

2. 4月～12月、3月【土・日・祝日における概ねの配置人員数】

合計 40～65人程度

| | | | | |
|-------|---|----------------|------------------|--------------------|
| 立川口 | リーダー 1～2人 | ゲート・発券 2～5人 | 持込口 1人 | 保安 0～1人 |
| | アルバイト 0～5人 | | | |
| 西立川口 | リーダー 1～2人 | ゲート・発券 2～5人 | 持込口 1人 | 保安 0～1人 |
| | アルバイト 0～9人※内2名はそれぞれ昭島口・西立持込口に午前のみ勤務(プール期間のみ) | | | |
| 砂川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 1～2人 | | 総合案内所 1人 |
| | アルバイト 0～2人 | | | 記念館口 GB 1人 |
| 昭島口 | 1人 | 日本庭園 3～7 | 花木園 展示棟 1人 | 森の家 2～3人 |
| | | | | 森の 救護室 0～2人 |
| 玉川上水口 | 1人 | | ニュースポーツ 1～2人 | 巡回サービス 6～8人 |
| | | | | 中央管理棟 1人 |
| | | | | 迷子センター 0～2人 |
| | | | | 西立 GB 1人 |
| | | | | 砂川 GB 1人 |
| | | | | ドッグラン 1～2人 |
| | | | | 水あそび広場 1人※供用期間中 |

3. 1月～2月【平日における概ねの配置人員数】

合計 30～40人程度

| | | | | |
|-------|-------------|----------------|------------------|-----------------|
| 立川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 2人 | 持込口 1人 | 保安 0～1人 |
| | アルバイト 0人 | | | |
| 西立川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 2人 | 持込口 1人 | 保安 0～1人 |
| | アルバイト 0人 | | | |
| 砂川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 0～1人 | | 総合案内所 1人 |
| | アルバイト 0人 | | | 記念館口 GB 1人 |
| 昭島口 | 1人 | 日本庭園 3人 | 花木園 展示棟 1人 | 森の家 1～3人 |
| | | | | 森の 救護室 0人 |
| 玉川上水口 | 1人 | | ニュースポーツ 1人 | 巡回サービス 4～6人 |
| | | | | 中央管理棟 1人 |
| | | | | 迷子センター 0人 |
| | | | | 西立 GB 1人 |
| | | | | 砂川 GB 1人 |
| | | | | ドッグラン 1～2人 |
| | | | | 水あそび広場 0人 |

4. 1月～2月【土・日・祝日における概ねの配置人員数】

合計 35～45人程度

| | | | | |
|-------|-------------|----------------|------------------|-----------------|
| 立川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 3人 | 持込口 1人 | 保安 0～1人 |
| | アルバイト 0人 | | | |
| 西立川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 3～4人 | 持込口 1人 | 保安 0～1人 |
| | アルバイト 0人 | | | |
| 砂川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 1人 | | 総合案内所 1人 |
| | アルバイト 0人 | | | 記念館口 GB 1人 |
| 昭島口 | 1人 | 日本庭園 3～4人 | 花木園 展示棟 1人 | 森の家 2～3人 |
| 玉川上水口 | 1人 | | ニュースポーツ 1人 | 森の 救護室 1人 |
| | | | 巡回サービス 7人 | 中央管理棟 1人 |
| | | | 迷子センター 0人 | 西立 GB 1人 |
| | | | | 砂川 GB 1人 |
| | | | | ドッグラン 2人 |
| | | | | 水あそび広場 0人 |

(参考①)

繁忙日における概ねの配置人員数【春】

合計 約 60 人

| | | | | | | | |
|-------|-------------|--------------|------------------|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 立川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 5人 | 持込口 1人 | 保安 2人 | | | |
| | アルバイト 2人 | | | | | | |
| 西立川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 3人 | 持込口 1人 | 保安 1人 | | | |
| | アルバイト 4人 | | | | | | |
| 砂川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 2人 | | 総合案内所 1人 | | | |
| | アルバイト 1人 | | | 記念館口 GB 1人 | | | |
| 昭島口 | 1人 | 日本庭園 4人 | 花木園 展示棟 1人 | 森の家 4人 | 巡回サービス 5人 | 西立 GB 1人 | 砂川 GB 1人 |
| | | | | 森の 救護室 2人 | 中央管理棟 2人 | ドッグラン 2人 | |
| 玉川上水口 | 1人 | | ニュースポーツ 2人 | | 迷子センター 4人 | 水あそび広場 0人 | |

(参考②)

繁忙日における概ねの配置人員数【花火大会】

合計 約 50 人

| | | | | | | | |
|-------|-------------|---------------------------|------------------|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 立川口 | リーダー 2人 | ゲート・発券 3人 | 持込口 1人 | 保安 1人 | | | |
| | アルバイト 2人 | | | | | | |
| 西立川口 | リーダー 2人 | ゲート・発券 4人 | 持込口 1人 | 保安 1人 | | | |
| | アルバイト 7人 | ※内2名はそれぞれ昭島口・西立持込口に午前のみ勤務 | | | | | |
| 砂川口 | リーダー 1人 | ゲート・発券 2人 | | 総合案内所 1人 | | | |
| | アルバイト 0人 | | | 記念館口 GB 1人 | | | |
| 昭島口 | 1人 | 日本庭園 3人 | 花木園 展示棟 1人 | 森の家 3人 | 巡回サービス 9人 | 西立 GB 1人 | 砂川 GB 1人 |
| | | | | 森の 救護室 0人 | 中央管理棟 1人 | ドッグラン 2人 | |
| 玉川上水口 | 1人 | | ニュースポーツ 2人 | | 迷子センター 0人 | 水あそび広場 0人 | |

総括責任者による外部会議への出席

■総括責任者が参加する外部会議等

| 会合名 | 主催者 | |
|--------------------------------|-------------------|----------|
| 立川広域防災基地連絡協議会 | 同左 | 1回/年 |
| 国営昭和記念公園花火大会実行委員会 | 同左 | 例年4月～10月 |
| 花のある街づくり推進運営委員会 | 同左 | 1回/月 |
| とあるアニメの連絡会 | 同左 | 1回/月 |
| 立川文化芸術のまちづくり協議会 | 同左 | 1回/年 |
| 立川シティハーフマラソン運営委員会 | 同左 | 複数回/年 |
| 立川シティハーフマラソン ニューカレドニア選手団歓迎式 | 立川シティハーフマラソン運営委員会 | 1回/年 |
| 秋の楽市開会式 | 楽市実行委員会 | 各1回/年 |
| 立川市交通円滑化推進懇談会 | 立川商工会議所 | 複数回/年 |
| 立川商工会北口イルミ点灯式 | 立川商工会議所 | 1回/年 |
| (立川の) 推奨認定品審査会 | 立川商工会議所・立川観光協会 | 1回/年 |
| 立川商工会他新年賀詞交換会 | 立川商工会議所 | 1回/月 |
| 立川北口駅前三商店会合同新年会 | 立川北口駅前三商店会 | 1回/年 |
| 立川青年会議所新年会 | 立川青年会議所 | 1回/年 |
| 立川警察署 武道始式 | 立川警察署 | 1回/年 |
| 陸上自衛隊東立川駐屯地賀詞交換会 | 陸上自衛隊東立川駐屯地 | 1回/年 |
| 昭島まちづくり賀詞交換会 | 昭島市商工会 | 1回/年 |
| 五月会 | 立川市政記者クラブ | 1回/年 |
| 立川市政記者クラブ新年会 | 立川市政記者クラブ | 1回/年 |

■総括責任者の挨拶の実績

【H27年度】

| | 内容 |
|------|--|
| 4月 | 22日 春の楽市 29日 緑のフィールドコンサート |
| 5月 | 13日 原っぱ竹トンボ大会 20日 草笛コンサート |
| 6月 | 3日 よみがえる樹々のいのち展説明会 |
| 7月 | 1日 トライアスロン大会 14日 プール開園セレモニー |
| 8月 | 26日 よみがえる樹々のいのち展作品製作開始挨拶 |
| 9月 | 8日 トライアスロン大会 18日 ターゲットバードゴルフ大会 |
| 10月 | 14日 草笛コンサート 14日 立川フォトラリー大会 |
| 11月 | 3日 ディスクゴルフトーナメント 14日 安全衛生協議会総会 |
| 12月 | 1日 東京マスターズロード選手権大会 9日 よみうり・国営昭和記念公園 ちびっこマラソン大会 |
| 1月 | 3日 Let's enjoy “お正月” 年始挨拶 23日 立川市政記者クラブ新年会 |
| 2月 | 27日 サギソウボランティア総会 |
| 3月 | 16日 こもれびの里クラブ総会 16日 わんわんスタッフ総会 17日 ガイドボランティア総会 17日 立川レクリエーション協会 マイスポーツラリー 23日 花みどり文化センターボランティア総会 24日 こもれびの丘ボランティア総会 26日 ハーブボランティア総会 27日 立川広域防災基地連絡協議会 |
| 合計回数 | 27回 |

【H28年度】

| | 内容 |
|------|---|
| 4月 | 29日 緑のフィールドコンサート |
| 5月 | 7日 ターゲットバードゴルフ大会 |
| | 12日 関東竹とんぼ競技大会 |
| | 19日 草笛コンサート |
| 6月 | 8日 東日本支援企画「チューリップ掘り取りイベント」 |
| | 16日 よみがえる樹々のいのち展説明会 |
| | 30日 トライアスロン大会 |
| 7月 | 1日 トライアスロン大会 |
| | 14日 プール開園セレモニー |
| 8月 | 24日 こもれびの里農家エリア供用式典 |
| | 26日 立川商工会議所60周年記念式典 |
| 9月 | 14日 トライアスロン大会 |
| 10月 | 6日 開園30周年記念コスモスまつり2013「みんなの願いをコスモスの畑から空へ」 |
| | 13日 草笛コンサート |
| 11月 | 2日 ディスクゴルフトーナメント |
| | 25日 立川市レクレーション協会文部大臣受賞祝賀会 |
| | 27日 安全衛生協議会総会 |
| | 30日 東京マスターズロード選手権大会 |
| 12月 | 7日 かぞく市 |
| | 8日 よみうり・国営昭和記念公園 ちびっこマラソン大会 |
| | 8日 来園7000万人記念式典 |
| | 20日 第一回イルミネーションアワード授賞式 |
| 1月 | 3日 Let's enjoy “お正月” 年始挨拶 |
| | 24日 立川市政記者クラブ新年会 |
| 2月 | 19日 サギソウボランティア総会 |
| | 22日 わんわんスタッフ総会 |
| 3月 | 11日 ハーブボランティア総会 |
| | 15日 こもれびの里クラブ総会 |
| | 16日 ガイドボランティア総会 |
| | 16日 立川レクレーション協会 マイスポーツラリー |
| | 22日 花みどり文化センターボランティア総会 |
| | 23日 こもれびの丘ボランティア総会 |
| 合計回数 | 32回 |

苦情・要望等対応処理

【H27】

■苦情、要望等集計

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 良い点 | 24 | 31 | 18 | 15 | 33 | 20 | 29 | 20 | 23 | 16 | 8 | 20 | 257 |
| お気づきの点 | 22 | 26 | 32 | 21 | 26 | 32 | 58 | 22 | 11 | 10 | 12 | 17 | 289 |
| ご要望 | 41 | 35 | 19 | 29 | 17 | 19 | 25 | 23 | 16 | 10 | 7 | 13 | 254 |
| 計 | 87 | 92 | 69 | 65 | 76 | 71 | 112 | 65 | 50 | 36 | 27 | 50 | 800 |

■良い点、お気づきの点の内訳

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|--------|----------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|
| 良い点 | 公園全般 | 9 | 8 | 4 | 4 | 2 | 1 | 4 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 40 |
| | 行事・広報・指導関係 | 1 | 3 | 2 | 3 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 | 0 | 21 |
| | 施設関係 | 5 | 7 | 7 | 1 | 12 | 14 | 8 | 6 | 9 | 8 | 3 | 2 | 82 |
| | 植物・庭園・管理関係 | 5 | 7 | 1 | 3 | 1 | 2 | 10 | 6 | 4 | 1 | 0 | 5 | 45 |
| | 特定公園施設・収益関係 | 1 | 4 | 1 | 2 | 6 | 1 | 4 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 28 |
| | プール関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用者サービス・接遇関係 | 1 | 1 | 3 | 0 | 12 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 23 |
| | ドッグラン関係 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| | ペットマナー・利用マナー関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 10 | 16 |
| 計 | 24 | 31 | 18 | 15 | 33 | 20 | 29 | 20 | 23 | 16 | 8 | 20 | 257 | |
| お気づきの点 | 公園全般 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| | 行事・広報・指導関係 | 2 | 3 | 6 | 1 | 6 | 6 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 33 |
| | 施設関係 | 5 | 4 | 8 | 0 | 1 | 9 | 15 | 12 | 3 | 3 | 3 | 4 | 67 |
| | 植物・庭園・管理関係 | 4 | 5 | 3 | 6 | 2 | 5 | 22 | 4 | 1 | 0 | 3 | 0 | 55 |
| | 特定公園施設・収益関係 | 3 | 5 | 3 | 2 | 3 | 2 | 7 | 0 | 3 | 0 | 1 | 4 | 33 |
| | プール関係 | 0 | 0 | 4 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 14 |
| | 利用者サービス・接遇関係 | 1 | 4 | 6 | 4 | 4 | 3 | 9 | 2 | 2 | 4 | 3 | 2 | 44 |
| | ドッグラン関係 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | ペットマナー・利用マナー関係 | 3 | 1 | 5 | 2 | 1 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 21 |
| | その他 | 3 | 3 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 16 |
| 計 | 22 | 26 | 32 | 21 | 26 | 32 | 58 | 22 | 11 | 10 | 12 | 17 | 289 | |
| ご要望 | 公園全般 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 8 |
| | 行事・広報・指導関係 | 1 | 4 | 0 | 4 | 7 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 28 |
| | 施設関係 | 10 | 5 | 6 | 5 | 1 | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 | 1 | 2 | 52 |
| | 植物・庭園・管理関係 | 6 | 6 | 6 | 4 | 1 | 4 | 4 | 4 | 2 | 0 | 0 | 2 | 39 |
| | 特定公園施設・収益関係 | 5 | 11 | 3 | 3 | 2 | 4 | 5 | 5 | 3 | 1 | 2 | 2 | 46 |
| | プール関係 | 0 | 0 | 0 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | 利用者サービス・接遇関係 | 7 | 5 | 2 | 4 | 1 | 2 | 5 | 1 | 4 | 4 | 1 | 1 | 37 |
| | ドッグラン関係 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| | ペットマナー・利用マナー関係 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| | その他 | 9 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 18 |
| 計 | 41 | 35 | 19 | 29 | 17 | 19 | 25 | 23 | 16 | 10 | 7 | 13 | 254 | |

■投書場所内訳

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 立川口 | 3 | 7 | 6 | 8 | 6 | 5 | 15 | 3 | 7 | 1 | 2 | 3 | 66 |
| 西立川口 | 10 | 4 | 8 | 12 | 9 | 8 | 17 | 7 | 2 | 4 | 2 | 5 | 88 |
| 砂川口 | 19 | 14 | 0 | 2 | 7 | 11 | 15 | 12 | 5 | 4 | 1 | 4 | 94 |
| 昭島口 | 10 | 1 | 2 | 4 | 4 | 6 | 5 | 3 | 2 | 1 | 3 | 5 | 46 |
| 玉川上水口 | 0 | 0 | 1 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 17 |
| こどもの森 | 5 | 8 | 8 | 4 | 4 | 4 | 1 | 5 | 4 | 2 | 6 | 7 | 58 |
| 日本庭園 | 19 | 36 | 16 | 12 | 13 | 22 | 22 | 17 | 12 | 8 | 0 | 11 | 188 |
| 花みどり文化センター | 5 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 21 |
| こもれびの里 | 6 | 11 | 2 | 3 | 4 | 1 | 9 | 2 | 2 | 3 | 2 | 0 | 45 |
| 溪流広場レストラン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 花木園 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 8 |
| レイクサイドレストラン | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 17 |
| ふれあい広場レストラン | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| ドッグラン | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 立川口持込口 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総合案内所 | 0 | 0 | 3 | 4 | 2 | 1 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 6 | 21 |
| ホームページ | 4 | 7 | 5 | 3 | 14 | 8 | 6 | 9 | 4 | 4 | 7 | 4 | 75 |
| 手紙 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 電話 | 3 | 3 | 4 | 6 | 0 | 2 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 |
| 売店 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| ニュースポーツ | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 6 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 計 | 87 | 92 | 69 | 65 | 76 | 71 | 112 | 65 | 50 | 36 | 27 | 50 | 767 |

【H28】

■苦情、要望等集計

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|--------|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 良い点 | 35 | 38 | 18 | 2 | 3 | 8 | 18 | 31 | 5 | 11 | 9 | 14 | 192 |
| お気づきの点 | 57 | 39 | 33 | 3 | 13 | 13 | 49 | 32 | 9 | 16 | 11 | 13 | 288 |
| ご要望 | 42 | 49 | 19 | 10 | 16 | 18 | 29 | 11 | 8 | 11 | 8 | 11 | 232 |
| 計 | 134 | 126 | 70 | 15 | 32 | 39 | 96 | 74 | 22 | 38 | 28 | 38 | 712 |

■良い点、お気づきの点の内訳

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|--------|----------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|----|
| 良い点 | 公園全般 | 9 | 17 | 2 | 0 | 0 | 1 | 9 | 16 | 2 | 3 | 1 | 5 | 65 |
| | 行事・広報・指導関係 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 8 |
| | 施設関係 | 3 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 17 |
| | 植物・庭園・管理関係 | 13 | 6 | 6 | 0 | 2 | 6 | 4 | 9 | 3 | 2 | 3 | 6 | 60 |
| | 特定公園施設・収益関係 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 17 |
| | プール関係 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 利用者サービス・接遇関係 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 |
| | ドッグラン関係 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | ペットマナー・利用マナー関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 4 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 14 |
| 計 | 35 | 38 | 18 | 2 | 3 | 8 | 18 | 31 | 5 | 11 | 9 | 14 | 192 | |
| お気づきの点 | 公園全般 | 5 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| | 行事・広報・指導関係 | 4 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 21 |
| | 施設関係 | 4 | 5 | 1 | 0 | 1 | 1 | 9 | 7 | 4 | 3 | 4 | 4 | 43 |
| | 植物・庭園・管理関係 | 5 | 5 | 4 | 1 | 4 | 0 | 12 | 2 | 1 | 0 | 2 | 3 | 39 |
| | 特定公園施設・収益関係 | 7 | 9 | 0 | 0 | 1 | 1 | 9 | 6 | 0 | 4 | 0 | 2 | 39 |
| | プール関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 利用者サービス・接遇関係 | 3 | 6 | 10 | 1 | 3 | 5 | 9 | 7 | 1 | 3 | 1 | 1 | 50 |
| | ドッグラン関係 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| | ペットマナー・利用マナー関係 | 12 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 2 | 2 | 1 | 27 |
| | その他 | 15 | 1 | 15 | 0 | 1 | 3 | 5 | 3 | 0 | 2 | 1 | 1 | 47 |
| 計 | 57 | 39 | 33 | 3 | 13 | 13 | 49 | 32 | 9 | 16 | 11 | 13 | 288 | |
| ご要望 | 公園全般 | 0 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 9 |
| | 行事・広報・指導関係 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 16 |
| | 施設関係 | 7 | 17 | 0 | 1 | 5 | 0 | 6 | 3 | 5 | 4 | 1 | 3 | 52 |
| | 植物・庭園・管理関係 | 10 | 3 | 3 | 0 | 2 | 6 | 7 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 34 |
| | 特定公園施設・収益関係 | 9 | 8 | 3 | 0 | 2 | 1 | 6 | 5 | 0 | 4 | 1 | 1 | 40 |
| | プール関係 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | 利用者サービス・接遇関係 | 2 | 9 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 29 |
| | ドッグラン関係 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 6 |
| | ペットマナー・利用マナー関係 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| | その他 | 6 | 4 | 7 | 2 | 1 | 4 | 3 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 33 |
| 計 | 42 | 49 | 19 | 10 | 16 | 18 | 29 | 11 | 8 | 11 | 8 | 11 | 187 | |

■投書場所内訳

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------------|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 立川口 | 25 | 6 | 2 | 1 | 2 | 4 | 13 | 3 | 0 | 3 | 3 | 0 | 62 |
| 西立川口 | 13 | 10 | 4 | 0 | 2 | 4 | 9 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 52 |
| 砂川口 | 19 | 18 | 6 | 0 | 8 | 1 | 6 | 5 | 4 | 8 | 3 | 8 | 86 |
| 昭島口 | 6 | 9 | 7 | 2 | 2 | 8 | 6 | 3 | 3 | 0 | 1 | 3 | 50 |
| 玉川上水口 | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 3 | 1 | 1 | 20 |
| こどもの森 | 11 | 25 | 7 | 0 | 3 | 1 | 6 | 7 | 1 | 4 | 3 | 4 | 72 |
| 日本庭園 | 29 | 22 | 13 | 2 | 7 | 8 | 22 | 27 | 7 | 8 | 8 | 13 | 166 |
| 花みどり文化センター | 0 | 1 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 14 |
| こもれびの里 | 3 | 6 | 2 | 0 | 1 | 1 | 4 | 6 | 0 | 2 | 1 | 0 | 26 |
| 溪流広場レストラン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 花木園 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| レイクサイドレストラン | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 8 | 7 | 1 | 2 | 0 | 2 | 27 |
| ふれあい広場レストラン | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| ドッグラン | 6 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 立川口持込口 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 総合案内所 | 7 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| ホームページ | 6 | 16 | 8 | 9 | 6 | 9 | 11 | 8 | 4 | 5 | 3 | 5 | 90 |
| 手紙 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 電話 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 売店 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ニュースポーツ | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 134 | 126 | 70 | 15 | 32 | 39 | 96 | 74 | 22 | 38 | 28 | 38 | 712 |

【H29】 ※H29年度は7月までの実績値を掲載。

■ 苦情、要望等集計

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 計 |
|--------|----|----|----|----|-----|
| 良い点 | 22 | 26 | 8 | 7 | 63 |
| お気づきの点 | 20 | 25 | 10 | 2 | 57 |
| ご要望 | 42 | 35 | 12 | 15 | 104 |
| 質問 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 84 | 86 | 30 | 25 | 224 |

■ 良い点、お気づきの点の内訳

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 計 |
|--------|----------------|----|----|----|----|-----|
| 良い点 | 公園全般 | 3 | 12 | 4 | 1 | 20 |
| | 行事・広報・指導関係 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| | 施設関係 | 2 | 4 | 0 | 0 | 6 |
| | 植物・庭園・管理関係 | 8 | 7 | 1 | 0 | 16 |
| | 特定公園施設・収益関係 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| | プール関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用者サービス・接遇関係 | 6 | 1 | 2 | 2 | 11 |
| | ドッグラン関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ペットマナー・利用マナー関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| | 計 | 22 | 26 | 8 | 7 | 63 |
| お気づきの点 | 公園全般 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | 行事・広報・指導関係 | 2 | 3 | 3 | 0 | 8 |
| | 施設関係 | 5 | 3 | 0 | 0 | 8 |
| | 植物・庭園・管理関係 | 2 | 4 | 1 | 0 | 7 |
| | 特定公園施設・収益関係 | 1 | 9 | 1 | 0 | 11 |
| | プール関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用者サービス・接遇関係 | 6 | 2 | 5 | 1 | 14 |
| | ドッグラン関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ペットマナー・利用マナー関係 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | その他 | 3 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| | 計 | 20 | 25 | 10 | 2 | 57 |
| ご要望 | 公園全般 | 3 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| | 行事・広報・指導関係 | 2 | 4 | 0 | 0 | 6 |
| | 施設関係 | 7 | 9 | 1 | 0 | 17 |
| | 植物・庭園・管理関係 | 5 | 4 | 3 | 2 | 14 |
| | 特定公園施設・収益関係 | 8 | 2 | 1 | 8 | 19 |
| | プール関係 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用者サービス・接遇関係 | 12 | 10 | 7 | 3 | 32 |
| | ドッグラン関係 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | ペットマナー・利用マナー関係 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | その他 | 4 | 2 | 0 | 1 | 7 |
| | 計 | 42 | 35 | 12 | 15 | 104 |

■ 投書場所内訳

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 計 |
|-------------|----|----|----|----|-----|
| 立川口 | 5 | 7 | 4 | 3 | 19 |
| 西立川口 | 5 | 6 | 1 | 1 | 13 |
| 砂川口 | 6 | 14 | 7 | 2 | 29 |
| 昭島口 | 7 | 0 | 1 | 3 | 11 |
| 玉川上水口 | 10 | 0 | 2 | 0 | 12 |
| こどもの森 | 9 | 9 | 2 | 2 | 22 |
| 日本庭園 | 25 | 27 | 7 | 8 | 67 |
| 花みどり文化センター | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| こもれびの里 | 4 | 3 | 3 | 0 | 10 |
| 溪流広場レストラン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 花木園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| レイクサイドレストラン | 0 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| ふれあい広場レストラン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ドッグラン | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 立川口持込口 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総合案内所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ホームページ | 8 | 14 | 0 | 4 | 26 |
| 手紙 | 0 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| 電話 | 2 | 2 | 1 | 0 | 5 |
| 売店 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ニュースポーツ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 84 | 86 | 30 | 25 | 225 |

ボランティア活動

■国営昭和記念公園におけるボランティア団体の概要

- ・本公園におけるボランティア団体および関連団体は以下のとおりである。
- ・そのうち、一般公募型とは「公園が公募し活動を開始した団体」であり、特定団体連携型とは「公園が既存団体と連携し活動を開始した団体」である。

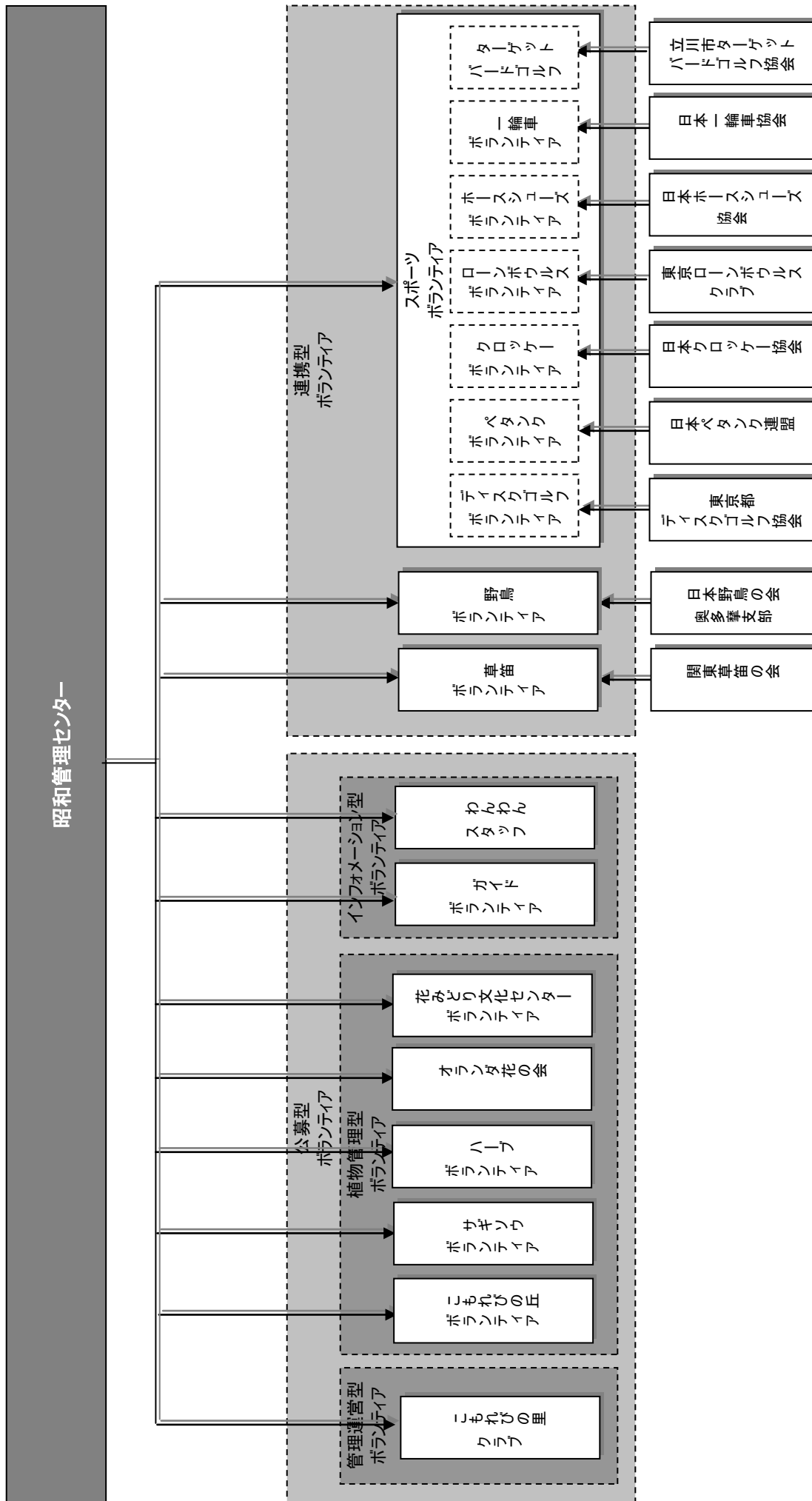
平成 30 年度〇月現在

| 区分 | 名称 | 活動概要 | 登録者数 | 活動日 | 実施イベント |
|-------------|--------------|---|------|--|--|
| 管理運営型ボランティア | こもれびの丘ボランティア | 公園北側に位置する「こもれびの丘」において、雑木林の管理作業を展開している。活動内容は雑木林の林床において山野草の植栽や増殖、開花調査や研究などを実施し、さらに雑木林管理作業として下草刈り、葛蔓除去、枝打ち、間伐などを実施している。また腐葉土づくりや散策路整備までもボランティア活動で行うなど活動内容は多岐に渡る。 | 69名 | 毎週日曜日※平日は自主活動日 | 『自然観察会(年4回)』 『間伐体験(年1回)』 【ウインタービスタイルミネーション】巨大リース製作 【正月】門松作成 |
| | こもれびの里クラブ | 「武蔵野・昭和・農業」をテーマに、かつての暮らしの知恵を再発見し将来へ向けて発展継承することを基本方針とする「こもれびの里」農家エリアにおいて、整備計画の段階から市民参加で活動を展開している。 | 75名 | 毎週月・水・土曜日 ※主な活動日は土曜日 | 体験イベント：うどん作り、ジャガイモ・サツマイモ・落花生掘り、炭焼き、もちつき、こもれび講話など |
| 一般公募型 | サギソウボランティア | ラン科の植物‘サギソウ’（園芸品種）の保護育成と栽培技術の普及、さらに露地植え植栽技術の研究を目的に活動を展開している。活動開始当初約7000球（平成9年）であった球根を現在約60000球までの増殖に成功している。 | 44名 | 集中活動日（期間中毎日）3月・7月・8月・9月 それ以外の月については毎日灌水（or除草） | 『サギソウまつり（毎年8月）』 『サギソウ栽培教室（毎年3月）』 |
| | ハーブボランティア | 公園内のハーブ園においてハーブの栽培管理や花壇の清掃等を行なっている。また、採取したハーブを乾燥させ、花木園展示棟内にドライハーブアレンジメントとして展示したり、来園者のためにハーブを使った簡単な講習会を開催しハーブの普及に努めている。 | 64名 | 毎週火曜日※その外は自主活動日 | 『ハーブ園オープンガーデン（6月）』 『藍の生葉染め体験会（8月・10月）』 『ハーブ園カクテル（年5回）』 『ラベンダースティック作り（7月）』 |
| | オランダ花の会 | 昭和記念公園の花壇・花畑で先進的なオランダの球根類や花卉園芸技術を用いてオランダが誇る花の世界を実践して入園者に露地植え生花で紹介するとともに、オランダとの友好の橋渡しを行う。西立川口さざなみ広場のユリ畑の管理作業やあじさいの移植等を行っている。 | 16名 | 第2土曜日 第4日曜日 | |

| 区分 | 名称 | 活動概要 | 登録者数 | 活動日 | 実施イベント | |
|---------|------------------|---|---|-----------------------|--|---------------------|
| 一般公募型 | インフォメーション型ボランティア | ガイドボランティア | どなたにも昭和記念公園の利用を楽しんでいただけるように、公園内の案内や公園の解説を行うボランティアである。特に障害者や高齢者に積極的に公園を楽しんでいただけるよう、園内利用をサポートするための訓練や公園に関する様々な研修を行っている。 | 57名 | 毎週土・日曜日 ※平日は事前予約者対応と自主活動日 | 『ガイドヘルプサービス』実施 |
| | | わんわんスタッフ | ドッグランの受付や利用案内、施設内の衛生管理などを行う他、利用に訪れる飼い主とコミュニケーションを図り愛犬家のマナー向上を呼びかけている。 | 54名 | 毎日(開園日) | |
| | | 花みどり文化センターボランティア | 花みどり文化センターにおいて、有料エリアの案内を行うほか、緑の文化の普及のため、体験プログラムの実施や緑文化を楽しむ講習会の補助を行っている。また、浮游の庭の花壇の管理を行っている。 | 21名 | 毎週土、日曜日・祝日 | 『ボランティア体験プログラム(毎月)』 |
| 特定団体連携型 | 草笛ボランティア | こどもの森において園内の植物(シラカシ、美女柳)の葉を使って、植物との触れ合いをテーマに草笛の吹き方を指導し「昔の遊び」の伝承を行っている。また、毎年春と秋には草笛コンサートを開催し、多くの来園者に昔懐かしい草笛の音色による演奏を楽しんでいただいている。(協力団体: 関東草笛の会) | 10名 | 毎月第1日曜日、第3土曜日 | 『こどもの森草笛教室(毎月第1日曜日・第3土曜日)』 『草笛コンサート(年2回: 5月・10月)』 | |
| | 野鳥ボランティア | 公園に飛来する野鳥や園内に生息する野鳥に対する関心を高めてもらうとともに、来園者に対してバードウォッチングの楽しさに触れる機会を提供し園内バードサンクチュアリーの利用促進を図ることを目的に活動を展開している。(協力団体: 日本野鳥の会奥多摩支部) | 7名 | 毎月第4日曜日※毎月第2土曜日は自主活動日 | 『野鳥観察会(毎月第4日曜日、7・8月除く)』 | |

| 区分 | 名称 | 活動概要 | 登録者数 | 活動日 | 実施イベント | |
|---------|------------|-------------------|---|-----|-------------|---|
| 特定団体連携型 | スポーツボランティア | ディスクゴルフボランティア | 当公園の人気アウトドアスポーツであるディスクゴルフの普及と園内に18ホール設置された本格的ディスクゴルフコースの利用促進を図るため、ルールの解説や競技方法の指導を行なっている。(協力団体：東京都ディスクゴルフ協会) | 22名 | 毎週土、日曜日・祝日 | 『エンジョイ・ディスクゴルフ』 (毎月第4日曜：4・12月除く) 『サンデースポーツ教室(毎月第3日曜、7・8・3月除く)』 『スポーツフェスティバル(年2回：5月、10月)』 『マイ・スポーツラリー(毎年3月)』 |
| | | ペタンクボランティア | スポーツエリアに設置されたペタンクコートの利用促進とフランスの伝統的なスポーツであるペタンクの普及を図るため、ルールの解説や競技方法の指導を行なっている。(協力団体：日本ペタンク連盟) | 5名 | 毎週土、日曜日・祝日 | 『ペタンク探球講座(毎月第1日曜日)』 『サンデースポーツ教室(毎月第3日曜、7・8月除く)』 『スポーツ体験教室(年2回：5月、10月)』 『マイ・スポーツラリー(毎年3月)』 |
| | | クロッケーボランティア | スポーツエリアに設置されたクロッケーコートの利用促進と伝統的なスポーツであるクロッケーの普及を図るためルールの解説や競技方法の指導を行なっている。(協力団体：日本クロッケー協会) | 9名 | 不定期土、日曜日、祝日 | |
| | | ローンボウルズボランティア | スポーツエリアに設置されたローンボウルズコートの利用促進とイギリスの伝統的なスポーツであるローンボウルズの普及を図るため、ルールの解説や競技方法の指導を行なっている。(協力団体：東京ローンボウルズクラブ) | 23名 | 不定期土、日曜日、祝日 | |
| | | ホースシューズボランティア | スポーツエリアに設置されたホースシューズコートの利用促進とアメリカの伝統的なスポーツであるホースシューズの普及を図るため、ルールの解説や競技方法の指導を行なっている。(協力団体：日本ホースシューズ協会) | 13名 | 毎月第3日曜日 | 『サンデースポーツ教室(毎月第3日曜、7・8月除く)』 『スポーツ体験教室(年2回：5月、10月)』 |
| | | 一輪車ボランティア | 立川口サイクルセンターに併設された一輪車乗り場の利用促進と一輪車の普及を図るため、利用者に一輪車の乗り方を指導している。(協力団体：日本一輪車協会) | 2名 | 毎週日曜・祝日 | 『マイ・スポーツラリー(毎年3月)』 |
| | | ターゲットバードゴルフボランティア | ターゲットバードゴルフの普及を図るため、イベント時のみ溪流広場北側または溪流レストラン横芝生広場において、ターゲットバードゴルフの仮設コースを設置しルールの解説や競技方法の指導を行なっている。(協力団体：立川ターゲットバードゴルフ同好会) | 27名 | 毎月第3日曜日 | |

■ ボランティア連携体系図



ガイドボランティア

○ガイドボランティアの団体構成

- 代表 1名
- 副代表 2名以内
- 班長 8名以内

○アクションプラン（AP）のグループ

研修内容や目的に応じて、以下の3つのグループを置く。

- ・ AP自然観察グループ
- ・ AP文化グループ
- ・ APスポーツグループ

○AP活動日、時間

各APグループの活動日時は原則として以下のとおりとする。

- ・ AP自然観察グループ
活動日：毎月第2土曜日 午後3時～
- ・ AP文化グループ
活動日：毎月第2日曜日 午後3時～
- ・ APスポーツグループ
活動日：毎月第4日曜日 午後3時～

※各APグループの活動日、時間等は、状況に応じて変更することができる。

サギソウボランティア

○サギソウボランティアの団体構成

代表

各グループリーダー・ダブルリーダー

【グループ構成】

- ・運営グループ
- ・栽培グループ
- ・植栽グループ

ハーブボランティア

○ハーブボランティアの団体構成

代表

副代表

世話人 ライブラリー

センサリー

ザンボリー

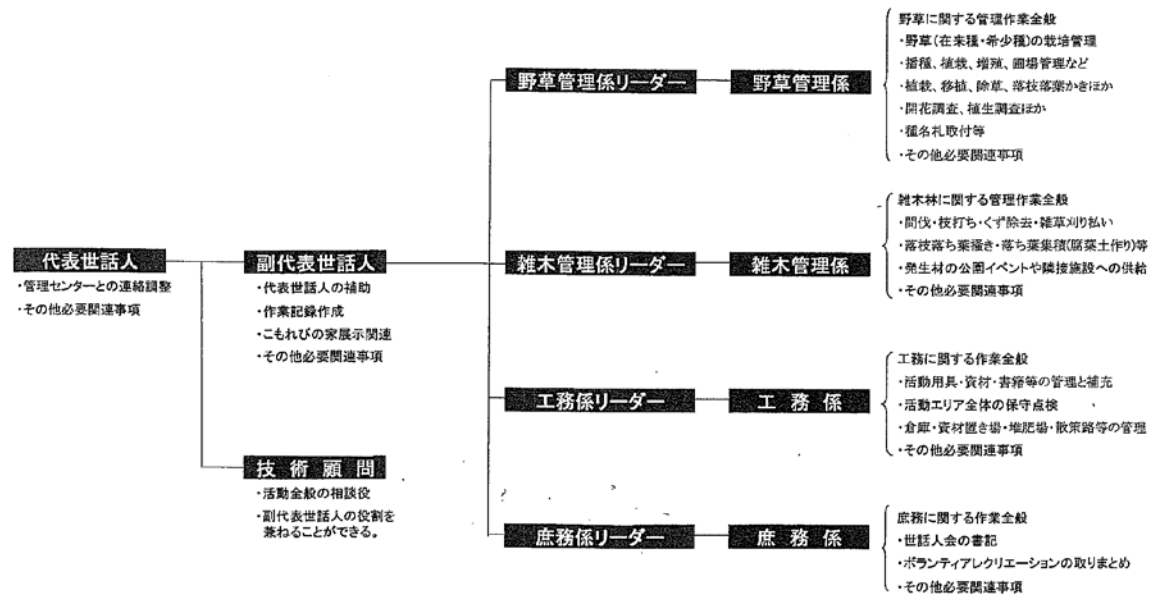
アドバイザー ライブラリー

センサリー

ザンボリー

こもれびの丘ボランティア

○こもれびの丘ボランティア世話人



記録写真撮影協力

行催事開催時の広報（紙媒体）実績

【H27】

単位：枚

| イベント名 | チラシ | ポスター | 備考／配布先 |
|----------------------|---------|------|----------------------|
| サマーフェスティバル2015 | | | |
| A4(一般配布用) | 40,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A4(一般配布用) | 20,000 | | 増刷分 |
| B1 | | 30 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 30 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| コスモスまつり2015 | | | |
| A4(一般配布用) | 70,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A4(一般配布用) | 10,000 | | 増刷分 |
| B1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| 黄葉・紅葉まつり2015 | | | |
| A4(一般配布用) | 30,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A4(一般配布用) | 10,000 | | 増刷分 |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B3 | | 130 | 中吊り広告 |
| ウィンタービスタイルミネーション2015 | | | |
| A4(一般配布用) | 60,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| 立川トライアングルイルミネーション | | | |
| A4(一般配布用) | 3,000 | | 商工会議所・南口商店会と協同制作 |
| A1 | | 10 | 商工会議所・南口商店会と協同制作 |
| フラワーフェスティバル2016 | | | |
| A4(一般配布用) | 150,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |

【H28】

単位：枚

| イベント名 | チラシ | ポスター | 備考／配布先 |
|----------------------|---------|------|----------------------|
| フラワーフェスティバル2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 5,000 | | 増刷分 |
| サマーフェスティバル2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 60,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A4(一般配布用) | 20,000 | | 増刷分 |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B3 | | 130 | 中吊り広告 |
| コスモスまつり2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 80,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A4(一般配布用) | 30,000 | | 増刷分 |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| 黄葉・紅葉まつり2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 40,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| ウィンタービスタイルミネーション2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 100,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| 立川トライアングルイルミネーション | | | |
| A4(一般配布用) | 3,000 | | 商工会議所・南口商店会と協同制作 |
| A1 | | 10 | 商工会議所・南口商店会と協同制作 |
| フラワーフェスティバル2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 50,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A4(一般配布用) | 50,000 | | 増刷分 |
| B1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |

【H29】

単位:枚

| イベント名 | チラシ | ポスター | 備考／配布先 |
|----------------------|---------|------|----------------------|
| フラワーフェスティバル2017 | | | |
| B1 | | 50 | 増刷分 |
| フラワーフェスティバル2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 50,000 | | 増刷分 |
| フラワーフェスティバル2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 50,000 | | 増刷分 |
| サマーフェスティバル2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 80,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| サマーフェスティバル2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 30,000 | | 増刷分 |
| コスモスまつり2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 100,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| 黄葉・紅葉まつり2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 40,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| 立川トライアングルイルミネーション | | | |
| A4(一般配布用) | 3,000 | | 商工会議所・南口商店会と協同制作 |
| A1 | | 10 | 商工会議所・南口商店会と協同制作 |
| ウィンタービスタイルミネーション2017 | | | |
| A4(一般配布用) | 100,000 | | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| B1 | | 100 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |
| A1 | | 50 | 園内・周辺自治体・商業施設・契約企業ほか |

プレスリリース資料実績

【H27】

| 日付 | 内容 |
|------------|----------------------------|
| 2015.04.10 | ナノハナが見頃です！ |
| 2015.04.16 | チューリップが見頃です。 |
| 2015.04.22 | アイスランドポピーが見頃です。 |
| 2015.04.25 | おすすめ情報「アイスランドポピー見頃」 |
| 2015.04.27 | 水遊び場(無料)4/29(水・祝)オープン |
| 2015.04.27 | おすすめ情報「里の春まつり」 |
| 2015.04.29 | おすすめ情報「水あそび場オープン」 |
| 2015.05.07 | おすすめ情報「まんぱく開催！」 |
| 2015.05.13 | シャーレーポピーが見頃です。 |
| 2015.05.15 | おすすめ情報「新品種アジサイの展示」 |
| 2015.05.15 | 楽しいイベントがもりだくさん！ |
| 2015.05.22 | シャーレーポピーが花の丘で待っています！ |
| 2015.05.24 | おすすめ情報「花とみどりの文化センターイベント情報」 |
| 2015.06.04 | チューリップ球根掘り取り |
| 2015.06.10 | ハーブ園へようこそ！ |
| 2015.06.12 | おすすめ情報「アジサイ見頃」 |
| 2015.06.14 | おすすめ情報「イベント情報」 |
| 2015.06.16 | おすすめ情報「レインボープール&サマーフェスタ」 |
| 2015.06.27 | おすすめ情報「イベント情報」 |
| 2015.07.01 | トリップアドバイザー「エクセレンス認証」受賞 |
| 2015.07.03 | レインボープールプレオープン |
| 2015.07.06 | ブルーベリースムージー |
| 2015.07.08 | ハス |
| 2015.07.14 | レインボープールオープン |
| 2015.07.27 | おすすめ情報「イベント情報」 |
| 2015.08.03 | ヒマワリ&サギソウ開花 |
| 2015.08.14 | 熱中症対策 |
| 2015.08.15 | おすすめ情報「イベント情報」 |
| 2015.08.25 | ガイドボランティア募集中のお知らせ |
| 2015.08.29 | コスモスまつり 2015 |

| 日付 | 内容 |
|------------|--------------------|
| 2015.09.01 | イベント情報 |
| 2015.09.12 | パンパスグラス&ホオノキ(実) |
| 2015.09.16 | ハッピーリング開花 |
| 2015.09.18 | ヒガンバナ見頃 |
| 2015.09.20 | ハッピーリングまもなく見頃 |
| 2015.09.22 | イベント情報(こもれびの里 11月) |
| 2015.09.28 | ドワーフセンセーションまもなく見頃 |
| 2015.10.01 | イベント情報 |
| 2015.10.05 | よみがえる樹々のいのち展 |
| 2015.10.13 | こもれびの里 大のぼり |
| 2015.10.18 | セグウェイで黄葉・紅葉をめぐる |
| 2015.10.22 | 黄葉・紅葉まつり 2015 |
| 2015.11.08 | 花みどり文化センター10周年 |
| 2015.11.10 | 黄葉・紅葉 見頃 |
| 2015.11.13 | 黄葉・紅葉にまつわる俳句募集中! |
| 2015.11.15 | ウインタービスタイルミネーション 他 |
| 2015.11.16 | コウテイダリア見頃 |
| 2015.11.24 | イルミネーション内覧会 |
| 2015.12.02 | イルミネーション内覧会 |
| 2015.12.16 | ダイヤモンド富士 |
| 2015.12.23 | イルミネーションリレーマラソン |
| 2015.12.24 | 冬の花火 |
| 2015.12.25 | セツブンソウ開花 |
| 2015.12.26 | 青いシクラメン展示中! |
| 2015.12.28 | レッツエンジョイお正月 |
| 2015.12.28 | シモバシラ |
| 2016.01.04 | こもれびの里 イベント情報 |
| 2016.01.09 | 落ちない花!?クリスマスローズ開花 |
| 2016.01.13 | シモバシラ |
| 2016.01.26 | 間伐体験教室 |
| 2016.01.27 | セグウェイガイドツアー開始 |
| 2016.02.01 | ボランティア募集中! |
| 2016.02.02 | 雪割草展 |
| 2016.02.04 | ウメとフクジュソウ見頃 |

| 日付 | 内容 |
|------------|--|
| 2016.02.09 | フクジュソウ見頃 |
| 2016.02.21 | イベント情報(3~5月) |
| 2016.02.24 | 菰焼きって何だろう? |
| 2016.03.01 | 親子キャッチボール教室 |
| 2016.03.06 | フラワーフェスティバル 2016、ニュースポーツ EXPO、パークフィットネス DAY、洋らん展 |
| 2016.03.12 | 高円宮妃殿下お成りについて |
| 2016.03.15 | もくもく探検ゲーム(桜版) |
| 2016.03.19 | パークフィットネス DAY |
| 2016.03.22 | ソメイヨシノ開花 |

【H28】

| 日付 | 内容 |
|------------|-------------------------|
| 2016.04.03 | サクラ見頃 |
| 2016.04.09 | チューリップ開花情報、あそびの日 |
| 2016.04.14 | チューリップ見頃 |
| 2016.04.16 | イベント情報(5~6月) |
| 2016.04.24 | 緑のフィールドコンサート |
| 2016.04.25 | 水あそび広場 |
| 2016.05.01 | 入園者累計 8,000 万人達成セレモニー |
| 2016.05.02 | 入園者累計 8,000 万人達成 |
| 2016.05.10 | シャーレーポピー見頃 |
| 2016.05.11 | シャーレーポピー花摘み体験 |
| 2016.05.12 | イベント情報(6月~7月) |
| 2016.05.22 | パークフィットネス DAY |
| 2016.05.30 | あじさいの開花情報 |
| 2016.05.31 | イベント情報 |
| 2016.06.02 | イベント情報(6月~8月) |
| 2016.06.05 | チューリップ球根掘り取り |
| 2016.06.09 | チューリップ球根掘り取り |
| 2016.06.18 | 花ハスの展示はじめました |
| 2016.06.19 | プールプレオープン |
| 2016.06.26 | ハスとユリの開花情報 |
| 2016.06.30 | イベント情報(8月) |
| 2016.07.10 | レインボープールオープン |
| 2016.07.21 | 東京ライブサイト 2016 問い合わせ窓口案内 |
| 2016.07.24 | 夏休みのイベント紹介 |
| 2016.07.27 | ナツズイセンの開花情報 |
| 2016.08.04 | サギソウまつり |
| 2016.08.14 | ヒマワリ |
| 2016.08.23 | ヒマワリ摘み取り |
| 2016.08.27 | 国営昭和記念公園の鳥映像展 |
| 2016.09.06 | コスモスまつり 2016 |
| 2016.09.14 | キバナコスモス(原っぱ東花畑) |
| 2016.09.16 | ヒガンバナ&パンパスグラス |
| 2016.09.17 | コスモスまつり 2016 他 |

| 日付 | 内容 |
|------------|----------------------------|
| 2016.09.25 | マーチングパレード |
| 2016.10.05 | よみがえる樹々のいのち展 他 |
| 2016.10.19 | イエローキャンパス開花 |
| 2016.10.27 | セグウェイガイドツアー秋の特別コース |
| 2016.10.28 | コスモス摘み取り体験 |
| 2016.11.02 | 黄葉・紅葉まつり 2016 |
| 2016.11.07 | 紅葉見頃です |
| 2016.11.18 | ウィンタービスタイルミネーション 2016 |
| 2016.11.19 | 黄葉見頃です |
| 2016.11.26 | ウィンタービスタイルミネーション 2016 試験点灯 |
| 2016.12.07 | フォトコンテスト(冬)、BBQ ランチプラン 他 |
| 2016.12.08 | ボランティア募集中！ |
| 2016.12.13 | シモバシラ |
| 2016.12.16 | イルミネーションバージョンアップ |
| 2016.12.21 | 冬の花火、点灯式 |
| 2016.12.25 | レッツエンジョイお正月、ボランティア募集 |
| 2016.01.02 | 冬咲きボタン見頃 |
| 2017.01.03 | 珍樹写真展 |
| 2017.01.06 | セツブンソウ咲き始めました |
| 2017.01.19 | 花木園展示のご紹介 |
| 2017.01.23 | クリスマスローズ展 |
| 2017.02.06 | フクジュソウ見頃 |
| 2017.02.08 | ウメ、雪割草展、野鳥写真展、BBQ |
| 2017.02.11 | チャセンバイとフクジュソウ |
| 2017.02.21 | カワヅザクラ開花 |
| 2017.02.22 | フラワーフェスティバル 2016、洋らん展 |
| 2017.03.05 | 高円宮妃殿下お成りについて |
| 2017.03.10 | 高円宮妃久子殿下が咲かせられた珍しい蘭を展示 |
| 2017.03.12 | 親子キャッチボール教室 |
| 2017.03.17 | シュゼンジカンザクラ見頃 |
| 2017.03.20 | チェーンソーアート |
| 2017.03.28 | ソメイヨシノ開花 |

【H29】

| 日付 | 内容 |
|------------|------------------------------|
| 2017.04.05 | ソメイヨシノ見頃 |
| 2017.04.12 | チューリップ見頃 |
| 2017.04.17 | 水あそび広場オープン |
| 2017.04.17 | 緑のフィールドコンサート開催 |
| 2017.05.14 | シャレーポピー見頃 |
| 2017.05.28 | フォトコンテスト夏案内 |
| 2017.06.17 | ベリー・ベリーフロート新登場 |
| 2017.06.17 | アジアン・エスニックフェア開催 |
| 2017.07.03 | レインボープールオープン |
| 2017.07.05 | たまたまわさびそば・うどん【玉多摩山葵蕎麦・うどん】発売 |
| 2017.07.07 | 冷やしピッツァ始めました |
| 2017.07.16 | ひまわり見頃 |
| 2017.07.17 | レインボープール入場者数 800 万人達成 |
| 2017.07.29 | サギソウまつり開催 |

※H29 年度は 7 月までの実績値を掲載

レンタルサーバー維持管理実績

■レンタルサーバー維持管理費

【H27】 1,908,000 円(ページ保守含む)

【H28】 1,908,000 円(ページ保守含む)

【H29】 1,908,000 円(ページ保守含む)

■ホームページの更新実績

【H27】

(単位:回数)

| No | 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|-----------------|---------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 1 | ページ更新 | 【随時更新】No.2 以降の更新に合わせ更新を実施 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | トップページバナー作成、削除 | 【随時更新】年に 10 回程度 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | トップページ最新情報追加、削除 | 【随時更新】年に 250 回程度 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 花だより | 13 | 13 | 13 | 13 | 12 | 13 | 15 | 12 | 13 | 11 | 9 | 9 | 146 |
| 5 | 春期ページ作成 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 6 | 夏期ページ作成 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 7 | 秋期ページ作成 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 8 | 冬期ページ作成 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 9 | その他イベントページ作成・修正 | 【随時更新】100 回程度 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | メールマガジン発行 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 |
| 11 | アクセス解析 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 |
| 合計 | | 15 | 15 | 15 | 16 | 15 | 15 | 18 | 15 | 15 | 13 | 11 | 12 | 175 |

【H28】

(単位:回数)

| No | 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|----|-----------------|--------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 1 | ページ更新 | 【随時更新】No.2以降の更新に合わせ更新を実施 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | トップページバナー作成、削除 | 【随時更新】年に10回程度 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | トップページ最新情報追加、削除 | 【随時更新】年に250回程度 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 花だより | 13 | 13 | 13 | 13 | 12 | 13 | 15 | 12 | 13 | 11 | 9 | 9 | 146 |
| 5 | 春期ページ作成・修正 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 6 | 夏期ページ作成・修正 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 7 | 秋期ページ作成・修正 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 8 | 冬期ページ作成・修正 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 9 | その他イベントページ作成・修正 | 【随時更新】100回程度 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | メールマガジン発行 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 |
| 11 | アクセス解析 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 |
| 合計 | | 15 | 15 | 15 | 16 | 15 | 15 | 18 | 15 | 15 | 13 | 11 | 12 | 175 |

車椅子、ベビーカーの利用件数

【H27】

■立川口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 車椅子 | 229 | 164 | 35 | 8 | 10 | 88 | 198 | 220 | 71 | 29 | 22 | 55 | 1,129 |
| 1日平均 | 7.63 | 5.47 | 1.17 | 0.26 | 0.32 | 3.03 | 6.39 | 7.59 | 2.37 | 0.97 | 0.81 | 1.83 | 3.2 |
| 1日最大 | 22 | 30 | 4 | 2 | 2 | 22 | 26 | 25 | 7 | 3 | 6 | 8 | 40 |
| ベビーカー | 238 | 264 | 84 | 42 | 53 | 201 | 208 | 215 | 64 | 53 | 46 | 126 | 1,594 |
| 1日平均 | 7.93 | 8.8 | 2.8 | 1.35 | 1.71 | 6.93 | 6.71 | 7.41 | 2.13 | 1.77 | 1.7 | 4.2 | 4.5 |
| 1日最大 | 36 | 28 | 15 | 16 | 8 | 30 | 30 | 30 | 9 | 10 | 7 | 19 | 58 |

■西立川口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 車椅子 | 223 | 106 | 31 | 9 | 6 | 0 | 126 | 94 | 17 | 11 | 15 | 45 | 683 |
| 1日平均 | 7.43 | 3.42 | 1.03 | 0.29 | 0.19 | 0.00 | 4.06 | 3.13 | 0.57 | 0.37 | 0.60 | 1.45 | 1.9 |
| 1日最大 | 22 | 14 | 7 | 2 | 1 | 0 | 11 | 10 | 3 | 3 | 3 | 10 | 29 |
| ベビーカー | 238 | 258 | 94 | 63 | 85 | 0 | 214 | 149 | 54 | 61 | 41 | 126 | 1,383 |
| 1日平均 | 7.93 | 8.32 | 3.13 | 2.03 | 2.74 | 0 | 6.9 | 4.97 | 0.8 | 2.03 | 1.64 | 4.06 | 3.7 |
| 1日最大 | 27 | 30 | 14 | 9 | 7 | 0 | 25 | 21 | 12 | 10 | 8 | 16 | 38 |

■昭島口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 車椅子 | 6 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 4 | 18 |
| 1日平均 | 0.20 | 0.13 | 0.00 | 0.00 | 0.03 | 0.00 | 0.03 | 0.03 | 0.00 | 0.03 | 0.00 | 1.38 | 0.2 |
| 1日最大 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| ベビーカー | 10 | 12 | 1 | 2 | 1 | 5 | 5 | 1 | 2 | 4 | 8 | 8 | 59 |
| 1日平均 | 0.33 | 0.39 | 0.03 | 0.07 | 0.03 | 0.17 | 0.16 | 0.03 | 0.07 | 0.14 | 0.3 | 2.76 | 0.4 |
| 1日最大 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 |

■砂川口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 車椅子 | 95 | 95 | 22 | 2 | 4 | 56 | 179 | 66 | 16 | 15 | 25 | 44 | 619 |
| 1日平均 | 3.28 | 3.06 | 0.73 | 0.07 | 0.13 | 0.93 | 5.97 | 2.20 | 0.53 | 0.50 | 0.93 | 1.42 | 1.6 |
| 1日最大 | 16 | 10 | 3 | 2 | 2 | 12 | 14 | 9 | 3 | 2 | 4 | 8 | 24 |
| ベビーカー | 82 | 98 | 20 | 13 | 29 | 51 | 75 | 27 | 17 | 22 | 22 | 37 | 493 |
| 1日平均 | 2.83 | 3.16 | 0.67 | 0.43 | 0.94 | 1.76 | 2.5 | 0.9 | 0.57 | 0.73 | 0.81 | 1.19 | 1.4 |
| 1日最大 | 18 | 16 | 5 | 3 | 5 | 9 | 11 | 5 | 3 | 5 | 5 | 5 | 20 |

■玉川上水口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 車椅子 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 14 |
| 1日平均 | 0.23 | 0.03 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.03 | 0.07 | 0.07 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.03 | 0.0 |
| 1日最大 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| ベビーカー | 9 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 1日平均 | 0.3 | 0.07 | 0 | 0 | 0.03 | 0.07 | 0 | 0.07 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 1日最大 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

【H28】

■立川口

(単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 車椅子 | 242 | 129 | 32 | 20 | 19 | 30 | 142 | 143 | 65 | 8 | 19 | 51 | 900 |
| 1日平均 | 8.1 | 4.2 | 1.1 | 0.7 | 0.6 | 1.0 | 4.6 | 4.8 | 2.2 | 2.7 | 0.7 | 1.7 | 2.7 |
| 1日最大 | 27 | 18 | 4 | 4 | 3 | 7 | 19 | 21 | 10 | 2 | 5 | 8 | 27 |
| ベビーカー | 217 | 253 | 67 | 74 | 89 | 65 | 202 | 148 | 55 | 29 | 40 | 89 | 1328 |
| 1日平均 | 7.2 | 8.2 | 2.2 | 2.5 | 3.0 | 2.2 | 6.5 | 4.9 | 1.8 | 1.0 | 1.5 | 2.9 | 3.7 |
| 1日最大 | 28 | 27 | 14 | 14 | 18 | 23 | 36 | 23 | 10 | 6 | 7 | 16 | 36 |

■西立川口

(単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 車椅子 | 178 | 99 | 25 | 21 | 8 | 21 | 131 | 80 | 22 | 10 | 14 | 32 | 641 |
| 1日平均 | 6.1 | 3.2 | 0.8 | 0.7 | 0.3 | 0.7 | 4.2 | 2.9 | 0.7 | 0.3 | 0.5 | 1.0 | 1.8 |
| 1日最大 | 15 | 16 | 5 | 5 | 3 | 5 | 11 | 11 | 5 | 1 | 4 | 3 | 16 |
| ベビーカー | 191 | 267 | 83 | 98 | 62 | 73 | 177 | 110 | 45 | 49 | 33 | 122 | 1310 |
| 1日平均 | 6.6 | 8.6 | 2.8 | 3.2 | 2.1 | 2.5 | 5.7 | 3.9 | 1.5 | 1.6 | 1.3 | 3.9 | 3.6 |
| 1日最大 | 21 | 31 | 11 | 12 | 7 | 13 | 24 | 22 | 6 | 6 | 7 | 13 | 31 |

■昭島口

(単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 車椅子 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 12 |
| 1日平均 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 1日最大 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| ベビーカー | 7 | 13 | 7 | 2 | 3 | 3 | 5 | 6 | 4 | 2 | 1 | 8 | 61 |
| 1日平均 | 0.2 | 0.5 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.3 | 0.2 |
| 1日最大 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |

■砂川口

(単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 車椅子 | 128 | 88 | 28 | 12 | 16 | 21 | 178 | 71 | 11 | 14 | 20 | 19 | 606 |
| 1日平均 | 4.3 | 2.9 | 0.9 | 0.4 | 0.6 | 0.7 | 5.9 | 2.4 | 0.4 | 0.5 | 0.8 | 0.6 | 1.7 |
| 1日最大 | 13 | 14 | 3 | 3 | 3 | 4 | 13 | 10 | 2 | 3 | 3 | 3 | 14 |
| ベビーカー | 63 | 76 | 15 | 13 | 34 | 15 | 64 | 44 | 17 | 27 | 13 | 37 | 418 |
| 1日平均 | 2.1 | 2.5 | 0.5 | 0.4 | 1.2 | 0.5 | 2.1 | 1.5 | 0.6 | 0.9 | 0.5 | 1.2 | 1.2 |
| 1日最大 | 9 | 9 | 4 | 2 | 12 | 9 | 10 | 13 | 3 | 6 | 3 | 7 | 13 |

■玉川上水口

(単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 車椅子 | 5 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 4 | 0 | 2 | 14 |
| 1日平均 | 1.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.2 |
| 1日最大 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 |
| ベビーカー | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 5 | 2 | 5 | 28 |
| 1日平均 | 0.3 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.1 |
| 1日最大 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 3 |

【H29】

■立川口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 車椅子 | 247 | 141 | 36 | 16 | 440 |
| 1日平均 | 8.2 | 4.5 | 1.2 | 0.5 | 3.6 |
| 1日最大 | 25 | 21 | 4 | 3 | 25 |
| ベビーカー | 188 | 226 | 94 | 38 | 546 |
| 1日平均 | 6.3 | 7.3 | 3.1 | 1.2 | 4.5 |
| 1日最大 | 25 | 31 | 16 | 6 | 31 |

■西立川口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 車椅子 | 214 | 111 | 0 | 17 | 342 |
| 1日平均 | 7.1 | 3.6 | 0.0 | 0.6 | 2.8 |
| 1日最大 | 15 | 16 | 0 | 2 | 16 |
| ベビーカー | 214 | 174 | 0 | 39 | 427 |
| 1日平均 | 7.1 | 5.6 | 0.0 | 1.3 | 3.5 |
| 1日最大 | 21 | 22 | 0 | 4 | 22 |

■昭島口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 車椅子 | 6 | 3 | 1 | 0 | 10 |
| 1日平均 | 0.2 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.1 |
| 1日最大 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 |
| ベビーカー | 10 | 6 | 10 | 1 | 27 |
| 1日平均 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.0 | 0.2 |
| 1日最大 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 |

■砂川口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 車椅子 | 111 | 67 | 17 | 8 | 203 |
| 1日平均 | 3.8 | 2.2 | 0.6 | 0.3 | 1.7 |
| 1日最大 | 10 | 9 | 3 | 1 | 10 |
| ベビーカー | 71 | 59 | 23 | 9 | 162 |
| 1日平均 | 2.5 | 1.9 | 0.8 | 0.3 | 1.4 |
| 1日最大 | 10 | 11 | 3 | 2 | 11 |

■玉川上水口 (単位:件数)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 車椅子 | 4 | 1 | 1 | 0 | 6 |
| 1日平均 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 |
| 1日最大 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| ベビーカー | 5 | 2 | 5 | 0 | 12 |
| 1日平均 | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.0 | 0.1 |
| 1日最大 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 |

※H29 年度は 7 月までの実績値を掲

載。

平成 27 年度

巡 視 計 画 書

昭和記念公園パーク共同体

国営昭和記念公園巡視計画書

第1条 巡視の目的

国営昭和記念公園運営維持管理業務実施要領に基づき、お客様の安全利用の確保及び公園施設の管理に必要な処置を効果的かつ効率的に行うため定期的に巡視を実施し、災害事故等不慮の事故に備え、緊急の措置を取ることを目的とする。

第2条 巡視の機構

- (1)園内の巡視は、利用安全スタッフにより実施する。
- (2)公園内の巡視は、基本的に班編成(1班: 1～2人)で行う。

第3条 巡視は、次の事項についての調査、点検及び指導、報告を行う。

- (1)園路、広場の路面、路側、法面、排水樹、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無。
- (2)電気、放送、水道、汚水処理設備等の異常の有無。
- (3)外柵、門扉、案内標識板、ベンチ、屑かご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無。
- (4)草花、芝生等植物の成育状況、倒木、枯れ枝の異常の有無。
- (5)『国営昭和記念公園樹木診断マニュアル(案)』に基づき、樹木の異常の有無。
- (6)清掃の状況。
- (7)お客様への利用指導及び危険な行為に対する制止及び安全指導。
- (8)迷子、負傷者、病人等を発見又は、届け出を受けた場合には、緊急処理体制に基づき適切な処置と報告を行う。
- (9)事件、事故、又は不足の災害発生を発見した場合には、緊急処理体制に基づき適切な処置と報告を行う。

第4条 巡視日報

毎日巡視点検結果を利用サービス職員が確認する。

第5条 巡視要領

- (1)利用安全スタッフは、利用サービス職員の指示を受け、園内巡視実施要領に基づき行う。
- (2)利用安全スタッフは、巡視の際、お客様が巡回サービス員であることがわかるような表示及び服装を着用し巡視を行う。
- (3)利用安全スタッフは、お客様に対して不快感を与えないよう常に親切丁寧に接すると共に、利用指導及び安全指導を行う。
- (4)利用安全スタッフは、巡視の際、常に救急バックを携帯する。
- (5)利用安全スタッフは、都市公園法10条の2項、3項、都市公園法施行例第18条、19条、並びにこれらに関し、公園事務所が定める取扱要領等に係る違反行為を発見した場合には指導するものとする。また、応じない場合には利用サービス職員に報告し指示を受ける。

平成27年度園内巡視実施要領

第1章 一般業務

1.巡視

(1)勤務時間

勤務時間は下記を標準とする。(別表勤務時間表参照)

イ.繁忙期巡視 08:45～17:45 (8.0h・休憩1.0h)

ロ.閑散期巡視 08:45～17:15 (7.5h・休憩1.0h)

(2)園内巡視

巡視は施行計画書に基づき確実に実施するものとする。巡視実施に当たって

A 区域(立川口周辺、ふれあい広場、花木園)

B 区域(西立川口周辺、水鳥の池、運動広場)

C 区域(砂川口、こもれびの里、日本庭園、みんなの原っぱ、こどもの森)

D 区域(文化ゾーン)を責任区分とし、巡視するものとする。

この際、お客様の動向・社会情勢等により巡視重点を着意し、責任区域を巡回及び巡視する。

特にサイクリング道路巡視については、お客様に対し「自転車道路利用規定」、園内を通行する業務車輛等については「車輛による入園者心得」を遵守するよう指導する。

(3)囲障巡視

公園囲障の異常の有無を確認するため、月2回 第1週と第3週の火曜日を標準として、外柵・門扉の点検を実施し、破損等を発見した場合は可能な応急処置補修を実施するとともに書面により報告するものとする。

(4)日本庭園巡視

日本庭園の巡視については各巡視区域に関わらず共通の区域として、特に火災予防・建物、植物の保全、飲食の注意指導に留意するとともに、利用規程を充分理解して利用指導に当たるものとする。

開園時間中における巡視頻度は、概ね1時間に1回となるよう計画する。

(5)緩傾斜護岸巡視

残堀川緩傾斜護岸の利用形態の観察と適切な利用指導に着意する。

(6)砂川口巡視

設備・備品搬入関係業者の出入り、利用形態の観察と適切な利用指導に着意する。

(7)水遊び広場監視

水遊び広場機械運転期間(4月下旬～9月末、プール営業期間を除く)における利用指導、幼児・児童等の安全指導、機械設備の起動・停止及び運転状況の確認のため警備スタッフを断続的に配置する。

この際、交代勤務を妨げないものとする。

(8)文化ゾーン巡視

文化ゾーン(無料区域)において、お客様の動向・社会情勢等により巡視重点を着意し、責任区域を巡回及び巡視する。

2. 出入口管理

施行計画書に基づき、別紙巡視業務区域図に定めた警備員定位置における、西立川口業務用ゲート詰所・砂川口業務用ゲート詰所及び文化ゾーンガードマン詰所において以下の業務を行う。

イ.受付は常駐時間を標準とし、業務用の出入管理を行う。

ロ.来訪者には来園目的等を確認し、所定の名簿に必要事項を記入させ、公園発行の立入許可証、臨時入園指示書を確認し出入させる。必要に応じて公園事務所が用意した腕章を発行する。

ハ.挙動不審、来意不明の場合は許可証若しくは身分証明書等の提示を求め、適切な処置を執る。

ニ.車輛等については運転者の氏名、会社名又は所属等の確認を行い、車輛入園許可証若しくは臨時車輛入園許可証の確認後、許可ステッカーを対象車輛フロント部の視認できる位置に掲示させたくえで入園させる。

ホ.腕章及び許可ステッカーの回収については、退出時における手続終了後速やかに返納させる。

ヘ.上記の手続中及び退出完了後に紛失を発見した場合は、直ちに利用サービス係長に報告するとともに、貸与者及び所属会社等の責任者に通報し発見に努める。

ト.国有財産の盗難を防止するため、退出車輛については集荷伝票等の確認を行い、疑義があれば荷台等の目視点検をあわせて実施する。

チ.工事中区域と開園区域の間にある門扉については、開閉を確実に実施するよう来訪者に対し指導する。

第2章 特別業務

1. 多客日及びイベント警備（イベント会場及び周辺警備）

(1)実施日

実施日は下記のとおりとする。

イ.特別警備(A) こどもの森警備
・多客予想日 4月～3月までの土、日、祝日(121日間)

※ゴールデンウィーク (4月29日～5月6日)を含む

ロ.特別警備(B) ・花火大会警備(1日間)

ハ.特別警備(C)

・冬期イベント警備 イルミネーション実施期間

(2)勤務時間及び勤務人数

勤務時間及び1日当たりの勤務人数は以下のとおりとする。勤務人員については、当日の巡視勤務者及び保安警備勤務者と重複しないものとする。

イ.こどもの森警備 I 9:00～18:00(休憩1.0h含)

〃 II 9:00～17:00(休憩1.0h含)

ロ.花火大会警備 16:00～24:00(休憩1.0h含)

ハ.冬期イベント警備 16:00～22:00(休憩0.5h含)

(3)配置場所

業務実施日の5日前までに業務打合せ書により通知する。

(4)実施内容

夜間開園時の警備を踏まえ、お客様への安全指導、道案内、火災及び盗難等の事故防止、迷子発生時の搜索、落とし物等の対応等その業務は多岐に渡ることが十分考えられるので、当日配置に着く警備員は周辺箇所の予備知識を事前に把握しておく。また、指定重点箇所には実務経験のある警備員(実務経験3年以上)の者を配置する。

第3章 その他

(1)施行上の責任

業務の施行上施設を破損させたり、車輛による移動中に人身事故等を起こさない様に充分留意し、諸事故を発生した場合は、直ちに、調査職員に連絡をするとともに、請負者の責による場合は、請負者の責任において速やかに処理するものとする。なお、公園内を車輛にて移動する場合は植物及び施設の破損に注意し、制限速度20km/h(管理用道路)、10km/h(園路)を厳守する。

(2)勤務時の服装態度

利用安全スタッフ及び警備員はお客様に対し、視覚的に理解できる服装で、親切丁寧に利用指導及び安全指導を行うものとする。なお、制服に係る費用は請負者の負担とする。

(3)火災予防・防止

以下の点に留意のうえ実施する。

- イ.各種工事等における火気取扱・後始末において注意を促すと共に点検を実施し、火災の予防に努めること。
- ロ.火災を発見した場合は直ちに初期消火に努めること。なお、事態の状況により緊急を要すると判断される場合は、関係機関に連絡すると共に緊急連絡体制組織図に基づき通報・連絡を行うこと。

(4)盗難予防・防止

以下の点に留意のうえ実施する。

- イ.各施設等の施錠確認をすること。
- ロ.不審者、侵入者等を発見した場合は直ちに排除を行う。なお、事態の状況により緊急を要すると判断される場合は、関係機関に連絡すると共に緊急連絡体制組織図に基づき通報・連絡を行うこと。
- ハ.外柵等の破損を発見した場合は直ちに応急処置を施し、利用サービス職員に連絡すること。

(5)事故防止

以下の点に留意のうえ実施のこと。

- イ.警備対象物件の破損・倒壊及びその可能性のあるものを発見した場合は直ちに応急処置を施し、監督職員に連絡すること。
- ロ.その他事故発生時に際しては、迅速かつ適切な処置を執り、事態の状況により緊急を要すると判断される場合は、関係機関に連絡すると共に緊急連絡体制組織図に基づき通報・連絡を行うこと。

(6)緊急車輛誘導

病人・怪我人・火災等により緊急車輛を要請する場合は管理センター若しくは公園事務所の課長職以上の職員に連絡を行い、緊急車輛の該当場所への案内誘導を行うこと。

平成27年度園内警備業務月別数量表

[4 月 分]

◎

み◎請負者名：

| 区 分 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 計 | |
|-----------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|-------|------|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| 特別警備 (A) I 9:00~16:30 (6.5h) | 水 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別警備 (A) II 9:00~17:00 (7.0h) | 水 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 16 | 0 | 4 | 3 | 0 | 4 | 45.0 | |
| | 契約数量 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 16 | 0 | 4 | 3 | 0 | 4 | 45.0 | |
| 特別警備 (A) III 9:00~18:00 (8.0h) | 水 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0 | 18 | 0 | 68.0 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 0 | 18 | 0 | 68.0 | | |
| 特別警備 (A) IV 9:00~18:30 (8.5h) | 水 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | | | | | 4 | 8 | | | | | | 4 | 4 | | | | | | 18 | 18 | | 18 | | 82.0 | | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | | | | | 4 | 8 | | | | | | 4 | 4 | | | | | | 18 | 18 | | 18 | | 82.0 | | | |
| 特別警備 (A) V 9:00~19:00 (9.0h) | 水 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | | |
| 特別警備 (B) 16:00~24:00 (7.0h) | 水 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | | |
| 特別警備 (C) 16:00~22:00 (6.0h) | 水 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | | |
| 合 計 | 水 | 1 | 1 | 1 | 4 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 16 | 18 | 4 | 3 | 18 | 4 | 113.0 | | |
| | 契約数量 | 1 | 1 | 1 | 4 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 16 | 18 | 4 | 3 | 18 | 4 | 113.0 | | |
| | 水 | 0 | 2 | 2 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 1 | 0 | 1 | 1 | 18 | 18 | 1 | 1 | 18 | 1 | 103.0 | | |
| | 契約数量 | 0 | 2 | 2 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 1 | 0 | 1 | 1 | 18 | 18 | 1 | 1 | 18 | 1 | 103.0 | | |

◎4/21は緑化月間、4/29みどりの日無料日

平成27年度園内警備業務月別数量表

[5月分]

子◎

請負者名：

| 区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 計 | |
|-----------------------------------|------|---|---|----|----|----|----|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | | |
| 特別警備 (A) I 9:00~16:30 (6.5h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (A) II 9:00~17:00 (7.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施数量 | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 17 | |
| 特別警備 (A) III 9:00~18:00 (8.0h) | 契約数量 | 0 | 3 | 18 | 18 | 18 | 18 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 実施数量 | | | 19 | 19 | 19 | 19 | | | | 3 | | | | | 4 | 4 | | | | | | 3 | 3 | | | | | | 3 | 3 | | 99 |
| 特別警備 (A) IV 9:00~18:30 (8.5h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (D) 開始後4時間終了 (4.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (B) 16:00~24:00 (7.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (C) 16:00~22:00 (6.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 契約数量 | 0 | 3 | 18 | 18 | 19 | 19 | 1 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 112 |
| | 実施数量 | 0 | 0 | 19 | 19 | 20 | 20 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 116 |

◎5/5はこどものみ無料

平成27年度園内警備業務月別数量表

[7月分]

花火 請負者名：

| 区分 | 7月分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 計 | |
|-----------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| 特別警備 (A) I 9:00~16:30 (6.5h) | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 特別警備 (A) II 9:00~17:00 (7.0h) | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 特別警備 (A) III 9:00~18:00 (8.0h) | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| 実施数量 | | | | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | | | | | | | 9 | |
| 特別警備 (A) IV 9:00~18:30 (8.5h) | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 特別警備 (A) V 9:00~19:00 (9.0h) | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 14 | |
| 実施数量 | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | | | | | | | 2 | 2 | | | | | 3 | 2 | | | | 15 | | |
| 特別警備 (B) 16:00~24:00 (7.0h) | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | |
| 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 35 | | | | | | 35 | | |
| 特別警備 (C) 16:00~22:00 (6.0h) | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | |
| | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | |
| 合 計 | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53 | | |
| | 実施数量 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 44 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60 | | |

[8 月 分]

請負者名：

平成27年度園内警備業務月別数量表

| 区 分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 計 | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|-------|-------|-------|-------|
| | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | | | | | | | | | |
| 特別警備 (D) 開始後4時間終了 (4.0h) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | サマーナイ | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (A) II 9:00~17:00 (7.0h) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (A) III 9:00~18:00 (8.0h) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (A) IV 9:00~18:30 (8.5h) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | こどもの森 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | | |
| 特別警備 (A) V 9:00~19:00 (9.0h) | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | こどもの森 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 22 | | |
| 特別警備 (B) 16:00~24:00 (7.0h) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 花火大会 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (C) 16:00~22:00 (6.0h) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | サマーナイ |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 合 計 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 27 | | |

平成27年度園内警備業務月別数量表

[9 月 分]

敬◎

請負者名：

| 区 分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (A) I | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | |
| 9 : 00~16 : 30 (6.5h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (A) II | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |
| 9 : 00~17 : 00 (7.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (A) III | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 9 : 00~18 : 00 (8.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (A) IV | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |
| 9 : 00~18 : 30 (8.5h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (A) V | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 9 : 00~19 : 00 (9.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 16 : 00~24 : 00 (7.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警備 (C) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 16 : 00~22 : 00 (6.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

◎9/16敬老の日無料日

平成27年度園内警備業務月別数量表

[1 0 月分]

30年◎

請負者名：

| 区分 | 30年◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 計 |
|-----------------------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--------------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
| 特別警備 (A) I 9:00~16:30 (6.5h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | こどもの森 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| 特別警備 (A) II 9:00~17:00 (7.0h) | 契約数量 | 1 | 1 | 3 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | こどもの森 |
| | 実施数量 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 47 | |
| 特別警備 (A) III 9:00~18:00 (8.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 特別警備 (A) IV 9:00~18:30 (8.5h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 特別警備 (A) V 9:00~19:00 (9.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 特別警備 (B) 16:00~24:00 (7.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 花火大会 |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 特別警備 (C) 16:00~22:00 (6.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ウィンター ピスタ |
| | 実施数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 合 計 | 契約数量 | 1 | 1 | 3 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 56 |
| | 実施数量 | 1 | 1 | 3 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 49 |

©10/6緑化、10/26開園30周年無料日

平成27年度園内警備業務月別数量表

[1 1 月分]

請負者名：

| 区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 計 | |
|------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | | |
| 特別警備 (A) I | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 26 |
| 9 : 00~16 : 30 (6.5h) | 2 | 2 | | | | | 2 | 3 | | | | | 2 | 3 | | | | | | | 3 | 3 | | | | | | 1 | 1 | | 22 | |
| 特別警備 (A) II | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 9 : 00~17 : 00 (7.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 特別警備 (A) III | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 9 : 00~18 : 00 (8.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 特別警備 (A) IV | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 9 : 00~18 : 30 (8.5h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 特別警備 (A) V | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 9 : 00~19 : 00 (9.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 特別警備 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 16 : 00~24 : 00 (7.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 特別警備 (C) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 16 : 00~22 : 00 (6.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| ウインター ピスタ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 20 | |
| 合計 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 26 |
| | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 6 | 0 | 42 |

平成27年度園内警備業務月別数量表

[1 月分]

請負者名：

| 区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 計 | | | | |
|------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|----|----|-------|--------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 金 | 土 | 日 | 月 |
| 特別警備 (A) I | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 14 | こどもの森 | |
| 9 : 00~16 : 30 (6.5h) | 1 | 1 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 11 | | |
| 特別警備 (A) II | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 |
| 9 : 00~17 : 00 (7.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (A) III | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 |
| 9 : 00~18 : 00 (8.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (A) IV | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 |
| 9 : 00~18 : 30 (8.5h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (A) V | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 |
| 9 : 00~19 : 00 (9.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 花火大会 |
| 16 : 00~24 : 00 (7.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (C) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ウインター ピスタ |
| 16 : 00~22 : 00 (6.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 合計 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 14 | | | |
| | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 11 | | | |

平成27年度園内警備業務月別数量表

[2月分]

請負者名：

| 区分 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 計 | | |
|------------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|--------------|-------|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | | | |
| 特別警備 (A) I | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | こどもの森 |
| 9 : 00~16 : 30 (6.5h) | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 3 | | |
| 特別警備 (A) II | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | こどもの森 | |
| 9 : 00~17 : 00 (7.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| 特別警備 (A) III | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 | |
| 9 : 00~18 : 00 (8.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (A) IV | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 | |
| 9 : 00~18 : 30 (8.5h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (A) V | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | こどもの森 | |
| 9 : 00~19 : 00 (9.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 花火大会 | |
| 16 : 00~24 : 00 (7.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 特別警備 (C) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ウィンター ピスタ | |
| 16 : 00~22 : 00 (6.0h) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 13 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | | |

平成27年度園内警備業務月別数量表

[年計]

請負者名：

| 区分 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 計 | |
|-----------------------------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 特別警備 (A) I 9:00~16:30 (6.5h) | 契約数量 | 3 | 4 | 1 | 0 | 0 | 3 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 0 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 5 | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | 3 | 65 | |
| | 実施数量 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 5 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | 43 | |
| 特別警備 (A) II 9:00~17:00 (7.0h) | 契約数量 | 2 | 2 | 4 | 5 | 2 | 5 | 5 | 3 | 2 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 | 3 | 2 | 4 | 4 | 5 | 6 | 6 | 4 | 8 | 24 | 4 | 11 | 10 | 4 | 8 | 2 | 165 | |
| | 実施数量 | 1 | 3 | 5 | 6 | 2 | 4 | 4 | 3 | 2 | 4 | 5 | 5 | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 4 | 3 | 5 | 6 | 5 | 3 | 2 | 7 | 3 | 5 | 4 | 4 | 3 | 1 | 113 | |
| 特別警備 (A) III 9:00~18:00 (8.0h) | 契約数量 | 0 | 3 | 18 | 24 | 28 | 22 | 2 | 0 | 3 | 3 | 4 | 8 | 5 | 5 | 0 | 2 | 2 | 2 | 4 | 10 | 4 | 4 | 0 | 2 | 2 | 0 | 21 | 4 | 1 | 18 | 2 | 203 | |
| | 実施数量 | 0 | 0 | 19 | 25 | 27 | 21 | 2 | 0 | 0 | 3 | 4 | 10 | 1 | 2 | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 | 6 | 5 | 4 | 0 | 3 | 3 | 23 | 21 | 4 | 1 | 18 | 3 | 220 | |
| 特別警備 (A) IV 9:00~18:30 (8.5h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 5 | |
| | 実施数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 5 | |
| 特別警備 (A) V 9:00~19:00 (9.0h) | 契約数量 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | |
| | 実施数量 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | |
| 特別警備 (B) 16:00~24:00 (7.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | |
| | 実施数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | |
| 特別警備 (C) 16:00~22:00 (6.0h) | 契約数量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 11 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 9 | 11 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 9 | 14 | 14 | 14 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 171 | |
| | 実施数量 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 10 | 10 | 6 | 6 | 0 | 1 | 0 | 7 | 7 | 6 | 0 | 172 | |
| 合計 | 契約数量 | 7 | 11 | 23 | 29 | 39 | 41 | 18 | 16 | 18 | 18 | 22 | 24 | 25 | 20 | 15 | 14 | 14 | 14 | 17 | 27 | 26 | 29 | 25 | 19 | 12 | 62 | 28 | 16 | 14 | 25 | 13 | 7 | 674 |
| | 実施数量 | 11 | 14 | 31 | 37 | 36 | 33 | 14 | 14 | 12 | 16 | 20 | 26 | 17 | 15 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | 21 | 23 | 24 | 13 | 13 | 6 | 69 | 26 | 9 | 13 | 31 | 15 | 7 | 625 |

平成27年度 園内警備業務 勤務時間基準表

| (勤務時間) | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 備考 |
|-----------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---------------------------------|
| 特別警備 (A) I 9:00~16:30 (6.5H) | | | | 休 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | こどもの森警備 割増賃金対象外 |
| 特別警備 (A) II 9:00~17:00 (7.0H) | | | | 休 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | こどもの森警備 割増賃金対象外 |
| 特別警備 (A) III 9:00~18:00 (8.0H) | | | | 休 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | こどもの森警備 割増賃金対象外 |
| 特別警備 (A) IV 9:00~18:30 (8.5H) | | | | 休 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | こどもの森警備 割増賃金対象外 |
| 特別警備 (A) V 9:00~19:00 (9.0H) | | | | 休 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | こどもの森警備 割増賃金対象外 |
| 特別警備 (B) 16:00~24:00 (7.0H) | | | | | | | | | | | | 休 | | | 休 | | | | | | | | | | | 花火大会警備 22:00~24:00 割増賃金対象 |
| 特別警備 (C) 16:00~22:00 (6.0H) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 冬期イベント警備 割増賃金対象外 |

巡視業務日報 1

警備日報

| | | | | | |
|-----|----|---|---|---|--------|
| 自 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 17時00分 |
| 至 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 9時00分 |
| 担当者 | | | | | 印 |

1. 勤務者

| 勤務別 | 勤務場所 | 勤務内容 | 勤務者 |
|-----|--------------|------|-----|
| | 西立川口ガードマボックス | 巡回警備 | |
| | | | |
| | | | |

2. 巡回警備（点検）

| 施設等巡回点検時間 | 区域 | 結果 |
|-----------|--------------|----|
| : : : | 西立川口ガードマボックス | |
| : : : | 有料エリア（B） | |
| : : : | 有料エリア（A） | |
| : : : | 有料エリア（A、B） | |
| : : : | 砂川口ガードマボックス | |
| : : : | 西立川口ガードマボックス | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |

3. 巡回点検実施報告事項

4. 施設等損傷報告事項

5. 開錠及び施錠

| 門扉の名称 | 開錠 | 施錠 | 備考 |
|-------|-----|-----|----|
| 西立川口 | : : | : : | |
| 砂川口 | : : | : : | |
| 立川口 A | : : | : : | |
| 立川口 B | : : | : : | |
| | : : | : : | |
| | : : | : : | |

巡視業務日報 2

警備日報

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|-------------------|
| | | | | | 自 平成 年 月 日 17時00分 |
| | | | | | 至 平成 年 月 日 9時00分 |
| | | | | | 担当者 |

1. 勤務者

| 勤務別 | 勤務場所 | 勤務内容 | 勤務者 |
|-----|---------|------|-----|
| | 文化ゾーン詰所 | 巡回警備 | |
| | | | |
| | | | |

2. 巡回警備（点検）

| 施設等巡回点検時間 | 区域 | 結果 |
|-----------|---------------|----|
| : : : | ①外周 | |
| : : : | ②管理事務所 | |
| : : : | ③管理用車両駐車場 | |
| : : : | ④総合案内所 | |
| : : : | ⑤あけぼの口 | |
| : : : | ⑥そよぎの丘斜面 | |
| : : : | ⑦そよぎの丘樹林地帯 | |
| : : : | ⑧みどり橋周辺 | |
| : : : | ⑨花みどり文化センター | |
| : : : | ⑩ゆめ広場及びトイレ周辺 | |
| : : : | ⑪ゆめひろば裏樹林地帯 | |
| : : : | ⑫記念館口 | |
| : : : | ⑬昭和天皇記念館建物裏廻り | |
| : : : | ⑭高松口 | |

3. 巡回点検実施報告事項

| |
|--|
| |
|--|

4. 施設等損傷報告事項

| |
|--|
| |
|--|

5. 開錠及び施錠

| 門扉の名称 | 開錠 | 施錠 | 備考 |
|--------|-----|-----|----|
| 管理事務所 | : : | : : | |
| 事務所通用門 | : : | : : | |
| | : : | : : | |
| | : : | : : | |
| | : : | : : | |

入園車輛等報告書

平成 年 月 日 ()

| 工事業者関連(国交省) | | 管理業者関連(西武造園・プリンスホテル共同体) | |
|----------------------|--------|-------------------------|--------|
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | その他 | ()台 名 |
| 小計 | ()台 名 | 小計 | ()台 名 |
| その他(西武造園・プリンスホテル共同体) | | | |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | | ()台 名 |
| | ()台 名 | 小計 | ()台 名 |
| 本日の入園車輛 総合計 台()台 | | | |
| 本日の入園人員 総合計 名 | | | |
| ()内は、臨時入園車輛 | | | |

入場者(車輛等)受付簿 (西立川業務用門)

西武造園(株)・プリンスホテル(株)共同体
昭和管理センター

平成 年 月 日 ()

| No. | 入場時間 | 退場時間 | 会社名 | 氏名 | 車輛番号 | 人数 | 許可番号 | 備考 | カウント |
|-----|------|------|-----|----|------|----|------|----|------|
| 1 | : | : | | | | | | | |
| 2 | : | : | | | | | | | |
| 3 | : | : | | | | | | | |
| 4 | : | : | | | | | | | |
| 5 | : | : | | | | | | | |
| 6 | : | : | | | | | | | |
| 7 | : | : | | | | | | | |
| 8 | : | : | | | | | | | |
| 9 | : | : | | | | | | | |
| 10 | : | : | | | | | | | |
| 11 | : | : | | | | | | | |
| 12 | : | : | | | | | | | |
| 13 | : | : | | | | | | | |
| 14 | : | : | | | | | | | |
| 15 | : | : | | | | | | | |
| 16 | : | : | | | | | | | |
| 17 | : | : | | | | | | | |
| 18 | : | : | | | | | | | |
| 19 | : | : | | | | | | | |
| 20 | : | : | | | | | | | |
| 21 | : | : | | | | | | | |
| 22 | : | : | | | | | | | |
| 23 | : | : | | | | | | | |
| 24 | : | : | | | | | | | |
| 25 | : | : | | | | | | | |
| 26 | : | : | | | | | | | |
| 27 | : | : | | | | | | | |
| 28 | : | : | | | | | | | |
| 29 | : | : | | | | | | | |
| 30 | : | : | | | | | | | |

| 【業務日報・砂川口業務用ゲート】 | | | | | | | | | | 担当者 |
|------------------|------|-----|------|----|------|------|-----|-----|----|-----|
| 入場時間 | 退場時間 | 会社名 | 運転者名 | 人数 | 車両番号 | 許可番号 | ケース | コーン | 備考 | |
| 1 | : | : | | | | | | | | |
| 2 | : | : | | | | | | | | |
| 3 | : | : | | | | | | | | |
| 4 | : | : | | | | | | | | |
| 5 | : | : | | | | | | | | |
| 6 | : | : | | | | | | | | |
| 7 | : | : | | | | | | | | |
| 8 | : | : | | | | | | | | |
| 9 | : | : | | | | | | | | |
| 10 | : | : | | | | | | | | |
| 11 | : | : | | | | | | | | |
| 12 | : | : | | | | | | | | |
| 13 | : | : | | | | | | | | |
| 14 | : | : | | | | | | | | |
| 15 | : | : | | | | | | | | |
| 16 | : | : | | | | | | | | |
| 17 | : | : | | | | | | | | |
| 18 | : | : | | | | | | | | |
| 19 | : | : | | | | | | | | |
| 20 | : | : | | | | | | | | |
| 21 | : | : | | | | | | | | |
| 22 | : | : | | | | | | | | |
| 23 | : | : | | | | | | | | |
| 24 | : | : | | | | | | | | |
| 25 | : | : | | | | | | | | |
| 26 | : | : | | | | | | | | |
| 27 | : | : | | | | | | | | |
| 28 | : | : | | | | | | | | |
| 29 | : | : | | | | | | | | |
| 30 | : | : | | | | | | | | |

| 【業務日報・砂川口業務用ゲート】 | | | | | | | | | | 担当者 |
|------------------|------|-----|------|----|------|------|-----|-----|----|-----|
| 入場時間 | 退場時間 | 会社名 | 運転者名 | 人数 | 車両番号 | 許可番号 | ケース | コーン | 備考 | |
| 1 | : | : | | | | | | | | |
| 2 | : | : | | | | | | | | |
| 3 | : | : | | | | | | | | |
| 4 | : | : | | | | | | | | |
| 5 | : | : | | | | | | | | |
| 6 | : | : | | | | | | | | |
| 7 | : | : | | | | | | | | |
| 8 | : | : | | | | | | | | |
| 9 | : | : | | | | | | | | |
| 10 | : | : | | | | | | | | |
| 11 | : | : | | | | | | | | |
| 12 | : | : | | | | | | | | |
| 13 | : | : | | | | | | | | |
| 14 | : | : | | | | | | | | |
| 15 | : | : | | | | | | | | |
| 16 | : | : | | | | | | | | |
| 17 | : | : | | | | | | | | |
| 18 | : | : | | | | | | | | |
| 19 | : | : | | | | | | | | |
| 20 | : | : | | | | | | | | |
| 21 | : | : | | | | | | | | |
| 22 | : | : | | | | | | | | |
| 23 | : | : | | | | | | | | |
| 24 | : | : | | | | | | | | |
| 25 | : | : | | | | | | | | |
| 26 | : | : | | | | | | | | |
| 27 | : | : | | | | | | | | |
| 28 | : | : | | | | | | | | |
| 29 | : | : | | | | | | | | |
| 30 | : | : | | | | | | | | |

| 【業務日報・砂川口業務用ゲート】 | | | | | | | | | | 担当者 |
|------------------|------|-----|------|----|------|------|-----|-----|----|-----|
| 入場時間 | 退場時間 | 会社名 | 運転者名 | 人数 | 車両番号 | 許可番号 | ケース | コーン | 備考 | |
| 1 | : | : | | | | | | | | |
| 2 | : | : | | | | | | | | |
| 3 | : | : | | | | | | | | |
| 4 | : | : | | | | | | | | |
| 5 | : | : | | | | | | | | |
| 6 | : | : | | | | | | | | |
| 7 | : | : | | | | | | | | |
| 8 | : | : | | | | | | | | |
| 9 | : | : | | | | | | | | |
| 10 | : | : | | | | | | | | |
| 11 | : | : | | | | | | | | |
| 12 | : | : | | | | | | | | |
| 13 | : | : | | | | | | | | |
| 14 | : | : | | | | | | | | |
| 15 | : | : | | | | | | | | |
| 16 | : | : | | | | | | | | |
| 17 | : | : | | | | | | | | |
| 18 | : | : | | | | | | | | |
| 19 | : | : | | | | | | | | |
| 20 | : | : | | | | | | | | |
| 21 | : | : | | | | | | | | |
| 22 | : | : | | | | | | | | |
| 23 | : | : | | | | | | | | |
| 24 | : | : | | | | | | | | |
| 25 | : | : | | | | | | | | |
| 26 | : | : | | | | | | | | |
| 27 | : | : | | | | | | | | |
| 28 | : | : | | | | | | | | |
| 29 | : | : | | | | | | | | |
| 30 | : | : | | | | | | | | |

砂川口業務用門 臨時入園車輛一覽表

平成 年 月 日

| | 会社名 | 氏名 | 車輛番号 | 入場時間 | 退場時間 | 備考 |
|----|-----|----|------|------|------|----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 21 | | | | | | |
| 22 | | | | | | |
| 23 | | | | | | |
| 24 | | | | | | |
| 25 | | | | | | |
| 26 | | | | | | |
| 27 | | | | | | |
| 28 | | | | | | |
| 29 | | | | | | |
| 30 | | | | | | |

平成 年 月 日 ()

| | | | |
|-------|----------|--------|----|
| センター長 | 総務マネージャー | 利用安全管理 | 係員 |
| | | | |

巡回サービス 巡回報告書

| 巡回員 | | 天気 () 気温: 最高 °C 最低 °C | | 特記事項 (事故・病人搬送・その他) | |
|-------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 巡回時間 | 巡回コース | 巡回コース | 巡回コース | 本日の入園者数 ()人 | 内文化 ()人 |
| 8:45~9:30 | サイクルコース | 立川口→無料区→カナー ル→花木園 | 西立川口→昭島口→ ニュースポーツ広場 | 砂川口→こもれひの里・丘→日本 庭園 | |
| 10:00~10:30 | 中央管理棟 水遊び広場 | みんなの原っぱ→溪流広 場→こどもの森→玉上口 | サイクルコース | 立川口→無料区→カナール→花 木園 | |
| 10:30~11:00 | 西立川口→昭島口→ ニュースポーツ広場 | 中央管理棟 | 砂川口→こもれひの里・丘 →日本庭園 | みんなの原っぱ→溪流広場→こ どもの森→玉上口 | |
| 11:00~11:30 | サイクルコース | 立川口→無料区→カナー ル→花木園 | 中央管理棟 水遊び広場 | 西立川口→昭島口→ ニュースポーツ広場 | |
| 11:30~12:00 | 砂川口→こもれひの里・丘 →日本庭園 | みんなの原っぱ→溪流広 場→こどもの森→玉上口 | サイクルコース | 中央管理棟 | |
| 12:00~12:30 | 中央管理棟 | 中央管理棟 | 立川口→無料区→カナー ル→花木園 | 西立川口→昭島口→ ニュースポーツ広場 | |
| 12:30~13:00 | 中央管理棟 | 中央管理棟 | 中央管理棟 | 中央管理棟 | |
| 13:00~13:30 | 砂川口→こもれひの里・丘 →日本庭園 | みんなの原っぱ→溪流広 場→こどもの森→玉上口 | 中央管理棟 | 中央管理棟 | |
| 13:30~14:00 | 中央管理棟 | サイクルコース | 立川口→無料区→カナー ル→花木園 | 西立川口→昭島口→ ニュースポーツ広場 | |
| 14:00~14:30 | 砂川口→こもれひの里・丘 →日本庭園 | 中央管理棟 水遊び広場 | みんなの原っぱ→溪流広 場→こどもの森→玉上口 | サイクルコース | |
| 14:30~15:00 | 立川口→無料区→カナー ル→花木園 | 西立川口→昭島口→ ニュースポーツ広場 | 中央管理棟 | 砂川口→こもれひの里・丘→日本 庭園 | |
| 15:00~16:00 | みんなの原っぱ→溪流広 場→こどもの森→玉上口 | サイクルコース | 立川口→無料区→カナー ル→花木園 | 中央管理棟 水遊び広場 | |
| 16:00~17:00 | 西立川口→昭島口→ ニュースポーツ広場 | 砂川口→こもれひの里・丘 →日本庭園 | サイクルコース | 立川口→無料区→カナール→花 木園 | 記念館口担当: |
| 17:00~ | 退園誘導、施設確認 | 退園誘導、施設確認 | 退園誘導、施設確認 | 退園誘導、施設確認 | ミーティング内容 |
| 記事 | | | | | 駐車場設置車両 台 (駐車場名 車名 ナンバー記入) |

植物管理 意見・要望等 記入用紙

記入例

日時：平成 年 月 日

記入者： 所属（ ）

※内容・場所など、なるべく具体的に記載いただくと助かります。

- 例1 ふれあい広場の芝生が伸びてきているので、早く刈ってほしい。
いつ頃の予定ですか？
- 例2 さつき橋の真ん中にあるツツジは、昔はもっと低かった気がする。
(よく来られるお客様も言ってました)
- 例3 眺めのテラスの池側の脇の高木(ケヤキ?)の木に、枯枝があった。
直ぐに落ちそうだった。
- 例4 コスモスの種類について良く聞かれるので、簡単な資料があると助かる。

管理センター 植物グループ記入欄

承認者

- ※ 記入後は管理センター植物グループまでお届けください。
対応などの返答については、レターボックスにて返信いたします。

植物管理 意見・要望等 記入用紙

日 時 : 平成 年 月 日

記入者 : 所属 ()

※内容・場所など、なるべく具体的に記載いただくと助かります。

管理センター 植物グループ記入欄

承認者

- ※ 記入後は管理センター植物グループまでお届けください。
対応などの返答については、レターボックスにて返信いたします。

文化ゾーンの巡回ルート（昼間）について

みどりの文化ゾーン内 巡回ルート（昼間）

1. 記念館口詰所（定点警備）
2. 昭和天皇記念館建物裏廻り
3. 花みどり文化センター内
 ギャラリー・情報コーナー ・研修室・エントランス
4. トイレ・自転車置き場
5. エスカレーター
6. 浮游の庭
 みどり橋・螺旋階段・池
7. そよぎの丘
8. 総合案内所
 あけぼの口・管理事務所・管理用車両駐車場
9. ゆめひろば
10. トイレ棟

図面名

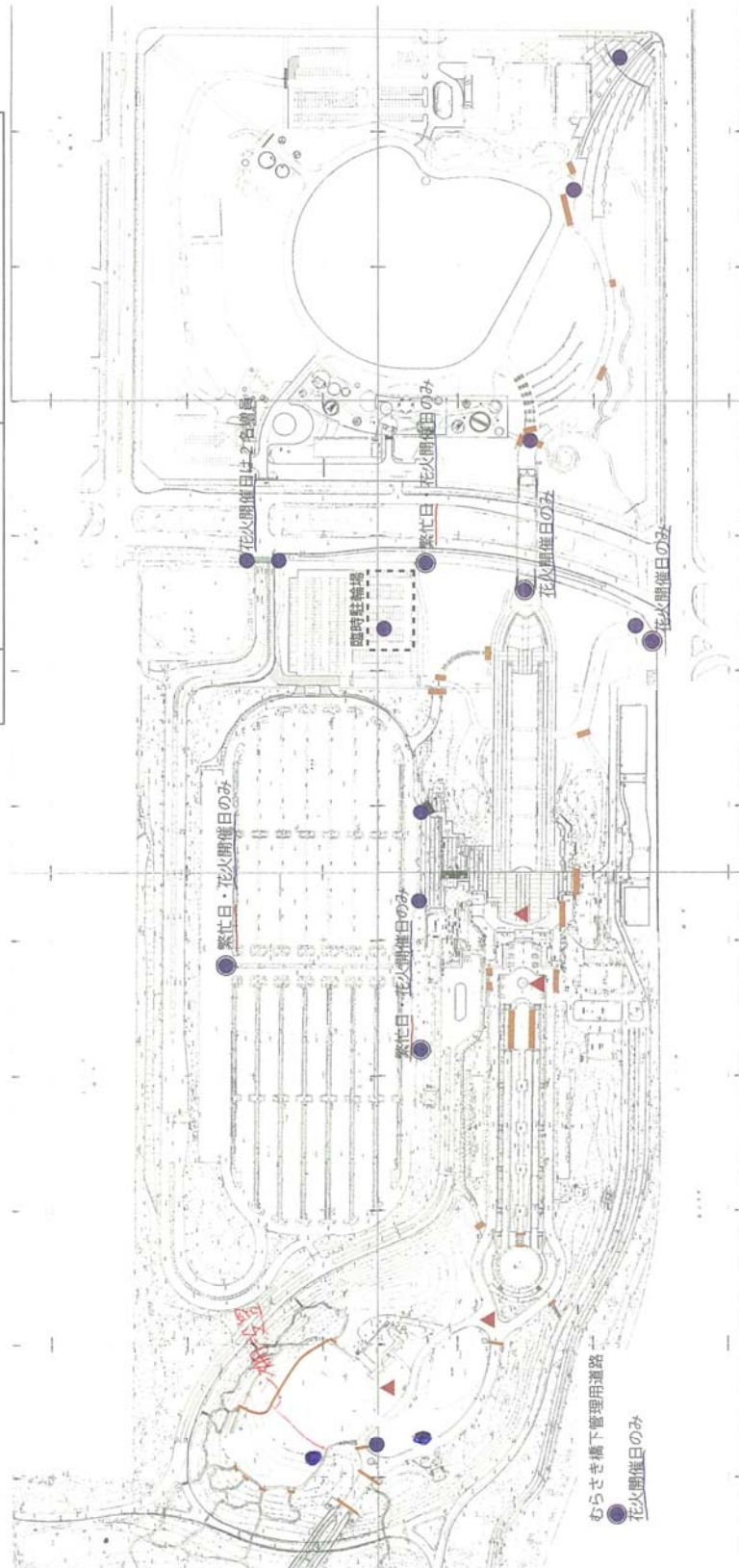
平成 25 年 Winter Vista Illumination

平成 25 年 11 月 30 日 (土) ~ 12 月 25 日

誘導・保安係員配置図 (花火実施日は 12 月 22・23 日)

凡例

| 記号 | 名称 | 備考 |
|----|-----------|---|
| ● | 警備員 / 誘導員 | お客様の誘導、進入禁止エリアへの進入防止を行います。 |
| ▲ | 利用安全指導 | お客様のご案内、間合も対応、禁止行為等を防止する利用指導を行います。 |
| — | 人止柵 | カーブコーン&パー・ローピング・仮設フェンス等で、進入禁止エリアへの進入を防止します。 |



建物及び工作物に関する修繕履歴

■年総額(保守点検費を含む)

| H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 (第 1 四半期のみ) | 年平均金額 (H27-28) |
|--------------|--------------|-----------------------|----------------|
| 38,348,284 円 | 33,857,940 円 | 18,033,136 | 36,103,112 円 |

※建物及び工作物の修繕費（保守点検費を含む）の年総額は、人件費及び資材購入費を除いた金額。

■保守点検費用

| H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 (第 1 四半期のみ) | 年平均金額 (H27-28) |
|--------------|--------------|-----------------------|-------------------|
| 13,417,282 円 | 11,495,433 円 | 11,629,000 円 | 23,646,755 円 |

建物及び工作物に関する修繕履歴

【H27 建物管理】

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|---------|---------|--------|-------------------------------|---------|
| 建物維持修繕工 | | | | |
| | 管理事務所修繕 | | | |
| | | 4月30日 | 管理センター事務所内間仕切り移設他 | 180,000 |
| | | 4月30日 | 管理センター事務所南側扉修繕 | 27,500 |
| | | 4月24日 | 砂川ゲート事務所内 電気湯沸かし器交換工事 | 104,300 |
| | | 6月16日 | 中央管理棟屋根棟押さえ等修理 | 23,200 |
| | | 7月20日 | 照明スイッチ購入 | 977 |
| | | 7月31日 | 砂川口ゲート及び昭島口ゲート ブラインド取替修繕 | 60,000 |
| | | 8月27日 | 花みどり文化センター外部柱一部塗装修繕 | 24,400 |
| | | 9月10日 | こもれびの里 管理棟引き戸修繕 | 54,200 |
| | | 9月16日 | 総合案内所 裏口ドア調整修繕 | 11,000 |
| | | 9月28日 | 砂川口ゲート 雨樋下部ベニヤ取替修繕 | 50,800 |
| | | 7月28日 | 砂川ゲート 改札ブースシャッター修繕 | 7,900 |
| | | 10月24日 | 砂川口ゲート屋根瓦取替修繕 | 11,000 |
| | | 11月4日 | 自動販売機修繕(昭島口) | 32,000 |
| | | 12月24日 | 砂川口ゲートブラインド修繕 | 17,895 |
| | | 1月20日 | 西立川口仕切りゲート修繕 | 100,000 |
| | | 1月25日 | 自動券売機修理費(砂川口) | 44,980 |
| | | 3月25日 | 立川口仕切りゲート修繕 | 100,000 |
| | 休憩所等修繕 | | | |
| * | | 4月22日 | 花みどり文化センター建築物環境衛生業務 | 747,000 |
| | | 4月30日 | 花みどり文化センターウッドデッキ修繕 | 660,000 |
| | | 4月27日 | 日本庭園盆栽園修理 | 325,200 |
| * | | 4月1日 | 「花みどり文化センター」人数カウンター年間保守 | 210,000 |
| | | 5月1日 | 自動券売機修理費(立川・西立川・砂川) | 133,960 |
| | | 6月11日 | こどもの森森の家東側出窓 ヒサシコーナクッション修理 | 36,500 |
| | | 6月8日 | 花みどり文化センター研究室照明交換 | 325,000 |
| | | 9月8日 | こもれびの家 スタッフ用ドア調整修繕 | 11,100 |
| | | 9月17日 | こもれびの里 納屋樋修繕材料費 | 13,319 |
| | | 9月17日 | 砂川口自動券売機修理 | 59,480 |
| | | 9月16日 | こもれびの里 里の小屋雨漏り他修繕 | 30,200 |
| | | 10月9日 | こもれびの里 里の小屋建具修繕 | 25,660 |
| | | 10月16日 | こもれびの里蔵入口スロープ設置業務 | 50,000 |
| | | 2月12日 | 日本庭園内休憩所雨樋受け修繕 | 13,300 |
| | | 2月16日 | 飲料水水質検査(省略不可11項目) | 20,000 |
| | 便所修繕 | | | |
| | | 4月17日 | No.7トイレ・φ40中水漏水修繕 | 77,000 |
| | | 4月30日 | No.34多目的トイレ ドアガラス交換 | 29,000 |
| | | 4月16日 | No.14トイレ・φ50中水漏水修繕 | 180,000 |
| | | 4月29日 | No.7(多目的)トイレ「使用中」表示灯交換 | 59,800 |
| | | 4月21日 | 昭和記念公園内水栓機器修繕 | 206,600 |
| * | | 4月1日 | トイレ芳香器等メンテナンス | 228,000 |
| | | 5月26日 | こどもの森「鳴きのドラゴン」修繕 | 160,000 |
| | | 4月29日 | 仮設トイレ(汲み取り式)リース | 173,400 |
| | | 5月25日 | No.12トイレ修理 | 12,430 |
| | | 6月2日 | No.8トイレ中水配管漏水修繕 | 215,000 |
| | | 5月8日 | 仮設トイレ引き抜き作業 | 94,600 |
| | | 6月3日 | 園内水栓機器修繕 | 36,400 |
| | | 4月1日 | 西立川口便所脇ポンプ槽ブロー交換 | 68,200 |
| | | 9月8日 | 多目的トイレ ドア鍵調整修繕 | 11,000 |
| | | 6月8日 | トイレNo.42照明センサー交換調整 | 94,800 |
| | | 6月15日 | トイレNo.22上水漏水修繕 | 346,000 |
| | | 6月2日 | トイレNo.31上水漏水修繕 | 380,000 |
| | | 6月5日 | トイレNo.5中水漏水修繕 | 420,000 |
| | | 7月28日 | トイレNo.7天井板及びNo.12雨樋修繕 | 99,200 |
| | | 7月20日 | 大便器用ピストンバルブほか購入 | 90,500 |
| | | 7月15日 | トイレNo.36外壁修理 | 58,700 |
| | | 7月2日 | トイレNo.46自動水栓交換修繕 | 41,600 |
| | | 7月24日 | トイレNo.32女子・No.29男子トイレ修繕 | 200,000 |
| | | 8月10日 | トイレNo.41照明点灯用タイマー交換 | 29,800 |

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|-----------|----------------|--------|--------------------------------|-----------|
| | | 9月10日 | 普通便座ほか購入 | 206,725 |
| | | 9月10日 | トイレNo.4女子・No.6男子不具合修繕 | 179,000 |
| | | 9月16日 | トイレNo.49男子トイレ引き戸修繕 | 12,680 |
| | | 9月1日 | トイレNo.8及び管理事務所トイレ修繕 | 20,290 |
| | | 9月24日 | トイレNo.1、2、3塗装修繕 | 51,000 |
| | | 9月24日 | トイレNo.39多目的トイレ内タイル修理 | 11,700 |
| | | 7月4日 | トイレNo.17詰まり修繕 | 25,000 |
| | | 8月31日 | 音姫用電池ほか購入 | 9,736 |
| | | 7月30日 | トイレNo.6中水配管漏水修繕 | 348,000 |
| | | 9月22日 | トイレNo.12汚水配管不具合修繕 | 192,800 |
| | | 9月29日 | トイレNo.31・32配管不具合修繕 | 50,320 |
| | | 10月17日 | No.32男子トイレブース丁番修繕 | 12,800 |
| | | 10月22日 | トイレNo.31雨漏修繕 | 23,000 |
| | | 10月22日 | No.19No.25男子トイレ洗浄水不具合修繕ほか | 69,300 |
| | | 11月10日 | トイレNo.32女子トイレ扉修繕 | 12,800 |
| | | 11月10日 | トイレNo.2多目的トイレ扉修繕 | 12,600 |
| | | 12月25日 | 花木園No.9多目的トイレ水洗用フラッシュバルブ修繕 | 24,760 |
| | | 12月2日 | トイレ水洗フラッシュバルブ用リモコン購入 | 16,450 |
| | | 12月3日 | トイレNo.39トイレ内壁タイル修繕 | 243,700 |
| | | 12月7日 | トイレNo.17看板修繕 | 18,200 |
| | | 1月26日 | 立川ゲート裏 仮設トイレロータンク給水管修繕 | 10,500 |
| | | 1月7日 | No.18女子トイレ修理(和式) | 52,000 |
| | | 12月28日 | トイレ緊急呼び出し表示機修理(No.11、23) | 35,000 |
| | | 1月23日 | No.11多目的トイレフラッシュバルブリモコン不具合修繕他 | 11,300 |
| | | 2月29日 | 各所トイレ修繕 | 107,719 |
| | | 2月4日 | 各所トイレ修繕 | 272,000 |
| | | 3月8日 | No.18及びNo.2トイレ修繕 | 76,000 |
| | | 3月23日 | こもれびの里水車小屋の屋根修繕 | 12,000 |
| | | 3月29日 | こもれびの里の農家母屋縁側修繕 | 100,300 |
| | リサイクルセンター維持修繕等 | | | |
| | | 4月23日 | 生ゴミ処理機修理 | 22,500 |
| | | 7月3日 | 危険物標識購入 | 1,100 |
| | | 8月16日 | リサイクルセンター水銀灯ランプ交換 | 121,450 |
| | | 10月8日 | GNS-101WD修理 | 64,000 |
| | その他修繕 | | | |
| | | 4月1日 | トイレトペーパーホルダー他購入 | 3,048 |
| | | 10月15日 | こもれびの里丘休憩所棟入口内自動ドア修繕 | 18,000 |
| 建物設備維持修繕工 | | | | |
| | 空調設備維持修繕 | | | |
| | | 6月24日 | 玉川上水ロームエアコン更新工事 | 160,000 |
| | | 6月25日 | ダイキン製空調機修理【センター長室・電算室】 | 73,000 |
| | | 8月14日 | 管理事務所2F系統GHP修繕 | 45,480 |
| | リサイクルセンター保守点検等 | | | |
| * | 空調設備保守点検 | 4月1日 | 生ゴミ処理機メンテナンス | 240,000 |
| * | | 4月1日 | 空調設備保守業務 | 1,580,000 |
| | | 6月3日 | 空調機設備スポット点検【公園管理事務所棟・管理センター系統】 | 82,000 |
| | | 6月3日 | 空調機設備スポット点検【公園管理事務所棟・国土交通省系統】 | 130,000 |
| | 昇降機等設備保守業務他 | | | |
| * | | 4月23日 | 昇降機設備保守点検業務 | 2,400,000 |
| 建物設備維持修繕工 | | | | |
| | 空調設備維持修繕 | | | |
| | | 2月26日 | 1F防災・情報・放送室系統空調機スタータモータ交換 | 38,800 |
| | | 2月13日 | 1F防災・情報・放送室系統空調機修繕 | 18,740 |
| | 空調設備保守点検 | | | |
| * | | 12月22日 | ガスヒーポンメンテナンス契約(定期点検) | 149,282 |

*保守点検
H27 工作物管理】

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|----|----|-----|------|--------|
|----|----|-----|------|--------|

| | | | | |
|-----------|----------------|---------|-------------------------|---------|
| 園路広場維持修繕工 | | | | |
| | 舗装維持修繕 | | | |
| | | 4月30日 | 西立川駅舎前歩道橋点字ブロック補修 | 55,000 |
| | | 4月30日 | 昭島口インターロッキング据え直し補修 | 44,500 |
| | | 4月30日 | カナル 歩道乱貼石板補修 | 505,000 |
| | | 5月1日 | 眺めのテラス北側インターロッキング補修 | 40,000 |
| | | 7月30日 | 日本庭園歎楓亭前舗装修繕 | 6,500 |
| | | 8月7日 | A売店前管理用道路舗装修繕 | 268,000 |
| | | 8月7日 | No.31トイレ、カナル脇舗装路修繕 | 272,000 |
| | | 10月8日 | 園内舗装修繕工事 | 740,000 |
| | | 2月22日 | ふれあい橋歩道床タイル修繕 | 44,350 |
| | | 3月18日 | 眺めのテラス他舗装修繕 | 260,000 |
| | 手摺・柵等維持修繕 | | | |
| | | 4月27日 | 立川口駐車場従業員用門扉修理 | 21,000 |
| | | 4月7日 | こどもの森(霧の森前)ウッドデッキ手すり修繕 | 64,000 |
| | | 4月28日 | 日本庭園(歎楓亭)裏口木柵脚修理 | 10,000 |
| | | 6月2日 | 水遊び広場 冒険プール、昭島口門扉門落とし修理 | 13,200 |
| | | 8月11日 | リサイクルセンター前擬木手すり修理 | 18,700 |
| | | 9月11日 | 砂川口駐車場 入口門扉戸修繕 | 34,570 |
| | | 9月4日 | ベタンク 柵修繕 | 14,900 |
| | | 2月23日 | 砂川口駐車場門扉固定修繕 | 16,000 |
| | サイン・ファニチャー維持修繕 | | | |
| | | 4月30日 | ふれあい広場サークルベンチ補修 | 50,000 |
| | | 5月27日 | 西立川口外側ベンチ修繕 | 315,000 |
| | | 6月11日 | わんぱくゆうぐ内ベンチ、金網トンネル修理等修理 | 30,350 |
| | | 8月28日 | プール入口前 円形ベンチ修繕 | 26,900 |
| | | 9月27日 | フワフワドーム案内看板パーツ作成 | 16,650 |
| | | 3月22日 | 昭島ロゲート外看板文字修繕 | 25,000 |
| | | 3月16日 | 日本庭園木製看板修繕 | 14,460 |
| | 園路・階段維持修繕 | | | |
| | | 42124 | 西立川ぶらぶら坂東側砂利敷設 | 75,000 |
| | | 42204 | モルタル購入 | 443 |
| | | 7月22日 | 月の丘及びわくわく広場修繕 | 58,000 |
| | | 7月28日 | こどもの森光の道縁石修繕 | 6,500 |
| | | 3月18日 | 日本庭園木橋修繕 | 19,500 |
| 遊具維持修繕工 | | | | |
| | 遊具維持修繕 | | | |
| | | 5月20日 | こどもの森 虹のハンモック張り調整作業 | 278,000 |
| | | 5月20日 | こどもの森 複合遊具森の砦修繕 | 113,000 |
| | | 8月6日 | わんぱくひろばフワフワドーム調査 | 300,000 |
| | | 8月19日 | 虹のハンモック補修作業 | 176,000 |
| | | 42185 | フランクパンパーシート交換修繕 | 110,000 |
| | | 9月16日 | フワフワドーム周囲砂流失対策 | 400,000 |
| | | 8月13日 | 霧の森制御システム等点検修繕 | 920,000 |
| | | 11月16日 | 霧の森ブランジャーポンプ不良箇所修繕 | 910,000 |
| | | 2月22日 | 虹のハンモック補強・張り調整作業 | 272,000 |
| その他修繕工 | | | | |
| | その他修繕 | | | |
| | | 7月14日 | サッカーゴールフレーム修繕 | 21,200 |
| | | 10月10日 | ふれあい広場 木の家修繕 | 32,500 |
| | | 11月26日 | 文化エリア外灯換球作業 | 214,000 |
| | | 12月3日 | 昭島ロゲート門扉修繕 | 12,150 |
| | | 1/25.26 | こどもの森風車布等園内工作物修繕 | 73,400 |
| | | 2月25日 | ドッグラン遊具板(坂路)修繕 | 25,410 |
| 遊具維持修繕工 | | | | |
| | 遊具定期点検 | | | |
| | * | 4月1日 | こどもの森虹のハンモックメンテナンス | 920,000 |
| | * | 11月30日 | 遊具定期点検 | 300,000 |
| | * | 1月13日 | こどもの森フワフワドーム定期点検 | 360,000 |

*保守点検

【H27 その他】

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|------------|-----------|---------|--------------------------|---------|
| 電気設備維持修繕工 | | | | |
| | 電気設備維持修繕 | | | |
| | | 4月29日 | 日本庭園(盆栽園)内スポットライトハロゲン球交換 | 20,000 |
| | | 12月25日 | 立川口ゲート内照明埋め込みスイッチ改修工事 | 8,170 |
| | | 12月13日 | 立川口ゲート発券機上部照明スイッチ改修工事 | 18,800 |
| | | 2月11日 | 日本庭園No.42トイレ照明ガラスグローブ交換 | 9,300 |
| | | 3月5日 | 砂川口ゲート非常灯不具合修繕 | 35,980 |
| | | 9月3日 | 西立川口ガードマンボックス不具合調査 | 19,320 |
| 給水設備維持修繕工 | | | | |
| | 給水設備維持修繕 | | | |
| | | 4月14日 | カナル左岸水飲み台・漏水修繕 | 17,000 |
| | | 4月14日 | 西立川無料区・水飲み水栓取替修繕 | 19,000 |
| | | 4月14日 | わんぱく広場内どろんこ池水道蛇口破損修繕 | 61,000 |
| | | 4月14日 | わんぱく広場内屋外シャワー水栓破損修繕 | 161,000 |
| | | 5月14日 | No.23トイレ上水配管漏水修繕 | 365,000 |
| | | 5月26日 | 溪流広場レストラン上水配管緊急漏水修繕 | 420,000 |
| | | 5月1日 | さくら橋 地中受水槽漏電調査 | 10,000 |
| | | 8月27日 | スーパーサニクロン購入 | 15,000 |
| | | 8月4日 | DPD No.2 試薬購入 | 12,500 |
| | | 8月1日 | 東花畑上水配管漏水修繕 | 196,000 |
| | | 8月25日 | 花木園汚水処理施設上水配管漏水修繕 | 148,000 |
| | | 7月30日 | 水質検査(3検体 砂川系統) | 45,000 |
| | | 9月17日 | 水質検査(4検体 文化系統) | 60,000 |
| | | 8月27日 | 次亜塩素酸注入ユニット修繕 | 110,000 |
| | | 9月25日 | レクリエーション脇上水漏水修繕 | 195,000 |
| | | 10月14日 | スーパーサニクロン購入 | 25,000 |
| | | 10月15日 | 西立川売店前上水配管漏水修繕 | 230,000 |
| | | 10月29日 | 昭島加圧給水ポンプ圧カスイッチ取替修繕 | 39,000 |
| | | 11月18日 | 花木園上水配管漏水修繕 | 109,800 |
| | | 12月21日 | クロッカーコート上水漏水修繕 | 380,000 |
| | | 2/10.13 | 花みどり文化センター壁面緑化散水用配管修繕 | 70,888 |
| 水循環設備維持修繕工 | | | | |
| | 水循環設備維持修繕 | | | |
| | | 6月23日 | 雨水移送ポンプ(さくら橋)引き上げ点検 | 223,000 |
| | | 6月10日 | 水遊び広場濾過ポンプ動力電源ケーブル改修工事 | 131,100 |
| | | 6月30日 | カナル脇中水配管漏水修繕 | 406,000 |
| | | 8月3日 | 水鳥の池浄化設備循環ポンプ調査 | 200,000 |
| | | 10月7日 | 日本庭園循環設備等調査 | 200,000 |
| | | 11月5日 | こもれびの里循環ポンプ吐出配管修繕 | 436,000 |
| | | 1月1日 | 運送料 | 900 |
| | | 1月14日 | ポンプ制御盤内無停電電源装置交換バッテリー購入 | 10,400 |
| 放送設備維持修繕工 | | | | |
| | 放送設備維持修繕 | | | |
| | | 1月1日 | 運送料 | 900 |
| その他設備維持修繕工 | | | | |
| | その他設備維持修繕 | | | |
| | | 7月24日 | ふれあいレストラン脇中水メーター修繕 | 35,000 |
| | | 8月31日 | 林間広場調整槽蓋交換 | 105,000 |
| | | 8月10日 | こどもの森浄化槽フック弁交換 | 95,000 |
| | | 8月24日 | ポラードラング等人工芝張り修繕 | 74,570 |
| | | 8月13日 | 管理用園路自動門扉修理 | 19,900 |
| | | 8月19日 | 管理センター～文化ゾーン間自動門扉修理 | 100,600 |
| | | 8月28日 | 花みどり文化センター埋込誘導灯修繕 | 199,759 |
| | | 8月20日 | 花みどり文化センター2F誘導灯バッテリー交換 | 9,115 |
| | | 9月29日 | ポラードラング修繕 | 12,000 |
| | | 7月22日 | カナル南側中水漏水修繕 | 212,000 |
| | | 9月14日 | ふれあいレストラン脇中水漏水修繕 | 153,000 |
| | | 9月18日 | 立川汚水処理場中水漏水修繕 | 680,000 |
| | | 9月29日 | トイレNo.7中水漏水修繕 | 165,000 |
| | | 10月7日 | ふれあいレストラン脇中水配管漏水修繕(2) | 155,000 |

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|------------|-----------|--------|-------------------------|-----------|
| | | 10月5日 | 立川汚水処理施設中水配管漏水修繕(2) | 660,000 |
| | | 11月16日 | 花木園中水ポンプNo.1マグネットスイッチ交換 | 12,980 |
| | | 11月16日 | 花木園中水ポンプNo.1マグネットスイッチ交換 | 406,000 |
| | | 10月19日 | カナル脇中水配管漏水修繕2 | 357,000 |
| | | 12月25日 | 管理センター自動扉修繕 | 400,000 |
| | | 12月14日 | バーベキュー広場グリトラフタ・枠交換 | 130,000 |
| | | 12月14日 | バーベキューガーデン洗い場排水溝の詰り直し | 50,000 |
| | | 12月17日 | No.8トイレ裏中水配管漏水修繕 | 62,300 |
| | | 1月5日 | No.8トイレ中水漏水修繕ほか作業 | 82,500 |
| | | 1月29日 | 花木園汚水処理施設補給水用ポールタップ修繕 | 55,000 |
| | | 3月29日 | バーベキューガーデンシンク詰り直し | 50,000 |
| | | 3/3.8 | みどりの文化ゾーン雑用水散水用バルブ修繕 | 58,398 |
| | | 2月12日 | 林間広場中継槽放流ポンプ交換 | 226,000 |
| 水景施設保守点検工 | | | | |
| | 水景施設保守点検等 | | | |
| | | 4月11日 | 水遊び広場修繕 | 348,000 |
| * | | 4月13日 | 水遊びエリア電気機械運転管理業務 | 6,200,000 |
| | | 9月11日 | 日本庭園東の流れ水路修繕 | 29,900 |
| その他設備維持修繕工 | | | | |
| | その他設備保守点検 | | | |
| * | | 10月8日 | 高所作業台 保守点検業務 | 83,000 |

*保守点検

【H28 建物管理】

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|---------|---------|--------|----------------------------------|---------|
| 建物維持修繕工 | | | | |
| | 管理事務所修繕 | | | |
| | | 4月11日 | 立川口ゲート券売所前シャッター修理 | 7,900 |
| | | 5月31日 | 西立川サイクル持込口オーニング修繕 | 217,500 |
| | | 5月24日 | 総合案内所「赤ちゃん休憩室」ドア修繕 | 26,500 |
| | | 7月22日 | 中央管理棟給湯器修繕 | 130,000 |
| | | 7月14日 | 管理センター廊下網戸取替修繕 | 52,000 |
| | | 7月19日 | ドッグラン入口受付ブース窓ほか修繕 | 364,800 |
| | | 7月20日 | ドッグラン入口ブースドア修繕 | 25,500 |
| | | 7月12日 | 券売機修繕 | 45,000 |
| | | 8月29日 | 立川口ゲート券売所窓口修繕 | 12,000 |
| | | 9月29日 | ドッグラン(他1箇所)雨漏り修繕 | 34,800 |
| | | 9月26日 | 総合案内所雨水排水管修繕 | 62,000 |
| | | 1月10日 | 自動券売機修理(砂川口) | 34,080 |
| | 休憩所等修繕 | | | |
| | | 5月24日 | こもれびの里 里の小屋引戸修繕 | 20,900 |
| * | | 6月16日 | 「花みどり文化センター」人数カウンター年間保守費 H28年前期分 | 105,000 |
| | | 7月4日 | こもれびの里水車修繕 | 105,000 |
| | | 7月23日 | こもれびの里休憩棟横自動ドア修理 | 18,000 |
| | | 9月7日 | 花みどり文化センター自動ドア修繕 | 110,000 |
| * | | 11月30日 | 「花みどり文化センター」人数カウンター年間保守費 H28年後期分 | 105,000 |
| | | 1月18日 | 歓楓亭檜皮葺補修工事 | 446,000 |
| | 便所修繕 | | | |
| | | 42485 | トイレNo.14・31 給水管漏水他修繕 | 30,900 |
| | | 4月12日 | トイレ (No.34 多目的) 扉修繕 | 13,800 |
| | | 5月24日 | トイレ雨漏り修繕 (No.19,24) | 50,000 |
| | | 5月25日 | トイレ引戸修繕 (No.34 多目的) | 18,800 |
| | | 5月25日 | No.32 トイレ照明点灯用タイマー交換 | 32,800 |
| | | 5月10日 | トイレ (No.31) 修繕 | 12,419 |
| | | 5月20日 | トイレ No.3 修繕 | 50,000 |
| | | 4月22日 | 仮設トイレレンタル料 | 242,600 |
| * | | 4月1日 | トイレ芳香器等メンテナンス | 231,000 |
| | | 4月27日 | トイレ No.4,13 詰まり修繕 | 105,000 |
| | | 6月22日 | No19 トイレフラッシュバルブ不具合修繕ほか | 180,200 |
| | | 6月6日 | 歓楓亭小便器センサー交換他 | 221,000 |
| | | 6月15日 | No18 トイレベビーキープ取替工事 | 86,000 |
| | | 4月1日 | 日本カルミック株式会社 (※第1四半期追加訂正) | 192,500 |
| | | | No5,27 トイレ目隠しフィルム貼付作業 | 111,000 |
| | | 7月1日 | 女子トイレフラッシュバルブ修理 | 8,500 |
| | | 8月1日 | No2 多目的トイレドア修繕 | 6,000 |
| | | 8月1日 | No5 女子多目的トイレ詰まり修繕 | 18,000 |
| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
| | | 9月1日 | No12 男子トイレ漏水修理及び排水管工事 | 44,350 |
| | | 10月4日 | ふれあい広場 No48 (男) トイレ換気扇交換 | 20,500 |
| | | 10月27日 | No32 女子トイレブース鍵ほか修繕 | 17,000 |

| | | | | |
|-----------|----------------|--------|--------------------------|-----------|
| | | 10月19日 | No47 トイレセンサー手洗い栓修繕 | 14,880 |
| | | 10月13日 | トイレ小便器(41・17・9)修繕 | 220,000 |
| | | 12月25日 | トイレ(No12)照明タイマー交換工事 | 30,000 |
| | | 12月1日 | No31 トイレ照明器具交換工事 | 18,000 |
| | | 12月2日 | トイレ(No44)多目的ドア塗装修繕 | 25,000 |
| | | 12月2日 | トイレ(No48)多目的ほか修繕 | 23,000 |
| | | 12月1日 | 日本庭園南門受付トイレストレーナー清掃 | 15,000 |
| | | 12月7日 | 20番多目的トイレ足側ボタン漏水修理 | 11,000 |
| | | 4月1日 | 日本カルミック株式会社(※第2四半期報訂正) | -192,500 |
| | | 1月13日 | No2 トイレ漏水修繕 | 25,000 |
| | | 2月13日 | No16、42、45、46 トイレ修繕 | 294,650 |
| | その他修繕 | | | |
| | | 7月1日 | 園内害獣駆除(トラップレンタル・設置) | 27,000 |
| | | 7月31日 | ハクビシン・アライグマ個体処理費 | 48,000 |
| | | 42613 | ハクビシン・アライグマ個体処理費 | 84,000 |
| | | 8月1日 | 園内害獣駆除(トラップ設置) | 27,000 |
| | | 9月1日 | 園内害獣駆除(トラップ設置) | 27,000 |
| | | 9月30日 | 害獣(アライグマ)個体処理費 | 12,000 |
| | | 10月31日 | 害獣(アライグマ)個体処理費 | 24,000 |
| | | 42654 | 園内害獣駆除(トラップ設置) | 6,000 |
| | | 42647 | 中央管理棟倉庫照明器具交換工事 | 19,200 |
| | | 42655 | 消防用設備不良箇所改修 | 400,000 |
| 建物設備維持修繕工 | | | | |
| | 空調設備維持修繕 | | | |
| | | 4月19日 | 花みどり文化センター 冷却塔配管清掃 | 242,000 |
| | | 5月19日 | 立川持込口左側室内エアコン設置工事 | 100,600 |
| | | 5月13日 | こもれびの里作業場土間部エアコン洗浄作業 | 60,000 |
| | | 42534 | 管理事務所1F GHP修繕 | 807,950 |
| | 昇降機等設備維持修繕 | | | |
| | | 42614 | 花みどり文化センターエスカレーター一部品交換 | 506,000 |
| 建物維持修繕工 | | | | |
| | リサイクルセンター保守点検等 | | | |
| * | | 42461 | 生ごみ処理機保守点検 | 276,000 |
| | | 42461 | 生ごみ処理機保守点検(※第1四半期追加訂正) | 207,000 |
| | | 4月1日 | 生ごみ処理機保守点検(※第2四半期訂正) | -207,000 |
| 建物設備維持修繕工 | | | | |
| | 空調設備保守点検 | | | |
| | | 42528 | こもれびの里作業場更衣室エアコン修繕 | 32,650 |
| * | | 42461 | ガスヒーボンメンテナンス | 149,283 |
| | 昇降機等設備保守業務他 | | | |
| * | | 42461 | 昇降機点検 | 2,400,000 |
| 建物設備維持修繕工 | | | | |
| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
| | 空調設備維持修繕 | | | |
| | | 42563 | 欽楓亭空調機開閉器交換作業 | 69,000 |
| | | 42607 | 1F放送室系統GHP温度センサー交換工事 | 6,300 |
| | | 42639 | GHP室外機洗浄作業 | 142,000 |
| | | 42711 | 1F放送室系統GHP修繕 | 4,400 |
| | | 42802 | 総合案内所空調室外機修理 | 45,000 |
| | 昇降機等設備維持修繕 | | | |
| | | 42662 | 花みどり文化センターエスカレーター一部品交換 | 506,000 |
| | | 42662 | 花みどり文化センターエスカレーター一部品交換(※ | -506,000 |

| | | 第3四半期報訂正) | |
|-----------------|-------|-------------------------------|------------|
| | 42790 | 花みどり文化センターエスカレーター一部品交換 | 66,300 |
| その他修繕 | | | |
| | 42579 | 花みどり文化センター火災報知器基板修繕 | 450,000 |
| | 42601 | こどもの森汚水槽ポンプ交換 | 500,000 |
| 空調設備保守点検 | | | |
| | 42461 | 空調設備保守業務 (※第1四半期報追加訂正) | 1,051,000 |
| | 42461 | ガスヒーポンメンテナンス (※第1四半期報追加訂正) | 149,283 |
| | 42461 | 空調設備保守業務 (※第2四半期報訂正) | -1,051,000 |
| | 42461 | ガスヒーポンメンテナンス (※第2四半期報訂正) | -149,283 |
| 昇降機等設備保守 業務他 | | | |
| | 42461 | 昇降機点検 (※第1四半期報追加訂正) | 1,875,000 |
| | 42461 | 昇降機点検 (※第2四半期報訂正) | -1,875,000 |
| * | 42461 | 昇降機点検 (※減額) | -275,000 |

*保守点検

【H28 工作物管理】

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|-----------|-----------|--------|-----------------------------|----------|
| 園路広場維持修繕工 | | | | |
| | 園路・階段維持修繕 | | | |
| | | 6月12日 | 森の家デッキ床板修繕 | 16,840 |
| | | 9月1日 | 花木園園路補修工 | 150,000 |
| | | 10月7日 | 眺めのテラス平板ブロック修繕 | 115,000 |
| | | 11月10日 | カナル階段テープ貼り替え修繕 | 228,000 |
| | | 11月25日 | こもれびの里 長屋門ほか修繕 | 45,000 |
| | | 11月25日 | 西立川ガードマンボックス ドア鍵取替修繕 | 21,000 |
| | | 1月24日 | BBQ ガーデン売店デッキ階段修繕 | 39,350 |
| | 舗装維持修繕 | | | |
| | | 9月1日 | 管理道路(サギソウ付近)補修工 | 190,000 |
| | | 10月14日 | さくら橋東側園路陥没補修 | 230,000 |
| | | 1月25日 | いちよう橋タイルせり上がり他修繕 | 44,000 |
| | 手摺・柵等維持修繕 | | | |
| | | 4月29日 | 日本庭園入口前橋 手摺下部材修繕 | 53,200 |
| | | 5月17日 | 災害用非常開放装置(西立川ゲート)修繕 | 60,000 |
| | | 5月31日 | 侵入防止柵設置 | 80,000 |
| | | 7月19日 | 西立川業務入園口伸縮門扉修繕 | 14,300 |
| | | 7月6日 | こもれびの家 外階段手すり修繕 | 24,500 |
| | | 12月2日 | 立川口ゲート出口カウンター装置修繕 | 65,000 |
| | | 1月25日 | 自衛隊境界フェンス修繕 | 30,000 |
| | | 2月8日 | 砂川口駐車場門扉修繕 | 14,000 |
| 遊具維持修繕工 | | | | |
| | 遊具維持修繕 | | | |
| | | 4月15日 | わんぱく遊具プレイディアム修繕他 | 63,000 |
| | | 4月19日 | わんぱく遊具「どんぐりころころ」修繕 | 226,000 |
| | | 5月9日 | フワフワドーム乗り口補修作業 | 228,000 |
| | | 5月11日 | こどもの森北側ふわふわドーム制御盤微差圧計交換 | 500,000 |
| | | 5月16日 | 虹のハンモック補強・張り調整作業 | 277,000 |
| | | 4月15日 | どろんこ広場水栓取替修繕 | 81,975 |
| | | 42599 | どんぐりころころ木製桶修繕 | 34,000 |
| | | 42606 | 虹のハンモック補修作業 | 220,000 |
| | | 8月10日 | わんぱく広場どろんこ池 水栓取替修繕 | 40,275 |
| | | 9月28日 | こどもの森虹のハンモック張り調整作業 | 232,000 |
| | | 4月1日 | わんぱく遊具プレイディアム修繕他 4月分訂正 | -63,000 |
| | | 11月16日 | フランコ修繕 | 129,900 |
| | | 4月1日 | わんぱく遊具プレイディアム修繕他(※第2四半期報訂正) | 63,000 |
| その他修繕工 | | | | |
| | その他修繕 | | | |
| | | 7月22日 | ふれあい広場・カナルベンチ修繕 | 160,000 |
| | | 9月5日 | こもれびの里炭焼き小屋修繕 | 74,500 |
| | | 42643 | 日本庭園 盆栽苑木塀他修繕 | 289,000 |
| | | 10月21日 | 日本庭園東門側スロープ設置工事 | 95,600 |
| 遊具維持修繕工 | | | | |
| | 遊具定期点検 | | | |
| * | | 4月1日 | 虹のハンモックメンテナンス | 920,000 |
| | | 4月1日 | 虹のハンモックメンテナンス(※第1四半期報追加訂正) | 710,000 |
| * | | 12月13日 | 遊具定期点検 | 300,000 |
| | | 4月1日 | 虹のハンモックメンテナンス(※第2四半期報訂正) | -710,000 |
| * | | 4月1日 | 虹のハンモックメンテナンス(減額) | -140,000 |
| * | | 3月13日 | フワフワドーム定期点検 | 300,000 |

*保守点検

【H28 その他】

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|------------|-----------|--------|-------------------------------|-----------|
| 電気設備維持修繕工 | | | | |
| | 電気設備維持修繕 | | | |
| | 電気設備維持修繕 | 6月6日 | 水あそび広場運営準備室内照明器具交換工事 | 83,000 |
| | | 7月11日 | 園内外灯不点灯箇所水銀ランプ交換工事 | 950,000 |
| | | 9月27日 | 総合案内所照明器具交換工事 | 60,719 |
| | | 9月27日 | 歓楓亭コンセント回路絶縁不良改修工事 | 20,000 |
| 給水設備維持修繕工 | | | | |
| | 給水設備維持修繕 | | | |
| | | 4月20日 | 園内水飲水栓(3箇所)修繕 | 69,000 |
| | | 6月3日 | ロッカー棟横サイクルロード脇上水漏水修繕 | 403,400 |
| | | 7月2日 | リサイクルセンターほか1件水栓取替修繕 | 28,500 |
| | | 8月27日 | 立川受水槽薬注ポンプ取替修繕 | 213,000 |
| | | 9月12日 | 自動給水装置(立川・文化)点検 | 30,000 |
| | | 9月15日 | スーパーサニクロン6%および試薬購入 | 40,000 |
| | | 9月30日 | うんどう広場水飲台修繕 | 20,000 |
| | | 9月27日 | 日本庭園つくばい給水管修繕 | 18,000 |
| | | 10月29日 | ロッカー棟付近サイクルロード脇上水管漏水修繕 | 380,000 |
| | | 10月31日 | 砂川受水槽自動塩素装置修繕 | 165,000 |
| | | 10月3日 | 記録紙およびカートリッジ購入 | 16,500 |
| | | 10月27日 | ロッカー棟付近上水漏水修繕 | 186,000 |
| | | 11月28日 | カナールの池噴水水中ポンプNO. 1取替修繕 | 645,000 |
| | | 2月1日 | 花みどり文化センター壁面緑化漏水修繕 | 28,600 |
| 水景施設保守点検工 | | | | |
| | 水景施設保守点検等 | | | |
| | | 4月5日 | カナールの池循環水中ポンプ取替修繕 | 1,200,000 |
| | | 4月25日 | カナールの池噴水水中ポンプ取替修繕 | 600,000 |
| * | | 4月16日 | 平成28年度 水遊びエリア電気機械運転管理業務 | 4,800,000 |
| | | 5月17日 | レインボープール水遊びエリア不具合箇所修繕作業 | 205,300 |
| | | 5月16日 | 水あそび広場機械室演出系盤調査 | 75,000 |
| | | 4月16日 | 水遊び広場修繕 | 380,000 |
| | | 6月15日 | 水遊び広場移送ポンプ盤修繕 | 160,000 |
| | | 4月16日 | 水遊びエリア電気機械運転管理業務(※第1四半期報追加訂正) | 711,300 |
| | | 6月27日 | カナール下池循環ポンプビット修繕 | 421,200 |
| | | 4月16日 | 水遊びエリア電気機械運転管理業務(※第2四半期報訂正) | -711,300 |
| 水循環設備維持修繕工 | | | | |
| | 水循環設備維持修繕 | | | |
| | | 5月25日 | 日本庭園散水栓修繕 | 10,000 |
| | | 5月19日 | トンボの湿地循環水バルブ修繕 | 86,000 |
| | | 5月14日 | 管理センターハス養生場散水栓修繕 | 10,000 |
| | | 5月17日 | 水あそび広場コンプレッサー電源ケーブル改修工事他 | 184,600 |
| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
| | | 5月19日 | 水鳥の池浄化設備点検他 | 270,000 |
| | | 6月2日 | 水あそび広場噴水ポンプ等電源ケーブル改修工事 | 270,000 |
| | | 6月17日 | ぶらぶら坂散水栓仕切弁修繕 | 89,700 |
| | | 7月11日 | 水中ポンプ引上げ点検 | 200,000 |
| | | 8月6日 | 日本庭園ろ過逆流洗浄水配管系統増設修繕 | 424,000 |
| 放送設備維持修繕工 | | | | |
| | 放送設備維持修繕 | | | |
| | | 9月16日 | 西立川ゲート放送設備修繕 | 88,000 |
| その他設備維持修繕工 | | | | |
| | その他設備維持修繕 | | | |
| | | 4月8日 | 高松口通路内観左側自動ドア部品交換修理 | 154,569 |

| | | | | |
|---|---------------|--------|------------------------------------|----------|
| | | 5月18日 | わくわく噴水広場排水他1件つまり修繕 | 99,000 |
| | | 5月13日 | 汚水処理施設(砂川・立川・芝生広場)原水槽清掃 | 270,000 |
| | | 4月22日 | こどもの森汚水処理施設 中水ユニット圧力タンク交換 | 121,000 |
| | | 6月28日 | 園内温度計修繕 | 161,300 |
| | | 7月20日 | 排水管詰り修繕2件 | 83,000 |
| | | 7月24日 | プールロッカー棟污水配管切り換え修繕 | 82,000 |
| | | 7月8日 | 林間広場中水ユニット基盤修繕 | 220,000 |
| | | 9月15日 | 西立川ゲートインターホン交換工事 | 57,050 |
| | | 10月21日 | No23トイレオストメイト排水管詰まり修繕他 | 23,000 |
| | | 10月16日 | ロッカー棟付近送水ポンプ電源スイッチ設置工事 | 18,000 |
| | | 10月20日 | ボートハウスソーラー時計修繕 | 35,000 |
| | | 10月27日 | 「ゆめひろば」ポラードランプ修繕 | 12,350 |
| | | 11月25日 | 芝生広場汚水処理施設修繕工 | 600,000 |
| | | 12月22日 | 花みどり文化センター床埋込み誘導灯交換工事 | 99,000 |
| | | 1月6日 | No37女子トイレ污水管詰まり修繕 | 43,000 |
| | | 1月16日 | 砂川汚水処理場 上水万能ホーム水栓凍結修繕 | 20,000 |
| | その他設備保守 点検 | | | |
| | | 4月22日 | こどもの森汚水処理施設 中水ユニット点検調査 | 38,500 |
| * | | 4月1日 | 上水3施設設備機器等定期点検業務 | 744,150 |
| | | 4月1日 | 上水3施設設備機器等定期点検業務 (※第1四半期報追加訂正) | 558,150 |
| | | 4月1日 | 上水3施設設備機器等定期点検業務 (※第2四半 期報追加訂正) | -558,150 |
| | | 12月26日 | 災害用非常開放装置11台ほか点検業務 | 760,000 |

*保守点検

【H29 建物管理】

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|-----------|----------------|------|--------------------------------|-----------|
| 建物維持修繕工 | | | | |
| | 管理事務所修繕 | | | |
| | | 6月1日 | 立川ロゲート救護室シンクフレキ交換工事 | 30,000 |
| | | 6月1日 | 砂川ロゲート内照明器具(ダウンライト)交換工事 | 25,700 |
| | | 6月1日 | 管理センター監視モニター交換工事 | 143,700 |
| | 休憩所等修繕 | | | |
| | | 4月1日 | 花みどり文化センター1F事務所内蛇口修繕 | 33,250 |
| | | 5月1日 | こもれびの里 里の家換気扇撤去修繕 | 34,800 |
| * | | 5月1日 | 花みどり文化センター人数カウンター年間保守 5月実施分 | 105,000 |
| | | 5月1日 | 花みどり文化センター照明ライトコントロール交換 | 39,500 |
| | | 5月1日 | 花みどり文化センター1階電球交換作業 | 152,640 |
| | 便所修繕 | | | |
| | | 4月1日 | NO. 3、12、14、27トイレ修繕 | 77,996 |
| | | 4月1日 | NO2多目的トイレドアほか修繕 | 40,700 |
| | | 4月1日 | No.7多目的トイレ呼出表示器修繕 | 25,000 |
| | | 5月1日 | 仮設トイレレンタル料 | 277,400 |
| * | | 4月1日 | H29年度トイレ芳香器メンテナンス | 231,000 |
| | | 5月1日 | No.23女性用トイレフラッシュバルブほか修繕 | 57,300 |
| | | 5月1日 | No13、23、46トイレ詰まり修繕 | 41,000 |
| | | 5月1日 | NO.5、32、34、36、42、48トイレ修繕 | 554,400 |
| | | 6月1日 | No34トイレ小便器センサー修繕 | 89,000 |
| | | 6月1日 | NO32女性用トイレドアヒンジ交換工事 | 20,000 |
| | | 6月1日 | NO34トイレ止水栓修繕 | 66,830 |
| | リサイクルセンター保守点検等 | | | |
| * | | 4月1日 | H29年度生ごみ処理機保守点検 | 276,000 |
| | その他修繕 | | | |
| | | 5月1日 | 園内害獣駆除捕獲作業 | 9,000 |
| * | | 5月1日 | 自動ドア保守点検(その1) | 83,000 |
| | | 5月1日 | 園内害獣個体処理費 | 12,000 |
| * | | 6月1日 | 自動ドア保守点検(その2) | 140,000 |
| | | 6月1日 | 園内害獣駆除捕獲作業 | 9,000 |
| | | 6月1日 | 園内害獣個体処理費 | 12,000 |
| 建物設備維持修繕工 | | | | |
| | 空調設備保守点検 | | | |
| * | | 4月1日 | H29年度空調設備保守業務 | 1,980,000 |
| | 昇降機等設備維持修繕 | | | |
| | | 5月1日 | 花みどり文化センターエスカレーター電磁接触器交換 | 22,900 |
| | 昇降機等設備保守業務他 | | | |
| * | | 4月1日 | H29年度昇降機点検業務 | 2,400,000 |

*保守点検

【H29 工作物管理】

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|-----------|-----------|------|-------------------------------|-----------|
| 園路広場維持修繕工 | | | | |
| | 園路・階段維持修繕 | | | |
| | | 4月1日 | 花木園売店前木製デッキ・階段修繕 | 45,000 |
| | | 4月1日 | 西立川口ゲート有料区域ベンチ周辺他2箇所平板補修 | 180,000 |
| | | 6月1日 | ボートハウス横 No23 トイレ付近平板補修 | 90,000 |
| | 手摺・柵等維持修繕 | | | |
| | | 5月1日 | 日本庭園業務出入口門塙(引戸)修繕 | 12,700 |
| 遊具維持修繕工 | | | | |
| | 遊具定期点検 | | | |
| | | | | |
| * | | 4月1日 | H29年度虹のハンモックメンテナンス | 1,100,000 |
| | 遊具維持修繕 | | | |
| | | 4月1日 | フワフワドーム送風機劣化部品交換作業 | 520,000 |
| | | 4月1日 | 霧の森噴霧設備漏水箇所補修修繕 | 240,000 |
| | | 4月1日 | 虹のハンモック補修補強作業 | 216,000 |
| | | 4月1日 | 「鳴きのドラゴン」音声装置修繕 | 85,000 |
| | | 5月1日 | こどもの森ワイドスライダー横ゴムチップ舗装補修 | 30,000 |
| | | 5月1日 | 霧の森噴霧設備漏水箇所補修修繕(屋外強化ホース2箇所ほか) | 140,000 |
| | | 6月1日 | ドッグラン アジリティ遊具修繕 | 77,230 |
| | | 6月1日 | わんぱく遊具バズロックロープ修繕 | 76,000 |
| その他修繕工 | | | | |
| | その他修繕 | | | |
| | | 4月1日 | 西立川口ゲート(無料区)木製ベンチ修繕 | 37,000 |

*保守点検

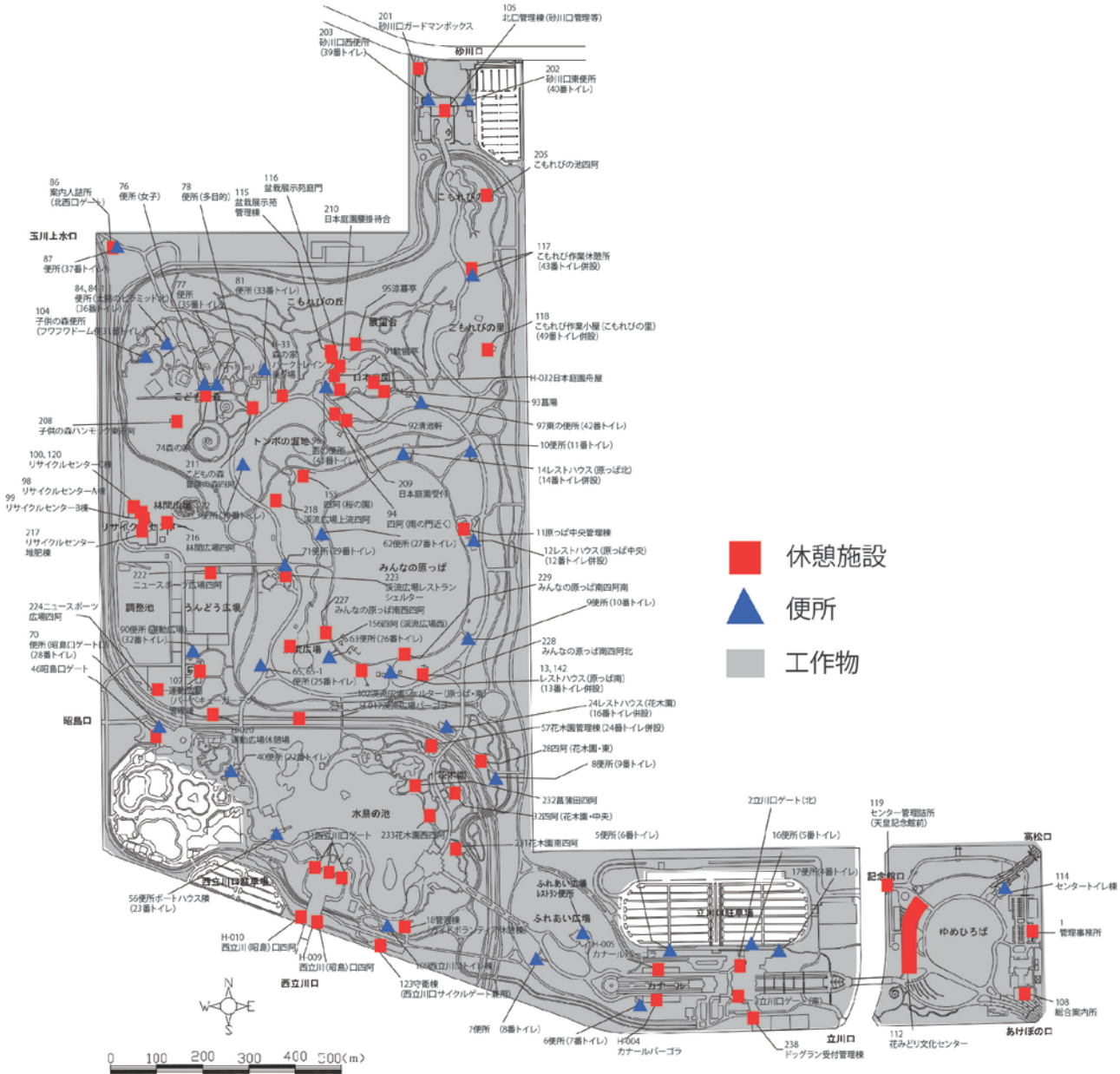
【H29 その他】

| 種別 | 細目 | 実施日 | 作業内容 | 金額(税別) |
|------------|-----------|------|------------------------------|-----------|
| 給水設備維持修繕工 | | | | |
| | 給水設備維持修繕 | | | |
| | | 4月1日 | わんぱく広場自閉式水栓取替修繕他 | 106,590 |
| | | 4月1日 | 園内水飲水栓(6箇所)修繕 | 58,250 |
| | | 4月1日 | 昭島受水槽定水位弁交換修繕 | 920,000 |
| | | 5月1日 | こもれびの里古民家前給水管漏水修繕 | 95,250 |
| | | 5月1日 | レイクサイドレストラン脇上水配管漏水修繕 | 216,000 |
| | | 6月1日 | こもれびの里漏水修繕 | 18,000 |
| | | 6月1日 | 昭島受水槽給水ポンプ圧カススイッチ取替工事 | 85,500 |
| 水景施設保守点検工 | 水景施設保守点検等 | | | |
| | | 4月1日 | 水遊び広場修繕 | 267,900 |
| * | | 4月1日 | H29年度水遊びエリア電気機械運転管理業務 | 4,558,000 |
| 水循環設備維持修繕工 | | | | |
| | 水循環設備維持修繕 | | | |
| | | 5月1日 | 日本庭園西の流れポンプ交換及び水鳥の池循環ポンプ点検作業 | 550,000 |
| 放送設備維持修繕工 | | | | |
| | 放送設備維持修繕 | | | |
| | | 5月1日 | こどもの森放送設備不具合調査 | 75,000 |
| その他設備維持修繕工 | | | | |
| | その他設備維持修繕 | | | |
| | | 4月1日 | わくわく広場汚水枡清掃及び高圧洗浄、管清掃 | 66,000 |
| | | 4月1日 | 管理事務所前汚水枡修繕 | 170,600 |
| | | 4月1日 | B B Qガーデン裏ソーラー時計修繕 | 194,000 |
| | | 5月1日 | わくわく噴水高圧洗浄作業 | 37,000 |
| | | 6月1日 | 花みどり文化センター裏自動門扉開閉不具合調整作業 | 21,000 |
| | その他設備保守点検 | | | |
| * | | 4月1日 | H29年度上水3施設設備機器等定期点検業務 | 756,000 |

*保守点検

清掃場所、箇所、内容、方法、頻度等

■ 清掃場所及び箇所



※園路、水景施設、調節池、北管理ヤードと収益施設を除く全園を対象として実施

クリーンスタッフ作業指示書

指示年月日 平成 年 月 日

月 日の作業について、下記の通り指示する。

| | | | |
|---------|-------------|----|----------|
| 施設マネジャー | 施設担当責任者・担当者 | 班長 | 副班長・リーダー |
| | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------|------|-----------------------|--|-----------|----|------|--|--|--|------|--------|
| 月間安全目標 | | 使用機械の始業点検を実施後作業に取り掛かる | | | | | | | | | |
| 天気予報 | | 予想最高気温 | | °C 予想最低気温 | | °C | | | | | |
| 主な行事 | | | | | | | | | | | |
| 氏名 | 作業内容 | | | | 氏名 | 作業内容 | | | | 出勤予定 | |
| | | | | | | | | | | | 班長・副班長 |
| | | | | | | | | | | | 名 |
| | | | | | | | | | | | リーダー |
| | | | | | | | | | | | 名 |
| | | | | | | | | | | | スタッフ |
| | | | | | | | | | | | 名 |
| | | | | | | | | | | | 合計 |
| | | | | | | | | | | | 20名 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

下記の太枠の記入は監督職員が行うものとする。作業内容に変更がある場合は、直接又は、電話連絡等により監督職員の承諾を得るものとする。

| 作業項目 | 記号 | 名称 | 予定人員 | 作業時間 | 作業場所・内容 | 安全指示事項 | 備考 |
|---|-------|-------------|-------|-------|-----------|--------|----|
| 清 | TS | トイレ清掃 | | : ~ : | 園内 | | |
| | GS | ゴミ箱清掃・園地清掃 | | : ~ : | 園内 | | |
| | GS② | ゴミ箱清掃・園地清掃② | | : ~ : | 園内 | | |
| | GK | ゴミ回収 | | : ~ : | 園内 | | |
| | N | 生ゴミ処理 | | : ~ : | リサイクルセンター | | |
| | GB | ゴミ分別 | | : ~ : | リサイクルセンター | | |
| | GB② | ゴミ分別② | | : ~ : | リサイクルセンター | | |
| | JM | 事務作業・作業打合せ | | : ~ : | リサイクルセンター | | |
| | ST | 洗濯他作業 | | : ~ : | リサイクルセンター | | |
| | O | 落葉清掃 | | : ~ : | | | |
| | R | 路面清掃 | | : ~ : | | | |
| | K | 研修 | | : ~ : | | | |
| | 掃 | TS② | トイレ清掃 | | : ~ : | | |
| | | | | : ~ : | | | |
| | | | | : ~ : | | | |
| | | | | : ~ : | | | |
| NT | | 日本庭園 | | : ~ : | | | |
| B | | 文化ゾーン | | : ~ : | | | |
| S | その他雑工 | | : ~ : | | | | |
| 堆肥工 | T | 日常工 | | : ~ : | | | |
| 堆肥工② | T② | その他 | | : ~ : | | | |
| 備考 | ①追加事項 | | | | | | |
| | ②変更事項 | | | | | | |
| 季節作業記号 凡例 M:ミーティング(説明会・研修会等含む) J:除草作業 I:池清掃 JS:除雪作業 TGS:建物合同清掃 R:路面清掃 O:落葉清掃 AB:四阿・ベンチ清掃 MS:水遊び広場清掃 FS:ふわふわドーム霜取り作業 ST:洗濯・場内整理 JM:事務作業 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

清掃に関する薬液の種類・量

| 名称 | 床用洗剤 | トイレ用洗剤① | トイレ用洗剤② | トイレ用洗剤③ | トイレ用洗剤④ | トイレ用洗剤⑤ | トイレ用洗剤⑥ | トイレ用洗剤⑦ | トイレ用洗剤⑧ | ガラス洗剤① |
|---------|-------|---------|--------------|--------------|---------|----------------|----------------|---------|-------------|----------------|
| 規格 | 18ℓ/箱 | 12本入り/箱 | 270ml×24入り/箱 | 除菌5kg×4個入り/箱 | 200ml | 本体400ml×12入り/箱 | 詰替350ml×24入り/箱 | 500ml | 本体1000g入り/本 | 本体400ml×12入り/箱 |
| 単位 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 本 | 箱 | 箱 | 本 | 本 | 箱 |
| 【H27年度】 | | | | | | | | | | |
| 4月 | 3 | 5 | | | | | 3 | | | |
| 5月 | | | | | | | 5 | | | |
| 6月 | | 1 | 5 | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | | | | |
| 8月 | | 10 | | | | | | | | |
| 9月 | | | | 2 | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | |
| 11月 | | 3 | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | 10 | | | |
| 1月 | | 5 | | | | | 5 | | | |
| 2月 | | | | | | 10 | 5 | | | |
| 3月 | | 5 | | | | | | | | |
| 合計 | 3 | 29 | 5 | 2 | 0 | 10 | 28 | 0 | 0 | 0 |
| 【H28年度】 | | | | | | | | | | |
| 4月 | | 10 | | | | | | | 4 | |
| 5月 | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | 2 | | 480 | | | |
| 7月 | | | | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | | | | |
| 9月 | | 5 | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | |
| 1月 | | 5 | | | | | 120 | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 0 | 20 | 0 | 0 | 2 | 0 | 600 | 0 | 4 | 0 |
| 【H29年度】 | | | | | | | | | | |
| 4月 | | | | | | | 10 | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | |
| 6月 | 3 | | | | | | | | | |
| 7月 | | 2 | | | | | 2 | | | |
| 合計 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 1 |

| 名称 | ガラス洗剤 ② | 石鹼 | 水手洗い液 | 洗濯用洗剤 ① | 洗濯用洗剤 ② | 洗濯用洗剤 ③ | 洗濯用洗剤 ④ | 尿石除去剤 | 殺虫剤 | 殺虫剤 |
|---------|------------------------|--------------|--------------|------------|------------|--------------|--------------|-------------|-----------------|---------|
| 規格 | 詰替350ml ×24入り/ 箱 | 5ℓ×2入り/ 箱 | 5ℓ缶×2本 入り | 4kg×4/箱 | 本体 | 詰替え用6 個/箱 | 5kg×3袋入 り | 10個入り/ 箱 | 450ml×30 本/箱 | 550ml/本 |
| 単位 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 個 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 本 |
| 【H27年度】 | | | | | | | | | | |
| 4月 | | | | 3 | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | 10 | | | | | | 2 | 15 |
| 7月 | | | | | | | | | | 5 |
| 8月 | | | | 10 | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | |
| 12月 | 5 | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | | |
| 2月 | 2 | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 7 | 0 | 10 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 20 |
| 【H28年度】 | | | | | | | | | | |
| 4月 | | | | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | 1 | 1 | | | 2 | |
| 7月 | | | | | | | 1 | | 2 | |
| 8月 | | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | 2 | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | 2 | 2 | | | |
| 2月 | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 3 | 0 | 4 | 0 |
| 【H29年度】 | | | | | | | | | | |
| 4月 | | | | | 1 | 5 | | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | | | | |
| 7月 | 1 | | | | | | | 2 | | |
| 合計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 2 | 1 | 0 |

| 名称 | 殺虫剤 | 殺虫剤 | 殺虫剤 | 殺虫剤 | 殺虫剤 | 虫よけ | 虫よけ | 虫よけ | トイレ用芳香剤 | トイレ用芳香剤 |
|---------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|---------------|---------|---------|
| 規格 | 300ml | 550ml | 480ml | 550ml | 6個入り/箱 | 400ml | 6枚×20袋 | 400ml×20本入り/箱 | 6個入り/箱 | 24個入り/箱 |
| 単位 | 本 | 本 | 本 | 本 | 箱 | 本 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 |
| 【H27年度】 | | | | | | | | | | |
| 4月 | | | | | | | | | | 3 |
| 5月 | | | | | | | | | | 10 |
| 6月 | | | | | | | 1 | | | 10 |
| 7月 | | | | | | 25 | | | | |
| 8月 | 4 | 2 | 2 | 3 | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | 20 | |
| 2月 | | | | | | | | | 20 | |
| 3月 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 4 | 2 | 2 | 3 | 0 | 25 | 1 | 0 | 40 | 23 |
| 【H28年度】 | | | | | | | | | | |
| 4月 | | | | | | | | | 80 | |
| 5月 | | | | | | | | | | |
| 6月 | | | | | 5 | | | 3 | | |
| 7月 | | | | | 7 | | | | 40 | |
| 8月 | | | | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | | | 20 | |
| 2月 | | | | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 3 | 140 | 0 |
| 【H29年度】 | | | | | | | | | | |
| 4月 | | | | | | | | | 20 | |
| 5月 | | | | | 10 | | | | | |
| 6月 | | | | | | | | | 33 | |
| 7月 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 53 | 0 |

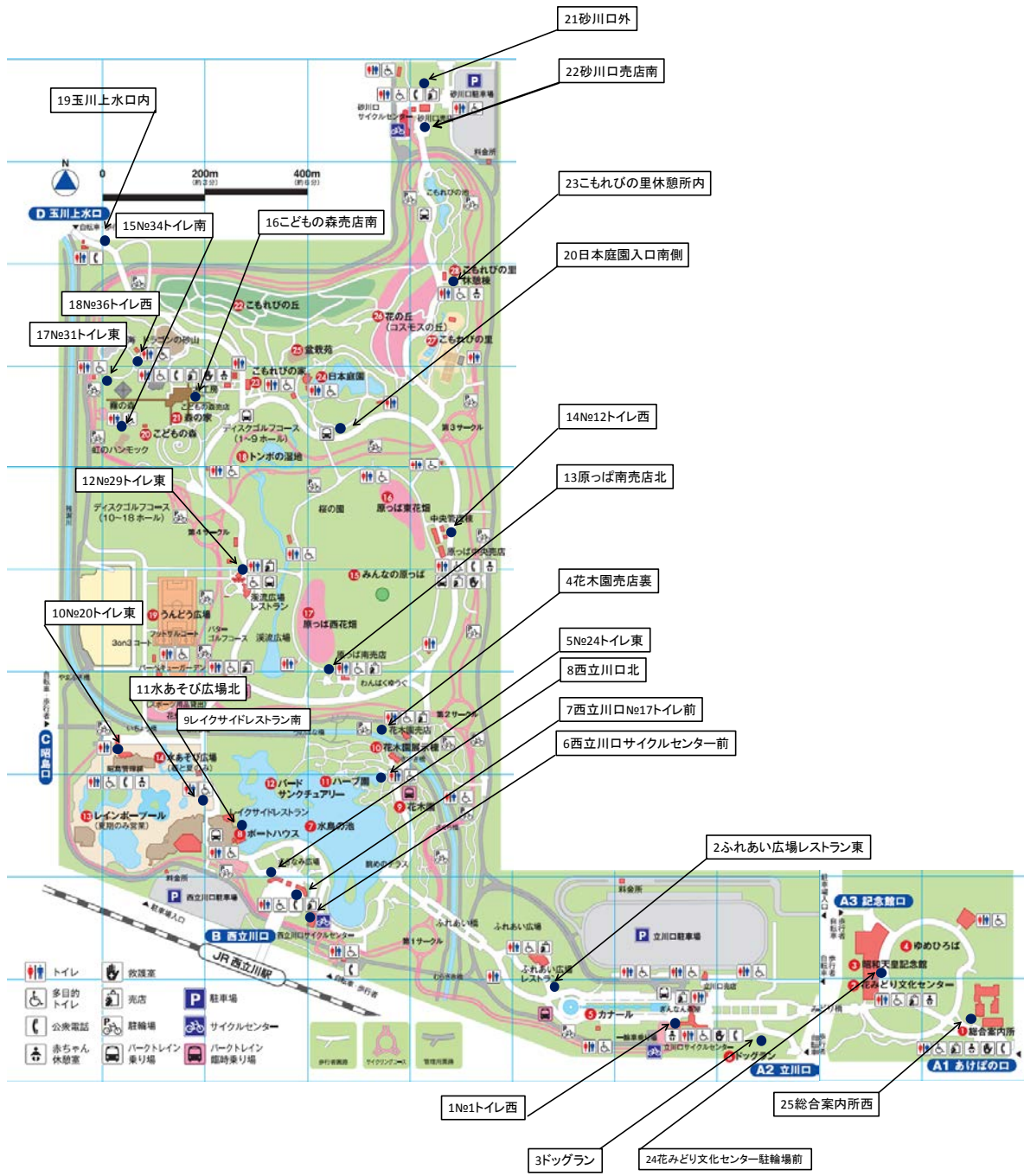
※H29年度は7月までの実績値を掲載。

平成27-29年 トイレトーパー購入履歴

| 年月日 | 数量 |
|------------------|--------------------|
| 平成 27 年 4 月 3 日 | 100 箱 (4,800) 個 |
| 平成 27 年 5 月 8 日 | 100 箱 (4,800) 個 |
| 平成 27 年 5 月 30 日 | 250 箱 (12,000) 個 |
| 平成 27 年 6 月 8 日 | 100 箱 (4,800) 個 |
| 平成 27 年 10 月 7 日 | 250 箱 (12,000) 個 |
| 平成 28 年 1 月 20 日 | 250 箱 (12,000) 個 |
| 平成 28 年 4 月 23 日 | 250 箱 (12,000) 個 |
| 平成 28 年 6 月 10 日 | 250 箱 (12,000) 個 |
| 平成 28 年 12 月 8 日 | 250 箱 (12,000) 個 |
| 平成 29 年 4 月 23 日 | 250 箱 (12,000) 個 |
| 平成 29 年 7 月 5 日 | 250 箱 (12,000) 個 |
| 合 計 | 2300 箱 110,400 個 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

■ ゴミ箱配置 位置図



■ 清掃パターン

・ 平成 28 年度の清掃における繁忙度の区分

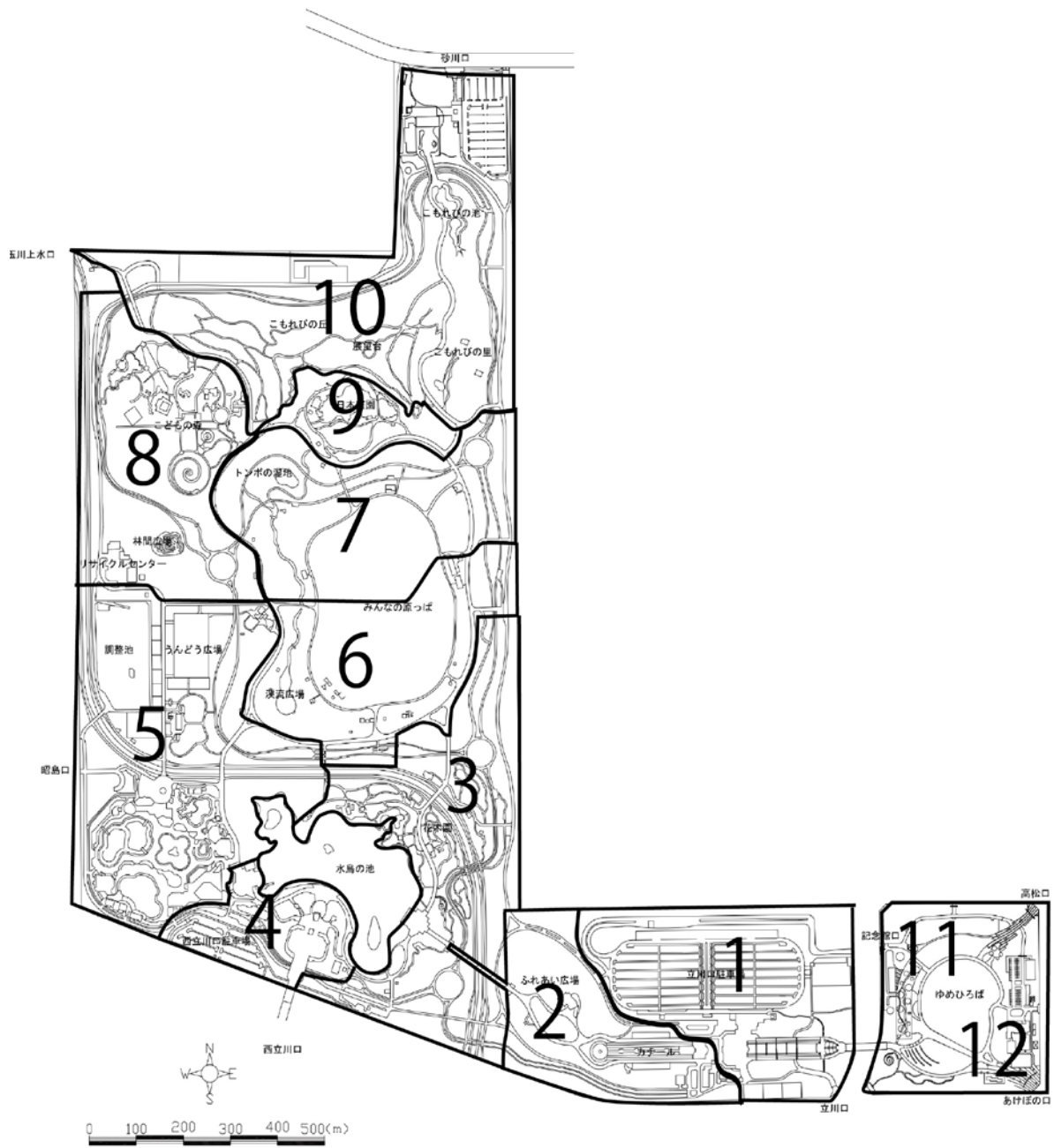
| 区分 | 日数 |
|------|-------|
| 最繁忙期 | 27 日 |
| 繁忙期 | 177 日 |
| 通常期 | 135 日 |
| 閑散期 | 21 日 |

・ 1日の概ねの配置人員

(単位: 人)

| | 清掃員 A (人) | 清掃員 B (人) | 清掃員 C (人) | 計 (人) |
|------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 最繁忙期 | 1 | 3~4 | 9 | 13~14 |
| 繁忙期 | 1 | 3 | 7 | 11 |
| 通常期 | 1 | 3 | 7 | 11 |
| 閑散期 | 1 | 3 | 6 | 10 |

■ 清掃区域



リサイクル(実績)

■生ゴミ処理実績

【H27年度】

| | 生ゴミ回収量(kg) | 未処理生ゴミ累計量(kg) | 生ごみ投入量(kg) | | | 枯葉投入量(kg) | | | 精製量(kg) | | |
|-----|------------|---------------|------------|----------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | ECD | SANYO | | ECD | SANYO | | ECD | SANYO |
| 4月 | 2,821.0 | 526.0 | 1,994.0 | 1,994.0 | 0.0 | 252.0 | 252.0 | 0.0 | 765.0 | 765.0 | 0.0 |
| 5月 | 3,817.0 | 1,546.0 | 2,185.0 | 2,085.0 | 100.0 | 731.0 | 577.0 | 154.0 | 1,453.0 | 1,283.0 | 170.0 |
| 6月 | 2,346.0 | 790.0 | 1,559.0 | 1,434.0 | 125.0 | 722.0 | 436.0 | 286.0 | 698.0 | 518.0 | 180.0 |
| 7月 | 2,789.0 | 1,165.0 | 1,606.0 | 1,432.0 | 174.0 | 851.0 | 510.0 | 341.0 | 921.0 | 711.0 | 210.0 |
| 8月 | 3,732.0 | 1,708.0 | 1,938.0 | 1,738.0 | 200.0 | 1,292.0 | 820.0 | 472.0 | 1,247.0 | 957.0 | 290.0 |
| 9月 | 2,678.0 | 1,105.0 | 1,510.0 | 1,425.0 | 85.0 | 990.0 | 600.0 | 390.0 | 845.0 | 685.0 | 160.0 |
| 10月 | 2,836.0 | 928.0 | 1,728.0 | 1,487.0 | 241.0 | 1,070.0 | 690.0 | 380.0 | 940.0 | 750.0 | 190.0 |
| 11月 | 2,824.0 | 761.0 | 2,121.0 | 1,901.0 | 220.0 | 1,020.0 | 720.0 | 300.0 | 1,170.0 | 1,000.0 | 170.0 |
| 12月 | 1,373.0 | 344.0 | 1,012.0 | 900.0 | 112.0 | 1,050.0 | 800.0 | 250.0 | 700.0 | 600.0 | 100.0 |
| 1月 | 731.0 | 234.0 | 460.0 | 410.0 | 50.0 | 717.0 | 545.0 | 172.0 | 320.0 | 200.0 | 120.0 |
| 2月 | 611.0 | 159.0 | 446.0 | 374.0 | 72.0 | 485.0 | 375.0 | 110.0 | 310.0 | 200.0 | 110.0 |
| 3月 | 1,366.0 | 323.0 | 975.0 | 915.0 | 60.0 | 715.0 | 430.0 | 285.0 | 490.0 | 470.0 | 20.0 |
| 計 | 27,924.0 | 9,589.0 | 17,534.0 | 16,095.0 | 1,439.0 | 9,895.0 | 6,755.0 | 3,140.0 | 9,859.0 | 8,139.0 | 1,720.0 |

【H28年度】

| | 生ゴミ回収量(kg) | 未処理生ゴミ累計量(kg) | 生ごみ投入量(kg) | | | 枯葉投入量(kg) | | | 精製量(kg) | | |
|-----|------------|---------------|------------|----------|-------|-----------|---------|-------|---------|---------|-------|
| | | | | ECD | SANYO | | ECD | SANYO | | ECD | SANYO |
| 4月 | 2,776.0 | 1,014.0 | 1,617.0 | 1,597.0 | 20.0 | 370.0 | 260.0 | 110.0 | 1,080.0 | 870.0 | 210.0 |
| 5月 | 3,745.0 | 1,708.0 | 2,117.0 | 2,033.0 | 84.0 | 485.0 | 375.0 | 110.0 | 1,120.0 | 1,000.0 | 120.0 |
| 6月 | 2,554.0 | 1,120.0 | 1,370.0 | 1,370.0 | 0.0 | 227.0 | 227.0 | 0.0 | 570.0 | 570.0 | 0.0 |
| 7月 | 3,307.0 | 1,458.0 | 1,569.0 | 1,569.0 | 0.0 | 383.0 | 383.0 | 0.0 | 750.0 | 750.0 | 0.0 |
| 8月 | 3,088.0 | 1,515.0 | 1,598.0 | 1,598.0 | 0.0 | 508.0 | 508.0 | 0.0 | 1,200.0 | 1,200.0 | 0.0 |
| 9月 | 2,208.0 | 890.0 | 1,362.0 | 1,362.0 | 0.0 | 480.0 | 480.0 | 0.0 | 800.0 | 800.0 | 0.0 |
| 10月 | 2,738.0 | 971.0 | 1,664.0 | 1,664.0 | 0.0 | 525.0 | 525.0 | 0.0 | 800.0 | 800.0 | 0.0 |
| 11月 | 2,390.0 | 1,000.0 | 1,411.0 | 1,411.0 | 0.0 | 455.0 | 455.0 | 0.0 | 750.0 | 750.0 | 0.0 |
| 12月 | 930.0 | 188.0 | 777.0 | 777.0 | 0.0 | 342.0 | 342.0 | 0.0 | 300.0 | 300.0 | 0.0 |
| 1月 | 648.0 | 164.0 | 440.0 | 440.0 | 0.0 | 210.0 | 210.0 | 0.0 | 200.0 | 200.0 | 0.0 |
| 2月 | 661.0 | 184.0 | 408.0 | 408.0 | 0.0 | 180.0 | 180.0 | 0.0 | 200.0 | 200.0 | 0.0 |
| 3月 | 1,146.0 | 249.0 | 874.0 | 874.0 | 0.0 | 237.0 | 237.0 | 0.0 | 600.0 | 600.0 | 0.0 |
| 計 | 26,191.0 | 10,461.0 | 15,207.0 | 15,103.0 | 104.0 | 4,402.0 | 4,182.0 | 220.0 | 8,370.0 | 8,040.0 | 330.0 |

【H29年度】

| | 生ゴミ回収量(kg) | 未処理生ゴミ累計量(kg) | 生ごみ投入量(kg) | | | 枯葉投入量(kg) | | | 精製量(kg) | | |
|----|------------|---------------|------------|---------|-------|-----------|---------|-------|---------|---------|-------|
| | | | | ECD | SANYO | | ECD | SANYO | | ECD | SANYO |
| 4月 | 2,568.0 | 973.0 | 1,587.0 | 1,587.0 | 0.0 | 360.0 | 360.0 | 0.0 | 1,000.0 | 1,000.0 | 0.0 |
| 5月 | 3,294.0 | 2,427.0 | 1,813.0 | 1,813.0 | 0.0 | 420.0 | 420.0 | 0.0 | 1,300.0 | 1,300.0 | 0.0 |
| 6月 | 2,471.0 | 1,165.0 | 1,291.0 | 1,291.0 | 0.0 | 330.0 | 330.0 | 0.0 | 1,000.0 | 1,000.0 | 0.0 |
| 7月 | 3,526.0 | 1,972.0 | 1,429.0 | 1,429.0 | 0.0 | 645.0 | 645.0 | 0.0 | 800.0 | 800.0 | 0.0 |
| 計 | 16,971.0 | 11,050.0 | 6,600.0 | 6,580.0 | 20.0 | 1,885.0 | 1,885.0 | 0.0 | 4,300.0 | 4,300.0 | 0.0 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

廃棄物の取扱

| 対象物 | 種別 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------|----------------|----|----------|----------|
| 事業系一般廃棄物 | 可燃ゴミ | kg | 62,090 | 31,013 |
| | 不燃ゴミ | kg | 60 | 0 |
| | 混合ゴミ | kg | 63,040 | 88,910 |
| | 金属くず類 | kg | 8,950 | 7,070 |
| | 空きビン ガラスくず類 | kg | 620 | 7,860 |
| | 段ボール 古紙 | kg | 39,077 | 38,180 |
| | ペットボトル | kg | 17,561 | 16,254 |
| | 空き缶 | kg | 12,464 | 12,354 |
| | 乾電池 | | 220 | 50 |
| | 蛍光灯 | | 70 | 85 |
| | 合 計 | | | 230,270 |

※数量については、収益施設から発生する一般廃棄物量を含むものとする。

薬剤、肥料、土壌改良剤リスト

【H27年度】

＜主な薬剤＞

| 品名 | 年間使用量 | 単位 |
|---------------|-------|----|
| オルトラン粒剤 | 6 | kg |
| カルホス乳剤 | 1 | L |
| グラミンs(展着剤) | 500 | ml |
| ステインガーフロアープル | 200 | ml |
| トップジンM水和剤 | 1.0 | kg |
| トップジンMペースト | 2 | kg |
| ロブラル水和剤 | 100 | g |
| アプローチBI | 500 | ml |
| ゲッター水和剤 | 500 | g |
| オーサイド水和剤 | 500 | g |
| ダイアジノン水和剤(劇物) | 500 | g |
| ベルコートフロアープル | 10 | L |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

＜主な肥料＞

| 品名 | 年間使用量 | 単位 |
|--------------------|-------|----|
| バイオエース | 90 | kg |
| バーティラーラージ・10-10-10 | 2 | t |
| ちから1号 | 2 | t |
| 油粕・大粒 | 250 | kg |
| リバースグリーン | 10 | L |
| 豊作の友 | 8 | t |
| グリーンパイル | 500 | 本 |
| HB101 | 6 | L |
| ハイポネックス液肥 | 160 | L |
| ちから1号 | 600 | kg |
| ハイポネックス | 28 | L |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

＜主な土壌改良材＞

| 品名 | 年間使用量 | 単位 |
|-------------|-------|----|
| ココペール 4cuft | 5 | 袋 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

【H28年度】

＜主な薬剤＞

| 品名 | 年間使用量 | 単位 |
|--------------|-------|----|
| オルトラン粒剤 | 12 | kg |
| カルホス乳剤 | 500 | ml |
| ジェイエース | 6 | kg |
| ステインガーフロアープル | 500 | ml |
| スミチオン乳剤 | 2 | L |
| トップジンM 水和剤 | 3 | kg |
| トップジンM ベースト | 5 | kg |
| トリフミン水和剤 | 3 | kg |
| ゴーゴーサン乳剤 | 10 | L |

＜主な肥料＞

| 品名 | 年間使用量 | 単位 |
|-------------|-------|----|
| 化成肥料(8-8-8) | 50 | kg |
| バイオエース | 75 | kg |
| 豊作の友 | 4 | t |
| バーディラージ | 1 | t |
| マグアンプ | 185 | kg |
| ハイポネックス | 30 | L |
| HB101 | 2 | L |
| 苦土重焼燐 | 240 | kg |
| 苦土石灰 | 40 | kg |

＜主な土壌改良材＞

| 品名 | 年間使用量 | 単位 |
|-------------|--------|----|
| ピートモス 6cuft | 1 | 袋 |
| 牛糞堆肥 | 60000 | L |
| 腐葉土 | 169000 | L |
| スロード牛糞 | 60 | kg |

【H29年度】

〈主な薬剤〉

| 品名 | 年間使用量 | 単位 |
|--------------|-------|----|
| オーソサイズ水和剤 | 7 | kg |
| オルトラン粒剤 | 24 | kg |
| カルホス乳剤 | 500 | ml |
| グラミンs(展着剤) | 1 | L |
| ゲッター水和剤 | 200 | g |
| ステインガーフロアープル | 3 | ml |
| トップジンM 水和剤 | 6 | kg |
| トップジンM ペースト | 1 | kg |
| トリフミン水和剤 | 2 | kg |
| トレボン | 500 | ml |
| | | |
| | | |

〈主な肥料〉

| 品名 | 年間使用量 | 単位 |
|-----------|-------|----|
| 粒状鶏糞 | 1,400 | kg |
| 豊作の友 | 8,700 | kg |
| 化成肥料8-8-8 | 2,200 | kg |
| バーディーラーJ | 600 | kg |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

〈主な土壌改良材〉

| 品名 | 年間使用量 | 単位 |
|-------|--------|----|
| 腐葉土 | 35,000 | L |
| 牛糞堆肥 | 3,600 | L |
| 珪酸塩白土 | 400 | kg |
| ようりん | 2,200 | kg |

薬剤散布

【H27】

| 区分 | 場所 | 使用量 | 単位 |
|-----------|---------------------------|-------|----|
| 高木 | 桜の園北側(ウィーンの森のヨーロッパナ) | 1,260 | ml |
| 中低木 | カナル(ボックスウッド)、他各所 | 800 | L |
| 中低木(日本庭園) | 日本庭園(ツツジ類ほか) | 500 | L |
| 草花 | 花木園(ポタン園) | 300 | ml |
| 草花 | もみじ橋近くの丘(コウテイダリアハイブリッド) | 300 | ml |
| 花畑 | コスモス花畑(原っぱ東花畑、原っぱ西花畑、花の丘) | 2,000 | L |
| 花畑 | コスモス花畑(原っぱ東花畑、原っぱ西花畑、花の丘) | 1,000 | L |

【H28】

| 区分 | 場所 | 使用量 | 単位 |
|-----------|---------------------------|-------|----|
| 高木 | 園内各所(サクラ、ツバキ、ケヤキ類) | 800 | L |
| 高木 | 桜の園北側(ウィーンの森のヨーロッパナ) | 1,260 | ml |
| 中低木 | カナル(ボックスウッド)、BBQ、花木園、等 | 1,500 | L |
| 中低木(日本庭園) | 日本庭園(ツツジ類ほか) | 500 | L |
| 高木(日本庭園) | 日本庭園(サクラ類、サザンカ、ツバキ等) | 200 | L |
| 花畑 | コスモス花畑(原っぱ東花畑、原っぱ西花畑、花の丘) | 4,000 | L |
| 花畑 | コスモス花畑(原っぱ東花畑、原っぱ西花畑、花の丘) | 2,000 | L |

【H29】

| 区分 | 場所 | 使用量 | 単位 |
|-----------|----------------------|-------|----|
| 高木 | 園内各所(サクラ、ツバキ、ケヤキ類) | 2,300 | L |
| 高木 | 桜の園北側(ウィーンの森のヨーロッパナ) | 1,260 | ml |
| 中低木(日本庭園) | 日本庭園(ツツジ類ほか) | 500 | L |
| 高木(日本庭園) | 日本庭園(サクラ類、サザンカ、ツバキ等) | 800 | L |
| 花畑 | 原っぱ東、原っぱ西、花の丘 | 2,000 | L |
| 草花 | ハーブの丘 | 170 | L |
| | 花の丘第2 | 1,300 | L |
| | 花木園 | 200 | L |
| 花畑 | 原っぱ東、原っぱ西、花の丘 | 6,200 | L |

マツ枯れ等防止薬剤樹幹注入実績

【H27】

■ 樹幹注入実績

<実施本数、回数>

| 場所 | 本/年 | 回/年 |
|--------|-----|-----|
| 花の丘 | 13 | 1 |
| こもれびの里 | 91 | 1 |
| 玉川上水口 | 110 | 1 |
| こもれびの丘 | 56 | 1 |
| 子供の森北側 | 46 | 1 |
| 計 | 316 | 1 |

【H28】

■ 樹幹注入実績

<実施本数、回数>

| 場所 | 本/年 | 回/年 |
|-------------|-----|-----|
| こもれびの丘 | 127 | 1 |
| 日本庭園、北の流れ周辺 | 84 | 1 |
| 計 | 211 | 1 |

【H29】

■ 樹幹注入実績

<実施本数、回数>

H29 年度は、7 末まで未実施

日本庭園研究会及び盆栽苑における外部有識者による指導

■日本庭園維持管理技術研究会

回数 : 年各 1 回開催
場所 : 国営昭和記念公園 日本庭園
時間 : 2 時 30 分～3 時間程度
講師 : 渡邊 邦夫先生 (建築)、小形 彰次先生 (造園)、榊原 八朗先生 (造園)
内容 : 日本庭園巡回後、歆楓亭にて意見交換会
＜巡回ルート＞
南門⇒ボタン園⇒盆栽苑⇒北の流れ⇒東の流れ⇒東門⇒昌陽⇒芝生広場⇒
沢飛び⇒清池軒⇒観楓亭

謝金 : 管理センターの規定に基づき適宜単価を設定

■盆栽苑における外部有識者による指導

回数 : 年 3 回開催
有識者 : 社団法人日本盆栽協会理事長または理事 1 名/回 (延べ 3 名/年)
指導料 : 社団法人日本盆栽協会が設定 (1 回 3 万円)

植物性廃棄物の取扱

【H27】

| 発生物内容 | 発生量(m3) | 処分量(m3) | 処分方法 | 処理量(m3) | 活用方法 | 最利用量(m3) |
|---------------------|---------|---------|-------|---------|--------|----------|
| 芝、草、除草等 植替(刈取)草花 | 951 | 611 | 堆肥化 | 611 | 花畑への施肥 | 165 |
| 剪定枝、伐採木等 | 980 | 864 | チップ処理 | 864 | マルチング | 864 |

【H28】

| 発生物内容 | 発生量(m3) | 処分量(m3) | 処分方法 | 処理量(m3) | 活用方法 | 最利用量(m3) |
|---------------------|---------|---------|-------|---------|--------|----------|
| 芝、草、除草等 植替(刈取)草花 | 1158 | 800 | 堆肥化 | 800 | 花畑への施肥 | 239 |
| 剪定枝、伐採木等 | 500 | 0 | チップ処理 | 0 | マルチング | 0 |

【H29】 H29.7末まで未実施

収益施設利用者数、売り上げ等

■収益施設利用者数

<パークトレイン>

【H27】

(単位：人)

| | 大人 | | 子供 | | フリー | | シルバー | | 合計 | 平均乗車数 | |
|-----|--------|--------|-------|--------|-------|-------|------|-----|---------|--------|---------|
| | 平日 | 土休日 | 平日 | 土休日 | 平日 | 土休日 | 平日 | 土休日 | | 平日 | 土休日 |
| 4月 | 10,060 | 13,673 | 1,074 | 2,888 | 1,420 | 0 | 0 | 0 | 29,115 | 12,554 | 16,561 |
| 5月 | 4,569 | 21,536 | 706 | 5,876 | 1,719 | 0 | 92 | 0 | 34,498 | 7,086 | 27,412 |
| 6月 | 1,315 | 3,555 | 428 | 1,037 | 399 | 0 | 234 | 0 | 6,968 | 2,376 | 4,592 |
| 7月 | 495 | 2,435 | 192 | 653 | 141 | 0 | 75 | 0 | 3,991 | 903 | 3,088 |
| 8月 | 1,510 | 2,907 | 711 | 585 | 419 | 0 | 131 | 0 | 6,263 | 2,771 | 3,492 |
| 9月 | 5,200 | 11,175 | 279 | 4,090 | 93 | 0 | 0 | 0 | 20,837 | 5,572 | 15,265 |
| 10月 | 16,521 | 16,875 | 1,391 | 2,812 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37,599 | 17,912 | 19,687 |
| 11月 | 7,349 | 15,203 | 556 | 2,485 | 3,324 | 0 | 0 | 0 | 28,917 | 11,229 | 17,688 |
| 12月 | 1,863 | 1,391 | 325 | 800 | 249 | 452 | 220 | 138 | 5,438 | 2,657 | 2,781 |
| 1月 | 450 | 1,892 | 260 | 1,065 | 136 | 606 | 69 | 90 | 4,568 | 915 | 3,653 |
| 2月 | 467 | 1,787 | 138 | 882 | 94 | 567 | 37 | 125 | 4,097 | 736 | 3,361 |
| 3月 | 5,143 | 4,987 | 1,725 | 1,456 | 615 | 0 | 0 | 0 | 13,926 | 7,483 | 6,443 |
| 年度計 | 54,942 | 97,416 | 7,785 | 24,629 | 8,609 | 1,625 | 858 | 353 | 196,217 | 72,194 | 124,023 |

【H28】

(単位：人)

| | 大人 | | 子供 | | フリー | | シルバー | | 合計 | 平均乗車数 | |
|-----|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-----|---------|--------|---------|
| | 平日 | 土休日 | 平日 | 土休日 | 平日 | 土休日 | 平日 | 土休日 | | 平日 | 土休日 |
| 4月 | 7,820 | 16,946 | 734 | 3,572 | 1,773 | 0 | 0 | 0 | 30,845 | 10,327 | 20,518 |
| 5月 | 4,803 | 23,780 | 3,410 | 4,121 | 1,502 | 0 | 79 | 0 | 37,695 | 9,794 | 27,901 |
| 6月 | 1,155 | 3,974 | 253 | 1,234 | 243 | 0 | 268 | 0 | 7,127 | 1,919 | 5,208 |
| 7月 | 640 | 3,688 | 246 | 1,097 | 238 | 0 | 128 | 0 | 6,037 | 1,252 | 4,785 |
| 8月 | 2,604 | 3,112 | 1,112 | 582 | 536 | 0 | 211 | 0 | 8,157 | 4,463 | 3,694 |
| 9月 | 2,193 | 3,886 | 251 | 1,042 | 228 | 0 | 0 | 0 | 7,600 | 2,672 | 4,928 |
| 10月 | 12,685 | 14,303 | 858 | 2,601 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,447 | 13,543 | 16,904 |
| 11月 | 5,289 | 13,269 | 440 | 2,496 | 2,280 | 0 | 0 | 0 | 23,774 | 8,009 | 15,765 |
| 12月 | 732 | 2,396 | 318 | 1,065 | 174 | 633 | 151 | 147 | 5,616 | 1,375 | 4,241 |
| 1月 | 693 | 1,107 | 405 | 605 | 214 | 328 | 83 | 89 | 3,524 | 1,395 | 2,129 |
| 2月 | 480 | 1,686 | 279 | 630 | 96 | 394 | 100 | 101 | 3,766 | 955 | 2,811 |
| 3月 | 3,037 | 5,187 | 1,423 | 1,746 | 394 | 0 | 0 | 0 | 11,787 | 4,854 | 6,933 |
| 年度計 | 42,131 | 93,334 | 9,729 | 20,791 | 7,678 | 1,355 | 1,020 | 337 | 176,375 | 60,558 | 115,817 |

【H29】

(単位：人)

| | 大人 | | 子供 | | フリー | | シルバー | | 合計 | 平均乗車数 | |
|-----|--------|--------|-------|--------|-------|-----|-------|-----|--------|--------|--------|
| | 平日 | 土休日 | 平日 | 土休日 | 平日 | 土休日 | 平日 | 土休日 | | 平日 | 土休日 |
| 4月 | 11,281 | 15,465 | 1,450 | 3,333 | 660 | 0 | 1,011 | 0 | 33,200 | 14,402 | 18,798 |
| 5月 | 4,569 | 19,653 | 954 | 5,290 | 991 | 0 | 1,224 | 0 | 32,681 | 7,738 | 24,943 |
| 6月 | 1,397 | 4,672 | 333 | 1,297 | 355 | 0 | 368 | 0 | 8,422 | 2,453 | 5,969 |
| 7月 | 1,248 | 3,899 | 295 | 803 | 342 | 0 | 229 | 0 | 6,816 | 2,114 | 4,702 |
| 年度計 | 18,495 | 43,689 | 3,032 | 10,723 | 2,348 | 0 | 2,832 | 0 | 81,119 | 26,707 | 54,412 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

< 駐車場 >

【H27】

| | 大型車 | 普通車 | 二輪車 | 計 | 最大日 | 最大日の 駐車台数 | 満車になった回数 (全駐車場) | 立川 | 西立川 | 砂川 |
|-----|-------|---------|-------|---------|---------|--------------|--------------------|----|-----|----|
| 4月 | 129 | 32,289 | 340 | 32,758 | 12(日) | 4,447 | 3回 | 3 | 7 | 5 |
| 5月 | 159 | 43,162 | 536 | 43,857 | 4(月・祝) | 3,977 | 4回 | 4 | 11 | 6 |
| 6月 | 78 | 11,352 | 126 | 11,556 | 7(日) | 1,699 | | 0 | 0 | 0 |
| 7月 | 28 | 12,976 | 176 | 13,180 | 12(日) | 1,879 | | 0 | 6 | 0 |
| 8月 | 28 | 21,247 | 275 | 21,550 | 15(日) | 2,080 | | 0 | 16 | 0 |
| 9月 | 94 | 24,805 | 212 | 25,111 | 22(火・祝) | 3,475 | 2回 | 2 | 6 | 4 |
| 10月 | 214 | 21,833 | 428 | 22,475 | 12(月・祝) | 3,831 | 2回 | 2 | 7 | 5 |
| 11月 | 196 | 34,046 | 334 | 34,576 | 12(日) | 4,398 | 3回 | 3 | 8 | 5 |
| 12月 | 26 | 19,828 | 167 | 20,021 | 6(日) | 2,400 | | 0 | 0 | 0 |
| 1月 | 16 | 10,260 | 63 | 10,339 | 10(日) | 1,774 | | 0 | 0 | 1 |
| 2月 | 29 | 8,461 | 65 | 8,555 | 28(日) | 1,438 | | 0 | 0 | 0 |
| 3月 | 76 | 17,494 | 135 | 17,705 | 20(日) | 2,258 | | 0 | 5 | 1 |
| 年度計 | 1,073 | 257,753 | 2,857 | 261,683 | | | | 14 | 66 | 27 |

※ウィンターヴィスタイルミネーション期間中の夜間駐車場は除く

【H28】

| | 大型車 | 普通車 | 二輪車 | 計 | 最大日 | 最大日の 駐車台数 | 満車になった回数 (全駐車場) | 立川 | 西立川 | 砂川 |
|-----|-------|---------|-------|---------|--------|--------------|--------------------|----|-----|----|
| 4月 | 162 | 32,456 | 371 | 32,989 | 10(日) | 3,546 | 3回 | 3 | 8 | 6 |
| 5月 | 240 | 42,111 | 487 | 42,838 | 3(火・祝) | 3,954 | 5回 | 5 | 12 | 9 |
| 6月 | 77 | 10,362 | 120 | 10,559 | 12(日) | 1,362 | | 0 | 2 | 0 |
| 7月 | 40 | 13,925 | 164 | 14,129 | 30(土) | 2,286 | | 0 | 6 | 0 |
| 8月 | 29 | 22,430 | 267 | 22,726 | 21(日) | 2,239 | | 0 | 15 | 0 |
| 9月 | 108 | 11,626 | 193 | 11,927 | 25(日) | 2,147 | | 0 | 3 | 1 |
| 10月 | 207 | 30,912 | 320 | 31,439 | 15(土) | 3,582 | 3回 | 3 | 7 | 5 |
| 11月 | 180 | 25,770 | 279 | 26,229 | 20(日) | 4,442 | 2回 | 2 | 6 | 3 |
| 12月 | 43 | 21,099 | 175 | 21,317 | 24(日) | 2,437 | | 0 | 0 | 0 |
| 1月 | 14 | 9,097 | 62 | 9,173 | 29(日) | 1,224 | | 0 | 0 | 0 |
| 2月 | 28 | 8,472 | 84 | 8,584 | 26(日) | 1,272 | | 0 | 0 | 0 |
| 3月 | 87 | 16,318 | 148 | 16,553 | 5(日) | 2,236 | | 0 | 0 | 2 |
| 年度計 | 1,215 | 244,578 | 2,670 | 248,463 | | | 13回 | 13 | 61 | 26 |

※ウィンターヴィスタイルミネーション期間中の夜間駐車場は除く

【H29】

| | 大型車 | 普通車 | 二輪車 | 計 | 最大日 | 最大日の 駐車台数 | 満車になった 回数 (全駐車場) | 立 川 | 西 立 川 | 砂 川 |
|-----|-----|---------|-------|---------|--------|--------------|------------------------|--------|-------------|--------|
| 4月 | 228 | 37,300 | 360 | 37,888 | 16(日) | 4,150 | 3回 | 3 | 8 | 8 |
| 5月 | 207 | 37,465 | 432 | 38,104 | 4(木・祝) | 3,974 | 4回 | 4 | 7 | 7 |
| 6月 | 76 | 14,192 | 173 | 14,441 | 4(日) | 2,719 | | 0 | 2 | 0 |
| 7月 | 53 | 14,328 | 169 | 14,550 | 9(日) | 1,877 | | 0 | 7 | 0 |
| 年度計 | 564 | 103,285 | 1,134 | 104,983 | | | 7 | 7 | 24 | 15 |

※ウィンターヴィスタイルミネーション期間中の夜間駐車場は除く

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

<レストラン利用客数>

【H27】

(単位:人)

| | ふれあい | レイク | 溪流 | 月計 |
|-----|--------|--------|--------|---------|
| 4月 | 6,359 | 5,384 | 17,563 | 29,306 |
| 5月 | 4,894 | 5,368 | 12,721 | 22,983 |
| 6月 | 2,400 | 2,541 | 4,131 | 9,072 |
| 7月 | 1,051 | 2,272 | 3,768 | 7,091 |
| 8月 | 1,721 | 3,929 | 3,824 | 9,474 |
| 9月 | 3,568 | 3,759 | 7,242 | 14,569 |
| 10月 | 6,312 | 6,138 | 11,204 | 23,654 |
| 11月 | 8,391 | 6,387 | 11,437 | 26,215 |
| 12月 | 5,382 | 1,945 | 2,444 | 9,771 |
| 1月 | 1,498 | 1,854 | 2,471 | 5,823 |
| 2月 | 1,685 | 1,440 | 2,124 | 5,249 |
| 3月 | 2,965 | 2,838 | 5,964 | 11,767 |
| 合計 | 46,226 | 43,855 | 84,893 | 174,974 |

【H28】

(単位:人)

| | ふれあい | レイク | 溪流 | 月計 |
|-----|--------|--------|--------|---------|
| 4月 | 5,453 | 5,482 | 16,217 | 27,152 |
| 5月 | 4,719 | 4,841 | 11,593 | 21,153 |
| 6月 | 1,794 | 2,259 | 3,976 | 8,029 |
| 7月 | 1,611 | 2,578 | 4,704 | 8,893 |
| 8月 | 1,935 | 4,130 | 3,335 | 9,400 |
| 9月 | 1,748 | 2,411 | 3,182 | 7,341 |
| 10月 | 6,015 | 4,963 | 846 | 11,824 |
| 11月 | 6,794 | 6,090 | 9,404 | 22,288 |
| 12月 | 5,480 | 1,752 | 3,009 | 10,241 |
| 1月 | 1,640 | 1,343 | 2,217 | 5,200 |
| 2月 | 1,945 | 1,683 | 2,507 | 6,135 |
| 3月 | 3,110 | 2,609 | 4,620 | 10,339 |
| 合計 | 42,244 | 40,141 | 65,610 | 147,995 |

【H29】

| | ふれあい | レイク | 溪流 | 月計 |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 4月 | 5,467 | 5,307 | 18,767 | 29,541 |
| 5月 | 4,303 | 4,632 | 11,840 | 20,775 |
| 6月 | 2,004 | 2,328 | 4,274 | 8,606 |
| 7月 | 1,695 | 2,501 | 3,022 | 7,218 |
| 合計 | 16,237 | 19,252 | 42,795 | 78,284 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

<サイクリング施設>

【H27】

(単位：台)

| | 貸出数 | 最大貸出日 | 最大日 貸出数 |
|-----|---------|-----------|------------|
| 4月 | 27,774 | 4月29(日) | 3,688 |
| 5月 | 38,553 | 5月4(祝月) | 3,803 |
| 6月 | 12,152 | 6月7(日) | 2,083 |
| 7月 | 5,459 | 7月12(日) | 1,040 |
| 8月 | 11,711 | 8月16(日) | 1,146 |
| 9月 | 23,499 | 9月22(祝月) | 3,355 |
| 10月 | 27,443 | 10月12(祝月) | 3,219 |
| 11月 | 24,707 | 11月22(日) | 3,057 |
| 12月 | 8,073 | 12月6(日) | 1,381 |
| 1月 | 9,837 | 1月10(日) | 1,716 |
| 2月 | 7,750 | 2月28(日) | 1,528 |
| 3月 | 19,698 | 3月20(日) | 2,534 |
| 年度計 | 216,656 | | |

【H28】

(単位：台)

| | 貸出数 | 最大貸出日 | 最大日 貸出数 |
|-----|---------|----------|------------|
| 4月 | 28,361 | 4月10(日) | 3,136 |
| 5月 | 37,723 | 5月3(祝火) | 3,630 |
| 6月 | 11,445 | 6月12(日) | 1,642 |
| 7月 | 9,387 | 7月17(日) | 1,156 |
| 8月 | 11,986 | 8月14(日) | 1,315 |
| 9月 | 9,455 | 9月25(日) | 2,561 |
| 10月 | 25,428 | 10月10(日) | 3,000 |
| 11月 | 22,974 | 11月20(日) | 3,102 |
| 12月 | 9,578 | 12月4(日) | 1,610 |
| 1月 | 8,832 | 1月3(火) | 1,250 |
| 2月 | 7,371 | 2月26(日) | 1,360 |
| 3月 | 18,919 | 3月19(日) | 2,671 |
| 年度計 | 201,459 | | |

【H29】

(単位：台)

| | 貸出数 | 最大貸出日 | 最大日 貸出数 |
|-----|---------|---------|------------|
| 4月 | 33,094 | 4月16(日) | 3,589 |
| 5月 | 35,161 | 5月4(祝木) | 3,554 |
| 6月 | 13,682 | 6月4(日) | 2,482 |
| 7月 | 9,189 | 7月2(日) | 1,187 |
| 年度計 | 101,311 | | |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

<貸しボート場>

【H27】

(単位：艘)

| | 貸しボート | | |
|-----|--------|---------|--------|
| | ローボート | サイクルボート | 計 |
| 4月 | 1,909 | 4,409 | 6,318 |
| 5月 | 2,963 | 6,806 | 9,769 |
| 6月 | 661 | 2,002 | 2,663 |
| 7月 | 302 | 983 | 1,285 |
| 8月 | 955 | 2,040 | 2,995 |
| 9月 | 1,418 | 4,260 | 5,678 |
| 10月 | 1,348 | 3,446 | 4,794 |
| 11月 | 1,393 | 3,142 | 4,535 |
| 12月 | 253 | 518 | 771 |
| 1月 | 277 | 814 | 1,091 |
| 2月 | 258 | 805 | 1,063 |
| 3月 | 1,154 | 2,508 | 3,662 |
| 合計 | 12,891 | 31,733 | 44,624 |

【H28】

(単位：艘)

| | 貸しボート | | |
|-----|--------|---------|--------|
| | ローボート | サイクルボート | 計 |
| 4月 | 1,568 | 3,972 | 5,540 |
| 5月 | 2,624 | 6,780 | 9,404 |
| 6月 | 586 | 1,868 | 2,454 |
| 7月 | 626 | 1,705 | 2,331 |
| 8月 | 711 | 1,949 | 2,660 |
| 9月 | 401 | 1,263 | 1,664 |
| 10月 | 1,081 | 3,025 | 4,106 |
| 11月 | 1,089 | 3,148 | 4,237 |
| 12月 | 303 | 824 | 1,127 |
| 1月 | 166 | 568 | 734 |
| 2月 | 200 | 714 | 914 |
| 3月 | 1,002 | 2,680 | 3,682 |
| 合計 | 10,357 | 28,496 | 38,853 |

【H29】

(単位：艘)

| | 貸しポート | | |
|----|-------|---------|--------|
| | ローポート | サイクルポート | 計 |
| 4月 | 2,049 | 5,393 | 7,442 |
| 5月 | 2,797 | 6,493 | 9,290 |
| 6月 | 821 | 2,369 | 3,190 |
| 7月 | 497 | 2,282 | 2,779 |
| 合計 | 6,790 | 18,258 | 25,048 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

<レインボープール>

| 平成27年度 | | | | | | 平成28年度 | | | | | | 平成29年度 | | | | | |
|--------|----|------|------|---------|---------|--------|----|------|------|---------|---------|--------|----|------|------|---------|---------|
| 月日 | 曜日 | 天候 | 最高気温 | 入場者 | 累計 | 月日 | 曜日 | 天候 | 最高気温 | 入場者 | 累計 | 月日 | 曜日 | 天候 | 最高気温 | 入場者 | 累計 |
| 7/11 | 土 | 晴 | 33.5 | 8,850 | 8,850 | 7/9 | 土 | 雨 | 24.0 | 436 | 436 | 7/8 | 土 | 晴 | 34.0 | 11,714 | 11,714 |
| 12 | 日 | 晴 | 35.3 | 16,078 | 24,928 | 10 | 日 | 晴 | 32.4 | 19,393 | 19,829 | 9 | 日 | 晴 | 33.0 | 16,080 | 27,794 |
| | | | | 24,928 | | | | | | 19,829 | | | | | | | 27,794 |
| 18 | 土 | 曇・雨 | 29.6 | 1,530 | 26,458 | 16 | 土 | 曇 | 28.1 | 1,840 | 21,669 | 15 | 土 | 晴 | 35.0 | 3,653 | 31,447 |
| 19 | 日 | 晴 | 36.0 | 10,151 | 36,609 | 17 | 日 | 曇 | 30.2 | 3,257 | 24,926 | 16 | 日 | 晴 | 34.2 | 8,129 | 39,576 |
| | | | | 11,681 | | | | | | 5,097 | | | | | | | 11,782 |
| 20 | 祝月 | 晴(雷) | 36.2 | 8,105 | 44,714 | 18 | 祝月 | 晴 | 32.9 | 5,459 | 30,385 | 17 | 祝月 | 晴 | 35.1 | 6,739 | 46,315 |
| 21 | 火 | 晴 | 36.6 | 2,322 | 47,036 | 19 | 火 | 晴 | 34.0 | 614 | 30,999 | 18 | 火 | 晴・雷雨 | 31.2 | 373 | 46,688 |
| 22 | 水 | 晴 | 37.0 | 2,265 | 49,301 | 20 | 水 | 曇 | 30.6 | 593 | 31,592 | 19 | 水 | 晴 | 33.1 | 757 | 47,445 |
| 23 | 木 | 雨・曇 | 31.2 | 534 | 49,835 | 21 | 木 | 雨 | 21.9 | 0 | 31,592 | 20 | 木 | 晴 | 33.8 | 712 | 48,157 |
| 24 | 金 | 晴(雷) | 34.2 | 1,719 | 51,554 | 22 | 金 | 雨 | 21.0 | 0 | 31,592 | 21 | 金 | 晴 | 34.6 | 1,425 | 49,582 |
| 25 | 土 | 晴 | 35.9 | 5,610 | 57,164 | 23 | 土 | 曇 | 24.2 | 1,065 | 32,657 | 22 | 土 | 晴 | 34.8 | 2,913 | 52,495 |
| 26 | 日 | 晴 | 38.1 | 7,302 | 64,466 | 24 | 日 | 曇 | 28.1 | 3,810 | 36,467 | 23 | 日 | 曇・雨 | 29.0 | 2,997 | 55,492 |
| | | | | 27,857 | | | | | | 11,541 | | | | | | | 15,916 |
| 27 | 月 | 晴 | 38.5 | 2,966 | 67,432 | 25 | 月 | 曇 | 28.4 | 1,095 | 37,562 | 24 | 月 | 曇 | 35.0 | 1,825 | 57,317 |
| 28 | 火 | 晴 | 35.9 | 1,526 | 68,958 | 26 | 火 | 曇・雨 | 27.0 | 307 | 37,869 | 25 | 火 | 曇・雨 | 33.3 | 1,290 | 58,607 |
| 29 | 水 | 晴 | 33.8 | 3,089 | 72,047 | 27 | 水 | 曇 | 26.7 | 636 | 38,505 | 26 | 水 | 雨・曇 | 25.1 | 265 | 58,872 |
| 30 | 木 | 晴(雷) | 35.6 | 2,768 | 74,815 | 28 | 木 | 晴 | 31.1 | 1,943 | 40,448 | 27 | 木 | 曇 | 27.9 | 945 | 59,817 |
| 31 | 金 | 晴 | 36.1 | 2,631 | 77,446 | 29 | 金 | 晴 | 34.1 | 2,554 | 43,002 | 28 | 金 | 曇 | 33.3 | 1,693 | 61,510 |
| 8/1 | 土 | 晴 | 37.4 | 5,038 | 82,484 | 30 | 土 | 晴 | 36.5 | 7,275 | 50,277 | 29 | 土 | 曇・雨 | 31.5 | 4,082 | 65,592 |
| 2 | 日 | 晴 | 38.0 | 8,686 | 91,170 | 31 | 日 | 曇・雨 | 30.2 | 4,217 | 54,494 | 30 | 日 | 雨 | 26.0 | 1,164 | 66,756 |
| | | | | 26,704 | | | | | | 18,027 | | | | | | | 11,264 |
| 3 | 月 | 晴 | 36.2 | 3,620 | 94,790 | 8/1 | 月 | 晴・曇 | 30.2 | 1,251 | 55,745 | 7/31 | 月 | 曇・雨 | 31.7 | 2,330 | 69,086 |
| 4 | 火 | 晴 | 36.6 | 3,712 | 98,502 | 2 | 火 | 曇 | 32.3 | 1,271 | 57,016 | 8/1 | 火 | 雨・曇 | 30.2 | 608 | 69,694 |
| 5 | 水 | 晴 | 35.3 | 4,266 | 102,768 | 3 | 水 | 曇 | 34.1 | 2,929 | 59,945 | 8/2 | 水 | 小雨 | 25.3 | 762 | 70,456 |
| 6 | 木 | 晴 | 37.8 | 4,294 | 107,062 | 4 | 木 | 晴 | 34.9 | 3,498 | 63,443 | 8/3 | 木 | 曇 | 29.3 | 1,565 | 72,021 |
| 7 | 金 | 晴 | 36.8 | 4,054 | 111,116 | 5 | 金 | 晴 | 35.5 | 3,800 | 67,243 | 8/4 | 金 | 曇 | 30.3 | 1,521 | 73,542 |
| 8 | 土 | 曇 | 32.8 | 5,691 | 116,807 | 6 | 土 | 晴 | 35.2 | 5,283 | 72,526 | 8/5 | 土 | 曇 | 33.7 | 2,535 | 76,077 |
| 9 | 日 | 晴 | 33.8 | 8,841 | 125,648 | 7 | 日 | 晴 | 33.8 | 8,629 | 81,155 | 8/6 | 日 | 曇 | 34.6 | 5,283 | 81,360 |
| | | | | 34,478 | | | | | | 26,661 | | | | | | | 14,604 |
| 10 | 月 | 曇・雨 | 29.6 | 3,435 | 129,083 | 8 | 月 | 晴 | 32.9 | 3,824 | 84,979 | 7 | 月 | 晴・小雨 | 32.8 | 1,860 | 83,220 |
| 11 | 火 | 晴 | 33.7 | 6,553 | 135,636 | 9 | 火 | 晴 | 36.1 | 5,057 | 90,036 | 8 | 火 | 小雨・雨 | 33.1 | 1,348 | 84,568 |
| 12 | 水 | 曇・雨 | 33.1 | 7,946 | 143,582 | 10 | 水 | 晴 | 33.9 | 5,328 | 95,364 | 9 | 水 | 晴・小雨 | 35.3 | 5,118 | 89,686 |
| 13 | 木 | 曇・雨 | 31.6 | 2,145 | 145,727 | 11 | 木 | 晴 | 31.8 | 8,279 | 103,643 | 10 | 木 | 曇・小雨 | 28.4 | 2,457 | 92,143 |
| 14 | 金 | 曇・雨 | 30.4 | 5,471 | 151,198 | 12 | 金 | 晴 | 31.0 | 7,995 | 111,638 | 11 | 金 | 小雨・曇 | 24.8 | 1,687 | 93,830 |
| 15 | 土 | 晴 | 33.9 | 13,251 | 164,449 | 13 | 土 | 曇 | 31.7 | 8,465 | 120,103 | 12 | 土 | 小雨・晴 | 30.6 | 2,595 | 96,425 |
| 16 | 日 | 晴 | 31.8 | 9,953 | 174,402 | 14 | 日 | 晴 | 29.7 | 8,649 | 128,752 | 13 | 日 | 曇 | 34.4 | 10,757 | 107,182 |
| | | | | 48,754 | | | | | | 47,597 | | | | | | | 25,822 |
| 17 | 月 | 雨 | 26.7 | 221 | 174,623 | 15 | 月 | 曇 | 30.5 | 5,376 | 134,128 | 14 | 月 | 小雨 | 25.6 | 864 | 108,046 |
| 18 | 火 | 晴 | 32.8 | 3,933 | 178,556 | 16 | 火 | 曇・雨 | 29.8 | 2,903 | 137,031 | 15 | 火 | 雨 | 23.5 | 548 | 108,594 |
| 19 | 水 | 曇 | 32.4 | 4,431 | 182,987 | 17 | 水 | 晴 | 36.1 | 4,982 | 142,013 | 16 | 水 | 雨 | 22.0 | 0 | 108,594 |
| 20 | 木 | 曇・雨 | 26.5 | 382 | 183,369 | 18 | 木 | 曇・雷雨 | 28.7 | 1,168 | 143,181 | 17 | 木 | 曇 | 27.3 | 1,682 | 110,276 |
| 21 | 金 | 曇・雨 | 28.2 | 2,261 | 185,630 | 19 | 金 | 曇・晴 | 30.5 | 4,773 | 147,954 | 18 | 金 | 小雨 | 27.0 | 1,094 | 111,370 |
| 22 | 土 | 晴 | 33.8 | 6,925 | 192,555 | 20 | 土 | 雨 | 27.6 | 542 | 148,496 | 19 | 土 | 曇・雨 | 31.4 | 2,285 | 113,655 |
| 23 | 日 | 曇 | 27.8 | 5,186 | 197,741 | 21 | 日 | 晴 | 33.8 | 8,266 | 156,762 | 20 | 日 | 曇 | 28.6 | 2,591 | 116,246 |
| | | | | 23,339 | | | | | | 28,010 | | | | | | | 9,064 |
| 24 | 月 | 曇 | 26.9 | 2,432 | 200,173 | 22 | 月 | 台風 | | 0 | 156,762 | 21 | 月 | 曇 | 31.0 | 1,541 | 117,787 |
| 25 | 火 | 曇・雨 | 22.1 | 967 | 201,140 | 23 | 火 | 晴 | 30.8 | 2,064 | 158,826 | 22 | 火 | 晴・曇 | 32.6 | 3,377 | 121,164 |
| 26 | 水 | 雨 | 20.3 | 0 | 201,140 | 24 | 水 | 曇・雨 | 29.7 | 2,374 | 161,200 | 23 | 水 | 晴・小雨 | 33.3 | 5,486 | 126,650 |
| 27 | 木 | 曇 | 27.6 | 1,378 | 202,518 | 25 | 木 | 晴 | 33.5 | 5,321 | 166,521 | 24 | 木 | 晴・曇 | 31.0 | 4,539 | 131,189 |
| 28 | 金 | 曇 | 22.8 | 266 | 202,784 | 26 | 金 | 晴 | 34.2 | 4,915 | 171,436 | 25 | 金 | 晴・曇 | 32.6 | 4,247 | 135,436 |
| 29 | 土 | 雨 | 21.9 | 168 | 202,952 | 27 | 土 | 雨 | 23.8 | 613 | 172,049 | 26 | 土 | 晴・小雨 | 30.4 | 5,389 | 140,825 |
| 30 | 日 | 曇・雨 | 21.5 | 415 | 203,367 | 28 | 日 | 雨 | 22.8 | 649 | 172,698 | 27 | 日 | 曇 | 30.1 | 8,142 | 148,967 |
| | | | | 5,626 | | | | | | 15,936 | | | | | | | 32,721 |
| 31 | 月 | 曇 | 23.0 | 206 | 203,573 | 29 | 月 | 雨 | 27.7 | 225 | 172,923 | 28 | 月 | 曇 | 32.8 | 3,007 | 151,974 |
| 9/1 | 火 | 曇・雨 | 25.8 | 77 | 203,650 | 30 | 火 | 曇・雨 | 26.8 | 472 | 173,395 | 29 | 火 | 曇 | 34.6 | 3,697 | 155,671 |
| 2 | 水 | 曇・晴 | 32.9 | 388 | 204,038 | 31 | 水 | 晴 | 32.6 | 4,475 | 177,870 | 30 | 水 | 曇・雨 | 32.8 | 3,237 | 158,908 |
| 3 | 木 | 曇・雨 | 27.4 | 291 | 204,329 | 9/1 | 木 | 晴 | 31.9 | 2,090 | 179,960 | 31 | 木 | 雨 | 24.1 | 159 | 159,067 |
| 4 | 金 | 曇・雨 | 30.9 | 430 | 204,759 | 2 | 金 | 晴 | 32.3 | 1,488 | 181,448 | 1 | 金 | 曇・晴 | 21.0 | 0 | 159,067 |
| 5 | 土 | 晴 | 28.4 | 7,696 | 212,455 | 3 | 土 | 晴 | 31.1 | 6,416 | 187,864 | 2 | 土 | 曇・晴 | 25.4 | 769 | 159,836 |
| 6 | 日 | 曇・雨 | 25.0 | 1,693 | 214,148 | 4 | 日 | 曇 | 30.2 | 3,372 | 191,236 | 3 | 日 | 晴 | 29.8 | 8,562 | 168,398 |
| | | | | 10,781 | | | | | | 18,538 | | | | | | | 19,431 |
| 累計 | | | | 214,148 | | 累計 | | | | 191,236 | | 累計 | | | | 168,398 | |

■収益施設売上額

1. 固定的収益施設

| 施設区分 | | 売上額(千円) (H27-28 平均) | 備考 |
|------------|-----------------|------------------------|----|
| 施設区分 | 施設名／内訳 | | |
| レストラン | ①ふれあい広場レストラン | 48,710 | |
| | ②レイクサイドレストラン | 48,971 | |
| | ③溪流広場レストラン | 61,457 | |
| | ④総合案内所カフェ | 5,965 | |
| | ⑤花みどり文化センターカフェ | 9,792 | |
| | ⑥呈茶 | 12,752 | |
| 売店 | ①西立川口売店 | 21,042 | |
| | ②原っぱ中央売店 | 26,940 | |
| | ③原っぱ南売店 | 34,150 | |
| | ④こどもの森売店 | 23,756 | |
| | ⑤花木園カフェ売店 | 12,639 | |
| | ⑥立川口右売店 | 28,153 | |
| | ⑦ぎんなん茶屋 | 20,947 | |
| | ⑧砂川口売店 | 8,124 | |
| 駐車場 | ①立川口駐車場 | 113,441 | |
| | ②西立川口駐車場 | 45,035 | |
| | ③砂川口駐車場 | 34,222 | |
| サイクリング施設 | ①立川口サイクリングセンター | 39,517 | |
| | ②西立川口サイクリングセンター | 26,533 | |
| | ③砂川口サイクリングセンター | 13,124 | |
| ボート | | 1892 | |
| 園内交通施設 | | 3029 | |
| プール | | 214981 | |
| バーベキューガーデン | | 309467 | |

2. 臨時収益施設

| 施設区分 | | 売上額(千円) (H27-28 平均) | 備考 |
|------|----------|------------------------|----|
| 施設区分 | 施設名／内訳 | | |
| | ①自動販売機 | 47,446 | |
| | ②臨時売店 | 36,769 | |
| | ③園外臨時駐車場 | 872 | |

■昭和記念公園収益施設修繕履歴 (H27-28)

| 施設区分 | 年間修繕金額 (平均) | 主な修繕 | 備考 |
|--------|----------------|------------------------|------|
| レストラン | | | |
| 国修繕 | ¥0 | | |
| 事業者修繕 | ¥1873 | 厨房内什器修繕 消防設備点検等 | |
| 売店 | | | |
| 国修繕 | ¥0 | | |
| 事業者修繕 | ¥657 | 売店什器修繕 設備修繕等 | |
| 駐車場 | | | |
| 国修繕 | ¥2,520,725 | 電動門修繕等 | |
| 事業者修繕 | ¥277,750 | 駐車場大屋根修繕、縁石修繕等 | |
| サイクリング | | | |
| 国修繕 | ¥0 | | |
| 事業者修繕 | ¥378 | 舗装修繕 自動精算機修繕 | |
| バーベキュー | | | |
| 国修繕 | ¥0 | | |
| 事業者修繕 | ¥222 | 冷暖房機器修繕等 | |
| 園内交通 | | | |
| 国修繕 | ¥0 | | |
| 事業者修繕 | ¥0 | | 委託運営 |
| 舟遊施設 | | | |
| 国修繕 | ¥0 | | |
| 事業者修繕 | ¥0 | | 委託運営 |
| プール | | | |
| 国修繕 | ¥0 | | |
| 事業者修繕 | ¥ 25093 | 塗装塗り直し修繕等 施設・備品類修繕等 | |

■昭和記念公園収益施設資産一覧 (1/9)

| 施設名 | 区分 | 詳細 | 数量等 | 所有者 |
|-------------|----|------------------|-------------|-----|
| レストラン | | | | |
| ふれあい広場レストラン | | | | |
| | 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| | 設備 | 空調設備 | | |
| | | エアコン | 6基(うち1基厨房用) | 事業者 |
| | | 換気設備 | 一式 | 事業者 |
| | | 給排水設備 | 一式 | 事業者 |
| | | 電気設備 | | |
| | | 躯体付属設備 | 一式 | 国 |
| | | 仮設電源 | 一式 | 事業者 |
| | | 厨房機器 | | |
| | | 冷蔵庫、フライヤー等 | 一式 | 事業者 |
| | | 排水溝蓋 | 一式 | 事業者 |
| | 内装 | テーブルセット | | |
| | | テーブルセット(室内用・室外用) | 一式 | 事業者 |
| | | 各種什器類 | | |
| | | ケータリングワゴン等 | 一式 | 事業者 |
| | | ショーケース | 一式 | 事業者 |
| | | 食器類 | 一式 | 事業者 |
| | | 営業機材 | | |
| | | 店舗看板、メニュー板等 | 一式 | 事業者 |
| | | レジスター、発信機等 | 一式 | 事業者 |
| | | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| | 外構 | オープンデッキ | 一式 | 国 |
| | | 石垣 | 一式 | 国 |
| | | トイレ棟 | 一棟 | 国 |
| | | 倉庫 | 1棟 | 事業者 |
| | | 自動販売機 | | |
| | | 自動販売機置場 | 一式 | 国 |

■昭和記念公園収益施設資産一覧 (2/9)

| レイクサイドレストラン | | | |
|------------------|---------------|-----------|-----|
| 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| 設備 | 空調設備 | | |
| | エアコン(飲食スペース用) | 4台 | 事業者 |
| | エアコン(厨房休憩室用) | 2台 | 事業者 |
| | 換気設備 | 一式 | 事業者 |
| | 天井ルーバー | 一式 | 事業者 |
| | 給排水設備 | 一式 | 事業者 |
| | 電気設備 | | |
| | 躯体付属設備 | 一式 | 国 |
| | 仮設電源 | 一式 | 事業者 |
| | 厨房機器 | | |
| | 冷蔵庫、フライヤー等 | 一式 | 事業者 |
| | 排水溝蓋 | 一式 | 事業者 |
| | 内装 | テーブルセット | |
| テーブルセット(室内用・室外用) | | 一式 | 事業者 |
| イス(室外用一部) | | 一式(一部休憩用) | 国 |
| 各種什器 | | | |
| ケータリングワゴン等 | | 一式 | 事業者 |
| 食器類 | | 一式 | 事業者 |
| 営業機材 | | | |
| 店舗看板、メニュー板等 | | 一式 | 事業者 |
| レジスター、発信機等 | | 一式 | 事業者 |
| その他内装設備等 | | 一式 | 事業者 |
| 外構 | ウッドデッキ | 一式 | 国 |
| | 自動販売機 | | |
| | 自動販売機置場 | 一式 | 国 |

■昭和記念公園収益施設資産一覧 (3/9)

| 溪流広場レストラン | | | |
|-----------|------------------|----|-----|
| 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| 設備 | 空調設備 | | |
| | エアコン(厨房用) | 1台 | 事業者 |
| | 換気設備 | 一式 | 事業者 |
| | 給排水設備 | 一式 | 事業者 |
| | 電気設備 | | |
| | 躯体付属設備 | 一式 | 国 |
| | 仮設電源 | 一式 | 事業者 |
| | 厨房機器 | 一式 | 事業者 |
| 内装 | テーブルセット | | |
| | テーブルセット(室内用・室外用) | 一式 | 事業者 |
| | 各種什器 | | |
| | 移動式バーベキューセット | 一式 | 事業者 |
| | ケータリングワゴン、ストッカー等 | 一式 | 事業者 |
| | 食器類 | | 事業者 |
| | 営業機材 | | |
| | 店舗看板、メニュー板等 | 一式 | 事業者 |
| | レジスター等 | 一式 | 事業者 |
| | その他内装設備等 | | |
| | 偽岩壁面等 | 一式 | 事業者 |
| 外構 | 植栽 | | |
| | 高木 | 一式 | 国 |
| | 低木 | 一式 | 国 |
| | 地被類 | 一式 | 国 |
| | 外柵 | 一式 | 国 |
| | 石畳 | 一式 | 国 |
| | 倉庫(合築) | 1棟 | 事業者 |

■昭和記念公園収益施設資産一覧（4/9）

| 売店 | | | |
|----------------------------|----------|----|-----|
| 芝生広場東レストハウス売店（みんなの原っぱ中央売店） | | | |
| 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| 設備 | 空調設備 | | |
| | エアコン | 一式 | 国 |
| | ルームエアコン | 1基 | 事業者 |
| | 換気設備 | 一式 | 事業者 |
| | 給排水設備 | 一式 | 国 |
| | 電気設備 | | |
| | 躯体付属設備 | 一式 | 国 |
| | 仮設電源 | 一式 | 事業者 |
| | 厨房機器 | 一式 | 事業者 |
| 内装 | 各種什器 | 一式 | 事業者 |
| | 営業機材 | 一式 | 事業者 |
| | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| 外構 | 自動販売機置場 | 一式 | 国 |
| | トイレ | 一式 | 国 |
| | 倉庫 | 1棟 | 事業者 |
| 芝生広場南レストハウス売店（みんなの原っぱ南売店） | | | |
| 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| 設備 | 空調設備 | | |
| | エアコン | 一式 | 国 |
| | ルームエアコン | 1基 | 事業者 |
| | 換気設備 | 一式 | 事業者 |
| | 給排水設備 | 一式 | 国 |
| | 電気設備 | | |
| | 躯体付属設備 | 一式 | 国 |
| | 仮設電源 | 一式 | 事業者 |
| | 厨房機器 | 一式 | 事業者 |
| 内装 | 各種什器 | 一式 | 事業者 |
| | 営業機材 | 一式 | 事業者 |
| | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| 外構 | 自動販売機置場 | 一式 | 国 |
| | トイレ | 一式 | 国 |
| | 倉庫 | 1棟 | 事業者 |

■昭和記念公園収益施設資産一覧 (5/9)

| | | | | |
|-------|-----------------------|-----------|-----|-----|
| | 花木園売店 | | | |
| | 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| | 設備 | 空調設備 | 一式 | 事業者 |
| | | ルームエアコン | 1台 | 事業者 |
| | | 換気設備 | 一式 | 事業者 |
| | | 給排水設備 | 一式 | 国 |
| | | 電気設備 | | |
| | | 躯体付属設備 | 一式 | 国 |
| | | 仮設電源 | 一式 | 事業者 |
| | | 厨房機器 | 一式 | 事業者 |
| | 内装 | 各種什器 | 一式 | 事業者 |
| | | 営業機材 | 一式 | 事業者 |
| | | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| | 外構 | 自動販売機置場 | 一式 | 国 |
| | | トイレ | 一式 | 国 |
| | 立川口ゲート北売店(パークショップ) | | | |
| | 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| | 設備 | 空調設備 | 一式 | 国 |
| | | 給排水設備 | 一式 | 国 |
| | | 電気設備 | 一式 | 国 |
| | 内装 | 各種什器 | 一式 | 事業者 |
| | | 営業機材 | 一式 | 事業者 |
| | | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| | 外構 | 自動販売機置場 | 一式 | 国 |
| | | トイレ | 一式 | 国 |
| | 立川口ゲート軽飲食店・売店(ぎんなん茶屋) | | | |
| | 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| | 設備 | 空調設備 | 一式 | 国 |
| 給排水設備 | | 一式 | 国 | |
| 電気設備 | | 一式 | 国 | |
| 厨房機器 | | 一式 | 事業者 | |
| | | | | |
| 内装 | テーブルセット | 一式 | | |
| | テーブルセット(室内用・室外用) | 一式 | 事業者 | |
| | イス(室外用一部) | 一式(一部休憩用) | 国 | |
| | 各種什器 | 一式 | 事業者 | |
| | 営業機材 | 一式 | 事業者 | |
| | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 | |

■昭和記念公園収益施設資産一覧 (6/9)

| | | | |
|-----------------|----------|----|-----|
| 南口売店(西立川口ゲート売店) | | | |
| 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| 設備 | 空調設備 | 一式 | 国 |
| | ルームエアコン | 1台 | 事業者 |
| | 給排水設備 | 一式 | 国 |
| | 電気設備 | 一式 | 国 |
| | 厨房機器 | 一式 | 事業者 |
| 内装 | 各種什器 | 一式 | 事業者 |
| | 営業機材 | 一式 | 事業者 |
| | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| 外構 | 自動販売機置場 | 一式 | 国 |
| | コインロッカー | 4台 | 事業者 |
| 芝生広場北売店※営業休止中 | | | |
| 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| 設備 | 空調設備 | 一式 | 国 |
| | 給排水設備 | 一式 | 国 |
| | 電気設備 | 一式 | 国 |
| 外構 | 自動販売機置場 | 一式 | 国 |
| 砂川口売店 | | | |
| 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| 設備 | 空調設備 | 一式 | 国 |
| | 給排水設備 | 一式 | 国 |
| | 電気設備 | 一式 | 国 |
| | 厨房機器 | 一式 | 事業者 |
| 内装 | 各種什器 | 一式 | 事業者 |
| | 営業機材 | 一式 | 事業者 |
| | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| 外構 | 自動販売機置場 | 一式 | 国 |
| 子供の森センター売店 | | | |
| 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| 設備 | 空調設備 | 一式 | 国 |
| | ルームエアコン | 2台 | 事業者 |
| | 給排水設備 | 一式 | 国 |
| | 電気設備 | | |
| | 躯体付属設備 | 一式 | 国 |
| | 仮設電源 | 一式 | 事業者 |
| 内装 | 各種什器 | 一式 | 事業者 |
| | 営業機材 | 一式 | 事業者 |
| | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| 外構 | ウッドデッキ | 一式 | 国 |

■昭和記念公園収益施設資産一覧 (7/9)

| | | | | |
|-----------------|----|------------|-------|-----|
| プール売店(A. B. C) | | | | |
| | 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| | 設備 | 空調設備 | 一式 | 事業者 |
| | | 給排水設備 | 一式 | 事業者 |
| | | 電気設備 | 一式 | 事業者 |
| | | 厨房機器 | 一式 | 事業者 |
| | 内装 | 各種什器 | 一式 | 事業者 |
| | | 営業機材 | 一式 | 事業者 |
| | | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| プール売店(昭島口管理棟売店) | | | | |
| | 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| | 設備 | 空調設備 | 一式 | 国 |
| | | 給排水設備 | 一式 | 国 |
| | | 電気設備 | 一式 | 国 |
| | | 厨房機器 | 一式 | 事業者 |
| | 内装 | 各種什器 | 一式 | 事業者 |
| | | 営業機材 | 一式 | 事業者 |
| | | その他内装設備等 | 一式 | 事業者 |
| 遊戯施設 | | | | |
| パークトレイン | | | | |
| | 車体 | トレイン駆動車、車輛 | 5 編成 | 事業者 |
| | 設備 | 停留所 | 10 箇所 | 事業者 |
| | 躯体 | 乗務員控室 | 1 棟 | 国 |

■昭和記念公園収益施設資産一覧 (8/9)

| プール | | | | |
|--------------|------------|--------------|-----|-----|
| プール(売店以外) | | | | |
| 躯体 | 管理棟 | 1棟 | 国 | |
| | ロッカー棟 | 1棟 | 国 | |
| | 造波機械棟 | 1棟 | 国 | |
| | 機械棟 | 2棟 | 国 | |
| | トイレ棟 | 2棟 | 国 | |
| | 昭島口管理棟 | 1棟 | 国 | |
| | 流水プール | 1箇所 | 国 | |
| | クローバープール | 1箇所 | 国 | |
| | 溪流プール | 1箇所 | 国 | |
| | 大波プール | 1箇所 | 国 | |
| | スライダープール | 1箇所 | 国 | |
| | 冒険プール | 1箇所 | 国 | |
| | モニュメントプール | 1箇所 | 国 | |
| | 大滝プール | 1箇所 | 国 | |
| | 幼児プール | 1箇所 | 国 | |
| | プールサイド舗装 | 一式 | 国 | |
| | 入口大屋根 | 一式 | 国 | |
| | その他プール構造体 | 一式 | 国 | |
| | 設備 | 空調設備(管理棟) | 一式 | 国 |
| | | ルームエアコン(管理棟) | 3台 | 事業者 |
| 空調設備(ロッカー棟) | | 一式 | 国 | |
| 空調設備(昭島口管理棟) | | 一式 | 国 | |
| 給排水、衛生設備 | | 一式 | 国 | |
| 電気設備(管理棟) | | 一式 | 国 | |
| 電気設備(ロッカー棟) | | 一式 | 国 | |
| 電気設備(昭島口管理棟) | | 一式 | 国 | |
| 電気設備(上記以外) | | 一式 | 国 | |
| 放送設備 | | 一式 | 国 | |
| 避雷設備 | | 一式 | 国 | |
| その他設備 | | 一式 | 国 | |
| 備品類 | | ロッカー | | |
| | ロッカー(事業者) | 445基 | 事業者 | |
| | ロッカー(事業者) | 205基 | 事業者 | |
| | 監視台 | 6基(固定) | 国 | |
| | ベンチ | 一式 | 国 | |
| | 営業機材 | 一式 | 事業者 | |
| | プールクリーナー | | | |
| | クリーナー(事業者) | 1台 | 事業者 | |
| | クリーナー(事業者) | 4台 | 事業者 | |
| | その他備品 | 一式 | 事業者 | |
| 外構 | 外柵 | 一式 | 国 | |
| | 植栽 | | | |
| | 高木 | 一式 | 国 | |
| | 低木 | 一式 | 国 | |
| | 人工芝 | 一式 | 国 | |

■昭和記念公園収益施設資産一覧 (9/9)

| 駐車場 | | | | |
|----------|--------------|-----------------|-----|--------|
| 駐車場 | 駐車場 | | | |
| | 躯体 | 料金ブース(立川口) | 2基 | 国 |
| | | 料金ブース(西立川口) | 2基 | 国 |
| | | 自動ゲート(砂川口) | 一式 | 国 |
| | 舗装 | 舗装(立川口) | 一式 | 国 |
| | | 舗装(西立川口) | 一式 | 国 |
| | | 舗装(砂川口) | 一式 | 国 |
| | 看板 | 注意看板 | | 国 |
| | | 移動式 | 一式 | 事業者 |
| | | 固定式 | 5枚 | 国 |
| | | 案内看板 | | 国 |
| | | 移動式 | 一式 | 事業者 |
| | | 固定式 | 8枚 | 国 |
| | | 標識 | | 国 |
| | | 移動式 | 一式 | 事業者 |
| 固定式 | | 一式 | 国 | |
| 営業機材 | | 一式 | 事業者 | |
| その他内装設備等 | 一式 | 事業者 | | |
| サイクリング施設 | | | | |
| サイクリング施設 | サイクリング施設 | | | |
| | 躯体 | 建物躯体(立川口) | 一式 | 国 |
| | | 建物躯体(西立川口) | 一式 | 国 |
| | | 建物躯体(砂川口) | 一式 | 国 |
| | 設備 | 空調設備(立川口・西立川口) | 一式 | 国 |
| | | 空調設備(砂川口) | 一式 | 国 |
| | | 給排水設備(立川口・西立川口) | 一式 | 国 |
| | | 給排水設備(砂川口) | 一式 | 国 |
| | | 電気設備(立川口・西立川口) | 一式 | 国 |
| | | 電気設備(砂川口) | 一式 | 国 |
| | | 備品類 | 自転車 | 2,240台 |
| | 券売機 | | 5基 | 事業者 |
| | 券売機(西立川サイクル) | | 2基 | 事業者 |
| | コンプレッサー | | 5台 | 事業者 |
| | コインロッカー | | 6台 | 事業者 |
| | 営業機材 | | 一式 | 事業者 |
| | その他内装設備等 | | 一式 | 事業者 |
| 遊戯施設 | | | | |
| 遊戯施設 | ボート | | | |
| | 躯体 | 建物躯体 | 一式 | 国 |
| | | 栈橋 | 一式 | 国 |
| | | 浮栈橋 | 一式 | 国 |
| | 設備 | クレーン | 1基 | 国 |
| | | 券売機 | 1基 | 事業者 |
| | 備品類 | 救命ボート | 1艘 | 国 |
| | | ローボート | 70艘 | 事業者 |
| | | 足こぎボート | 53艘 | 事業者 |
| | | 営業機材 | 一式 | 事業者 |

■昭和記念公園収益施設事故等報告件数（H27-29）

| 項目 | 事故等件数 | | |
|----------|-------|-------|-----------------|
| | H27年度 | H28年度 | H29年度 (7月まで) |
| レストラン・売店 | 0件 | 2件 | 0件 |
| 駐車場 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 自転車 | 0件 | 0件 | 0件 |
| プール | 0件 | 1件 | 0件 |
| 園内交通 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 舟遊施設 | 0件 | 0件 | 0件 |
| その他 | 1件 | 0件 | 0件 |
| 合計 | 1件 | 3件 | 0件 |

※H29年度は7月までの実績値を掲載。

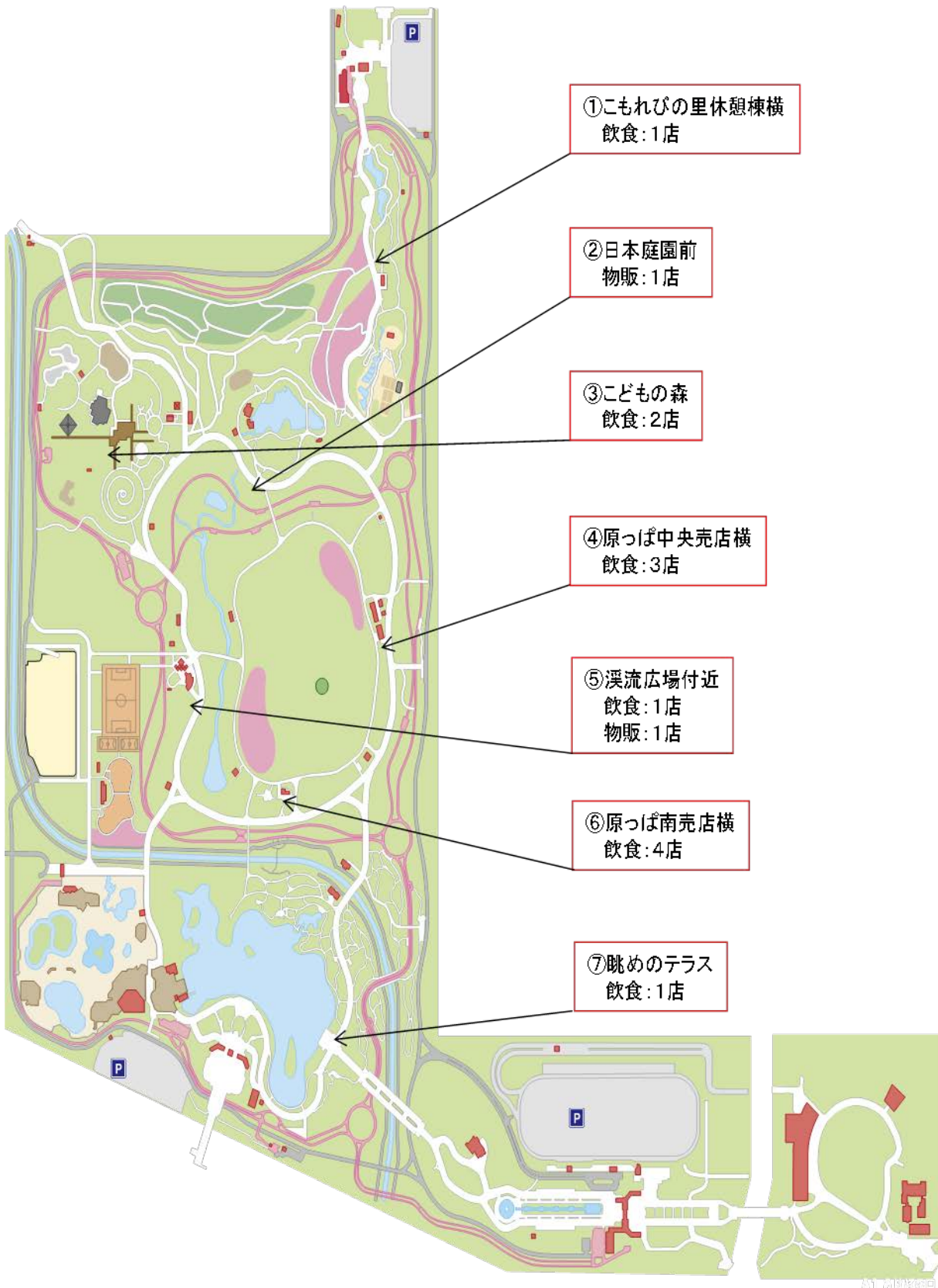
臨時物販施設等一覧

自動販売機設置場所



フラワーフェスティバル 臨時売店設置場所

平成 29 年 3 月 6 日 (月) ~6 月 2 日 (金) (設置及び撤去含む)



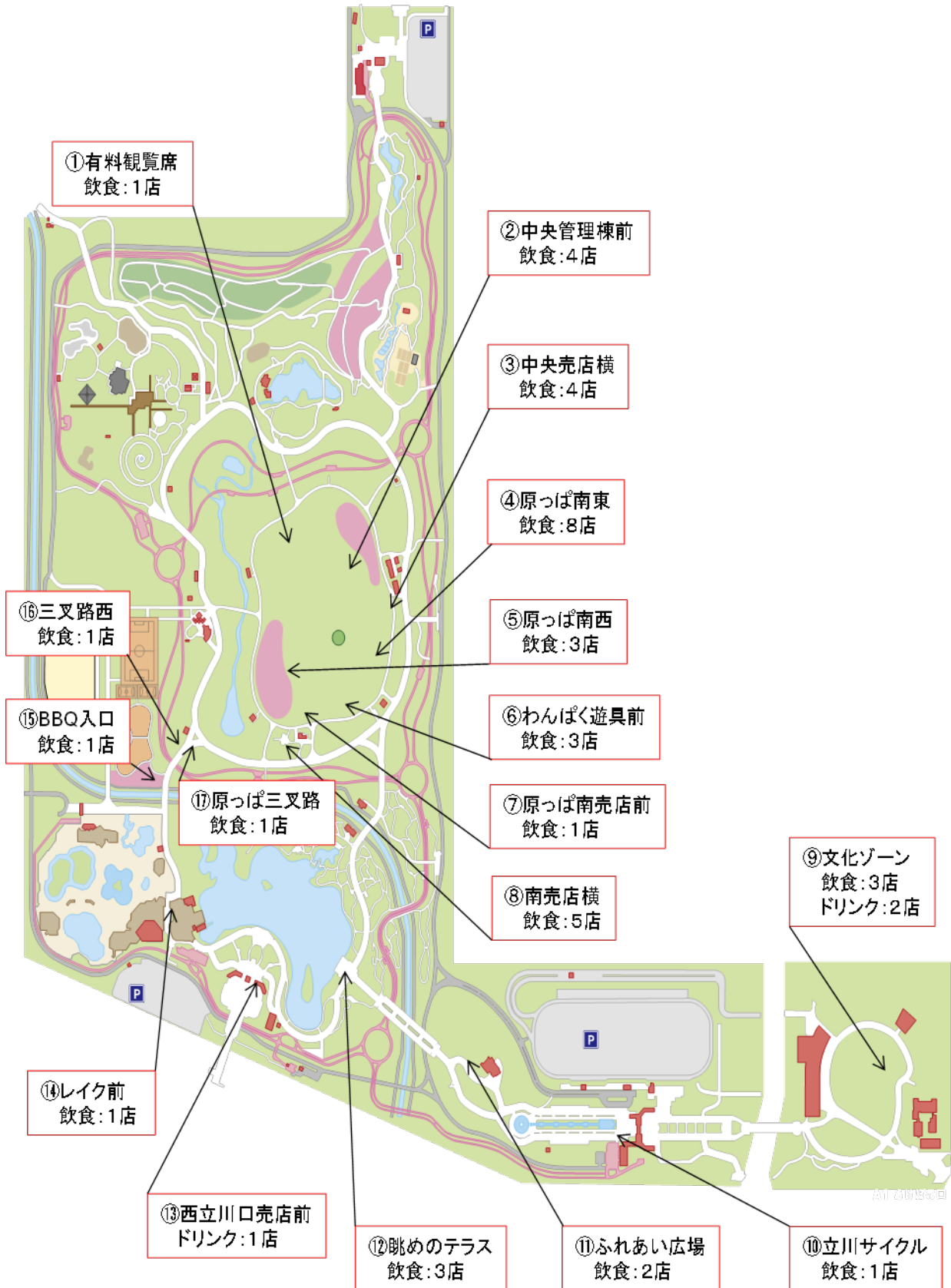
レインボープール 臨時売店設置場所

平成 29 年 7 月 4 日（火）～9 月 7 日（木）（設置及び撤去含む）



花火大会 臨時売店設置場所

平成 29 年 7 月 28 日（金）～7 月 30 日（日）（設置及び撤去含む）



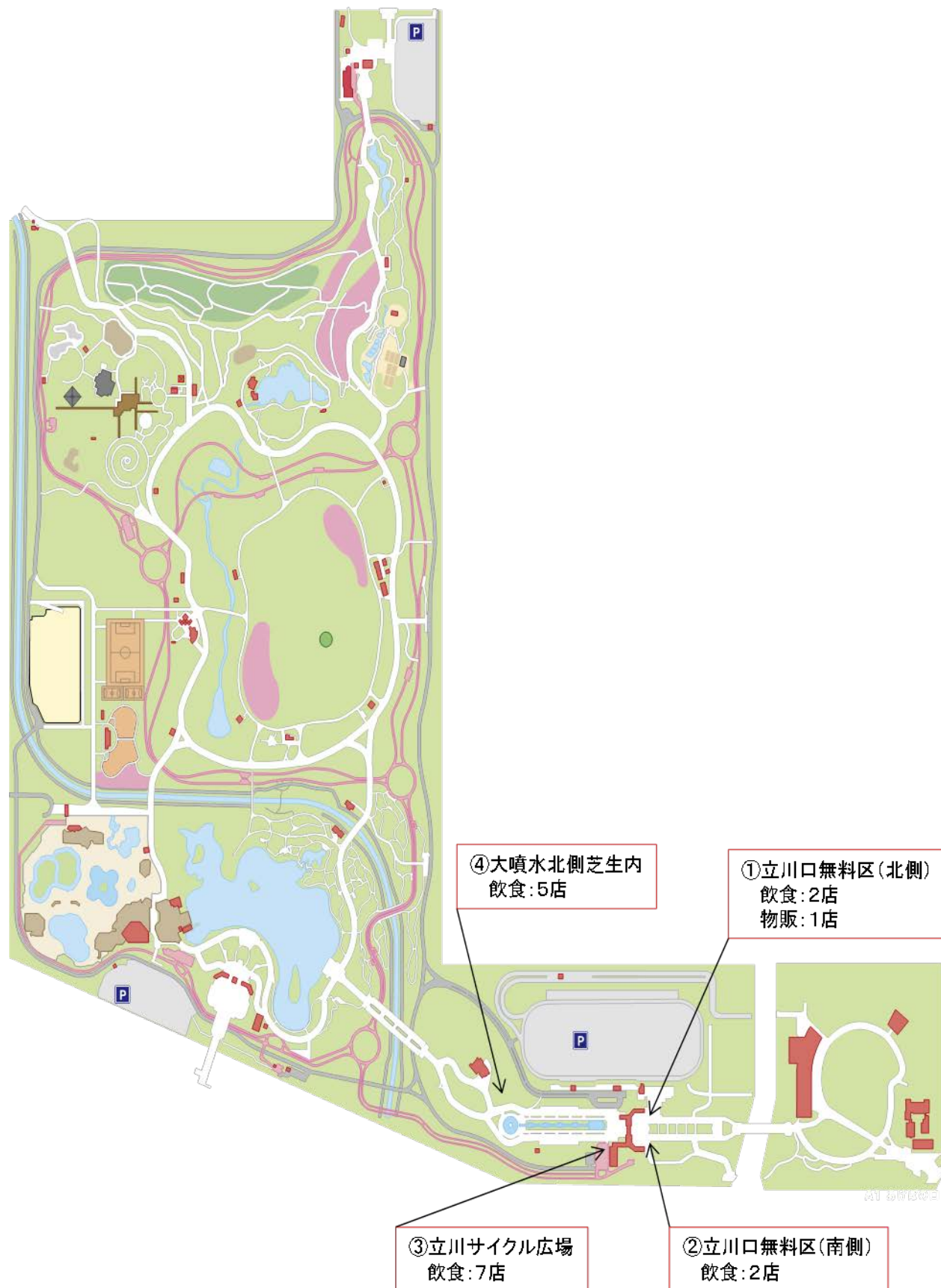
秋季 臨時売店設置場所

平成 29 年 9 月 7 日（木）～12 月 1 日（金）（設置及び撤去含む）



Winter Vista Illumination 臨時売店設置場所

平成 28 年 11 月 28 日 (月) ~ 12 月 30 日 (金) (設置及び撤去含む)



〇〇公園運営維持管理業務 平成〇〇年度業務評定

【概要】

| | |
|--------|--------------------------|
| 公園名 | 〇〇公園 |
| 所在地 | |
| 事業者 | |
| 履行期間 | 自;平成〇〇年〇月〇日 至;平成〇〇年〇月〇〇日 |
| 評価対象年度 | 平成〇〇年度 |

【目標達成状況】

| 目標指数 | 事業者が設定した 目標値 | 達成状況 | 備考 |
|----------|-----------------|------|----|
| ① 公園利用者数 | 年間〇〇万人 | | |
| ② 満足度 | 年間〇〇% | | |
| ③ 〇〇 | 〇〇 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

【運営状況】

| | | |
|-------|-----------|-----------|
| 評価内容 | | |
| 評価ランク | | 優 ・ 良 ・ 可 |
| 特記事項 | 特に評価すべき事項 | |
| | 改善が望まれる事項 | |
| | 今後の課題等 | |
| 備考 | | |

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(担当者)
所属部署
氏 名
電話番号
FAX番号
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地
商号又は名称 H30-34国営昭和記念公園
運営維持管理業務◇◇・○○共同体
代表者氏名 印

平成30年●月●日付けで入札公告のありました「H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)
 ○企業の業務実績

| 担当する分担業務:○○業務 | | | | |
|--|-----|-------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 会社名:○○○○(株) | | | | |
| 業務名 | 発注者 | 受注形態 | 業務概要 | 履行期間 |
| ○○○○○○○○○○業務 | ○○県 | ・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外) | 公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。 | 平成○年○月 ～ 平成○年○月 |
| 内容種別 1) 2) | | | | |
| 内容種別 1) 2) | | | | |
| 企業の延べ業務年数 | | | | ○ヶ月 |
| 1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入) 平成30年●月●日時点 ○名 | | | | |

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。
 注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
 注7:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

〇業務責任者の業務実績

担当する分担業務： 〇〇業務

| ふりがな 氏名 | | | | | | | |
|---|-----|-------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 生年月日 年 月 日 | | | | | | | |
| 会社名・所属・役職 〇〇会社・〇〇部・〇〇部長 | | | | | | | |
| 保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士 (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日) | | | | | | | |
| 業務名 | 発注者 | 受注形態 | 業務概要 | 期間 | 総括責任者の経験期間 | 業務責任者の経験期間 | 業務経験の期間 |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 業務 | 〇〇 | ・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外) | 公園種別、〇〇施設(園地管理面積約〇㎡)、展示面積、業務内容等を記載。 | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月 | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月 | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月 | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月 |
| 内容種別 【同種】1) 2) 3) 4) 【類似】5) 6) 7) 8) 9) | | | | | | | |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 業務 | 〇〇 | ・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外) | 公園種別、〇〇施設(園地管理面積約〇㎡)、展示面積、業務内容等を記載。 | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月 | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月 | 平成〇年〇月 ～ 平成〇年〇月 | 〇月 ～ 平成〇年〇月 |
| 内容種別 【同種】1) 2) 3) 4) 【類似】5) 6) 7) 8) 9) | | | | | | | |
| 総括責任者の延べ経験年数 | | | | | 〇年〇ヶ月 | | |
| 業務責任者の延べ経験年数 | | | | | | 〇年〇ヶ月 | |
| 業務経験の延べ経験年数 | | | | | | | 〇年〇ヶ月 |

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～9)のいずれか該当するものを選び〇を記入する。

注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

注9:収益施設等設置管理運営業務において、実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の7)又は8)のいずれか一方の資格要件を満たす者を「業務責任者を補佐する者」として配置することとし、「業務責任者を補佐する者」が満たしていない方の要件を満たす者を「業務責任者」として配置する場合には、業務責任者を補佐する者の業務実績を別紙に記載すること。

○収益施設等設置管理運営業務の業務責任者を補佐する者の業務実績

| ふりがな 氏名 | | | | | | | |
|---|-----|-------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 生年月日 年 月 日 | | | | | | | |
| 会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長 | | | | | | | |
| 保有資格 | | | | | | | |
| 業務名 | 発注者 | 受注形態 | 業務概要 | 期間 | 総括責任者の経験期間 | 業務責任者の経験期間 | 業務経験の期間 |
| ○○○○○○○○○○ 業務 | ○○ | ・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外) | 公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。 | 平成○年○月 ～ 平成○年○月 | 平成○年○月 ～ 平成○年○月 | 平成○年○月 ～ 平成○年○月 | 平成○年○月 ～ 平成○年○月 |
| 内容種別 【同種】1) 2) 3) 4) 【類似】5) 6) 7) 8) 9) | | | | | | | |
| ○○○○○○○○○○ 業務 | ○○ | ・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外) | 公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。 | 平成○年○月 ～ 平成○年○月 | 平成○年○月 ～ 平成○年○月 | 平成○年○月 ～ 平成○年○月 | ○月 ～ 平成○年○月 |
| 内容種別 【同種】1) 2) 3) 4) 【類似】5) 6) 7) 8) 9) | | | | | | | |
| 総括責任者の延べ経験年数 | | | | | ○年○ヶ月 | | |
| 業務責任者の延べ経験年数 | | | | | | ○年○ヶ月 | |
| 業務経験の延べ経験年数 | | | | | | | ○年○ヶ月 |

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～9)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の者を配置できない。配置した場合には、特定しない。

(提出様式1-4) 守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式1-5-1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

| 実施要項3.3.に定める業務責任者 | 具体的な業務内容 | 雇用形態 | | | 資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載) | 1週間の予定勤務時間 | | | | | | | 備考 | |
|----------------------|----------|------|-----|----|--------------------------------------|------------|---|---|---|---|---|---|----|-----------------------|
| | | 常勤 | 非常勤 | 委託 | | その他(具体的に) | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | 日 |
| 総括責任者 | | ○ | — | — | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 | 40 | 代表企業 ○○会社 関東 太郎 |
| 企画運営管理 業務責任者 | | | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | ○○会社 ○○ |
| 施設・設備維持 管理業務責任者 | | | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | ○○会社 ○○ |
| 植物管理 業務責任者 | | | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | ○○会社 ○○ |
| 収益施設等設置管理 運営業務責任者 | | | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | ○○会社 ○○ |

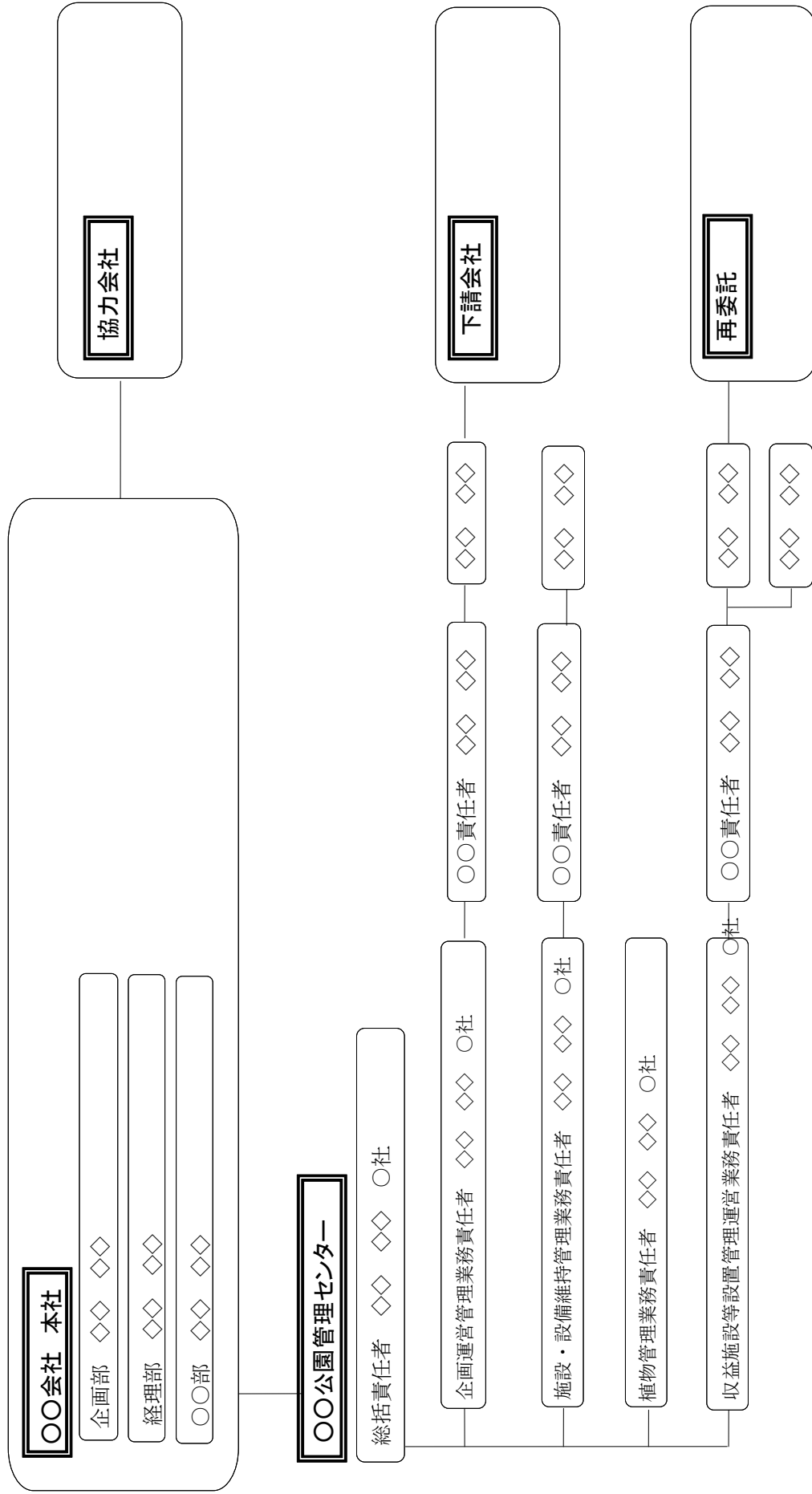
- ※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は欠格とする。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
- ※ 実施要項 3.3. に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、欠格とする。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
- ※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合は、別紙に記入すること。
- ※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病氣・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。
- (注: 専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

| 業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者 | 業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者 | 具体的な業務内容 | 雇用形態 | | | 資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載) | 1週間の予定勤務時間 | | | | | | | 備考 | |
|-----------------------|-----------------------|----------|------|-----|----|--------------------------------------|------------|---|---|---|---|---|----|----|------------------|
| | | | 常勤 | 非常勤 | 委託 | | その他(具体的に) | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | 日 |
| △△業務責任者の下 ○○係長 | ○ | — | — | | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 0 | 40 | 計 | ○○会社 ○○ ○○ |
| □□業務責任者の下 ○○リーダー | | | | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 土 | 日 | 計 | | ○○会社 ○○ ○○ |
| | | | | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 土 | 日 | 計 | | ○○会社 ○○ ○○ |
| | | | | | | | 月 | 火 | 水 | 木 | 土 | 日 | 計 | | ○○会社 ○○ ○○ |

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



注1：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。

注2：災害、繁忙期等の緊急時における体制（責任体制、現地体制）についても分かるように記載すること。

(提出様式1-5-2) 業務実施体制における提案

- ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付带的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒片面印刷で提出すること。

(提出様式1-5-3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

| <small>ふりがな</small> 氏名 生年月日 年 月 日 | | | | | | | |
|--|-----|-----------------------------------|---|-----------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長 | | | | | | | |
| 保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:) (取得年月日: 年 月 日) | | | | | | | |
| 業務名 | 発注者 | 受注形態 | 業務概要 | 期間 | 総括責任者の経験期間 | 業務責任者の経験期間 | 業務経験の期間 |
| ○○○○○○○○○業務 内容種別 【同種】 1) 2) 【類似】 5) 6) 7) | ○○ | ・単独 ・共同企業体 (・代表者・ 代表者以外) | 公園種別、○ ○施設(園地 管理面積約○ m ²)、展示面 積、業務内容 等を記載。 | 平成○年○月 ~ 平成○年○月 | 平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月 | 平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月 | 平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月 |
| ○○○○○○○○○業務 内容種別 【同種】 1) 2) 【類似】 5) 6) 7) | ○○ | ・単独 ・共同企業体 (・代表者・ 代表者以外) | 公園種別、○ ○施設(園地 管理面積約○ m ²)、展示面 積、業務内容 等を記載。 | 平成○年○月 ~ 平成○年○月 | 平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月 | 平成○年 ○月 ~ 平成○年 ○月 | ○月 ~ 平成○年 ○月 |
| 総括責任者の延べ経験年数 | | | | | ○年○ ケ月 | | |
| 業務責任者の延べ経験年数 | | | | | | ○年○ケ 月 | |
| 業務経験の延べ経験年数 | | | | | | | ○年○ケ 月 |

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)、2)又は5)~7)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

(提出様式1-6)実施方針



※A4版 2枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

※白黒片面印刷で提出すること。

年間業務計画 (作成例)

| 工 種 | 種別 | 実施頻度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|------|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 植物管理 | 芝生管理 | ●回/年 | | | | | | | | | | | | |
| | 低木管理 | ●回/年 | | | | | | | | | | | | |
| | 高木管理 | ●回/年 | | | | | | | | | | | | |
| | 草花管理 | ●回/年 | | | | | | | | | | | | |
| ●●●● | | | | | | | | | | | | | | |
| ●●●● | | | | | | | | | | | | | | |
| ●●●● | | | | | | | | | | | | | | |
| ●●●● | | | | | | | | | | | | | | |

(提出様式1-7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

| | | | |
|----------------|--|------|--|
| 企 業 名 | | 代表者名 | |
| 所 在 地 | | | |
| 再委託する理由及び具体的内容 | | | |
| 分担業務内容 | | | |
| | | | |

| | | | |
|----------------|--|------|--|
| 企 業 名 | | 代表者名 | |
| 所 在 地 | | | |
| 再委託する理由及び具体的内容 | | | |
| 分担業務内容 | | | |
| | | | |

| | | | |
|----------------|--|------|--|
| 企 業 名 | | 代表者名 | |
| 所 在 地 | | | |
| 再委託する理由及び具体的内容 | | | |
| 分担業務内容 | | | |
| | | | |

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務^{*}を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 殿

念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と関東太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省関東地方整備局で、平成30年●月●日付けで入札公告のあった「H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成30年〇月〇日

住所
電話番号
会社名 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所

氏名 関東 太郎 印

(提出様式1-8)業務経験証明書

| | |
|---------------------------|---------------------|
| 氏名 <small>ふりがな</small> | 関東 太郎 (年 月 日生) |
| 会社名 | □□□□株式会社 |
| 業務実績 | 〇〇業務の〇〇責任者として従事。 |
| 従事期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 備考 | |

上記の通りであることを証明します。

平成30年〇月〇日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

収益施設運営実績書

国土交通省 関東地方整備局 殿

(申請者) 社 名
代表者
所在地
TEL (FAX)

印

下記収益施設等について、運営実績書を提出します。

記

(記入例)

| | 国営昭和記念公園 収益施設名 | 収益施設運営実績 (※1) | | 収益施設運営予定 (※2) | |
|------|-------------------------|---------------|-----------------|---------------------|---------------------------|
| | | 企業としての実 績 | 配置予定者とし ての実績 | 申請者 (共同体構 成員を含む) | 申請者以外の者 (再委託・下請け 等) |
| 1 | 駐車場 | | | | ○ ((株)○○) |
| 2 | サイクリング施設 | | | | ○ (未定) |
| 3 | 飲食施設 | ◎ ((株)○○) | ◎ (○○太郎) | ○ ((株)○○) | |
| 4 | 物販施設 | ○ ((株)○○) | | ○ ((株)○○) | |
| 5 | 船遊施設 | | | | ○ ((株)○○) |
| 6 | プール (レインボー プール) | ◎ ((株)○○) | ◎ (○○太郎) | ○ ((株)○○) | |
| 7 | 園内交通施設 | | | | ○ ((株)○○) |
| 8 | 呈茶 (歎楓亭) | ○ ((株)○○) | | ○ ((株)○○) | |
| 9 | バーベキューガーデ ン | ○ ((株)○○) | | ○ ((株)○○) | |
| 10 | カフェ (総合案内所 カフェ) | ○ ((株)○○) | | ○ ((株)○○) | |
| 11 | カフェ (花みどり文 化センターカフェ) | | | ○ ((株)○○) | |
| 12-1 | その他 (自動販売 機) | ○ ((株)○○) | | ○ ((株)○○) | |
| 12-2 | その他 (コインロッ カー) | | | ○ ((株)○○) | |
| 12-3 | その他 (有料シャワ ー) | | | ○ ((株)○○) | |

(提出様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設運営実績について、実施要項3.2.企業の業務実績に関する要件、及び3.3.配置予定者の業務実績に関する要件の「⑤収益施設等設置管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「◎（○○太郎）」）
又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式1-9-3）に記入すること。
- ※2 収益施設運営予定について、国営昭和記念公園において、申請者または申請者以外の方で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でもよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の方が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）
又、申請者以外の方によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式1-7）に記載すること。
- ※3 「H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、H30-34国営昭和記念公園収益施設等設置管理運営規定書の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。
また、「H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(提出様式 1 - 9 - 2)

収益施設名：○○

会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- | | | | |
|-----------|---|---------------|---------|
| ①社名 | (| |) |
| ②業種 (主・副) | (| ・ |) |
| ③設立 | (| 年 | 月) |
| ④資本金 | (| | 円) |
| ⑤従業員数 | (| | 人) |
| ⑥株式 | (| 上場 | ・ 非上場) |
| ⑦株主数 | (| | 人) |
| ⑧営業範囲 | (| 東京都・関東甲信地方・全国 |) |
| ⑨年商 | (| | 円) |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表 (過去3ケ年分)

- ※ 提出様式 1 - 9 - 1 で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。
(収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む)
- ※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等 (過去3ケ年分) を提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者については、上記 (2) ②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記 (1) ①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記 (2) ①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

(提出様式 1 - 9 - 3)

〇〇施設運営実績

| 項 目 | 内 容 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設名 ・所在地 ・開設年 | (記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇 〇〇店 ・東京都〇〇市〇〇 1 - 2 - 3 ・平成〇年〇月 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・業態 ・取扱品目 ・主な客層 | (記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・構造 ・規模 | (記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・構 造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席 数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐 車 場 平面駐車場 普通車20台 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・売上高 | (記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・120,000千円/年 (過去3ヶ年の平均) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 | (記入例) <ul style="list-style-type: none"> ・社員3人、補員5人 |

※ 提出様式 1 - 9 - 1 の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2~3枚添付すること。

なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

関東地方整備局長 殿

平成 年 月 日
住所
商号又は名称
氏名 印
(法人にあつては、代表者氏名)

〔 法定代理人
氏名 印 〕

誓約書

平成30年●月●日付けで公告のありました「H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
4. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
5. 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - 1)資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2)人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
6. 国営昭和記念公園事務所で平成29年度に実施の「H29昭和・武蔵公園運営維持管理実施要項他改善検討業務」の受託者である株式会社ブレック研究所及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。また、平成30年度に実施予定の「H30国営昭和記念公園他運営維持管理履行確認等業務」の受託者である株式会社URリンクージュ又は「H30昭和・武蔵・有明公園運営維持管理に関するモニタリング調査他業務」の受託者である株式会社エイト日本技術開発東京支店及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
7. 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

(第2面)

(提出様式1-10)

| | | | | | |
|---|------------------------|-----------|------------------|----|-------------------|
| 公共サービスの内容 | H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務 | | | | |
| 公共サービス実施民間事業者 | 〇〇株式会社 | 住所又は所在地 | 〇〇県〇〇市〇〇町1丁目〇番〇号 | | |
| 親会社等(法人) | 〇△株式会社 | | | | |
| 主要株主等(法人) | □□株式会社、△△株式会社 | | | | |
| 公共サービス実施民間事業者の「役員」「法定代理人」「主要株主等(個人)」 及び「相談役、顧問等役員と同等以上の支配力を有する者」 | | | | | |
| 上記事業との関係 | フリ 氏 | ガナ 名 | 生年月日 | 性別 | 住 所 |
| 例 役員 | コウキョウ 公共 | タロウ 太郎 | 昭和38年7月4日 | 男 | 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 |
| 例 主要株主 (個人) | | | | | |
| 例 親会社の役員 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※1 記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。
 ※2 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求められる場合があります。

記載が必要な事項一覧表

| | | 記載対象 ^(※1) | 記載必要事項 |
|--------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 落 札 予 定 の 事 業 者 | 個人 の 場 合 | ① 落札予定事業者 | ・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号 |
| | | ② ①の法定代理人 ^(※2) | ・氏名、生年月日、性別、住所 |
| | 法 人 | ③ 落札予定事業者 | ・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地 |
| | | ④ ③の役員 | ・氏名、生年月日、性別、住所、役職名 |
| | | ⑤ ④の法定代理人 | ・氏名、生年月日、性別、住所 |
| | | ⑥ ③の主要株主等 ^(※3) (個人) | ・氏名、生年月日、性別、住所 |
| | | ⑦ ③の主要株主等(法人) | ・商号又は屋号 |
| | | ⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する | ・氏名、生年月日、性別、住所 |
| | | ⑨ ③の親会社等 ^(※4) (個人) | ・氏名、生年月日、性別、住所 |
| | | ⑩ ⑨の法定代理人 | ・氏名、生年月日、性別、住所 |
| | | ⑪ ③の親会社等(法人) | ・商号又は屋号 |
| | | ⑫ ⑪の役員 | ・氏名、生年月日、性別、住所 |
| | | ⑬ ⑫の法定代理人 | ・氏名、生年月日、性別、住所 |
| | | ⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者 | ・氏名、生年月日、性別、住所 |

※1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

- ※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。
- ※5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
- ※6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
- ※7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
- ※8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
- ※9 前記※6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
- ※10 電磁的記録媒体の作成要領
電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。
- ① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。
 - ② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
 - ③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
 - ④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
 - ⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
 - ⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
 - ⑦ 記載例（データ上の記載）
昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

| 氏名カナ(半角) | 氏名漢字(漢字) | 元号(半角) | 年 | 月 | 日 | 性別 |
|----------|----------|--------|----|---|----|----|
| コウキョウ 知ウ | 公共 太郎 | S | 38 | 7 | 14 | M |

申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。(例 1/10, 2/10…9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
 - ③本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実績については、実施要項1.2.1で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
 - ④共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「業務責任者の業務実績」
 - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
 - ②「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要項に定めた範囲において兼務は可能とする。
 - ③共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
 - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5「業務実施体制」
 - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
 - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
 - ③実施要項3.3.表8に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-5-2「業務実施体制における提案」

A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-6「実施方針」

A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

白黒片面印刷で提出すること。

8. 提出様式 1-10 (第2面) 等

開札後、落札者となるべき者(落札予定者)は、開札後速やかに様式 1-10 (第2面) 及び電磁的記録媒体(CD-R等)を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

(提出様式2-1)

企画書

業務の名称 H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務

履行期限 平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局長 殿

提出者)住 所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)
住 所 : 共同体事務所の所在地
電話番号: 共同体事務所の電話番号
FAX : 共同体事務所のFAX番号
会社名 : ○○○○業務
 △△・○○共同体
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
 ○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者数【数値目標】 (単位：人)

| 年度 | H30 | H31 | | | | H32 | | | | H33 | | | | H34 | | |
|----------------|-----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|
| 年間 公園利用者数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期毎 公園利用者数 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

1. 企画提案項目：○○○の活用
 ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

3. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

4. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

5. 企画提案項目：
 ・具体的な企画提案：
 ・期待される効果：

- ※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。
- ※目標とする数値を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者の満足度【数値目標】 (単位：%)

| 年度 | H30 | H31 | | | | H32 | | | | H33 | | | | H34 | | |
|---------------|-----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|
| 年間 公園満足度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 四半期毎 公園満足度 | — | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 |

1. 企画提案項目：○○○の活用

- ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その満足度数の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

3) 公園特性を活かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

チューリップに対する入園者の満足度【数値目標】（単位：％）

| 年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年間満足度 | — | | | | |

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

秋の大規模花修景に対する入園者の満足度【数値目標】（単位：％）

| 年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年間満足度 | — | | | | |

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～3.に、本公園内の自然資源等を活用した魅力ある花修景や風景の演出に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4.に、チューリップに対する入園者の満足度の目標を設定の上、その満足度数の達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、秋の大規模花修景に対する入園者の満足度の目標を設定の上、その満足度数の達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 4)

| | | | | | |
|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案 | | | | | |
| 基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ | | | | | |
| 1. 企画提案項目：○○○の活用 | | | | | |
| ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。 | | | | | |
| ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が期待されます。 | | | | | |
| 2. 企画提案項目： | | | | | |
| ・具体的な企画提案： | | | | | |
| ・期待される効果： | | | | | |
| 3. 企画提案項目： | | | | | |
| 花みどり文化センターの利用者数【数値目標】 (単位：人) | | | | | |
| 年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
| 利用者数 | | | | | |
| ・具体的な企画提案： | | | | | |
| ・期待される効果： | | | | | |
| 4. 企画提案項目： | | | | | |
| ・具体的な企画提案： | | | | | |
| ・期待される効果： | | | | | |
| 5. 企画提案項目： | | | | | |
| ・具体的な企画提案： | | | | | |
| ・期待される効果： | | | | | |

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. に、日本庭園の機能を発揮させるための維持管理方法及び公園全体の景観コントロール方法に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. に、盆栽苑の機能を発揮させるための維持管理方法及び公園全体の景観コントロール方法に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. ～5. に、花みどり文化センターの利用者数の目標値を設定の上、その利用者数の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること

(提出様式 2-2-5)

| | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案 | | | | | |
| 基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○ イベント・行事等の種類・開催数、参加人数【数値目標】 | | | | | |
| 年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
| 開催回数 | | | | | |
| 1. 企画提案項目：○○○の実施 ・具体的な企画提案：○○○において、・・・○○○を実施します。 ・期待される効果：○○○を実施することにより、・・・が期待されます。 | | | | | |
| 2. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： | | | | | |
| 3. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： | | | | | |
| 4. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： | | | | | |
| 5. 企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： | | | | | |

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1に、展示（花みどり文化センター）に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2に、展示（花木園展示棟等）に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3～5に、展示・体験イベント（参加者30名以上）の開催数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「（提出様式2-2-10）自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）のみを記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 6)

6) 情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

マスコミ報道件数【数値目標】 (単位：件)

| 年度 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年間 | | | | | |
| マスコミ報道件数 | — | | | | |

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※マスコミ報道件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～5.に、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

8) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～2.に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3.～4.に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5.に、繁忙期において、混乱回避のための体制構築を含めた対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 1)

| |
|--|
| <p>1 1) 収益施設の運営に関する提案</p> <p>基本的な考え方・方針 ○○○を基本的な方針として、○○○</p> <p>1. 企画提案項目：○○○の活用</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・実施します。・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・が見込まれます。 <p>2. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： <p>3. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： <p>4. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： <p>5. 企画提案項目：</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な企画提案：・期待される効果： |
|--|

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **サイクリング施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. **物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. **プール**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

1 2) 各業務の最低水準 (現行基準) として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目 : 〇〇〇工

- ・設計数量 : 〇〇m²
- ・変更数量 : 〇〇m²
- ・変更可能な理由 : 〇〇〇を導入し、・・・の質が向上 (〇〇を削減) します。
- ・期待される効果 : 〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

3. 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

4. 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

5. 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

※各改善提案項目には通し番号を付けること。

※改善提案による質の維持向上又は経費の削減 (あるいはその両方) に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2-2-13)

| | |
|--|---|
| 13) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指摘について適合状況 | |
| ワーク・ライフ・バランス 関連認定制度の認定の 有無 | あり なし (どちらか一方を記入すること) ※下記のいずれかの認定を受けている場合に「あり」と記載する。 |
| 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等(えるぼし認定企業) | |
| <input type="checkbox"/> | えるぼし認定企業であり、認定段階が3(全認定基準5つ〇) |
| <input type="checkbox"/> | えるぼし認定企業であり、認定段階が2(全認定基準4つ〇) |
| <input type="checkbox"/> | えるぼし認定企業であり、認定段階が1(全認定基準2つ〇) |
| <input type="checkbox"/> | 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 ※行動計画策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の人数が300人以下のもの)に限る。(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) |
| 2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定 | |
| <input type="checkbox"/> | プラチナくるみん(特例)認定企業 |
| <input type="checkbox"/> | くるみん認定企業 |
| 3. 若者雇用推進法に基づく認定 | |
| <input type="checkbox"/> | 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)企業 |

※1～3の項目について、該当するもの全てをチェック欄を「■」とすること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大5項目までとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。
加点評価対象は番号1から5の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
頁数は、上記2.によるものとする。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

8. 自主事業において、施設を新設し、管理運営する提案を行う場合には、別紙4（基本方針）に沿ったもの、かつ別添59（自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲）の範囲でなければ評価しない。

9. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの

②入園料、使用料等の増減を変更させるもの

③開園日時を変更させるもの（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）

10. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

11. 白黒片面印刷で提出するものとする。

12. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例 1/n, 2/n・・・n/n）。

13. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表9に示す「区分」は加点評価対象としない。やむを得ず法人名を用いる場合には以下の例のように記載するものとする。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

(例) ▲▲会社 → 当法人
 ■■財団 → 当法人
 ◇◇共同体 → 当法人
 □□グループ → 関連グループ 等
 ※固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所「(再掲)」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表3に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

H30-34 国営昭和記念公園

収益施設等運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 関東地方整備局

【企画書提出時に提出すること】
(様式3-1)

平成 年 月 日

収益施設運営計画書

国土交通省 関東地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、H30-34 国営昭和記念公園収益施設等運営計画書を提出します。

記

(1) 所在地 東京都立川市、昭島市

(2) 対象施設 駐車場 (3箇所)、サイクリング施設 (3箇所)、飲食施設 (6箇所)、
物販施設 (8箇所)、貸しポート場 (1箇所)、レインボープール (1箇所)、
園内交通施設 (停留所 10箇所、運転手詰め所)、バーベキューガーデン、
うんどう広場用具貸出し、自主事業、自動販売機、コインロッカー、有料シャワー

* 共同体として参加する者が提出する場合は、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。

収益施設運営計画

| |
|--------------------|
| (1) 運営施設全体の運営計画 |
| ・ 基本的な考え方 |
| |
| ・ 取組方策 |
| |
| ・ 繁忙期、閑散期に対応した運営方針 |
| |

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **サイクリング施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **飲食施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目4. **物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目5. **プール**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-11と同様な内容とする。

| |
|---------------------------------|
| (3-1) 駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

| |
|--------------------------------------|
| (3-2) サイクリング施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

| |
|----------------------------------|
| (3-3) 飲食施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

| |
|----------------------------------|
| (3-4) 物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

| |
|------------------------------------|
| (3-5) 貸しポート場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

| |
|--------------------------------------|
| (3-6) レインボープールの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

| (3-7) 園内交通施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
|------------------------------------|
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

| |
|--|
| (3-8) バーベキューガーデンの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

| |
|---|
| (3-9) うんどう広場用具貸出しの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

| |
|------------------------------------|
| (3-10) 自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

| |
|--------------------------------------|
| (3-11) コインロッカーの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

| |
|--------------------------------------|
| (3-12) 有料シャワールの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

平成 年 月 日

自主事業施設運営計画書

国土交通省 関東地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、H30-34 国営昭和記念公園自主事業施設運営計画書を提出します。

記

(1) 所在地 東京都立川市、昭島市

(2) 対象施設

* 共同体として参加する者が提出する場合は、H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。

自主事業施設運営計画

| |
|-----------------------|
| (1) 自主事業施設運営施設全体の運営計画 |
| ・ 基本的な考え方 |
| |
| ・ 取組方策 |
| |
| ・ 繁忙期、閑散期に対応した運営方針 |
| |

※自主事業施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 自主事業施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：。
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

4. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

5. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果

※各企画提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. ～2. **自主事業施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-10と同様な内容とする。

| |
|----------------------------------|
| (3) 自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス |
| 運営期間、運営時間 |
| |
| 料金設定 |
| |
| 主なサービス |
| |

※自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

収入及び支出の見込み

○自主事業の実施における収入及び支出の見込みについて、具体的に記載すること。

- ※1 需要予測及びそれに基づく収入想定について、その概要を明示し、さらに下表の書式を用いて記載すること。
- ※2 提案する事業実施方針を踏まえた支出想定とすること。
- ※3 収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策について記載すること。
- ※4 本事業に付随するその他の収益活動を提案する場合には、その内容・金額等について記載すること。

【収入記載書式】

単位：千円

| 収入項目 | 金額/10年※1 | 根拠等 |
|----------|----------|-----|
| 収益施設運営収入 | | |
| その他収入※2 | | |
| 合計 | | |

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他収入」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

【支出記載書式】

単位：千円

| 支出項目 | | 金額/10年※1 | 根拠等 |
|---------------|-----|----------|-----|
| 設備 投資 費 | 建設費 | | |
| | 内装費 | | |
| | その他 | | |
| | 小計 | | |
| 人件費 | | | |
| 光熱 水費 | 電気 | | |
| | ガス | | |
| | 水道 | | |
| | その他 | | |
| | 小計 | | |
| 保険料 | | | |
| 土地・施設使用料 | | | |
| その他支出※2 | | | |
| 合計 | | | |

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他支出」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

| 収支計画書 | | | | | | | | | | | | | 金額 (単位: 千円) | |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|-------------|----|
| (1) 売上高 | | | | | | | | | | | | | 合計 | 備考 |
| 区分 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 | H36年度 | H37年度 | H38年度 | H39年度 | H40年度 | | | |
| 公園施設 (自主事業施設) | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 合計 (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 売上原価 | | | | | | | | | | | | | 合計 | 備考 |
| 区分 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 | H36年度 | H37年度 | H38年度 | H39年度 | H40年度 | | | |
| 公園施設 (自主事業施設) | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 合計 (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (3) 売上総利益 | | | | | | | | | | | | | 合計 | 備考 |
| H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 | H36年度 | H37年度 | H38年度 | H39年度 | H40年度 | | | | |
| (C) = (A) - (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (4) 販売費及び一般管理費その他費用 | | | | | | | | | | | | | 合計 | 備考 |
| 区分 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 | H36年度 | H37年度 | H38年度 | H39年度 | H40年度 | | | |
| 人件費 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 自主事業施設・設備管理費 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 維持管理費 (除草・清掃費) | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 通信費 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 修繕費 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 光熱水費 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| イベント催事費 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 広告宣伝費 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 支払保険料 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 固定資産税 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 減価償却費 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 土地・施設使用料 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| その他費用 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 支払利息 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 原状復旧費 | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 合計 (D) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (5) 損益 | | | | | | | | | | | | | 合計 | 備考 |
| H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 | H36年度 | H37年度 | H38年度 | H39年度 | H40年度 | | | | |
| (C) - (D) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

*該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままとしてください。
*新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。

資金調達・償還計画

- 自主事業の実施における資金調達・償還計画について具体的に記載すること。
- ※1 資金調達計画、外部調達計画の概要について、下表の書式を用いて記載すること。
 - ※2 劣後ローン等による調達をする場合はそれぞれ明示すること。
 - ※3 予備的資金の確保の考え方について明示すること。

【資金調達計画】

| | | |
|------|--------------|----|
| 調達総額 | (合計) ア+イ+ウ | 千円 |
| 内訳 | 出資金(計) …ア | 千円 |
| | 外部調達(計) …イ | 千円 |
| | その他(計) ※1 …ウ | 千円 |

※1 その他の調達がある場合には、下表に準じて記載すること。

【外部調達計画の概要】

| 金融機関等の名称 | 調達予定金額 | 条件 (実行予定時期・ 返済方法・金利等) | 備考 (優先ローン・劣後ローンの 別、優先順位など) |
|-----------|--------|-----------------------------|----------------------------------|
| | 千円 | | |
| | 千円 | | |
| | 千円 | | |
| | 千円 | | |
| 外部調達(計)…イ | 千円 | | |

H30-34 国営昭和記念公園
運営維持管理業務

別添資料

平成30年4月

国土交通省関東地方整備局

仕様書に関連する別添・様式

| 分類 | 資料No | 資料名 | 頁番号 | |
|--------|--------|------|----------------------------|--------|
| 別 添 | 共通仕様書 | 別添1 | 公園平面図 | 別添 1 |
| | | 別添2 | 土地利用方針図 | 別添 2 |
| | | 別添3 | エコロジカルネットワーク | 別添 3 |
| | | 別添4 | 管理事務所図 | 別添 4 |
| | | 別添5 | 国土交通本省委託契約取扱要領 | 別添 5 |
| | | 別添6 | 危機管理マニュアル(抄) | 別添 8 |
| | | 別添7 | 雷対策マニュアル(対応手順) | 別添 13 |
| | | 別添8 | 航空制限 | 別添 17 |
| | | 別添9 | 閉園判断基準 | 別添 19 |
| | | 別添10 | 事故報告様式 | 別添 20 |
| | | 別添11 | 災害時報告様式 | 別添 22 |
| | | 別添12 | 兼用工作物関係 | 別添 23 |
| | | 別添13 | 提供施設等の取扱い | 別添 26 |
| | | 別添14 | 取得した備品の取扱い | 別添 30 |
| | 計画立案 | 別添15 | 業務入園マニュアル | 別添 34 |
| | | 別添16 | 園内車両運行(マニュアル等) | 別添 53 |
| | | 別添17 | 入園者数報告様式 | 別添 61 |
| | | 別添18 | パスポートの運用について | 別添 63 |
| | 企画運営管理 | 別添19 | 行催事について | 別添 64 |
| | | 別添20 | 持込イベント等対応マニュアル(案) | 別添 67 |
| | | 別添21 | 国営昭和記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領 | 別添 72 |
| | | 別添22 | 過去継続しているイベント | 別添 82 |
| | | 別添23 | 行催事実施計画書例 | 別添 90 |
| | | 別添24 | グラフィックコントロールマニュアル(抄) | 別添 95 |
| | | 別添25 | 英語表記一覧 | 別添 97 |
| | | 別添26 | 花みどり文化センター運営関連 | 別添 104 |
| | | 別添27 | 提供物品(花みどり文化センター展示物) | 別添 108 |
| | | 別添28 | ペット対応 | 別添 111 |
| | | 別添29 | うんどう広場について | 別添 115 |
| | | 別添30 | 迷子対応 | 別添 128 |
| | | 別添31 | 団体対応 | 別添 129 |

| 分類 | 資料No | 資料名 | 頁番号 | |
|----|-----------|------|-----------------------------|--------|
| 別添 | 企画運営管理 | 別添32 | 巡視ルート等 | 別添 132 |
| | | 別添33 | 水遊び広場について | 別添 143 |
| | | 別添34 | 出入口管理、警備(図面) | 別添 145 |
| | | 別添35 | 警備日報 | 別添 148 |
| | | 別添36 | こもれびの里管理マニュアル(抄) | 別添 152 |
| | 施設・設備維持管理 | 別添37 | 建物に係る基礎的諸元 | 別添 154 |
| | | 別添38 | 工作物に係る基礎的諸元 | 別添 190 |
| | | 別添39 | 電気設備位置図 | 別添 191 |
| | | 別添40 | 汚水・排水施設位置図 | 別添 192 |
| | | 別添41 | 給水施設位置図 | 別添 195 |
| | | 別添42 | 水景施設位置図 | 別添 196 |
| | | 別添43 | 水循環設備位置図 | 別添 197 |
| | | 別添44 | 放送設備位置図 | 別添 198 |
| | | 別添45 | 日本庭園管理マニュアル(歎楓亭等) | 別添 199 |
| | 植物管理 | 別添46 | バードサンクチュアリ位置図 | 別添 209 |
| | | 別添47 | 貴重種一覧 | 別添 210 |
| | | 別添48 | 芝生管理 | 別添 211 |
| | | 別添49 | 中低木、高木管理 | 別添 213 |
| | | 別添50 | 景観木位置図 | 別添 215 |
| | | 別添51 | 草花管理 | 別添 216 |
| | | 別添52 | 日本庭園管理マニュアル(抄) | 別添 221 |
| | | 別添53 | 盆栽苑管理マニュアル(抄) | 別添 223 |
| | | 別添54 | 蓮管理マニュアル(抄) | 別添 226 |
| | | 別添55 | 特殊管理 | 別添 228 |
| | | 別添56 | 樹木点検・診断マニュアル | 別添 229 |
| | 収益施設運営規定書 | 別添57 | 国営昭和記念公園 収益施設運営対象区域図 | 別添 274 |
| | | 別添58 | 園内交通施設基本ルート図 | 別添 275 |
| | | 別添59 | 自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲 | 別添 276 |
| | | 別添60 | 収益施設収支報告 | 別添 277 |
| | 様式 | 様式1 | 管理月報 | 別添 278 |
| | | 様式2 | 管理四半期報 | 別添 280 |

公園平面図

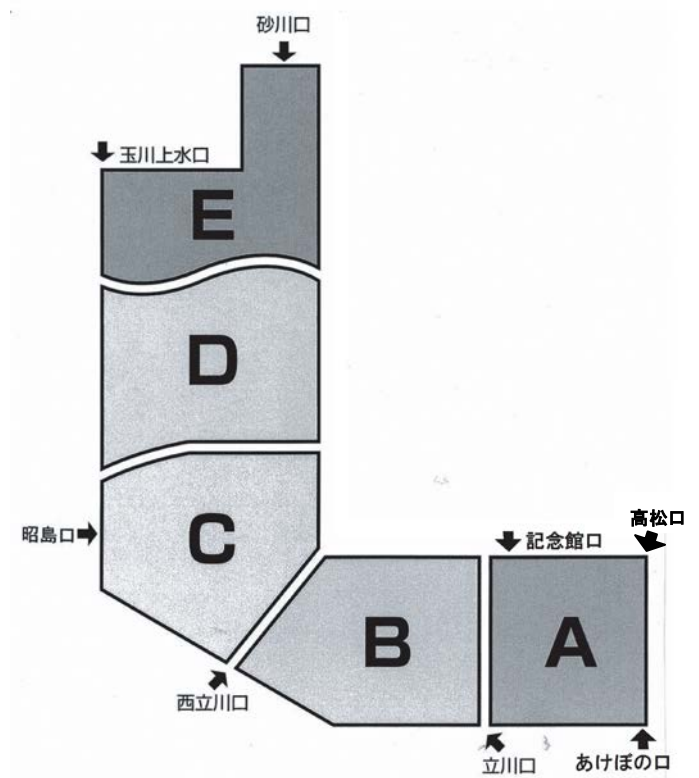


※平成 30 年4月現在

土地利用方針図

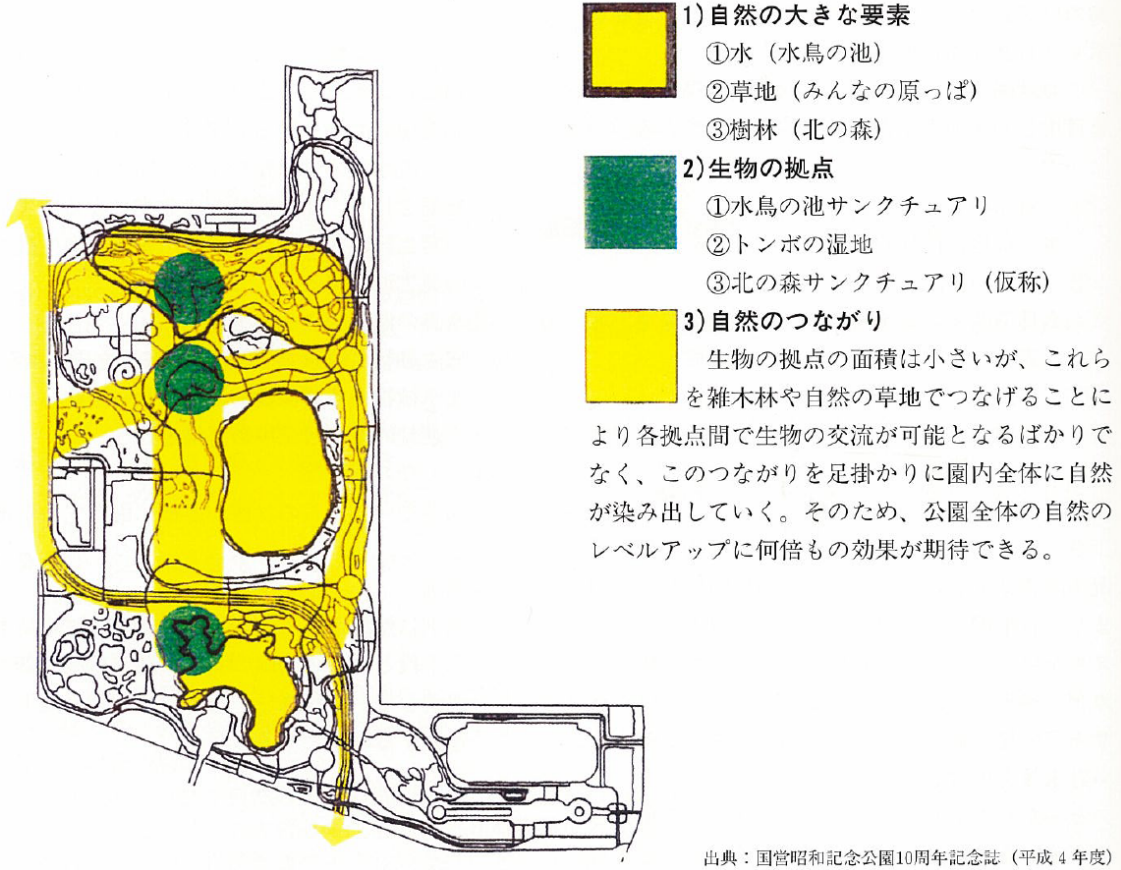
ゾーニング及び主要施設

| | 特色 | 主要施設 |
|-----------------------|---|---|
| A みどりの文化ゾーン | J R 立川駅や多摩都市モノレール立川北駅にも近く、緑豊かな公園と賑わいの市街地の接点となるゾーンです。 | <ul style="list-style-type: none"> ○公園事務所 ○ゆめひろば ○花みどり文化センター ○総合案内所 |
| B 展示施設ゾーン | AゾーンとCゾーンを連絡する回廊で、平坦で開けた形をしています。 | <ul style="list-style-type: none"> ○立川口広場 ○であいの広場 ○カナル ○ふれあい広場 |
| C 水のゾーン | 市街地の環境にも配慮し、植栽と池を中心としたところで、広々とした水面に親しめます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○西立川口広場 ○さざなみ広場 ○花木園 ○レインボープール ○水あそび広場 |
| D 広場ゾーン | 敷地の中央に位置し、広がりのある空間で、いろいろなレクリエーションが楽しめます。また非常時の避難広場にもなります。 | <ul style="list-style-type: none"> ○昭島口広場 ○みんなの原っぱ ○うんどう広場 ○水あそび広場 ○バーベキューガーデン ○溪流広場 |
| E 森のゾーン | 敷地の北側につくられる丘と植栽地では、深い森の雰囲気があじわえます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○砂川口広場 ○こもれび広場 ○こどもの森 ○日本庭園 ○こもれびの丘 ○こもれびの里 ○こもれびの池 |

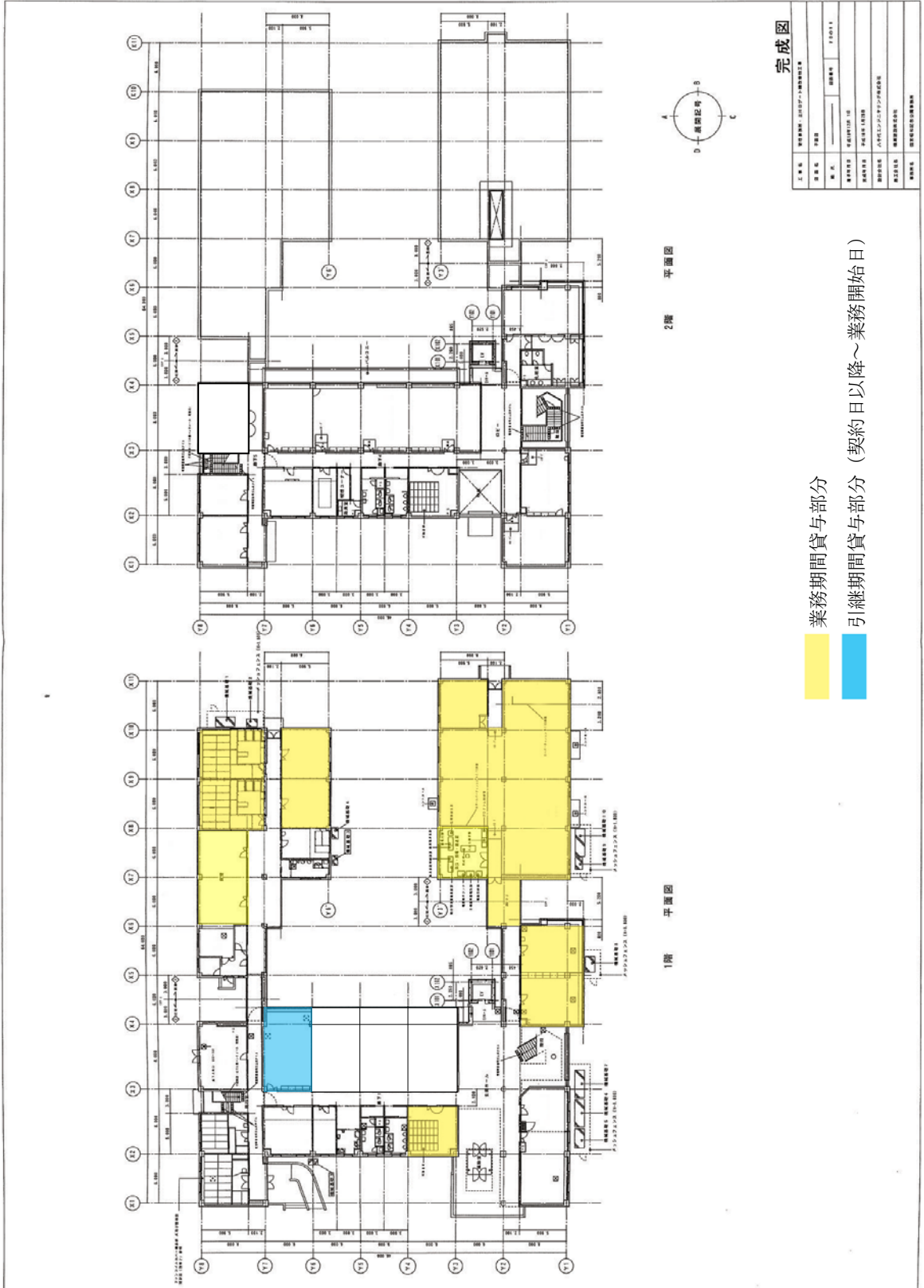


エコロジカルネットワーク

■ 自然的環境の保全と復元



管理事務所図



業務期間貸与部分
 引継期間貸与部分 (契約日以降～業務開始日)

完成図

| | |
|-----|------------|
| 工事名 | 管理事務所 改修工事 |
| 所在地 | |
| 形式 | |
| 設計者 | |
| 監理者 | |
| 施工者 | |
| 完成日 | |

国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日

国官会第293号

改正 平成27年3月21日 国官会第4049号

(通則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
- 二 委託料の限度額
- 三 業務の目的及び内容
- 四 業務の実施場所
- 五 業務の実施期間
- 六 その他必要な事項（成果物の仕様）

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 実施体制書（別記様式第3）
- 五 その他担当官が必要とする書類

(契約の締結)

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

(再委託等)

- 第6 受託者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託(変更等)承諾申請書(別記様式第4)を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面(別記様式第5)を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

(報告書等の提出)

- 第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。
- 一 完了報告書(別記様式第6)
 - 二 精算報告書(別記様式第7)
 - 三 委託費経費内訳報告書(別記様式第8)
 - 四 残存物件報告書(別記様式第9)
- 2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書(正副2通)を成果物に添えて提出させるものとする。
- 一 補正完了報告書(別記様式第6に準ずる様式)
 - 二 精算報告書
 - 三 残存物件報告書

(検査等)

- 第8 担当官は、第7第1項の成果物及び完了報告書等を受領したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則(以下「細則」という。)第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。
- 2 前項により検査を命じられた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の検査の結果不合格と認めるときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。
- 一 不合格である旨
 - 二 不合格と認めた理由
 - 三 その措置についての意見
- 3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認めるとき、又は前項の検査調書を受領したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。
- 4 第1項の規定は、第7第2項の成果物及び補正完了報告書等を受領した場合に準用する。
- 5 検査職員は、第1項(第4項において準用する場合を含む。)の検査の結果合格と認めるときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

- 第9 担当官は、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。
- 一 委託業務の処理状況についての調査
 - 二 委託料の経理状況についての監査

三 その他委託業務についての必要な指示

(概算払)

第10 担当官は、必要があると認めるときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

(委託費の精算)

第11 担当官は、受託者から第7の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めるときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第12 担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成27年3月31日国官会第4049号）

1. この要領は、平成27年4月1日から適用する。

平成27年—30年度
国営昭和記念公園管理センター
危機管理マニュアル

平成27年4月

昭和記念公園パークス共同体
昭和 management センター

危機管理マニュアル 目次

- I.用語集
- II.略語集
- III.公園全体図
- IV.公園概要

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1.基礎編 | 1 |
| 1-1 公園管理の体系 | 2 |
| 1-2 公園管理の内容 | 5 |
| 1-2-1 一般園地 | 5 |
| 1-3 管理者の責任区分 | 8 |
| 1-3-1 一般園地(管理センターに維持管理業務を委託している場合) | 8 |
| 1) 国が設置した公園施設の設置瑕疵による事故責任 | 8 |
| 2) 国が設置した公園施設の管理瑕疵による事故責任 | 8 |
| 3) 国の業務委託の処理に関して発生する事故責任 | 8 |
| 4) 管理センターに業務委託した立場から発生する指導監督責任 | 8 |
| 1-3-2 一般園地(行為の許可等により開催されているイベント等の場合) | 9 |
| 1) 許可を受けた者の責任 | 9 |
| 2) 許可をした国の責任 | 9 |
| 1-3-3 収益施設 | 10 |
| 1) 管理センターが設置した収益施設の設置瑕疵による事故責任 | 10 |
| 2) 国が設置した収益施設の設置瑕疵による事故責任 | 10 |
| 3) 収益施設の管理瑕疵による事故責任 | 10 |
| 4) テナントと営業契約を締結した立場から発生する指導監督責任 | 10 |
| 5) 収益施設等の設置管理協議に同意した立場から発生する国の指導監督責任 | 11 |
| 2.危機防止編 | 14 |
| 2-1 利用者向け注意喚起 | 15 |
| 2-1-1 一般利用 | 15 |
| 1) 持ち込み品の制限 | 15 |
| 2) 行為の禁止 | 16 |
| 3) ペット | 17 |
| 2-1-2 施設利用 | 18 |
| 1) スポーツエリア | 18 |
| 2) ドッグラン | 18 |
| 2-1-3 行為の許可等 | 19 |

| | | |
|-------|------------------|----|
| 2-2 | 業務利用 | 20 |
| 2-2-1 | 業務等入園規則 | 20 |
| 2-2-2 | 車両運行マニュアル | 21 |
| 2-2-3 | 国営昭和記念公園安全衛生協議会 | 22 |
| 2-3 | 平常時の施設点検、利用制限、修繕 | 23 |
| 2-3-1 | 法令点検 | 23 |
| 2-3-2 | 任意点検 | 24 |
| 1) | 日常点検 | 24 |
| 2) | 定期点検 | 25 |
| 3) | 臨時点検 | 27 |
| 2-4 | 事故早期発見 | 28 |
| 2-4-1 | 巡視 | 28 |
| 1) | 一般業務 | 28 |
| 2) | 特別業務 | 30 |
| 2-4-2 | 気象情報の入手 | 32 |
| 2-4-3 | 情報収集 | 33 |
| 2-5 | 公園管理所における留意事項 | 34 |
| 2-5-1 | 脅迫電話 | 34 |
| 2-5-2 | 郵便・宅配貨物 | 35 |
| 2-5-3 | 特殊団体等の対応 | 36 |
| 3. | 危機管理編 | 37 |
| 3-1 | 事故発生時の対応 | 38 |
| 3-1-1 | 総論 | 38 |
| 1) | 一般園地 | 38 |
| 2) | 収益施設 | 38 |
| 3-1-2 | 事故発生時の時系列対応項目 | 39 |
| 1) | 事故発生時の基本的な対応の流れ | 39 |
| 2) | 現場 | 40 |
| 3) | 管理センター | 42 |
| 4) | 国事務所 | 45 |
| 3-1-3 | 危機情報入手時の時系列対応項目 | 47 |
| 1) | 危機情報入手の基本的な流れ | 48 |
| 2) | 管理センター | 48 |
| 3) | 国事務所 | 49 |
| 3-1-4 | 被害・被災者家族等への対応 | 51 |
| 3-1-5 | 緊急事態ごとの危機管理 | 52 |
| 1) | 迷子 | 52 |
| 2) | 火災・爆発 | 56 |
| 3) | 水難 | 59 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 4) 施設の損壊 | 62 |
| 5) 車両事故 | 65 |
| 6) 公園利用者による傷害行為 | 68 |
| 7) 停電 | 71 |
| 8) その他 | 74 |
| 3-2 自然災害時の対応 | 77 |
| 3-2-1 総論 | 77 |
| 1) 一般園地 | 77 |
| 2) 収益施設 | 77 |
| 3-2-2 地震 | 78 |
| 1) 震災対策支部の設置準備・設置 | 78 |
| 2) 要員の動員 | 80 |
| 3) 施設対策等 | 81 |
| 4) 情報の収集・通報・広報 | 82 |
| 5) 避難者・公園利用者の誘導 | 84 |
| 6) 他機関との協力 | 85 |
| 7) 帰宅困難者・負傷者・雨天等への対応 | 85 |
| 8) 震度別のセンター体制と園内点検について | 88 |
| 3-2-3 風水害 | 90 |
| 1) 風水害時体制 | 90 |
| 2) 風水害及び風水害の危険性がある場合の実施事項 | 91 |
| 3) 台風通過時のセンター体制と園内点検について | 92 |
| 4) 残堀川緩傾斜地での対応 | 93 |
| 3-2-4 強風対策 | 96 |
| 1) 体制 | 96 |
| 3-2-5 雷対策 | 97 |
| 1) 雷発生時体制 | 97 |
| 3-2-6 特別警報発令時 | 98 |
| 3-2-7 降雪・積雪時 | 98 |
| 3-3 テロ情報等入手時及び不審物等の発見時の対応 | 99 |
| 3-3-1 総論 | 99 |
| 1) 一般園地 | 99 |
| 2) 収益施設 | 99 |
| 3-3-2 テロ情報等入手時及び不審物等の発見時の時系列対応項目 | 101 |
| 1) 対応体制の整備 | 102 |
| 2) 巡視強化、入園規制・避難誘導等 | 102 |
| 3) 不審者・不審物の発見 | 104 |
| 4) 緊急連絡等 | 105 |
| 5) 警察・消防等連絡、情報収集 | 105 |
| 6) 現場検証等の対応 | 105 |
| 3-3-3 テロ行為ごとの危機管理 | 107 |
| 1) テロ情報入手 | 107 |

| | |
|-----------------------------|------------|
| 2) 爆発 | 107 |
| 3) 化学テロ | 107 |
| 3-4 危機発生時の広報対応 | 109 |
| 3-4-1 総論 | 109 |
| 3-4-2 マスコミ対応 | 109 |
| 1) マスコミ対応体制の整備 | 109 |
| 2) 記者会見の実施手順 | 110 |
| 3-4-3 公園利用者に対する広報 | 115 |
| 4.資料編 | 116 |
| 4-1 連絡網 | 117 |
| 4-1-1 日常管理 | 117 |
| 2) 夜間警備 | 118 |
| 4-1-2 危機管理 | 119 |
| 1) 関係機関連絡 | 119 |
| 4-2-1 記念公園内巡回・巡視のための帳票 | 119 |
| 4-2-2 事故対応のための帳票 | 120 |
| 4-2-3 風水害対応のための帳票 | 121 |
| 1) 残堀川管理気象情報チェックリスト | 122 |
| 2) 風水害発生時及び風水害危険情報入手時の確認事項1 | 123 |
| 3) 風水害発生時及び風水害危険情報入手時の確認事項2 | 124 |
| 4-3 危機管理関連マニュアル | 125 |
| 1) 強風対策マニュアル | 126 |
| 2) 雷対策マニュアル | 132 |
| 3) 迷子対応マニュアル | 143 |
| 4) 残堀川緩傾斜地管理運営マニュアル | 146 |
| 5) 特別警報発令時対応マニュアル | 153 |
| 6) 降雪・積雪時対応マニュアル | 158 |
| 7) 自動体外式除細動器管理マニュアル | 161 |

雷対策マニュアル(対応手順)

＜体制及び基準＞

- (1) 注意体制：立川市又は昭島市に雷注意報の発令時または当公園上空に雷雲の接近が予想される場合
- (2) 警戒体制：立川市又は昭島市に雷注意報の発令後、当公園上空への雷雲接近または、当公園を中心とした概ね20km圏内に雷が認識され、今後1時間程度を目処に当公園への襲雷が予想される場合
- (3) 非常体制：当公園上空の雷雲通過、当公園を中心とした概ね10km圏内に落雷が確認された場合、当公園への落雷があった場合など、管理センター長が非常体制への移行を必要と認めた場合

＜避難に適した建物＞

避難に適した比較的安全な建物は、レストラン・売店・トイレ等で、図1のとおりである。
なお、樹木の下への避難は危険である。

① 非常体制の発令

(本公園への雷雲接近、落雷等の状況を本公園にいる来園者・ボランティア・スタッフ等へ落雷事故を防止するための非常体制を発令し、避難誘導を行う)

【避難誘導の方法】

② 園内放送を行う

- ・ 通常の園内放送は中止する。
- ・ 雷雲接近や落雷等の状況、安全な建物への避難等を全園放送により実施する。
- ・ 状況により5～10分毎に放送する。

③ 一A スタッフによる誘導(共通)

- ・ 全てのスタッフは、原則として通常業務を一時中止し、自身の安全確保をしつつ、来園者等の避難誘導を行う。
- ・ 自動車での避難誘導・搬送等に当たっては、緊急時の場合であるため十分な安全確保を行いつつ、規定されている車両通行ルートを外れても構わない。

③ 一B スタッフによる誘導(セクション別)

＜パトロールスタッフ＞

- ・ 自動車により園内を回り、来園者の避難誘導とともに、施錠した休憩所等を開放する。
- ・ 状況により来園者を安全な建物に搬送する。

<フィールドスタッフ>

- ・ 各施設周辺にいる来園者の建物内への避難誘導とともに、来園者への情報提供を行う。
- ・ 発券・改札業務については、非常体制の解除まで一時中止する。

<クリーンスタッフ>

- ・ 近くの安全な建物に移動し、周辺にいる来園者の建物内への誘導を行う。

<レストランスタッフ・売店スタッフ>

- ・ 誘導してくるお客様に対応する最低限のスタッフ以外は、レストラン及び売店周辺にいる来園者の建物への誘導とともに、来園者への情報提供を行う。

<バーベキューガーデンスタッフ>

- ・ エリア放送を利用しながら来園者の建物への誘導とともに、来園者へ情報提供を行う。

<保安スタッフ>

- ・ 総務チームの指示により、フィールドスタッフ及びパトロールスタッフのバックアップ 等を行う。

<事務所スタッフ>

- ・ 安全な建物に避難できない来園者がいる場合に、請負者の車両を投入するなどして安全な建物への搬送を行う。
- ・ 雷雲が遠ざかった措置として、滞留する来園者数等によっては園内交通施設に応援要請する。
- ・ 車両が不足した場合は、国事務所が保有する車両及び運転手が緊急措置として貸与される。

④ 非情体制の解除

○避難者がいる施設では、スタッフが以下の文言で案内を行なう。

「お客様にお知らせいたします。只今、当公園周辺市域から雷雲が遠ざかったとの情報がありました。避難・誘導へのご理解・ご協力をいただきありがとうございます。なお、本日は当公園上空の大気が不安定のため、引き続き今後の園内放送には十分ご注意ください。」

⑤ その他

管理センター長等管理職の指示により、鉄道等公共交通機関の不通や高速道等の通行止等の情報を園内連絡網にて行なうので、施設内の来園者へ情報提供を行なうこと。

⑥ 各施設スタッフからの問合せ窓口

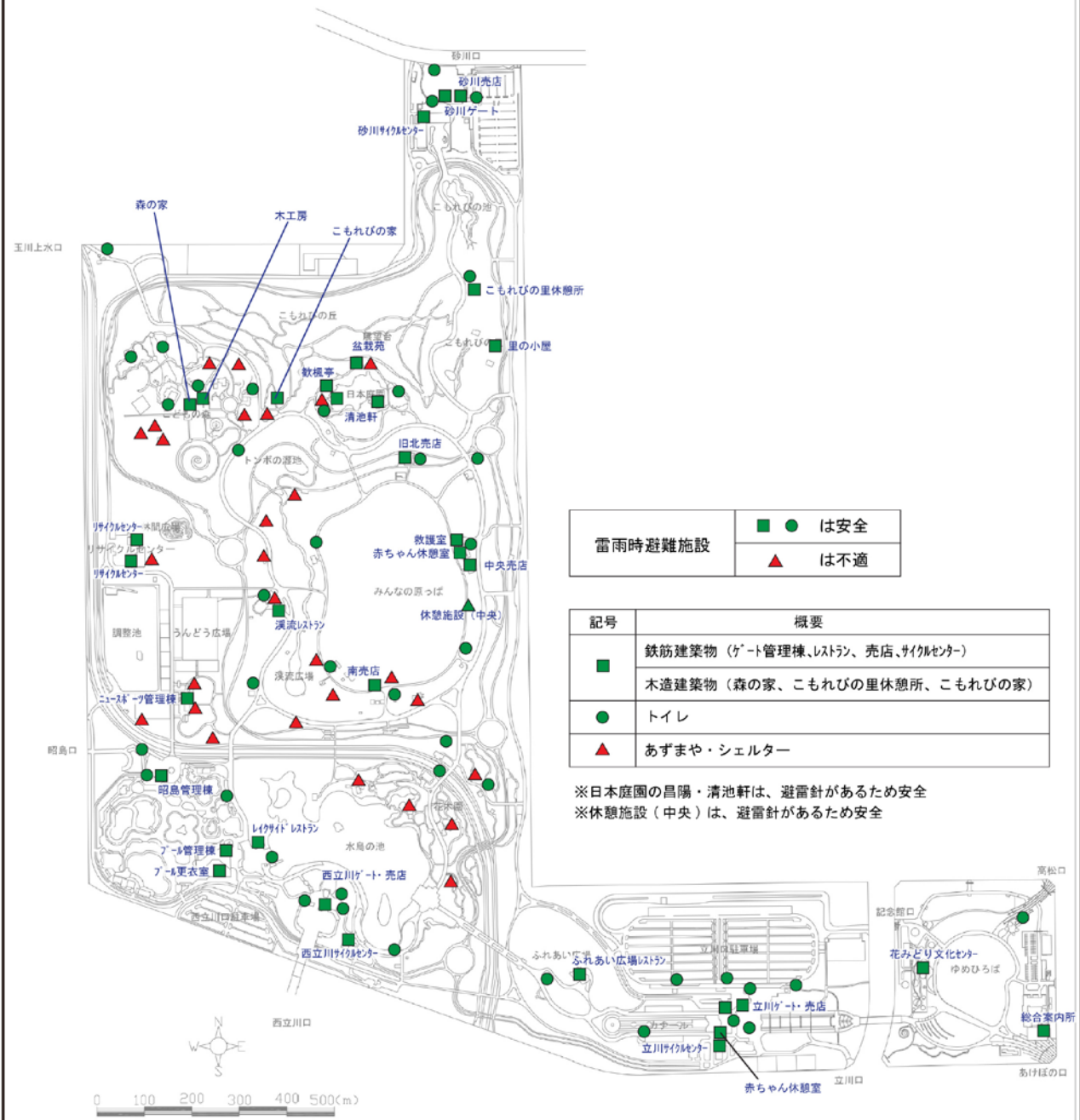
- ・ パトロール・保安・フィールド ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 総務チーム
- ・ クリーン ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 施設設備管理チーム
- ・ レストラン・売店・BBQ・プール・臨時売店テント ⇒ ⇒ 収益施設運営チーム

安全性が低い場所

- ・ 高さ 5 m 未満の物体（樹木・岩など）の周囲
- ・ 高さ 5 m ～ 30 m の物体
- ・ テントの中、ビーチパラソルの下
- ・ 避雷針設備のないトタン屋根、仮小屋、あずまや
- ・ 自転車、オートバイ
- ・ 家屋の軒先
- ・ 屋内の壁や柱側

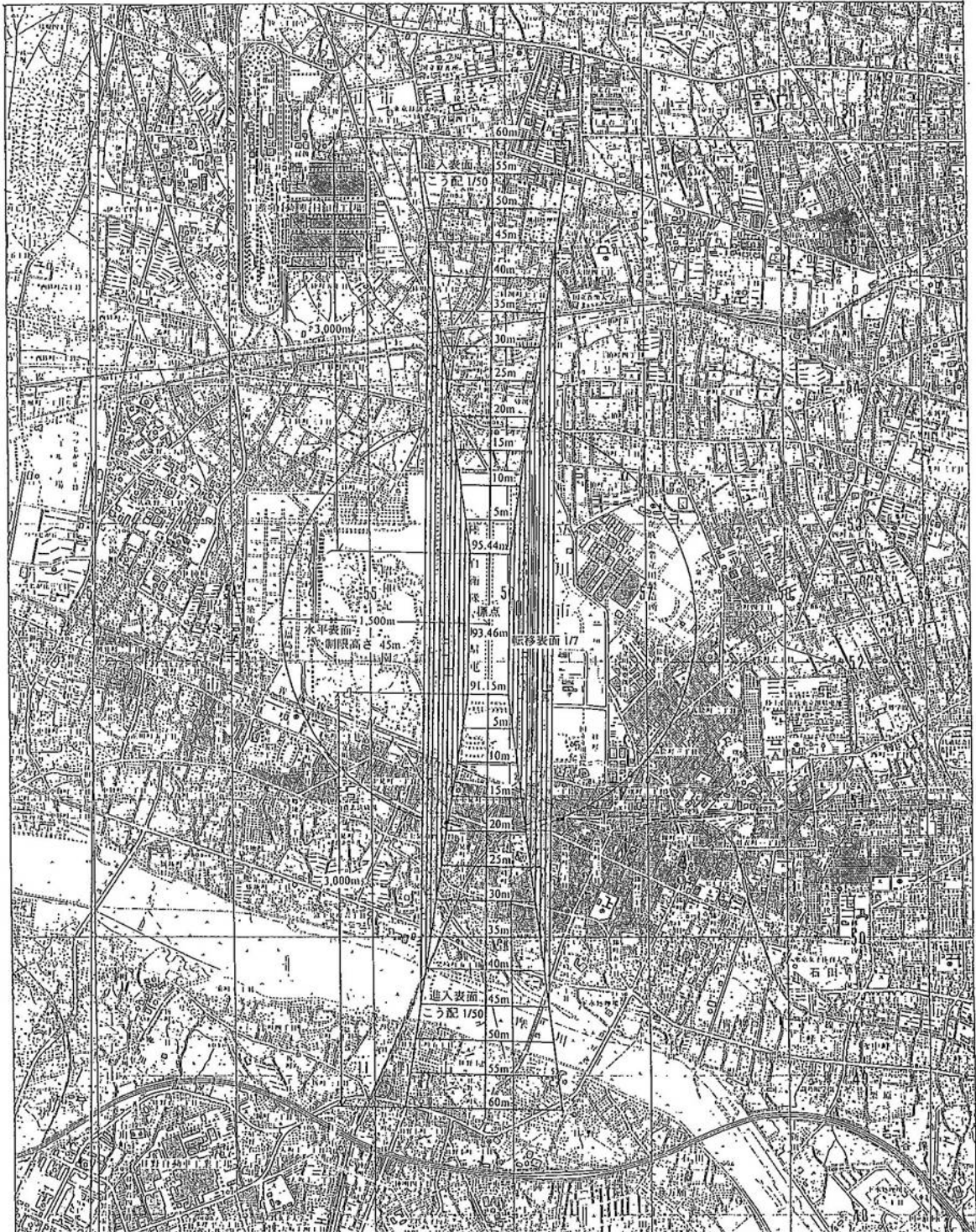
図 1

雷雨時避難施設位置図



航空制限

立川飛行場における航空法第49条（物件の制限）に関わる高さ制限区域図

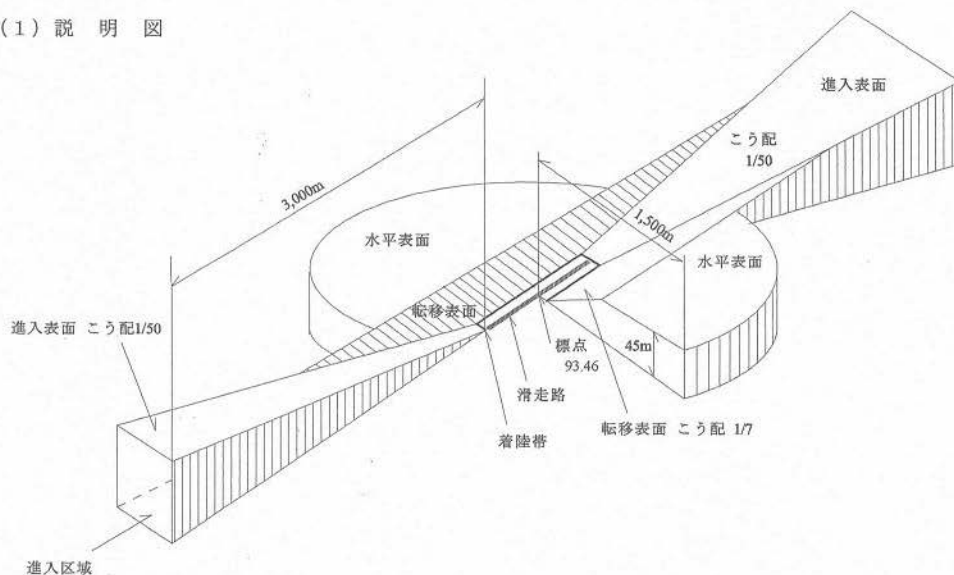


* この図面は、簡易的に作成したものであるため制限区域境界上または判断が微妙な場所は立川飛行場に確認をお願いします。

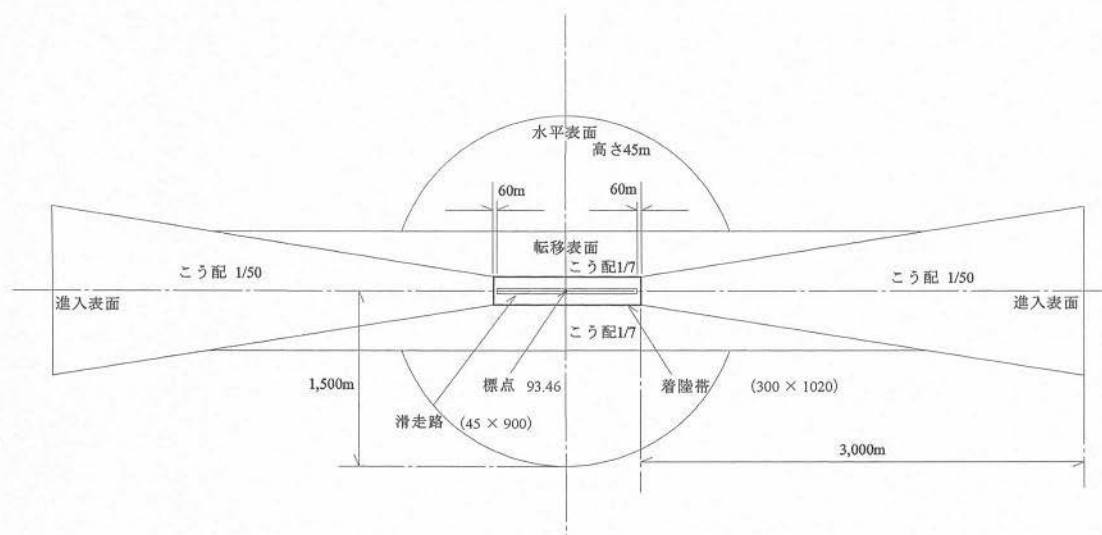
陸上自衛隊立川駐屯地運航事務所 飛行場運航幹部

立川飛行場行場における空域制限表面図

(1) 説明図



(2) 水平図



閉園判断基準

以下の災害・異常気象時において、閉園等の必要が認められるときは、関東地方整備局と協議するものとする。なお、地震については、気象庁の発表によるものとする。

| | |
|---------|---------|
| 震度計観測地点 | 立川市泉町 |
| 観測气象台 | 東京地方气象台 |

| | |
|-----------|--|
| 午前閉園の判断時間 | 8時に園内状況を把握し、8時30分までに決定。ただし、できるだけ閉園は行わず破損等規制箇所がある場合は利用者に通知し開園する |
| 午後閉園の判断時間 | 閉園時間が14時以降になる場合は閉園しない |

| | |
|-------------|---|
| 地震 | 震度4以上 |
| 大雨 | 大雨警報、洪水警報が発令され、災害発生が予想される場合及び利用者の安全が確保出来ない場合。 |
| 台風 | 气象台において「警戒区域に入る確率」が50%以上 |
| 強風及び暴風 | 气象台において「警戒区域に入る確率」が50%以上 |
| 大雪 | 大雪警報が発令され、災害発生が予想される場合及び利用者の安全が確保出来ない場合 |
| 雷 | 天気予報及び自衛隊による落雷情報を基に誘導等実施。但し、出来るだけ閉園は行わない方針 |
| 大規模火災(園内火災) | 来園者の安全が確保出来ない場合 |
| 備考 | 昭和は都市型公園であり、来園時間はさほどかからない。雨や積雪の写真撮影のために来園される方など様々な来園者が多い公園でもあるため、出来るだけ閉園はせず、利用出来るよう努めること。 |

※強風時の園内初期対応としては、災害の発生に備え公園施設の点検、撤去、格納及び養生を講ずる。

※残堀川水位上昇時の対応として、残堀川緩傾斜地を閉鎖する。警報・注意報が発令された場合は、スタッフを1名常駐させ、施設に入らないように指導させる。

事故報告様式

事故情報記録（第 報）

| 事故発生日時・場所 | | | |
|--|------------------------|-----------------|-----------|
| 事故発生日時 | 平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃 | 天候 | |
| 公園名 | | 公園種別 | |
| 所在地 | | | |
| 管理者 | | | |
| 負傷者 | | | |
| ふりがな | | 年齢 | 歳 ヶ月 |
| 氏名 | | 性別 | |
| 受傷内容 | | | |
| 負傷した部位 (頭部、大腿骨 等) | 種類 (打撲、骨折 等) | 程度 (全治1か月 等) | |
| | | | |
| | | | |
| 事故概要 | | | |
| 公園施設名 | | 設置年月 | 昭和・平成 年 月 |
| 事故発生箇所 | | 製造・施工者 | |
| 直近の日常点検 | 平成 年 月 日 | 点検者 | |
| 直近の定期点検 | 平成 年 月 日 | 点検者 | |
| 事故発生の経緯 | | | |
| 事故発生の要因 (地面の状態、 遊具の構造、 利用者の行 動、服装・持 ち物 等) | | | |
| 保護者等の見守り 状況 | | | |

当該施設の写真・図面

別紙添付あり 別紙添付なし

事故発生後の対応

| | | |
|-----------------|---|--------------|
| 負傷者の 救助内容 | 応急手当 | |
| | 搬送 | <救急車の有無、病院名> |
| 当該施設の 措置の内容 | 応急措置 | |
| | 本格的な措置 | |
| 関係機関への 通報・連絡 | <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 都道府県・国土交通省 | |

備考

<国交省への報告時間、報告者氏名>
<相手方がいる場合→氏名・年齢・性別>

記録者

| | | | |
|----|--|----|--|
| 氏名 | | 所属 | |
|----|--|----|--|

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)

<赤字>：記載項目

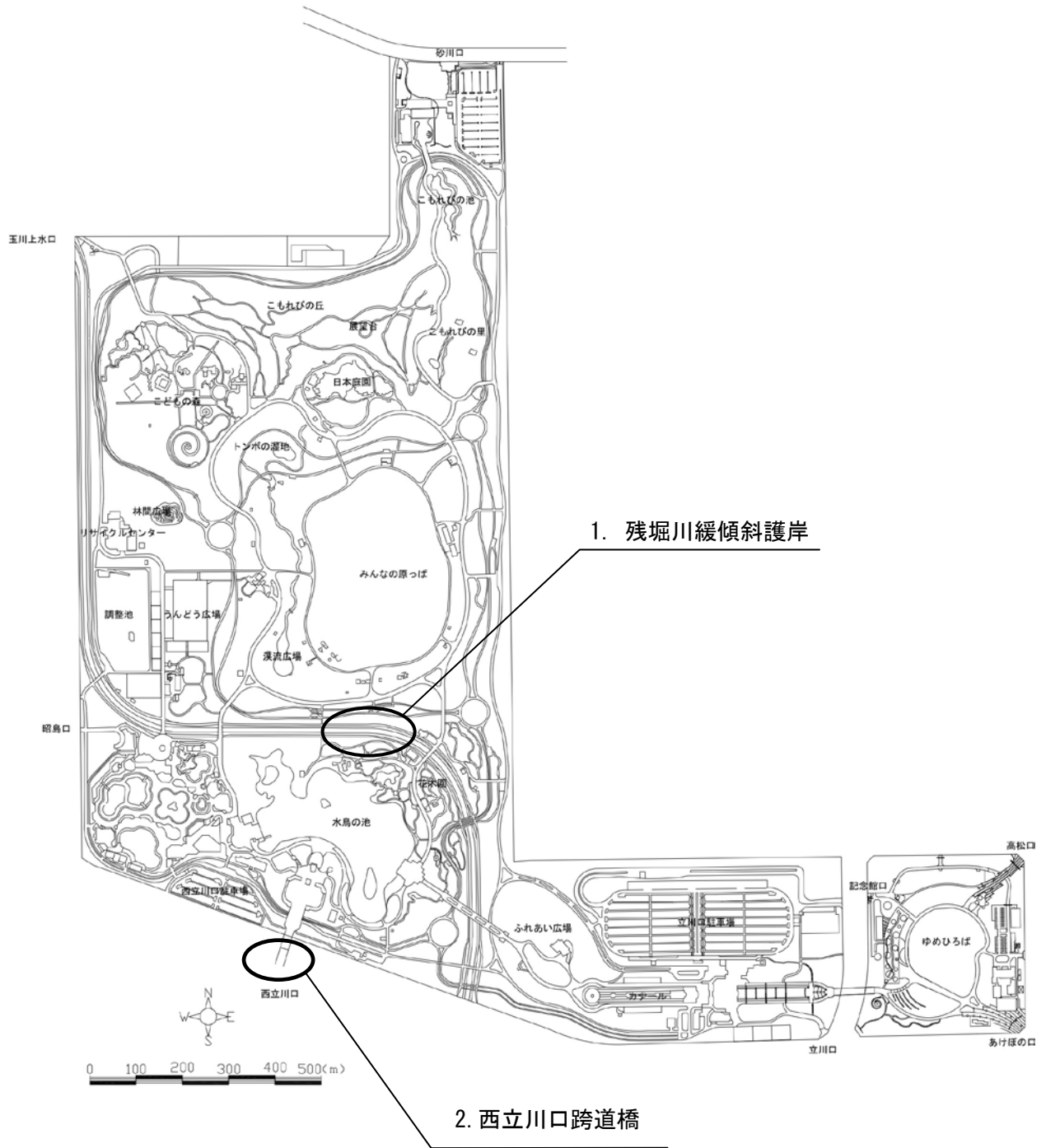
災害時報告様式

| <p style="margin: 0;">災害情報 平成〇〇年〇〇月〇〇日作成 (株)〇〇JV</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)※「〇〇〇」による被害状況等について (第〇報)</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">国営〇〇公園事務所</p> | | | | | | | |
|--|--------------------|-------|----------|-----------|----------------------------|-----------|-------|
| ○公園施設の被害状況 | | | | | | | |
| No. | 被災日時 | 場所 | 共用・未共用区域 | 被災施設名 | 被災状況等 | 対応状況等 | 復旧状況等 |
| 1 | 2011/3/31 10:15 | 〇〇ゾーン | 共用 | ネットフェンス | 大雨で基礎部が倒壊 L=25m | カラーコーンで規制 | 復旧作業中 |
| 2 | 2011/3/31 11:10 | 〇〇ゾーン | 共用 | サイクリングロード | 法面が土砂崩れ V=25m ³ | カラーコーンで規制 | 復旧作業中 |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| ○位置図等 | | | | | | | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> </div> | | | | | | | |
| 問い合わせ先: 会社名・部署名・役職・氏名 TEL:000-000-0000 | | | | | | | |
| ※被災後速やかに、報告すること。 ※情報伝達を優先するため、記載内容については把握できている範囲内で記載し、報告すること。 | | | | | | | |
| ※地震・風水害・大火事・海上災害・その他（津波、原発事故 等） | | | | | | | |

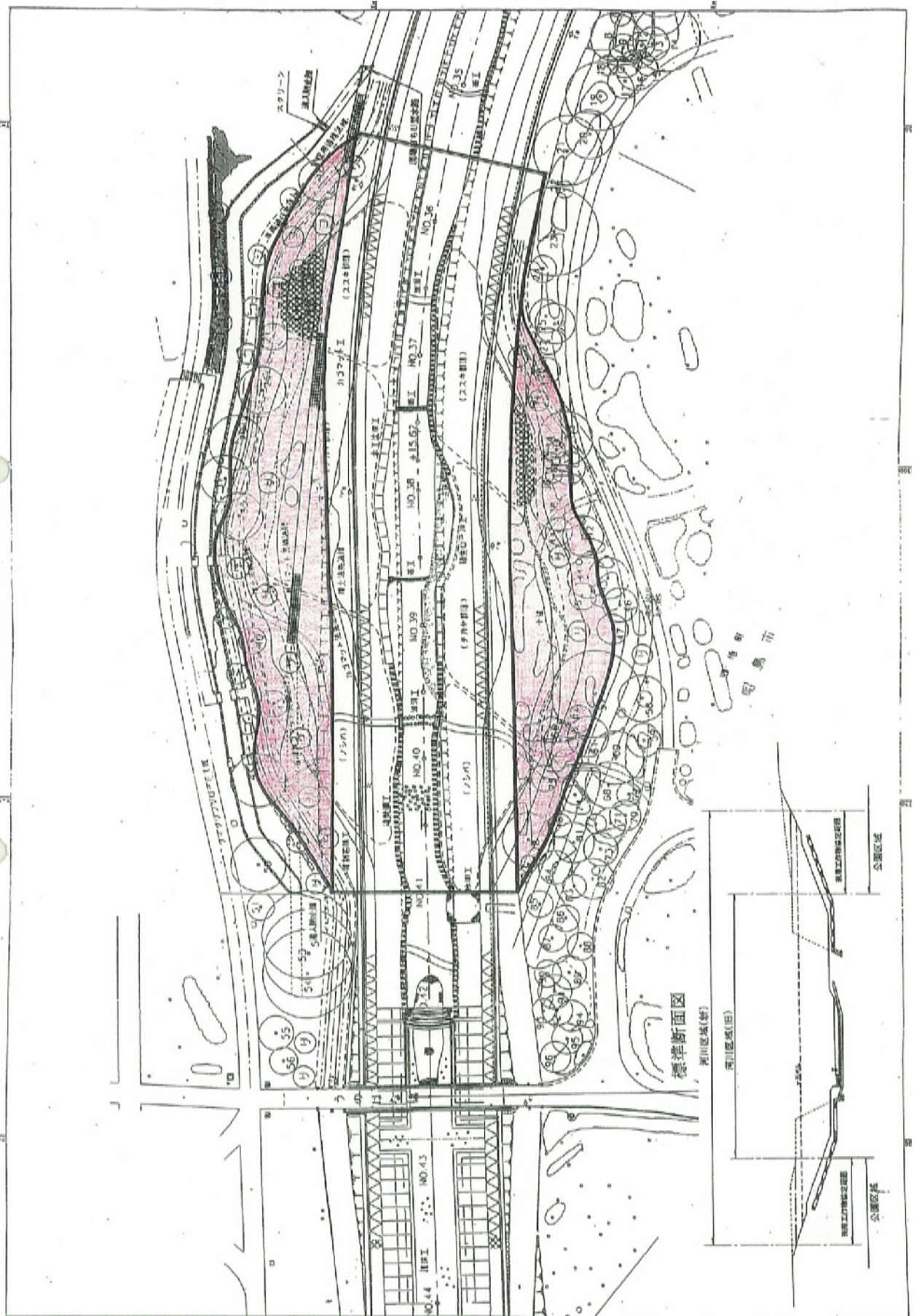
兼用工作物関係

兼用工作物

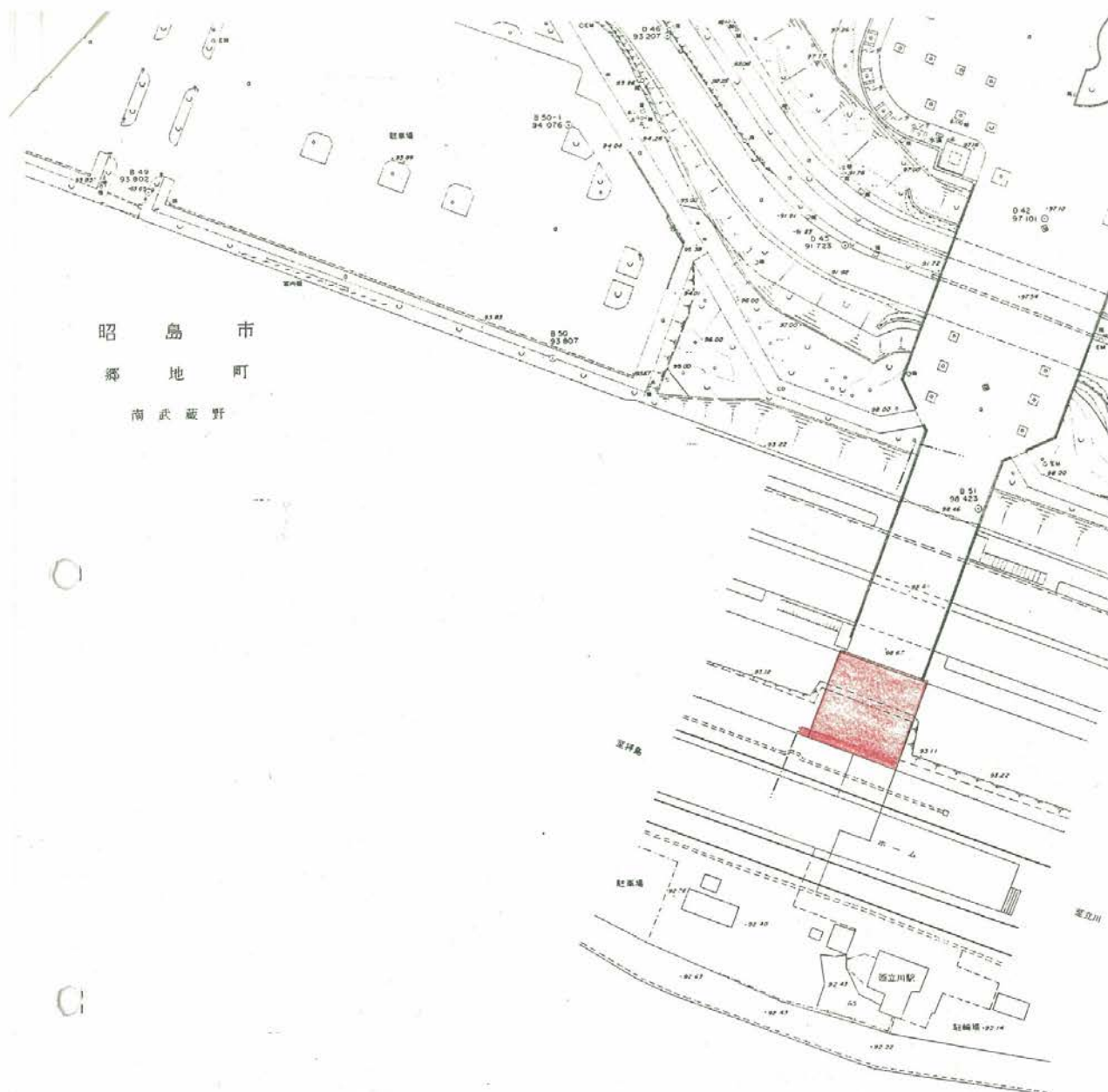
| | |
|---|----------|
| 1 | 残堀川緩傾斜護岸 |
| 2 | 西立川口跨道橋 |



■残堀川緩傾斜護岸



■西立川口跨道橋



昭島市
郷地町
南武蔵野

案内図
S=1:1,000

提供施設等の取扱い

別紙5「共通仕様書」第33条に基づく提供施設等については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 事業者（以下「乙」という。）は、提供施設等を善良なる管理者の注意を持って使用しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を業務委託契約書第1条の業務以外に使用してはならない。
- (3) 乙は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
- (4) 乙は、提供施設等の修繕（維持のための修繕等で軽微なものを除く。）をしようとするときは、国事務所（以下「甲」という。）の承認を受けなければならない。
- (5) 乙の責に帰すべき理由により提供施設等を滅失し又は棄損したときは、乙の負担において補てんし又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

2. 物品の取扱い

- (1) 乙は、物品の貸付を受けたときは、借受書（別紙様式第1）を甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、業務が完了した場合、又は解除になった場合は、返納書（別紙様式第2）により、直ちに甲に返納しなければならない。

3. 報告及び検査

- (1) 乙は、提供された車両及び船舶について、当月分の提供施設等使用実績報告書（別紙様式第3）を翌月初めまでに甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

(別紙様式第1)

借 受 書

| 借 受 物 品 | | | | |
|---------|---------------------------|-----|-----|-----|
| 品 名 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 借 受 期 間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間) | | | |
| 借 受 場 所 | | | | |

上記物品を借り受けました。

なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第4条に定める貸付条件を遵守します。

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(別紙様式第2)

返 納 書

平成 年 月 日

物品管理官等

殿

氏名

印

下記物品を返納しました。

| 借 受 物 品 | | | | |
|---------|---------------------------|-----|-----|-----|
| 品 名 | 規 格 | 単 位 | 数 量 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 借 受 期 間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間) | | | |
| 返 納 場 所 | | | | |

受 領 書

平成 年 月 日

上記物品を受領しました。

殿

物品管理官等

印

注意事項

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2. 正副2部作成し、物品管理官等に提出するものとする。

取得した備品の取扱い

H30-34 国営昭和記念公園運営維持管理業務委託費を充当して取得した備品については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 取扱い

- (1) 事業者（以下「乙」という。）は、委託費を充当して取得した備品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 乙は、各年度の業務を完了した時は、備品を業務請負契約書第 8 条に基づく検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書（様式第 1）により、国事務所（以下「甲」という。）に引き渡さなければならない。ただし、当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書（様式第 2）により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
 - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
 - ② 備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなると認められる場合。
 - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合
- (2) 処分の方法
乙は、前号に該当する備品を売り払った場合は、その内容を証する書類を添えて甲に書面により報告し、甲の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。
また、売り払うことが不利（備品の売払価格が、当該備品の売り払いのために要する費用に満たないと認められる場合）又は、売り払うことができないものは、廃棄することができる。
また、廃棄した場合はその都度その旨を書面により甲に報告しなければならない。

(様式第1)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 引 渡 書

H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務にかかる添付資料を引渡します。

(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

(様式第2)

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

備 品 継 続 使 用 承 認 申 請 書

H30-34国営昭和記念公園運営維持管理業務にかかる添付資料について、

平成 年 月 日まで継続して使用したく申請いたします。

(備 考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

業務入園マニュアル

国営昭和記念公園 業務等入園規則

平成13年10月1日
国営昭和記念公園工事事務所
(現：国営昭和記念公園事務所)

1. 目的

国営昭和記念公園に取材・行催事・ボランティア活動・工事・納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者が、お客様の安全や快適な利用を確保すること、事故を未然に防止し公園施設の保全を図ることを目的とする。

2. 入園資格

- (1) 取材・行催事・ボランティア活動・工事・納品等を目的として入園するもので、事前に『入園許可証』(同様式)を得た者(入園許可手続きについては、添付資料2「入園許可証発行マニュアル」参照)
- (2) 都市公園法第12条第1項に基づき『許可申請書』(添付資料3)を提出し、『許可証』(添付資料4)を得た者
- (3) 臨時に職員が同行して入園する者、又は各担当課で『臨時入園(車両)指示書』(添付資料5)を受けた者
- (4) 行政視察等で事前に依頼のあった者(様式については添付資料6参照)
- (5) 団体利用にかかる下見のため入園する者(添付資料7「団体利用にかかる下見のための入園料等の免除について」参照)
- (6) 警察署員・消防署員で業務を目的とする者

※上記の何れの場合も入園に際して『責任者』を明確にし、現場で混乱のないようにする。

3. 自転車及び自動車による入園

(1) 自転車

園内を走行する場合は事前に『自転車許可旗貸与申請書』(添付資料9)を提出し、許可旗の貸出を受ける。

(2) 自動車

イ. 事前に『車両入園許可申請書』(添付資料10)を提出し、『車両通行許可証』(添付資料11)を受理する。

尚、添付資料12『基本通行ルート図』で示す区域のみ通行できるものとする。

ロ. 総重量4トン(積載重量込み)以上の車両の走行経路は添付資料13『重車両等基本通行ルート図』で示す区域のみ通行できるものとする。橋・函渠(ボックスカルバート)の通行はできる限り避け、やむを得ない場合は敷鉄板等の養生材で保護し、最徐行(5km/h以下)で通行する。分割輸送・台車での小運搬等の検討をし、事前に担当職員へ搬入計画書を提出すること。

ハ. やむを得ず臨時に車両入園する場合は、担当職員から『臨時入園(車両)指示書』の交付を受ける。

4. 入退園時間及び入園料金

(1) 入退園時間

入退園の時間は、午前7時から午後6時までとする。但し、特別の理由により時間外に入退園する場合は、事前に許可を受け指示に従う。

(2) 入園料金

原則として無料であるが、2.(2)において都市公園法第12条第1項で規定する行為の許可を得ているが、当事務所が「共催」・「後援」をしていない場合には有料となる。

その際、事前に請負者において人数・台数分の入園料金・駐車料金を支払い、領収書(添付資料14)を受理する。当日はガードマンボックスにおいて領収書を提示し、ガードマンの確認を受けるものとする。

尚、2.(5)については、人数の制限があるので注意すること。

5. 入退園方法

(1) 共通事項

入園に際しては、必ず各ゲートで『入園許可証』等（ボランティア証、身分証明書を含む）を提示する。行為の許可を受けた者は、『許可書』を常に携帯し、求められたら提示すること。時間外には、西立川口業務用ゲートを使用する。

(2) 自転車

事前の申請により、請負者にて許可旗の貸出を受け、自転車前面に装着し自転車専用の出入口により入退園する。退園時は取り外して適正に保管し、業務等終了後は請負者へ返却する。

(3) 自動車

イ. 原則として、砂川口業務用ゲートから入退園する。入園に際して指定箇所に一旦停止し警備員に『車両通行許可証』を提示し、入園記録に記帳する。

ロ. 『臨時入園（車両）指示書』で入園する場合も上記イ. に準じ、「臨」と書かれた『車両通行許可書』で代用する。

6. 指定区域外への立入規制

(1) 業務・ボランティア・行催事・工事等で入園する者は、指定された区域以外に、むやみに立ち入らない。

(2) 細園路・サイクリングコース・広場内平板舗装・ふれあい橋・運動広場等への車両の乗り入れは、許可された指定車以外はできない。

(3) 植栽地・芝生地には許可された場合以外、車両・自転車を乗り入れないこと。

7. 車両の運行について

車両の運行にあたっては、別に規定する「車両運行マニュアル」に従うこと。

8. 維持工事等でのお客様の安全性や快適性の確保

- (1) お客様の集中する時期・場所での作業、利用に支障が出る作業等は出来るだけお客様の少ない時間帯・曜日・休園日等を計画する。
[休園日は、年末年始（12月31日・1月1日）、2月の第4月曜日と火曜日]
- (2) 作業区域は、保安柵等（フェンス・バリケード・セーフティーコーンは青色 DIC・222 近似色を使用）により作業帯を設け、確実に固定し安全に努めること。
- (3) 作業機械は、休憩あるいは食事等の際にも必ず目の届くよう管理すること。
- (4) ガソリン等の危険物は、必ず管理車両の中等ふさわしい場所で保管すること。
- (5) 休憩・食事等は、お客様用の休憩施設やベンチはできるだけ使用せず、広場周辺の木陰・事務所等で行うよう工夫すること。
- (6) 作業時の騒音・刈屑あるいは小石の飛散等に注意すると共に、作業態度においてもお客様の安全・快適性を損なうことの無いよう常に心掛けること。
- (7) 作業にあたっては、作業服・作業車両・機械等は公園内作業にふさわしいものを使用する等イメージアップに常に心掛けること。
- (8) 作業終了後、機械類は必ず各社の詰所等へ移動し適切な管理をすること。又、日々清掃、点検を行うこと。

9. 火災の予防及び火気の取扱い

公園内（未開園区域を含む）での焚き火は行ってはならない。やむを得ず火気を使用する場合は、事前に許可を受けること。

10. 入園の取消及び禁止

入園規則を遵守しない場合及び公園管理者が不相当と認めた場合は入園許可を取り消し、あるいは今後入園を許可しない場合がある。

11. その他

- (1) イベント関係で早朝・夜間の開閉門を必要とする場合にかかる経費は主催者側の負担とする。
- (2) 公園職員または警備員等の指示があった場合はこれに従うこと。
- (3) 公園内において第三者に被害を与えた場合、及び施設に損害を与えた場合は、速やかに担当職員あるいは警備員に報告すると共に、適切な応急措置をとること。又、理由のいかんを問わず損害賠償の責を負うこと。

平成8年1月1日

平成13年10月1日改定

参考資料

1. 入園料等の取扱いについて（国土交通省）

平成8年1月1日

平成13年10月1日改定

2. 各社の連絡事項

平成8年1月1日

3. パークトレイン運行ルート図

平成13年4月16日

| | | | | | | | |
|-----|-------|------|------|--------|--------|------|-----|
| 所 長 | 建設監督官 | 総務課長 | 工務課長 | 調査設計課長 | 調査設計係長 | 総務係長 | 係 員 |
| | | | | | | | |

入園許可申請書（新規・追加）

平成 年 月 日

国営昭和記念公園事務所長 殿

申請者
(会社名)

印

住 所

T E L

| | | | |
|--------------|------|-------|------------|
| 内 容 | | 期 間 | 自 平成 年 月 日 |
| | | | 至 平成 年 月 日 |
| 人 数 | 名 | 責 任 者 | 所属 : 役職 : |
| 事務所・センター担当職員 | 所属 : | 役職等 : | 担当者名: 印 |

入 園 許 可 書

平成 年 月 日

殿

国営昭和記念公園事務所長

※印なき物は無効

上記の申請について、下記規則を付して許可します。

記

入 園 規 則

入園の許可を受けた者は、下記事項を厳守すること。

1. 所定のガードマンボックスで、入園許可証、ボランティア証及び雇用者の発行した身分を証明できる物を必ず提示し、警備員のチェックを受けること。
2. 許可された目的に反する行為は、行わない
3. 園内においては、担当職員、警備員の指示に従うこと。
4. 園内において第三者に損害を与えた場合、及び公園施設に被害を与えた場合はすみやかに担当職員、警備員に報告するとともに応急処置をとること。また、理由の如何を問わず損害の責を負うこと。
5. 雇用者は、必ず身分を証明する物を発行すること。
6. 自転車を使用する場合は、「許可旗」を装着すること。使用後はすみやかに返却すること。
7. 上記許可条件を厳守しない時は、許可を取消すことがある。

入園者一覧表

No

| No (通し番号) | 氏名 | 所 属 | 現 住 所 | 証 明 の 別 | 備 考 |
|--------------|----|-----|-------|--|-----|
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 入園許可証 <input type="checkbox"/> ボランティア証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 | |

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証

平成 年 月 日 ~ No

平成 年 月 日

氏名 _____

所属 _____



国営昭和記念公園

写真

入園許可証発行マニュアル

平成13年10月1日
国営昭和記念公園工事事務所
(現：国営昭和記念公園事務所)

1. 対象者は、園内に入る目的等について各担当職員と事前に打ち合わせをする。
2. 各担当職員は、入園者名・所属・入園期間等が適切であることを確認後、取りまとめて入園予定日の7日前までに『入園許可申請書』を総務係に提出する。対象者が、総務係へ直接申請書を提出しないようにする。
3. 『入園許可証』は入園期間が1ヶ月を超える場合のみ発行し、上半身で無背景、顔がはっきりしている写真（カラーコピー可）を貼付し、『入園許可申請書』と一緒に提出する。入園期間が1ヶ月を充たない場合は、雇用者発行の身分証明書等で代用できるものとする。
4. 総務係は、工事事務所長決裁後、『入園許可書』及び『入園許可証』を発行し、各担当職員へ渡す。
5. 各担当職員は、申請者に対して『入園許可書』及び『入園許可証』を手渡す。その際、『入園許可書』の注意事項を遵守するように担当者が指導する。

※車両入園許可申請についても、上記に準ずるものとする。

許 可 申 請 書

添付資料3

平成 年 月 日

公園管理者
関東地方整備局長 殿

〒 ー

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

都市公園法第 12条第1項 の許可を受けたいので、下記により申請します。
6条

記

12条第1項申請記載欄

| | |
|------------------|-------------------------------|
| 行為の種別 | |
| 日時又は期間 | 平成 年 月 日 () : |
| 目 的 | |
| 場 所 | |
| 内 容 | |
| その他参考と なるべき事項 | |

6条申請記載欄 (新規) 更新 変更) 第 号 年 月 日

| | |
|---|--|
| 占有物件の名称、 規模、数量及び外観 | |
| 占有物件の 管理の方法 | 当方で責任を持って管理します |
| 復旧方法 | 原形復旧 |
| <input type="checkbox"/> 占有目的 <small>*12条第1項と同様の場合、 □にチェックを入れて省略可能</small> | |
| <input type="checkbox"/> 占有場所 <small>*12条第1項と同様の場合、 □にチェックを入れて省略可能</small> | |
| <input type="checkbox"/> 占有期間 <small>*12条第1項と同様の場合、 □にチェックを入れて省略可能</small> | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間) |
| 工事方法 | |
| 工事期間 | |
| そ の 他 | |

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

公園管理者
関東地方整備局長 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇

申請者 住 所 東京都立川市〇〇〇〇

有限会社〇〇

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

都市公園法第 12条第1項 の許可を受けたいので、下記により申請します。

6条

記

12条第1項申請記載欄

| | |
|--------------|----------|
| 行為の種別 | |
| 日時又は期間 | 平成 年 月 日 |
| 目 的 | |
| 場 所 | |
| 内 容 | |
| その他参考となるべき事項 | |

6条申請記載欄

(新規)

更新 変更)

第 号 年 月 日

| | |
|-------------------|---|
| 占有物件の名称、規模、数量及び外観 | 事務所 5.4m×2.3m=12.42㎡ 倉庫 3.0m×2.3m= 6.9㎡ 計 19.32㎡ |
| 占有物件の管理の方法 | 当方で責任を持って管理します |
| 復旧方法 | 原形復旧 |
| 占有目的 | 〇〇〇〇工事の現場事務所として |
| 占有場所 | 北の管理ヤード |
| 占有期間 | 平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 1 日 (365 日間) |
| 工事方法 | |
| 工事期間 | |
| その他 | |

許可申請書記入要領

●共通事項

1. 黒のボールペン又はサインペンで記入。
2. 日付は、提出日を記入。
3. 「申請者 住所」は、東京都内の場合は市区町村名から、それ以外は都道府県名から記入。
4. 「申請者 氏名」は申請者が法人等の場合は法人等の組織名称及び代表者肩書・氏名を記入し、代表者印社判ではなく、代表者自身を証するものを押印。
5. 行為の許可申請の場合は「12条第1項」に、占用の許可申請の場合は「6条」に、両方の許可申請の場合は「12条第1項」及び「6条」を○で囲む。

●行為の許可申請の場合

1. ロケーションやイベント等の許可を求める場合は「12条第1項申請記載欄」の□にチェックを入れる。
2. 「行為の種別」は、「協議会」「集会」「ロケーション」「その他」等を記入し、競技会等の名称等がある場合は()書きで記入。
3. 「日時又は期間」は、準備・撤去等の時間も含めて(予備日は、「その他参考となるべき事項」へ)記入。
4. 「目的」は、申請行為を行う目的を記入。
5. 「場所」は、原則として園内の施設名又はエリア名を記入。
6. 「内容」は、申請行為の具体的内容を記入。
7. 「その他参考となるべき事項」は、許可申請に当たって特記すべき事項を記入。また、変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日を記入。
8. 申請行為の詳細事項・タイムスケジュール・担当者連絡先等を記入した企画書及び申請行為を行う範囲を図示した使用箇所図を添付。
9. 競技会や大型イベントの場合は、緊急連絡体制図(電話番号を記入)を添付。
10. 売店を出す場合や参加料等を徴収する場合は、利益が出ていないことが証明できる収支計算書を添付。
11. 仮設物等の設置がある場合は、「6条申請記載欄」にも記入。

* 繁忙期の大規模な競技会・集会等は原則許可できません。

* 園内の樹木を折ったり傷を付けた場合、一般来園者を排除する等による苦情が出た場合及び許可内容と異なる行為をした場合には許可を取り消し、即刻退園して頂く事があります。

● 占用の許可申請の場合

1. 園内に仮設物等の設置許可を求める場合は「□6条申請記載欄」の□にチェックを入れる。
2. (新規 更新 変更)は、該当するものを○で囲み、更新又は変更の場合には、従前の許可書の番号及び許可年月日を記入。
3. 「占用物件の名称、規模、数量及び外観」は、工作物、物件又は施設の名称、規模(縦、横、高さ等についての寸法)、数量を記載し、詳細がわかる図面等を添付。
なお、地下埋設物の場合はその旨記入。
4. 「占用物件の管理の方法」は、管理者及び管理方法を記入。
5. 「復旧方法」は、占用期間終了時又は取り消し時の復旧方法について記入。
6. 「占用目的」は、「○○工事の現場事務所」「○○競技会本部」等、具体的に記入。
なお、「12条第1項申請記載欄」に記載された「目的」と同様である場合は、「12条第1項と同様」にチェックを入れることで省略可能。
7. 「占用場所」は、「みんなの原っぱ」等具体的に記入し、位置図及び詳細図を添付。
なお、「12条第1項申請記載欄」に記載された「場所」と同様である場合は、「12条第1項と同様」にチェックを入れることで省略可能。
8. 「占用期間」及び「工事期間」は、準備期間も含めて記入。
なお、「12条第1項申請記載欄」に記載された「日時又は期間」と同様である場合は、「12条第1項と同様」にチェックを入れることで省略可能。
9. 「工事方法」は、工事を伴うものについて工事の方法(掘削の場合は「開削」、「シールド」、添加で足場を組む場合は「足場」等)を記入。
10. 許可書及び納入告知書(使用料請求書)は、申請書記載の住所に送付します。

* 申請書は、添付図と共に物件を設置する2週間前までに提出すること。
(工事現場事務所については契約締結日を申請日とし、早急に提出願います。)

使用箇所



| | |
|------|--|
| 使用者 | |
| 予定日時 | |

※コース等は、コピーにできる濃さで記入すること

許 可 証

添付資料4

昭公調設許 号
平成 年 月 日

殿

公 園 管 理 者
関 東 地 方 整 備 局 長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付 都市公園法第 12条第1項
6条 の許可申請について
裏面の条件を付して下記のとおり許可いたします。

記

12条第1項許可事項

| | |
|--------------|--------------------|
| 行為の種別 | |
| 日時又は期間 | 平成 年 月 日 () : ~ : |
| 目的 | |
| 場所 | |
| 内容 | |
| その他参考となるべき事項 | |

6条許可事項

| | |
|--|----|
| 占有物件の名称、規模、数量及び外観 | |
| 占有物件の管理の方法 | |
| 復旧方法 | |
| 占有目的 <input type="checkbox"/> 12条第1項と同様 | |
| 占有場所 <input type="checkbox"/> 12条第1項と同様 | |
| 占有期間 | |
| 工事方法 | |
| 工事期間 | |
| その他 | |
| 占有料 | 総額 |

※履行期限については、納入告知書により指定する。
別添49

許可条件

1. 一般利用者に迷惑をかけないように留意すること。
 - (1) 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - (2) 公園を損傷し汚損するなど公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
 - (3) 公園の風致および美観、その他公園としての機能を害しないこと。
2. 許可を受けた事項を変更する時は、軽易なものを除き公園管理者の許可を受けること。
3. 許可の期間が満了したときは、公園を直ちに原状に回復すること。
4. 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、公園利用者の安全を図るとともに、一切申請者の責任において速やかに処理すること。
5. 公園施設を損傷し、汚損し又は滅失した場合は、これを修理し、もしくは原状に回復し又は損傷を賠償すること。
6. 次に示すような場合、許可を取り消したり、必要な措置を命ずる場合がある。
 - (1) 申請内容に偽りがあったり、不正な手段により許可を受けた場合。
 - (2) この許可条件を守らない場合。
 - (3) 公園の保全又は、公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合。
 - (4) 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
 - (5) 許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なう場合。
7. 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、許可の専決を行う国営昭和記念公園事務所長の指示に従うこと。また、事務所が閉庁日にあたっては、国営昭和記念公園管理センターと十分に連絡をとり、その指示に従うこと。
8. 自転車の使用については、目的以外使用しないこと。
9. 学校関係者は、当日前に生徒の健康管理を充分に行い、当日は、校医又は保健担当員を必ず来園させること。
10. ロケーションについては、完成した映像等に国営昭和記念公園の名称を入れること。

(行政不服審査法による教示)

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

(行政事件訴訟法による教示)

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から6月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、許可又は裁決の日から1年を経過したときは処分取消しの訴えを提起することができない。

臨時入園（車両）指示書

NO.

| | | | |
|--------|--------------------|------|---------------|
| 指示者 | 担当者 | 印 | 口頭電話 |
| 担当連絡者 | 国土交通省 | 財団 | 氏名 印 |
| 入園者 | 会社名 | 氏名 | |
| 入園目的 | | 入園車両 | |
| 入園制限事項 | 平成 | 年 | 月 日 時 分 ~ 時 分 |
| 入園区別 | (1) 有料区域 (2) 文化エリア | | |

上記のとおり指示連絡がありましたので臨時入園の取扱いを致します。

国営昭和記念公園事務所

担当課長 殿

平成 年 月 日

取扱警備員名

印

国営昭和記念公園事務所長 様

依頼機関の長等 (印)

(研究室・授業担当教授等の名でも可)

国営昭和記念公園の視察について (依頼)

標記について、下記目的により視察を行いたいのでよろしくお取計らい願います。

記

1. 目的

本視察 (調査) は〇〇を目的とする。

※公園設置・整備計画 (場所・規模、概算整備費等)

園内施設 (維持管理・遊具・建物等)

学術研究 (研究内容・目的等)

などについて、ある程度具体的に記入

2. 日時

平成〇年〇月〇日〇時～

※学術研究等で長期にわたる場合は、平成〇年〇月～平成〇年〇月とし、詳細は別紙

3. 人員

〇名

〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

※役職・氏名を記入。多数の場合は、別紙

4. 利用交通機関

〇〇

※駐車場利用の場合は、車両番号等

5. 担当者氏名

〇〇

連絡先

〇〇

〒〇〇 〇〇

TEL 〇〇

FAX 〇〇

※役職・電話番号・FAX 番号、可能であれば当日連絡がとれる携帯番号

園内車両運行（マニュアル等）

国営昭和記念公園 園内車両通行規則（案）

平成30年〇月
国営昭和記念公園事務所

1. 目的

本規則は国営昭和記念公園における国土交通省・運営維持管理業務事業者（以下「事業者」という。）及び関連する業務用車両並びに臨時的に入園する車両全てに適用される。園内利用者保護のため、園内への車両通行を極力自粛し、お客様の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に心がけるとともに、公園施設を保全しなければならない。

2. 共通事項

共通事項は、以下の項目の外、国営昭和記念公園業務等入園規則によるものとする。

- 1) 園内は原則として左側通行、走行速度は管理用道路 20km/h 以下、その他の園路は 10km/h 以下（図 1）とし、走行経路は車両入園許可証に添付される基本走行ルート図（図 2）に従うものとする。特に、重車両については通行可能なルート（図 3）が限られるため留意すること。
管理用道路であっても入園者も通行するので、運行には十分注意すること。また、特定行事、土・日・祝祭日等の混雑時については車両通行禁止区域を定めることとする。
詳細については、「繁忙期における車両運行要領」（添付資料 1）によるものとする。
- 2) 国土交通省・事業者の職員が運転して開園区域に乗り入れる車両は、黄色の簡易回転灯を使用し走行すること。
- 3) 園内は、お客様及び歩行者が優先でありクラクションは一切使用しないこと。また、一時停止・徐行運転を心がけ、お客様に道を譲ってもらった場合は必ず御礼と感謝の気持ちを込めて挨拶すること。
- 4) 運転席の前面に車両通行許可証を掲示すること。また、運転に際しては園内標識に従うこと。
- 5) 後退運転する際は、一旦降車する等必ず後方の安全を確認すること。
- 6) 開園区域内に乗り入れる車両は、見苦しくないように常に清掃管理すること。
- 7) 駐車中のアイドリングは行わないこと。
- 8) 運転席に「安全運転走行心得」及び「安全運転の心得」の表示板（添付資料 2）を掲示すること。
- 9) 本規則に違反した車両は即刻退園を命じると共に、再入園を禁止する。

3. 維持管理及び工事関係車両

- 1) 車両入園回数は必要最小限にするよう計画すること。
- 2) 作業車両の駐停車場所は、公園担当職員の指定した場所あるいは事前に了解を得た場所とする。但し、やむを得ない場合は利用者の妨げにならない場所・景観を阻害しない場所等を選定すること。

4. 売店・レストラン等納品車両

1) 食料品の仕込み、菓子・雑貨等の納品は平日のみとする。

2) 納品の時間帯

3月1日～10月31日までは、7:00～10:00 及び 17:00～19:00 とする。11月～2月末までは、7:00～10:00 及び 15:00～17:30 を原則とする。

納品時間、ルート、納品方法等の納品計画を事前に十分に検討し、管理センター総括責任者の許可を得ておくこと。

3) 休日等混雑時の納品は行わないようにする。やむを得ず、追加の納品が必要な場合は管理用道路のみの走行とし、所定の場所から台車等で小運搬する。この場合、事前に管理センター総括責任者の許可を得ること。

4) 走行ルートは原則として管理用道路のみとする。但し、マラソン等が予定されている場合は通行が禁止となるため、納品計画を調整すること。

5) 納品等のために継続的に入園する場合は、予め車両運行管理者を定めると共に、納品担当者（リスト）を公園担当職員に提出する。車両運行管理者は定期的に運転者に業務入園規則及び本規則を徹底させること。

5. 報道関係・イベント関係車両

1) イベント関係で資機材の搬入又は、設営を行う車両は、予め管理センター担当者に計画書を提出し、車種・時間・方法・経路・駐停車場所等について打合せを行うこと。

2) 開園区域への車両の乗り入れは最小限とする。また、資機材搬入等を終了した車両は駐車場等へ速やかに移動すること。

3) 走行ルートは原則として管理用道路のみとする。ただし、やむを得ない場合は管理センター担当職員と打合せを行うこと。

4) 立川市政記者クラブ加盟社で、車両通行許可証を携帯している車両は砂川口業務ゲートの外、西立川業務ゲートも利用可能とする。

6. 緊急車両

消防・救急・警察等の緊急車両は、砂川口業務ゲートあるいは西立川業務ゲートから入園させ、必ず管理センター職員等が現場まで案内誘導する。退園時も同様とする。

繁忙期における車両運行要領

7. 繁忙期について

- (1) 春期繁忙期（フラワーフェスティバル：3月下旬～5月下旬）
 - ① サクラ開花中
 - ② チューリップ開化中
 - ③ 花畑（みんなの原っぱ東西花畑及び花の丘）開花中
 - ④ ゴールデンウィーク
 - ⑤ 無料開園日
- (2) 夏期繁忙期
 - ① レインボープール営業中
- (3) 秋期繁忙期
 - ① 秋の大規模花修景期間中（9月中旬～11月上旬）
 - ② シルバーウィーク
 - ③ 紅葉・黄葉時期
 - ④ 無料開園日
- (4) 冬期繁忙期
 - ① ウィンタービスタイルミネーション期間中（12月上旬～12月下旬）

1. 繁忙期中の通行禁止区域の設置（詳細は別紙の通り）

- ① 春期：みんなの原っぱエリア及び花の丘東側園路
- ② 夏期：プール周辺エリア
- ③ 秋期：みんなの原っぱエリア及び花の丘東側園路
- ④ 冬期：ウィンタービスタイルミネーション会場周辺エリア
- ⑤ 無料開園日：管理用道路を除く園内全域

図示する範囲について、原則として開園時間内の通行を禁止する。

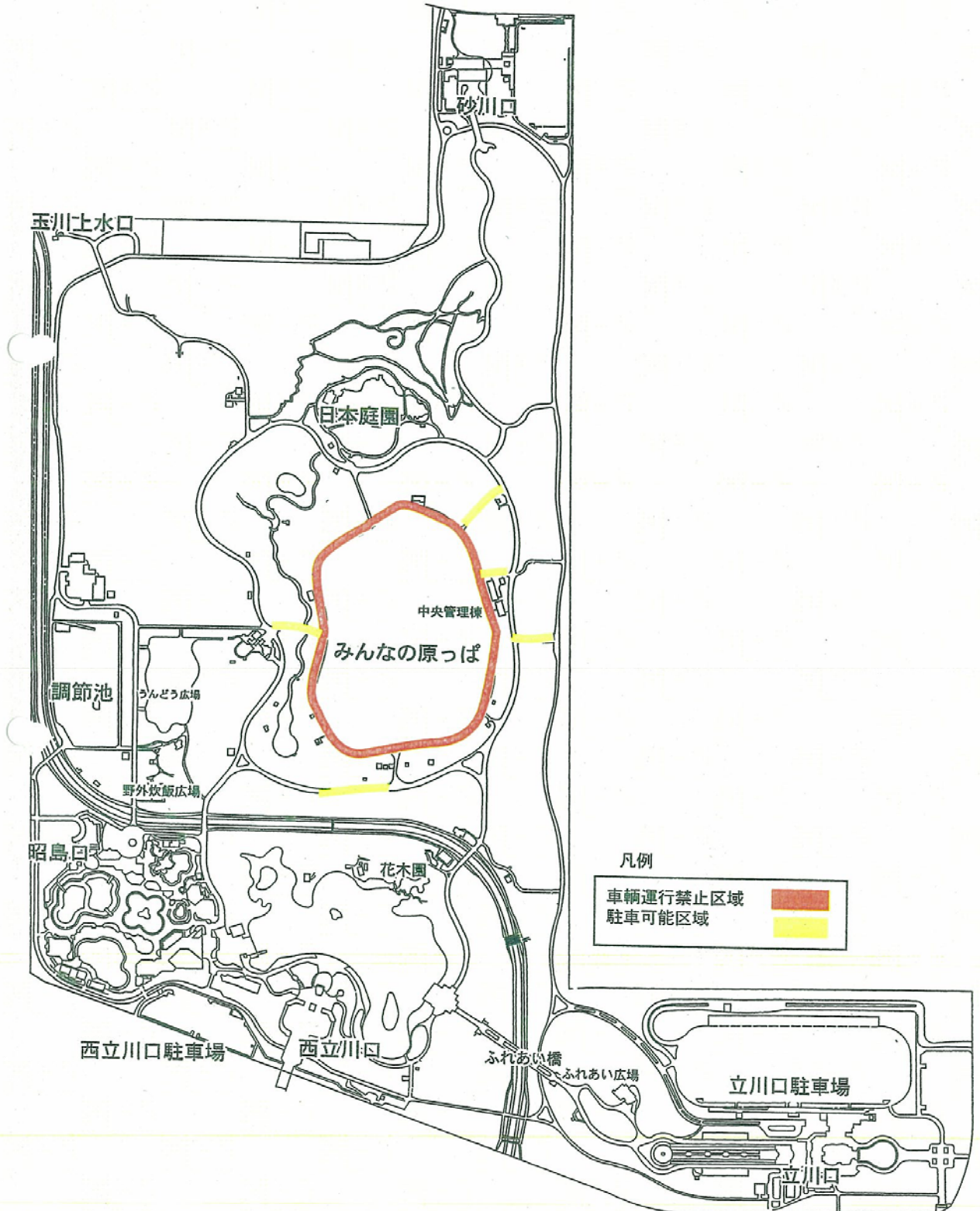
2. 原則として、通年通行禁止区域の設置（詳細は別紙の通り）

- ① レイクサイドレストラン前広場
- ② 日本庭園の入口前の橋
- ③ 原っぱ南売店西小園路

3. 駐停車について

図示する駐停車可能区域に駐停車し、徒歩にて目的の場所へ移動すること。

春期繁忙期における車輛運行規制



(2) 「安全運転走行心得」及び「安全運転の心得」の掲示（案）

安全運転走行中

管理用道路 20 km/h 以下

園 路 10 km/h 以下

国営昭和記念公園事務所

- 安全運転の心得
- 1 クラクシヨンの禁止
 - 2 制限速度の厳守
(園内速度 10 km～20 km)
 - 3 等速走行の励行
 - 4 無理な追い越し禁止
 - 5 一時停止場所での停止厳守
 - 6 徐行場所での徐行厳守
 - 7 急発進・急停止の禁止
 - 8 脇見運転の禁止

図 1

園路管理用道路 園内走行速度 (案)

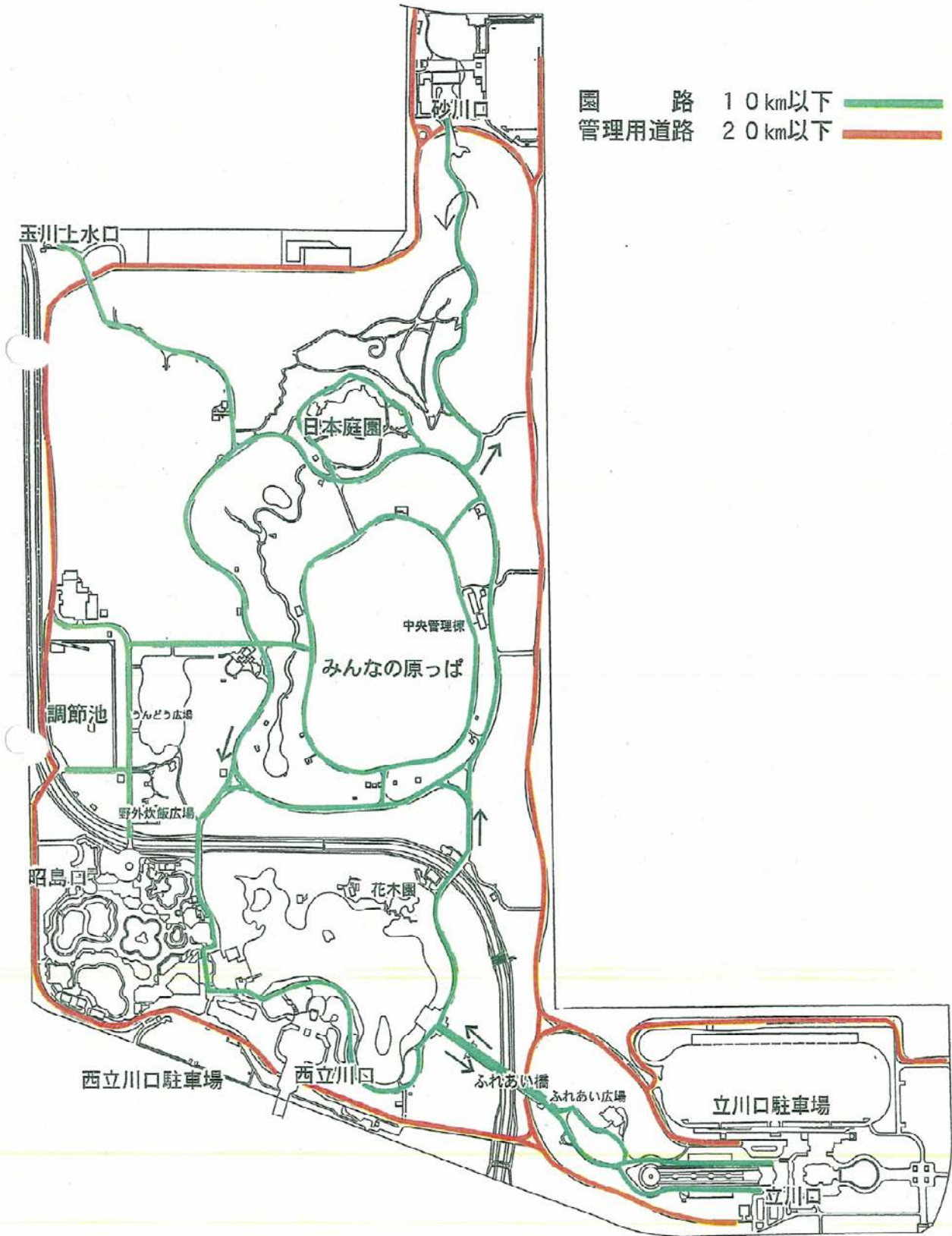
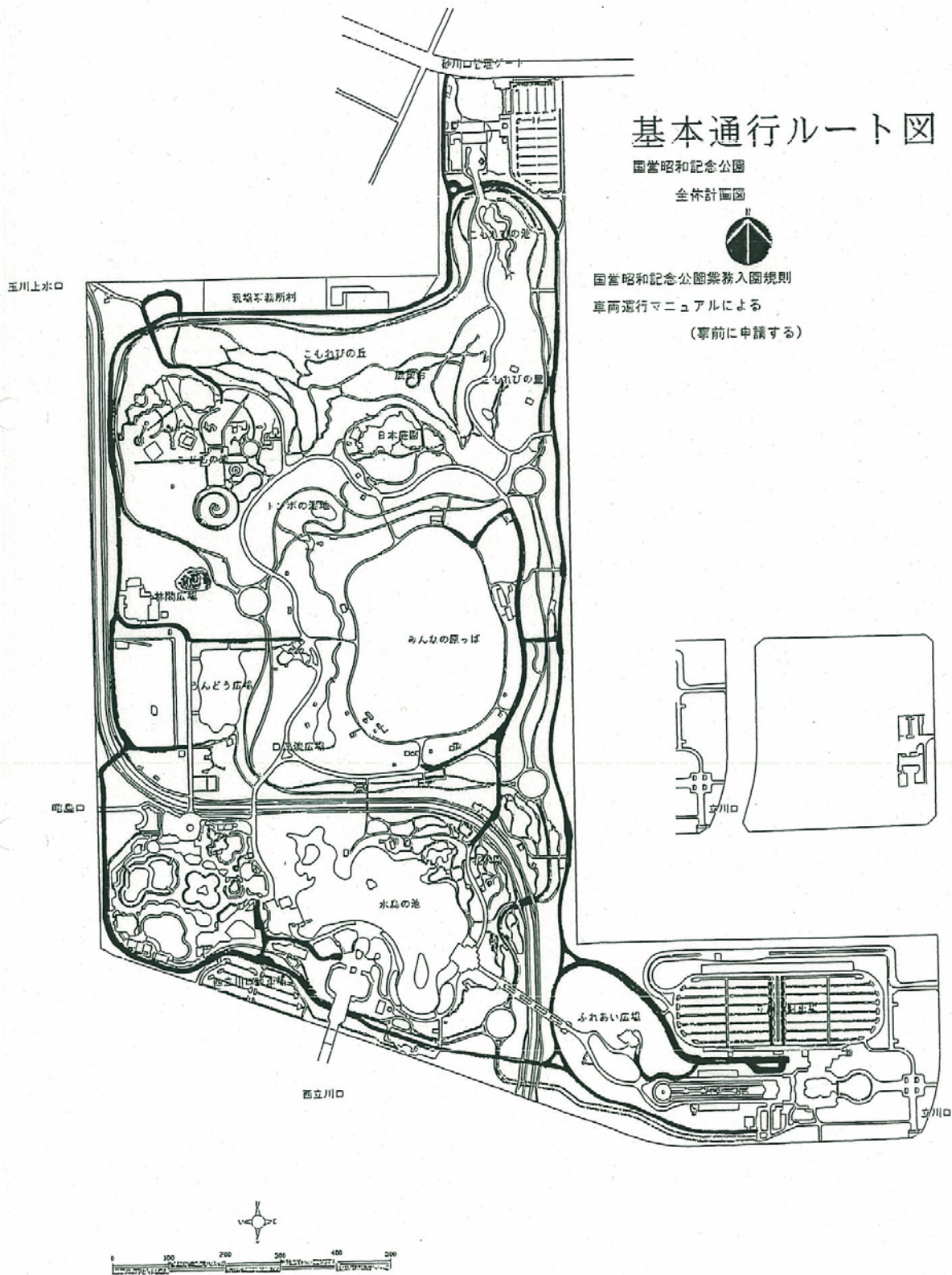
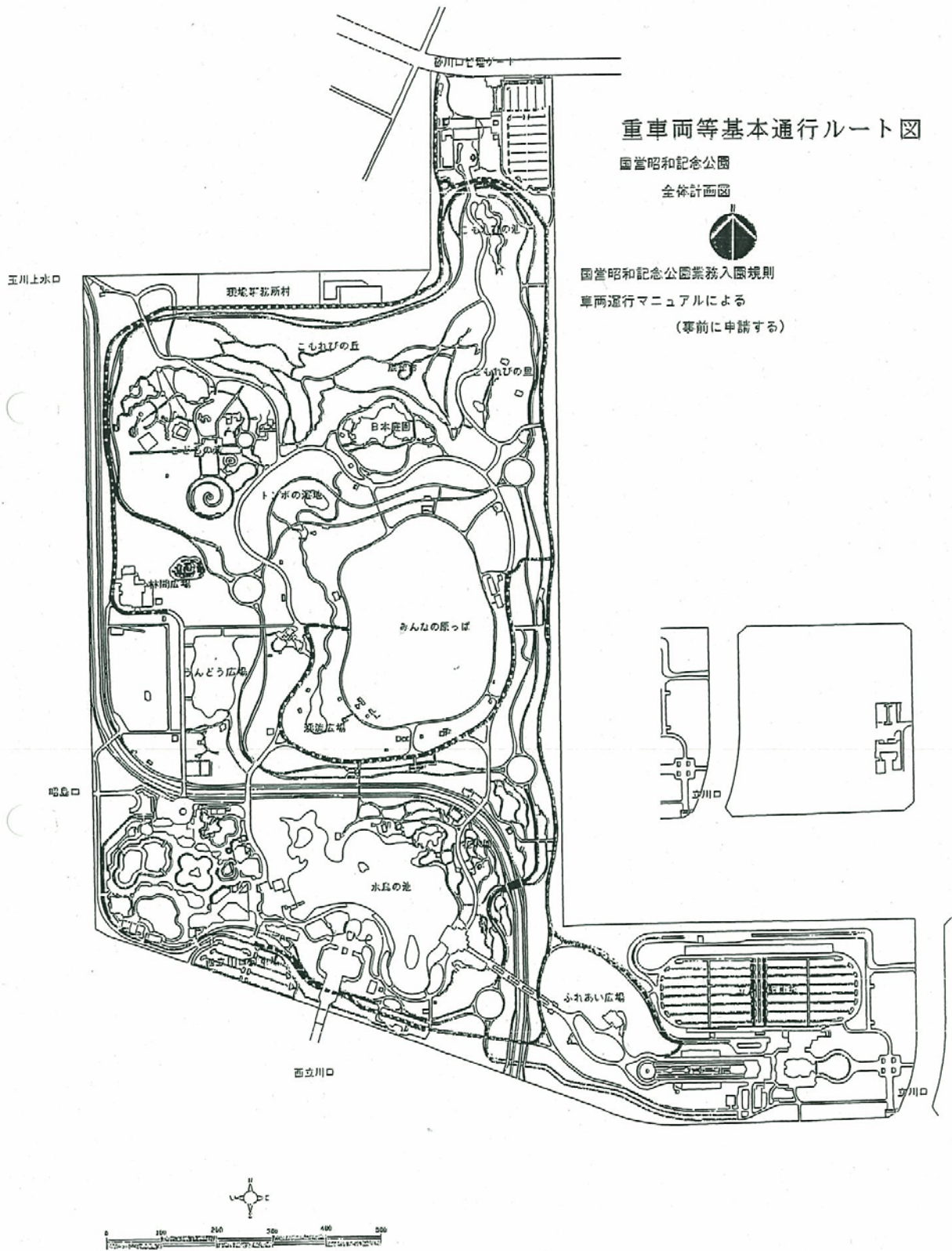


図 2





入園者数報告様式

※入園料金等の改定により、様式に修正が生じた場合等には別途通知する。

■月別

月間入園者数報告書

■平成〇〇年 〇月実績

(単位:人)

| 公 園 名 | | 国営〇〇公園 |
|--|---------|--------|
| 項 目 | | |
| 今 年 度 | 大人 | |
| | シルバー | |
| | 小人 | |
| | 無料入園者 | |
| | 有料区域 小計 | 0 |
| | 無料区域 | |
| | 入園者数合計 | 0 |
| 前 年 度 (参 考) | 大人 | |
| | シルバー | |
| | 小人 | |
| | 無料入園者 | |
| | 有料区域 小計 | 0 |
| | 無料区域 | |
| | 入園者数合計 | 0 |
| 対前年差 | | 0 |
| 対前年比 | | |
| ※特記事項 ・入園者数に大きな影響を及ぼす要因(イベント、気象等)があれば記入。 ・入園者数合計の値に前年度比で大きな変動があった場合、その要因分析結果を記入。 | | |

対象:小人以下、身体障害者およびその付き人等

■大型連休

大型連休入園者数報告書

■公園名: 国営〇〇公園

(単位:人)

| 日付 | | | | | | | |
|------------|---------|---|---|-------|--|---|---|
| 項目 | | | | | | | |
| 曜日 | | | | | | | |
| 開園時間帯の天気 | | | | | | | |
| 今年度 | 大人 | | | | | | |
| | シルバー | | | | | | |
| | 小人 | | | | | | |
| | 無料入園者 | | | | | | |
| | 有料区域 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 無料区域 | | | | | | |
| | 入園者数合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度同曜日(参考) | 大人 | | | | | | |
| | シルバー | | | | | | |
| | 小人 | | | | | | |
| | 無料入園者 | | | | | | |
| | 有料区域 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 無料区域 | | | | | | |
| | 入園者数合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対前年差 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対前年比 | | | | | | | |
| 日付 | | | | | | | |
| 項目 | | | | | | | |
| 曜日 | | | | | | | |
| 開園時間帯の天気 | | | | | | | |
| 今年度 | 大人 | | | | | | |
| | シルバー | | | | | | |
| | 小人 | | | | | | |
| | 無料入園者 | | | | | | |
| | 有料区域 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 無料区域 | | | | | | |
| | 入園者数合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 前年度同曜日(参考) | 大人 | | | | | | |
| | シルバー | | | | | | |
| | 小人 | | | | | | |
| | 無料入園者 | | | | | | |
| | 有料区域 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 無料区域 | | | | | | |
| | 入園者数合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対前年差 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対前年比 | | | | | | | |
| 日付 | | | | 期間中合計 | ※特記事項 ・入園者数に大きな影響を及ぼす要因(イベント、気象等)があれば記入 ・入園者数合計の値に対前年度比で大きな変動があった場合、その要因分析結果を記入。 | | |
| 項目 | | | | | | | |
| 曜日 | | | | | | | |
| 開園時間帯の天気 | | | | | | | |
| 今年度 | 大人 | | | 0 | | | |
| | シルバー | | | 0 | | | |
| | 小人 | | | 0 | | | |
| | 無料入園者 | | | 0 | | | |
| | 有料区域 小計 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 無料区域 | | | 0 | | | |
| | 入園者数合計 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 前年度同曜日(参考) | 大人 | | | 0 | | | |
| | シルバー | | | 0 | | | |
| | 小人 | | | 0 | | | |
| | 無料入園者 | | | 0 | | | |
| | 有料区域 小計 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 無料区域 | | | 0 | | | |
| | 入園者数合計 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 対前年差 | | 0 | 0 | 0 | | | |
| 対前年比 | | | | | | | |

パスポートの運用について

公園の利用者に対し、1年間有効な年間パスポート券を発行する。

なお、以下の料金等については変更する可能性がある。変更する場合は別途通知する。

【対 象】 一般入園料

プール利用者の入園料金は対象外

【料 金】 大人 4,500 円（一般の入園料の 10 回分）

シルバー（65 歳以上）2,100 円

※なお、本料金は平成 30 年度（1 年間）の試行を予定しており、平成 31 年度以降については、別途指示する。

【使用について】 年間パスポートは、以下の国営公園で使用し入園が可能である。また、発行した公園が以下の国営公園であれば、国営昭和記念公園で使用し入園が可能である。

1. 滝野すずらん丘陵公園
2. 国営みちのく杜の湖畔公園
3. 国営常陸海浜公園
4. 国営武蔵丘陵森林公園
5. 国営アルプスあづみの公園
6. 国営越後丘陵公園
7. 国営明石海峡公園
8. 国営備北丘陵公園
9. 国営讃岐まんのう公園
10. 国営海の中道海浜公園

【有効期限】 購入日より 1 年間有効

【発行方法】 公園発券窓口において申込みを行う。

窓口では申込者の顔写真を撮影のうえ、氏名、有効期間、顔写真、登録番号を記載したカードに硬質フィルム・コーティングしたものを発行する。

【チェック方法】 入園ゲートにおいて、顔写真により本人であることを確認する。

【備 考】 年間パスポート券の発行に必要な機械費及び材料費については、公園運営維持管理業務の事業者が負担する。

行催事について

1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 国営昭和記念公園運営維持管理基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので公園内の行催事としてふさわしいもの

2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。

なお具体には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配付する参加賞
- 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

4. 主催イベント

1) 大型主催イベント

国営昭和記念公園主催の行催事のうち、以下の4つを「大型主催イベント」という。

あらかじめ年間行事計画書に記載した上で、打合せ簿及び予算書（支出項目内訳）、詳細な実施計画書（別添23「行催事実施計画書例」参照）により、調査職員の承諾を得た上で実施するものとする。

- ・フラワーフェスティバル（早春～春）
- ・秋の大規模花修景
- ・紅葉まつり（紅葉・黄葉期間等）
- ・ウィンタービスタイルミネーション（12月初旬～クリスマス頃）

なお上記期間中に開催する主催イベントについては、各大型主催イベント名を冠につけて、広報してもよい。

2) 主催イベント

国営昭和記念公園主催の行催事のうち、大型主催イベント以外のものを「主催イベント」という。

なお、材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものも含み、その場合は予算書(支出項目内訳)により、調査職員等の承諾を得た上で実施するものとする。

5. 自主イベント

公園の利便性や魅力をより一層高めるため、関東地方整備局長の許可(都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条、第6条又は12条に基づく許可)を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により行う事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントに実施にあたっては、都市公園法施行令(昭和31年政令290号)第20条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて、年間行事計画書に記載するものとする。

6. 持ち込みイベント

第3者が都市公園法(昭和31年法律第79号)第12条及び第5条または第6条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。なお、過去継続されている持ち込みイベントは別添22を参照すること。

7. 行催事の件数の数え方

- 1) 原則当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできるものとする。
- 2) 1年未満の期間続けて行う展示等は1回と数える。当該年度内に1度撤去し、再設置した場合は設置する毎に1回と数える。ただし、異常気象等が予見される場合に安全管理上やむを得ず撤去し、再設置した場合を除く。
- 3) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は1回/日と数える。異なる日に実施した場合は、日毎に1回と数える。
- 4) 自主事業による行催事も、1)~3)の方法で実施回数に加えるものとする。

8. 行催事の参加者数の数え方

- 1) 参加者数は延べ人数とする。
- 2) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。

3) 展示は参加者数を数えない。

9. 行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

(参考) イベント規格

| 区 分 | | ボランティアの企画・準備・ 実施への参画 | | 備考 | |
|------------|------------|-------------------------|----|----------|---------|
| | | あり | なし | | |
| 大 型 主 催 | | | — | 各1回/年 実施 | |
| 主 催 | 展 示 | 花みどり文化センター | — | ○ | 常設展示を除く |
| | | 上記以外(花木園展示棟等) | — | ○ | |
| | 体 験 イ ベ ント | 中規模(参加者 30 名以上) | — | ○ | |
| | | 小規模(参加者 30 名未満) | — | — | |
| 自 主 事 業 | | — | — | | |
| 持 込 イ ベ ント | | — | — | | |

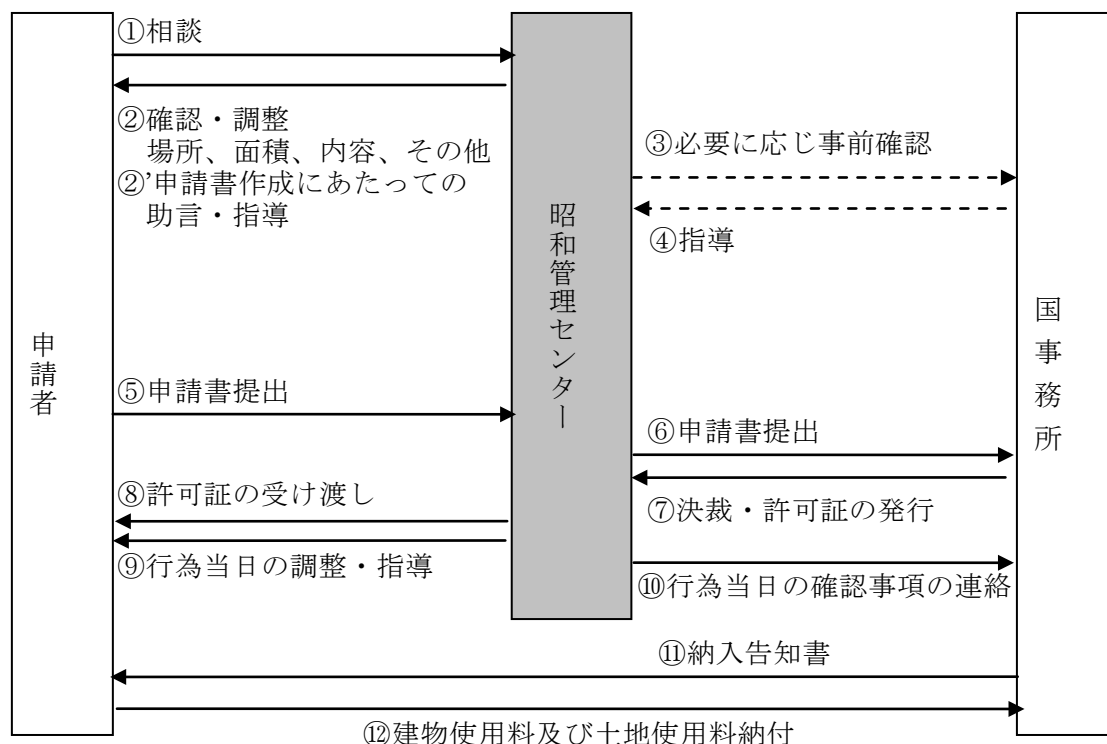
○：開催回数のみ包括的な質のカウント対象

—：包括的な質のカウント対象外

持込イベント等対応マニュアル（案）

国営昭和記念公園内でイベント等を実施する場合には、都市公園法第 12 条に基づき、公園管理者の許可を受ける必要がある。

管理センターにおいて、イベント等の内容、実施時期、実施箇所等を確認し、他の利用等との調整を行い、実施可能なものについては以下のフローに従い手続きをとること。



※原則として都市公園法第 12 条に基づく行為に関する許可を前提とする。
 ※花みどり文化センター、歆楓亭の施設利用料金の徴収については事業者の事務である。

1. 許可の必要な行為例

- ・ アンケートの調査又は植物等の調査
- ・ 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事
- ・ 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
- ・ ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うもの
- ・ 公園内に標識又は横断幕等を掲示して行うもの
- ・ 駐車場及びその進入路以外の場所への自転車乗り入れを行うもの
- ・ 会費等を徴収して写真又は動画等の撮影を行うもの
- ・ 写真又は映画等を営利目的で撮影するもの

2. 手続き

(1) 申請者からの相談受付及び確認・調整

実施が可能なものかどうか電話等にて必ず確認した上で、申請を行ってもらおう。

以下の項目について確認すること（詳細は「様式1 持込イベントの確認事項」を参照）。

1. 行事名
2. 開催日時（準備日を含む）
3. 開催経験
4. 行事の目的・内容
5. 主催者名、運営組織図等
6. 申請担当者名、所属先及び連絡先
7. 参加費（入園料含む）
8. 入場見込み数・参加予定人数
9. 物品販売・配布の予定
10. 収支予算書
11. 使用しようとする区域、施設、マラソン等のコース（※1 一枚にまとめても可）
12. 設置する仮設工作物の内容（※1 一枚にまとめても可）
13. 会場図（※1 一枚にまとめても可）
14. タイムスケジュール
15. 事故防止対策、要員配置図等
16. 緊急連絡体制図
17. その他（以下は、実施計画書の提出が必要な規模のイベントについて実施計画書に盛り込むこと）
 - ・ 交通対策
 - ・ 周辺地域対策
 - ・ ごみ対策
 - ・ 広告宣伝の方法
 - ・ 特殊なイベントの留意点

なお、内容によっては、国事務所に対し事前確認を行った上で、申請書の提出をしてもらうこと。

(2) 申請書の作成指導及び受付

(1) の確認・調整の結果、実施が可能なものについて、申請者から申請書（添付資料1及び2）を提出してもらおう。その際、申請書作成にあたっての助言・指導を行うこと。

なお、提出された申請書については内容確認の上、速やかに国事務所へ提出すること。

(3) 許可書の受け渡し及び行為当日の調整・指導

国事務所から発行された許可書について、申請者に手渡す。また、行為当日においては他の利用者等の利用の妨げとならないよう、必要に応じ調整・指導を行うこと。

なお、雨天等によりイベント等が中止になった場合については国事務所へ報告すること。

3. 留意事項

- ・ マラソン等線形イベントの受け入れ可能な時期等
- ・ ロケーション

■様式1 持込イベントの確認事項 申請者用

(赤字：留意事項を赤字で示しています。ご確認の上記載してください。)

| 実施計画書 | | |
|-------|-------------------------|---|
| 1 | 行事名 | ※名称は行事内容を表し、利用者が見て内容をイメージしやすい名称を記載してください。 |
| 2 | 開催日時 (準備日を含む) | 開催日 年 月 日 (時間 ~) 準備日 年 月 日 (時間 ~) 開園時間外の入園 <input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし ※該当するものに☑をしてください。 開園時間外の入園がある場合その理由 |
| 3 | 開催経験 | <input type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 他の場所では実施しているが本公園では初めて <input type="checkbox"/> 初めてではない (本公園での実施 2回目・3~5回目・5回以上) 初めてではない場合、本公園での実施回数の該当するものに☑をしてください。 |
| 4 | 行事の 目的・内容 | ※本公園で実施する意義、実施により得られる効果も含めて記載してください。 |
| 5 | 主催者名、 運営組織図等 | 主催者名 (個人・組織) 運営組織図 (別添してください) ※危険を伴うイベントの場合、救護のための看護師等の配置が必須です。 |
| 6 | 申請担当者名、 所属先及び 連絡先 | 申請担当者名 _____ 所属先 (団体・企業名) _____ 連絡先 _____ 住所 _____ 電話 _____ |
| 7 | 参加費 (入園料含む) | 参加費の徴収 <input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし ※該当するものに☑をしてください。 参加費 _____ 円 |
| 8 | 入場見込み数・ 参加予定人数 | スタッフ _____ 名 参加者 _____ 名 |

| | | |
|----|----------------|--|
| 9 | 物品販売・配布の予定 | <input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし ※該当するものに☑をしてください。 具体的な内容： ※販売する物品の内容や価格、配布物の概要等について記載して下さい。 |
| 10 | 収支予算書 | ※収支予算書を添付してください。 |
| 11 | 実施場所 | ※使用しようとする区域、施設、マラソン等のコースについてご記入ください。必要に応じて図面を添付してください。 |
| 12 | 仮設工作物設置の有無 | <input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし ※該当するものに☑をしてください。 設置場所： _____ 安全対策： _____ 都市公園法第6条の許可申請 <input type="checkbox"/> 提出済み ・ <input type="checkbox"/> 未提出 ※該当するものに☑をしてください。 ※仮設工作物を設置する場合に、その設置物の名前、数、大きさ、設置希望場所を記載してください。（必要に応じて図面を添付してください。） ※仮設工作物の安全対策について記載してください。 ※仮設工作物の設置には、都市公園法第6条に基づく占用許可申請のための書類提出が必要です（占用料が発生します）。申請の有無についても記載してください。 |
| 13 | 会場図 | ※「使用しようとする区域・施設・マラソン等のコース」「設置する仮設工作物の内容」「会場図」は1つにまとめて記載しても問題ありません。 |
| 14 | タイムスケジュール | ※イベント当日のスケジュールを記載してください。参加者の退出時間についても記載して下さい。 |
| 15 | 事故防止対策、要員配置図等 | ※マラソン等の場合、救護のための看護師等を適切に配置し、その旨を記載してください。 ※夏期の熱中症対策など参加者の安全対策についても記載してください。 |
| 16 | 緊急連絡体制図（緊急連絡先） | ※緊急連絡先は当日来園されるご担当者のお名前と携帯番号（1名で結構です）を記載してください。 ※体制図については管理センターとの連絡体制についても記載してください（救急車の要請は管理センターが対応しますので必ずご連絡ください） |
| 17 | その他 | 特殊イベントの有無 ※該当するものがあれば☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 開園時間外の開催を含む（夜間イベント等） <input type="checkbox"/> マラソン、トライアスロン大会等 <input type="checkbox"/> 子供のサッカー大会等 <input type="checkbox"/> 騒音が発生するイベント <input type="checkbox"/> ロケ <input type="checkbox"/> 花みどり文化センター室内イベント |

| | | |
|----|-----|---|
| 17 | その他 | <p>該当する場合、別紙1の記入要領をご確認ください。また、会場配置図やスケジュール等を任意様式で提出してください。</p> <p>※規模の大きなイベントについては、別途、必要に応じて交通対策、周辺地域対策、ゴミ対策、広告宣伝の方法について記載してください。</p> |
|----|-----|---|

添付資料1 特殊イベントの留意点

| |
|---|
| <p>1. 夜間の開催を含むイベント</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「15. 事故防止対策、要員配置図等」に、人の導線の設定、警備員や照明の配置、閉鎖区域等の安全対策の図を必ず添付してください。 |
| <p>2. マラソン、トライアスロン等のイベント</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・マラソン等の場合、看護師等を適切に配置し、看護師、健康管理者、責任者の氏名や電話番号を「16. 緊急連絡体制図」に記載して下さい。 ・季節に対応した安全対策を「15. 事故防止対策、要員配置図等」に記載（夏期のマラソンなら、熱中症対策 等）。 |
| <p>3. 子供のサッカー大会等</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「15. 事故防止対策、要員配置図等」に以下の事項を記載して下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ①他の利用者の安全確保、案内誘導の方法 ②要員の配置 ・「17. その他」に、公園運営の妨げになることをしないよう、参加者の皆様へ周知する対策についても記載してください。 ・参加者が開園時間内に退出できるスケジュールとなっているかご確認ください。 |
| <p>4. 騒音の出るイベント</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「14. タイムスケジュール」において、夜8時以降は音を出さないスケジュールとなっていることをご確認ください。 |
| <p>5. ロケ</p> |
| <p>【実施計画書記載の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「8. 入場見込み数・参加予定人数」については、スタッフ人数と出演者数を記載してください。 ・ロケ用の項目として、以下についても記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> +撮影したものを載せる媒体について（テレビ番組等の場合は放映予定日、時間、放送局、番組名等、書籍等の場合は、書籍名、発行予定部数等をご記入ください。また、公園名のクレジット等を表示・掲載出来る場合はその旨を記載してください。 +撮影内容 +撮影機材（大型の機材等またはスモーク等特殊な機材を使用予定の場合は機材名および数を記載してください） |
| <p>6. 花みどり文化センター室内イベント</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・飲食は原則不可となっています。 ・工作物の設置には重さ制限があるためご注意ください。 ・イベント準備の際には、利用者の導線を確保し安全に努めてください。 ・昭和天皇記念館の出入口をふさがないでください。 ・会館時間以外の準備や片づけについては、管理センターと調整して実施してください。 |

国営昭和記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国営昭和記念公園(以下「公園」という。)における行為の禁止等について法令で定めるもののほかに、その趣旨に基づき、行為の内容に応じた方針を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「公園内」とは、都市公園法(以下「法」という。)の定めるところにより公告された区域及び一般に公開されている区域をいう。

2 この要領において「職員等」とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一 国営昭和記念公園事務所(以下「公園事務所」という。)の職員
- 二 国営昭和記念公園運営維持管理業務事業者(以下「昭和管理センター」という。)の職員
- 三 昭和管理センターとの契約により、指揮監督を受けて公園の利用上の指導等の業務を行うもの。

3 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入る全てのものをいう。

(禁止する行為)

第3条 公園内における行為のうち、次の各号に掲げるものは、法第11条に準ずる行為とみなし、その行為を禁止する。

- 一 花卉又は果実種子等を採取する行為
- 二 次条第1号に定める指定場所以外の場所でガスコンロ、石油コンロ並びに花火等の火気を使用する行為
- 三 指定場所以外での一輪車、野球用具類等を使用する行為
- 四 灰皿のある場所以外での喫煙
- 五 自転車の利用に関し次の各号に掲げる行為
 - イ 定められたサイクリングコース以外の区域及びみどりの文化ゾーン自転車進入禁止区域(みどり橋含む)への乗り入れ、ただし許可車は除く。
 - ロ 定められた駐輪場以外の区域の自転車の放置
 - ハ 定められた方向以外の走行
 - ニ 過度なスピード走行
 - ホ 無理な追い越し
- 六 他の利用者の快適性を明らかに損なう音響の発生
- 七 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為
- 八 公園事務所長の許可なく、洗濯、寝泊まり等をする行為

(場所の指定等)

第4条 都市公園法施行令(以下「令」という。)第18条に定める指定する場所は次の各号に定める場所とする。

- 一 第3号関係 バーベキューガーデン、レストラン(バーベキュービアガーデン含む)のほか公園事務所長が行催事ごとに指定する場所
- 二 第4号関係 バードサンクチュアリー、管理用施設、修景施設及び必要に応じ公園事務所長が指定する「立入禁止」区域で標識等により明示される区域
- 三 第5号関係 駐車場及びその進入路及び基本走行ルート

(許可申請)

第5条 公園内における行為のうち次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ公園事務所長の許可を受けるものとする。

- 一 アンケート調査又は動植物等の調査
 - 二 公園内の一定の場所を独占的に使用する行催事
 - 三 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事
 - 四 ステージ、テント、マイクロホン、机、椅子等を公園内に設置して行うもの
 - 五 公園内に標識又は横断幕等を掲示して行うもの
 - 六 写真又は映画等を営利目的で撮影するもの
 - 七 会費等を徴収して写真又は映画等の撮影を行うもの
 - 八 駐車場及びその進入路以外の場所へ自動車の乗り入れを行うもの
- 2 前項各号に掲げる行為のうち、みどりの文化ゾーンにおける行為については、次の各号に定める期間に公園事務所長宛に許可の申請をするものとする。
- 一 国際的又は全国的規模の行催事、および国際的又は全国的機関が主催等する行催事
 - ・利用開始の属する月の24ヶ月前の初日から10ヶ月前の末日
 - 二 「花みどり文化センター」と「ゆめひろば」を一体的に利用する大規模な行催事又は、「花みどり文化センター」のギャラリーもしくは「ゆめひろば」を1/2以上使用する行催事(但し、前号に該当するものを除く。)
 - ・利用開始の属する月の12ヶ月前の初日から3ヶ月前の末日
 - 三 前各号以外の行催事
 - ・利用開始の属する月の5ヶ月前の初日から利用日の14日前
- 3 第1項の各号に掲げる行為のうち、うんどう広場及びフットサルコートにおける行為については、次に定める日までに公園事務所長の許可を受けるものとする。
- 一 うんどう広場を利用する行催事
 - ・利用開始の属する月の2ヶ月前の第2水曜日
 - 二 フットサルコートを使用する行催事
 - ・利用開始の属する月の2ヶ月前の第2水曜日
- ただし、次条に掲げる各施設の取扱要領に定めた抽選の後、当該施設の利用者が決定しなかった日時においては、新たに利用の許可を行う場合もある。
- なお、当該施設において、同一の個人または団体が法第12条許可を受けることができるのは、原則として1月に1回までとする。

(許可申請の適用除外)

第6条 前第5条の規定にかかわらず次の各号に掲げるものは、法第12条の規定が適用されない軽微なもののみなし、届出書(施設利用申請書等)を提出する。

- 一 バーベキューガーデン、歓楓亭の目的内利用
- 二 うんどう広場の目的内利用のうち、利用人数が100名未満のもの
- 三 フットサルコート等の目的内利用のうち、利用人数が50名未満のもの
- 四 平日に行う校内マラソン大会

(利用指導)

第7条 職員等はその職務に応じ、法令及びこの要領に定める禁止行為又は許可条件に違反する行為を発見したときは、必要の都度入園の制限又は適切な利用指導を行うものとする。

(許可基準)

第8条 法第12条の規定による許可の申請に関しては、原則として次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売又は頒布
 - 二 公園利用に直接関係のない集会
 - 三 著しく公共性に欠け、又は排他的な催し
 - 四 営利のみを目的とした集会
 - 五 公共性に欠ける募金又は署名活動
 - 六 公園利用又は公園管理に関係のない調査(国土交通省関係は可)
 - 七 休園日又は開園時間外の利用、ただしロケーションの場合で公園のPR効果が高いと認められるものを除く。
 - 八 日祭日に車輛を利用する行催事。ただし、車輛を利用することが行催事の実施に不可欠で他の利用者の安全と快適性が損なわれないと認められる場合を除く。
 - 九 次の各号の一に該当し明らかに公園利用の快適性を損なうもの
 - イ 公園施設の損傷又は汚損
 - ロ 公園の風致又は美観の侵害
 - ハ 他の利用者に危害を与え又は不便を生じさせること
 - 十 前各号に定めるもののほか、公園事務長が公園の利用又は管理上から不都合と認めるもの
- 2 「みどりの文化ゾーン」の利用に係る許可の申請に関しては、前項第二号から第十号までの各号に該当しないもので、次の各号に掲げるものに許可するものとする。
- 一 「緑の文化」に関連した行催事
 - 二 地域振興に資する行催事で、国、地方公共団体、公益法人等が主催、共催、または後援するもの
 - 三 国営昭和記念公園の利用増進に資するもの
- 3 第一項第一号の規定にかかわらず、昭和管理センターが、公園利用の促進又は利用者の利便を図る目的で実施する場合は許可の対象とする。

(許可条件)

第9条 公園内の行為について許可をする場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 一般利用者に迷惑をかけないように留意すること。
 - (一) 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - (二) 公園を損傷したり汚損するなど公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
 - (三) 公園の風致及び美観、その他の公園としての機能を害しないこと。
- 二 許可を受けた事項を変更するときは、簡易なものを除き公園事務所長の許可を受けること。
- 三 許可の期間が満了したときは公園を直ちに現状に回復すること。ただし現状に回復することが不適当な場合は、公園事務所又は昭和管理センターの職員の指示に従い必要な措置を講ずること。
- 四 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに公園事務所又は昭和管理センターの職員に報告するとともに、公園利用者の安全を図り、申請者の責任において速やかに処理すること。
- 五 公園施設を損傷し、汚損し又は滅失した場合は、これを修理し、もしくは現状に回復、又は賠償すること。
- 六 次に示すような場合、許可を取り消したり必要な措置を命ずる場合がある。
 - (一) 申請内容に偽りがあったり、不正な手段により許可を受けた場合。
 - (二) この許可条件を守らない場合。
 - (三) 公園の保全又は、公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合。
 - (四) 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
 - (五) 許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なう場合。
- 七 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、公園事務所長又は昭和管理センターの職員の指示に従うこと。
- 八 自転車の使用については目的以外使用しないこと。
- 九 学校関係者は当日前に生徒の健康管理を充分におこない、当日は校医又は保健担当員を必ず来園させること。
- 十 ロケーションについては「国営昭和記念公園」の名称を入れること。

(持ち込み物件等)

第10条 法第11条に準じ、公園内への持ち込み物件、制限物件を次のとおり2ランクに分け、公園の安全かつ快適な利用に対処する。

- 一 公園内への持ち込みを禁止する物件
 - ・銃及び刀剣類(モデルガン、木刀、竹刀を含む)
 - ・ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機、ドローン等
 - ・捕鳥網、植物採集道具、釣り道具類
 - ・木製・金属製バット、硬球、スケートボード
 - ・爆発性、引火性の高い花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類(定められた場所で使用する家庭用のガス器具類、イベントを除く)
 - ・その他、公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの
- 二 指定場所における使用等の条件付きで持ち込みを認める物件
 - ・球技用のネット
 - ・一輪車、ローラースケート、インラインスケート、キックボード

- ・野球用具類(硬球を除く)、ゴルフ用具類(パターゴルフで使用するもの)
- ・テント(個人利用)、タープ、パラソル、デッキチェア
- ・その他、場所の特定が必要と思われるもの

2 前項に加え、みどりの文化ゾーンにおいては、次の各号に掲げるものの持ち込みを禁止する。

一 凧、カイト類

【持ち込み物件、制限物件一覧表】

| 園内規制(遊具等)の名称 | 一般園内 | 条件付き | 備考 |
|---|------|------|--|
| タバコ(喫煙) | × | ○ | 園内の所定(灰皿設置)場所のみ喫煙可能。所定場所は添付資料1に示す |
| 銃及び剣類(モデルガン、木刀、竹刀を含む) | × | × | |
| ブーメラン、弓矢、パチンコ | × | × | |
| 電動式・エンジン式模型(ラジコン等) | × | × | ドローンを除く |
| ドローン | × | ○ | 事前に許可・承認証を取得し、添付資料2に示す目的及び条件等を遵守すること。 |
| 模型ヨット・ボート類 | × | × | |
| 捕鳥網、植物採集道具、釣り道具類 | × | × | |
| 木製・金属製バット | × | × | |
| 硬球 | × | × | |
| ゴルフ用具類 | × | × | |
| 野球用具類(硬球を除く) | × | ○ | うんどう広場のみ |
| 凧(スポーツカイト・大型の凧を除く) | × | ○ | みんなの原っぱのみ ※ただし、自衛隊立川駐屯地が隣接しているため、高さ制限(45m)があります。 |
| 球技用のネット | × | ○ | うんどう広場のみ |
| 爆発性、引火性の高い花火、火薬、大量のガス器具、油脂類及び火を使用する器具類(イベントでの使用を除く) | × | × | |
| 一輪車 | × | ○ | 一輪車コースのみ |
| ペダル無し二輪車 | ○ | × | サイクリングロード・日本庭園を除く |
| 三輪車 | ○ | × | サイクリングロード・日本庭園を除く |
| 補助輪付自転車 | ○ | × | サイクリングロード・日本庭園を除く |
| 変形自転車等 | × | × | 下記のいずれかにあてはまるもの ・長さ190cm以上 ・幅60cm以上 ・鋭利な突起物があるもの ・道路交通法施行規則第9条2 普通自転車規格以外のもの |

| | | | |
|--------------------|---|---|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・キッズトレーラー等自転車で牽引するもの ・リカンベントタイプのもの |
| キックボード(動力付きを除く) | × | ○ | 日本庭園、サイクリングコース、プールエリア内、草地、芝地を除く(注意事項は添付資料1に示す) |
| ローラースケート、インラインスケート | × | ○ | 日本庭園、サイクリングコース、プールエリア内、草地、芝地を除く(注意事項は添付資料1に示す) |
| スケートボード類 | × | × | |
| ソリ・ヒップソリ | × | × | イベント時には貸出をいたしません |
| パラソル | × | ○ | バーベキュー広場はパラソル持ち込み禁止(注意事項は添付資料1に示す) |
| タープ | × | ○ | バーベキュー広場はテント、タープ持ち込み禁止。ただし、2m以内のドーム型テントは可(注意事項は添付資料1に示す) |
| デッキチェア | × | ○ | 注意事項は添付資料1に示す |
| テント(イベント用・大型) | × | ○ | 事前の占用許可と占用料が必要 |

附則 この要領は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

《公園内への持ち込み品について》

| 模型飛行機・ラジコンカー・ヨット類 | ドローン | 竹刀・木刀類 | ソリ類 | エアガン・モデルガン・弓矢・パチンコ | ブーメラン |
|---|---|---|--|---|---|
|  |  |  |  |  |  |
| 虫取りあみ・虫取りカ: | スケートボード・セグウェイ | 金属・木製バット及び硬球・軟球 テニス硬球 | ゴルフ用具 | 大型テント類 | |
|  |  |  |  |  | |
| 公園内では危険物を保護していますので釣りや採集はできません。 | ウェアボード・バランスボード・スノーボード・ウェイクボード・フリースタイル・サーフスケート等、これに類する道具はお持ち込みできません。 | フリッカー・キックボード | パラソル | 小型テント (2m×2m以内の物) | |
|  |  | 風・カイト | デッキチェア |  | |
| 観望場所があります。また、観望時は禁止することがあります。 | 運動広場のみの可 スポーツカイトは持ち込みできません。 | ソフトボール用具 | エンジン・モーター付きは不可 | 観望場所があります。 | |
|  |  | 自転車 | 自転車 (密形自転車除く) | | |
| 観望場所があります。また、観望時は禁止することがあります。 | 運動広場のみの可 スポーツカイトは持ち込みできません。 | 三輪車 | サイクリングコースのみ可 (自転車禁煙区からお入り下さい) | | |
|  |  | ストライダー | 園内、歩行者専用のみ可 日本園内は不可 | | |
| 観望場所があります。また、観望時は禁止することがあります。 | 運動広場のみの可 スポーツカイトは持ち込みできません。 | 補助付き自転車 | 立入り口、一輪車コースのみ可 | | |
|  |  | 一輪車 | | | |
| 観望場所があります。また、観望時は禁止することがあります。 | 運動広場のみの可 スポーツカイトは持ち込みできません。 | | | | |

キッズレララー等自転車でも取り回すもの、リカパベントタイプの自転車(一部を除く)競技用(ブレーキ無し)自転車はお持ち込みできません。

△ お持ち込みできますが、使用場所など一部制限があるもの
× お持ち込みできないもの



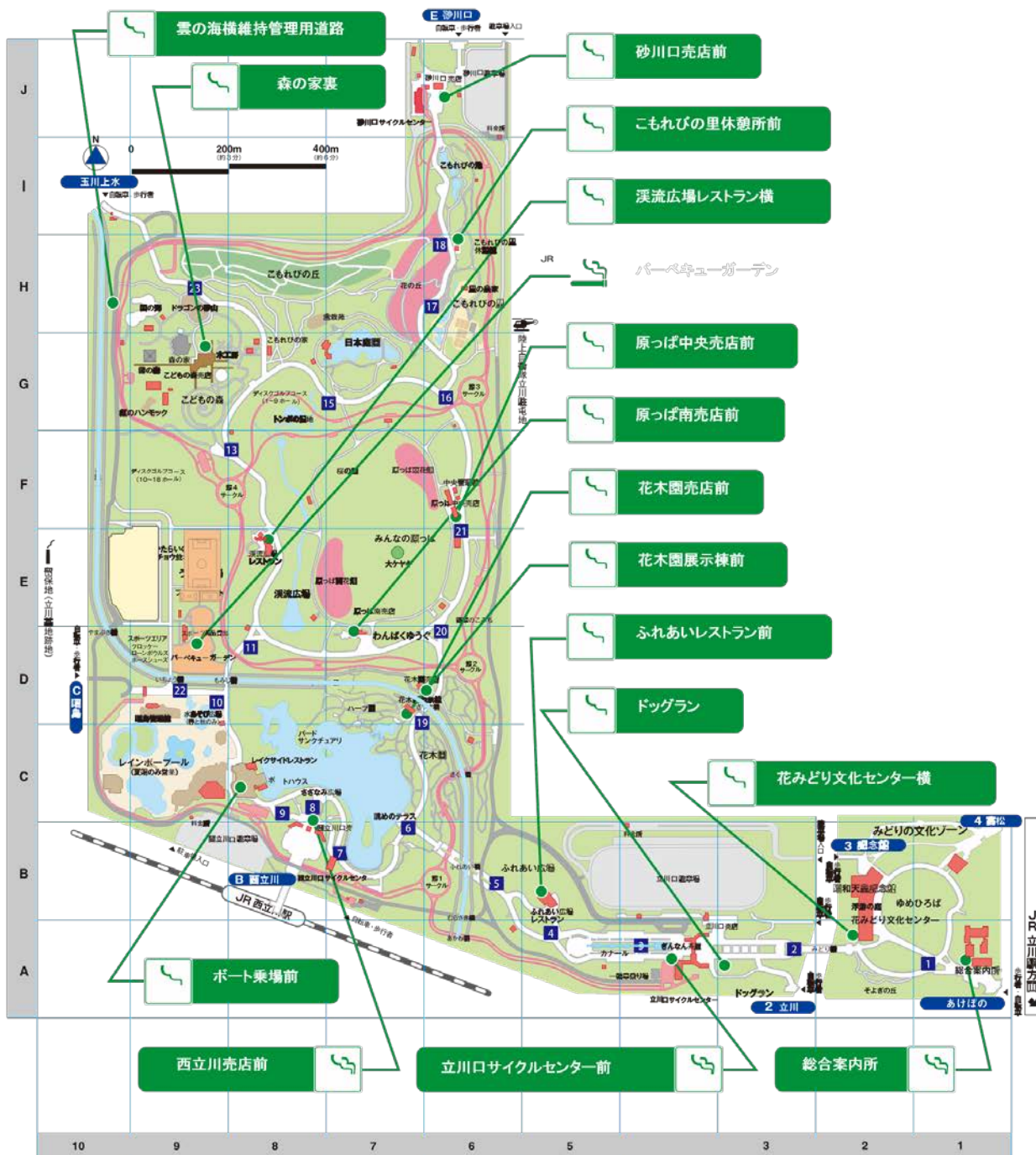
<喫煙所>

喫煙所MAP



お知らせ
注意事項

- ・公園内の喫煙場所は下記指定場所17箇所です。
- ・健康増進法第25条による受動喫煙防止のため、また火災防止のため、指定された喫煙場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・携帯灰皿をお持ちの場合も指定場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ・公園内ではタバコの販売はしていません。



<インラインスケート、ローラースケート、キックボード>



公園内でインラインスケート、ローラースケート
キックボードをご利用のお客様へ

- 日本庭園、サイクリングコース、プールエリア内または、みんなの原っぱなどの草地、芝生地ではご利用いただけません。アスファルトの園路でご利用ください。
- スピードを出したり、並んでの走行、集団での走行は危険ですのでおやめください。
- 他のお客様にご迷惑がかからないよう、十分ご注意ください。
- お客様が多い時など公園側が使用不可と判断した場合は、持ち込みを許可しないか、または使用を中止していただくことがあります。予めご了承ください。
- 歩行者や他の利用者との事故等については、自己責任で問題解決に当たってください。

国営昭和記念公園管理センター

<パラソル、タープ、デッキチェア、テント>

公園内でパラソル、タープ、デッキチェア、
テントをご利用のお客様へ



- 日本庭園、サイクリングコースではご利用いただけません。
- 風に飛ばされないよう、十分ご注意ください。
- 設置の際に地面に穴をあけた場合は、撤去時に必ず元の状態に戻してください。
- 他のお客様にご迷惑がかからないよう、十分ご注意ください。
- 悪天候時、イベント実施時、お客様が多い時など使用不可と判断した場合は、持ち込みを許可しないか、または使用を中止していただくことがあります。予めご了承ください。

国営昭和記念公園管理センター

ドローン（マルチコプター）の取扱いについて

公園内でのドローン等小型無人機の飛行は、別添 22「国営昭和記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領」において原則禁止されているが、以下に示す目的及び条件等を遵守する場合において、別添 22 の適用を除外する。なお、ドローン(マルチコプター)の取扱いについては、国土交通省航空局策定の「無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」を参照すること。

(目的)

国営昭和記念公園におけるドローン(マルチコプター)の飛行は、公園内の見頃の花々等の撮影を行うことで、公園の魅力を周知することを目的とする。

(対象)

人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であつて、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもののうち、撮影機能を有しているもの。

(ドローンの公園内への持込及び飛行条件)

- 一 ドローン等小型無人機を飛行させる場合、飛行させる約 14 日前までに、事務所に許可を得る必要がある。
- 二 公園内へドローン(マルチコプター)を持ち込む際には、各ゲートで許可証を提示し、ドローン(マルチコプター)を飛行させている際も許可を得ていることがわかる状態にしておく。
- 三 飛行にあたっては以下の安全対策及び航空制限等の注意事項を遵守することとする。

〈安全対策及び航空制限等の注意事項〉

- ・航空局の許可を受けている者が操縦すること。
- ・飛行高度が航空制限を超えないこと。(「無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン」および別添8「航空制限」参照)
- ・航行ルートが明記されていること。
- ・立川駐屯地への確認・了解が取られていること。
- ・墜落等に備えた安全対策が講じられていること。
- ・原則として開園時間内の飛行は行わないこと。
- ・開園時間内に飛行する場合は、公園利用者に対する安全対策が確実に講じられていること。

過去継続しているイベント

【大型主催イベントについて（案）①】

フラワーフェスティバル

1. 趣旨

公園内に咲く春の花々を見頃に合わせて広く紹介し、より多くのお客さまに何度も来園していただき、当公園の春を満喫してもらおう。

2. 開催期間

3月下旬～5月下旬

3. 開催場所

みんなの原っぱ東花畑・西花畑、こどもの森花畑、溪流広場、花の丘等

4. 実施内容

過年度実績同等以上

5. 広報

- ・記者クラブ投げ込み
- ・マスコミ各社にリリース
- ・ポスター、チラシ
- ・みどりの文化ゾーン他4箇所横断幕
- ・西立川駐車場常設看板
- ・ホームページに掲載

【大型主催イベントについて（案）②】

コスモスまつり

1. 趣旨

コスモス花畑の見頃期間に合わせて、コスモスや秋にちなんだイベントを開催することにより、公園のコスモス風景をより一層楽しめる空間にして秋季の利用促進を図る。

2. 開催期間

みんなの原っぱ東花畑・西花畑、花の丘のコスモスの見頃期間

3. 開催場所

みんなの原っぱ東花畑・西花畑、花の丘

4. 実施内容

過年度実績同等以上

5. 広報

- ・記者クラブ投げ込み
- ・マスコミ各社にリリース
- ・ポスター、チラシ
- ・みどりの文化ゾーン他4箇所に横断幕
- ・西立川駐車場常設看板
- ・ホームページに掲載

※平成31年以降はコスモス以外の秋期の大規模花修景を実施してよいものとする。

【大型主催イベントについて（案）③】

紅葉まつり

1. 趣旨

イチョウ並木、モミジ類の紅葉（黄葉）の見頃期間に合わせて、「都心より一足早い紅葉」として晩秋の利用促進を図る。

2. 開催期間

イチョウ並木、カエデの紅葉（黄葉）の見頃の時期 2週間程度

3. 開催場所

- ・カナルイチョウ並木
- ・かたらいのイチョウ並木
- ・日本庭園

4. 実施内容

過年度実績同等以上

5. 広報

- ・記者クラブ投げ込み
- ・マスコミ各社にリリース
- ・ポスター、チラシ
- ・みどりの文化ゾーン他4箇所に横断幕
- ・西立川駐車場常設看板
- ・ホームページに掲載

【大型主催イベントについて（案）④】

ウィンタービスタイルミネーション

1. 趣旨

冬季における利用促進及び地域における冬の風物詩としてイルミネーションを行う。

2. 開催期間

12月初旬～クリスマス頃

点灯時間：17：00～21：00

3. 開催場所

立川口～大噴水～ふれあい広場まで

4. 実施内容

過年度実績同等以上

5. 警備

(1) 警備員配置

- ・安全管理上必要な警備員を配置する

(2) スタッフ配置

- ・安全管理上必要なスタッフを配置する

6. 広報

- ・記者クラブ投げ込み
- ・マスコミ各社にリリース
- ・みどりの文化ゾーン他4箇所に横断幕
- ・西立川駐車場常設看板
- ・ポスター、チラシ
- ・ホームページに掲載

【その他の行催事（持ち込みイベント等）】

以下の行催事については、実施の半年～3ヶ月前より調整を行っている。

| 行催事名 | 申請日 | 実施日 |
|--|--|--------------------------------|
| まんぱく | 都市公園法第12条 前年11月 都市公園法第6条 実施年4月 | 5～6月 |
| 東京ピクニック | 都市公園法第12条 実施年8月 都市公園法第6条 実施年10月 | 10月 |
| しっぽフェスタ | 都市公園法第5条 実施年11月 | 11月 |
| JOGA洋らん展 | 都市公園法第12条 前年11月 | 3月 |
| トライアスロン 国営昭和記念公園トライアスロン大会事務局 主催 | 都市公園法第12条 実施年2月 都市公園法第6条 実施年2月 | 7月 |
| トライアスロン (公社)日本トライアスロン連合 主催 | 都市公園法第12条 実施年5月 都市公園法第6条 実施年5月 | 9月 |
| ① マスターズ第19回関東マスターズロード選手権大会 ②第19回東京マスターズロード選手権大会 ③第3回東日本マスターズ駅伝競走大会 ④第4回東日本マスターズロードレース大会 | ①～④ 都市公園法第12条 実施年4月 都市公園法第6条 実施年4月 | ① 6月 ② 9月 ③ 12月 ④ 12月 |

【共催イベントスケジュール①】

立川まつり国営昭和記念公園花火大会

- 5月中旬～ 実行委員会開催に向けての事前調整
立川観光協会、国事務所等との前年度結果を踏まえた改善事項調整
- 6月中旬 実行委員会開催
- 6月中旬 許可申請書・共催名義使用申請書の提出
申請書内容のチェック及び修正指示等の事前調整
- 7月中旬 大会前実行委員会及び関係官公庁合同連絡会議開催
- 7月下旬 花火大会本番
- 8月下旬 花火大会反省会開催

※ その他、状況に応じて実行委員会、警察等の現地踏査への対応、事務局レベルでの打合せを実施

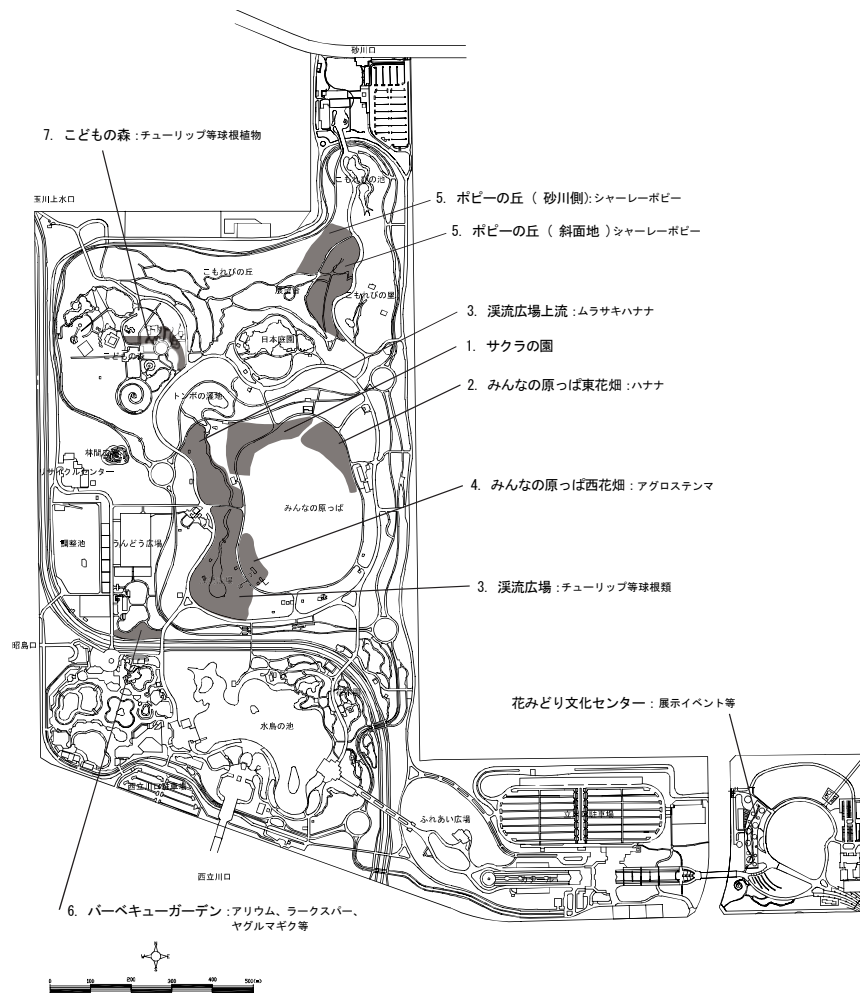
【共催イベントスケジュール②】

秋の楽市

| | |
|----------|-------------------------------|
| 前年 11月下旬 | 反省会后、次回秋の開催に向けての日程調整 |
| 8月中旬 | 現地確認 申請内容のチェック及び修正指示等の事前調整 |
| 10月上旬 | 許可申請書・共催名義使用申請書の提出 |
| 10月中旬 | 現地確認および最終調整 車両入園許可申請書の提出 |
| 10月下旬 | 「秋の楽市」実施 |

■箱根駅伝開催スケジュール

| | |
|----------|---------------------|
| 前年 10月中旬 | 箱根駅伝予選会 開催 |
| 前年 12月中旬 | 本部関係者・予選会の反省ミーティング |
| 1月上旬 | 箱根駅伝本大会 開催 |
| 3月下旬 | 審判関係者・走路の現場確認 |
| 4月上旬 | 審判関係者・走路の現場確認 |
| 4月下旬 | 審判関係者・走路の現場確認 |
| 8月上旬 | 本部関係者・22年度予選会の打ち合わせ |
| 8月上旬 | 本部関係者・走路の計測 |
| 8月下旬 | 本部関係者・走路の計測 |
| 8月下旬 | 本部関係者・報道関係者・現地ロケハン |
| 9月上旬 | 本部関係者・申請書類の提出と打ち合わせ |
| 9月中旬 | 試走会 |
| 9月中旬 | 報道関係者・園内撮影場所の打ち合わせ |
| 10月上旬 | 試走会 |
| 10月中旬 | 本部関係者・打ち合わせ |
| 10月中旬 | 本部関係者・最終書類提出 |
| 10月中旬 | 現場事前準備開始 |
| 10月中旬 | 会場・コース設営 |
| 10月中旬 | 予選会開催 |



イベント場所位置図(参考)

3. イベントの計画

①常設イベント

【〇〇スタンプラリー】

- ・日 時：期間中毎日
- ・実施場所：園内特設会場
- ・参加費：無料(入園料別)
- ・定員：なし
- ・概要：チェックポイントでスタンプを押しながら園内の見どころを巡りウォーキングを楽しんでもらう。

②期間中単発イベント

【〇〇音楽会】

- ・日 時：〇月〇日(土)～〇日(水)祝日 12:00～13:00 14:00～15:00 ※雨天中止
- ・実施場所：〇〇〇、〇〇〇
- ・参加費：無料(入園料別)
- ・参加方法：自由観覧
- ・参加費：無料(入園料別)
- ・概要：園内数ヶ所にて小さな音楽会を実施する。

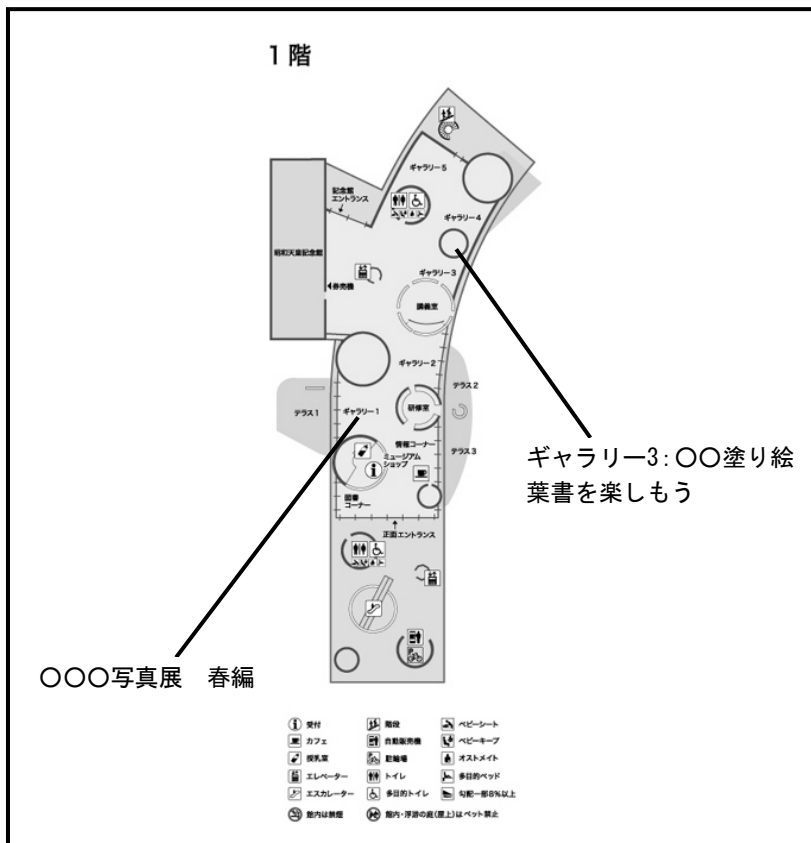
③ガイドプログラム

【〇〇ガイドツアー】

- ・日時：〇月〇日(日)、〇月〇日(日) 10:30~11:00、13:30~14:00
- ・実施場所：〇〇〇広場・参加費：無料(入園料別)
- ・参加方法：当日受付
- ・定員：各回〇〇名まで
- ・概要：職員による〇〇〇の解説ガイドツアーを行う。

【花みどり文化センター展示イベント】

- ・日時：〇月〇日(土)~〇日(水)祝日
- ・実施場所：花みどり文化センターギャラリー1~5
- ・参加費：無料(入園料別)
- ・参加方法：自由閲覧
- ・概要：〇〇〇イベントにちなんだ展示イベントを行う。
- ・展示内容：<〇〇写真展 春編> (ギャラリー1)
<〇〇塗り絵葉書を楽しもう> (ギャラリー3)
- ・展示場所：位置図を添付する



④その他期間中のイベント

【〇〇教室】

- ・日 時：〇月〇日(土)、〇月〇日(日) 10:30～、12:30～、13:30～、各1時間を予定
- ・実施場所：〇〇〇工房
- ・参加費：〇〇〇円(入園料別)
- ・参加方法：当日受付
- ・定 員：各回先着10名まで
- ・参加対象：小学生から中学生の子ども
- ・概 要：指導員が工具の使い方や使用する材料について解説した後、〇〇〇をつくる。

4. 広報計画

1) 自家媒体

- ・各ゲート及び園内各所へポスター、バナー掲示、チラシ配布
- ・文化ゾーン4箇所及び砂川口に横断幕の設置
- ・西立川口駐車場の常設看板使用
- ・HPトップにバナーを掲示し、専用ページを設ける
- ・周辺自治体と近隣商業施設でのポスター掲示、チラシ配布

2) マスコミ媒体

- ・立川市政記者クラブの情報リリース
- ・マスコミ各社(外国人記者クラブを含む)に対して情報リリース

実施日 自 平成〇〇年〇月〇日

至 平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇イベント 予算書

| 収入の部 | | | 支出の部 | | |
|------|--------------|----|-------|----------------|----|
| 区分 | 費用 | 金額 | 件名 | 内訳 | 金額 |
| 維持管理 | 広報宣伝行 催事費 | | 会場設営費 | 看板制作、設 営、撤去 | |
| | 広報費 | | 雑費 | 諸材料 | |
| 自主事業 | 協賛金 | | 印刷費 | チラシ印刷 | |
| | | | 印刷費 | 塗り絵葉書 印刷 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | 合計 | | |

グラフィックコントロールマニュアル（抄）

※マニュアル本体は閲覧資料とする

目次

使用基準

A

ベーシックエレメント／ベーシックシステム

- A1 シンボルマーク
- A2 ログタイプ
- A3 指定書体
- A4 カラー
- A5 シグネチャシステム
- A6 シンボルマークとログタイプの組み合わせカラー
- A7 ピクトグラム
- A8 誤りやすい使用例

B

アプリケーションアイテム／アプリケーションシステム

- B1 サイン
- B2 什器・備品
- B3 事務帳表類
- B4 ユニフォーム
- B5 広報・広告
- B6 輸送用機器

C

清刷り／カラーチャート

- C1 清刷り
- C2 カラーチャート
- C3 管理用カラーチャート

英語表記一覧

1. 公園全体

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|-------------------------|---|
| 1 | 国営昭和記念公園（正式） | Showa Commemorative National Government Park |
| 2 | 国営昭和記念公園（愛称） | Showa Kinen Park |
| 3 | 国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所 | Showa Kinen Park Office, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism |
| 4 | 昭和管理センター | Showa Administration Center |
| 5 | みどりの文化ゾーン | Green Cultural Zone |
| 6 | 展示施設ゾーン | Exhibition Zone |
| 7 | 水のゾーン | Water Zone |
| 8 | 広場ゾーン | Field Zone |
| 9 | 森のゾーン | Forest Zone |
| 10 | 立川口 | Tachikawa Gate |
| 11 | 西立川口 | Nishi Tachikawa Gate |
| 12 | 昭島口 | Akishima Gate |
| 13 | 玉川上水口 | Tamagawa Josui Gate |
| 14 | 砂川口 | Sunagawa Gate |
| 15 | 立川口サイクルゲート | Tachikawa Bicycle Gate |
| 16 | 西立川口サイクルゲート | Nishi Tachikawa Bicycle Gate |

2. みどりの文化ゾーン

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|------------|-----------------------------------|
| 1 | 公園事務所 | Park Administration Office |
| 2 | 事務所入口 | Office Entrance |
| 3 | あけぼの口 | Akebono Entrance |
| 4 | 記念館口 | Memorial Museum Entrance |
| 5 | 花みどり文化センター | Hanamidori Cultural Center |
| 6 | 昭和天皇記念館 | The Emperor Showa Memorial Museum |
| 7 | みどり橋 | Midori Bridge |

3. 展示施設ゾーン

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|-------|----------------------|
| 1 | 立川口広場 | Tachikawa Gate Plaza |

| | | |
|----|-------------|---|
| 2 | であいの広場 | Deai Plaza (Rendezvous Plaza) |
| 3 | 立川口駐車場 | Tachikawa Gate Car Park |
| 4 | 立川口サイクルセンター | Tachikawa Gate Bicycle Rental |
| 5 | 一輪車コーナー | Unicycle Corner |
| 6 | かたらいの道 | Katarai Promenade |
| 7 | カナル | Canal |
| 8 | 立川口モール | Tachikawa Gate Mall |
| 9 | ふれあい広場 | Fureai Field (Friendship Field) |
| 10 | ふれあい広場レストラン | Fureai Restaurant (Friendship Restaurant) |
| 11 | ふれあい橋 | Fureai Bridge (Friendship Bridge) |

4. 水のゾーン

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|--------------|--|
| 1 | 西立川口サイクルセンター | Nishi Tachikawa Gate Bicycle Rental |
| 2 | 西立川口駐車場 | Nishi Tachikawa Gate Car Park |
| 3 | 西立川口広場 | Nishi Tachikawa Gate Plaza |
| 4 | さざなみ広場 | Sazanami Plaza (Ripples Plaza) |
| 5 | 花木園 | Flowering Tree Garden |
| 6 | 花木園 北 | Flowering Tree Garden - North |
| 7 | 花木園 南 | Flowering Tree Garden - South |
| 8 | 花木園展示棟 | Flowering Tree Garden Exhibition House |
| 9 | 花木園売店 | Flowering Tree Garden Shop |
| 10 | ハーブ園 | Herb Garden |
| 11 | 水鳥の池 | Waterfowl Lake |
| 12 | 西立川口自転車専用ゲート | Nishi Tachikawa Gate Bicycle Entrance |
| 13 | バードサンクチュアリー | Bird Sanctuary |
| 14 | 観察舎 | Hide |
| 15 | レイクサイドレストラン | Lakeside Restaurant |
| 16 | レインボープール | Rainbow Pool |
| 17 | 水あそび広場 | Water Play land |
| 18 | さくら橋 | Sakura Bridge (Cherry Bridge) |
| 19 | もみじ橋 | Momiji Bridge (Maple Bridge) |
| 20 | いちょう橋 | Icho Bridge (Gingko Bridge) |
| 21 | あかね橋 | Akane Bridge (Madder Bridge) |
| 22 | むらさき橋 | Murasaki Bridge (Gromwell Bridge) |
| 23 | さつき橋 | Satsuki Bridge (Azalea Bridge) |
| 24 | うのはな橋 | Unohana Bridge (Deutzia Bridge) |
| 25 | やまぶき橋 | Yamabuki Bridge (Kerria Bridge) |
| 26 | 昭島口広場 | Akishima Gate Plaza |

| | | |
|----|--------|-----------------------------------|
| 27 | みずたま広場 | Mizutama Plaza (Polka Dots Plaza) |
|----|--------|-----------------------------------|

5. 広場ゾーン

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|-----------------|----------------------------|
| 1 | ワンパク広場 (ワンパク遊具) | Children's Playground |
| 2 | 中央売店 | Center Shop |
| 3 | 南売店 | South Shop |
| 4 | 北売店 | North Shop |
| 5 | 大ケヤキ | Giant Keyaki |
| 6 | みんなの原っぱ | Open Field |
| 7 | みんなの原っぱ 中央 | Open Field - Center |
| 8 | みんなの原っぱ 北 | Open Field - North |
| 9 | みんなの原っぱ 南 | Open Field - South |
| 10 | みんなの原っぱ 東西 | Open Field - Southwest |
| 11 | みんなの原っぱ 東 | Open Field - East |
| 12 | みんなの原っぱ 南東 | Open Field - Southeast |
| 13 | 溪流広場 | Serpentine Area |
| 14 | 溪流広場 南 | Serpentine Area - South |
| 15 | 溪流広場 北 | Serpentine Area - North |
| 16 | 溪流広場レストラン | Serpentine Area Restaurant |
| 17 | 花畑 | Flower Garden |
| 18 | 桜の園 | Cherry Blossom Garden |
| 19 | トンボの湿地 | Dragonfly Marsh |
| 20 | パターゴルフコース | Mini - Golf Court |
| 21 | ディスクゴルフコース | Disk - Golf Court |
| 22 | うんどう広場 | Sports Area |
| 23 | バーベキューガーデン | Barbecue Garden |
| 24 | ニュースポーツ広場 | Sports for All |
| 25 | ローンボウルズ | Lawn Bowls |
| 26 | クロケット | Croquet |
| 27 | ホースシューズ (馬蹄投げ) | Horseshoe Tossing |
| 28 | ペタンク | Petanque |
| 29 | 林間広場 | Woodland |
| 30 | 緑のリサイクルセンター | Greenery Recycling Center |

6. 森のゾーン

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|---------------|--|
| 1 | 日本庭園 | Japanese Garden |
| 2 | こどもの森 | Children's Forest |
| 3 | こどもの森 入口 | Children's Forest Entrance |
| 4 | こどもの森 北西 | Children's Forest - Northwest |
| 5 | こどもの森 西 | Children's Forest - West |
| 6 | こどもの森 北 | Children's Forest - North |
| 7 | こどもの森 東 | Children's Forest - East |
| 8 | 森の家 | Forest House |
| 9 | 木工房 | Woodworking Center |
| 10 | 虹のハンモック | Rainbow Hammocks |
| 11 | 霧の森 | Misty Forest |
| 12 | 雲の海 (フワフワドーム) | Bouncing Dome |
| 13 | 太陽のピラミッド | Sun Pyramid |
| 14 | ドラゴンの砂山 | Dragon Dunes |
| 15 | ワクワク広場 | Waku Waku Plaza (Fun Plaza) |
| 16 | こもれびの丘 | Komorebi Hill (Glade Hill) |
| 17 | こもれびの里 | Komorebi Village (Glade Village) |
| 18 | こもれびの池 | Komorebi Pond (Glade Pond) |
| 19 | 砂川口広場 | Sunagawa Gate Plaza |
| 20 | こもれび広場 | Komorebi Plaza (Glade Plaza) |
| 21 | 砂川口駐車場 | Sunagawa Gate Car Park |
| 22 | こもれびの丘展望台 | Komorebi Observatory (Glade Observatory) |
| 23 | 砂川口サイクルセンター | Sunakawa Gate Bicycle Rental |
| 24 | ひびき橋 | Hibiki Bridge (Echo Bridge) |
| 25 | 欽楓亭 | "Kanfuutei" Tea Ceremony House |
| 26 | 清池軒 | "Seichiken" Pavilion |
| 27 | 涼暮亭 | "Ryobotei" Pavilion |
| 28 | 盆栽苑 | The National Museum of Bonsai |
| 29 | 昌陽 | "Shoyo" Pavilion |
| 30 | 集会棟 | Meeting House |
| 31 | 休憩棟 | Rest House |
| 32 | 滝見四阿 | Waterfall Viewing Folly |
| 33 | 四阿 | Azumaya Rest House |
| 34 | 芝生広場 | Lawn Square |
| 35 | 広間 | Large Tea Room |
| 36 | 次の間 | Anteroom |
| 37 | 控えの間 | Waiting Room |

| | | |
|----|-------|---------------------------------|
| 38 | 小間 | Small Tea Room |
| 39 | 立礼席 | Chair - style Tea Ceremony Area |
| 40 | 池 | Lake |
| 41 | 木橋 | Wooden Bridge |
| 42 | 池泉回遊式 | Nature Stroll |
| 43 | 地底の泉 | Spring in the Valley |
| 44 | 石の谷 | Stone Valley |

7. 全体共通項目

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|----------------|--|
| 1 | 全体案内図 | Park Plan |
| 2 | サイクリングコース全体案内図 | Cycling Course Guide Map |
| 3 | 自動車入口 | Car Entrance |
| 4 | 歩行者 | Pedestrian |
| 5 | 自転車 | Bicycle |
| 6 | 自転車出口 | Bicycle Exit |
| 7 | 自転車入口 | Bicycle Entrance |
| 8 | 自転車・一輪車貸出所 | Bicycle & Unicycle Rental |
| 9 | 自転車貸出所 | Bicycle Rental |
| 10 | お手洗い | Toilet |
| 11 | 休憩所 | Rest Space |
| 12 | パークトレイン乗り場 | Park Train Station |
| 13 | 駐輪場 | Bicycle Parking |
| 14 | あずまや (休憩所) | Rest House / Folly |
| 15 | 管理棟 | Administration Office / Control Office |
| 16 | サイクリングロード | Cycling Road |
| 17 | スポーツ用品貸出所 | Sports Gear Rental |
| 18 | 料金所 (入園券) | Ticket Gate |
| 19 | 料金所 (駐車券) | Parking Ticket |
| 20 | 売店 | Shop |
| 21 | 第1サークル～第4サークル | No.1 Roundabout - No.4 Roundabout |

8. 周辺環境項目

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|----------------|--|
| 1 | 立川警察署 | Tachikawa Police Station |
| 2 | 国立病院東京災害医療センター | National Hospital, Tokyo Disaster Medical Center |
| 3 | 陸上自衛隊立川駐屯地 | Ground Self - Defense Force Tachikawa Post |
| 4 | 中央南北線 | Chuo Nanboku Road |
| 5 | 国営公園南線 | Showa Kinen Park South Road |

| | | |
|----|---------|-----------------------------|
| 6 | JR 立川駅 | JR Tachikawa Station |
| 7 | 残堀川 | Zanbori River |
| 8 | JR 青梅線 | JR Ome Line |
| 9 | 西立川駅 | JR Nishi Tachikawa Station |
| 10 | JR 東中上駅 | JR Higashi Nakagawa Station |

9. 植物項目

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|---------|----------------------------------|
| 1 | 梅林 | Plum Tree Orchard |
| 2 | 桜並木 | Cherry Blossom Avenue |
| 3 | 桃畑 | Peach Tree Farm |
| 4 | ボタン畑 | Tree Peony Garden |
| 5 | シャクヤク畑 | Peony Garden |
| 6 | スイセン畑 | Narcissus Farm (Narcissus Field) |
| 7 | 藤棚 | Wisteria Trellis |
| 8 | ハナショウブ苑 | Iris Garden |
| 9 | ポピー畑 | Poppy Farm |
| 10 | コスモス畑 | Cosmos Farm |
| 11 | 野草の小道 | Wild Grasses Trail |
| 12 | ラベンダー畑 | Lavender Field |
| 13 | イチョウ並木 | Ginkgo Tree Avenue |
| 14 | 竹林 | Bamboo Grove |
| 15 | 菖蒲園 | Japanese Iris Garden |
| 16 | ソバ畑 | Soba (Buckwheat) Farm |
| 17 | キリ林 | Paulownia Woods |
| 18 | 栗林 | Chestnut Woods |
| 19 | 菜の花畑 | Rape Flower Farm |
| 20 | 紅花畑 | Safflower Farm |
| 21 | レンゲ畑 | Chinese Milk Vetch Farm |
| 22 | ツバキの道 | Camellia Lane |

10. ピクトの説明

| コード | 日本語名称 | 英語訳表記 |
|-----|-----------|--------------|
| 1 | サイクリングロード | Cycling Road |
| 2 | 園路 | Path |
| 3 | 緑地 | Green Field |
| 4 | ベビーキープ | Baby Keep |
| 5 | ベビーベッド | Baby Bed |
| 6 | トイレ | Toilets |

| | | |
|----|------------|-----------------------------|
| 7 | 障害者トイレ | Toilets for the Handicapped |
| 8 | 救護室 | First - aid Station |
| 9 | 公衆電話 | Public Phone |
| 10 | レストラン | Restaurant |
| 11 | 売店 | Shop |
| 12 | ボート乗り場 | Boat House |
| 13 | 駐車場 | Car Park |
| 14 | サイクリングセンター | Bicycle Rental |
| 15 | パークトレイン乗り場 | Park Train Station |
| 16 | パターゴルフ | Mini - golf Course |
| 17 | レインボープール | Rainbow Pool |

花みどり文化センター運営関連

1. 利用相談・受付窓口

受付担当：「花みどり文化センター」係

受付窓口：花みどり文化センター受付カウンター

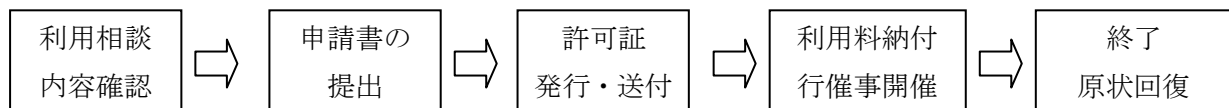
2. 受付時間

3月1日～10月31日 9:30～16:30

11月1日～2月末日 9:30～16:00

※但し、休館日（12月31日、1月1日、2月第4月曜日とその翌日）は除く

3. 利用申請から利用までの流れ



4. 利用申請期間

申請の初日が公園の休日に当たる場合は、その直後の開園日を当該期間の初日とすること。

施設の利用は、原則的に申請順とすること。

| 利用内容 | 利用申請期間 |
|---|------------------------------------|
| ア. 国際的または全国的な行催事等 | ア. 利用開始日の属する月の24ヶ月前の初日から10ヶ月前の末日まで |
| イ. 「花みどり文化センター」と「ゆめひろば」を一体的に利用するもの 又は「花みどり文化センター」のギャラリーもしくは「ゆめひろば」を1/2以上使用する大規模な行催事等 | イ. 利用開始日の属する月の12ヶ月前の1日から3ヶ月前の末日まで |
| ウ. 上記以外 | ウ. 利用開始日の属する月の5ヶ月前の日から使用開始の14日前まで |

5. 利用期間及び時間

利用期間：1月2日から12月30日（2月の第4月曜日その翌日は除く）

利用時間：3月1日～10月31日 9時30分～16時00分

11月1日～2月末日まで 9時30分～16時00分

※利用期間及び時間は、入退園、準備、後片付けに要する日時を含むこと。

※公園の主催・共催する展示会及びイベント、講座等が開催される日は利用できないとすること。

6. 連続利用期間など

同一団・利用者が連続して利用できる機関は、準備、後片付けに要する期間を含めること。

花みどり文化センター：14日以内

ゆめひろば：10日以内

7. 利用の手続き方法

1) 利用の相談・内容確認

開園時間内に来館または電話にて対応すること。

2) 申請書所の提出・仮受付

・利用申請に必要な書類

花みどり文化センター：許可申請書、行事企画書 等

ゆめひろば：許可申請書、占用許可申請書、行事企画書 等

・担当係が受理した時点で仮受付とすること。

3) 本受付

・電話連絡及び「許可証」の送付をもって、本受付とすること。

4) 行催事等の開催

・行催事等の準備及び開催にあたっては、許可証を期間中必ず携帯するように義務付けけること。

5) 行催事等の終了

・行催事等の後片付けが終了したら、利用者と利用エリアの確認を行うこと。

8. 利用料の納付

花みどり文化センター：原則として利用日（連続使用の場合は初日）に現金で納付してもらうこと。

ゆめひろば：納入告知書を送付し、指定金額を振り込んでもらうこと。

光熱水費：利用者に負担してもらう場合は、立会いの上メーターを確認すること。
請求書を送付し、指定金額を振り込んでもらうこと。

9. 許可基準

本施設は、みどりの文化ゾーンの基本テーマ及び地域振興の観点から、以下の行催事等に利用すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○「緑の文化」に関連した行催事○地域振興に資する行催事等で国、地方公共団体、公益法人等が主催、共催、又は後援するもの。○国営昭和記念公園の利用増進に資するもの |
|---|

10. 禁止行為

本施設は、安全で快適な公園利用を確保するため、次の行為を禁止すること。

- ・公園を損傷し、又は汚損すること。
- ・植物を採取すること。
- ・指定場所以外の場所でガスコンロ、石油コンロ、並びに花火等の火気を使用する行為。
- ・立入禁止区域内に立ち入ること。

- ・指定場所以外に立ち入ること。
- ・灰皿のある場所以外での喫煙。
- ・自転車の利用に関し次にあげる行為。
 - －みどりの文化ゾーン自転車進入区域（みどり橋含む）への乗り入れ。但し、許可車は除く。
 - －定められた駐輪場以外の区域の自転車放置。
 - －過度なスピード走行。
 - －無理な追い越し
- ・他の利用者の快適性を明らかに損なう音響の発生。
- ・他の利用者の安全または公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為。
- ・はり紙、はり札その他の広告物を表示すること（本施設の利用に係る行催事等のポスター等を除く）。

11. 持ち込み禁止物件等

本施設は、安全で快適な公園利用を確保するため、次の物件の持込を禁止、又は制限を行うこと。

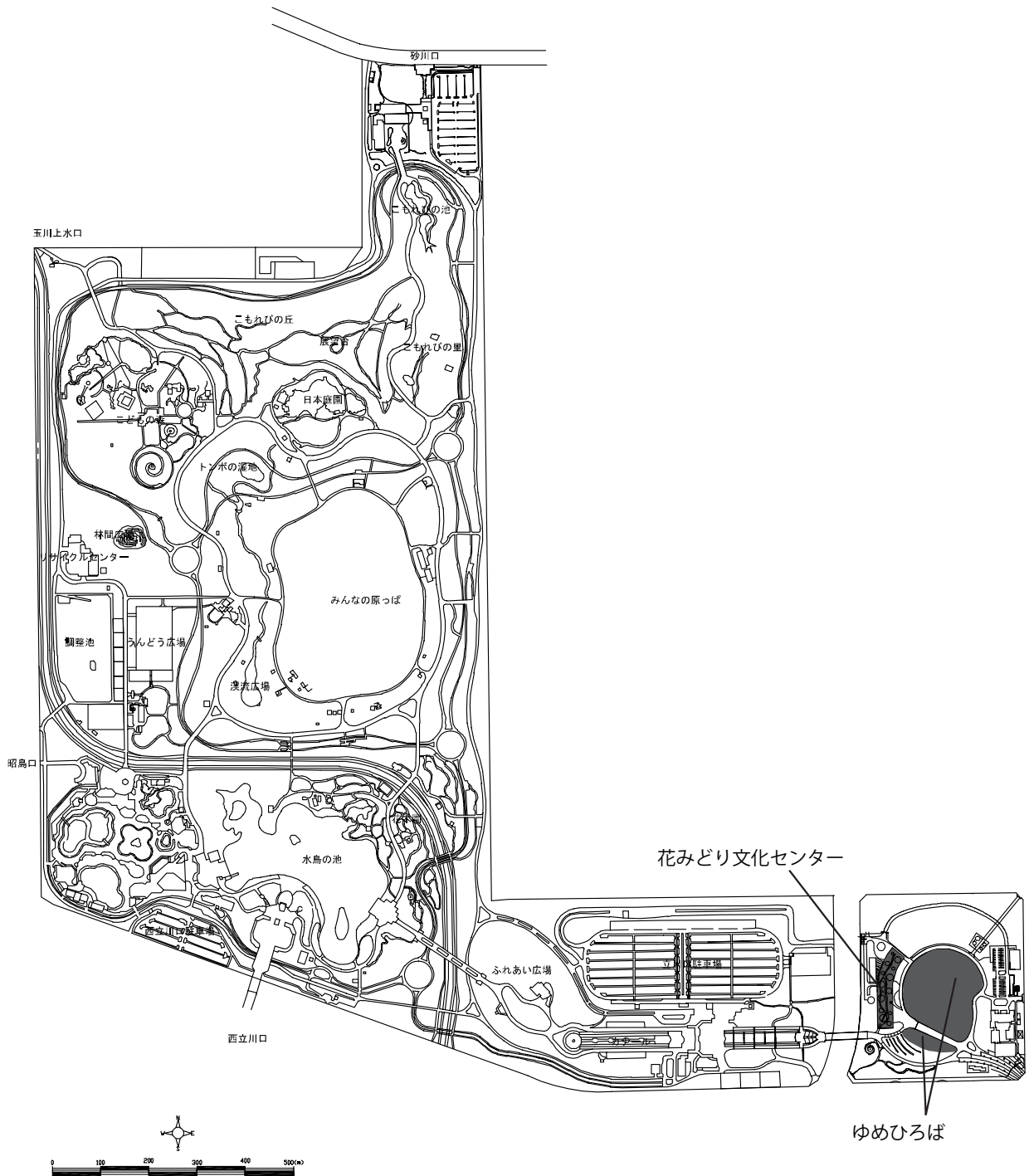
1) 公園内へ持込を禁止する物件

- ・銃及び刀剣類(モデルガン、木刀、市内を含む)
- ・ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機等
- ・捕鳥網、植物採集道具、釣り道具類
- ・木製・金属性バット、硬球、スケートボード
- ・凧、カイト類
- ・爆発性、引火性の高い花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類(定められた場
所で使用する家庭用のガス器具類、イベントを除く)
- ・その他公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの。

2) 指定場所における使用等の条件付で持ち込める物件

- ・球技用ネット
- ・一輪車、ローラースケート、インラインスケート、キックボード
- ・野球用具類(硬球を除く)、ゴルフ用類（パターゴルフで使用するもの）
- ・テント(個人利用)、タープ、パラソル、デッキチェア
- ・その他、場所の特定が必要と思われるもの

花みどり文化センター位置図



提供物品（花みどり文化センター展示物）

■花みどり文化センター展示物

| No. | 名称 | 数量 |
|-----|------------------------------------|------|
| 1 | 報告書 | 5 部 |
| 2 | グリーンブック | 50 冊 |
| 3 | バナー（W1200×L4300） | 6 枚 |
| 4 | バナー（W1200×L2500） | 3 枚 |
| 5 | 標本名板（標本種類は別表） | 55 点 |
| 6 | 写真 | 1 式 |
| 7 | 映像「全国『みどりの愛護』のつどい」「皇室の方々と国営昭和記念公園」 | 1 点 |
| 8 | 映像「昭和天皇と緑の交流」 | 1 点 |
| 9 | 公園模型（1.6m×1.6m） | 1 点 |

■ 標本種類 (1/2)

| No. | 学名 | 和名 | 科名 |
|-----|---|-----------|--------|
| 1 | <i>Camellia sinensis</i> (L.) Kuntze | チャノキ | ツバキ |
| 2 | <i>Wisteria brachybotrys</i> Sieb. & Zucc | ヤマフジ | マメ |
| 3 | <i>Wisteria floribunda</i> DC. | フジ | マメ |
| 4 | <i>Eurya japonica</i> Thunb. | ヒサカキ | ツバキ |
| 5 | <i>Chenopodium ambrosioides</i> L. var. <i>anthelminticum</i> A. Gray | アメリカアリタソウ | アカザ |
| 6 | <i>Boehmeria nivea</i> (L.) Gaudich. var. <i>nipponivea</i> (Koidz.) W. T. Wang | カラムシ | イラクサ |
| 7 | <i>Cerasus jamasakura</i> (Siebold ex Koidz.) H. Ohba | ヤマザクラ | バラ |
| 8 | <i>Symplocos sawafutagi</i> Nagam. | サワフタギ | ハイノキ |
| 9 | <i>Styrax japonica</i> Sieb. et Zucc | エゴノキ | エゴノキ |
| 10 | <i>Chamaecrista nomame</i> (Siebold) H. Ohashi | カワラケツメイ | マメ |
| 11 | <i>Cerasus jamasakura</i> (Siebold ex Koidz.) H. Ohba | ヤマザクラ | バラ |
| 12 | <i>Kerria japonica</i> DC. | ヤマブキ | バラ |
| 13 | <i>Photinia glabra</i> (Thunb.) Maxim. | カナメモチ | バラ |
| 14 | <i>Chaenomeles japonica</i> (Thunb.) Lindl. ex Spach | クサボケ | バラ |
| 15 | <i>Corchoropsis tomentosa</i> (Thunb.) Makino | カラスノゴマ | シナノキ |
| 16 | <i>Pittosporum tobira</i> (Thunb. ex Murray) Aiton | トベラ | トベラ |
| 17 | <i>Rhaphiolepis indica</i> (L.) Lindl. ex Ker var. <i>umbellata</i> (Thunb. ex Murray) Ohashi | シャリンバイ | バラ |
| 18 | <i>Rhododendron kaempferi</i> Planch. | ヤマツツジ | ツツジ |
| 19 | <i>Styrax japonica</i> Sieb. et Zucc. | エゴノキ | エゴノキ |
| 20 | <i>Mahonia japonica</i> DC. | ヒイラギナンテン | メギ |
| 21 | <i>Berberis thunbergii</i> DC. | メギ | メギ |
| 22 | <i>Hydrangea macrophylla</i> (Thunb.) Ser. f. <i>normalis</i> (E. H. Wilson) H. Hara | ガクアジサイ | ユキノシタ |
| 23 | <i>Deutzia crenata</i> Sieb. et Zucc. | ウツギ | ユキノシタ |
| 24 | <i>Corylopsis pauciflora</i> Siebold et Zucc. | ヒュウガミズキ | マンサク |
| 25 | <i>Hydrangea paniculata</i> Sieb. | ノリウツギ | ユキノシタ |
| 26 | <i>Chamaecyparis pisifera</i> (Siebold et Zucc.) Endl. | サワラ | ヒノキ |
| 27 | <i>Cryptomeria japonica</i> (L. f.) D. Don 'Araucarioides' | エンコウスギ | スギ |
| 28 | <i>Cyperus iria</i> L. | コゴメガヤツリ | カヤツリグサ |
| 29 | <i>Miscanthus sinensis</i> Anderss. | ススキ | イネ |
| 30 | <i>Sophora japonica</i> L. | エンジュ | マメ |
| 31 | <i>Weigela decora</i> Nakai | ニシキウツギ | スイカズラ |
| 32 | <i>Phryma leptostachya</i> Linnseus var. <i>asiatica</i> Hara | ハエドクソウ | ハエドクソウ |
| 33 | <i>Euscaphis japonica</i> (Thunb.) Kanitz | ゴンズイ | ミツバウツギ |
| 34 | <i>Artemisia japonica</i> Thunb. | オトコヨモギ | キク |
| 35 | <i>Cerasus jamasakura</i> (Siebold ex Koidz.) H. Ohba | ヤマザクラ | バラ |
| 36 | <i>Miscanthus sacchariflorus</i> (Maxim.) Benth. | オギ | イネ |
| 37 | <i>Commelina communis</i> L. | ツユクサ | ツユクサ |
| 38 | <i>Juncus decipiens</i> (Buchenau) Nakai | イ | イグサ |
| 39 | <i>Euscaphis japonica</i> (Thunb.) Kanitz | ゴンズイ | ミツバウツギ |
| 40 | <i>Rhododendron indicum</i> (L.) Sweet | サツキ | ツツジ |
| 41 | <i>Vicia cracca</i> L. | クサフジ | マメ |
| 42 | <i>Callicarpa dichotoma</i> (Lour.) K. Koch | コムラサキ | クマツツラ |
| 43 | <i>Clerodendron trichotomum</i> Thunb. | クサギ | クマツツラ |

■ 標本種類 (2/2)

| No. | 学名 | 和名 | 科名 |
|-----|--|-----------|-------|
| 44 | <i>Callicarpa japonica</i> Thunb. | ムラサキシキブ | クマツヅラ |
| 45 | <i>Calystegia hederacea</i> Wall. | コヒルガオ | ヒルガオ |
| 46 | <i>Hydrangea serrata</i> (Thunb.) Ser. var. <i>serrata</i> f. <i>rosalba</i> (Van Houtte) E. H. Wilson | ベニガク | ユキノシタ |
| 47 | <i>Rhododendron x pulchrum</i> Sweet 'Speciosum' | オオムラサキ | ツツジ |
| 48 | <i>Rhododendron x pulchrum</i> Sweet 'Speciosum' | オオムラサキ | ツツジ |
| 49 | <i>Rhododendron x obtusum</i> (Lindl.) Planch. cv. <i>Calyciflorum</i> | ヤエゲラ | ツツジ |
| 50 | <i>Rhododendron x mucronatum</i> (Blume) G. Don | リュウキュウツツジ | ツツジ |
| 51 | <i>Pieris japonica</i> (Thunb.) D. Don ex G. Don | アセビ | ツツジ |
| 52 | <i>Rhododendron molle</i> (Blume) G. Don subsp. <i>japonicum</i> (A. Gray) K. Kron | レンゲツツジ | ツツジ |
| 53 | <i>Calamagrostis brachytricha</i> Steud. | ノガリヤス | イネ |
| 54 | <i>Eragrostis ferruginea</i> (Thunb.) P. Beauv. | カゼクサ | イネ |
| 55 | <i>Shibataea kumasasa</i> (Zoll. ex Steud.) Nakai | オカメザサ | イネ |
| 56 | <i>Osmanthus fragrans</i> Lour. var. <i>aurantiacus</i> Makino | キンモクセイ | モクセイ |
| 57 | <i>Corchoropsis tomentosa</i> (Thunb.) Makino | カラスノゴマ | シナノキ |

ペット対応

ペットを連れての入園、ドッグランの利用に関する利用規則等は以下のとおり。
(国営昭和記念公園 HP より抜粋)

園内にペットをお連れのお客様へ

各ゲートにてペット同伴予約書の記入と提出が必要となります。放し飼いはせずリードやゲージを使用する
・リードの長さは2m以内のものを使用し、ノーリードにはしない・フンは自分で持ち帰るなど、記入の際に
内容をご確認いただき、ルールを遵守してください。

ドッグランをご利用される方は、以下の証明書の提示が必要です。**ご提示いただけない場合は利用できません。**

・狂犬病予防接種注射済票または狂犬病予防接種注射済証(いずれも接種日より1年以内)

・三種以上混合ワクチン予防接種証明書(接種日より1年以内)

もしくは愛犬登録カード

ルールをお守りいただけない方にはご退園をお願いする場合がございます。

他のお客様に迷惑がかけられないようマナーを必ずお守りください。

↓ 下記の箇所へのペットの入場および施設の利用は出来ません。

| 入場できない施設 | 利用できない施設 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○日本庭園 ○こもれびの里農家 ○レストラン・売店 ○レインボープール | <ul style="list-style-type: none"> ○パークトレインの乗車 ○サイクリングコースでの併走 ○遊具施設 ○ポートへの同乗 |

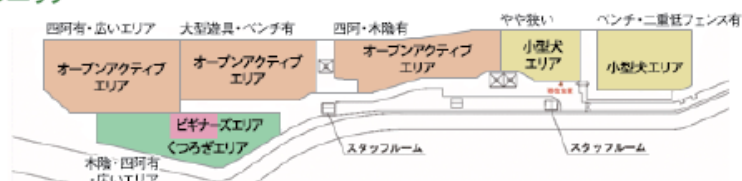


↓ 以下に該当するワンちゃんについては、ご入園をお断りしております。

- 狂犬病予防接種および三種以上混合ワクチン接種を受けていないワンちゃん。
- 十分なしつけがなされておらず、他の人や動物に対し攻撃的なワンちゃん。
- 発情中のメスのワンちゃん。(出血中、出血終了後2週間以内)

ドッグランエリアローテーション

↓ 現在のエリア



ドッグランをご利用のお客様へ

利用に際して

- 他の方の迷惑となる行為をする方はご利用いただけません。
- ドッグランをご利用の際には、受付で接種日より1年以内の狂犬病予防接種注射済票および接種日より1年以内の三種以上混合ワクチン予防接種証明書、もしくは愛犬登録カードのご提示が必要です。
ご提示のない場合にはドッグランのご利用をお断りいたします。※領収書、明細書等ではご入場いただけません。
- 受付にて愛犬登録カードの申し込みが出来ます。カードがあれば済票・証明書の代わりのご提示でドッグランをご利用いただけます。作成の際には済票・証明書・作成料200円を受付にお持ちください。カードの有効期限は発行日より1年間、更新料は200円になります。
- 初めてドッグランをご利用される方にはスタッフが利用案内をいたしますので、受付の際にお声をおかけください。

利用規則

ドッグラン内には下記のように内容によって表示の色を変えた利用規則の掲示がありますので、ご来園の際は内容をご確認ください。

安全管理関係 (緑色)

フライングディスクは周囲の他の利用者や、公園外に飛んで歩行者や車などにぶつかる可能性がありますので使用出来ません。

など

衛生管理関係 (黄色)

各エリア内では飼い主さん、ワンちゃん共に水以外の飲食は禁止です。おやつなどを与えないで下さい。

など

マナー管理関係 (青色)

一部のお客様によるエリアの独占的な利用は禁止です。

など

ドッグラン内のエリア分けについて

| エリア名 | エリア概要 |
|-----------------------------------|---|
| オープンアクティブエリア (全犬種・ボール投げ可) | ボール投げなどをして思い切りワンちゃんを走らせるなど、ワンちゃんを自由に運動させることが出来るエリアです。 |
| くつろぎエリア (全犬種・ボール投げ禁止) | ボール遊びや激しい走りはご遠慮を頂き、ゆっくり休んだりくつろいだりしてお過ごしいただくエリアとなります。 |
| 小型犬エリア (ボール投げ可) | 大型犬の苦手なワンちゃんも安心して利用できるエリアです。ボール投げ等の運動もさせることができます。 |
| ビギナーズエリア (慣れておらずうまく遊べないワンちゃん用) | まだドッグランに慣れていないワンちゃんのトレーニングエリアです。独立したエリアではなく、他のエリアの一部を区画して使用します。 |

時期によってエリア構成は変わることがございます。

ドッグラン利用規則

安全管理関連 (サイン表示色: 緑色)

- ・場内でのワンちゃんに関するトラブルについては、飼い主さんの自己管理責任とし、当事者同士で解決をおねがいします。
- ・咬み付きや跳びつき等、他のワンちゃん、飼い主さんなどに危害をあたえるおそれのあるワンちゃんの利用はご遠慮ください。(ドッグランの利用に慣れていないワンちゃんは「ビギナーズエリア」をご利用ください。)
- ・フライングディスクは、周囲の他の利用者や、公園外に飛んで歩行者や車などにぶつかる可能性がありますので使用出来ません。
- ・ワンちゃんにケガをさせない様、かかとの高い靴でのご入場はご遠慮ください。
- ・お連れの方ワンちゃんをコントロールできない可能性がありますので、小学生以下のお子様のみでのご利用はできません。また、小さなお子様連れでご利用の飼い主さんは、お子様から目を離さないで下さい。
- ・エリア内でベビーカー(ワンちゃん用カートを含む)は、ワンちゃんとの衝突の可能性があります、危険です。使用できません。
- ・ドッグランの利用規則に反しスタッフの指示をお聞きいただけない場合、ご退園していただく場合がございます。

衛生管理関連 (サイン表示色: 黄色)

- ・各エリア内では飼い主さん、ワンちゃん共に水以外の飲食は禁止です。
- ・おやつなどを与えないで下さい。
- ・ワンちゃんのウンチは拾ってお持ち帰り下さい。また、おしっこはエリア内のトイレマーカーを御利用下さい。臭気発生の原因ともなりますので園路や休憩所付近での排泄は特に御注意下さい。
- ・ゴミはお持ち帰り下さい。

マナー管理関連 (サイン表示色: 青色)

- ・入場の際は「ペット同伴予約書」のご記入・ご提出と狂犬病予防接種済票・混合ワクチン(三種以上)予防接種証明書の呈示、または「愛犬登録カード」を御呈示下さい。
- ・ドッグラン内でもエリア外(二重扉の外)ではリードを使用してください。フリーリードの場合には長さ2メートル以上は伸ばさないで下さい。
- ・飼い主さんは、ワンちゃんをおいてエリア外に出ないで下さい。
- ・発情中(出血中および出血終了後2週間以内)のワンちゃんは利用できません。
- ・エリア分けの規則をお守り下さい。
- ・エリアの二重扉はその都度完全に閉めてください。
- ・一部のお客様によるエリアの独占的な利用は禁止です。

【ペット同伴誓約書】

私は、ペットを同伴して入園するにあたり、次のことを遵守することを誓約いたします。
 (次の各項目を確認して、口にし点でチェックしてください。)

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> ペットに関する事故やトラブルは、飼い主の自己責任として全て解決します。 <input type="checkbox"/> 1年以内に感染症等の予防接種を受けています。 (わんちゃんの場合) → 1年以内に狂犬病の予防接種七、三種以上の混合ワクチンの予防接種を受けています。 <input type="checkbox"/> ドッグランを利用する場合、以下の2点をドッグラン係員に提示して入場することを了承します。(ご提示出来ない場合はドッグランをご利用できません。) ・ <u>狂犬病予防注射済票(もしくは狂犬病予防注射済証)</u> ・ <u>3種以上の混合ワクチン接種証明書</u> (いずれも発行日より1年以内に国内で発行された物) ※領収書、明細書等では入場できません。 <input type="checkbox"/> ドッグランのルール、係員の指示に従います。 | <input type="checkbox"/> トッグラン以外では絶対にノリードにしません。 また人ごみや園路を歩くときには、他の人の迷惑にならないようリードの長さは2m以下にします。 <input type="checkbox"/> 下記のペット進入禁止区域には、ペットを入れません。 ・ 日本庭園 ・ レストランや売店等の建物内 ・ パークトレインの乗車 ・ 貸しボートの利用 ・ レインボープール ・ サイクリングコースでの併走 ・ こもれびの里 農家ゾーン ・ ペットを連れての遊具施設の利用 ・ ペットを連れてのスポーツエリアの利用 <input type="checkbox"/> ペットのルール・マナー向上に協力します。 |
|---|---|

【上記のルールを守って頂けない場合はご利用をお断りし、退園していただきます。】

※ 二重枠の中をご記入下さい

| | |
|-------------|-----------------------|
| ご記入日 | 平成_____年_____月_____日 |
| 氏名(飼い主) | _____ |
| 連絡先(TEL) | _____ |
| ペットの種類(犬種等) | _____ () 頭 同伴者_____名 |

※ 個人情報の取り扱いについて

お客様から頂いた個人情報は、昭和記念公園 パークス共同体の個人情報保護規則に則り適切に管理します。この個人情報は、緊急時(事故発生時等)の連絡にのみ利用させていただきます。また、お客様のご了解及び法令等に基づき要請された場合を除き第三者への提供はしません。

【ペット同伴誓約書は一定期間保管後、処分させていただきますのでご了承ください。】

うんどう広場について

うんどう広場について（案）

目次

| | |
|---|---|
| 1. うんどう広場について | 3 |
| 1.1 「うんどう広場」を含むスポーツエリアの概要 | 3 |
| 1.1.1 スポーツエリアの施設 | 3 |
| 1.1.2 位置図 | 3 |
| 1.2 利用・申込にかかる基本事項 | 4 |
| 1.2.1 「うんどう広場」について | 4 |
| 1.2.2 「フットサルコート」にかかる利用・申込にかかる基本事項 | 7 |
| 2. マラソン大会について | 9 |
| 2.1 公園内のマラソンコースについて | 9 |
| 2.2 利用・申込にかかる基本事項 | 9 |
| 2.2.1 基本事項 | 9 |
| 2.2.2 必要書類 | 9 |

1. うんどう広場について

1.1 「うんどう広場」を含むスポーツエリアの概要

1.1.1 スポーツエリアの施設

【予約が必要な施設】

往復ハガキによる申込・抽選制。

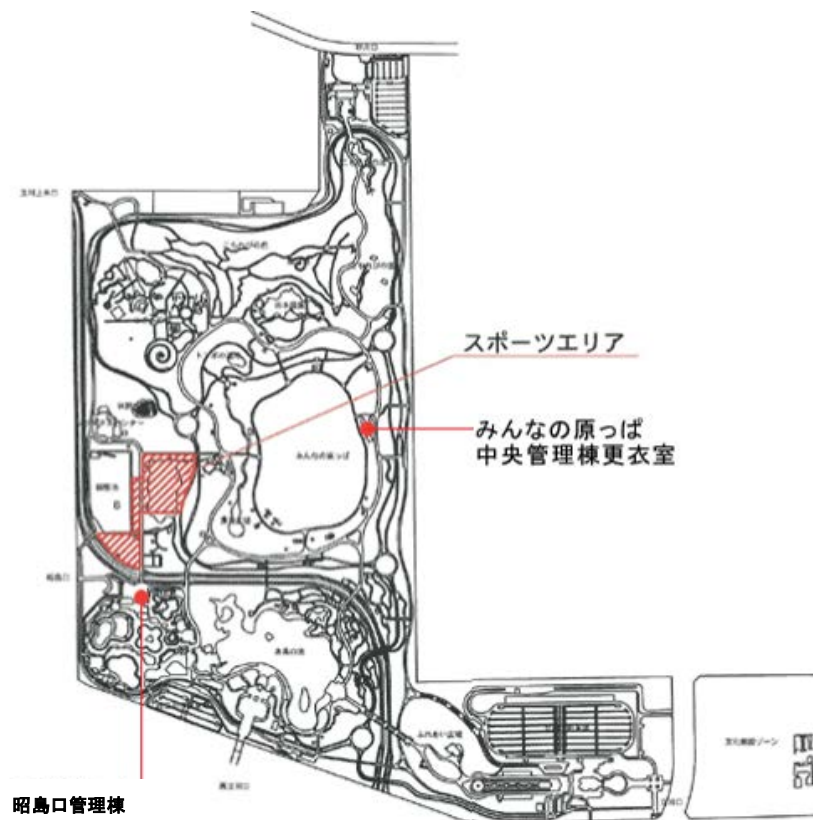
抽選を終えて空いている日があれば、電話申込・先着順で受け付け。

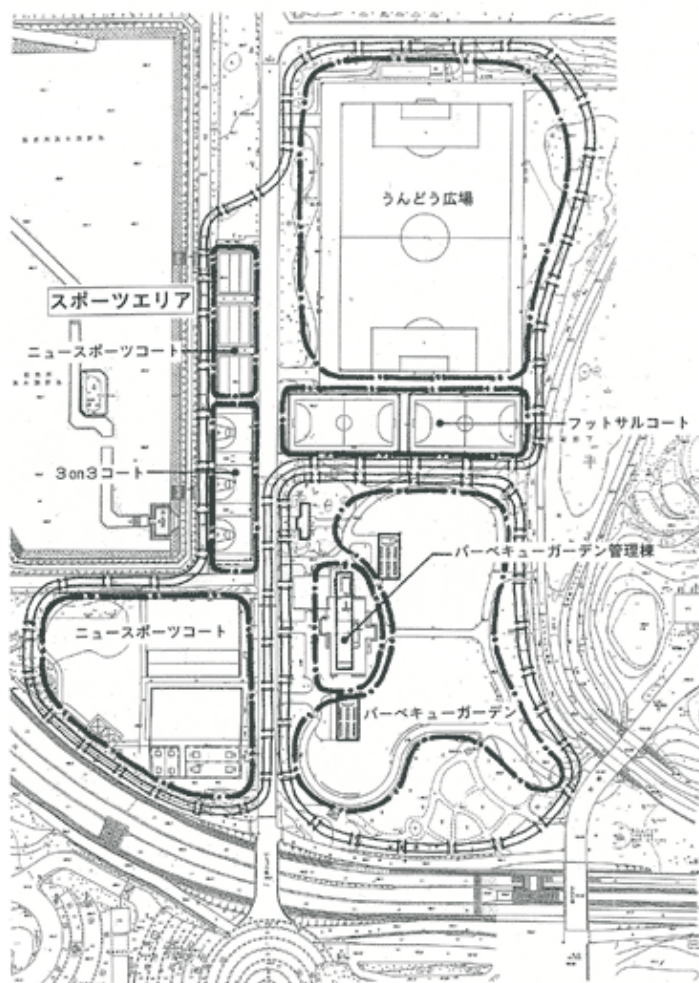
- ・ うんどう広場：102m×65m
- ・ フットサルコート：38m×18m 2面 ※国際試合基準値を採用、フットサルに適した砂ゴム入り人工芝を使用

【予約の必要がない施設】

- ・ 3on3コート：14m×12m ゴール高さ 3.05m 3面
- ・ ニュースポーツコート
 - ペタンク：3コース×3面 9コース
 - ホースシューズ：大人用コート 2面、子供用コート 1面
 - クロケータ：2面
 - ローンボウルズ：5面

1.1.2 位置図





1.2 利用・申込にかかる基本事項

1.2.1 「うんどう広場」について

● 利用目的・対象

- ・運動会、サッカー、ソフトボール（硬式・軟式野球は禁止）等の球技及びその他の団体レクリエーションを行う 15 名以上の団体。マラソン大会のスタート・ゴールとしても利用可能。

● 特徴

- ・周囲は芝生で、応援席としても利用できる。
- ・アウトドアッキングができるバーベキューガーデン（野外炊飯広場）が隣接しており、スポーツのあとにみんなで野外バーベキューを楽しむこともできる。

● 利用日・時間

公園の開園日で、利用時間は下記の通り。

- ・A：午前の部 9：30～12：30
- ・B：午後の部 13：00～閉園 30 分前
- ・C：全日利用 9：30～閉園 30 分前

可能な場合は A か B の半日利用にご協力いただく。

● 申込方法

受付方法 1

往復ハガキによる申込・抽選制。

<記載事項> (1) 希望日・時間帯（第3希望まで） (2) 団体名 (3) 代表者氏名
(4) 〒・住所 (5) 電話番号 (6) 人数 (7) 利用目的（利用競技）

※電話による予約は予約後に確認のEメールを送信いただく。

※イベント利用や芝生養生のため、利用できない日時がある。利用可能日は抽選日時の2週間前からホームページで公表する。

電話予約後のEメール宛先：●●●●@●●●●

宛先： 〒□□□-□□□□ 立川市緑町 3173

昭和管理センター

抽選日時

使用月の2ヶ月前の第4水曜日午前9時。

抽選日の午前9時以降到着分は抽選の対象外とする。

受付方法 2

抽選を終えて空いている日があれば、希望月1ヶ月前の5日午前9時以降に電話
(042-0000-0000)により先着順で受付を実施。

<確認事項> (1) 希望日・時間 (2) 団体名 (3) 代表者氏名 (4) 電話番号
(5) 人数 (6) 利用目的・競技名

※予約後に確認のEメールを送信いただく。

● 利用承諾書（はがき記載例）

国営昭和記念公園うんどう広場利用承諾書

前略 この度はご応募ありがとうございます。下記日時のうんどう広場の利用を承諾いたします。当日このハガキをご持参し、ニュースポーツ管理棟にお立ち寄り下さい。

- 利用日： 平成 年 月 日 ()
● 時 間： 午前 (9:30~12:30)
 午後 (13:00~16:00)

備考

①使用料は無料です（入園料は別）。 ②広場利用中の事故について当公園は責任を負いません。緊急の場合はお近くの係員に申し出るか、下記連絡先にお電話下さい。 ③次の利用者のために後片づけをきちんと行いましょう（トンボがけ、ライン消し、ゴミ処理等）。 ④貸出用具その他ご不明な点については直接お問い合わせ下さい。 ⑥キャンセルする場合は前日午前中までにご連絡下さい。 ⑦開始から30分を過ぎても来られない場合はキャンセルしたものとみなします。

★お問い合わせ★

電話 042-0000-0000
〒□□□-□□□□ 立川市緑町 3173
昭和管理センター

（表面左下の番号は整理番号です）

● 利用回数

原則、1団体につき1月1回まで

● 使用料

無料（入園料は別途）

● 貸出用具

以下の用具をスポーツ管理棟にて無料で貸出。（予約時に必要の有無を確認）

バット5、ベース2セット、サッカーゴール、ラインカー2

※石灰は各団体で用意してもらおう。バーベキューガーデンでも購入できるので、1週間前までに直接電話で申込を受け付ける。TEL：042-0000-0000

※更衣室の利用も可能。使用する場合は事前申込を受ける。

※木製・金属製バットの持込は不可。無料で貸し出しする旨を、予約時に確認。

● 利用できない競技

- ・硬式野球、軟式野球などの他の公園利用者の安全確保に支障をきたすおそれのあるスポーツ
- ・大縄跳び、綱引きなどの芝生を大きく痛めるおそれのあるスポーツ

● 禁止行為

- ・スパイクの使用は不可。（トレーニングシューズは使用可）
- ・自転車を含む、全ての車両の乗り入れは禁止。

● 注意事項

- ・雨天時、雨天後など、グラウンド不良の場合の利用については、公園管理センターの判断により、制限、中止する場合あり。
- ・サッカーゴールおよび朝礼台はご利用後、必ず指定の置き場所に戻してもらおう。
- ・競技用のグラウンド（専用コート）ではないため、芝生の不良や芝生が伸びていてボールが転がりにくい場合があることを認識していただく。
- ・故意に芝生を痛めるような行為を発見した場合、補修に掛かる実費を請求する。

● その他

- ・芝生の状況により、利用方法を変更させていただく場合あり。
- ・芝生養生のため、原則毎週水曜日は利用不可とする。ただし、予約状況に応じて週に1回程度の利用不可日を設定すれば良いものとする。
- ・イベント開催時は利用不可。

● 個人情報の取り扱いについて

- ・申込に伴う個人情報については、うんどう広場の予約に関する連絡及び個人を特定できない範囲内においての集計並びに分析以外の目的に使用しない。
- ・データベースは当公園外に漏れることのないよう十分な注意を持って管理する。プライバシーポリシーは文末に示した通り。

1.2.2 「フットサルコート」にかかる利用・申込にかかる基本事項

● 利用日・時間

公園の開園日で、利用時間は下記の通り。

<通常の開園時> A : 9 : 30 ~ 12 : 00 B : 12 : 00 ~ 14 : 00 C : 14 : 00 ~ 閉園 30 分前

<プール営業時> A : 9 : 30 ~ 12 : 00 B : 12 : 00 ~ 14 : 00 C : 14 : 00 ~ 16 : 00 D : 16 : 00 ~ 閉園 30 分前

● 申込方法

受付方法 1

往復ハガキによる申込・抽選制。抽選を終えて空いている日があれば、毎月 20 日午前 9 時以降に電話による先着順。応募枚数はお一人様 1 枚まで、またひとつの団体につき 1 枚まで。

<記載事項> (1) 希望日・時間帯・コート数(第 3 希望まで、50 名以上の団体のみ 2 面まで予約可) (2) 団体名 (3) 代表者氏名 (4) 〒・住所 (5) 電話番号 (6) 人数

※但し、電話での予約後 E メールまたは FAX・ハガキをお出しいただく。

※イベント利用のため、利用できない日時がある。利用可能日は抽選日時の 2 週間前からホームページで公表する。

電話予約後の E メール宛先：●●●●●@●●●●●

宛先：〒□□□-□□□□ 立川市緑町 3173

昭和管理センター

抽選日時

使用月の 2 ヶ月前の第 4 水曜日午前 9 時。

抽選日の午前 9 時以降到着分は抽選の対象外とする。

受付方法 2

抽選を終えて空いている日があれば、希望付き 1 ヶ月前の 5 日午後 9 時以降に電話 (042-0000-0000) により先着順で受付を実施。

<記載事項> (1) 希望日・時間 (2) 団体名 (3) 代表者氏名 (4) 電話番号 (5) 人数 (6) 利用目的・競技名

※予約後に確認の E メールを送信いただく。

● 利用承諾書（はがき記載例）

国営昭和記念公園フットサルコート利用承諾書

前略 この度はご応募ありがとうございます。下記日時のフットサルコートの利用を承諾いたします。当日このハガキをご持参し、ニュースポーツ管理棟にお立ち寄り下さい。

●利用日： 平成 年 月 日（ ）

（ ●時 間： a (9:30~12:00)

b (12:00~14:00)

c (14:00~閉園30分前)

●コート： Aコート Bコート

備考 ①使用料は無料です（入園料は別）。②フットサルコート内でのスパイクの使用（金属・樹脂製問わず）、喫煙、飲食はお断りいたします。③コート利用中の事故について当公園は責任を負いません。緊急の場合はお近くの係員に申し出るか、下記連絡先にお電話下さい。④次の利用者のために5分前に終了し、後片づけをきちんと行いましょう。⑤貸出用具その他ご不明な点については直接お問い合わせ下さい。⑥キャンセルする場合は前日午前中までにご連絡下さい。⑦開始から30分を過ぎても来られない場合はキャンセルしたものとみなします。

★お問い合わせ★

電話 042-0000-0000

〒□□□-□□□□ 立川市緑町 3173

昭和管理センター (表面左下の番号は整理番号です)

● 利用回数

原則、1団体につき1月1回まで

● 使用料

無料（但し公園入園料は別途）

● 貸出用具

サッカーボール（4号球）1個 210円/1利用枠

● 利用できない競技

フットサル以外の競技

● その他禁止事項・注意事項等

- ・コート内でのスパイクの使用（金属・樹脂問わず）、喫煙、飲食は不可。
- ・終了時間を守り、利用後は必ず後かたづけをすること。
- ・公園主催行事等により使用できない場合あり。ハガキ投函前に予めお問い合わせいただく。
- ・団体の入園方法については、管理センターにお問い合わせいただく。

※フットサルコート専用の更衣室はない。フットサルコートから2分程度の昭島ゲートプール更衣室か、フットサルコートから10分程度のみんなの原っぱ中央管理棟更衣室があるので、利用を希望される方は、予約をされる際にお問い合わせいただく。なお、イベントの実施などご利用になれない場合がある旨を予めご了承ください。

● 個人情報の取り扱いについて

- ・ 申込に伴う個人情報については、うんどう広場の予約に関する連絡及び個人を特定できない範囲内においての集計並びに分析以外の目的に使用しない。
- ・ データベースは当公園外に漏れることのないよう十分な注意を持って管理する。プライバシーポリシーは文末に示したとおり。

2. マラソン大会について

2.1 公園内のマラソンコースについて

当公園のマラソンコースは、交通事情を気にせずに走ることができる。スタート・ゴールも広々とした「みんなの原っぱ」や「うんどう広場」で行えるため、学校・企業等の方々に広く利用されている。基本となるコースをそれぞれ組み合わせることにより、年齢、性別等にあわせて様々な距離とコースの設定が可能。また、貸出物品は（テント・机・椅子等）や更衣室なども利用できる。

2.2 利用・申込にかかる基本事項

2.2.1 基本事項

<お申込について>

1. 電話で日程をご確認の上、仮予約をしていただく。

利用日の1年前の月の1日（1月は2日）から、先着順で、1日2団体（午前の部と午後の部）までお受けする。また、原則として予備日は1日のみ設定することが可能だが、利用希望が多い11月と2月については予備日は設定不可。

2. 仮予約後、「団体マラソン大会承認申請書」に必要事項を記入・押印の上、各団体作成の「実施要項」及び「コース図」、「緊急連絡体制図」と共に利用日が属する月の2ヶ月前の第2水曜日までに提出（郵送も可）いただく。

※みんなの原っぱでのスタート・ゴール使用は11月～2月の間の平日のみ利用可。

※仮予約や手続きは公園公開日のみ。

（注）大会の2ヶ月前までは、止むを得ない事情により日程を変更していただく場合があることを予めご了承ください。

<利用日・時間>

1. 平日の利用時間は開園時間内で、午前と午後の2部制で1日2団体まで利用可。

午前の部 9:30～12:30

午後の部 13:00～16:30（11月～2月は16:00まで）

2. 日・祝日の大会等の開催については、申込方法が異なるので、管理センターにご相談いただく。

2.2.2 必要書類

- ・承認申請書
- ・コース図（スタート・ゴール位置、監察員の位置を明記）
- ・緊急車両搬入連絡体制図（連絡先等記入）
- ・大会の実施要項（書式は問いません）

● 承諾申請書

国営昭和記念公園
昭和 management センター 殿

平成 年 月 日

国営昭和記念公園でのマラソン大会の実施について (承諾申請書)

このたび、国営昭和記念公園でマラソン大会を実施したいので下記のとおり申し込みます。

| | | |
|---|------------|-------------------|
| 住所 | | |
| 団体名 | 担当者氏名 印 | |
| 電話番号 | FAX 番号 | 携帯電話 (平日連絡先) |
| 【大会名】 | | |
| 【日時】 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 終日 ・ 予備日 / () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 終日 | | |
| 【コース】 別紙参照 (スタート・ゴール位置、監察員の位置を明記) | | |
| 【参加者数】 | 名 (うち生徒 名) | 【参加料 (入園料以外)】 円/人 |
| 【入園口】 <input type="checkbox"/> 立川 <input type="checkbox"/> 立川持込 <input type="checkbox"/> 西立川 <input type="checkbox"/> 西立川持込 <input type="checkbox"/> 昭島 <input type="checkbox"/> 玉川上水 <input type="checkbox"/> 砂川 | | |
| 【団体入園方法】 <input type="checkbox"/> 当日窓口で申込 <input type="checkbox"/> 仮入園券 (団体入園整理券) 使用 | | |
| 【仮入園券精算口】 <input type="checkbox"/> 立川 <input type="checkbox"/> 西立川 <input type="checkbox"/> 昭島 <input type="checkbox"/> 玉川上水 <input type="checkbox"/> 砂川 (14時までに精算してください) | | |
| 【開園時間前準備】 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (時 分から) | | |
| ・ 徒歩入園 (自転車含む) 人 ・ 車両入園 (1台のみ可。別途申請書が必要) 人 | | |
| 【貸出希望物品】 <input type="checkbox"/> テント [] <input type="checkbox"/> 机 [] <input type="checkbox"/> 椅子 [] <input type="checkbox"/> セーファーコーン [] | | |
| <input type="checkbox"/> セーファーバー [] <input type="checkbox"/> 電源 (コンセント差込口) <input type="checkbox"/> 自転車 [] (<input type="checkbox"/> 立川 <input type="checkbox"/> 西立川 <input type="checkbox"/> 砂川) | | |
| <input type="checkbox"/> 許可旗 [] 5枚まで <input type="checkbox"/> リヤカー [] (中央管理棟) <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 【更衣室の利用】 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (中央管理棟・昭島) ・ シャワー (要・不要) | | |
| 【承諾書の受取場所】 <input type="checkbox"/> 入園する入口 <input type="checkbox"/> 砂川業務入園口 <input type="checkbox"/> 管理センター | | |

※ 11月、2月には終日利用できません。また予備日を設定できません。

※ 10月にはみんなの原っぱを会場として利用できません。

承 諾 書

平成 年 月 日

殿

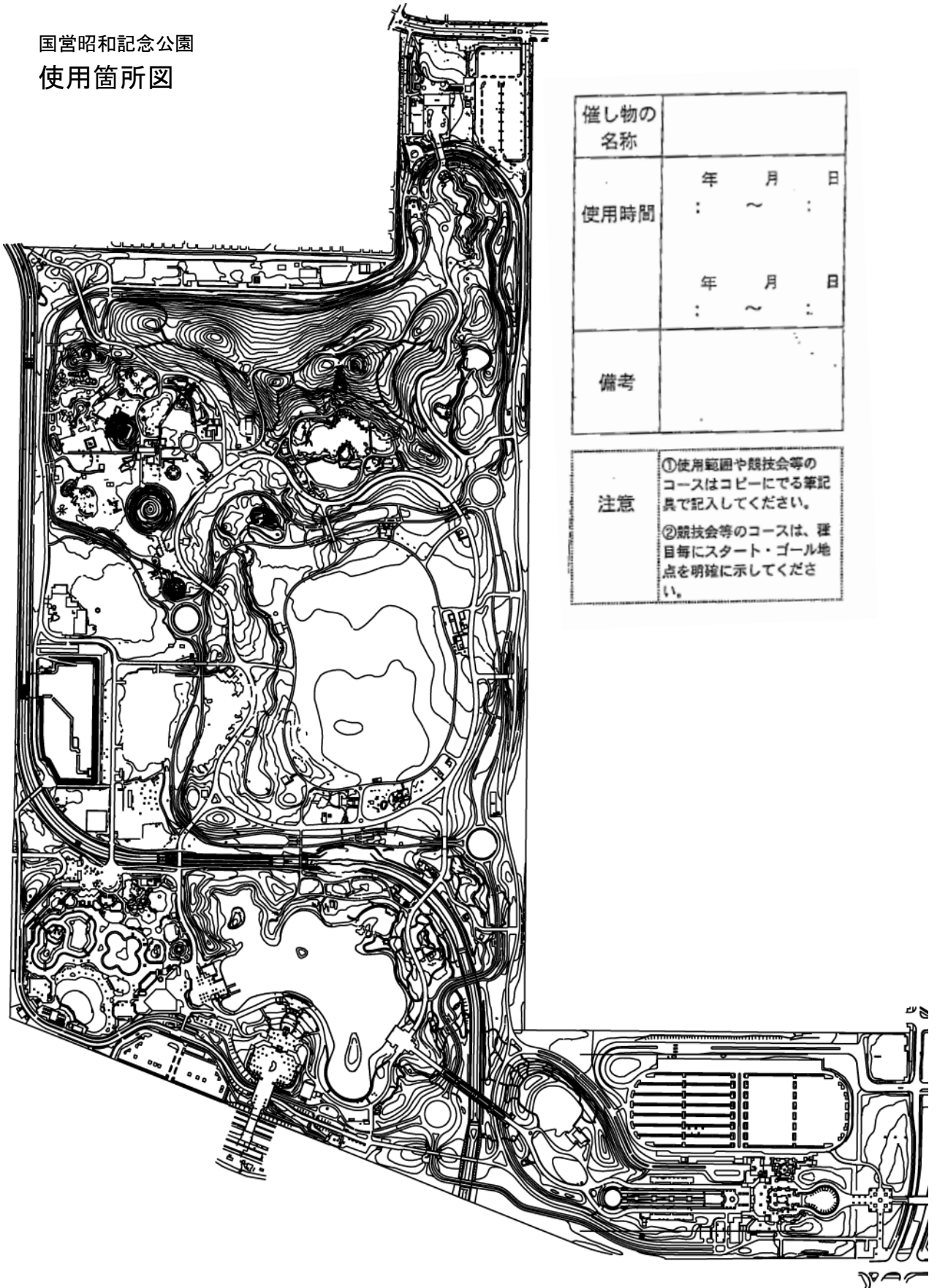
上記の申込について、国営昭和記念公園でのマラソン大会の実施を承諾いたします。

国営昭和記念公園 昭和 management センター

〇〇〇〇

●コース図 (スタート・ゴール位置、監察員の位置を明記)

国営昭和記念公園
使用箇所図



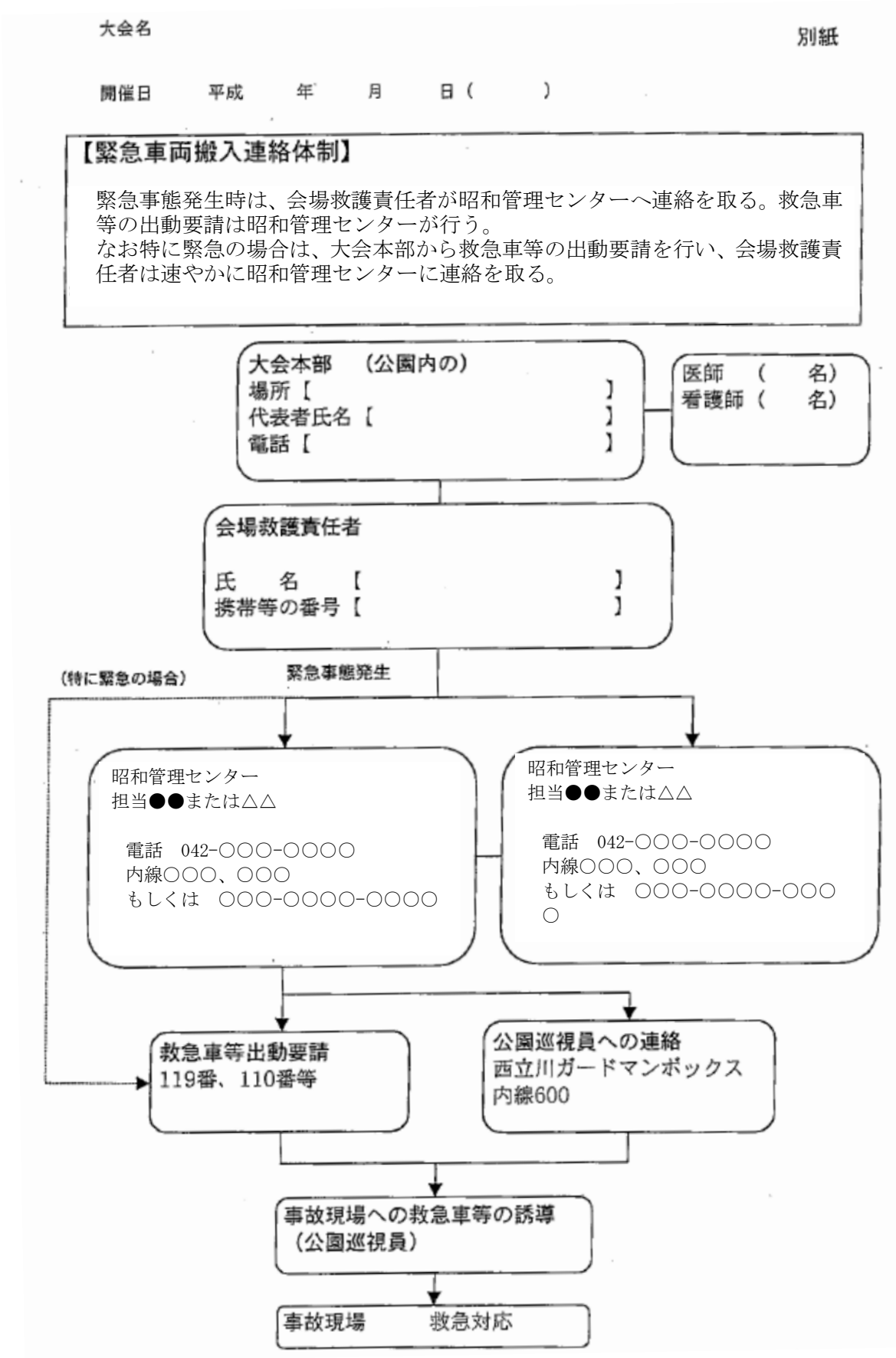
| | |
|------------|----------------------------------|
| 催し物の 名称 | |
| 使用時間 | 年 月 日 : ~ : 年 月 日 : ~ : |
| 備考 | |

注意

①使用範囲や競技会等のコースはコピーにできる筆記具で記入してください。

②競技会等のコースは、種目毎にスタート・ゴール地点を明確に示してください。

● 緊急車両搬入連絡体制図 (連絡先等記入)



迷子対応

【幼児の場合】

- ・現地（親権者等）から電話連絡があった場合は、迷子の名前、年齢、服装、はぐれた場所等を確認し、巡回サービス班に無線及び携帯に連絡する。
- ・立川口、西立川口、砂川口ゲートに連絡する。
- ・届出者の形態、住所等を確認し、個人行動を起こさないように注意する。

【高齢者・知的障害者等】

- ・基本的には幼児の場合と同様とする。
- ・これまでの事例では閉園時間後が多く、その場合は職員全員がブロックに分けて捜査を行う。
- ・場合によっては、届出者承諾のもと立川警察署、立川駅に捜査依頼をお願いする。

【迷子捜索の手順】

○閉園までの手順

- ・保護者からの捜索依頼があった場合は捜索対象者であるかどうかを確認する。
- ・放送による呼び出しは行わないが、就学児未満を保護した場合は放送の対象とできる。
- ・捜索対象者の場合は総務係に連絡する。
- ・総務係は、保護者から以下の特徴を聞き、無線により捜索依頼を発信する。

捜索対象者の名前、年齢、性別、身長、服装、いなくなったときの状況、心当たりの場所、そのほかの特徴

保護者の名前

保護者の携帯等の有無と電話番号

- ・パトロールスタッフは情報をもとに園内を捜索する。捜索にあたっては、トイレの中や水鳥の池などの水面は特に注意して捜索する。
- ・見つかった場合は無線で総務係に連絡する。
- ・総務係は保護者に連絡するとともに、無線で捜索解除を伝達する。保護者から発見の連絡が入った場合も、無線で捜索解除を伝達する。

○閉園後の手順

閉園間際に連絡があった場合や捜索中に閉園時間がきた場合の手順とする。なお、閉園後の捜索は迷子捜索の対象者に限定しない。

- ・事務所内に捜索本部を設置する。
- ・事務所の職員を動員し4班程度の捜索班を編成し、1班2名程度で車による捜索とする。
- ・捜索班は無線を掲載し捜索状況を本部に報告する。
- ・1時間程度の捜索により発見できない場合は警察に届けてもらう。
- ・警察への連絡は捜索本部または本部から指示された職員が行う。
- ・届出が受理された段階で捜索を解除する。

団体対応

■団体入園方法

団体入園の方法としては、以下の2通りがある

1. 一括入園

入園ゲートにて、団体人数分の入園料を徴収する方法。

原則、全団体人数の同時入園のみ。(一部の人の先行または遅れての入園は認めない)

2. 仮入園券での入園

全員が一度に入園することが不可能な100名以上の団体を対象として、「仮入園券」による入園を行う・

○仮入園券の発行手順

・受付方法

1. 各団体に、仮入園券の見本(図「仮入園券」作成フォーマット参照)を作成していただき、その見本の内容を確認の上、必要に応じて修正等の指示を行う。
2. 予定人数より多めの枚数を各団体に印刷をお願いすること。なお、その際、大人券と小人券は色分けお願いし、それ以外の色分けは認めない旨を伝える。
3. 仮入園券を持参頂き、全ての券に押印する。利用予定日の1週間前までに、押印及び「仮入園券取扱い申込書」を受領する。

・利用方法

1. 入園ゲートにて、仮入園券を一人ずつ受け取り、入園させる。なお、仮入園券を不携帯の利用者に対しては、一般入園券の購入をお願いすること。
2. 入園ゲートにて受け取った仮入園券の枚数を集計後から午後2時頃までの間に、精算をお願いする。
3. その他、利用当日の領収書分割発行の不可等、事前に留意事項を伝え、混乱のないように努めること。

| | | |
|------------------|--|--|
| | <p>← 12 c m →</p> | |
| <p>↑ 6 c m ↓</p> | <p>第〇〇回〇〇大会 平成〇〇年〇〇月〇〇日 雨天の場合は平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで有効 仮入園券（大人） ※本件を係員に渡して語入場下さい、 〇〇学校（団体名）</p> | <p>第〇〇回〇〇大会 平成〇〇年〇〇月〇〇日 雨天の場合は平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から〇〇時まで有効 仮入園券（小人） ※本件を係員に渡して語入場下さい、 〇〇学校（団体名）</p> |

図 「仮入園券」作成フォーマット

※必ず予約を取ってください⇒来所予定日 年 月 日（ ） 予約No.

| | | |
|-------------------|---|----------------|
| 仮入園券取扱い申込書 | | 受 付 者 名 () |
| 利用日 | 平成 年 月 日 () | |
| 雨天時 | 雨天中止・延期（平成 年 月 日） 開催決定日時 月 日 時 | |
| 団体名 | | |
| 利用目的 | イベント（ ）・マラソン大会・遠足・その他（ ） | |
| 発行枚数 | 大人（ ）色： 枚 小人（ ）色： 枚 | |
| 入園口 | 立川口・立川持込口・西立川口・西立川持込口・昭島口・玉川上水口・砂川口 | |
| 入園時間 | 時 分 ～ 時 分 ※この時間以外仮入園券は利用できません | |
| 精算口 | 立川口・西立川口・昭島口・玉川上水口・砂川口 (精算時間 :) ※精算は〇〇：〇〇まで | |
| 入園券配布方法 | 事前配布・当日配布（受付：立川口・西立川口・昭島口・玉川上水口・砂川口） | |
| 当日の仮入園券 忘れについて | 自己負担で一般入園券購入 ・ () 口にて再度配布 | |
| 精算責任者 | 氏名： 様 連絡先： - - 当日の連絡先（携帯電話等）： - - () 様 | |
| 先発入園※ | 時間 : 時 分 (必ず仮入園券をガードマンに渡してください) 西立川口通用門 徒歩： 人 砂川口通用門 車両： 台 人 業務入園証（有・無） 有る場合の業務入園証枚数： 枚 | |

※先発入園はマラソン大会等、一部の特別な場合のみ受付いたします。

詳しくは、昭和管理センターまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ・お申込み】
昭和管理センター
TEL 042-000-0000 FAX 000-000-0000
受付時間：土・日・祝日を除く平日の〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

図 仮入園券取扱い申込書

■団体マラソン事前受付

・受付方法

1. 仮予約の受付を電話にて行う。

利用日の1年前の月の1日（1月は2日）から、先着順で、1日2団体（午前の部と午後の部）まで受け付ける。また、原則として予備日は1日のみ設定とするが、利用の希望が多い11月と2月については予備日の設定は行わない。

2. 仮予約後、必要事項を記入・押印いただいた「マラソン大会承認申請書」及び各団体作成の「実施要項」「コース図」「緊急連絡体制図」を30日前までに受領する。

※仮予約や手続きは公園開園日のみ実施

(注) 仮予約後、大会の2ヵ月前までは、止む得ない事情により日程を変更していただく場合があることを連絡すること。

・実地踏査

1. 実地踏査の入園料、駐車料は1回に限り無料とすることが可能であるが、公園利用者に支障がないよう、人数・台数に制限を設ける。
2. 自転車の無料貸出し等、実施踏査に必要な支援を行う。

・事前打合

1. コース等の打ち合わせや仮入園券（折込用紙参照）の手続き等、十分な事前打合せを行う。

巡視ルート等

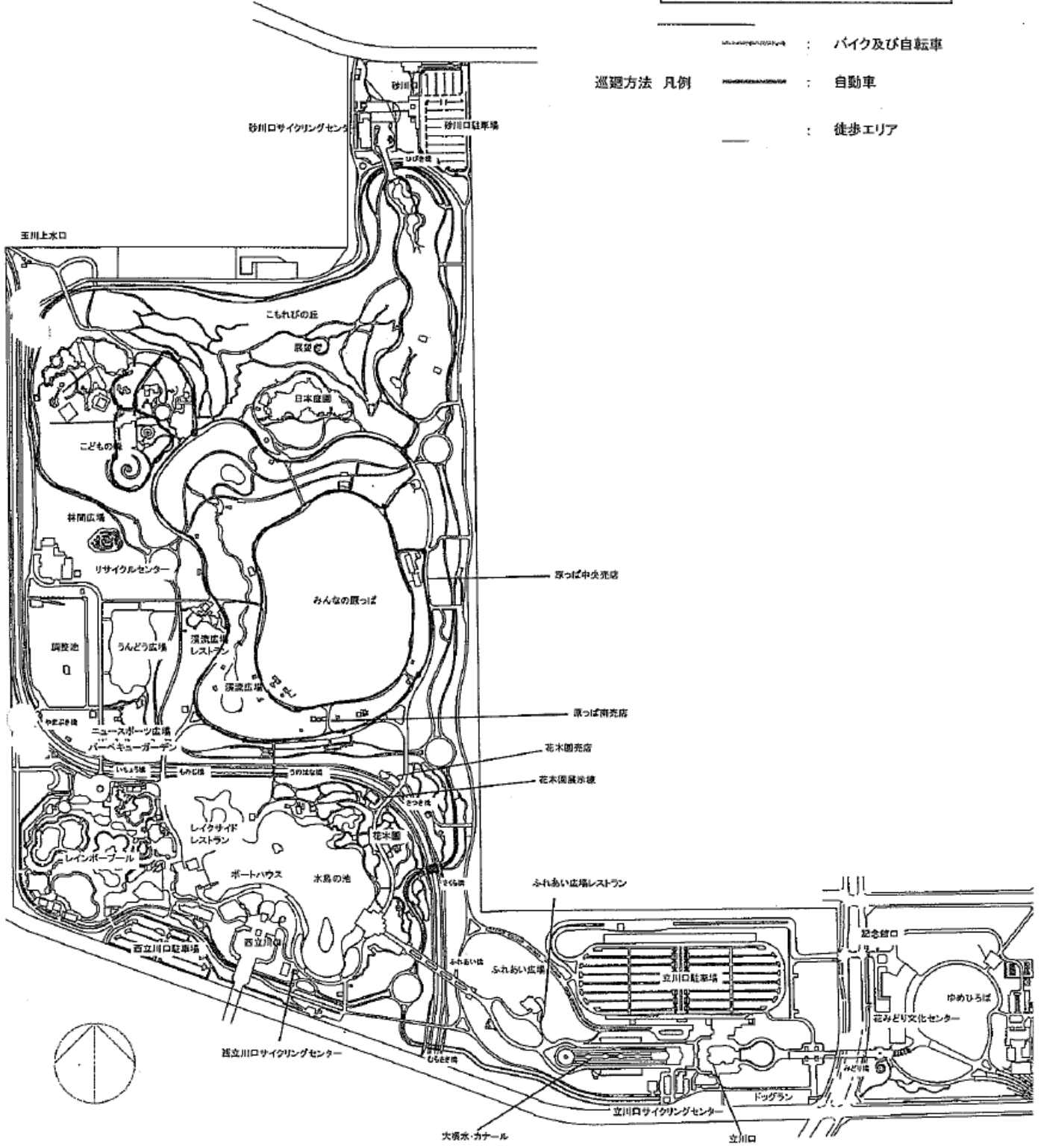
みどりの文化ゾーン内 巡回ルート（昼間）

1. 記念館口詰所（定点警備）
2. 昭和天皇記念館建物裏廻り
3. 花みどり文化センター内
ギャラリー・情報コーナー・研修室・エントランス
4. トイレ・自転車置き場
5. エスカレーター
6. 浮游の庭
みどり橋・螺旋階段・池
7. そよぎの丘
8. 総合案内所
あけぼの口・管理事務所・管理用車両駐車場
9. ゆめひろば
10. トイレ棟

巡 廻 コ ー ス 図

砂川口→原っぱ

- 巡廻方法 凡例
-  : バイク及び自転車
 -  : 自動車
 -  : 徒歩エリア

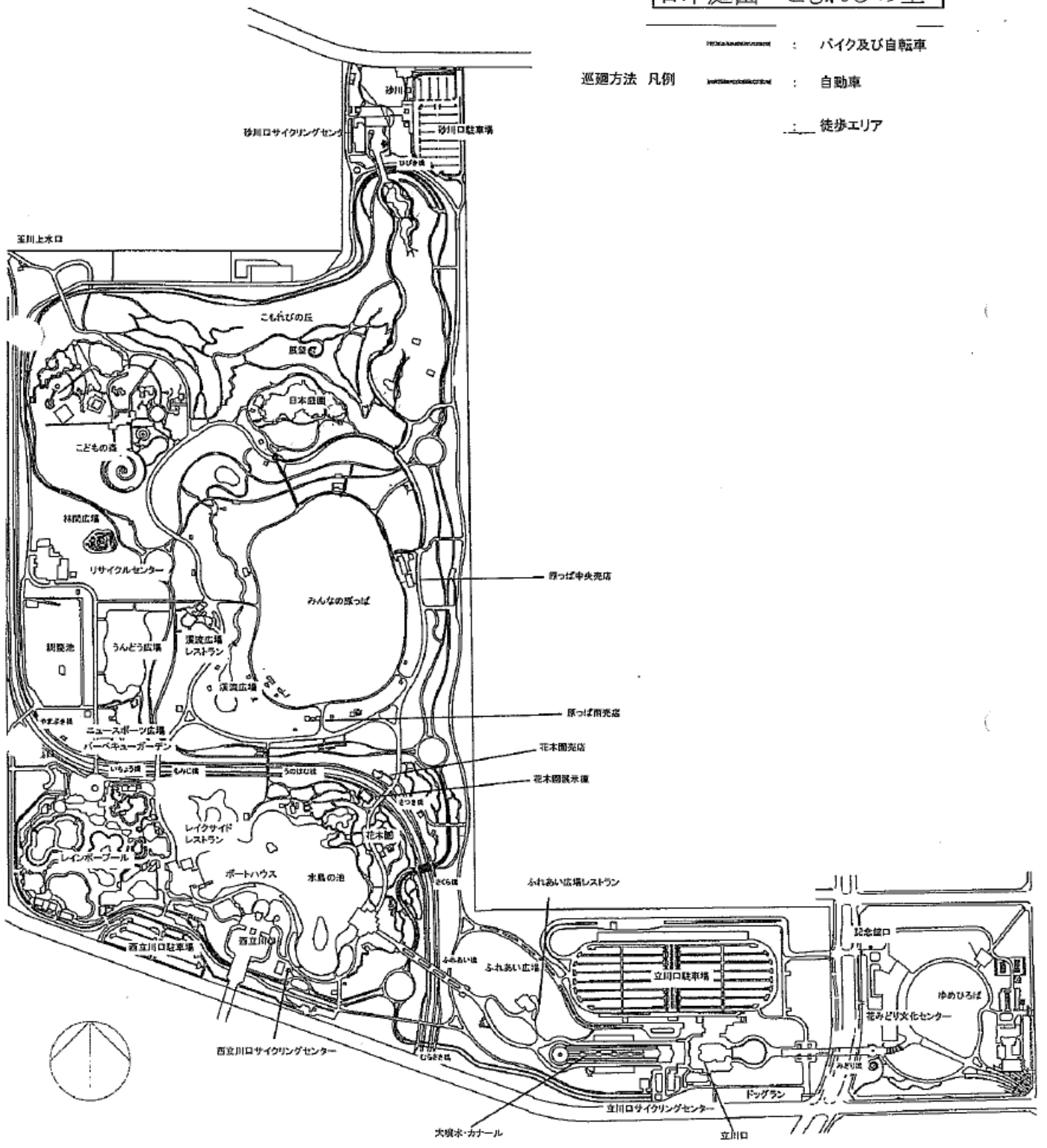


公園全園図

巡 廻 コ ー ス 図

日本庭園→こもれびの里

- : バイク及び自転車
 : 自動車
 : 徒歩エリア



公園全園図

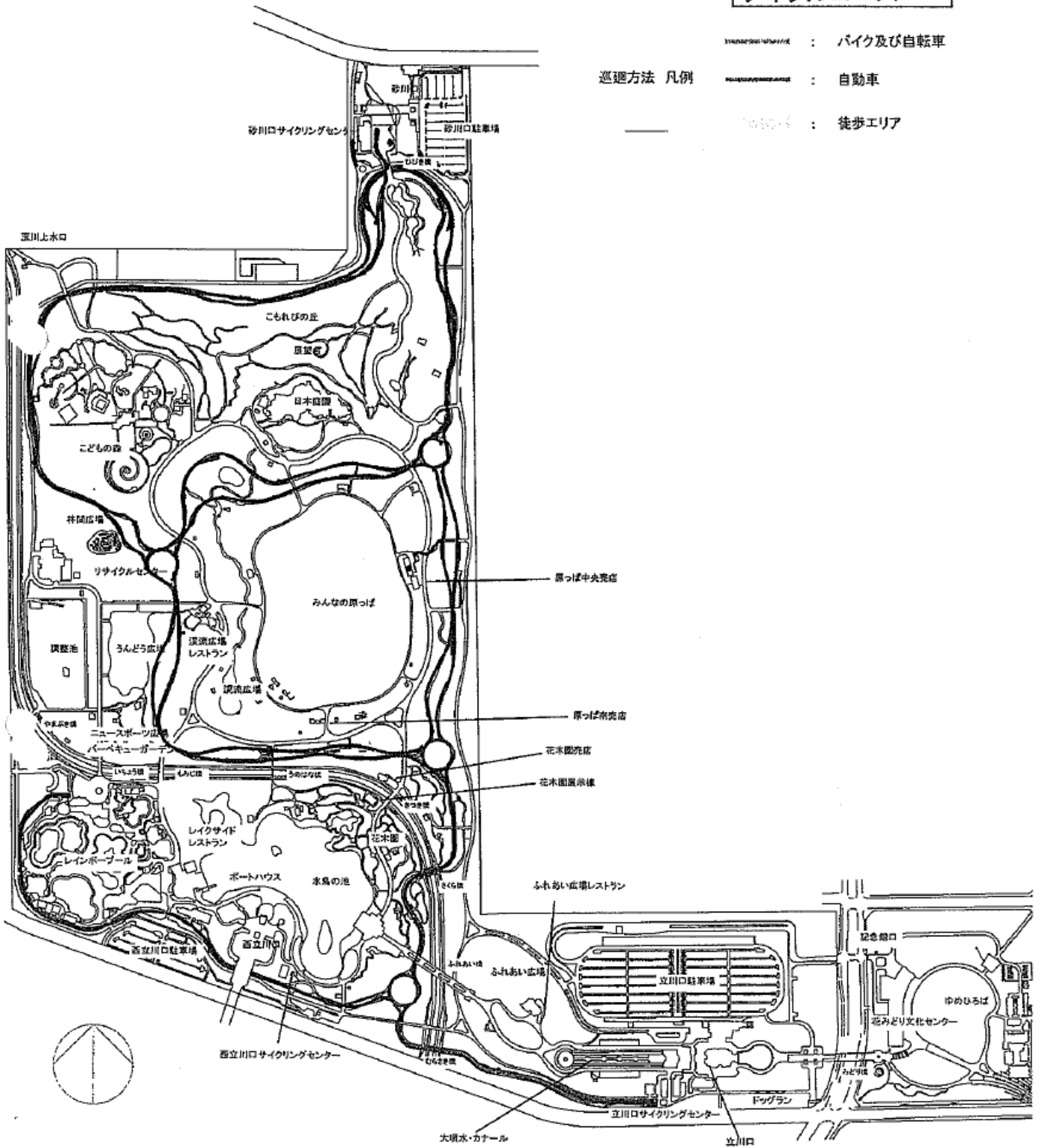
巡 廻 コ ー ス 図

サイクルコース

—— : バイク及び自転車

—— : 自動車

—— : 徒歩エリア

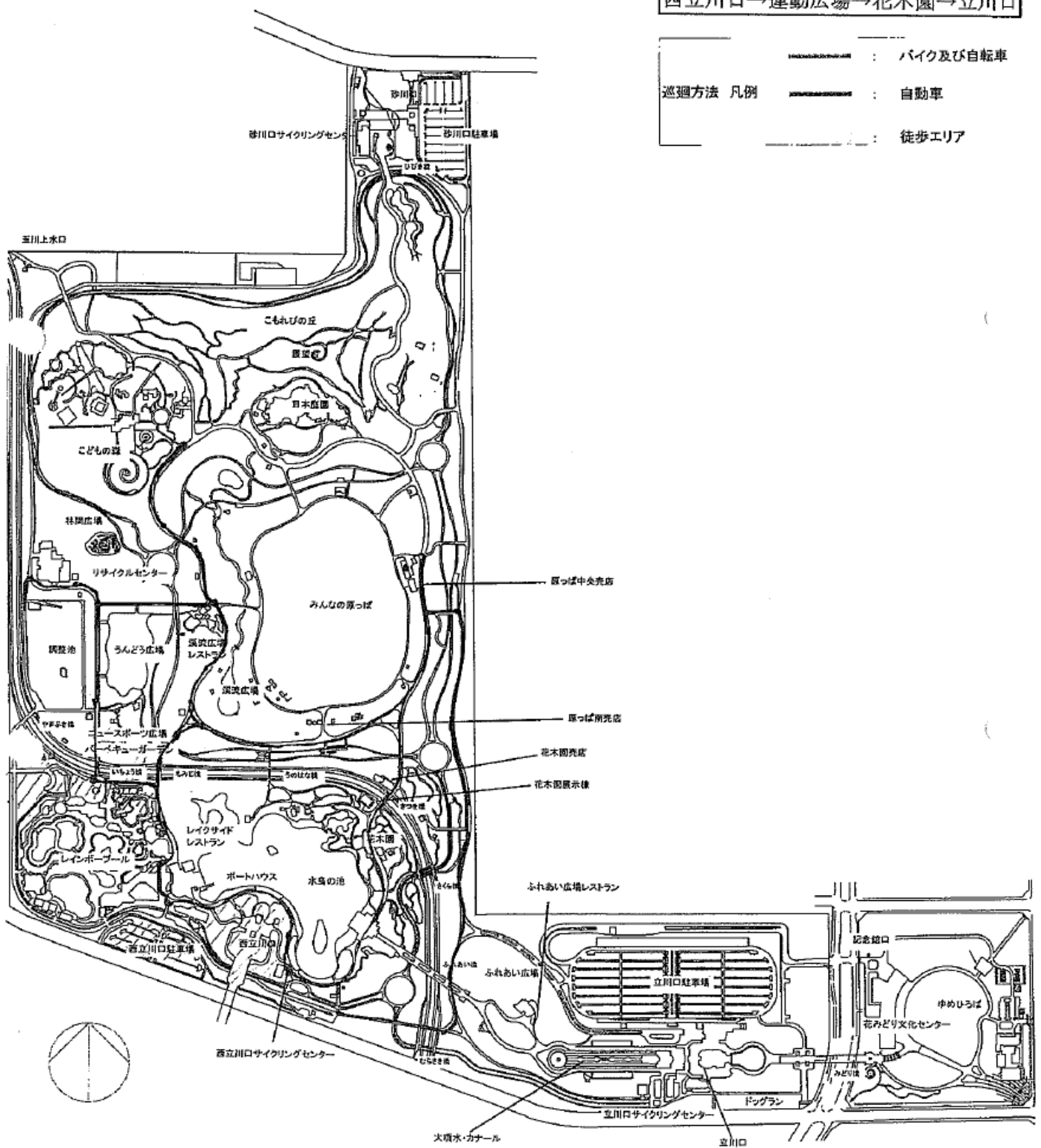


公園全園図

巡 廻 コ ー ス 図

西立川口→運動広場→花木園→立川口

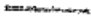


- 巡廻方法 凡例
-  : バイク及び自転車
 -  : 自動車
 -  : 徒歩エリア

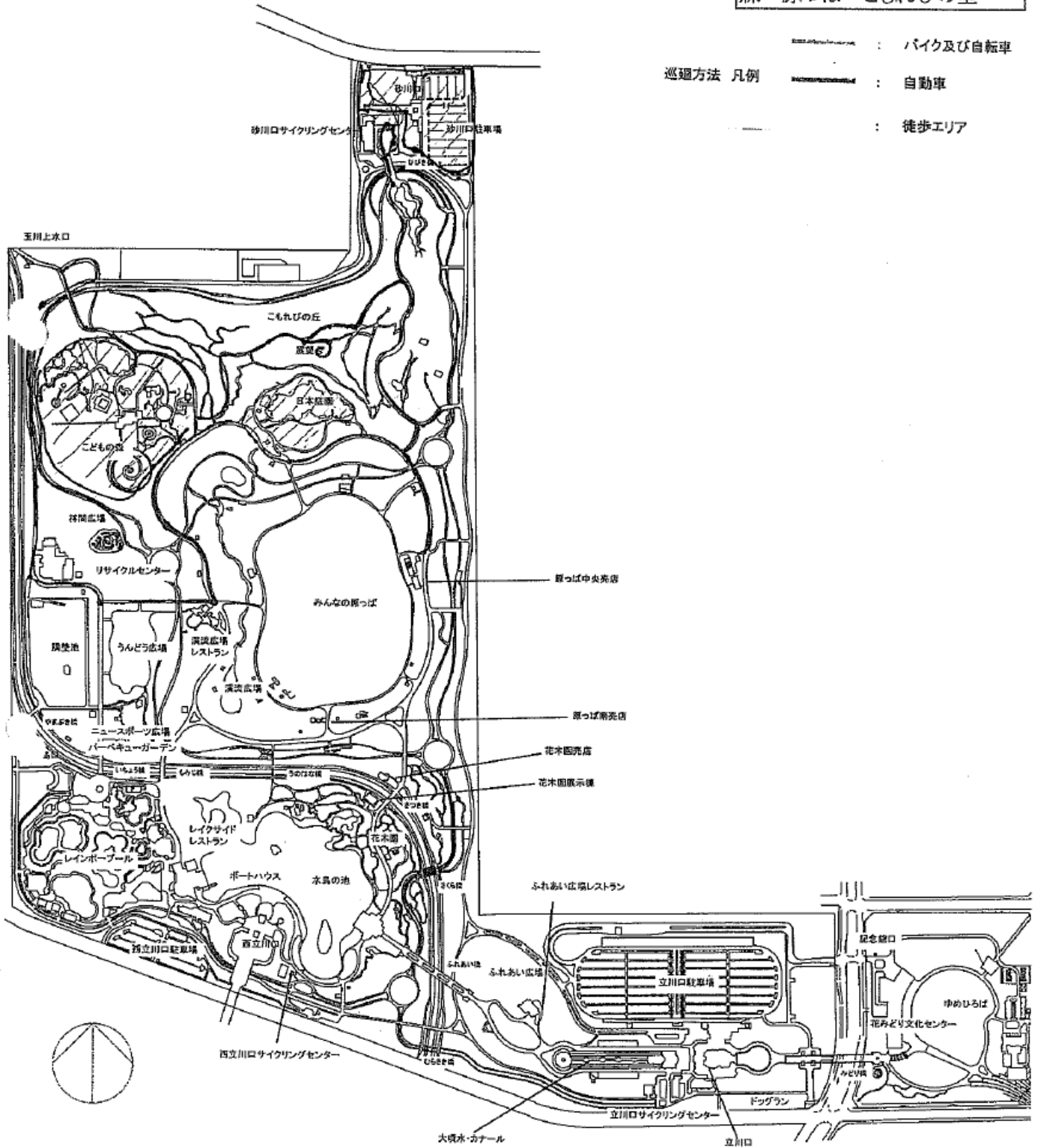


公園全園図

巡 廻 コ ー ス 図

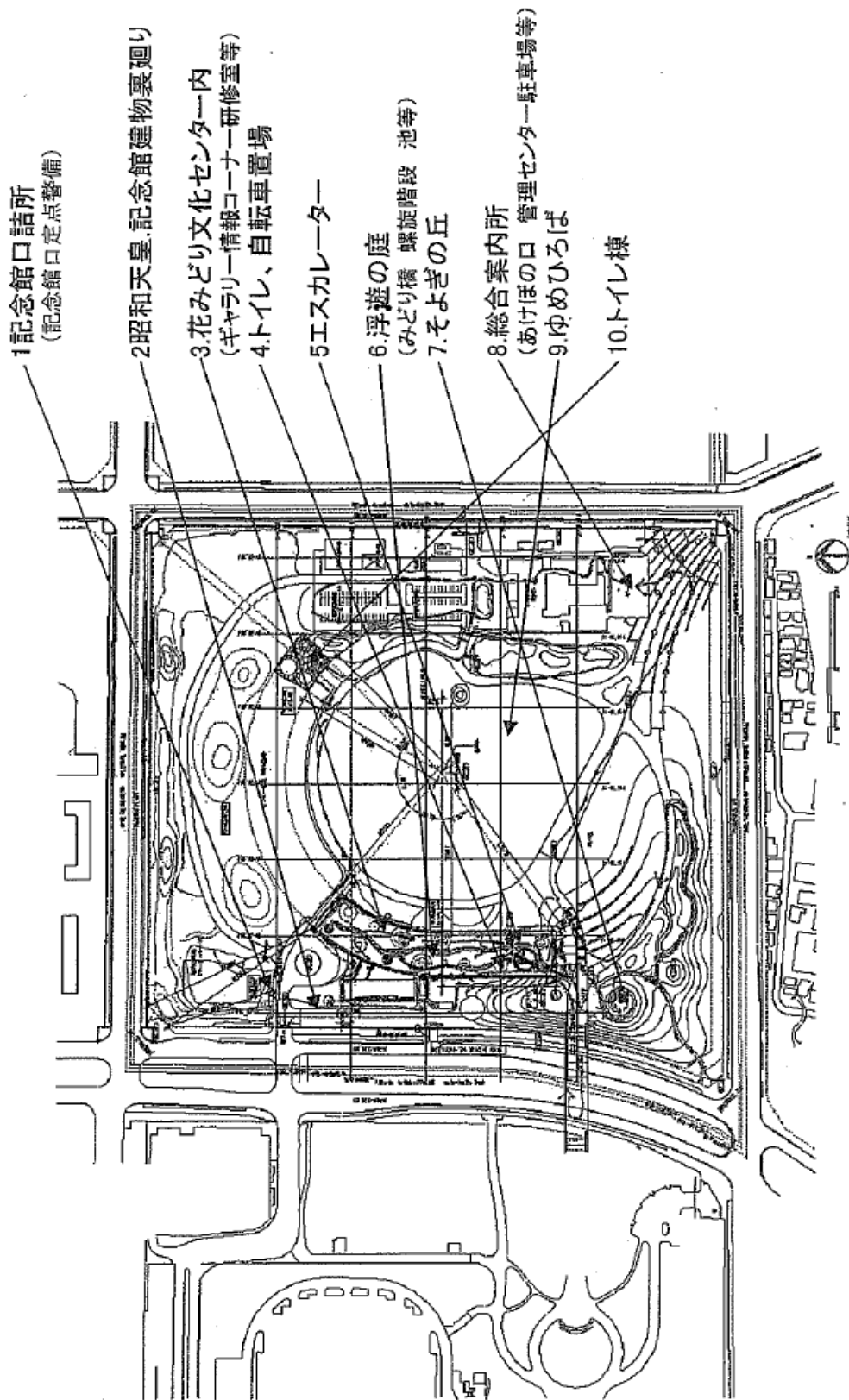
森→原っぱ→こもれびの里

- 巡廻方法 凡例
-  : バイク及び自転車
 -  : 自動車
 -  : 徒歩エリア

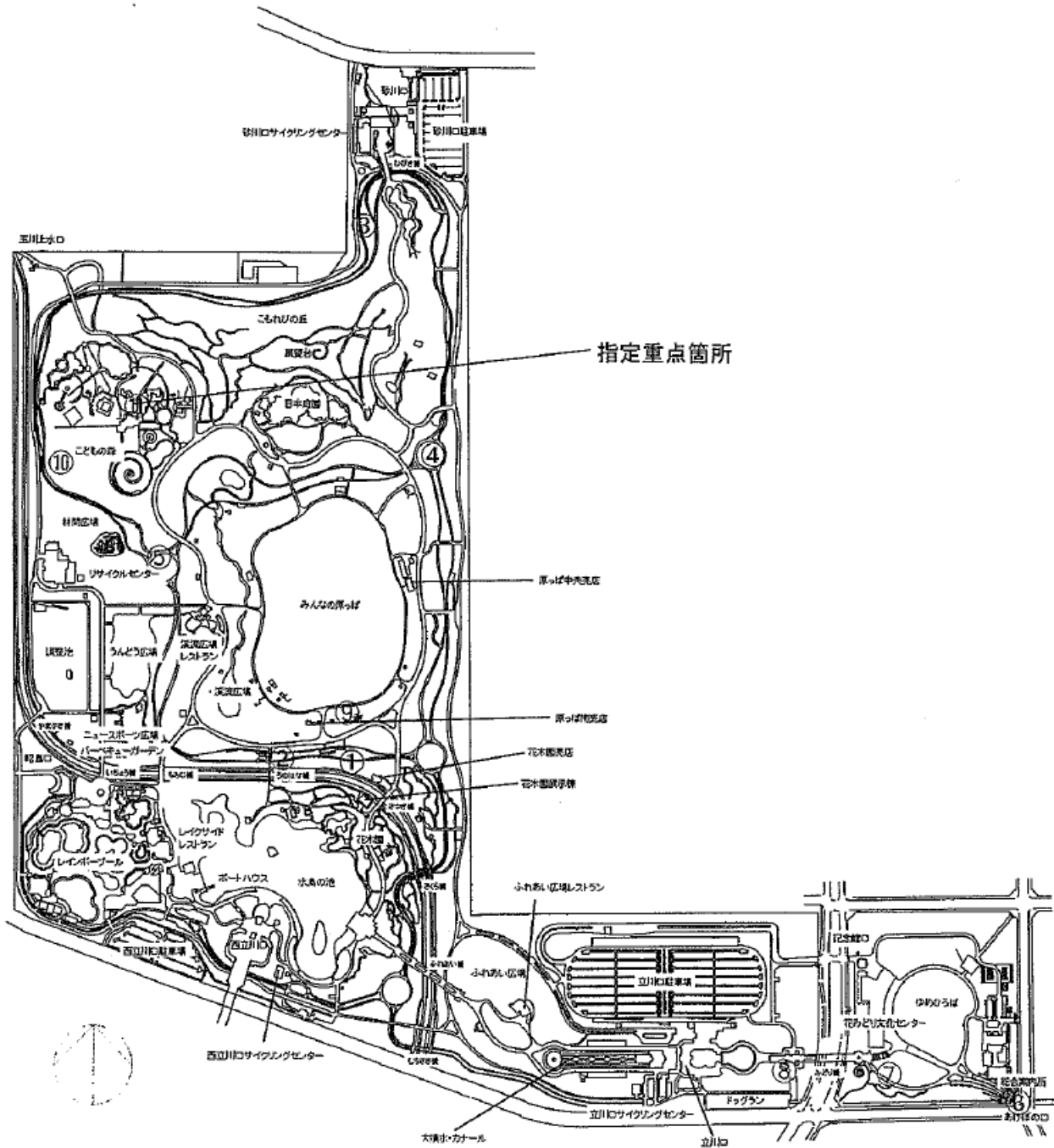


公園全園図

文化ゾーン巡廻ルート図(屋間)



○こどもの森 (①～⑩についてはGW期間のみ)



公園全園図

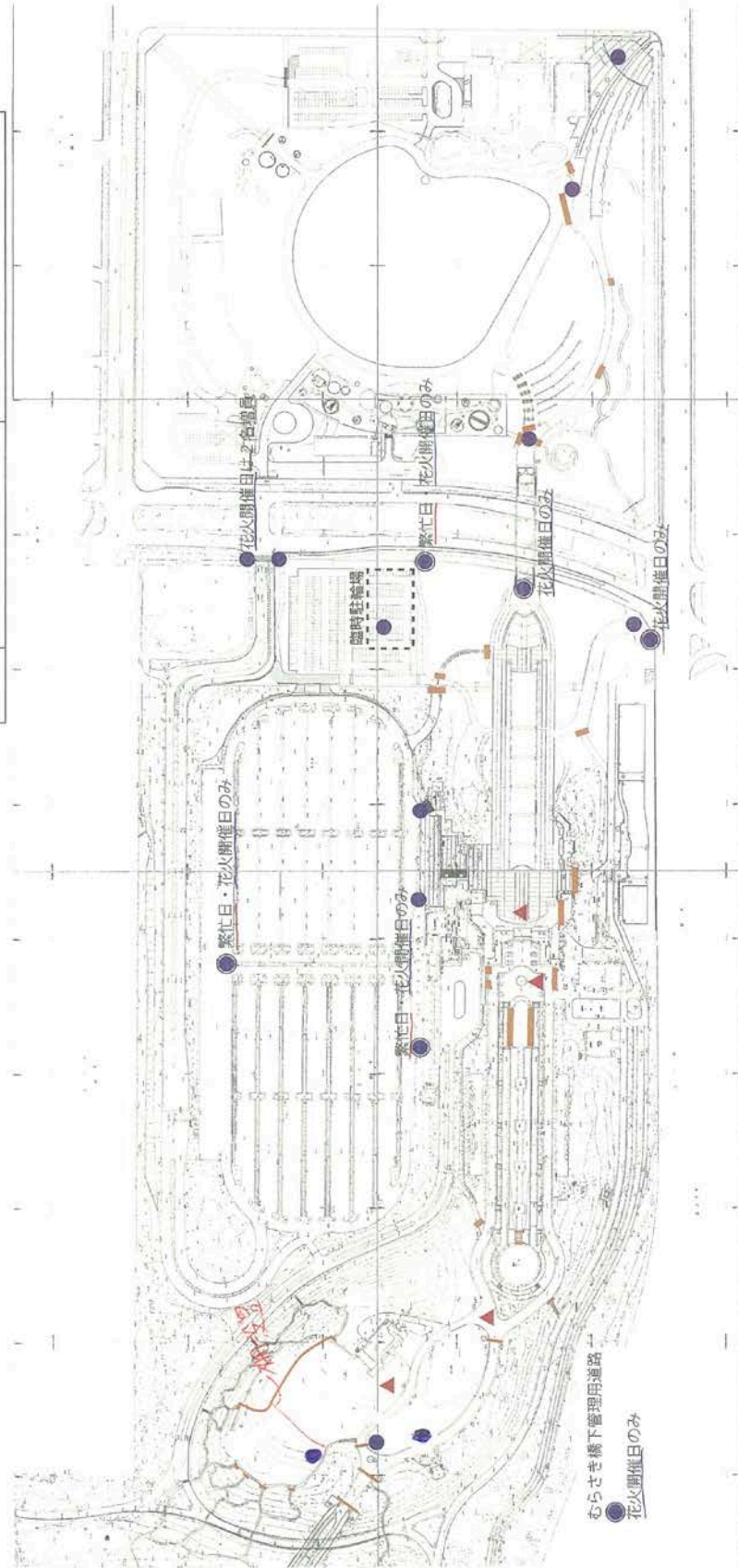
図面名

平成 25 年 Winter Vista Illumination

平成 25 年 11 月 30 日 (土) ~ 12 月 25 日

誘導・保安係員配置図 (花火実施日は 12 月 22・23 日)

| 凡例 | 記号 | 名称 | 備考 |
|----|----|-----------|--|
| | ● | 警備員 / 誘導員 | お客さまの誘導、進入禁止エリアへの進入防止を行います。 |
| | ▲ | 利用安全指導 | お客さまのご案内、問合せ対応、禁止行為等を防止する利用指導を行います。 |
| | — | 人止柵 | カラークォーン&バー・ローピング・仮設フェンス等で、進入禁止エリアへの進入を防止します。 |



水遊び広場について

【利用時期】

4月末（ゴールデンウィーク前）の週末～9月最後の週末（プール営業期間及び準備撤去期間を除く）
（平成28年度実績：4月29日～6月26日、9月12日～9月25日）

【開園準備】

開園の準備として以下のことを実施すること。

- ・ 給水作業
- ・ 各ろ過運転状況：ストレーナー清掃・入替、集毛器内排水状況の確認など
- ・ 不具合箇所の確認

【水質検査の実施】

- ・ 月1回、東京都条例に基づき保健所が実施する検査を受けること。
- ・ 1時間に1回水質検査（残留塩素濃度の測定）を行うこと。
- ・ 薬液の状況のチェックを行うこと。
- ・ 水遊び広場は、プール終了後の再開時に保健所の水質チェックを受けていること。

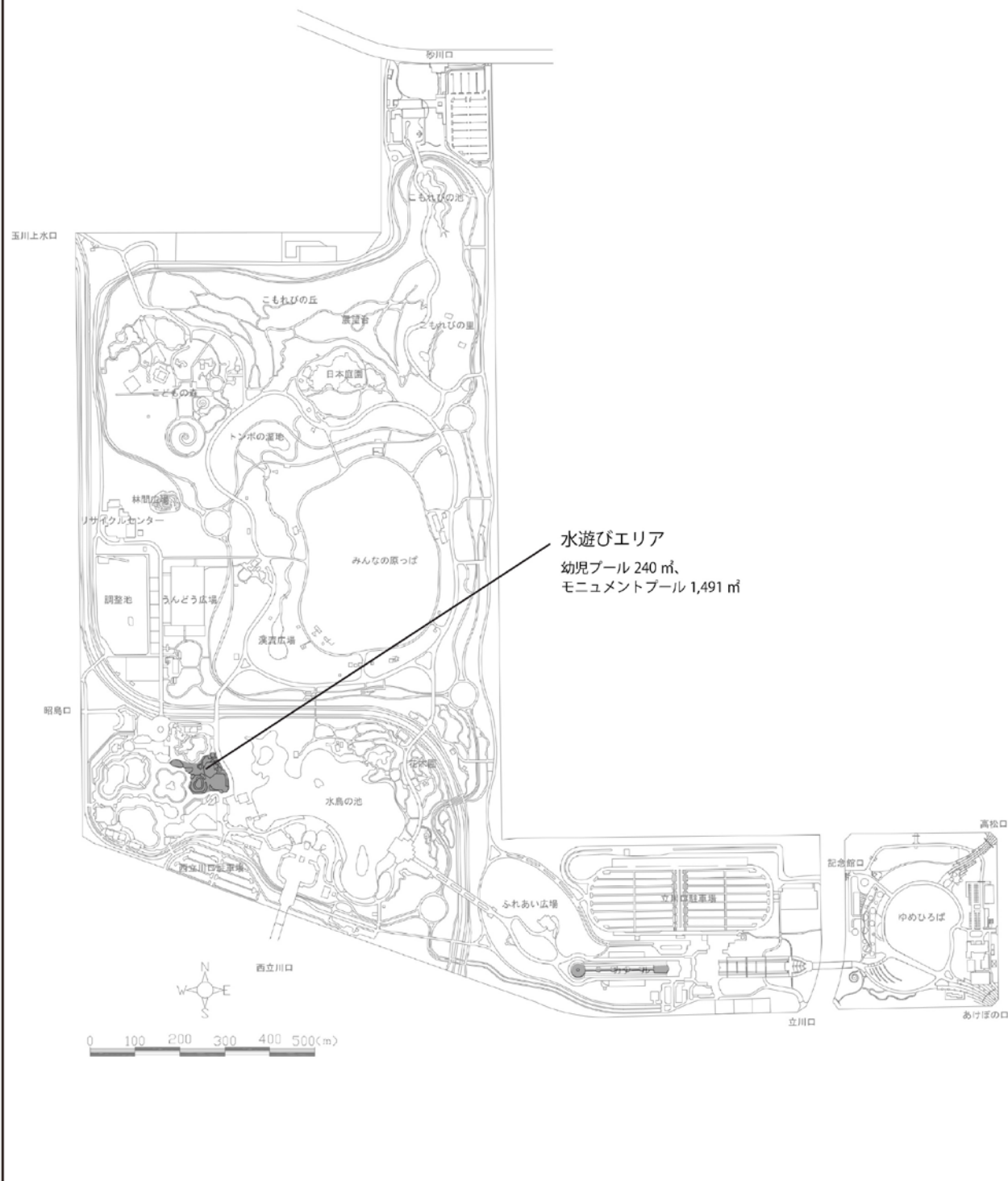
【留意事項】

- ・ プール開園時は、水遊び広場とプール境界の柵を抜いて置き換える。
- ・ 水あそび広場の開園期間中は、管理ボックスを設置し、監視員を配置すること。

【異常時の対応】

- ・ 塩素が一時的に基準値を下回る場合は、固形塩素を投入する等良好な対策をとること。

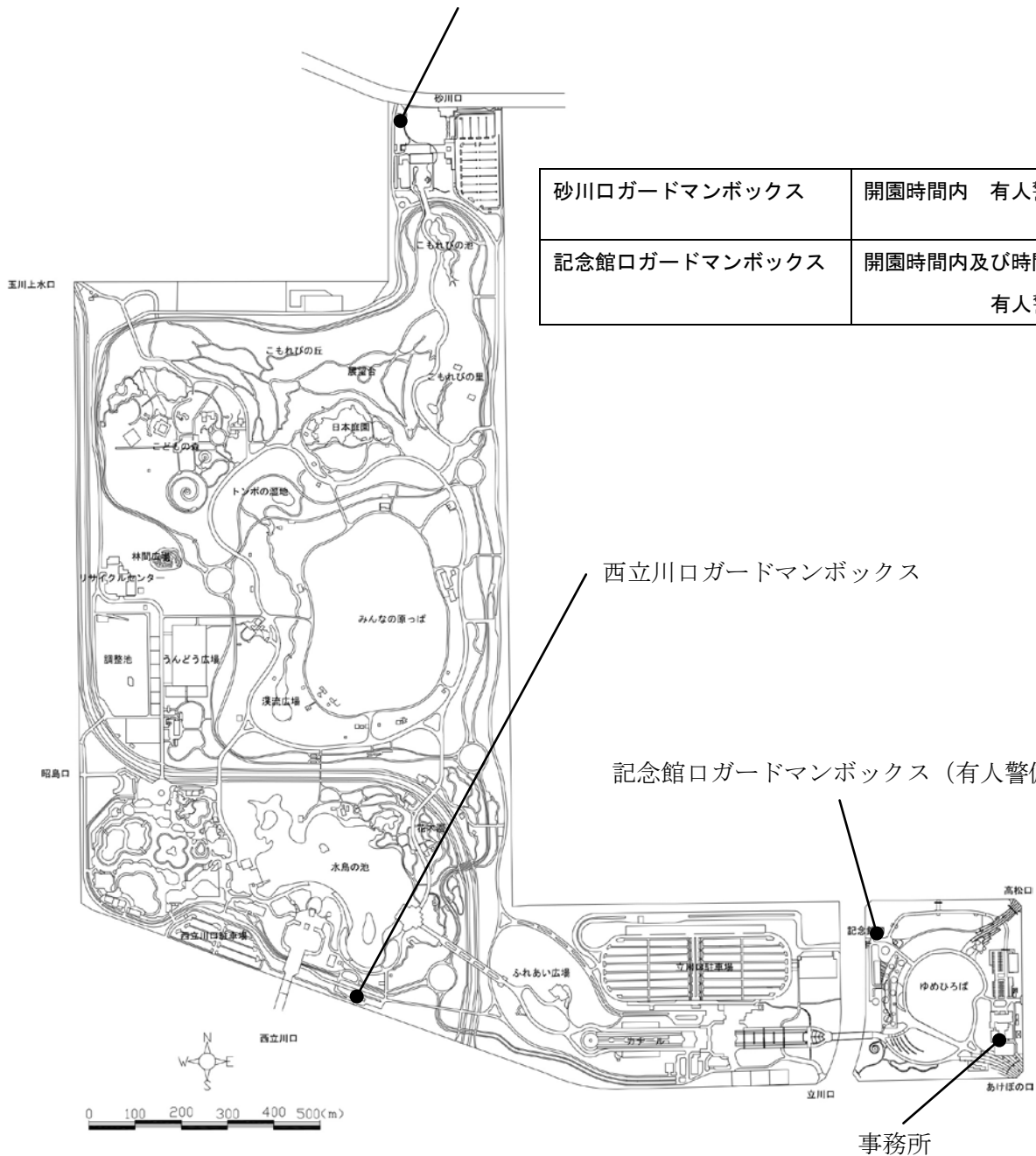
水遊びエリア位置図



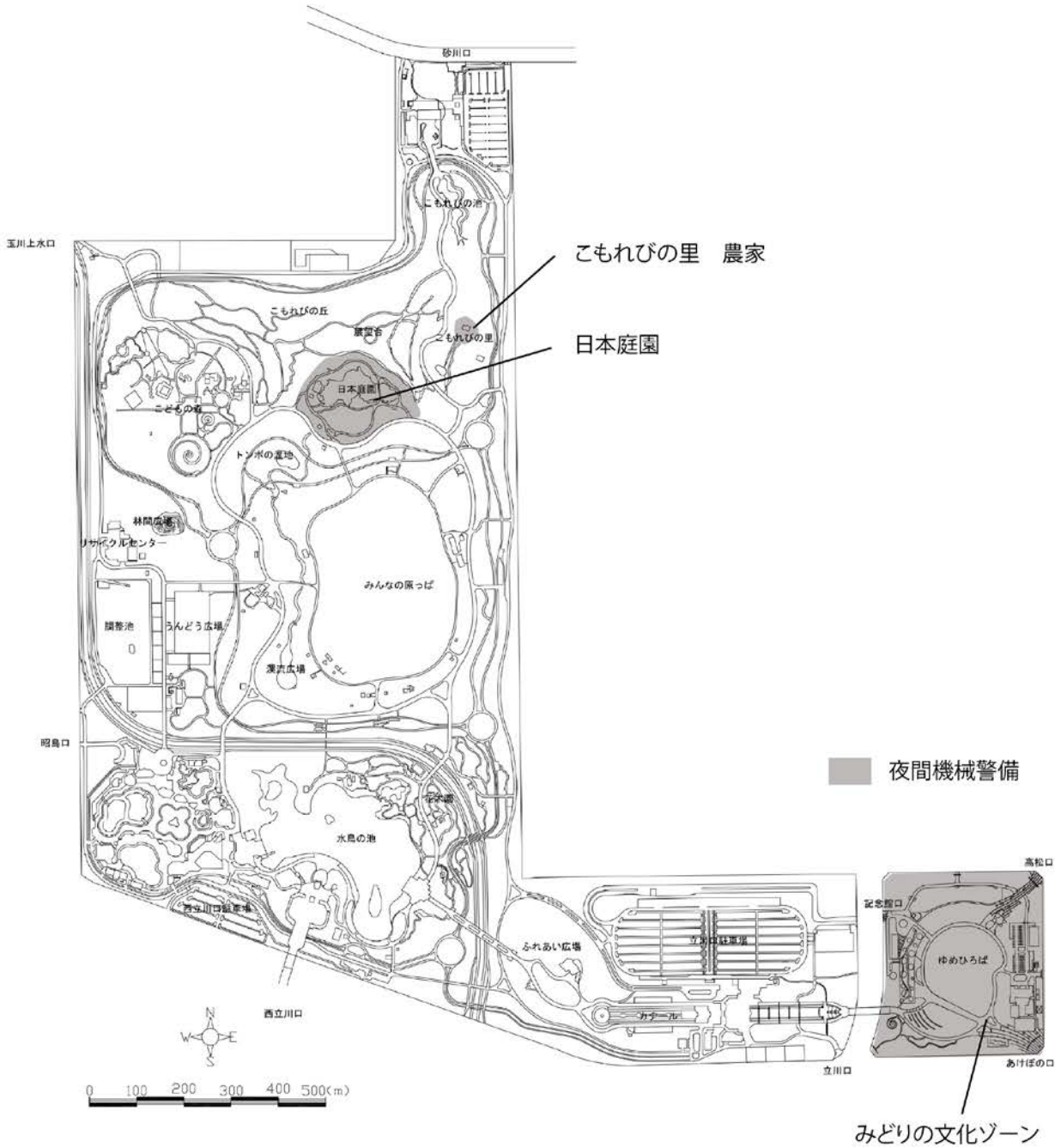
出入口管理・警備（図面）

■常駐場所

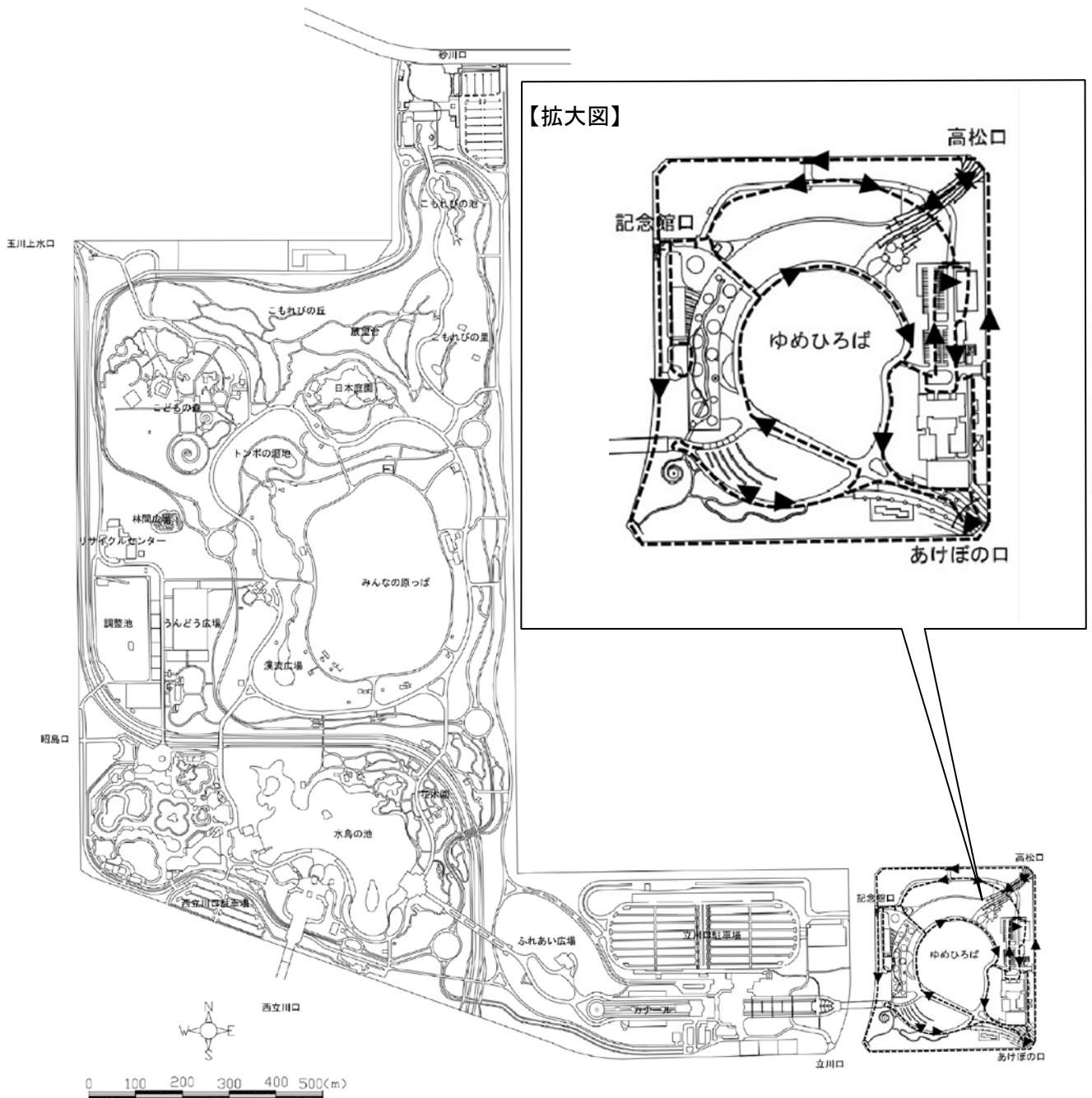
砂川口ガードマンボックス（有人警備）



■ 機械警備



■巡回経路



警備日報

警備日報

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | 自 平成 年 月 日 時 分 |
| | | | | | 至 平成 年 月 日 時 分 |
| | | | | | 担当者 ㊟ |

1. 勤務者

| 勤務別 | 勤務場所 | 勤務内容 | 勤務者 |
|-----|---------|------|-----|
| | 文化ゾーン詰所 | 巡回警備 | |
| | | | |
| | | | |

2. 巡回警備（点検）

| 施設等巡回点検時間 | 区 域 | 結 果 |
|-----------|---------------|-----|
| : : : | ①外周 | |
| : : : | ②管理事務所 | |
| : : : | ③管理用車両駐車場 | |
| : : : | ④総合案内所 | |
| : : : | ⑤あけぼの口 | |
| : : : | ⑥そよぎの丘斜面 | |
| : : : | ⑦そよぎの丘樹林地帯 | |
| : : : | ⑧みどり橋周辺 | |
| : : : | ⑨花みどり文化センター | |
| : : : | ⑩ゆめ広場及びトイレ周辺 | |
| : : : | ⑪ゆめひろば裏樹林帯 | |
| : : : | ⑫記念館口 | |
| : : : | ⑬昭和天皇記念館建物裏廻り | |
| : : : | ⑭高松口 | |

3. 巡回点検実施報告事項

4. 施設等損傷報告事項

5. 開錠及び施錠

| 門扉の名称 | 開錠 | 施錠 | 備考 |
|--------|-----|-----|----|
| 管理事務所 | : : | : : | |
| 事務所通用門 | : : | : : | |
| | : : | : : | |
| | : : | : : | |
| | : : | : : | |

警備日報

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
| | | | | |

自 平成 年 月 日 時 分
 至 平成 年 月 日 時 分
 担当者 ④

1. 勤務者

| 勤務別 | 勤務場所 | 勤務内容 | 勤務者 |
|-----|---------------|------|-----|
| | 西立川口ガードマンボックス | 巡回警備 | |
| | | | |
| | | | |

2. 巡回警備 (点検)

| 施設等巡回点検時間 | 区 域 | 結 果 |
|-----------|---------------|-----|
| : : : | 西立川口ガードマンボックス | |
| : : : | 有料エリア (B) | |
| : : : | 有料エリア (A) | |
| : : : | 有料エリア (A、B) | |
| : : : | 砂川口ガードマンボックス | |
| : : : | 西立川口ガードマンボックス | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |
| : : : | | |

3. 巡回点検実施報告事項

4. 施設等損傷報告事項

5. 開錠及び施錠

| 門扉の名称 | 開錠 | 施錠 | 備考 |
|-------|-------|-----|----|
| 西立川口 | : : : | : : | |
| 砂川口 | : : : | : : | |
| 立川口 A | : : : | : : | |
| 立川口 B | : : : | : : | |
| | : : : | : : | |
| | : : : | : : | |

巡回経路（有料エリア）

平成 年 月 日（ ）

警備担当

| 巡回時チェック時間 | | ～ | ～ | ～ |
|-----------------------------------|----|------|------|------|
| 場 所 | 区域 | 1 回目 | 2 回目 | 3 回目 |
| 1. 西立川口ガードマンボックス | A | : | : | : |
| 2. 西立川サイクリングセンター及び西立川口ゲート（駅間橋上含む） | A | : | : | : |
| 3. さざなみ広場及び水鳥の池 | A | : | : | : |
| 4. ボートハウス及び隣接トイレ | A | : | : | : |
| 5. レイクサイドレストラン | A | : | : | : |
| 6. プール管理棟及び水遊び広場 | A | : | : | : |
| 7. 西立川口駐車場 | A | : | : | : |
| 8. プール機械棟 | A | : | : | : |
| 9. 昭島口ゲート（プール営業期間中は昭島管理棟含む） | A | : | : | : |
| 10. ニューススポーツ広場及びバーベキューガーデン | A | : | : | : |
| 11. 調整池 | A | : | : | : |
| 12. リサイクルセンター | A | : | : | : |
| 13. うんどう広場 | A | : | : | : |
| 14. 溪流広場レストラン | A | : | : | : |
| 15. こどもの森手前トイレ周辺 | A | : | : | : |
| 16. こもれびの家 | A | : | : | : |
| 17. こどもの森森の家及び売店 | A | : | : | : |
| 18. こどもの森内各種遊具 | A | : | : | : |
| 19. 玉川上水口ゲート | A | : | : | : |
| 20. 北側管理ヤード（未開園区域）（倉庫含む） | A | : | : | : |
| 21. 砂川口駐車場 | A | : | : | : |
| 22. 砂川口ガードマンボックス及び通用門周辺（夜間無人） | A | : | : | : |
| 23. 砂川口管理棟及びサイクリングセンター | A | : | : | : |
| 24. 花の丘及び展望台周辺 | A | : | : | : |
| 25. こもれびの里 古民家 | A | : | : | : |
| 26. 日本庭園（歎楓亭・昌陽含む） | A | : | : | : |
| 27. トンボの湿地及び桜の園周辺 | A | : | : | : |
| 28. 旧みんなの原っぱ北売店周辺 | A | : | : | : |
| 29. みんなの原っぱ中央売店周辺 | A | : | : | : |
| 30. みんなの原っぱ南売店周辺及びわんぱくゆうぐ | A | : | : | : |
| 31. 溪流流末トイレ周辺及びパターゴルフコース | A | : | : | : |
| 32. 花木園売店及びトイレ、残堀川傾斜地周辺 | A | : | : | : |
| 33. 花木園展示棟及び周辺 | A | : | : | : |
| 34. 花木園内部 | A | : | : | : |
| 35. 眺めのテラス～ふれあい橋周辺 | B | : | : | : |
| 36. ふれあい橋下残堀川周辺 | B | : | : | : |
| 37. ふれあい広場レストラン | B | : | : | : |
| 38. 大噴水及びカナル | B | : | : | : |
| 39. 立川口ゲート及びサイクリングセンター、売店、トイレ | B | : | : | : |
| 40. 立川口広場及びドッグラン | B | : | : | : |
| 41. 立川口駐車場 | B | : | : | : |
| 42. 立川口無料区自家用発電施設及び無料区域 | B | : | : | : |

*巡回の順番は、効率や犯罪防止等のため順番通りとは限りません。

こもれびの里管理マニュアル

※マニュアル本体は閲覧資料である

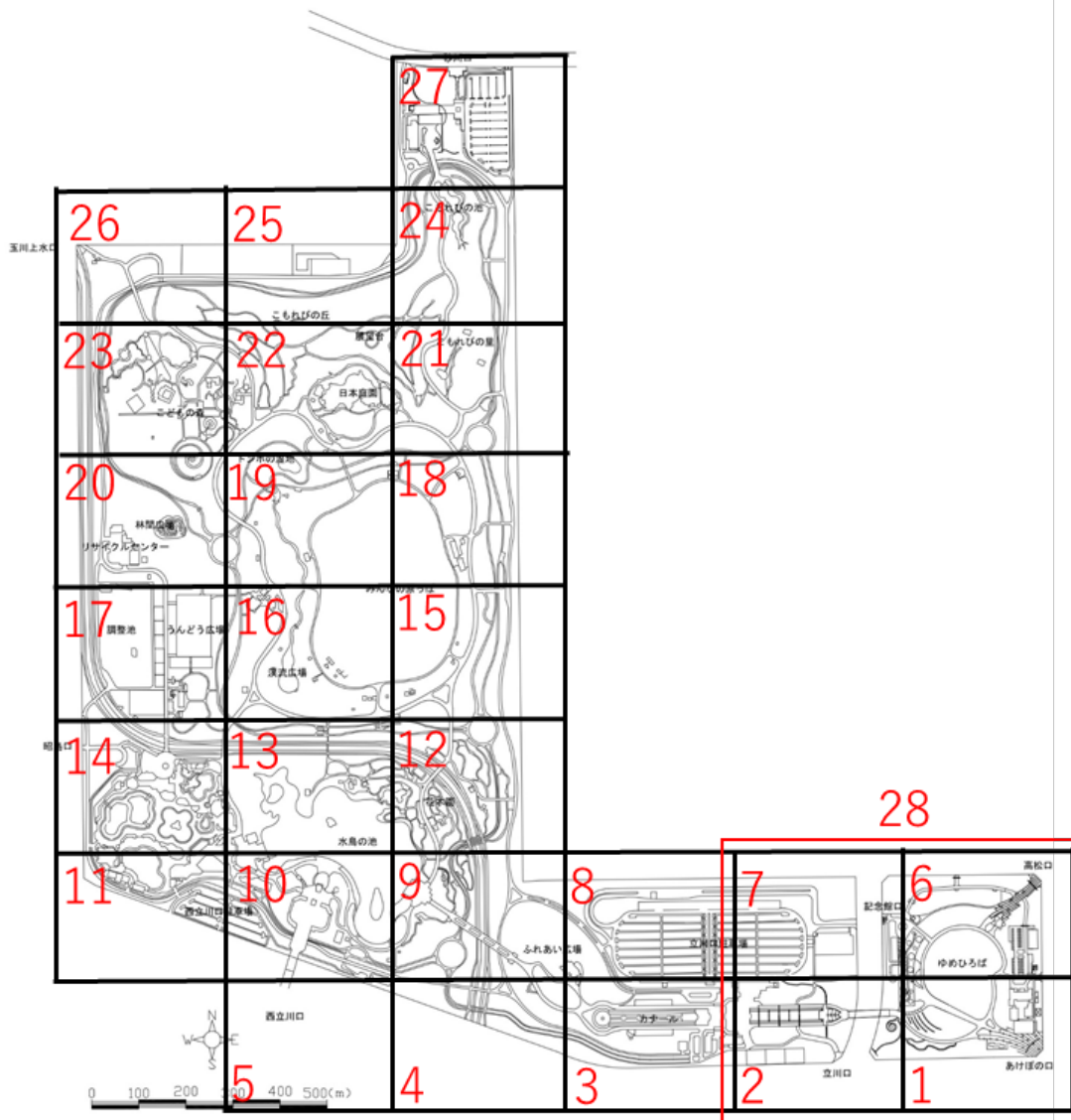
こもれびの里管理マニュアル（案）

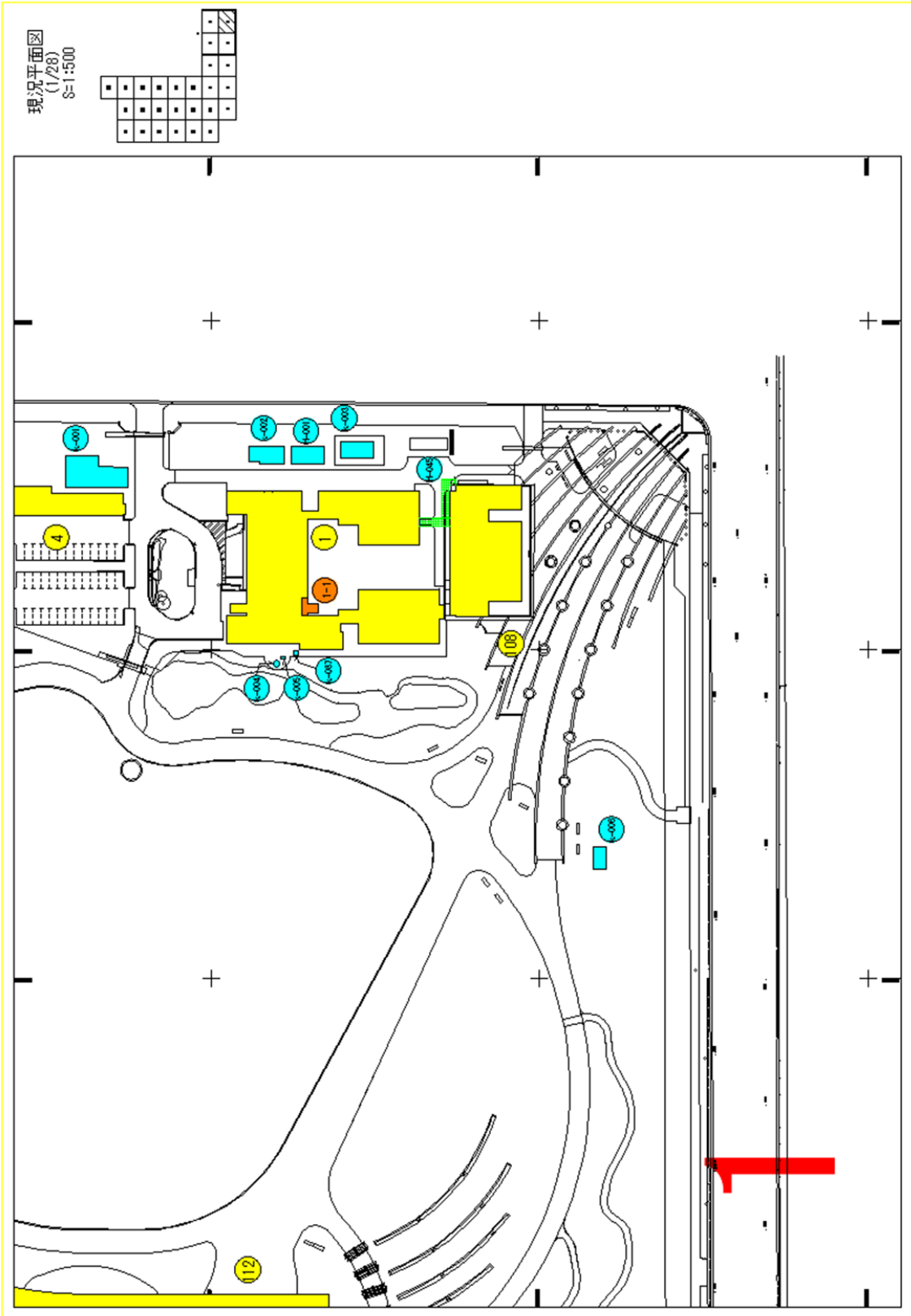
目次

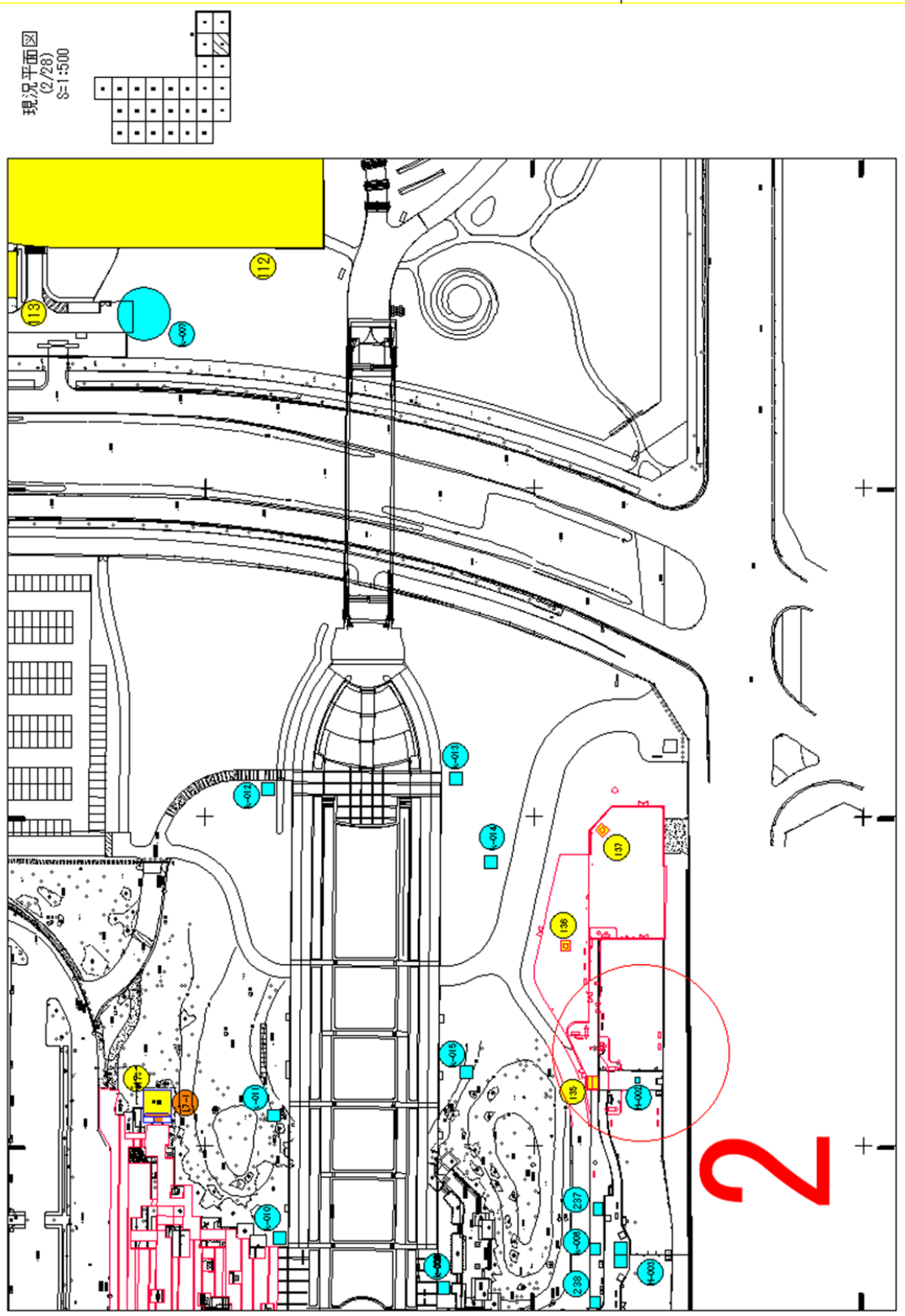
| | | |
|-------|-------------------------------|----|
| 1. | はじめに | 3 |
| 1.1 | マニュアルの趣旨 | 3 |
| 1.2 | 「こもれびの里」にかかる基本事項の整理 | 3 |
| 1.2.1 | 「こもれびの里」の設置目的・基本方針 | 3 |
| 1.2.2 | 「こもれびの里」の3つのテーマ | 3 |
| 1.2.3 | エリアの施設（里の風景） | 4 |
| 1.2.4 | 利用時間等 | 5 |
| 2. | 維持管理・運営担当事業者の役割と業務内容について | 6 |
| 2.1 | 基本事項 | 6 |
| 2.2 | 配置する技術者等の職能 | 6 |
| 2.3 | 一般事項 | 6 |
| 2.3.1 | 案内等補助 | 6 |
| 2.3.2 | 維持管理 | 6 |
| 2.3.3 | イベントの実施 | 7 |
| 2.3.4 | 広報版下データ作成 | 7 |
| 2.4 | 遵守事項 | 8 |
| 2.4.1 | 履行上の責任 | 8 |
| 2.4.2 | 業務日等 | 8 |
| 2.4.3 | 臨機への対応 | 8 |
| 2.4.4 | 雨天等の作業 | 8 |
| 2.4.5 | その他 | 8 |
| 2.5 | 案内等補助員・指導員等配置表 | 8 |
| 2.6 | 緊急時の対応 | 9 |
| 3. | 年間活動スケジュールと各種イベントの整理 | 10 |
| 3.1 | 年間活動スケジュール（農事暦・年中行事） | 10 |
| 3.2 | 各種イベント等について | 10 |
| 3.2.1 | 四季の体験イベント | 10 |
| 3.2.2 | うどん塾・そば塾 | 11 |
| 3.2.3 | 特別イベント～里の収穫祭（11月）～ | 11 |
| 3.2.4 | 「風の子新聞」壁新聞づくり | 11 |
| 3.2.5 | イベントの申し込み、注意事項等 | 11 |
| 3.3 | 連携するボランティア組織「こもれびの里クラブ」について | 13 |
| 3.3.1 | 概要 | 13 |
| 3.3.2 | 運営のしくみ | 14 |
| 4. | 農家保守 | 15 |
| 4.1 | 農家等の建物、所蔵品の価値：維持管理上の意識 | 15 |
| 4.1.1 | かけがえのない「地域の財産」として歴史的・文化的価値の継承 | 15 |
| 4.1.2 | 「先人の知恵の宝庫」としての価値 | 15 |
| 4.1.3 | 再現された空間が持つ価値／農村の生活を物語る大切な所蔵品 | 15 |
| 4.2 | 自然と調和する農家の持つ景観的な価値 | 15 |
| 4.3 | 維持管理の具体的内容 | 15 |
| 4.3.1 | 清掃等 | 16 |
| 4.3.2 | 日常点検 | 17 |
| 4.3.3 | 設備等点検保守 | 18 |
| 4.3.4 | 備品・展示品・所蔵品管理、文書保存 | 18 |
| 4.3.5 | 防犯・防火体制 | 19 |
| 4.3.6 | 活用にあたっての留意事項 | 20 |
| 4.3.7 | 修繕 | 21 |

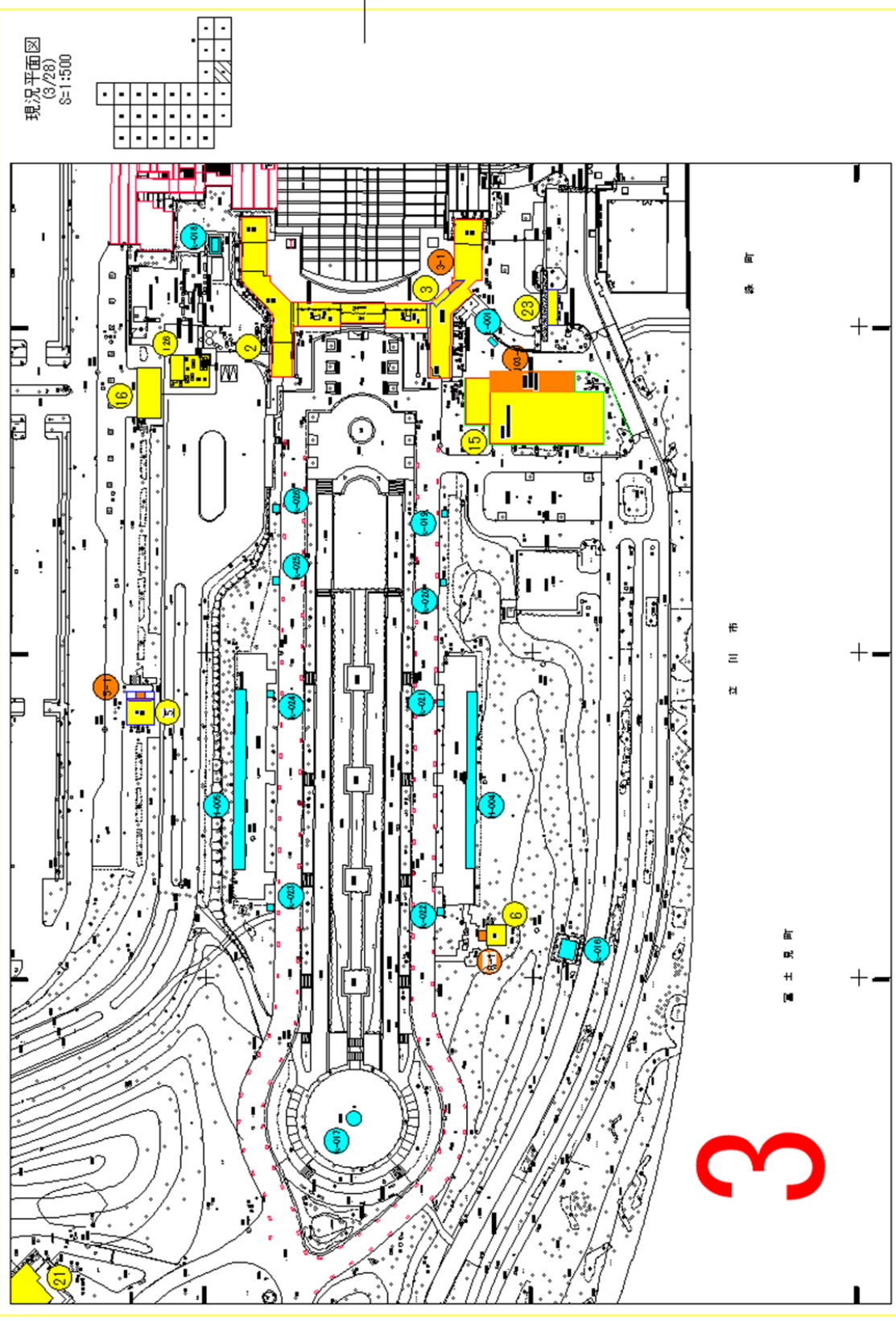
建物に係る基礎的諸元

園内建築物配置図

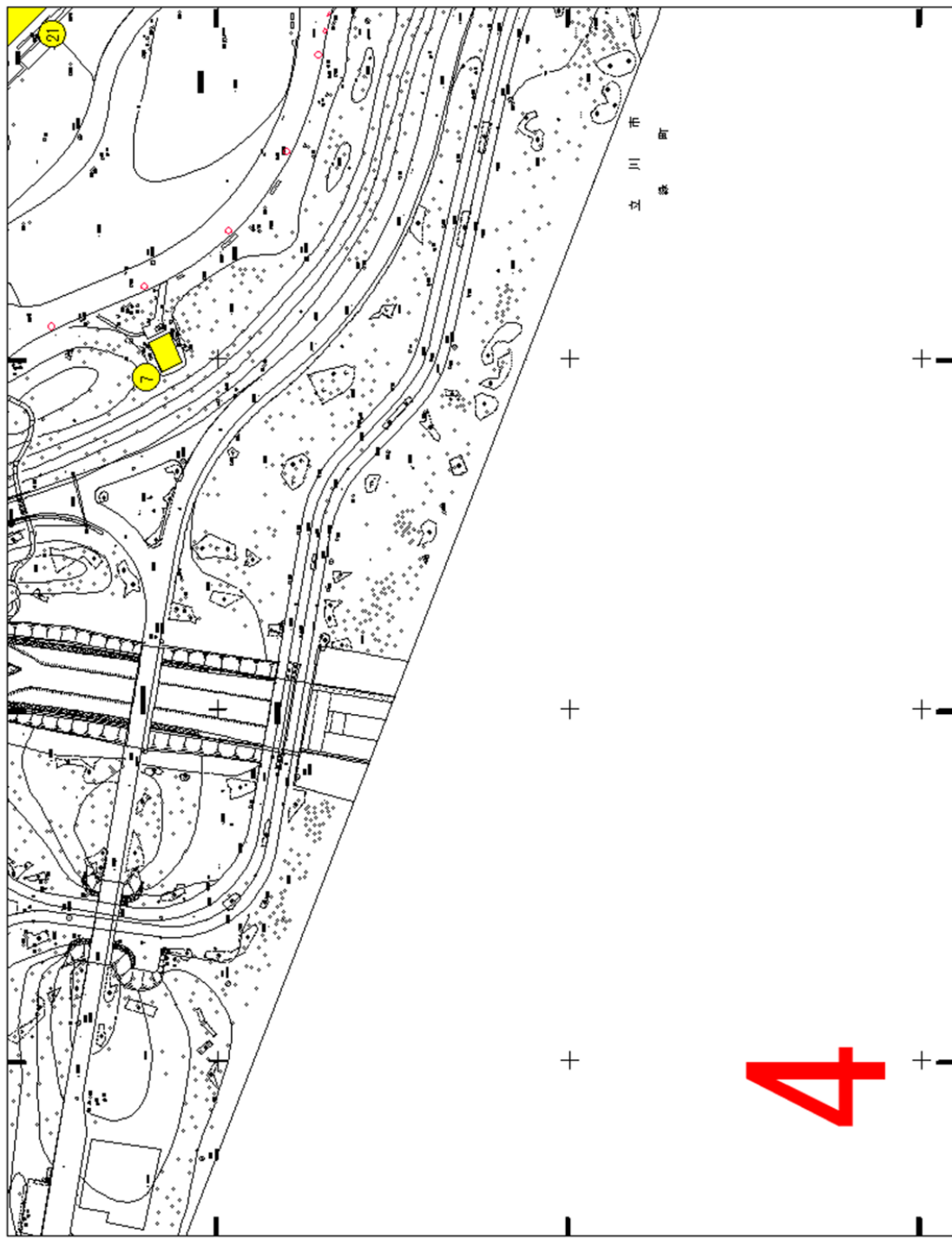
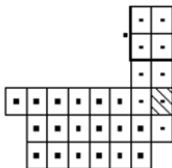


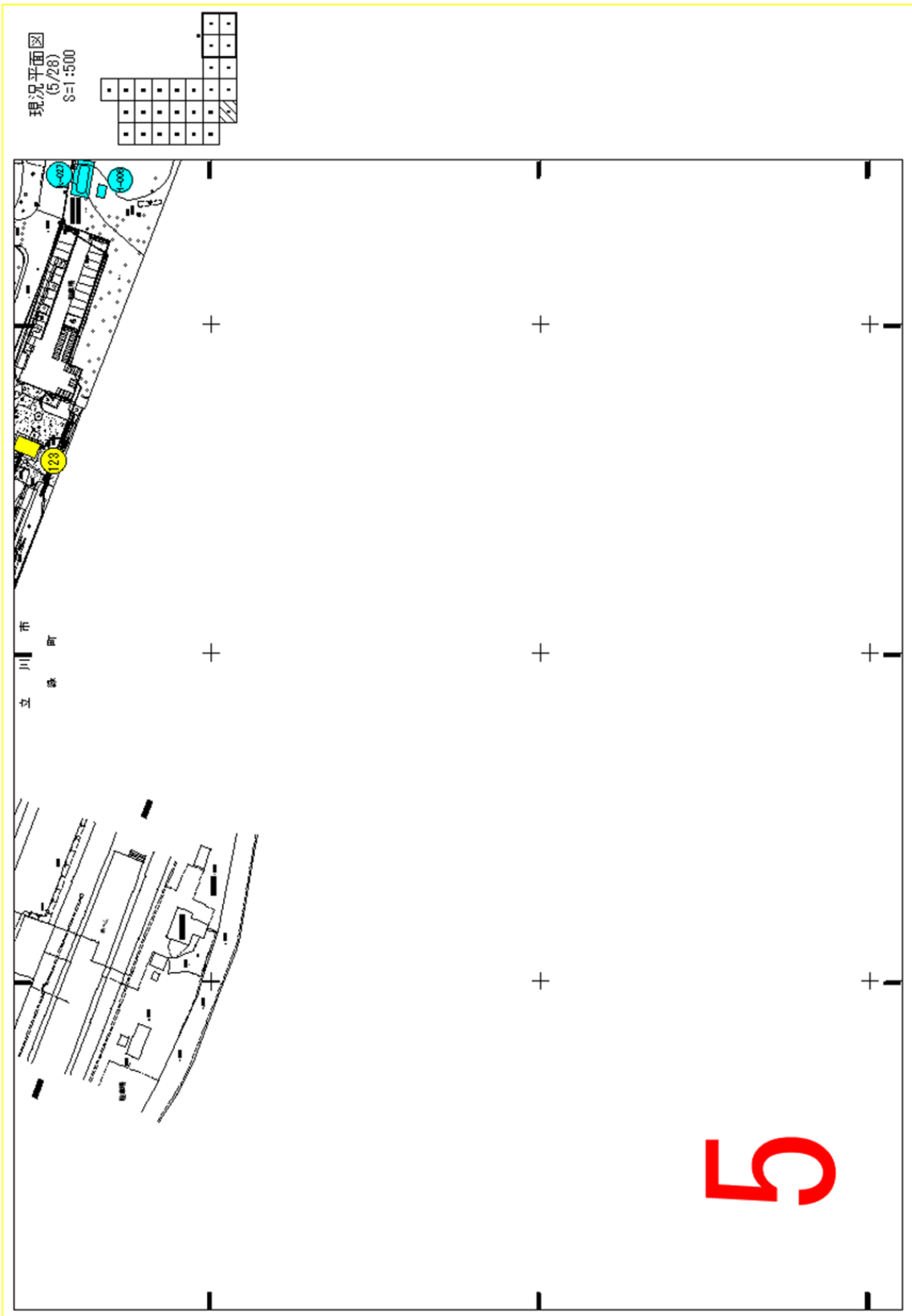




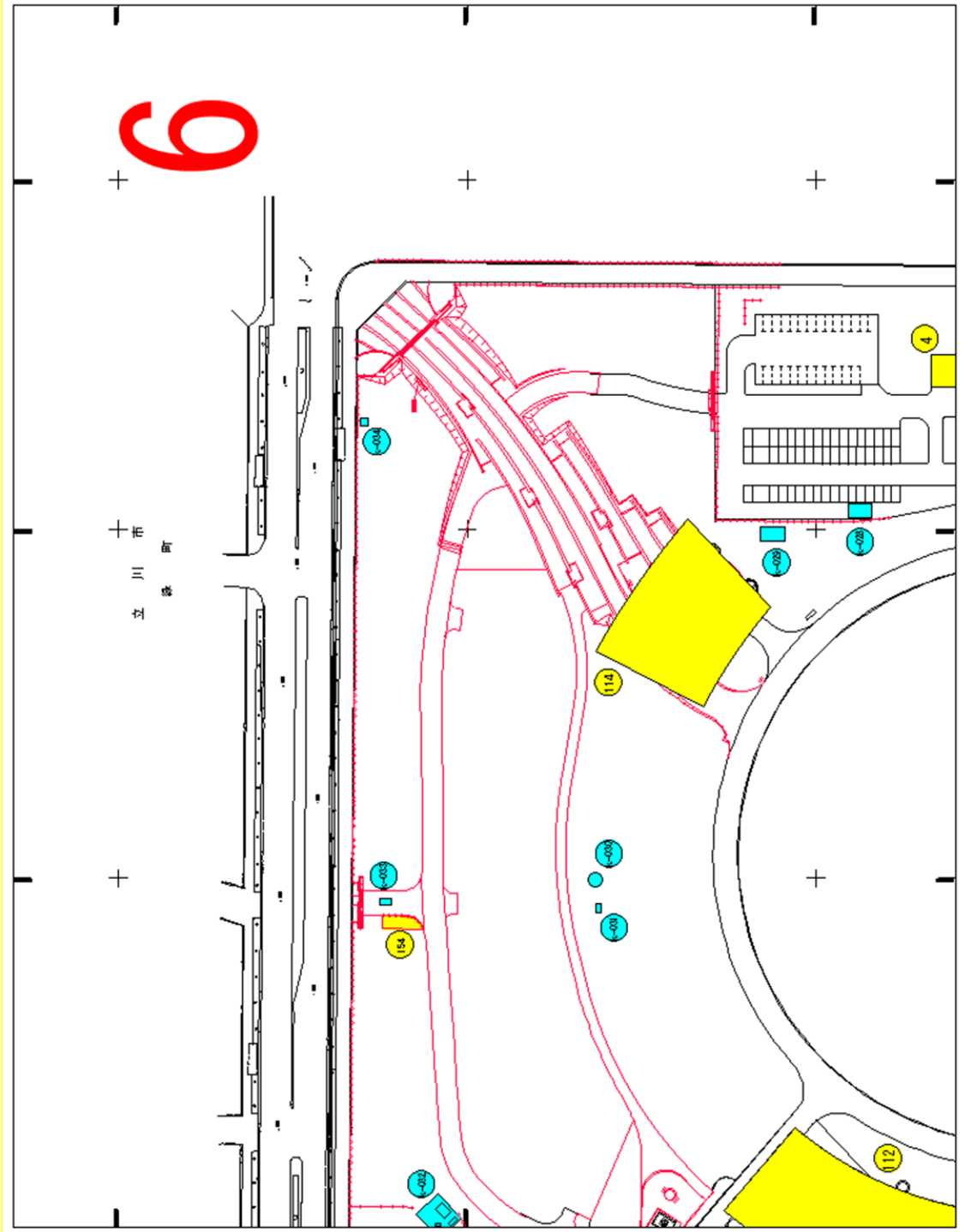
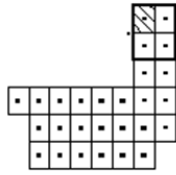


現況平面図
(4/28)
S=1:500

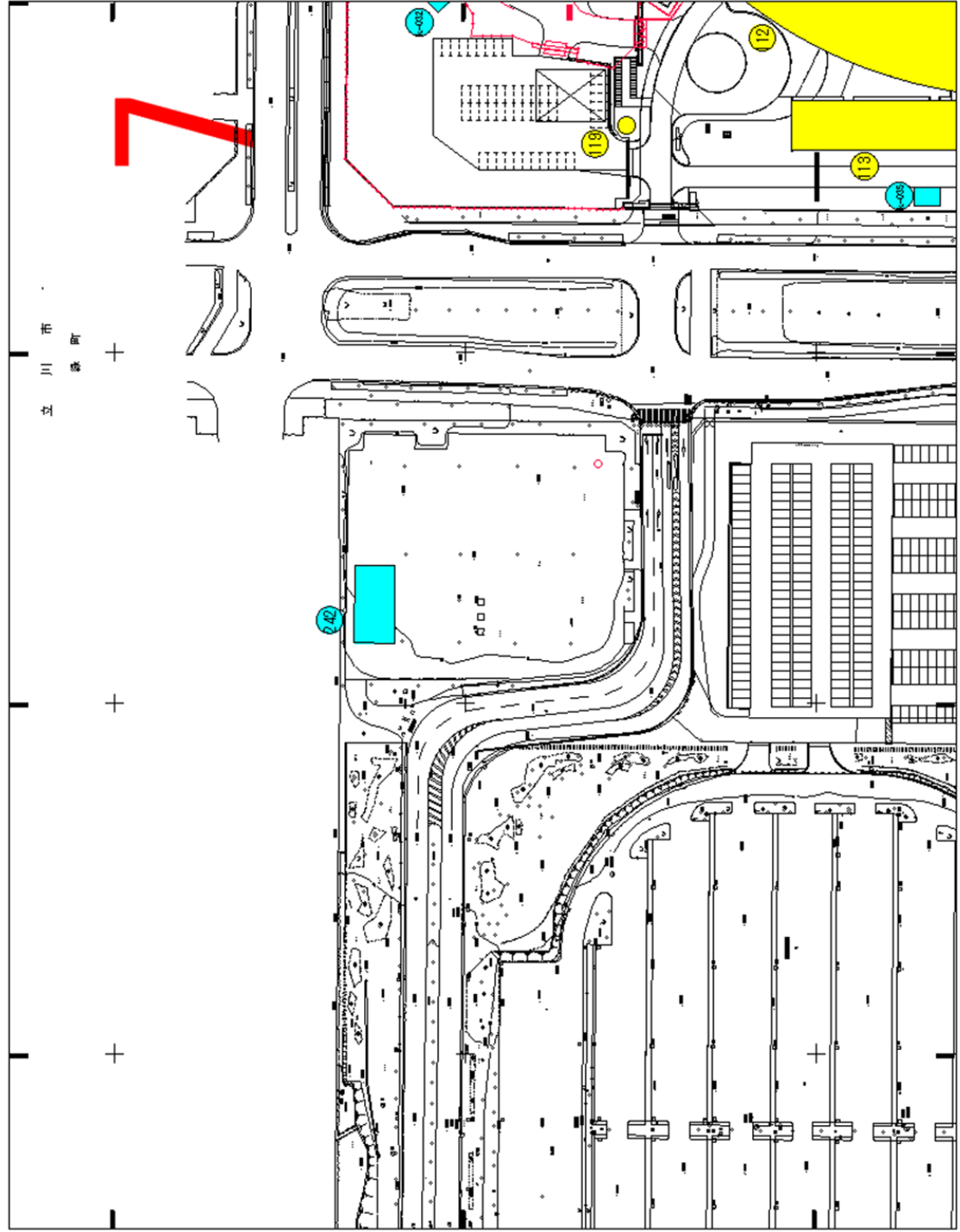
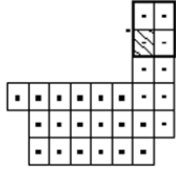




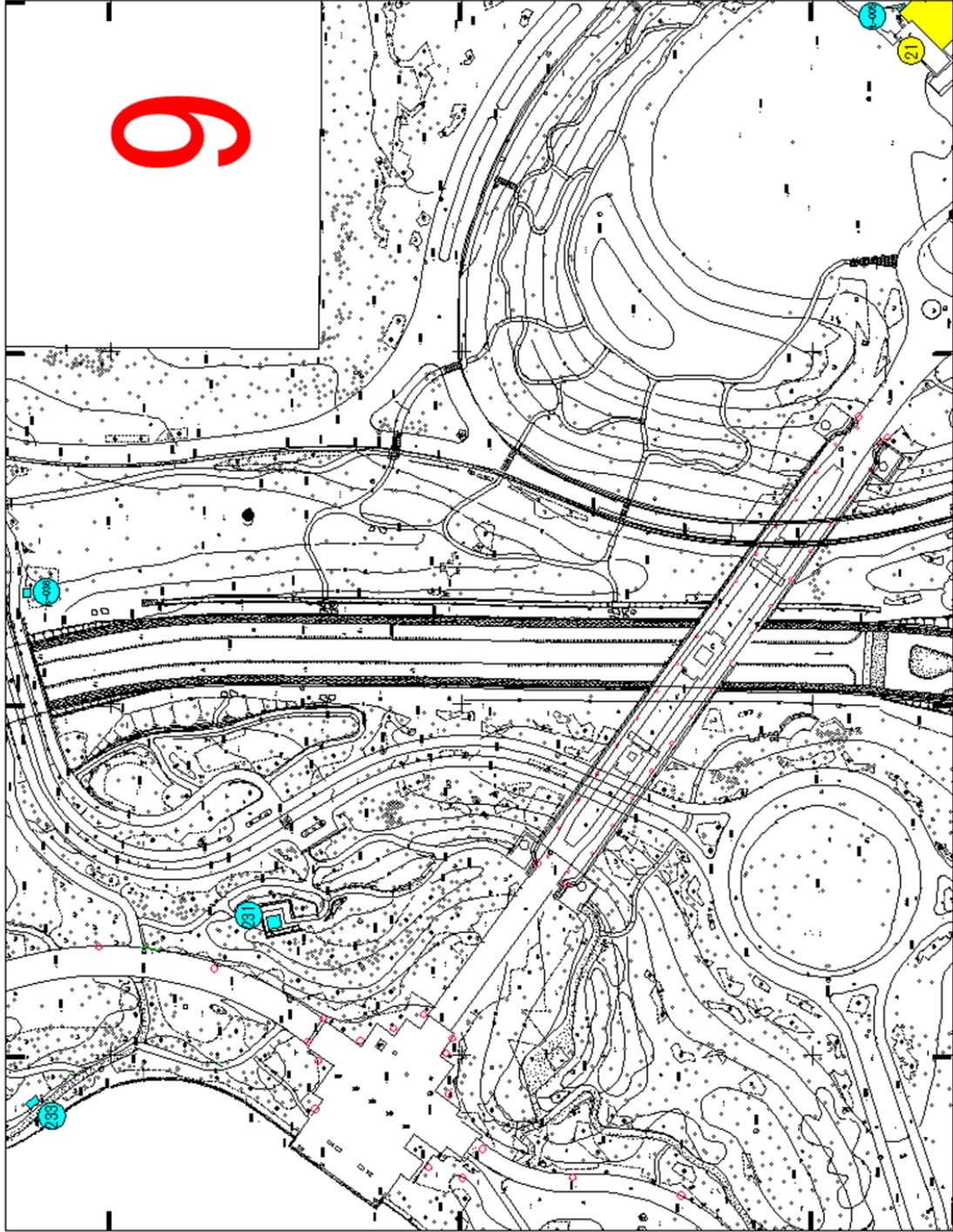
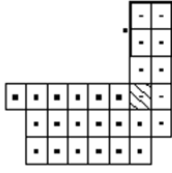
現況平面図
(6/28)
S=1:500



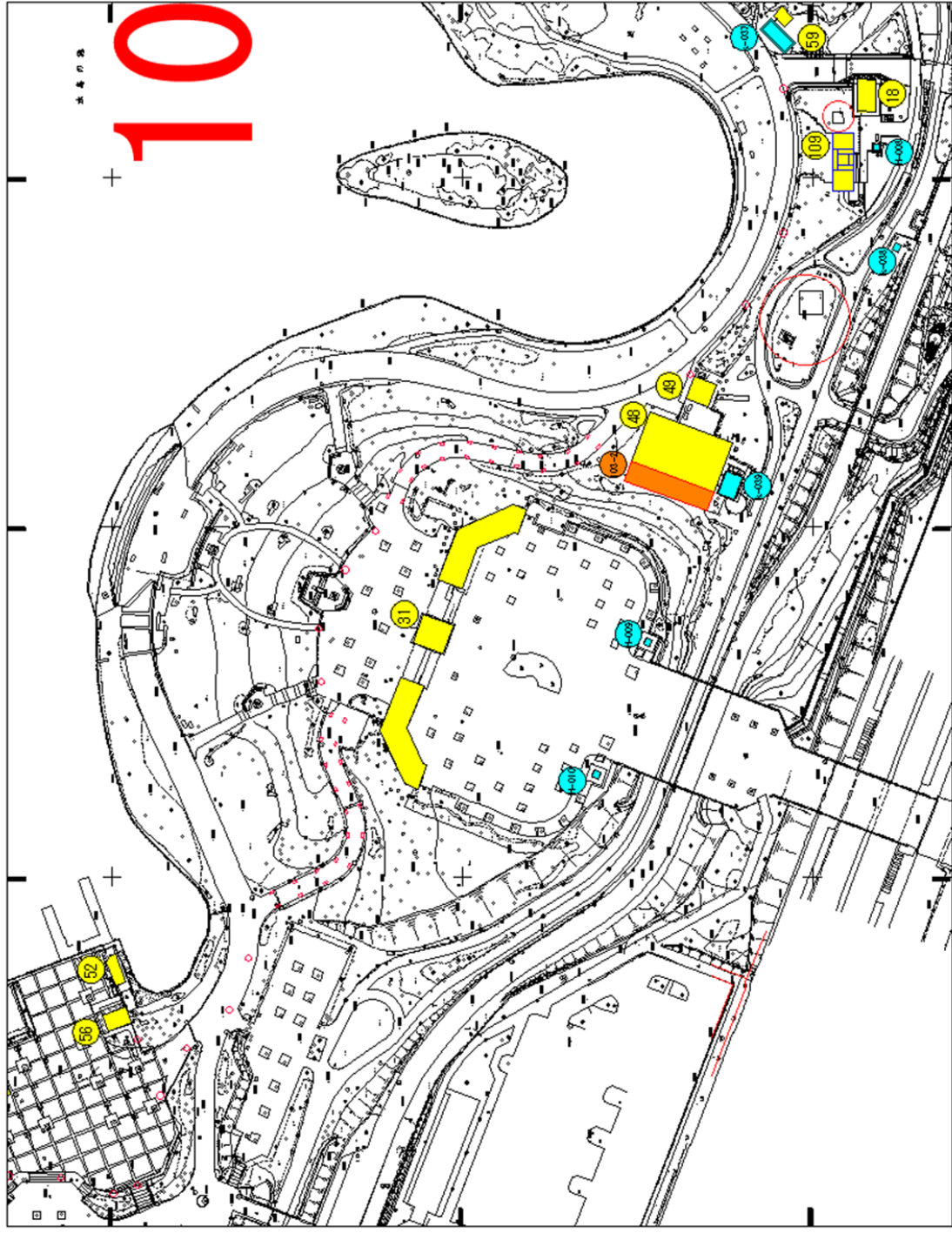
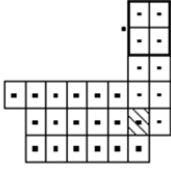
現況平面図
(7/28)
S=1:500

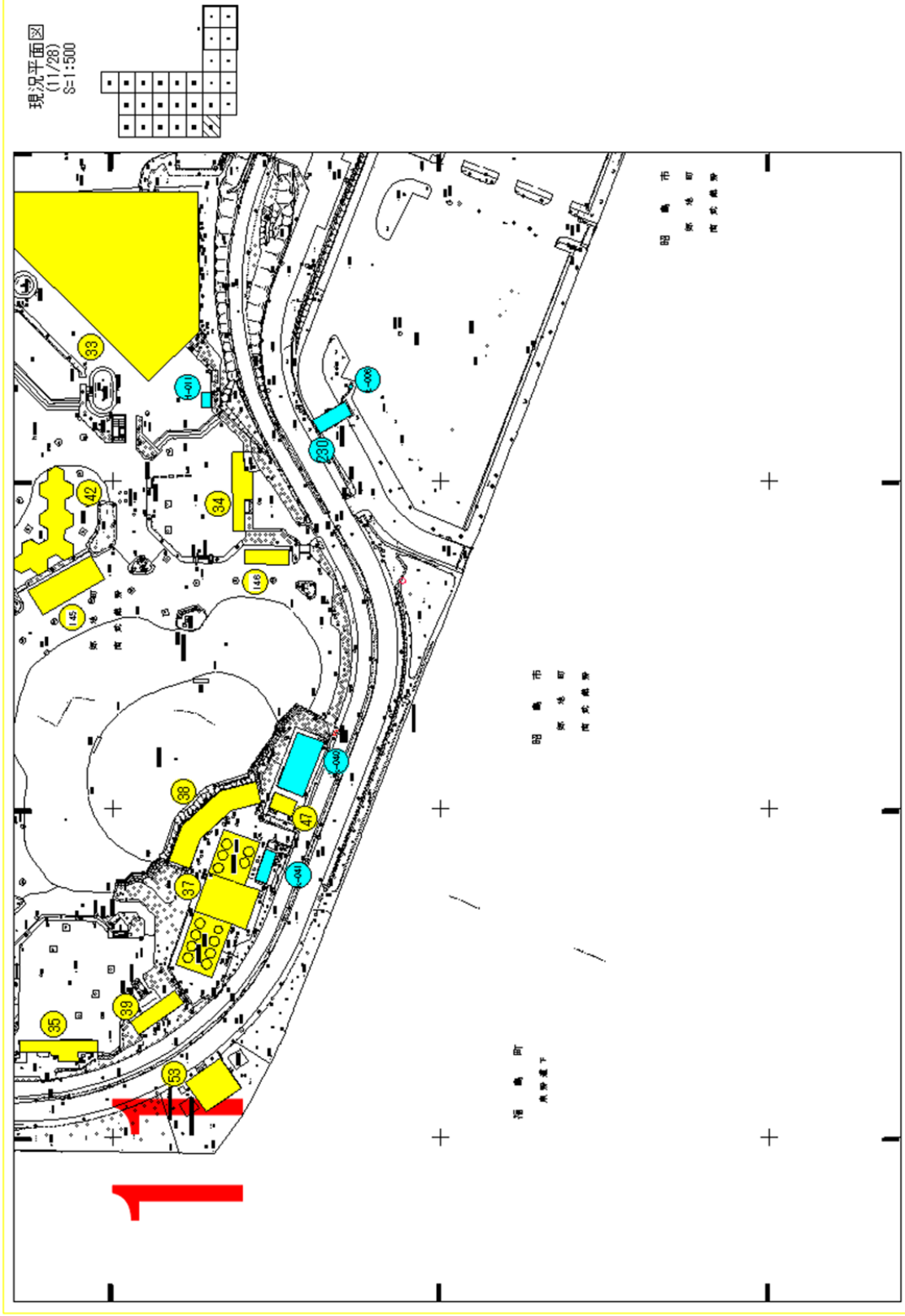


现状平面图
(9/28)
S=1:500

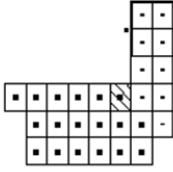


現況平面図
(10/28)
S=1:500

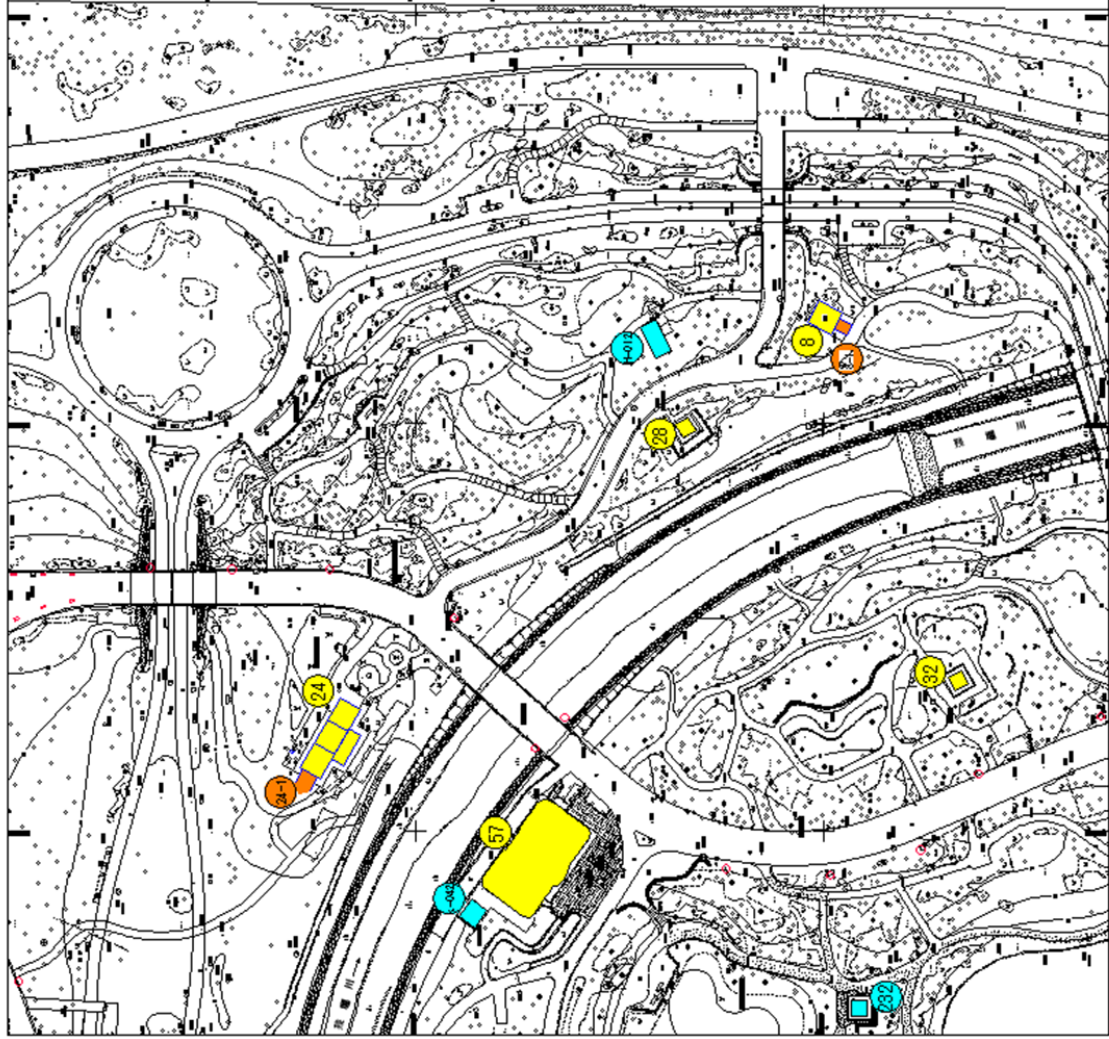




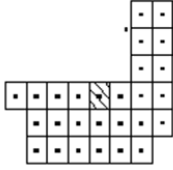
現況平面図
(12/28)
S-1:500



12

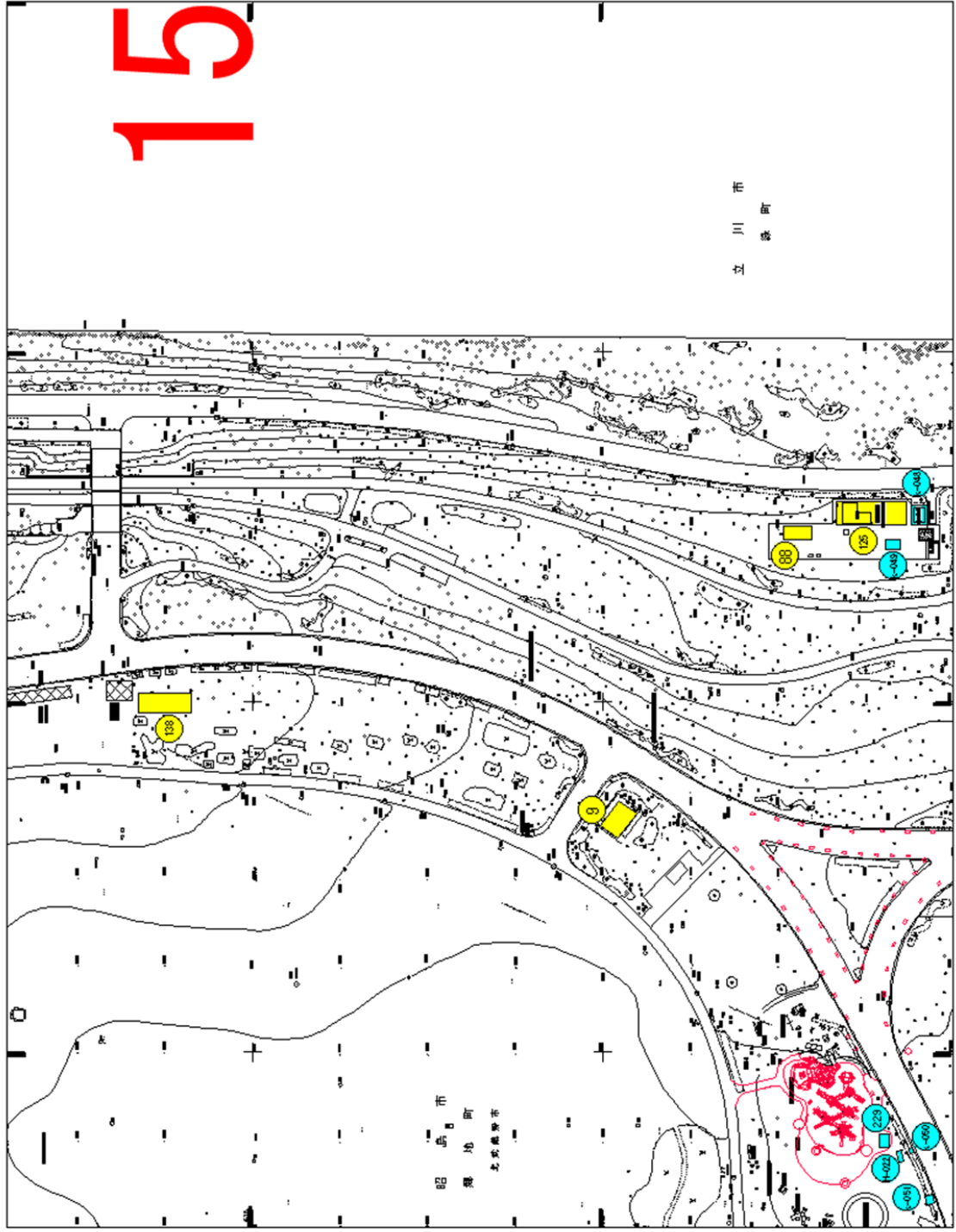


現況平面図
(15/28)
S=1:500

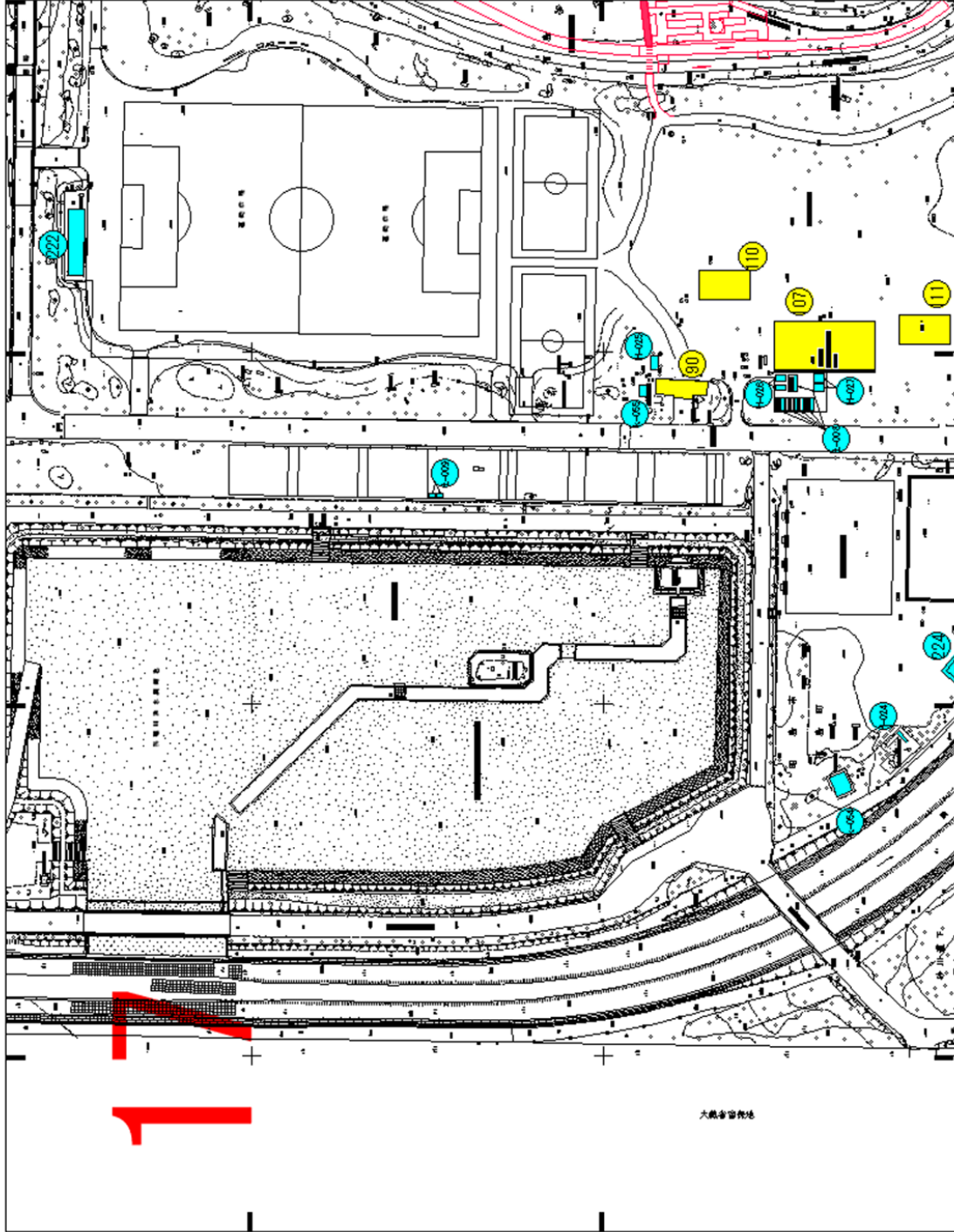
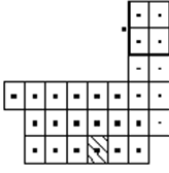


15

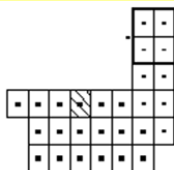
立川市
森町



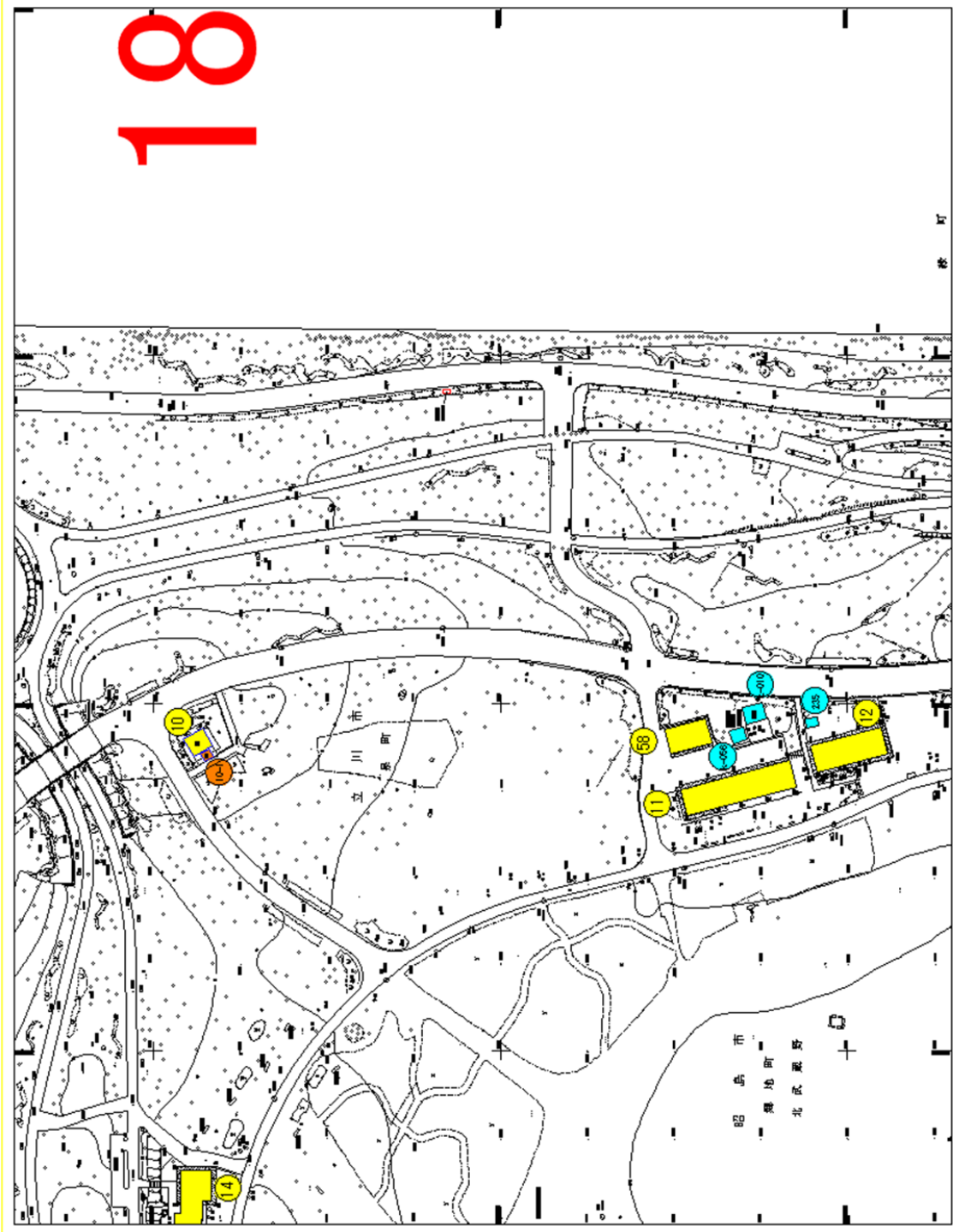
现状平面图
(17/28)
S=1:500



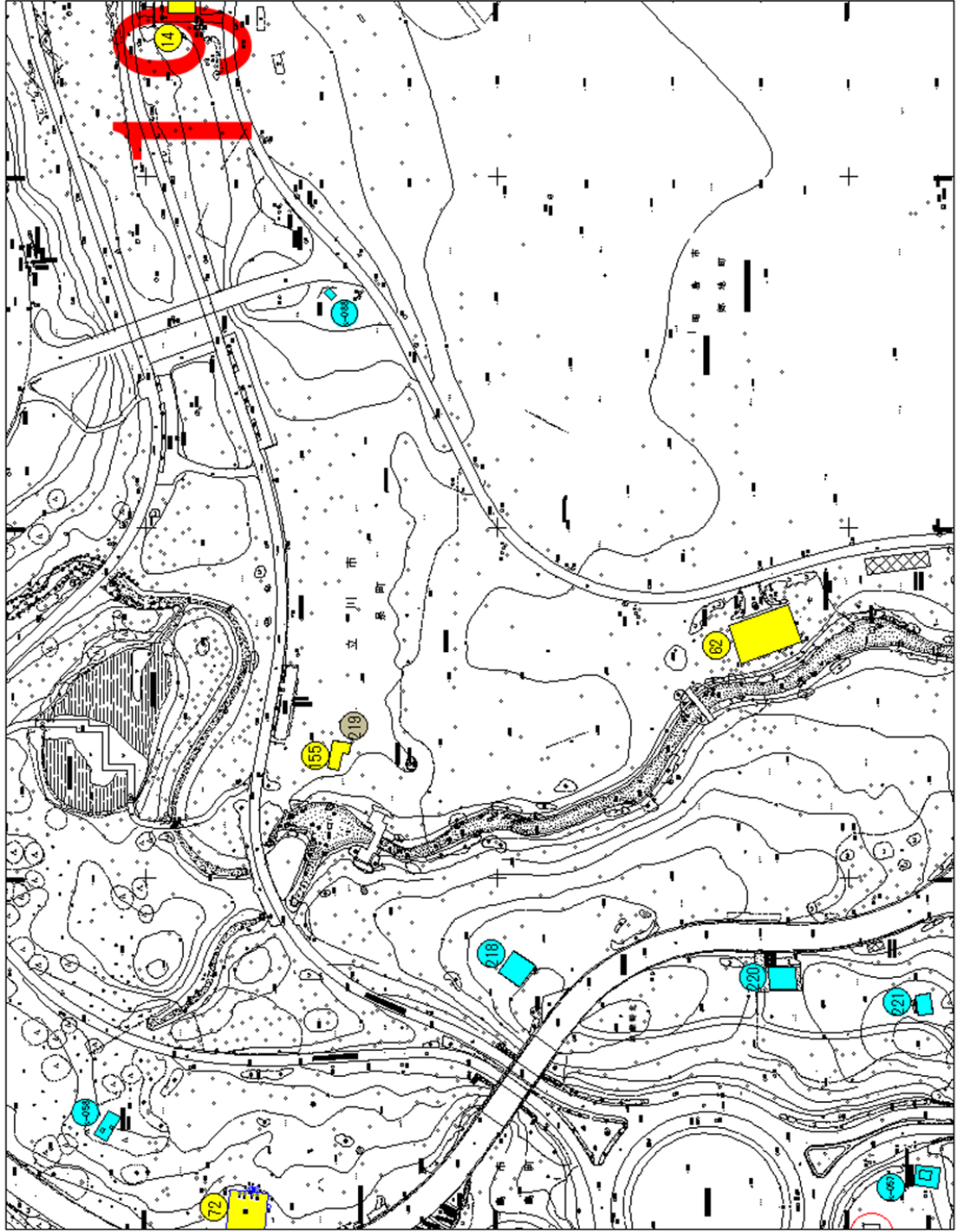
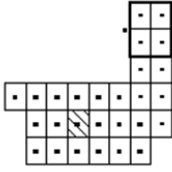
現況平面図
(18/28)
S=1:500



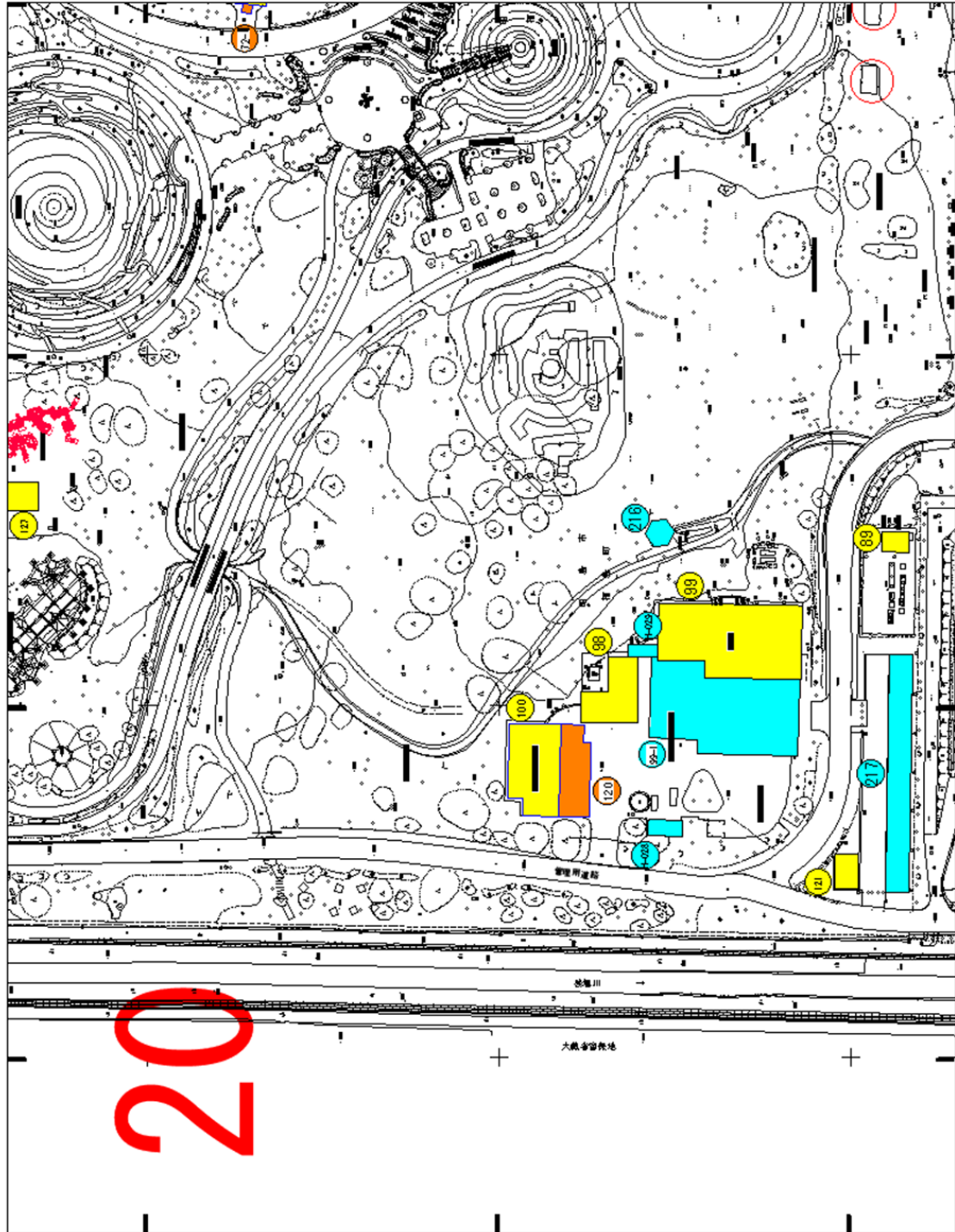
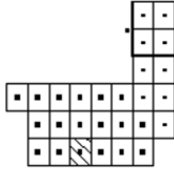
18



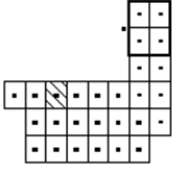
現況平面図
(18/28)
S=1:500



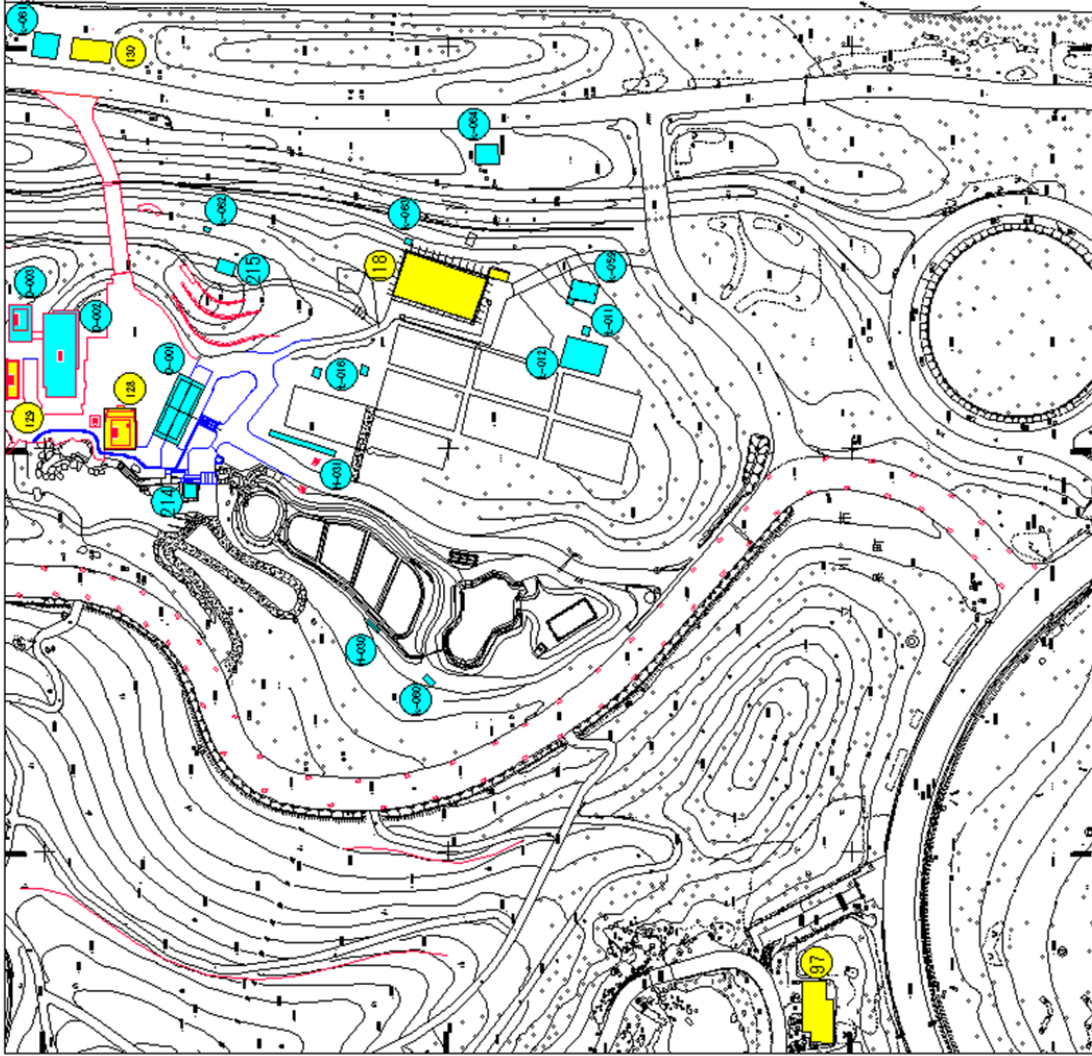
現況平面図
(20/28)
S=1:500



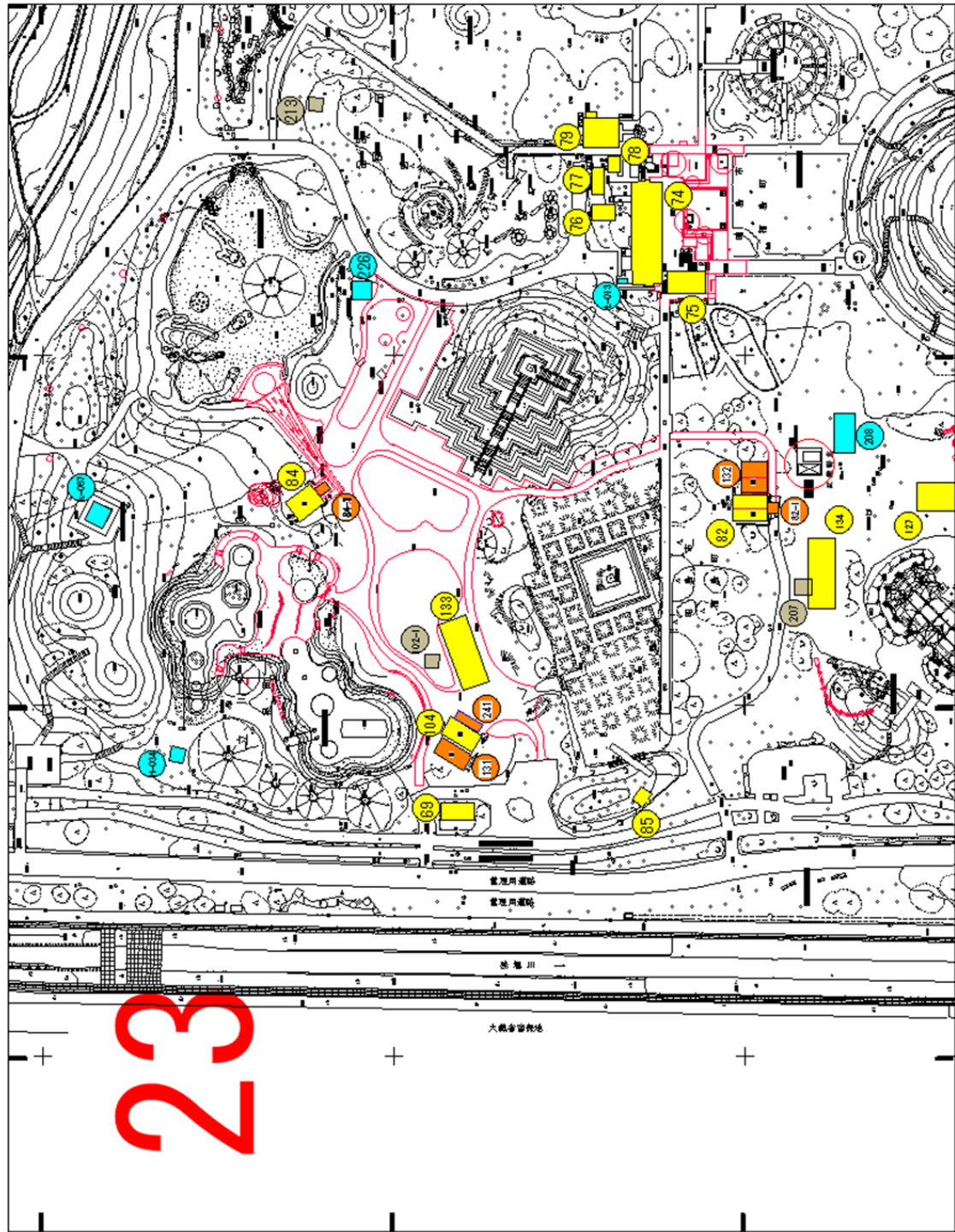
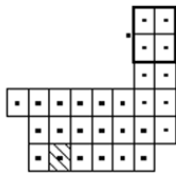
現況平面図
(21/28)
S=1:500



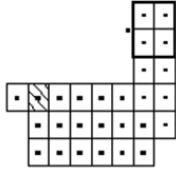
21



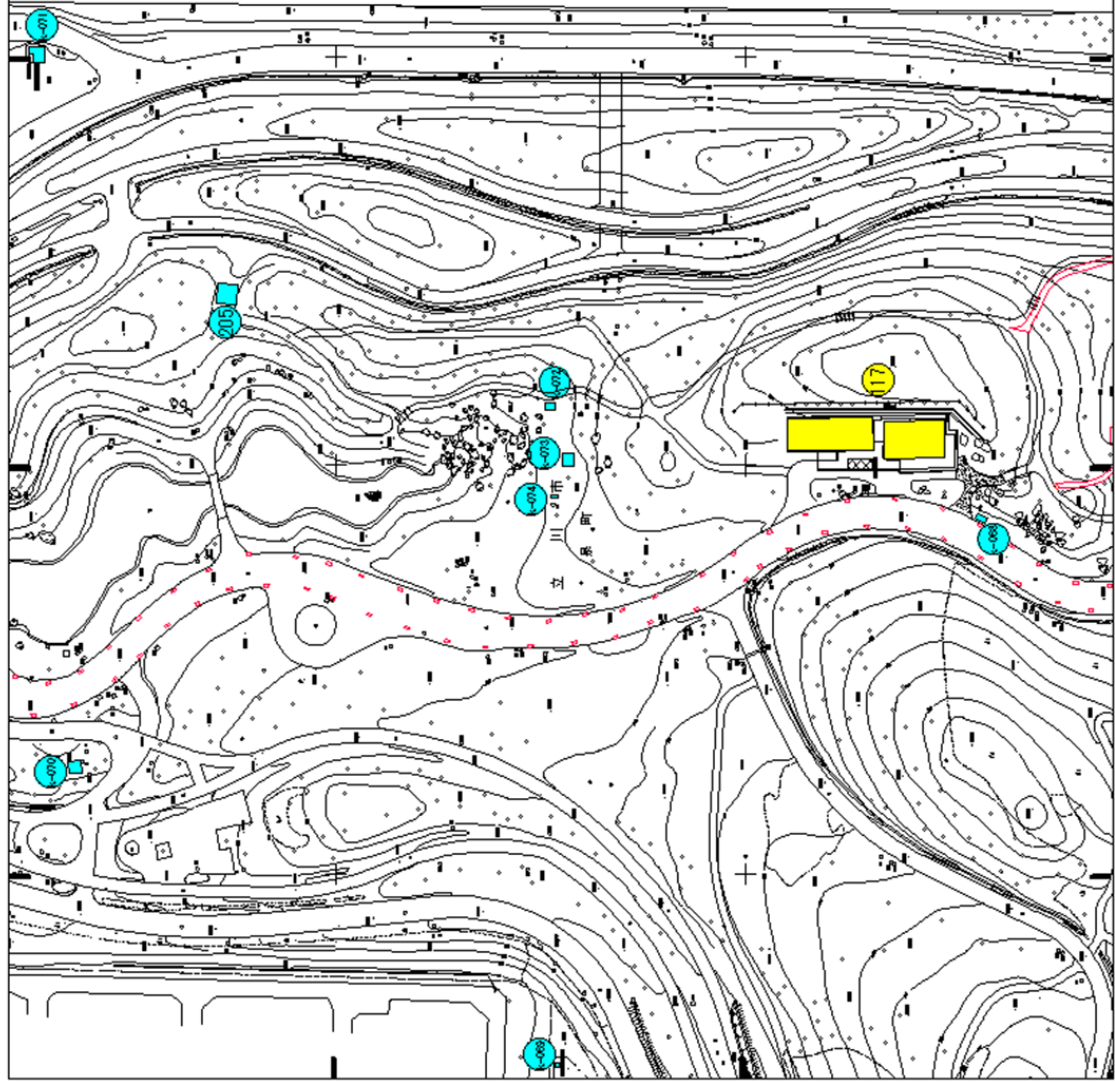
現況平面図
(23/28)
8=1:500



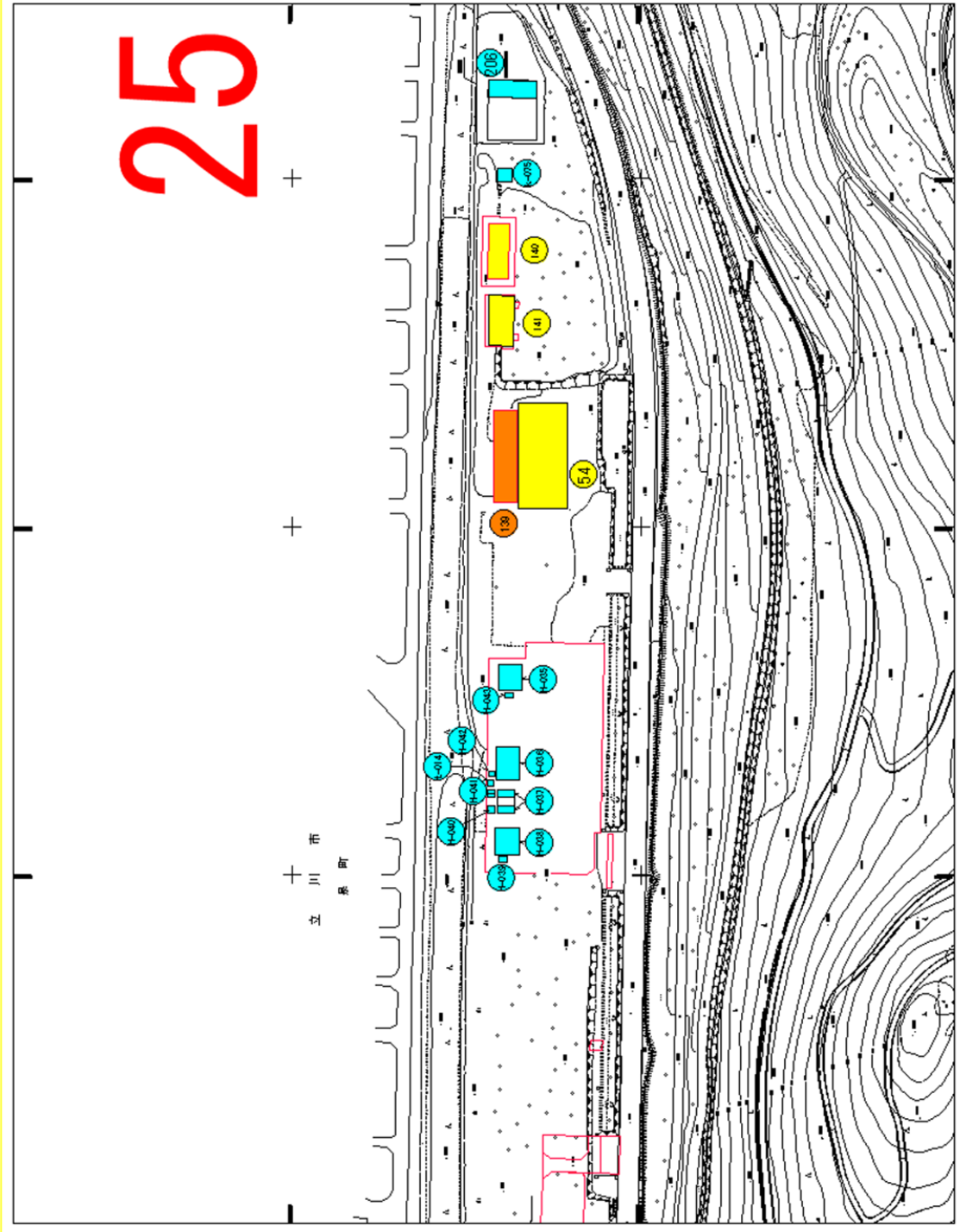
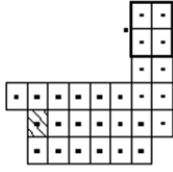
現況平面図
(24/28)
S=1:500



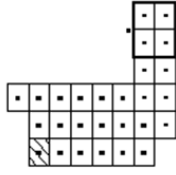
24



現況平面図
(25/28)
S=1:500



現況平面図
(26/28)
S=1:500

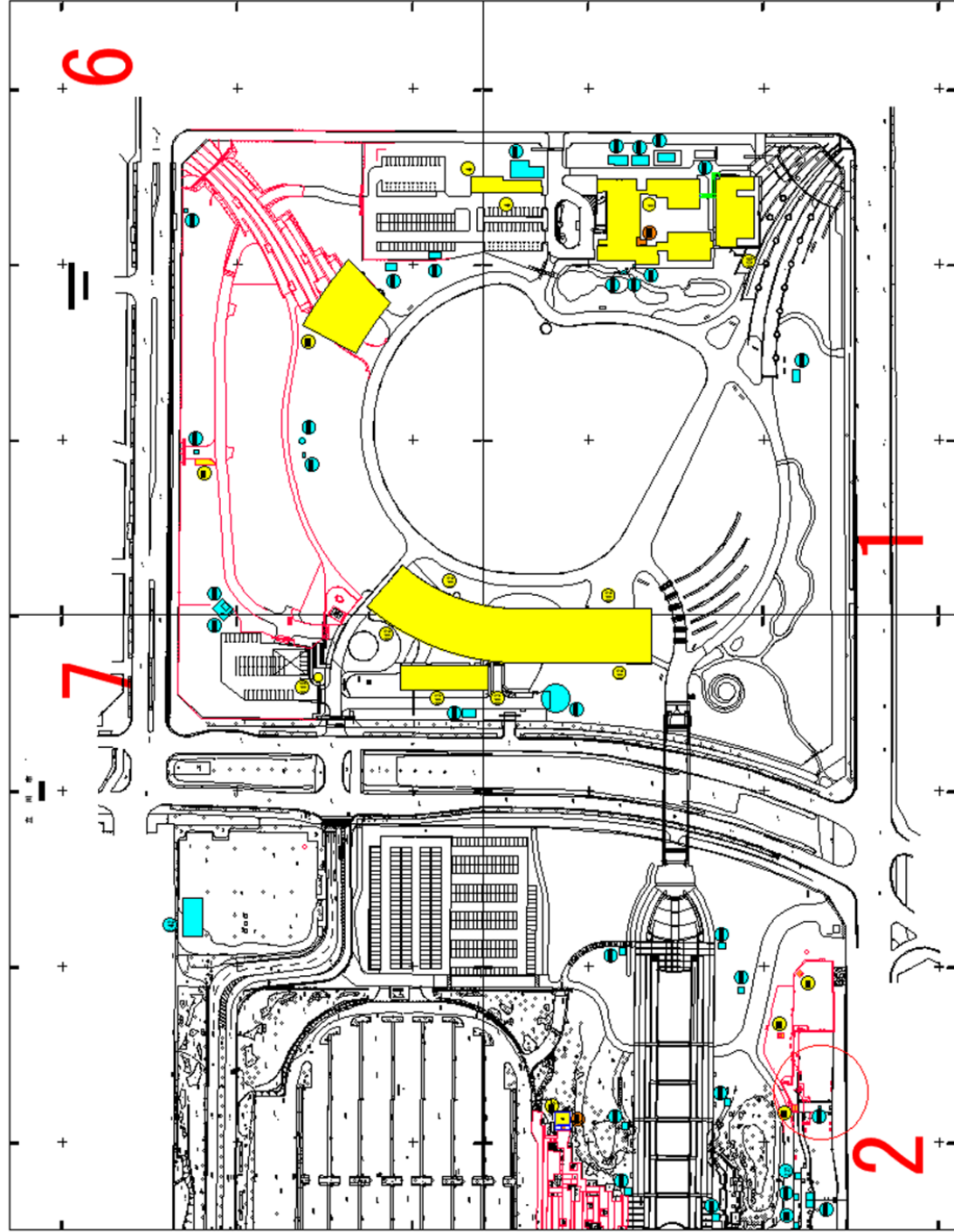
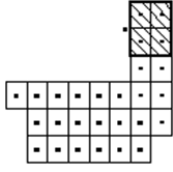


26

立川市
桑町



現況平面図
(28/28)
S=1:1000



28

建物に係る基礎的諸元

| 建物番号 | 施設区分 | 建物名称 | 補足説明 | 構造 | 建築面積 | エリア区分 | 備考 |
|-----------|------|--------------------------|--------------------------------|--------|----------|---------|----|
| 1 | 管理 | 管理事務所 | 国営昭和記念公園事務所、昭和管理センター | RC造 | 1,887.72 | 1 | |
| 1-1(増築) | 管理 | 管理事務所増築ELV棟 | 増築分 | RC1部S造 | 14.55 | 〃 | |
| 2 | 管理 | 立川口ゲート(北) | 立川口北棟、入園者用正面ゲート、トイレ[1]併設 | RC造 | 478.00 | 3 | |
| 3 | 管理 | 立川口ゲート(南) | 立川口南棟、入園者用正面ゲート、トイレ[3]併設 | RC造 | 470.41 | 3 | |
| 3-1(増築) | 管理 | ゲート(南)(チケット売り場) | 増築、立川口、入園者用正面ゲート | RC造 | 9.83 | 〃 | |
| 4 | 管理 | 管理事務所 車庫 | 国営昭和記念公園事務所、昭和管理センター | S造 | 281.94 | 1 | |
| 5 | 便益 | 便所(6番トイレ) | トイレ[6]立川口駐車場 | RC造 | 82.81 | 3 | |
| 5-1(増築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | 増築、トイレ[6]立川口駐車場 | RC造 | 0.00 | 〃 | |
| 6 | 便益 | 便所(7番トイレ) | トイレ[7] | RC造 | 49.00 | 3 | |
| 6-1(増築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | 増築、トイレ[7] | RC造 | 5.46 | 〃 | |
| 7 | 便益 | 便所(8番トイレ) | トイレ[8] | RC造 | 49.00 | 4 | |
| 8 | 便益 | 便所(9番トイレ) | トイレ[9]さくら橋脇便所 | RC造 | 49.00 | 12 | |
| 8-1(増築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | 増築トイレ[9]さくら橋脇便所 | RC造 | 5.46 | 〃 | |
| 9 | 便益 | 便所(10番トイレ) | トイレ[10]わんぱく遊具東側 | RC造 | 49.00 | 15 | |
| 10 | 便益 | 便所(11番トイレ) | トイレ[11]第3サークル南側 | RC造 | 49.00 | 18 | |
| 10-1(増築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | 増築トイレ[11]第3サークル南側 | RC造 | 5.46 | 〃 | |
| 11 | 管理 | 原っぱ中央管理棟 | 中央管理棟、芝生広場、みんなの原っぱ東側、トイレ[12]併設 | RC造 | 274.73 | 18 | |
| 11-1(増築) | 管理 | 雨宿りスペース | — | LS造 | 9.31 | | |
| 12 | 便益 | レストハウス(原っぱ中央)12番トイレ併設 | 原っぱ中央売店、みんなの原っぱ東側 | RC造 | 180.44 | 18 | |
| 13 | 便益 | レストハウス(原っぱ南)13番トイレ併設 | 原っぱ南売店、みんなの原っぱ南端、トイレ[13]併設 | RC造 | 172.60 | 16 | |
| 14 | 便益 | レストハウス(原っぱ北)14番トイレ併設 | 売店、トイレ[14]みんなの原っぱ北側 | RC造 | 172.60 | 18,19 | |
| 15 | 管理 | 自転車置場(立川口サイクルセンター) | 立川口サイクルセンター、トイレ[12]併設 | RC造 | 678.16 | 3 | |
| 103-1(増築) | 管理 | サイクルセンター立川口(増築) | 立川口の建物、全く同じで西立川口にもあり。 | S造 | 163.05 | 3 | |
| 16 | 便益 | 便所(5番トイレ) | トイレ[5]立川口駐車場 | RC造 | 151.06 | 3 | |
| 17 | 便益 | 便所(4番トイレ) | トイレ[4]立川口駐車場 | RC造 | 82.81 | 2 | |
| 17-1(改築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | RC造 | RC造 | 0.00 | 〃 | |
| 18 | 管理 | 管理棟(ガイドボランティア体總所) | ガイドボランティア体總所 | S造 | 52.25 | 10 | |
| 21 | 便益 | ふれあい広場レストラン | ふれあい広場レストラン、トイレ[48]併設 | RC造 | 366.20 | 3,4,8,9 | |
| 23 | 管理 | サイクルゲート | | S造 | 27.00 | 3 | |
| 24 | 便益 | レストハウス(花木園) 1.6番トイレ併設 | 花木園売店、残堀川北側、さつき橋北詰 | RC造 | 159.55 | 12 | |
| 24-1(増築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | トイレ[16]花木園レストハウス内 | RC造 | 21.12 | 〃 | |
| 25 | 管理 | 駐車場ブース | | プレハブ造 | 3.45 | 8 | |

| 建物番号 | 施設区分 | 建物名称 | 補足説明 | 構造 | 建築面積 | エリア区分 | 備考 |
|-----------|------|---------------------|---------------------------------|-------|----------|-------|----|
| 26 | 管理 | 駐車場ブース | | プレハブ造 | 3.45 | 8 | |
| 28 | 休養 | 四阿(花木園・東) | 残堀川東側 | W造 | 16.00 | 12 | |
| 31 | 管理 | 西立川ゲート(旧名:昭島ロゲート) | 西立川駅正面、トイレ[18][19]併設、西立川ロボランエリア | RC造 | 649.15 | 10 | |
| 32 | 休養 | 四阿(花木園・中央) | 花木園東 | W造 | 16.00 | 12 | |
| 33 | 管理 | プール管理棟・ロッカー棟 | レインボープールエントランス | RC造 | 2,509.24 | 11 | |
| 34 | 便益 | 売店(水遊び広場 A売店) | レインボープールロッカー棟西側 | S造 | 102.60 | 11 | |
| 35 | 便益 | 売店(水遊び広場 B売店) | 遊波プール西側 | S造 | 102.60 | 11 | |
| 36 | 便益 | 売店(水遊び広場 C売店) | 水遊び広場プールエリア | S造 | 70.20 | 14 | |
| 37 | 管理 | プール機械棟 | レインボープール南側機械棟 | S造 | 212.93 | 11 | |
| 38 | 管理 | プール遊波機械棟 | レインボープール南側機械棟 | S造 | 289.95 | 11 | |
| 39 | 便益 | 便所 | トイレ[20][21]流水プール横 | RC造 | 74.25 | 11 | |
| 40 | 便益 | 便所(22番トイレ) | トイレ[22]水遊び広場プールエリア | RC造 | 82.81 | 14 | |
| 40-1(改築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | | RC造 | 0.00 | 〃 | |
| 41 | 休養 | シエルトA(シエルトA-B) | | S造 | 37.61 | 14 | |
| 42 | 休養 | シエルトA(シエルトA) | 遊波プール北側 | S造 | 246.05 | 11 | |
| 43 | 便益 | 自動販売機棟(自販機コーナーA) | 流水プール西側 | S造 | 7.50 | 14 | |
| 44 | 便益 | 自動販売機棟(自販機コーナーB) | 流水プール南側 | S造 | 19.49 | 14 | |
| 45 | 管理 | 西南口管理棟(20、21番トイレ併設) | 昭島口管理棟 | RC造 | 516.12 | 14 | |
| 46 | 管理 | 昭島ロゲート(旧名:西南ロゲート) | 昭島ロゲート | RC造 | 88.37 | 14 | |
| 47 | 管理 | ポンプ室(水遊び広場) | 遊波プール機械棟横 | RC造 | 35.65 | 11 | |
| 48 | 管理 | 自転車庫棟 | 西立川ロサイクルセンター、トイレ[17]併設 | RC造 | 416.00 | 10 | |
| 103-2(増築) | 管理 | サイクルセンター南口(増築) | 西立川口の建物、全く同じで立川口にもあり。 | S造 | 149.09 | 10 | |
| 49 | 管理 | 事務室棟 | 西立川ロサイクルセンター事務室 | RC造 | 57.76 | 10 | |
| 50 | 管理 | 機械棟(レインボープール・残堀川側) | 水遊び広場機械棟 | RC造 | 125.15 | 14 | |
| 51 | 便益 | レイクサイトレストラン | レイクサイトレストラン、水鳥の池 | RC造 | 337.41 | 13 | |
| 52 | 便益 | ボートハウス | 水鳥の池 | RC造 | 55.00 | 10 | |
| 53 | 管理 | 機械室(レインボープール南西側) | 管理用道路南側スケート機械室を倉庫化 | RC造 | 138.60 | 11 | |
| 54 | 管理 | 倉庫(北管理ヤード) | 北の管理ヤード大型倉庫 | S造 | 418.96 | 25 | |
| 56 | 便益 | 便所(23番トイレ)ボートハウス隣 | トイレ[23]ボートハウス横 | RC造 | 48.80 | 10 | |
| 57 | 管理 | 花木園管理棟(24番トイレ併設) | 花木園裏赤線、さつき橋南詰、トイレ[24]併設 | RC造 | 331.65 | 12 | |
| 58 | 管理 | 倉庫(原っぱ中央管理棟正面) | 中央管理棟横、みんなの原っぱ裏側 | S造 | 92.21 | 18 | |

| 建物番号 | 施設区分 | 建物名称 | 補足説明 | 構造 | 建築面積 | エリア区分 | 備考 |
|----------|------|----------------------|----------------------------------|-----|--------|-------|----|
| 59 | 管理 | 送水室(水島の池近く) | | RC造 | 7.56 | 10 | |
| 60 | 便益 | 観察舎(バードサンクチュアリ) | 水島の池北 | W造 | 21.88 | 13 | |
| 61 | 管理 | 機械棟(花木園汚水処理施設) | 水島の池北 | RC造 | 53.00 | 13 | |
| 62 | 便益 | 便所(27番トイレ) | トイレ[27].みんなの原っぱ西側 | RC造 | 151.06 | 19 | |
| 63 | 便益 | 便所(26番トイレ) | トイレ[26].みんなの原っぱ南西側 | RC造 | 82.81 | 16 | |
| 64 | 管理 | 循環ポンプ所 | 柴崎分水. 溪流広場西側 | RC造 | 25.92 | 16 | |
| 65 | 便益 | 便所(25番トイレ) | トイレ[25].溪流広場西側三叉路 | RC造 | 82.81 | 16 | |
| 65-1(増築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | 増設. トイレ[25].溪流広場西側三叉路 | RC造 | 0.00 | 〃 | |
| 66 | 便益 | 溪流広場レストラン(バーベキューハウス) | 溪流広場レストラン内. みんなの原っぱ西側 | S造 | 205.82 | 16 | |
| 67 | 管理 | 倉庫(ディスクゴルフガーデン西側) | 溪流広場レストラン西側 | S造 | 27.92 | 16 | |
| 69 | 管理 | 機械棟(フワフワドーム隣) | ふわふわどーむ機械室. 雲の海ふわふわどーむ西端 | RC造 | 47.50 | 23 | |
| 70 | 便益 | 便所(28番トイレ) 昭島ロゲート | トイレ[28].昭島ロゲート | RC造 | 37.50 | 14 | |
| 71 | 便益 | 便所(29番トイレ) | トイレ[29]. 溪流広場レストラン横. みんなの原っぱ西側 | RC造 | 82.81 | 16 | |
| 71-1(改築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | | RC造 | 0.00 | 〃 | |
| 72 | 便益 | 便所(30番トイレ) | トイレ[30]. わくわく広場横. こどもの森入口南端 | RC造 | 82.81 | 19 | |
| 72-1(増築) | 便益 | 便所(多目的トイレ) | 増築. トイレ[30]. わくわく広場横. こどもの森入口南端 | RC造 | 0.00 | 〃 | |
| 73 | 管理 | 機械棟(こもれびの家となり) | こどもの森北東端 | RC造 | 55.10 | 22 | |
| 74 | 管理 | 森の家 | こどもの森. 森の家中央 | W造 | 205.81 | 23 | |
| 75 | 便益 | 売店(倉庫含む) | こどもの森. 森の家西側 | W造 | 52.96 | 23 | |
| 76 | 便益 | 便所(女子) | こどもの森. 森の家北側. トイレ[35]女子用 | W造 | 19.87 | 23 | |
| 77 | 便益 | 便所(男子)(35番トイレ) | こどもの森. 森の家北側. トイレ[35]男子用 | W造 | 20.29 | 23 | |
| 78 | 便益 | 便所(多目的) | こどもの森. 森の家北側. トイレ[35]身障者向け | W造 | 8.28 | 23 | |
| 79 | 管理 | 木工房 | こどもの森. 森の家東側. 創作工房 | W造 | 79.50 | 23 | |
| 80 | 管理 | 納屋(子供の森 倉庫) | こどもの森東側. 風のすべり台南側 | W造 | 69.71 | 22 | |
| 81 | 便益 | 便所(33番トイレ) | トイレ[33]. こどもの森東側. 風のすべり台東側 | W造 | 40.57 | 22 | |
| 82 | 便益 | 便所(34番トイレ)※ハモック側 | トイレ[34]. 霧の森南側. 虹のハンモック北側 | W造 | 40.58 | 23 | |
| 82-1(増築) | 便益 | 便所(多目的便所) | 増築. トイレ[34]. 霧の森南側. 虹のハンモック北側 | RC造 | 10.04 | 23 | |
| 132(増築) | 便益 | 34番トイレ(増築) | | 木造 | 36.02 | 23 | |
| 84 | 便益 | 便所(36番トイレ)木曜のピラミッド北 | トイレ[36]. 風の道南端. 雲の海ふわふわどーむ東端 | W造 | 40.58 | 23 | |
| 84-1(増築) | 便益 | 便所(多目的便所) | 増築. トイレ[36]. 風の道南端. 雲の海ふわふわどーむ東端 | RC造 | 10.04 | 23 | |
| 85 | 管理 | 機械室(霧発生) 霧の森 | 霧の森霧発生装置機械室. 霧の森東端 | RC造 | 23.43 | 23 | |

| 建物番号 | 施設区分 | 建物名称 | 補足説明 | 構造 | 建築面積 | エリア区分 | 備考 |
|----------|------|-------------------------|--------------------------|------|----------|---------|----|
| 86 | 管理 | 案内人詰所(北西口ゲート) | トイレ[37]、玉川上水口脇 | W造 | 15.39 | 26 | |
| 87 | 便益 | 便所(37番トイレ) | 玉川上水口、昭和記念公園北西端 | W造 | 27.84 | 26 | |
| 88 | 管理 | 機械棟(芝生広場汚水処理) | みんなの原っぱ東側 | RC造 | 42.75 | 15 | |
| 89 | 管理 | 機械棟(林間広場汚水処理) | 東京都調整池北東端 | RC造 | 44.08 | 20 | |
| 90 | 便益 | 便所(運動広場)(32番トイレ) | トイレ[32]イチヨウ並木横 | RC造 | 55.77 | 17 | |
| 91 | 便益 | 軟帳亭 | 日本庭園、池東端 | W造 | 285.38 | 22 | |
| 92 | 便益 | 清池軒 | 日本庭園、池南西端 | W造 | 79.83 | 22 | |
| 93 | 便益 | 高陽 | 日本庭園、池南東端 | W造 | 77.80 | 22 | |
| 94 | 休養 | 四阿(南の門近く) | 日本庭園、日本庭園受付西側、大園路脇 | W造 | 20.70 | 22 | |
| 95 | 便益 | 涼暮亭 | 日本庭園、庭園南端、益裁園北東側 | W造 | 8.69 | 22 | |
| 96 | 便益 | 西の便所(41番トイレ) | 日本庭園、庭園西端、トイレ[41] | W造 | 62.09 | 22 | |
| 97 | 便益 | 東の便所(42番トイレ) | 日本庭園、庭園東端、トイレ[42] | W造 | 57.70 | 21 | |
| 98 | 管理 | リサイクルセンターA棟 | 緑のリサイクルセンター中央上字建物、事務室 | S造 | 201.26 | 20 | |
| 99 | 管理 | リサイクルセンターB棟 | 緑のリサイクルセンター南端 | S造 | 746.43 | 20 | |
| 99-1(増築) | 管理 | 〃 B棟(大屋根部分) | | S造 | 861.18 | 20 | |
| 100 | 管理 | リサイクルセンターC棟 | 緑のリサイクルセンター北端 | S造 | 330.88 | 20 | |
| 120(増築) | 管理 | 〃 C棟(大屋根部分) | | S造 | 157.79 | 20 | |
| 101 | 管理 | 倉庫 | 日本庭園、庭園西端 | W造 | 13.65 | 22 | |
| 102 | 管理 | 溪流広場 シェルター(原っぱ、南) | 雲の海ふわふわわどーむ南側 | S造 | 192.26 | 16 | |
| 104 | 便益 | 子供の森便所(フワフワドーム側31番トイレ) | トイレ[31]雲の海ふわふわわどーむ東側 | W造 | 53.46 | 23 | |
| 131(増築) | 便益 | 31番トイレ(増築) | | 木造 | 35.79 | 23 | |
| 105 | 管理 | 北口管理棟(砂川口管理棟) | 砂川口、昭和記念公園北端、武蔵砂川駅方面 | S造 | 810.00 | 27 | |
| 106 | 管理 | 北口サイクルセンター(砂川口サイクルセンター) | 砂川口脇、トイレ[38]併設 | S造 | 1,013.78 | 27 | |
| 107 | 便益 | 運動広場(バーベキューガーデン)管理棟 | スポーツエリア(用品貸出)バーベキューガーデン | W造 | 204.96 | 17 | |
| 108 | 管理 | 総合案内所 | 総合案内所、トイレ[47]併設 | RC造 | 966.08 | 1 | |
| 109 | 便益 | 西立川口トイレ棟 | トイレ[16] | RC造 | 129.16 | 10 | |
| 110 | 便益 | 炊事棟(A) | バーベキューガーデン北端 | W造 | 100.51 | 17 | |
| 111 | 便益 | 炊事棟(B) | バーベキューガーデン南端 | W造 | 100.51 | 17 | |
| 112 | 管理 | 花みどり文化センター | 花みどり文化センター、トイレ[45][46]併設 | SRC造 | 4,801.68 | 1、2、6、7 | |
| 113 | 管理 | 昭和天皇記念館 | 花みどり文化センター棟 | RC造 | 678.56 | 2、7 | |
| 114 | 管理 | センタートイレ棟 | 文化ゾーントイレ棟、トイレ[44] | RC造 | 225.95 | 6 | |

| 建物番号 | 施設区分 | 建物名称 | 補足説明 | 構造 | 建築面積 | エリア区分 | 備考 |
|------|------|--------------------------------|--------------------------------------|---------|--------|-------|----|
| 115 | 管理 | 盆栽展示管理棟 | 日本庭園、盆栽園 | W造 | 69.86 | 22 | |
| 116 | 管理 | 盆栽展示苑庭門 | 日本庭園、盆栽園 | W造 | 0.00 | 22 | |
| 117 | 管理 | こもれび作業休憩所 (43番トイレ併設) | こもれびの丘東側、トイレ[43]併設、こもれびの里北側、こもれびの池南側 | W造 | 278.28 | 24 | |
| 118 | 管理 | こもれび作業小屋 (こもれびの里)(49番トイレ併設) | こもれびの里東端、里下池東側 | W造 | 213.84 | 21 | |
| 119 | 管理 | センター管理詰所(天皇記念館前) | 記念館口詰所 | RC造 | 21.16 | 7 | |
| 121 | 管理 | リサイクルセンター倉庫 | | RC造一部S造 | 50.00 | 20 | |
| 122 | 管理 | ポランテアハウス (こもれびの里)(50番トイレ併設) | | 木造 | 350.73 | 22 | |
| 123 | 管理 | 守衛棟 (西立山口サイクルゲート兼用) | | 鉄骨造 | 33.28 | 5 | |
| 124 | 管理 | 子供の森汚水処理施設(機械室) | こどもの森 | RC造 | 30.16 | 22 | |
| 125 | 管理 | 芝生広場汚水処理施設(機械室) | みんなの原っぱ東側、H21新設 | RC造 | 38.81 | 15 | |
| 126 | 管理 | 立川口汚水処理施設 | | RC造 | 30.92 | 3 | |
| 127 | 休養 | こどもの森休憩施設 (風のハンモック側) | 休憩所の上家 | 鉄骨造 | 108.00 | 20、23 | |
| 128 | 管理 | 外蔵(こもれびの里) | 倉庫その他 | 木造 | 40.90 | 21 | |
| 129 | 管理 | 水屋(こもれびの里) | 厨房 | RC造 | 24.30 | 21 | |
| 130 | 管理 | 機械室(こもれびの里) | 機械室 | RC造 | 40.50 | 21 | |
| 133 | 休養 | 休憩施設(フワフワドーム側) | 休憩所の上家 | 鉄骨造 | 108.00 | 23 | |
| 134 | 休養 | 休憩施設(虹のハンモック側) | 休憩所の上家 | 鉄骨造 | 108.00 | 23 | |
| 135 | 管理 | 監視小屋 (ドックラン スタッフルーム) | | 木造 | 5.56 | 2 | |
| 136 | 休養 | 四阿1(ドックラン パーゴラ) | | 鉄骨造 | 9.00 | 2 | |
| 137 | 休養 | 四阿2(ドックラン パーゴラ) | | 鉄骨造 | 9.00 | 2 | |
| 138 | 休養 | 休憩施設(原っぱ・東) | 休憩所の上家 | 鉄骨造 | 108.00 | 15 | |
| 139 | 管理 | 屋外作業場(北の管理ヤード) | 倉庫その他 | 鉄骨造 | 124.08 | 25 | |
| 140 | 管理 | 温室(北の管理ヤード) | | 鉄骨造 | 89.86 | 25 | |
| 141 | 管理 | 会議棟(北の管理ヤード) | | 鉄骨造 | 120.96 | 25 | |
| 142 | 便益 | 13番トイレ(原っぱ南) 男子トイレ新築 | | RC造 | 35.98 | 16 | |
| 143 | 休養 | 大波プールシエルトター(1) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 249.96 | 14 | |
| 144 | 休養 | 大波プールシエルトター(2) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 211.30 | 14 | |
| 145 | 休養 | 大波プールシエルトター(3) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 162.00 | 11 | |
| 146 | 休養 | 大波プールシエルトター(4) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 121.50 | 11 | |
| 148 | 休養 | 流水プールシエルトター(1) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 64.95 | 14 | |
| 149 | 休養 | 流水プールシエルトター(2) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 64.95 | 14 | |

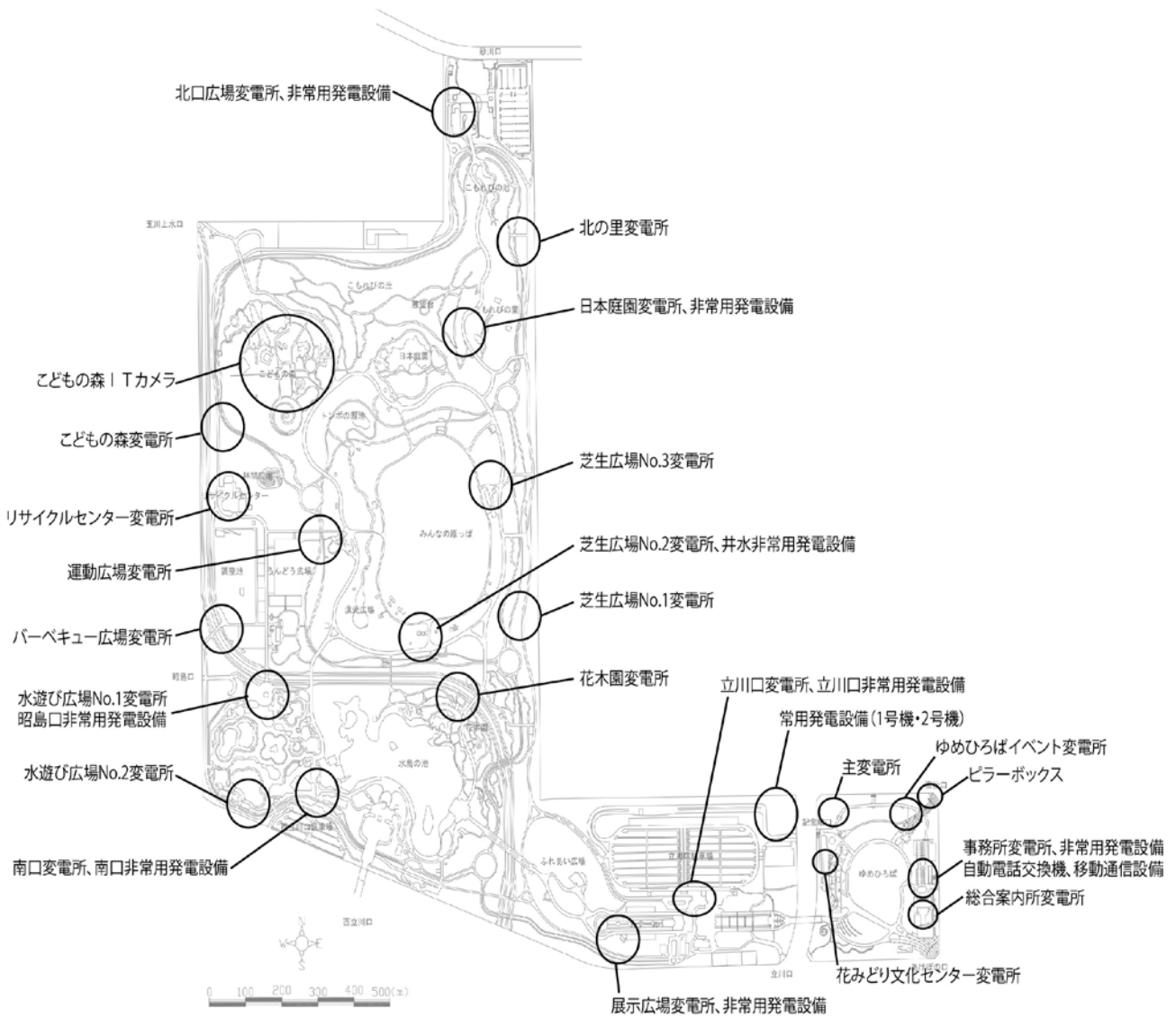
| 建物番号 | 施設区分 | 建物名称 | 補足説明 | 構造 | 建築面積 | エリア区分 | 備考 |
|------|------|--------------------|----------------------------|-------|--------|--------|----|
| 150 | 休養 | 流水プールシェルター(3) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 64.95 | 14 | |
| 151 | 休養 | 幼児プールシェルター(1) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 4.97 | 14 | |
| 152 | 休養 | 幼児プールシェルター(2) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 4.97 | 14 | |
| 153 | 休養 | 幼児プールシェルター(3) | 休憩所の上屋 | 鉄骨造 | 4.97 | 14 | |
| 154 | 休養 | 高松ロガードマンボックス | | プレハブ造 | 1.83 | 6 | |
| 155 | 休養 | 四阿(桜の園) | | W造 | 17.51 | 19 | |
| 156 | 休養 | 四阿(溪流広場西) | | W造 | 17.51 | 16 | |
| 157 | 休養 | 四阿(溪流広場東) | | W造 | 17.51 | 13,16 | |
| 201 | 管理 | 砂川ロガードマンボックス | 業務用車両出入口 | プレハブ造 | 31.69 | 27 | |
| 202 | 便益 | 砂川口東 便所(40番トイレ) | トイレ[40]、砂川口ゲート外側、砂川口駐車場西端 | RC造 | 75.69 | 27 | |
| 203 | 便益 | 砂川口西 便所(39番トイレ) | トイレ[39]、砂川口ゲート外側 | RC造 | 75.69 | 27 | |
| 204 | 便益 | 砂川口駐車場金ボックス | 砂川口駐車場南端 | プレハブ造 | 3.23 | 27 | |
| 205 | 休養 | こもれびの池 四阿 | こもれびの池東側 | W造 | 9.00 | 24 | |
| 206 | 管理 | 管理ヤード汚水処理施設 | 北の管理ヤード東端、北口汚水処理施設 | RC造 | 44.93 | 25 | |
| 208 | 休養 | こどもの森 ハンモック群 四阿 | 森のとりで西側、床付きあすまや | W造 | 20.48 | 23 | |
| 209 | 管理 | 日本庭園 受付 | 日本庭園、庭園南端、大園路脇 | W造 | 11.84 | 22 | |
| 210 | 休養 | 日本庭園 腰掛待合 | 日本庭園、散策亭東側 | W造 | 3.13 | 22 | |
| 211 | 休養 | こどもの森 冒険の森 四阿 | こども劇場北東側、森の家東方向風車付ウッドデッキ北側 | W造 | 19.44 | 22 | |
| 214 | 管理 | こもれびの里 水車小屋 | こもれびの里北端、里上池南側 | W造 | 9.83 | 21 | |
| 215 | 管理 | こもれびの里 炊焼き小屋 | 作業小屋北側 | W造 | 9.72 | 21 | |
| 216 | 休養 | 林間広場 四阿 | 緑のリサイクルセンター東側、ティスクゴルフコース脇 | W造 | 10.87 | 20 | |
| 217 | 管理 | リサイクルセンター 堆肥棟 | 緑のリサイクルセンター最南端、東京都調整池北 | S造 | 429.00 | 20 | |
| 218 | 休養 | 溪流広場 上流 四阿 | 溪流上流西側 | W造 | 25.00 | 19 | |
| 220 | 便益 | 溪流広場西 故事シェルター | みんなの原っぱ西側大園路横、第4サークル東側 | W造 | 25.72 | 19 | |
| 221 | 管理 | ティスクゴルフホールランティア倉庫 | 溪流広場レストラン北西 | W造 | 13.75 | 19 | |
| 222 | 休養 | ニュースポーツ広場 四阿 | うんどう広場北端、うんどう広場イチョウ並木東側 | W造 | 91.39 | 17 | |
| 223 | 休養 | 溪流広場レストラン シェルター | 溪流広場レストラン内、みんなの原っぱ西側 | S造 | 175.00 | 16 | |
| 224 | 休養 | ニュースポーツ広場 四阿 | 東京都調整池南側、残堀川北側 | W造 | 20.48 | 14, 17 | |
| 226 | 休養 | 休憩シェルター(トラゴンの砂山、南) | みんなの原っぱ南端、溪流広場東側 | W造 | 10.24 | 23 | |
| 227 | 休養 | みんなの原っぱ南西 四阿 | みんなの原っぱ南端、溪流広場東側 | W造 | 25.00 | 16 | |
| 228 | 休養 | みんなの原っぱ南 四阿-北 | わんぱく遊具東側① | S造 | 68.83 | 16 | |

| 建物番号 | 施設区分 | 建物名称 | 補足説明 | 構造 | 建築面積 | エリア区分 | 備考 |
|------|------|--------------------|-----------|-------|-------|-------|----|
| 229 | 休養 | みんなの原っぱ南 四阿・南 | わんぱく遊具東側② | S造 | 10.56 | 15 | |
| 230 | 管理 | 西立川口駐車場ゲート | | S造 | 66.00 | 11 | |
| 231 | 休養 | 花木園南 四阿 | | W造 | 16.00 | 9 | |
| 232 | 休養 | 菅蒲田 四阿 | | W造 | 16.00 | 12 | |
| 233 | 休養 | 花木園西 四阿 | | W造 | 5.85 | 9 | |
| 234 | 管理 | 立川口駐車場ゲート | | S造 | 54.06 | 8 | |
| 235 | 管理 | みんなの原っぱ東 プレハブ倉庫 | | プレハブ造 | 29.74 | 18 | |
| 237 | 管理 | ドッグラン 倉庫 | 立川ロゲート南側 | W造 | 5.72 | 2 | |
| 238 | 管理 | ドッグラン 受付 管理棟 | 立川ロゲート南側 | W造 | 5.56 | 2 | |
| 241 | 便益 | ロッカー棟 (No.31トイレ左脇) | | S造 | 9.63 | 23 | |
| 242 | 管理 | 発電所 (園いっしょ) | | S造 | 0 | 7 | |

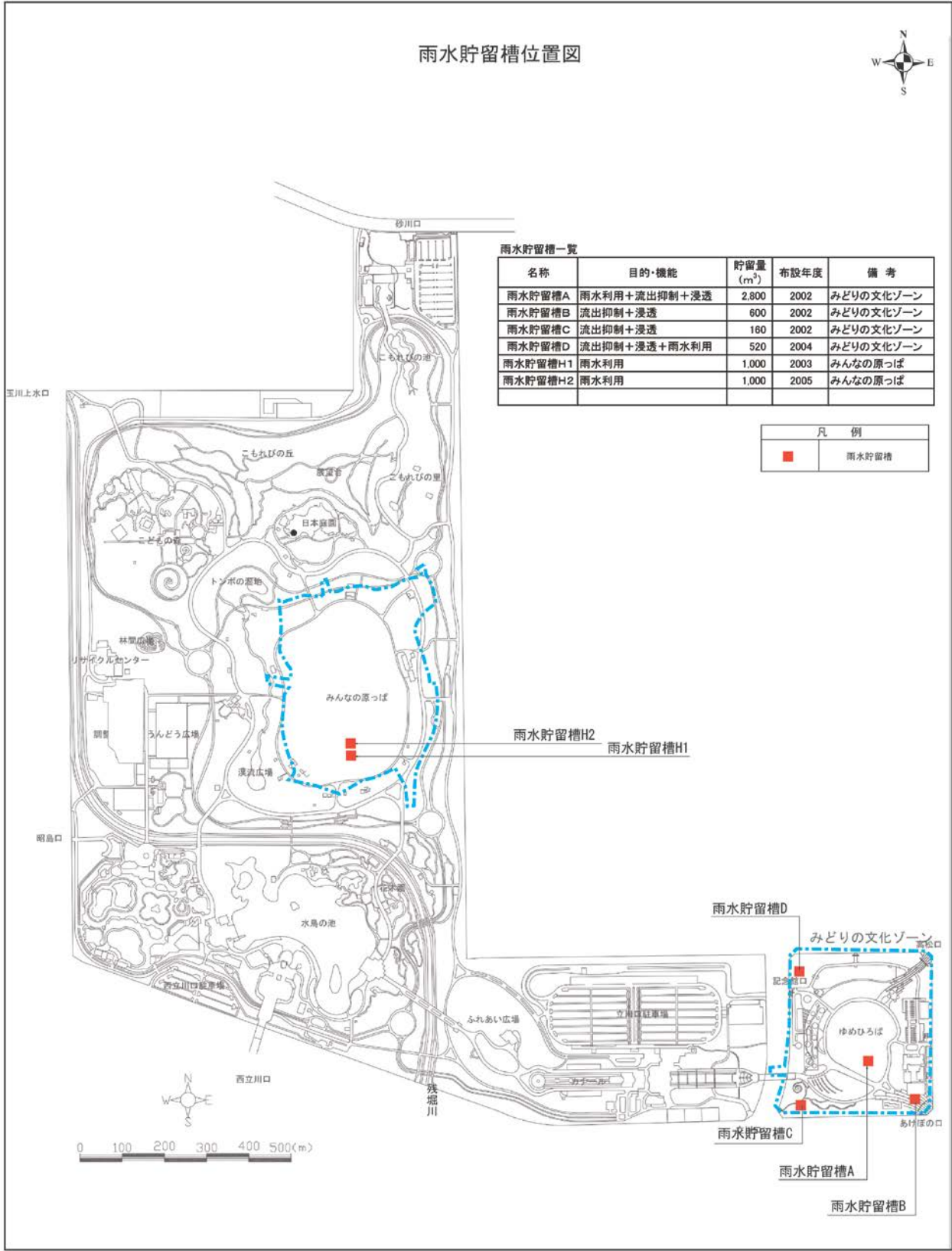
工作物に係る基礎的諸元

| | | | | | | | | | |
|----------|----------------|------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|
| 橋梁名称 | むらさき橋 | あかね橋 | ふれあい橋 | さつき橋 | さくら橋 | もみじ橋 | いちよう橋 | やまぶき橋 | みどり橋 |
| 設計荷重 | 14t | 14t | 14t | 14t | 14t | 14t | 14t | 14t | 3500N/m ² |
| 橋梁型式 | 上部 | RC門型ラーメン | オーブンスパンドレル PCアーチ | PC単純中空床版 | PC単純T桁 (フレテン) | PC中空床版桁 (ラーメン) | PC変断面 固定ラーメン | PC単純中空床版 | PC単純吊桁 |
| | 下部基礎 | 逆T式-控え壁式 直接基礎 | 逆T式 直接基礎 | 逆T式 直接基礎 | 逆T式 直接基礎 | 逆T式 直接基礎 | 壁式ラーメン 直接基礎 | 逆T式 直接基礎 | ラーメン式 直接基礎 |
| 有効幅員 (m) | 5 | 3+3 | 16 | 8 | 13 | 8 | 8 | 6 | 12.8(一般部) 11.9(支点部) |
| 橋長(m) | 19.5 | 20 | 40+60+40 | 23.34 | 20.14 | 22.5 | 26 | 26.88 | 71.2 |
| 設計震度 | KH=0.18 KV=0.0 | KH=0.18 KV=0.0 | KH=0.18 KV=0.0 | KH=0.18 KV=0.0 | KH=0.18 KV=0.0 | KH=0.18 KV=0.0 | KH=0.18 KV=0.0 | KH=0.18 KV=0.0 | KH=0.2 KV=0.0 |
| 使用区分 | 管理用 | サイクリング用 | 歩行者+管理用 | 歩行者+管理用 | サイクリング用 | 歩行者+管理用 | 歩行者+管理用 | 管理用 | 歩行者 |
| 重車両通行可否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 |

電気設備位置図



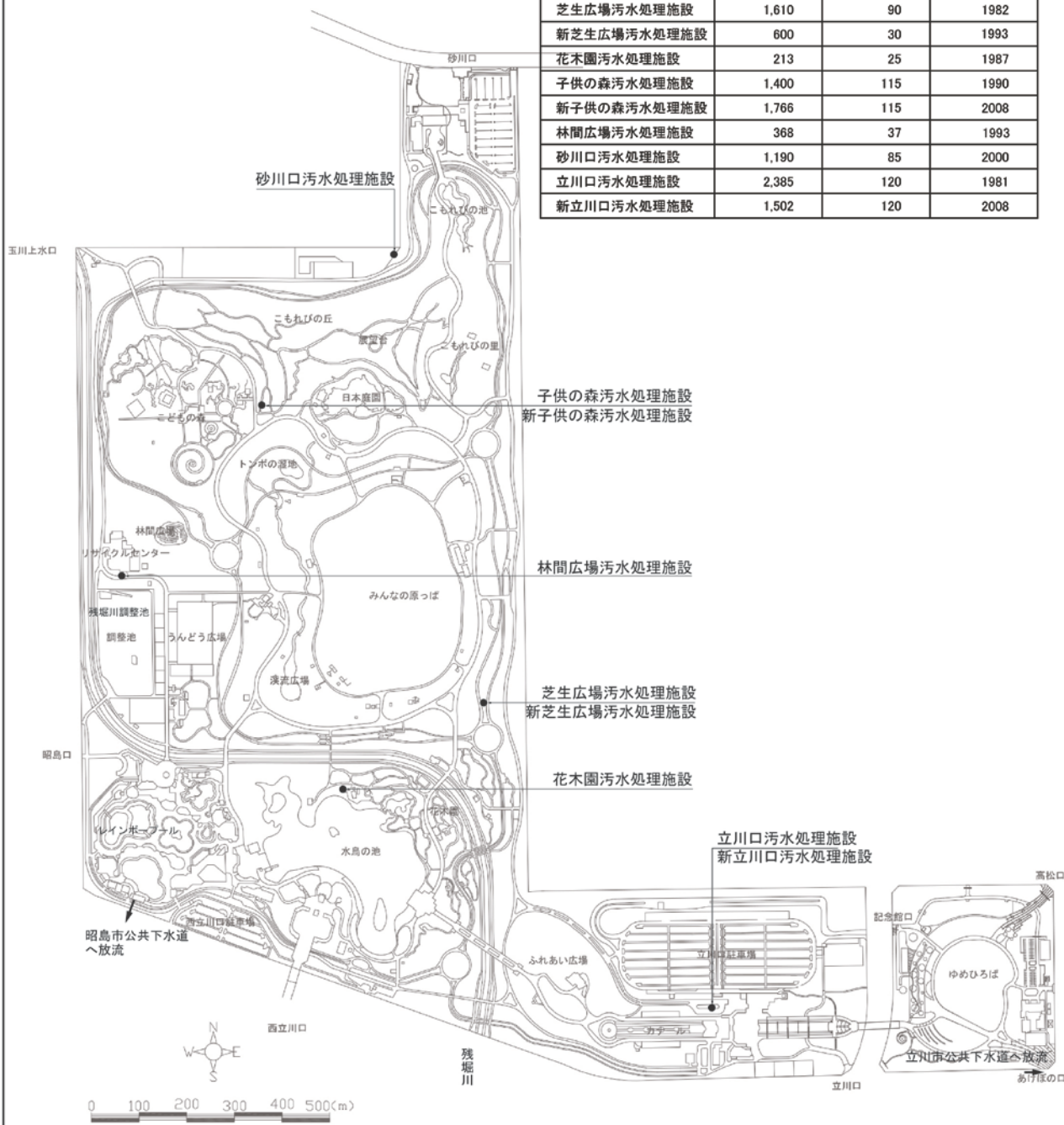
汚水・排水施設位置図



汚水処理施設位置図



| 施設名 | 人槽 (人) | 処理能力 (m ³ /日) | 設置年次 (年) |
|-------------|-----------|-----------------------------|-------------|
| 芝生広場汚水処理施設 | 1,610 | 90 | 1982 |
| 新芝生広場汚水処理施設 | 600 | 30 | 1993 |
| 花木園汚水処理施設 | 213 | 25 | 1987 |
| 子供の森汚水処理施設 | 1,400 | 115 | 1990 |
| 新子供の森汚水処理施設 | 1,766 | 115 | 2008 |
| 林間広場汚水処理施設 | 368 | 37 | 1993 |
| 砂川口汚水処理施設 | 1,190 | 85 | 2000 |
| 立川口汚水処理施設 | 2,385 | 120 | 1981 |
| 新立川口汚水処理施設 | 1,502 | 120 | 2008 |



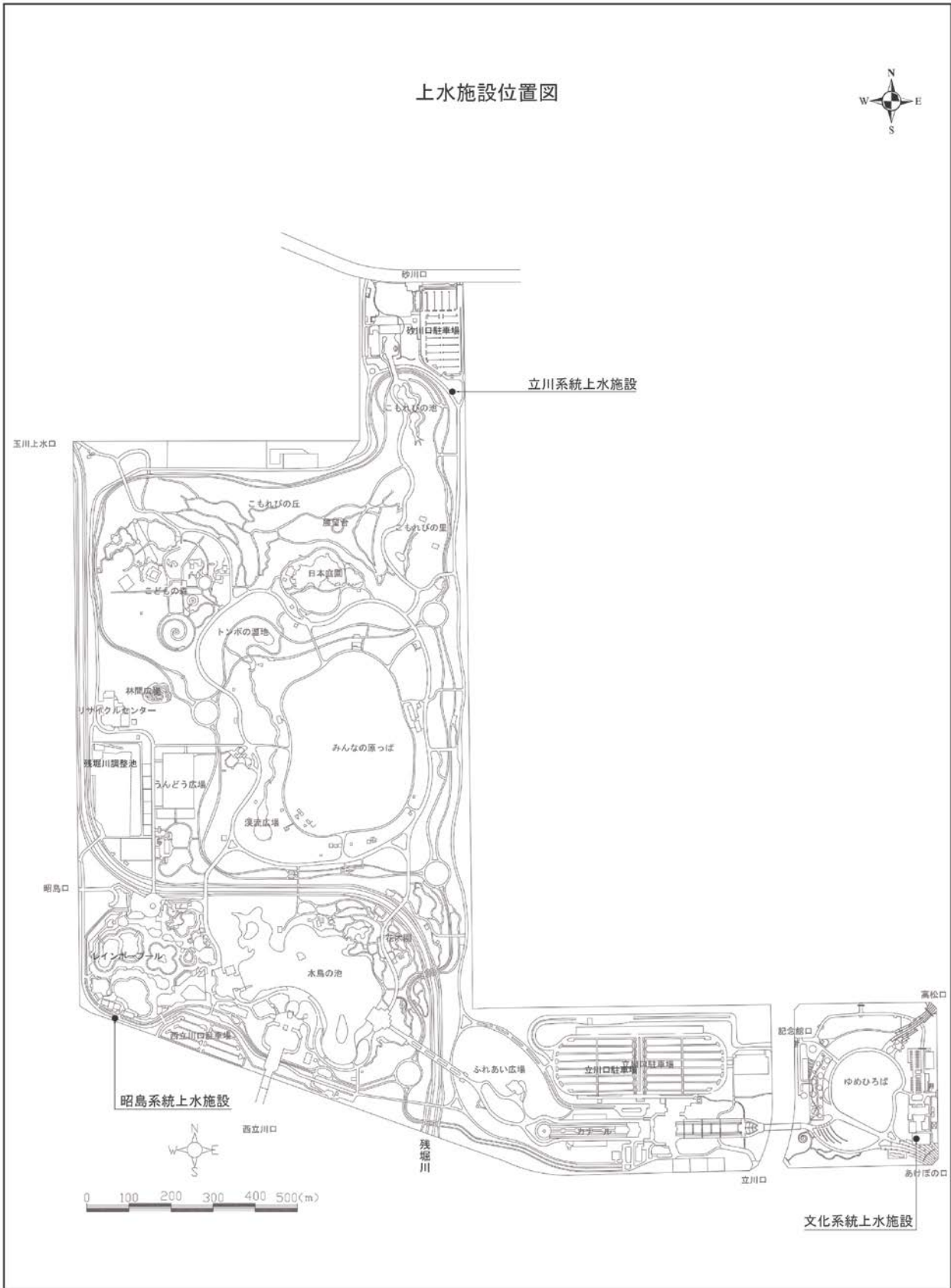
污水圧送ポンプ設備配置図



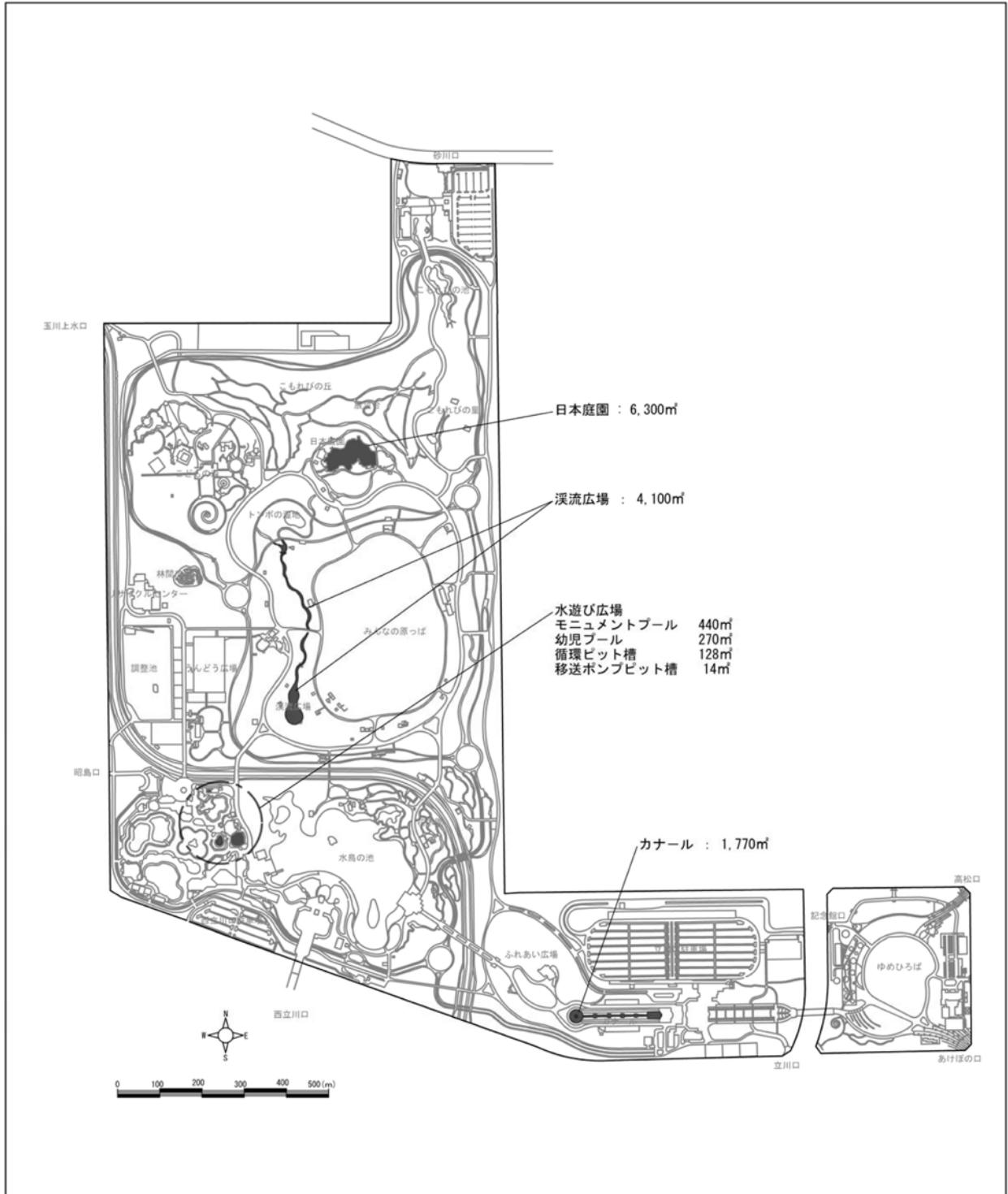
| ポンプ設備名 | 設置年次 |
|---------------------------|------|
| 砂川口汚水ポンプ槽 | 2000 |
| 北口汚水ポンプ槽 | 2000 |
| こもれびの里汚水ポンプ槽 | 2005 |
| バーベキュー広場便所脇汚水ポンプ槽 | 1987 |
| レイクサイドレストラン汚水ポンプ槽 | 1990 |
| みずたま広場便所脇汚水ポンプ槽 | 1990 |
| 西立川サイクリングセンター 付近汚水ポンプ槽 | 1985 |
| 西立川便所脇汚水ポンプ槽 | 1985 |



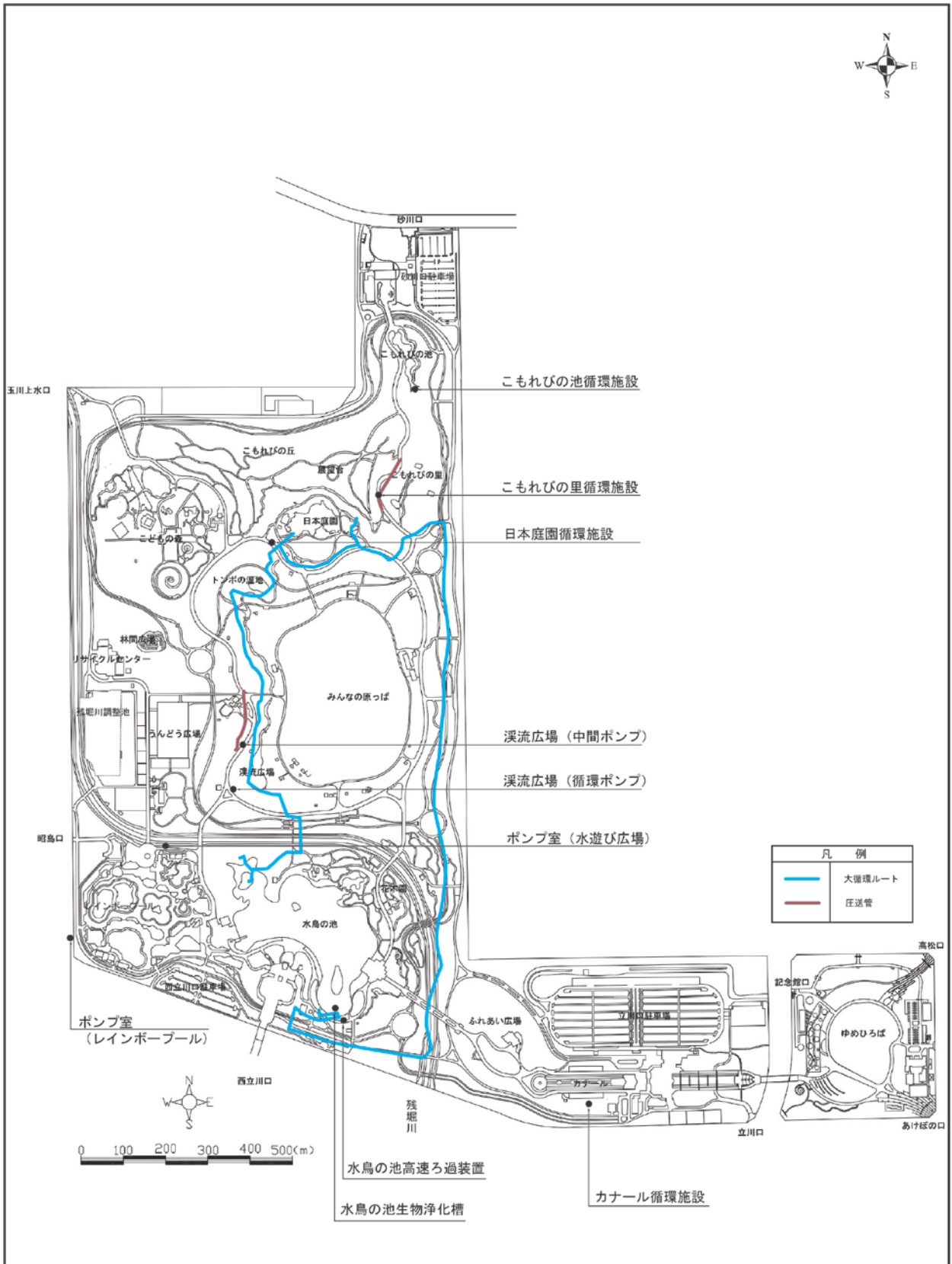
給水施設位置図



水景施設位置図



水循環設備位置図



日本庭園管理マニュアル（歓楓亭等）

■建築物等の維持管理について

(1) 維持管理における基本的な心得

- ・ 荒天・雨天時をのぞき毎日雨戸を開け放ち新鮮な空気を入れ、開けた雨戸は日没一時間前には必ず閉める。
- ・ 油・ワックス等を使用する際には、一度に大量に使用せず少量を何度も何日も根気よく繰り返し行い、必ず乾拭きを行う。
- ・ 目的の物を磨く為他に物を汚したり、傷つけたりしないように注意する。
- ・ 汚れを落とす際薬品を使用する場合は化学変化を起こさないように注意する。特に石・金属類等に注意が必要である。
- ・ 掃く・拭く時には隅の部分まで丁寧に行なう。
- ・ 雑巾・手拭・タオル等の清掃用品・用具は、清潔で手入れの良くいきとどいた、使い易い品を使う。

【注意事項】

- ・ 台風・季節風等の強風が予測される時には、雨戸・シャッター等の戸締りを十分に行い、設備機器等諸施設の転倒・飛散防止に注意する。
- ・ 毎年一回管理者・設計者及び施工業者による建物・設備機器・庭園等の点検を行なう。
- ・ 建設後 10 年より 5 年毎に部分的な改修が必要になると考えられるので、管理者・設計者および施工業者が協議をし、改修計画を決め施工する。
- ・ 維持管理マニュアル、造園・建築・設備の竣工図書を日常目付く場所に各一部ずつ保管する。
- ・ 管理者は常に作業内容・手法・維持管理方法等のチェックを行なう。

(2) 年間管理作業表

日本庭園における建物の年間管理作業表を表 1 に記す。

(3) 部位別の管理手法

建物の部位別の管理手法を表 2～5 に記す。

表1 年間管理作業表(1/2)

| 年間管理作業表(建築関係)その一 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|-----------|-------|----|-------|----|-------|-------|------------|----|----|----|-------------------|--|----------------------|
| 作業項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 | | |
| 1) 全ての建物を点検 | | | | | | | | | ● 12/1 | | | | | 設計監理者に依る点検作業を毎年おこなう | |
| 2) 桧皮葺・榎柿板葺点検 (歎楓亭・清池軒・南の四阿・南の門・菖陽・梅見門) | | | | | | | | | ● 12/1 | | | | | 施工業者に依る点検作業を毎年おこなう | |
| 3) 杉皮葺の点検 (舟屋) | | | | | | | | | ● 12/1 | | | | | 施工業者に依る点検作業を毎年おこなう | |
| 4) 暖簾取替(4枚1セット) | ◀夏用①▶ | | ◀夏用②▶ | | ◀冬用①▶ | | ◀冬用②▶ | | | | | | | | |
| 5) 青竹取替(軒樋・竪樋・棟飾り他) | | | | | | | | | ● 12/20 | | | | | 毎年年末に交換 茶会開催時取替あり | |
| 6) 障子紙張替(建具・照明器具等) | | | | | | | | | ● 12/1 | | | | | 5年毎に貼り替えを行なう | |
| 7) 軒簾取付 | ◀取付▶ | | | | | | | | ◀取外し▶ | | | | 冬期間及び風の強い時期は簾を取外す | | |
| | 4/1 | | | | | | | 11/30 | | | | | | | |
| 8) 茶道用畳の入れ替え | ◀一疋▶ | | ◀風炉▶ | | | | ◀一疋▶ | | | | | | | | 畳入れ替え時には他の畳との色合せを行なう |
| | | 5/5 | | | | | | 11/7 | | | | | | | |
| 9) 畳表の表替え・裏返し・管理 | | | | | | | | | ● 12/1 | | | | | 表替え・裏返しを5年毎に年末には畳裏を直接日光にさらす | |
| 10) 屋根面の清掃(全ての建物) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 毎月10日に行なう 屋根に繋る樹木は枝降しを妻部分の軒天井等の煤払いも | |
| 11) 軒樋の清掃 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 毎月10日に行なう 11月～1月は月3回行なう 強風後に点検を行なう | |
| 12) 軒内土間の清掃 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ◎ | ● | ● | ● | ● | 毎月15日に水洗い ◎印年末には汚れのひどい部分は酸洗いをを行う | |
| 13) 軒内他化粧砂利敷込み部 清掃及び水洗い | | ● 5/15 | | | | | | | ● 12/20 | | | | | 砂利下ネット・排水口・排水樹の点検も忘れずに | |
| 14) 雨水樹 点検及び清掃 | | ● | | | ● | | | ● | | | ● | | | 3ヶ月毎29日に行なう 降雨時に点検を | |
| 15) 軒天井、室内天井等の煤払い (クモの巣・蜂の巣取り) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● 月3回(1日、10日、20日)を基本とし、毎日の点検時に行う | |
| 16) 床框、襖塗框部、漆塗り部の清掃 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 毎月12日に行なう | |
| 17) レンジフードの清掃 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 毎月18日に行なう 汚れの程度により変更可 | |

表1 年間管理作業表(2/2)

| 年間管理作業表(建築関係)その二 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------------------|---|
| 作業項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 | |
| 18) システムキッチン機器点検・清掃・ワックス掛け | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ◎ | ● | ● | ● | 毎月18日に行なう 12月にはワックス掛けを | |
| 19) フローリングのワックス掛け | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ◎ | ● | ● | ● | 毎月22日に行なう ◎年末に専門業者にて汚れ落とし、ワックス掛け | |
| 20) 敷瓦の椿油塗り及び拭き込み (作業日は午後呈茶サービスは休み) | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | ◎ ● ● | 毎月3日は椿油を塗布・磨き込み 13日・23日は椿油の染み込んだ布にて乾拭きを行なう |
| 21) 地板・椽甲板の磨き込み (ぬか袋等による) | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | ● ● ● | 毎月3日・13日23日 3回以上行なう |
| 22) トイレ棟内土間洗剤にて清掃 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 年度末にはピットの点検・専門業者に依る清掃・土間の酸洗いを行う |
| 23) 東・南門・西門の土間等清掃 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 毎月15日に行なう |
| 24) 木橋の水洗い清掃 | ● | | | | ● | | | | | ● | | | | 4ヶ月毎に |
| 25) 機械設備 電気温水器の水の交換 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | 毎月30日に |
| 26) 機械設備 排水(雨水)管の清掃 | | | ● | | | | | | | | | | | 毎年6月に |
| 27) 機械設備 換気扇給排気口の掃除(内・外共) | ● | ● | ● | ● | ● | ◎ | ● | ● | ● | ● | ● | ◎ | ◎ | 毎月28日に行なう ◎外部金網も掃除を行なう |
| 28) 機械設備 空調機の点検 | | | | | | ● | | | | | | | ● | 点検作業は毎年3・9月 |
| 29) 機械設備 空調機のフィルター清掃 | | | ● | | | ● | | | | ● | | | ● | 3・6・9・12月に |
| 30) 機械設備 足元暖房機(便所・配膳室)の清掃 | | | | | | ● | | | | | | | ● | 清掃は毎年3・9月に |
| 31) 電気設備 照明器具(ランプ)清掃 | | | | | | | | ● | | | | | | 毎年11月に水拭清掃を |
| 32) 消火器の点検 | | | | ● | | | | | | | | ● | | 毎年2・7月に |
| 33) 自火報の点検 | | | | | | | | | | | | ● | | 毎年2月に |
| 34) | | | | | | | | | | | | | | |

表2 部位別の管理手法（外部）（1/2）

| 部位 | 注意事項及び破損時の処理方法 | 毎日 | 月 | 年 | 長期 |
|-----|---|---|---------------------------|---|------------------------------------|
| 銅板葺 | ・緑青発生は4～5年かかると考えられます。その間汚れの様に見えます。 | | ・屋根面の清掃 ・埃・土・枯れ枝等を除去する | ・屋根に繋る木の枝などは切り落とす | |
| | ・点検時等に梯子を掛ける場合、軒先の養生、荷重をかけない(軒先のタレ防止)ように、特に竹タルキ部は注意する。 | | | | ・箱唐草のツブレ等は業者へ依頼して修繕する。 |
| | ・ハゼ折り曲げ部をつぶさないようにして屋根面に上る。 | | | | ・ハゼがつぶれた場合はハゼ起し作業を業者へ依頼する。 |
| | ・異種仕上材取合部には、酸化その他の化学変化により穴開きの発生が生じる。 | | | | ・2020年には改修が必要 |
| 檜皮葺 | ・日当り、風通しの悪い部分は腐れ等が早く発生する。 | | | ・毎年専門業者へ依頼して点検を行う。腐れが確認された場合部分補修・一部葺き替え等の修繕を行う。 | |
| | ・野鳥等が剥ぎ取る。 | | ・目視に依る点検を行う。 | | |
| 柿板葺 | ・日当り、風通しの悪い部分は腐れ等が早く発生する。 | | | ・毎年専門業者へ依頼して点検を行う。腐れが確認された場合部分補修・一部葺き替え等の処理を行う。 | ・2030年には全面葺き替えを行う |
| 杉皮葺 | ・日当り、風通しの悪い部分は腐れ等が早く発生する。 | | | ・毎年専門業者へ依頼して点検を行う。腐れが確認された場合部分補修・一部葺き替え等の処理を行う。 | |
| | ・野鳥等が剥ぎ取る。 | | ・目視に依る点検を行う。 | | |
| 瓦 | | | ・面土漆喰の剥れ・瓦のズレは随時行う。 | ・凍て、割れ等の点検は毎年行う。(4月) | |
| 樋 | ・強風時に土・埃・落葉がたまり易いので翌日必ず点検・除去を行う。 ・青竹軒樋交換時には設計時の太さを維持する。 | ・樋樋付着の埃・汚れは濡雑巾にて拭き取る。 | ・軒樋は落葉がたまり易いので、月毎に除去する。 | ・青竹軒樋・樋樋・棟飾り等は年末又は茶会等の開催時に合わせて取替えを業者へ依頼する。 | ・降雪時等に樋曲れ・垂れ等が発生時には速やかに修理を業者へ依頼する。 |
| 軒裏 | ・煤払いは羽箒・棕櫚箒・竹穂箒等で行う。 払う時には材の目に沿って行う。 素材に傷を付けないように十分に注意する。 | ・軒裏の煤・埃・クモの巣の除去を行う。 | | ・年末に煤払い等を行う。 | ・2022年・2042年に灰汁洗い、乾燥後に木材保護塗装仕上げ。 |
| 木部 | ・灰汁洗いは木材の繊維を傷めないように、水洗いを基本とし、薬品を使用する場合は薄めに調合する。 | ・羽目板・戸袋・敷居・鴨居・化粧土台・巾木等はハタキ又は棕櫚箒で埃を除去し、乾拭きとする。汚れがひどい場合は水洗いを行い十分に乾燥させる。 | | ・年末に煤払い等を行う。 | |

表2 部位別の管理手法（外部）（2/2）

| 部位 | 注意事項及び破損時の処理方法 | 毎日 | 月 | 年 | 長期 |
|------|---|--|--|--|---|
| 外壁 | ・傷を付けないように十分注意する。 | ・埃・クモの巣を除去する。 ・土などの跳ね上げ汚れは、刷毛掛をおこなう。又シミ等が付いた場合は専門家に依頼して染み抜きをおこなう。 | | | ・外壁に割れ、柱・造作材等との隙間が発生した時は専門家に調査を依頼し修理方法の検討を行い処理する。 ・2010年に部分補修を行なう。 |
| 軒簾 | ・強風時には、簾を外し保管する。 | | | ・冬季又は風の強い季節は簾を取外す。 | ・2015年・2030年に取り替え予定 |
| | ・窓用簾等は保護箱に収納し防虫剤等を入れ冷暗所に保管する。 | | | | ・催事前に虫喰い等の点検をおこない随時取替える。 |
| 雨戸 | ・雨戸サルを落とし忘れぬこと、強風時に溝から外れる危険性があるので注意する。 | ・毎日開閉を行う。閉めるのは日没前一時間とし必ずサルを落とす。 | | | ・2012年・2022年・2032年に灰汁洗い、汚れ具合を見て随時水洗いを行なう。乾燥後に木材保護塗装仕上げ。 |
| | ・強風後一筋敷居溝内に砂・埃が詰まった場合は刷毛又は掃除機などにて除去する。 | ・雨戸下側に砂が付着又は喰い付いた時には建具を取り外し必ず除去する。 | | | |
| | ・雨戸開閉時には、薄手の手袋を用意し、手垢・手油を付けないよう注意する。 | | | | |
| | ・夏季好天時に雨戸の開閉が出来ない場合は無双ガリを開放の状態にする。（無双付き雨戸の場合） | | | | |
| | ・掛雨戸は引掛け金物に十分に掛け、金物等で十分な締め付けを行う。又取外しは2人にて必ず行う。取り外した掛け雨戸は決められた収納場所に収め外壁等に立て掛けない。 | | | | |
| 軒内土間 | ・来客前に土間・飛石に打ち水を行う。巾木壁等に打ち水の飛散防止に注意する。 | ・ゴミは棕櫚箒又は竹箒にて清掃する。 | ・水洗いを毎月末におこなう。 | ・汚れのひどい部分は酸洗い等をおこなう。 | |
| 雨落他 | ・土砂等が流れ込んだ時には、その都度除去する。 | ・雨水排水溝は常時点検し、飛び込んだ落葉等をその都度除去する。 | ・マンホール・格子蓋を開けて内部の点検をおこなう。又泥溜に土砂がたまっていたら除去する。 | ・軒内化粧砂利敷き込み（玉砂利）は年2回又は茶会時に水洗にて清掃し溝等に溜まった土砂も除去する。 | ・格子蓋取付網等の目詰まり、腐れ等の点検・修理を3年毎に行う。 |
| | | | | | |

表3 部位別の管理手法（内部）（1/3）

| 部位 | 注意事項及び破損時の処理方法 | 毎日 | 月 | 年 | 長期 |
|------|--|---|--|---|---|
| 木部 | <p>・掃除機はハンデータイプを使用。</p> <p>・糠袋は使用する部位に合わせて大きさを変える。(糠袋:米糠を煎り木綿の袋に入れたもの)</p> | <p>・埃、塵等を叩き座敷箒にて掃出す。又一部は掃除機にて吸い取る。</p> <p>・糠袋、牛乳を強く絞った手拭い、乾雑巾で軽く満遍なく拭く。斑に成らぬように、壁際はセルロイド下敷きにて養生し汚したり傷を付けないように注意する。(3年間は毎日おこなう)</p> <p>・敷居溝入隅に等に付着した塵は竹べらに布を巻き付けて取り除く。</p> <p>・赤松、脂松板に噴き出した脂は工業用・飲用アルコール等を雑巾に染込ませて材全体を満遍なく拭くようにして取り除く。</p> | <p>・天井の煤払い(蜘蛛の巣)は乾いた羽箒又は座敷箒で天井面を板目に沿って払う。</p> | | |
| 壁 | <p>・物を立て掛けたり、ぶつけたりしない。</p> <p>・割れ、傷等が発生した時は専門業者に補修等を依頼する。(補修は壁の色及び仕上げ方法を合わせる)</p> | | <p>・埃、蜘蛛の巣の除去。</p> | | <p>・割れ、傷、染み等がない場合はメンテナンスは不要。</p> |
| 腰貼り | | | | | <p>・壁補修時や張替えを行なう時は一室全てを施工する</p> <p>・床取合部等に汚れ、擦り切れ等が発生した時はその上に貼り重ねる。</p> |
| 漆塗り | <p>・漆塗り部には重いもの等は直にのせない。</p> <p>・傷、欠き込み等が発生した場合は、専門業者に依頼し補修をおこなう。</p> | <p>・埃を羽箒で軽く叩いて除去し、ネル布で軽く拭く。</p> | <p>・ネル布に胡桃油を付けて拭く。(月一回)</p> <p>・手垢、指紋が付いた場合も同様におこなう。</p> | | <p>・10年毎に専門業者に依る点検・修理を行なう。</p> |
| 木製建具 | <p>・ガラス清掃は洗剤や薬品を使用する場合は木部に染み等が付かないよう注意をする。</p> <p>・手垢、染みが付いた場合は随時専門業者に依頼して灰汁洗い等の処理をおこなう。</p> <p>・室内外の温度差又は湿度差が著しい時には反りが生じたり、框・方立等に傷が付くことが多いので特に注意する。(その都度専門業者へ依頼し修理する)</p> | <p>・棧・框等に付着した埃を羽箒・掃除機で除去する。</p> <p>・雑巾等で乾拭きをするが、ガラス戸外部等で汚れがある場合は濡れ雑巾にて拭く。</p> <p>・敷居溝に入った砂は刷毛等にて除去し、建具下框に付着した砂も建具を外して取除く。</p> <p>・敷居と柱取合部に付着した埃の除去もおこなう。</p> <p>・トイレブース等の鍵の締め具合の点検は毎日おこなう。</p> | | <p>・障子紙貼り替えは年末に行う。又茶会開催前に張替えを行うこともある。</p> <p>・簀戸、座敷簾の入れ替えは5月初め(5/1)と10月初め(10/1)におこなう。</p> | |
| 襖 | <p>・室内外の温度差又は湿度差が著しい時には反りが生じたり、框・方立等に傷が付くことが多いので特に注意する。(その都度専門業者へ依頼し修理する)</p> | <p>・框部分の手垢、指紋はネル布にて軽く拭く。</p> <p>・鳥の子部分は羽箒で軽く叩く。手垢・染みが付いた場合は専門業者に依頼する。</p> <p>・敷居・柱戸当り部、引込戸袋内に付着した埃の除去する。</p> | | | <p>・塗框傷修理は2010年・建付け調整2012年より5年毎に行なう。唐紙の張替えは汚れの程度にて設計者と打合せの上決める。</p> |

表3 部位別の管理手法（内部）（2/3）

| 部位 | 注意事項及び破損時の処理方法 | 毎日 | 月 | 年 | 長期 |
|----------|---|--|---|--|---------------------|
| 暖簾 | ・汚れた場合は専門業者にて洗いをを行う。 | | | ・年4回交換する。 1月～3月末 4月～6月末 7月～9月末 10月～12月末 4枚セット | ・傷み具合を見て決める。 |
| 水道簀 | ・簀・簀棚等は乾いた雑巾にて乾拭きを行う。 | ・使用後は汚れを落とし、水切りを行い乾燥させる。又直射日光に当てカビ等の発生を防ぐ。 | | | ・簀の張替えは2011年を目安に行う。 |
| システムキッチン | ・人工大理石に傷、染みが付いた場合は取扱書を参照にて処理を行。傷・汚れがひどい場合は専門業者へ依頼する。各使用機器は専用取扱説明書を参照し処理する。 | ・ステンレスは毎日油や染み等の汚れを中性洗剤等で取り除き水気を拭き取ったあと乾拭きをする。 | ・木部は月一回専用ワックスにて満遍なく拭いた後乾拭きをおこなう。レンジフードのフィルター清掃は週一回おこなう。 | | ・浄水器カートリッジ交換は毎年行なう。 |
| 畳 | <p>※ 注意・予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直射日光はできるだけ防ぐ。 <p>・畳の上にジュース・カーペット等を敷き込まない。通気性が無くコがフケ状態になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水気の多い雑巾掛けはしない。 ・ホットカーペットは使用しない。 ・加湿器を過剰に使用しない。 <p>※ 染み・汚れの処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚れが付着した場合は拭き込まぬようにブラシ等にて除去する。 ・水をこぼした時は濡雑巾を強く絞り叩くようにして拭き取り、風通しを良くする。又部分的に拭くのではなく全体にむら無く拭く。 ・畳にカビが発生した場合は消毒用アルコールを布に染み込ませ拭き取る。 ・インクをこぼした時は牛乳で湿らせて拭き取る。又はレモン汁で湿らせた後、塩素酸ソーダを10倍に薄めた液で拭く。 ・醤油をこぼした時は、小麦粉・ベビーパウダー等を振りかけ粉末に吸い取らせて処理する。 ・ヨードチンキをこぼした時は、アルコールを布に染み込ませて拭き取る。 ・フェルトペンで染みを付けた時は、油性の物はマニキュアの除光液で拭き取る。 ・クレヨンで染みを付けた時は、クレンジャーを振り掛けブラシでこすり紙で拭き取る。 ・石油・尿をこぼした時は、粉末の洗剤・クレンジャー・塩・小麦粉・ベビーパウダー等を振り掛け十分液体を吸い取らせ、掃き捨てその後硬く絞った雑巾にて何度も叩く。 ・ダニが発生した場合は、早急に消毒をし畳を直射日光に当て風通しを良くする。 ・畳表の色が合わない時は、日光に当て焼色を合せる。 ・畳表に家具等の跡が付いた時は、へこんだ箇所に霧を吹きその上に湿ったタオルを乗せアイロンを当てる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・埃、塵等を叩き座敷箒にて掃出す。又一部は掃除機にて吸い取る。 ・濡雑巾を固く絞り畳目に沿って拭き、その後乾いたタオル等で乾拭きをする。 ・晴れて風の少ないときは窓を開け放し室内を乾燥させる。(冬期は別) | <ul style="list-style-type: none"> ・晴れた日に畳を上げて風を通し、年に一回程度は塵等を叩き落し日に当てる。 ・茶道用畳の入れ替え 5月初め…風炉用に 11月初め…炉用へ ・畳入れ替え時の注意事項 ドライバー、千枚通しを使用せず備え付けの手鉤を使用し二人で行う。手鉤は畳目に合せて深く挿し込み縁を傷めぬように注意する。 ・梅雨時、夏季は除湿機又はエアコンを動作し湿気を取る。エアコン動作時には室内外の温度差は3～5℃程度にする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・表替えのサイクル 毎年の茶会開催前又は年末に行う。 新量 ↓ 2010年・2020年・2030年 (5年ぐらい) 表返し(畳表の裏) ↓ 2015年・2025年・2035年 (5年ぐらい) 表替え(新表に取替え)上記のサイクルで行なう。 ・擦れが出た時が畳表の表替え・取替えの目安。 ・茶会開催時に合せて畳表が汚れている場合は上記以外でも取替えを行う。 ・畳床の取替えは2045年を目安に行う。 | |

表3 部位別の管理手法（内部）（3/3）

| 部位 | 注意事項及び破損時の処理方法 | 毎日 | 月 | 年 | 長期 |
|--------------|---|---|--|---|----|
| 床板 椽甲板 | <ul style="list-style-type: none"> ・掃除機はハンディタイプを使用。 ・床板に傷を付けない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・塵、埃を箒で掃き集め掃除機又は塵取で除去した後糠袋にて吹き込みを行う。 | | | |
| 床板 フローリング | <ul style="list-style-type: none"> ・掃除機はハンディタイプを使用。 ・床板に傷を付けない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・塵、埃を箒で掃き集め掃除機又は塵取で除去した後乾拭きを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専用ワックスを使用し薄く満遍なく塗り乾いたら2回繰り返す行う。（計3回塗り・月一回） | <ul style="list-style-type: none"> ・年末には専門業者に依頼し汚れ取り、ワックス掛けを行う。 | |
| 石 | <ul style="list-style-type: none"> ・油、ワックス等を使用する場合は他の材へ付着しないよう十分に注意する。 ・チリ際等作業する場合はセルロイドの下敷き等を使用し他への汚れ防止に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・御影石本磨部分は水気、汚れを取り除いた後乾拭きを行う。 ・須賀川石部分（吸水性のある石等注意が必要）に汚れが付着した場合は速やかに中性洗剤、温水等にてブラシ・スポンジ等を使用して落とし十分に水洗をおこなう。 | | | |
| 敷瓦 | <ul style="list-style-type: none"> ・傷が付きやすいので砂、小石等の進入を防ぐ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・石、砂、埃を除去し、椿油の染み込んだ布で拭きこむ。 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎月3日は椿油を塗布し、満遍なく拭き込みを行う 13日・23日は椿油の染み込んだ布にて乾拭きをおこなう ・作業予定日は午後より呈茶サービスは休みとする（祭日・来園者の多い時は次の日に繰り延べとする） | | |
| ステンレス製品 | <ul style="list-style-type: none"> ・汚れを取る為に市販の清掃薬液を使用する場合は、部分的に拭かずその周辺も手入れを行う。（部分的な清掃は色斑が残る） ・タイルや大理石、御影石等の清掃の際使用した薬液がステンレス面に飛散した場合は必ず水拭きをきれいに拭き取る。（放置すると錆の原因になる） ・金属製ブラシや砂入の粗い洗剤は傷の原因となる為使用しない。 ・シンナーは色調を乱す原因になるので使用しない。 ・アルカリ性、酸性洗剤は使用しない。（塩酸・硫酸・タイル用洗剤・苛性ソーダ等は変色を起こす心配がある） ・中性洗剤以外の市販の薬液は原則として使用しない。特に錆落としは絶対に使用しない。やむを得ず使用する場合は部分的に試験を行い、安全を確認して使用する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・表面に付いた埃や鉄分は柔らかい布で拭き取る。 ・指紋や油等は水溶性の中性洗剤を柔らかい布に含ませ軽く拭き取り、乾いた布で水気を拭き取る | | <ul style="list-style-type: none"> ・カラーステンレスの手入れは、一般のステンレスに比べると耐食性・対候性に優れており表面の汚れが目立たない、しかし鉄分や塩分等が付着すると錆の原因となる。又塵や油脂が付着するとカラーの美しさが損なわれる為定期的な手入れを行う。（年一回程度） | |

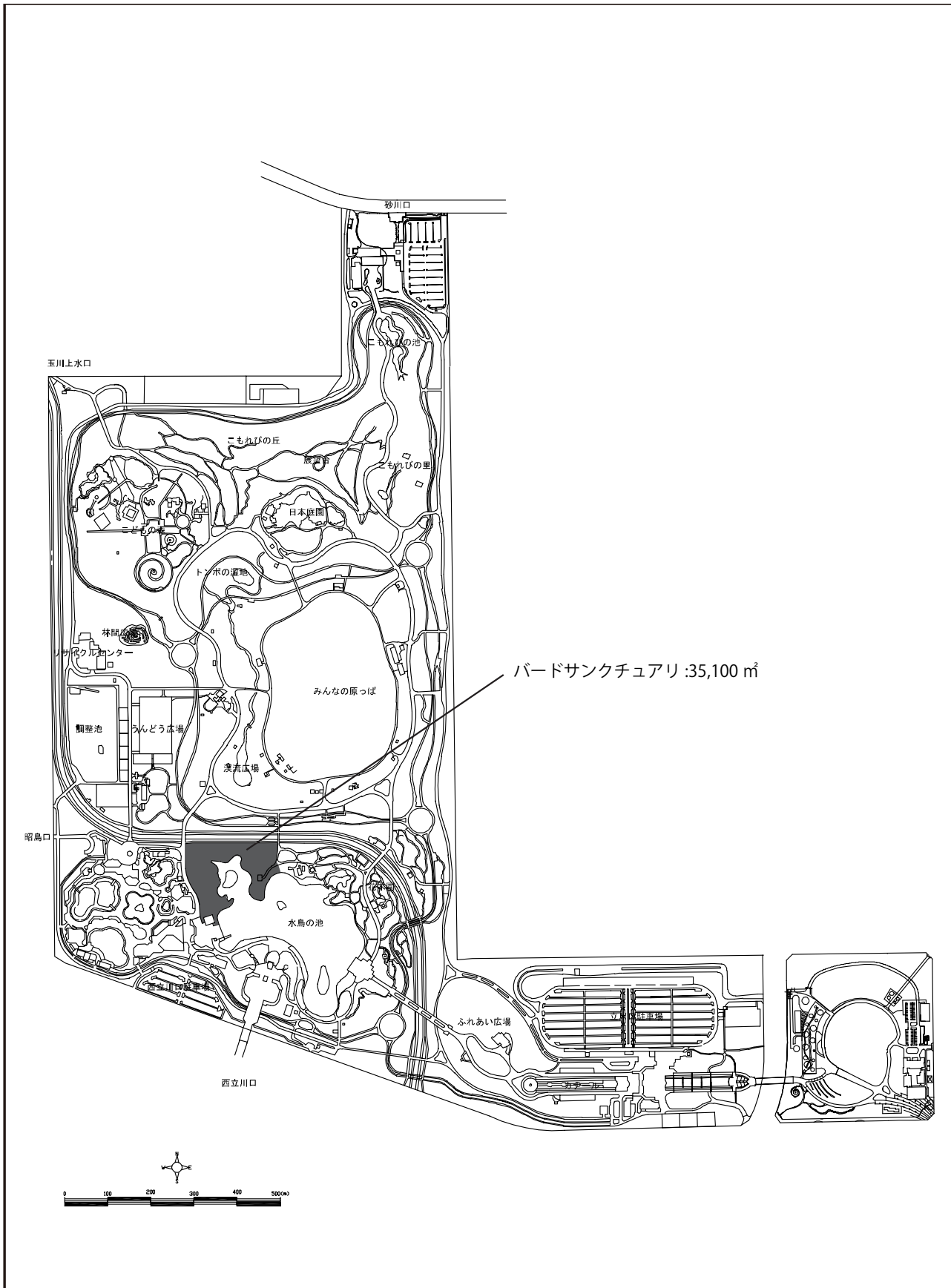
表 4 部位別の管理手法（その他建物）

| 部位 | 注意事項及び破損時の処理方法 | 毎日 | 月 | 年 | 長期 |
|-----|--|--|---|--|---|
| 便所棟 | <ul style="list-style-type: none"> 薬液の使用は、他の部材への影響を考慮して使う。 各所仕上材は、前項までの部位の記述を参照し、注意深く作業を行なう。 | <ul style="list-style-type: none"> 土間（御影石、洗い出し部）は、水洗いを行い、水気を切る。汚れがひどい部分は、中性洗剤にてその都度行なう。 便器、水栓金具類は水洗いを行い、水気をふき取る。 備え付けの用品の保守。（トイレペーパー、シートペーパー他） 排水トラップ部（土間）は、清掃及び封水切れの点検を行う。 トイレース等、鍵の締り具合の点検は毎日行なう。 | <ul style="list-style-type: none"> 中性洗剤を使用し、汚れ等を落とす。（10日毎に） 地下ピット内の点検（換気をよくして行なう） | <ul style="list-style-type: none"> 専門業者に依る清掃を行なう。（毎年度末） 地下ピット点検（排水管廻り） | |
| 門 | | | <ul style="list-style-type: none"> 塵、汚れ等を毎月末に水洗い又は拭き取る。 | | <ul style="list-style-type: none"> 塀屋根板部分の更新を2011年耐用年数は20年程度。 |
| 木橋 | <ul style="list-style-type: none"> 飾り金物の東南に注意する。 予備品のストックを手当する。 | <ul style="list-style-type: none"> 手摺部分は、毎日乾拭きを行なう。汚れのひどい部分は、水拭き又は水洗い等を行い、乾燥させる。 床版は、塵・砂埃等を掃き清める。 | <ul style="list-style-type: none"> 4ヶ月に1度水洗いを行なう。 | | <ul style="list-style-type: none"> 2010年より5年毎に水洗い・防腐・防虫木材保護塗装を行なう。 耐用年数は2030年頃。 |

表 5 部位別の管理手法（設備関連）

| 部位 | 注意事項及び破損時の処理方法 | 毎日 | 月 | 年 | 長期 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 給排水衛生設備 | <ul style="list-style-type: none"> 電気温水器は長期間使用しない場合は必ず水抜きをすること。又、水抜きをした場合は使用の際、必ずタンク内を満水にしてから通電し、空焚きをしない様に注意する。 水栓金具類は、水やお湯の止まり具合が悪くなったら中のパッキンを交換する。 機器類は専用の取扱説明書があるので参考にする 凍結等が予測される場合は水出し、又は、水抜き等の処置を行なう(特に外部水栓類) | <ul style="list-style-type: none"> 排水トラップに封水切れの確認(毎日コップ一杯の水を流す) 備付用品(消耗品)の保守 衛生器具の点検及び清掃 水栓金具類の点検及び清掃 | <ul style="list-style-type: none"> 電気温水器、タンク内の水を取り替える(毎月30日に行なう) | <ul style="list-style-type: none"> 配水管は毎年6月に掃除口から清掃(使用を重ねると内壁に汚れが付着し、水の流れが悪くなり詰まる原因となります) | <ul style="list-style-type: none"> 電気温水器、5年毎にサーモスタット、ヒーター、減圧弁等が償却期限となりますので、交換をすること(使用頻度により差があるが2013年度には交換を) |
| 空調設備 | <ul style="list-style-type: none"> 冬期の運転は、屋外機に積雪がないか確認し、ある場合は必ず除去してから運転を行なう(屋外機を傷める原因となる為) 築3年間は暖冷房温度は室外差を5℃以下として使用、又、冬期間は加湿を行なう(40%～50%位に) | | <ul style="list-style-type: none"> 便所の換気口、防虫網の清掃を行なう(毎月30日) 吸気ガラリ、防虫網、ドレインの清掃を行なう(毎月30日に) | <ul style="list-style-type: none"> 空調機の定期点検は3月・9月に行なう(消耗品、ガス圧等) フィルターの洗浄は3・6・9・12月の4回行なう(上記以外でも利用状況により、その都度行なう) 換気扇、吸気口金網清掃は3・9月行なう | <ul style="list-style-type: none"> 空調機本体は2020年を目安に更新 フィルターは3年を目安に更新 足元暖房機ファンモーター・ヒーターの交換は10年を目安に(2013年度を目安に) |
| 電気設備 | <ul style="list-style-type: none"> 照明器具は汚れが付着していると光出力が減少します、又、球のちらつきや黒ずみが発生したら交換時です コンセントプレート及びスイッチプレートに汚れが付着した場合は、その都度から拭清掃を行なう、又、故障が生じた場合は、直ちに修理、交換を行なう | | <ul style="list-style-type: none"> 照明器具(ランプ)乾拭き清掃 汚れやすい所…1週間毎 普通の所…2週間毎 汚れにくい所…3週間毎 | <ul style="list-style-type: none"> 照明器具(ランプ)水拭き清掃 汚れやすい所…1ヶ月毎 普通の所…2ヶ月毎 汚れにくい所…3ヶ月毎 (水気は良く拭き取ること、又、導電部に水を付けない) 分伝盤は毎年12月に点検を行なう ①外観の汚損、損傷の有無 ②盤内、外取付器具の異常 ③接続端子部の加熱有無 ④信号灯・表示灯の点灯状態 ⑤支回路絶縁抵抗測定 | <ul style="list-style-type: none"> 照明器具和紙張替えは5年毎に行なう。(2013年より) 破れ、はがれ等はその都度行なう。 |
| 消火器設備 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 消火器定期点検は3.9月(法定で定められています) | |
| 自火報設備 | <ul style="list-style-type: none"> 警報スイッチの位置の確認 非常用ランプ類の点灯の有無 電源(予備も含む)が入切の確認 ベルや感知器の変形、損傷の確認 加熱や埃に依る感知器の誤報に注意、又、原因を確認する | | | <ul style="list-style-type: none"> 自火報定期点検は12月(法定で定められています) | |

バードサンクチュアリ位置図



貴重種一覧（抄）

※貴重種一覧本体は閲覧資料である。

芝生管理

芝生管理区分図

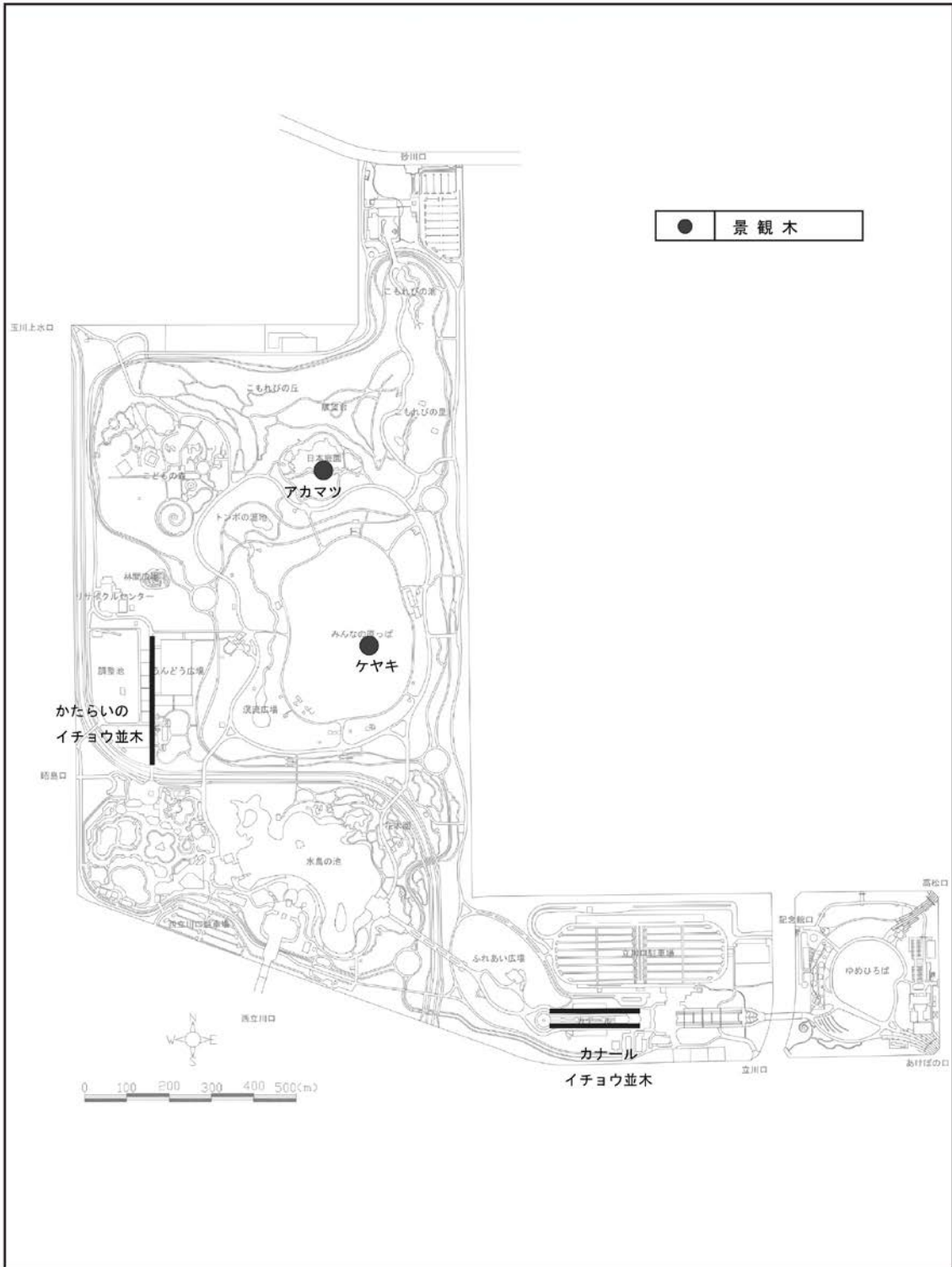




中低木、高木管理

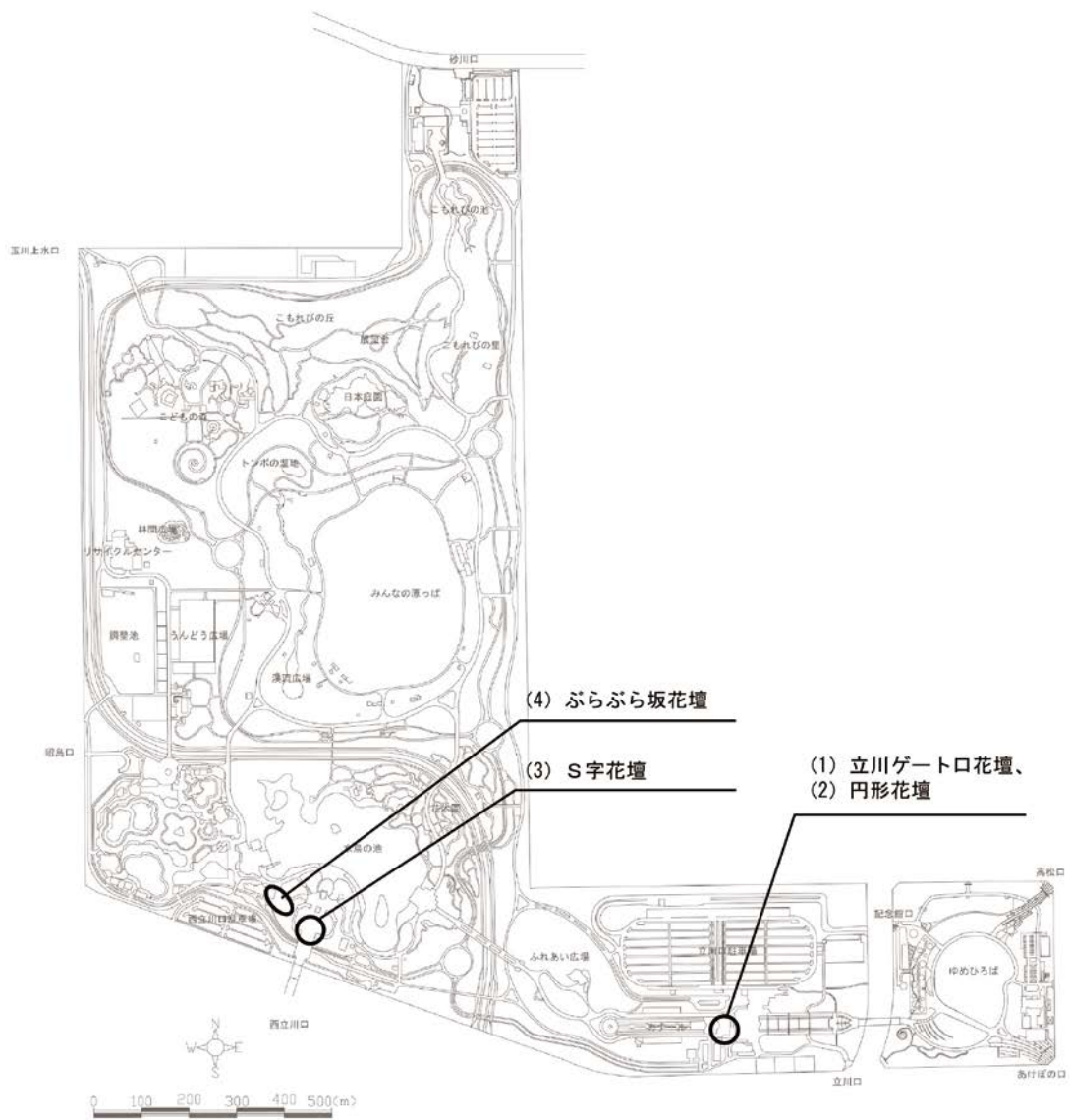


景観木位置図

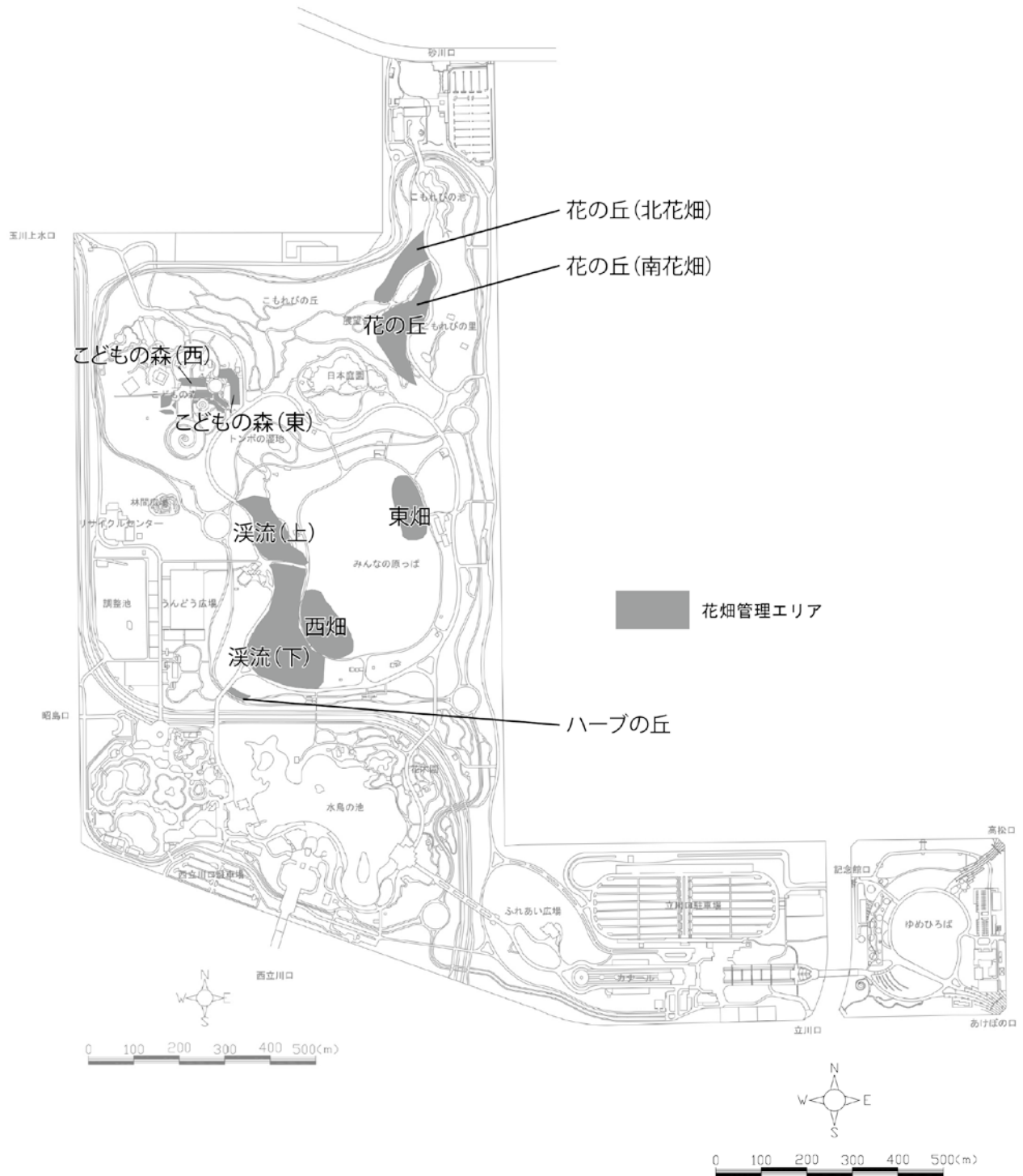


草花管理

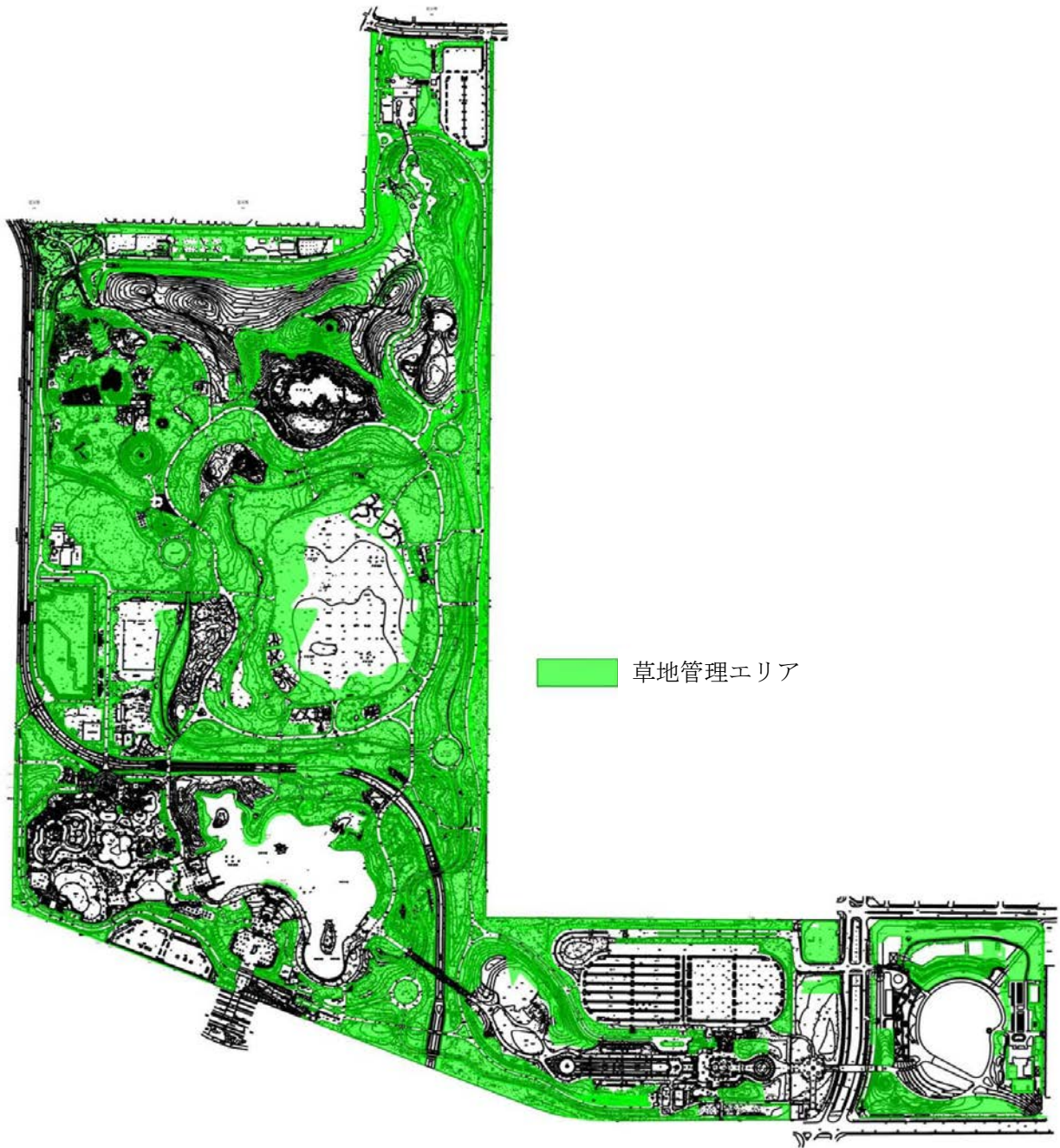
花壇管理区分図



花畑管理区分図



草地管理区分図



草地除草エリア区分図



日本庭園管理マニュアル（抄）

※マニュアル本体は閲覧資料である

目 次

はじめに

I. 日本庭園の概要

| | |
|--------------|---|
| 1. 日本庭園の基本理念 | 1 |
| 2. 日本庭園の計画方針 | 1 |
| 3. 日本庭園の設計方針 | 3 |

II. 植栽関係の維持管理

| | |
|----------------------------------|------------|
| 1. 植栽設計の概要 | 6 |
| 2. あるべき植栽景観とその維持管理法について | 8 |
| ◎ 外周・入口廻り | 10 (19～32) |
| ◎ 滝・流れ廻り | 11 (33～41) |
| ◎ 園路・池沿い | 12 (42～56) |
| ◎ 休憩棟・四阿・便所廻り | 14 (57～61) |
| ◎ 集会棟廻り | 15 (63～73) |
| 3. 特殊樹木のあるべき植栽景観と その維持管理法について | 74 |

III. 庭園施設関係の維持管理

| | |
|-----------|----|
| 1. 園路広場施設 | 84 |
| 2. 修景施設 | 88 |

IV. 建築物関係の維持管理

| | |
|------------------|-----------|
| 1. 建築物の概要 | 96 |
| 2. 建築物の維持管理法について | 105 |
| ◎ 集会棟 | (115～137) |
| ◎ 休憩棟 | (138～139) |
| ◎ 四阿・便所・門など | (140～153) |
| ◎ 年間管理スケジュール | 154 |

V. 維持管理の体制

| | |
|------------------|-----|
| 1. 維持管理体制の概要 | 155 |
| 2. 維持管理体制の内容について | 155 |
| 3. 今後の検討事項など | 156 |

※ 添付参考資料

- ◎ () 内は、写真併用による解説ページを示す

盆栽苑管理マニュアル

※マニュアル本体は閲覧資料である

平成14年度

国営昭和記念公園盆栽展示苑（仮称）

盆栽管理マニュアル

平成15年 3月

国土交通省 関東地方整備局

国営昭和記念公園工事事務所

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| I. 盆栽展示苑（仮称）の概要 | 2 |
| 1. 盆栽展示苑（仮称）の位置 | 2 |
| 2. 盆栽展示苑（仮称）の施設概要 | 3 |
| II. 展示計画の基本的考え方 | 5 |
| 1. 展示コンセプト | 5 |
| 2. 展示ゾーニングと動線 | 6 |
| 3. 管理運営展開イメージ | 8 |
| III. 盆栽の基本的知識 | 9 |
| 1. 盆栽とは | 9 |
| 2. 盆栽の歴史 | 10 |
| 3. 盆栽の楽しみ方 | 12 |
| 4. 盆栽の種類 | 13 |
| 5. 盆栽の大きさ・形 | 16 |
| 6. 盆栽の鉢 | 18 |
| IV. 盆栽の維持管理 | 19 |
| 1. 盆栽管理の年間スケジュール | 19 |
| 2. 盆栽管理作業の概要 | 20 |

蓮管理マニュアル（抄）

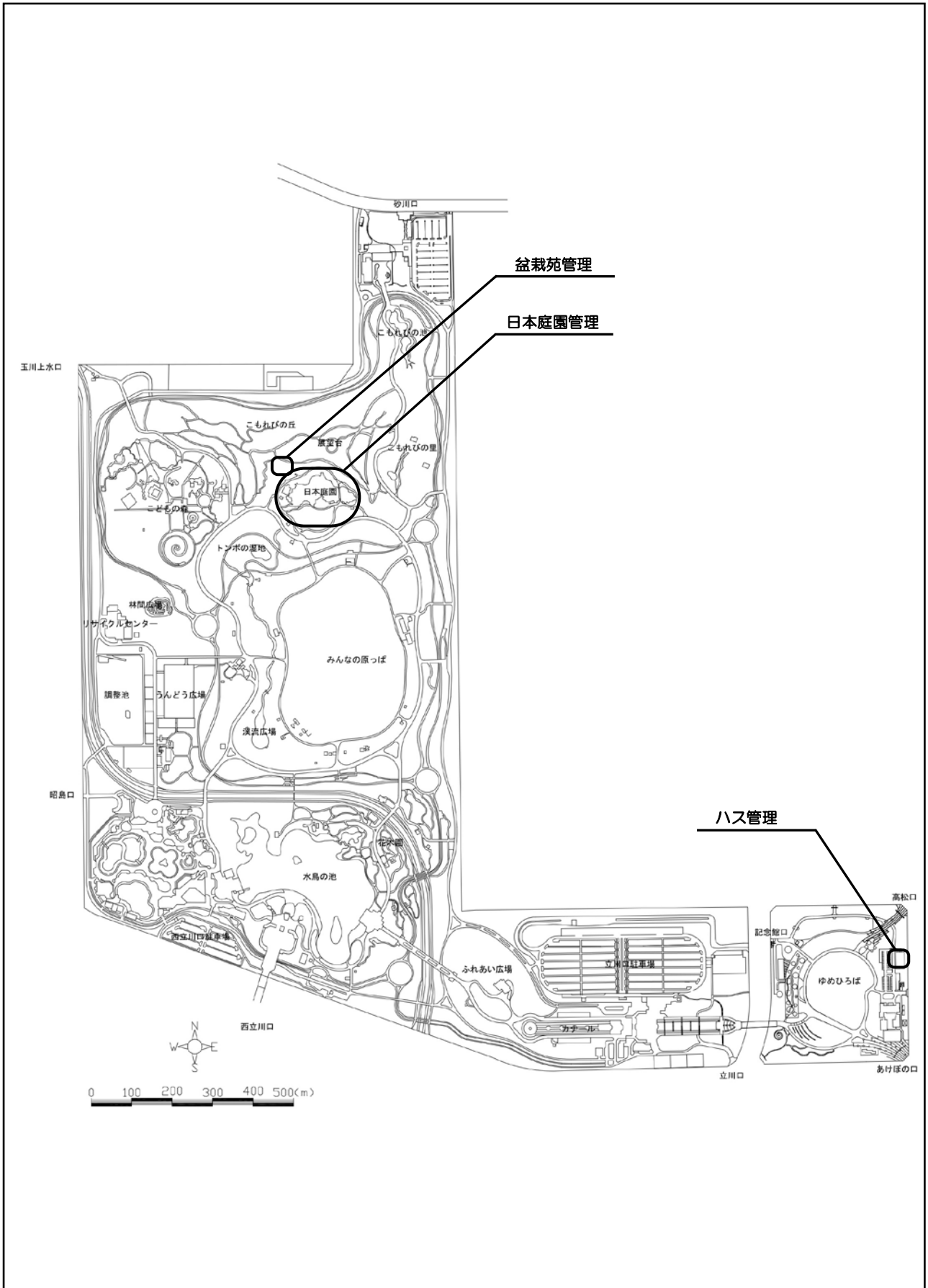
※マニュアル本体は閲覧資料である

花ハス管理マニュアル（案）

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. はじめに | 2 |
| 1.1 位置づけ | 2 |
| 1.2 管理対象の概要と管理の現状 | 2 |
| 1.2.1 保有する花ハスの品種数等について | 2 |
| 1.2.2 維持管理作業の実施概況 | 2 |
| 1.2.3 管理場所（圃場）の位置 | 2 |
| 2. 花ハスの維持管理作業について（案） | 3 |
| 2.1 花ハスにかかる基本事項の整理 | 3 |
| 2.1.1 花ハスのライフサイクル（関東地方） | 3 |
| 2.1.2 開花について | 4 |
| 2.2 管理マニュアル：具体的な管理内容や留意すべき事項等 | 5 |
| 2.2.1 品種管理のポイント | 5 |
| 2.2.2 植替え・株分け | 5 |
| 2.2.3 水補給 | 6 |
| 2.2.4 用土 | 6 |
| 2.2.5 肥料 | 7 |
| 2.2.6 その他管理保全上の一般的な留意事項 | 7 |
| 2.2.7 病気とその防除 | 8 |
| 2.2.8 害虫とその防除 | 9 |
| 3. ハス管理の記録等様式や報告等について | 10 |
| 3.1 チェックシートについて | 10 |

特殊管理



樹木の点検・診断マニュアル

■都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)

(平成29年9月、国土交通省)

http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/tenken.html

※都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)については上記URLを参照

■国営昭和記念公園樹木点検・診断マニュアル(案)

(平成29年2月、国営昭和記念公園事務所)

国営昭和記念公園樹木点検・診断マニュアル（案）

平成 29 年 2 月

国土交通省関東地方整備局
国営昭和記念公園事務所

目 次

| | |
|-------------------|----|
| (1) 目的と適用範囲 | 1 |
| (2) 点検・診断の概要とフロー | 2 |
| (3) 点検対象範囲 | 4 |
| (4) 重点点検樹木 | 6 |
| (5) 点検時期と点検項目 | 6 |
| (6) 点検結果の評価と記録 | 10 |
| (7) 点検結果に応じた措置・対策 | 19 |
| 用語の解説 | 20 |
| 参考資料 | 21 |

(1) 目的と適用範囲

①マニュアル(案)の背景

- ・都市公園は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となるほか、うらおいのある生活環境の形成、都市や地域の防災性の向上、野生生物の生息・生育環境の確保、豊かな地域づくりに資する交流の場の提供等の多様な機能や効用を有する都市の「みどり」の根幹的な施設である。
- ・都市公園は、特に高度経済成長期や都市公園等整備五箇年計画期間に積極的に整備されてきた。このため、これらの時期に植栽され、現在では老齢化・大径木化が進行した樹木が増加しており、倒伏や落枝による重大な事故等の発生するリスクが高まることが懸念されている。
- ・このため、樹木の持つ機能や効用のみならずその安全性を、両立しつつ継続的に確保していく必要がある。よって、都市公園のさらなる安全性の向上を図るため、安全対策の一環として樹木の点検・診断を適切かつ確実に行うことが求められている。
- ・国営昭和記念公園（以下、「本公園」という。）は、計画面積約 180ha を有し、昭和 58 年の第一期開園以来、順次整備が進められている。
- ・本公園は、2 万本を超える多数の樹木が植栽され、その中には整備前の旧米軍基地時代より生育してきた樹木を、存置または移植により活用したものもある。このため、老齢化、大径化した樹木が多数存在している。
- ・本公園の樹木の植栽基盤は、洪積層（立川ローム層）にあたり、安定した地盤を形成し、土壌は植物の生育に適した黒ボク土である。しかし、造成地の盛土部分は基礎部分が締め固められているため、特に大径の移植木は、立根の伸長が不十分であるおそれがある。
- ・本公園の周囲は道路や公的施設と隣接しており、歩行者の通行等も多く見られることが特徴である。

②マニュアル(案)の目的

- ・本公園における樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保することを目的とする。
- ・樹木は適切な維持管理によってその健全度が維持されるものであり、同時に事故の原因となる変状及び異常の発生を未然に防止することにもつながるものである。
- ・点検・診断が後手に回り、事後の措置に追われることのないよう適切かつ計画的に実施する。
- ・都市公園の価値は、都市公園が有する多様な機能や効用を発揮することで一層高まるものであることから、樹木に対して過度に安全性を重視した措置を行い、公園利用者が自由に利用できる空間の減少、公園の景観の悪化、樹木の機能や効用が制限されるなど、本公園の機能や効用が損なわれないよう留意する必要がある。

③マニュアル(案)の対象と適用範囲

- ・対象施設は、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設のうちの「樹木」とする。
- ・本指針における「樹木」は、幹が通常単幹で太くなり枝条とは明確に区別され、樹高が高くなる「高木」、及び幹が通常発達していない株立状のものが多く、十分に生育しても高く成長しない「中木、低木」の総称とする。
- ・公園施設の安全対策は、計画・設計、施工、維持管理の各段階で行う必要があるが、本マニュアル(案)は維持管理段階における点検・診断を対象とする。
- ・本マニュアル(案)は、民間競争入札実施要領等を解説するものとして、公園管理者(本マニュアル(案)では国営昭和記念公園事務所職員を指す。)と運営維持管理業務事業者が共有するものとする。
- ・安全管理の対象者は、対象都市公園利用者及び周辺の第三者とする。

(2) 点検・診断の概要とフロー

①点検・診断の作業の位置付けと目的

- ・点検・診断は、日常点検、定期点検、詳細点検、診断、異常時点検があり、種類に応じて適切かつ確実に行う。
- ・各種の点検・診断の位置付けと目的は、表1のとおりである。

表1 点検・診断の位置付けと目的

| 名称 | 目的 |
|-------|---|
| 日常点検 | 企画運営管理における園内巡視を主体とし、目視で明らかに確認できる変状及び異常を発見。車両により日常点検を実施する場合は、運転の安全を確保するよう留意。 |
| 定期点検 | 高木 ^{*)} 及び中低木を対象として行い、高木は点検対象樹木を1本ずつ、中低木は樹群として、目視等によって確認できる変状及び異常を発見し、措置方針を決定するとともに、判定が困難なため詳細点検を実施すべき樹木を選定。 |
| 詳細点検 | 定期点検で実施すべきと判定された高木を対象として行い、詳細な遥動、目視、打診、貫入により確認できる変状及び異常の発見、及び健全度の判定並びに措置方針を決定。実施すべき本数が多い場合は、本公園の安全上より重要な樹木や由緒ある樹木を優先。 |
| 診断 | 詳細点検において変状及び異常を発見した樹木を対象として、措置方針を定めるためにさらに詳細な腐朽の状態を把握するため、機器等を用いて必要に応じ行う詳細な点検。 |
| 異常時点検 | 災害の発生が想定される場合や、災害が発生した後に臨時に行う、目視による点検。 |

^{*)} 高木は、高さ3m以上の樹木を標準とする。

- ・公園利用者、公園に関わる民間団体、パークトレイン等施設運営維持管理担当者が変状及び異常を発見した場合には、管理センターに連絡する等の協力を得られる仕組みを構築する。

②作業相互関係フロー図

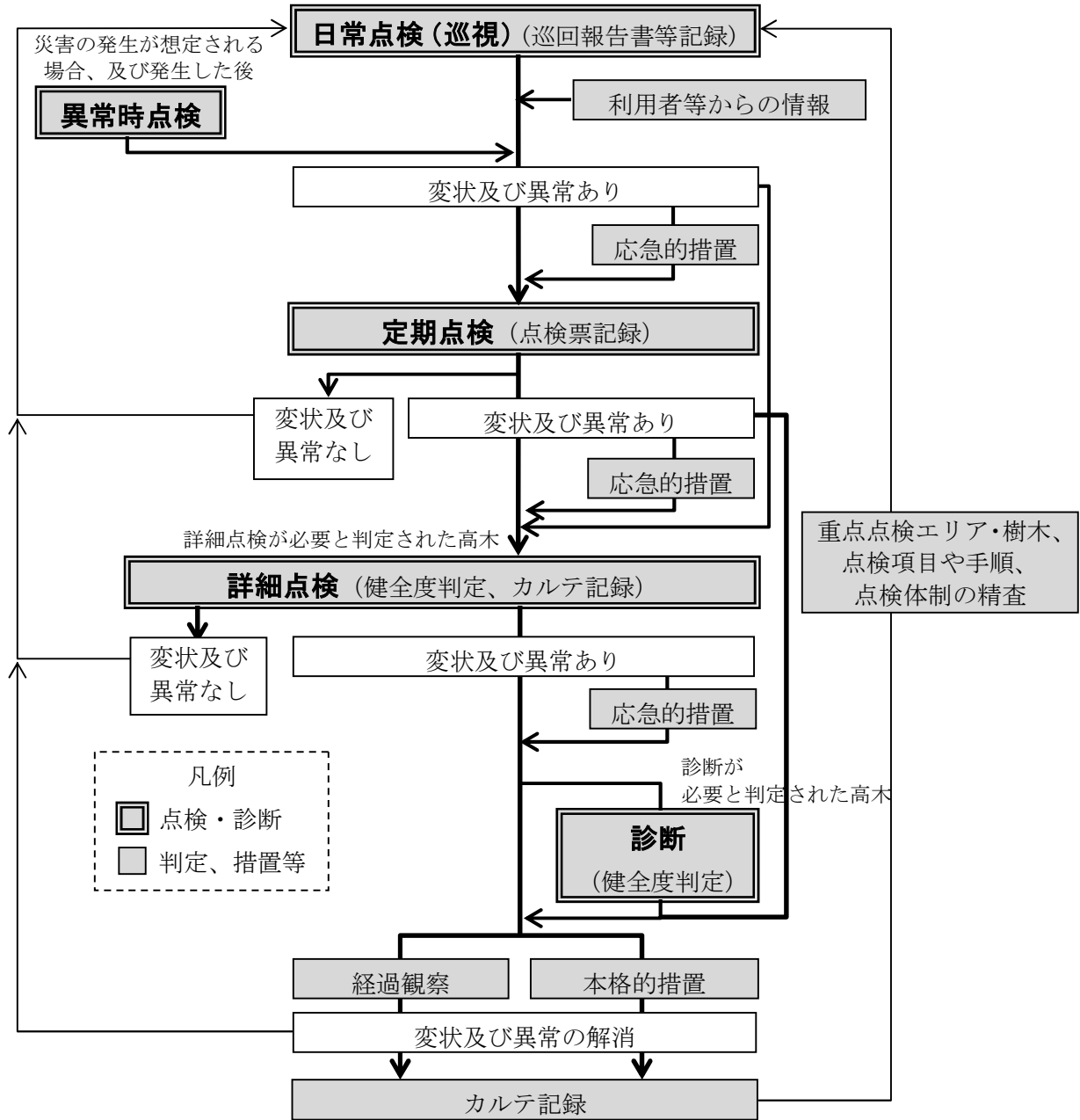


図 国営昭和記念公園樹木の点検・診断フロー

③点検・診断を実施する者

- ・各種類の点検・診断を実施する者と、実施にあたっての要件は、表2のとおりである。

表2 点検・診断を実施する者

| | 実施する者 | 実施にあたっての要件 |
|-------|-----------------|---|
| 日常点検 | 運営維持管理 業務事業者 | 民間競争入札実施要項等及び本マニュアル(案)に基づいて行う。ただし、点検の目的やポイント等をしっかり理解するため、植物管理業務の業務責任者等、専門技術を有する者からの指導を受けるものとする。 |
| 定期点検 | 運営維持管理 業務事業者 | 民間競争入札実施要項等及び本マニュアル(案)に基づいて行う。ただし、公園管理者が認める講習等を受講し、民間競争入札実施要項に定める業務経験及び資格を有する業務責任者の指導監督を受けるものとする。 |
| 詳細点検 | 運営維持管理 業務事業者 | 民間競争入札実施要項等及び本マニュアル(案)に基づいて行う。ただし、必要に応じ樹木に関する専門技術者の協力を得て行うものとする。 |
| 診断 | 専門技術者 | 本マニュアル(案)に基づいて行う。ただし、樹木や使用する機器に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者の協力を得て行うものとする。 |
| 異常時点検 | 運営維持管理 業務事業者 | 民間競争入札実施要項等及び本マニュアル(案)に基づいて行うものとする。 |

④公園管理者と運営維持管理業務事業者との役割分担

- ・運営維持管理業務事業者は、公園管理者に点検の結果を定期的に報告する。また、伐採の可否等の総合判定は、樹木点検・診断カルテ作成後速やかに公園管理者に協議する。
- ・点検後の措置における公園管理者と運営維持管理業務事業者との役割分担は、本マニュアル(案)に定めのない場合、民間競争入札実施要項に定める事業者と関東地方整備局の責任分担に従う。

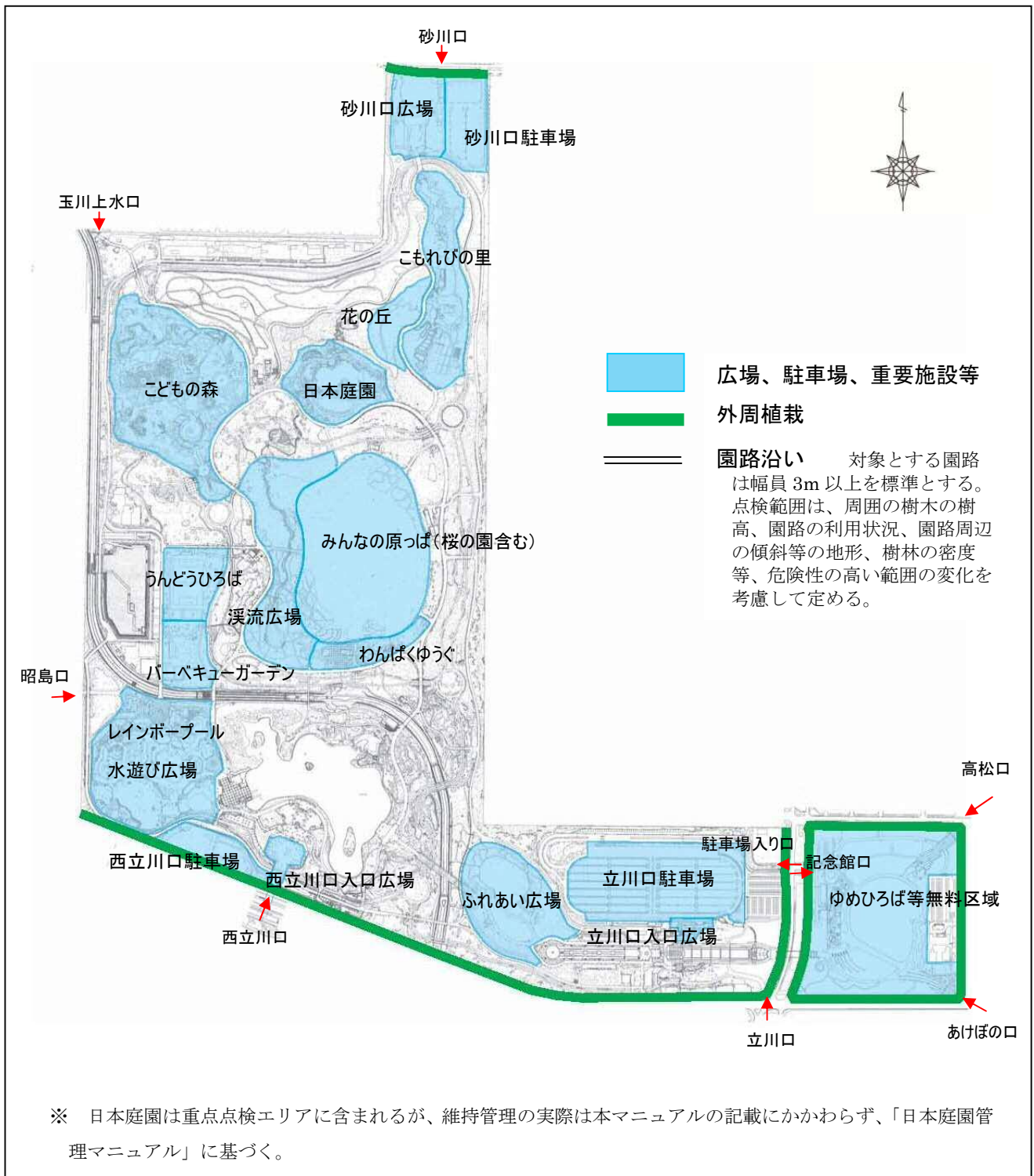
(3) 点検対象範囲

①重点点検エリア

- ・樹木は修景施設であり、基本的には直接利用することを想定する公園施設ではない。しかし、公園利用者の樹木とのふれ合いや樹冠の下の通行等において、樹木の変状及び異常に起因する事故に遭遇する可能性があることが、過去の事故事例等からも明らかである。
- ・このため、園路・広場・施設外構、日本庭園・こどもの森等の利用の多い公園施設、道路沿いの外周に係る一定範囲を重点点検エリアとして定める。

- ・次章に定める重点点検樹木は、定期点検実施時に、必ず目視によって点検する。
- ・重点点検エリアとして定めない区域における定期点検は、頻度を下げて実施する。
ただし、樹林内及び園外に影響を及ぼすおそれのない外周植栽内の樹木は、定期点検実施の対象外とする。

②重点点検エリア図



(4) 重点点検樹木

①重点点検樹木の指定

- ・経過観察と判定された樹木、危険木となる兆候がみられる樹木については、重点点検樹木として指定し、定期点検においては重点的に点検する。

②重点的に点検を行う樹種の指定

- ・本公園では、落枝が多数発生している現状にかんがみ、枝折れの著しいサクラ、ケヤキ、トチノキ、プラタナスを重点点検樹木とし、定期点検においては重点的に点検する。ただし、樹林内や、外周植栽の中でも園外に影響を及ぼすおそれのない樹木はこの限りでない。

(5) 点検時期と点検項目

①種類ごとの点検時期と点検項目

- ・点検・診断を行う頻度・時期・方法・内容・体制・記録様式は、日常点検、定期点検、詳細点検の別に、表3に示す。また、点検によって発見する変状及び異常の例を表4，5に示す。
- ・日常点検は、公園の巡視と合わせて実施する。また、日常点検で変状及び異常が発見された樹木については、速やかに応急的措置または変状及び異常の程度に応じ定期点検もしくは詳細点検に相当する点検を実施する。
- ・定期点検は、表3に示す時期に定期的に行う。
- ・詳細点検は、定期点検によって変状及び異常が発見された樹木について、必要に応じ、予測される危険度に応じて、適切な時期に行う。

表3 種類ごとの点検時期と点検項目

| | 巡視 | 植物管理 | | |
|--|---|--|-----------|---|
| | 日常点検 | 定期点検 | | 詳細点検 |
| | | 重点点検エリア 重点点検樹木* | その他 | 定期点検により 必要と判定された樹木 |
| 頻度・時期 | 毎日2回以上 巡視計画に基づき定められた時間帯 | 年3回 春1回(大型連休前)、 夏1回(最初の台風前)、 冬1回 | 年1回 程度 | 定期点検の結果に応じ、適切な時期 |
| 方法・内容 (各項目に付した番号は、点検対象、方法、発見できる変状及び異常、評価基準を記した参考資料1の項目) | (巡視ルートにおける目視) 【高木】 ・倒伏、落枝による利用障害(1-1,2) ・枯れ枝、ぶら下がりの枝(かかり枝)で落枝危険性の高いもの(1-3,4) ・その他明らかに確認できる変状及び異常 【高木、中低木】 ・視距の阻害(1-5) ・突出枝(1-6) ・樹体の不自然な傾斜など、定期点検等の種類の点検項目でも明らかに確認できる変状及び異常 | ・日常点検(巡視)の点検項目(各回で実施) 【高木の健全度判定に係る項目】 (重点点検エリア、樹木において年1回のみ実施) (目視による点検) ・樹勢(2-1) ・樹形(2-2) ・樹幹の不自然な傾斜(2-3) ・樹幹の亀裂(2-4) ・樹幹・大枝・地際のキノコ(2-5) ・樹幹・大枝・地際の腐朽部露出(2-6) (遥動による点検) ・樹幹の揺らぎ(2-7) (鋼棒貫入による点検) ・根系の変状及び異常(2-8) 【その他の危険性に係る項目】 (重点点検エリア、樹木において年1回のみ実施) ・外周道路の建築限界侵害(2-9) ・支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み(2-10) ・支柱の樹幹への食込み(2-11) ・舗装部の根上がり(2-12) ・踏圧防止板の損傷・不陸・根元への食込み(2-13) ・利用者に被害を及ぼすおそれのある実生の樹木(2-14) ・その他特記すべき変状及び異常 | | ※ 定期点検に追加する項目(中低木に係る「視距の障害」、「突出枝」は除く。) 【高木の健全度判定に係る項目】 (目視による点検) ・樹幹の開口空洞(3-1) ・樹幹の隆起(3-2) ・樹皮枯死・欠損(3-3) ・結合部の変状及び異常(3-4) ・穿孔害虫(3-5) ・根張り(ルートカラー)(3-6) (打診による点検) ・打診音異常(3-7) |
| 体制 | 巡視計画に基づく体制(1~2人) | 管理センターによる直営または委託による班体制 | | |
| 記録様式 | ・巡回報告書 ・植物管理意見・要望等記入用紙(緊急を要するもの、または判断が困難なもの等について作成)(表10) | 樹木点検票(表11) | | 必要に応じ専門技術者と協力 樹木点検・診断カルテ(表12) |

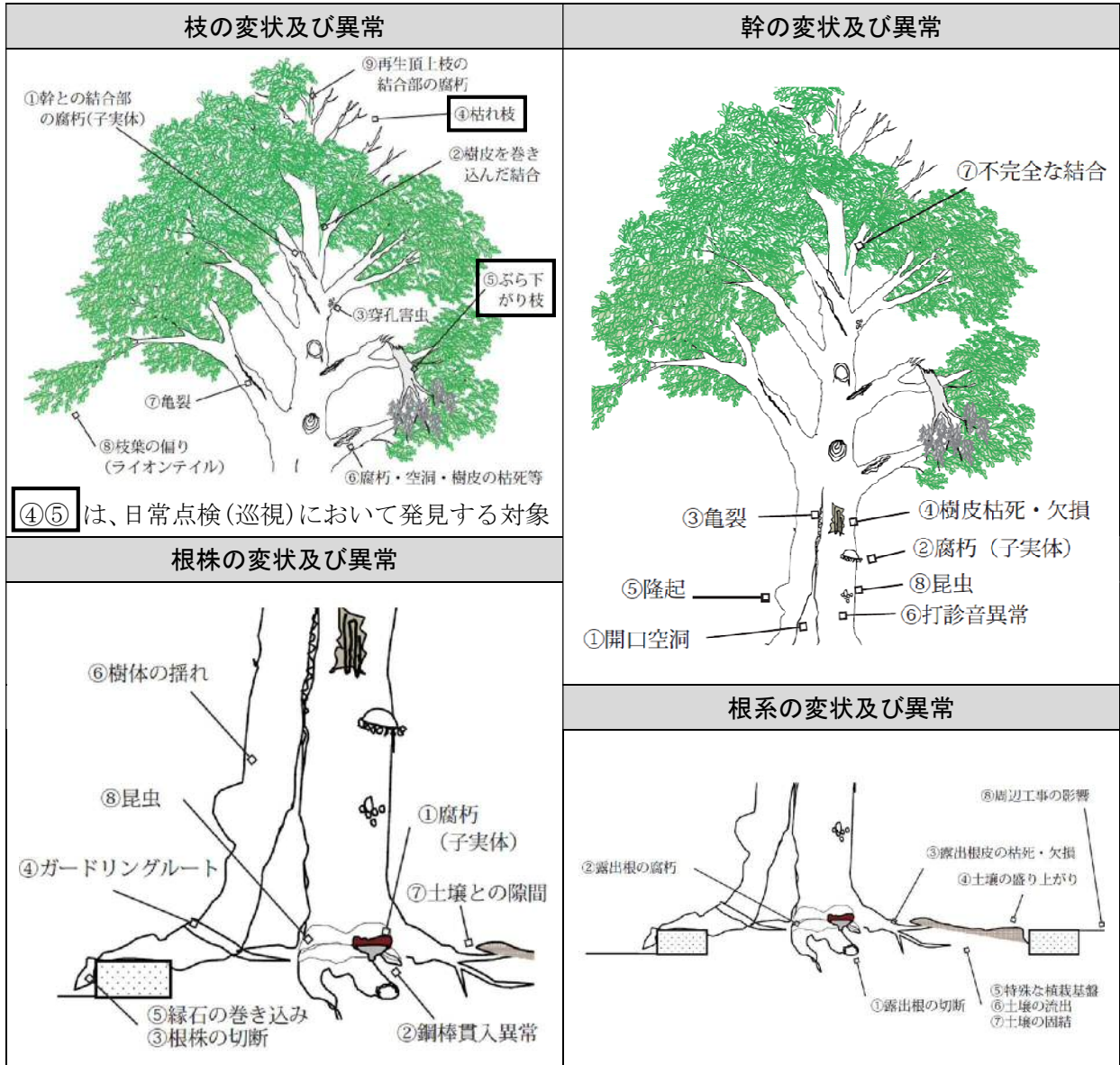
※ 「重点点検エリア」の樹木は、初年度は全木点検対象とするが、2年度めからは「重点点検樹木」のみを対象とし、それ以外は「その他」とする。また、日本庭園は、上表にかかわらず、「日本庭園管理マニュアル」に基づく。

表4 点検によって発見する変状及び異常の例

| 落枝 | 枯れ枝 | ぶら下がり枝 |
|---|---|---|
|  |  |  |
| 樹幹の不自然な傾斜 ¹⁾ | 亀裂 ²⁾ | キノコ (ベッコウタケ) ¹⁾ |
|  |  |  |
| 腐朽部露出 ²⁾ | 開口空洞 ³⁾ | 隆起 ⁴⁾ |
|  |  |  |
| 樹皮枯死・欠損 ³⁾ | 結合部変状及び異常 ³⁾ | 穿孔害虫 ³⁾ |
|  |  |  |

出典 1) 「最新・樹木医の手引き 改訂4版」平成26年6月 (一財)日本緑化センター
 2) 「街路樹の倒伏対策の手引き」平成24年1月 国土交通省国土技術政策総合研究所
 3) 国土交通省国土技術政策総合研究所提供
 4) 「緑化樹木腐朽被害ハンドブック」平成19年8月 (財)日本緑化センター

表5 樹木の変状及び異常の概念図



出典：「街路樹の倒伏対策の手引き」平成24年1月 国土交通省国土技術政策総合研究所

②異常時点検における留意点

- ・異常時点検における樹木の点検は、重点点検エリア及び重点点検樹木を優先して日常点検の手法により行い、変状及び異常が発見された場合は速やかに対応する。
- ・異常時点検では、表6に示す事項について、重点的に点検するものとする。

表6 異常時点検において重視する事項

| 点検時期 | 重視する事項 |
|---------|---|
| 台風等の前 | ①外周境界部分の変状及び異常の確認 ②重要構造物の周辺の点検 ③日常点検で枯れ枝・ぶら下がり枝が未処理であった場所の点検 |
| 強風や積雪の後 | ①樹木の安全性に係る範囲での、開園可否の確認 ②利用に支障がある落枝等の確認 ③落枝に至っていないか、ぶら下がり枝や亀裂、傾斜等が生じていないかの点検 |

③診断を行う場合と方法

- ・重点点検エリアの樹木や重点点検樹木について、詳細点検の結果、より正確に健全度を判定する必要があるものは、立入禁止等の応急措置を施した上で、速やかかつ適切な時期に、機器等を用いた診断を行う。
- ・診断において、γ線透過量、弾性波速度、貫入抵抗値の測定に使用する機器は、測定樹木の診断内容や測定条件に適したものを選定する（参考資料2参照）。

(6) 点検結果の評価と記録

①健全度の判定

- ・健全度の判定は、個々の項目に基づく点検の結果を総合し、当該樹木に係る危険の度合いや、必要とされる措置を想定し、表7に示す活力度の評価基準、及び表8に示す外観の評価基準、並びに表9に示す総合判定基準に基づく。
- ・ただし、落枝のおそれのある枯れ枝、ぶら下がり枝については、総合判定を待たずに、速やかに除去する。
- ・公園管理者は、総合判定にあたって、必要に応じ専門技術者の助言を得るものとする。

表7 活力度の評価基準（詳細点検）





| 評価 | 1 | 2 | 3 | 4 |
|----|---|---|--|---|
| 樹勢 | 良い  樹木の例 | 少し悪い  樹木の例 | 悪い  樹木の例 | 枯死  樹木の例 |
| 樹形 | 望ましい樹形を保っている | 樹形に乱れがある | 樹形が著しく乱れ、回復の見込みが低い | 望ましい樹形が完全に崩壊している |

表8 健全度判定に係る外観の評価基準（詳細点検）

| 評価 点検項目 | A | B | C | D |
|-------------|----------|------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| | 変状及び異常なし | 変状及び異常が認められるが、危険性はない | 危険性を有しているが、すぐには倒伏（枝折れ）しない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏（枝折れ）するおそれがある |
| 不自然な傾斜 | なし | 傾斜が見られるが、根付きに変状及び異常がない | 該当なし | 傾斜が見られ、地際周辺に変状及び異常がある |
| 亀裂 | なし | 該当なし | あり（小） | あり（大） |
| 子実体（キノコ） | なし | 該当なし | あり（小） | あり（大） |
| 腐朽部露出 | なし | 該当なし | 周囲長比率 1/3 未満 | 周囲長比率 1/3 以上 |
| 揺らぎ | なし | 該当なし | あり（小） | あり（大） |
| 貫入異常 | なし | 該当なし | あり（小） | あり（大） |
| 開口空洞 | なし | 芯に達しない | 芯に達し、周囲長比率 1/3 未満 | 芯に達し、周囲長比率 1/3 以上 |
| 隆起 | なし | 該当なし | あり（小） | あり（大） |
| 樹皮枯死・欠損 | なし | 周囲長比率 1/3 未満 | 周囲長比率 1/3 以上 | 該当なし |
| 結合部の変状及び異常 | なし | 該当なし | あり（小） | あり（大） |
| 穿孔害虫 | なし | あり（小） | あり（大） | 該当なし |
| 根張り（ルートカラー） | 見える | 該当なし | 見えない | 該当なし |
| 打診音異常 | なし | 該当なし | あり（小） | あり（大） |

※（小）（大）の判断基準は、【参考資料】点検項目の解説参照。

表9 総合判定基準

| 判定 | 基準 | 措置等の目安 |
|------------|--|--|
| A 健全 | 活力度の全ての項目が「1」 かつ 外観評価の全ての項目が「A」 | 措置等を要しない |
| B 健全に近い | 活力度のいずれかの項目に「2」がある または 外観評価のいずれかの項目に「B」がある (ただし、いずれの場合でも活力度に「3、4」、外観評価に「C、D」が無い) | 簡易な措置等を行い、必要に応じ経過を観察する |
| C 要注意 | 活力度のいずれかの項目に「3」がある または 外観評価のいずれかの項目に「C」がある (ただし、いずれの場合でも活力度に「4」、外観評価に「D」が無い) または 外観評価のいずれかの項目に「D」があった場合で、診断を行い、(腐朽面積/幹断面積)が50%未満 ^{注1)} | 本格的措置を行い、経過を観察するが、周辺の条件に支障があれば伐採する |
| D 危険木 | 活力度のいずれかの項目に「4」がある または 外観評価のいずれかの項目に「D」がある ただし、診断を行った場合は(腐朽面積/幹断面積)が50%以上 ^{注1)} | 伐採する ただし、樹体の状況により専門技術者が再生可能と判断した場合には、本格的措置を行い、経過を観察する また、歴史的価値の高いもの、名木等については、伐採以外の対応も含め慎重に検討する |

注1) 腐朽面積比は、γ線透過量測定機で算定できるが、それ以外の機器を使用する場合は、これに相当する適切な判定値に代替する。

②カルテ等様式

- ・点検結果は、対象樹木ごとにカルテ等を作成し、点検項目ごとの結果を記載するほか、写真、健全度の判定結果、措置の必要の有無と実施内容、次回点検の有無と時期等を記入するものとし、整理保存できるものとする。
- ・日常点検は、園内巡視の巡回報告書に必要事項を記入するほか、特に緊急を要するもの、または、判断が困難なもので植物管理を担当する者に連絡すべき場合には、植物管理 意見・要望等 記入用紙(表10参照)を用い、必要事項を記入する。
- ・定期点検は、樹木点検票(個表)(表11-1参照)を用い、必要事項を記入する。点検の結果、変状及び異常があった樹木の個表は保存する。また、点検を行った樹木は全て樹木点検票(総括表)(表11-2参照)に記入し、個表と合わせて保存する。
- ・詳細点検及び診断は、表12に示す樹木点検・診断カルテに必要事項を記入する。

③記録方法

- ・点検結果や措置の実施状況等の記録は、次回以降の点検・診断に活用するため、当該樹木のカルテ等とともに、その位置が示された図面を一体として保管することが望ましい。

表 11-1

樹 木 点 検 票 (個表)

(定期点検)

国営昭和記念公園

| | | | | | | | |
|-----|--|------|--|------|----------------|--|----|
| 箇所 | | | | 点検日時 | 平成 年 月 日 () : | | |
| 樹種名 | | 樹木番号 | | 点検者 | 所属 | | 氏名 |

| 点検項目 | | あり | 重要 | 「重要」の場合の詳細 |
|----------------------|----------------------|----------------|----|------------|
| 日常点検項目 | ①枯れ枝 | | | |
| | ②ぶら下がり枝 | | | |
| | ③突出枝 | | | |
| | ④視距の障害 | | | |
| 主要項目 | 活力度 | ⑤樹勢(良い1~枯死4) | | |
| | | ⑥樹形(望ましい1~崩壊4) | | |
| | ⑦樹幹の不自然な傾斜 | 大 | | |
| | ⑧樹幹の亀裂 | 大 | | |
| | ⑨樹幹・大枝・地際のキノコ | 大 | | |
| | ⑩樹幹・大枝・地際の腐朽部露出 | 周囲長 1/3以上 | | |
| | ⑪樹幹の揺らぎ | 大 | | |
| ⑫貫入異常 (根系異常の兆候がある場合) | 大 | | | |
| その他の項目 | ⑬外周道路の建築限界侵害 | | | |
| | ⑭支柱の腐朽・損傷・浮上・結束緩み | | | |
| | ⑮支柱の樹幹への食込み | | | |
| | ⑯舗装部の根上がり | | | |
| | ⑰踏圧防止板の損傷・不陸・根元への食込み | | | |
| | (その他) | | | |
| (その他) | | | | |

| | |
|------|------------------------|
| 特記事項 | 箇所図示 |
| | 平面図等 (樹木台帳と照合可能な場合は省略) |
| | ----- |
| | ----- |
| | ----- |
| | ----- |
| | ----- |
| | ----- |
| | ----- |
| | ----- |

| | |
|----------|------------------|
| 点 検 判 定 | |
| 詳細点検の必要性 | 応急的措置の必要性 |
| 必要 ・ 不要 | 必要 () ・ 不要 ・ 不明 |

表 12

樹木点検・診断カルテ(1/2)

(詳細点検・診断・総合判定)

国営昭和記念公園

| | | | | | | | |
|------------|---|--|--|---|----------------------------|---|---|
| 箇所 | 樹種名 | 樹木番号 | | | | | |
| 詳細点検 | 実施日 | 平成 年 月 日() | 実施者 | 所属 | 氏名 | | |
| | 活力度 | 樹勢(枝の伸長量、梢端の枯損、枝の枯損、葉の密度、葉の大きさ、葉色等) | 良い | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 | 枯死 | | |
| | | 樹形(主幹・骨格となる大枝・枝などの枯損及び欠損、葉の密度と配置等) | 望ましい | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 | 崩壊 | | |
| | 健全度判定 | 樹幹の不自然な傾斜 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | 異常なし | <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> D | |
| | | 亀裂 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D | |
| | | 子実体(キノコ) | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位・種類:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D | |
| | | 腐朽部露出 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D | |
| | | 樹幹の揺らぎ | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D | |
| | | 貫入異常 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D | |
| | | に係る事項 | 芯に達した開口空洞 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D | |
| | | | 芯に達しない開口空洞 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | | | |
| | | 外観等 | 隆起 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D |
| | | | 樹皮枯死・欠損 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C | |
| | | | 結合部の変状及び異常 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D |
| | | | 穿孔害虫 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C | |
| | | | 根張り(ルートカラー) | <input type="checkbox"/> 見える(深植えなし) <input type="checkbox"/> 見えない(深植え) | 判定 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C |
| | | | 打診音異常 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 判定 | <input type="checkbox"/> A | <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D |
| | 枯れ枝 | | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 数(本)枝径(最大 cm) | | | |
| | ぶら下がり枝 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | 数(本)枝径(最大 cm) | | | | |
| | 判定 | 外周道路の建築限界侵害 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり | | | | |
| | | 支柱の腐朽・損傷・浮上・結束緩み | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | | | | |
| | | 支柱の樹幹への食込み | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり | | | | |
| | | 舗装部の根上がり | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり | | | | |
| | | 踏圧防止板の損傷・不陸・根元への食込み | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(部位:) | | | | |
| | | 診断の必要性 | <input type="checkbox"/> 必要 () <input type="checkbox"/> 不要 | | | | |
| | 応急的措置の必要性 | <input type="checkbox"/> 必要 () <input type="checkbox"/> 不要 | | | | | |
| | 診断 | 実施日 | 平成 年 月 日() | 診断書 No. | | | |
| 実施者 | | 所属 | 代表者氏名 | | | | |
| 実施方法 | | | | | | | |
| 診断結果 | | 部位(GL m) | 部位(GL m) | | | | |
| 判定 | | <input type="checkbox"/> 本格的措置は不要 <input type="checkbox"/> 本格的措置が必要 <input type="checkbox"/> 経過観察が必要 | | | | | |
| 判定理由 | | | | | | | |
| 総合判定 | 判定日 | 平成 年 月 日() | | | | | |
| | 健全度判定 | <input type="checkbox"/> A健全 <input type="checkbox"/> B健全に近い <input type="checkbox"/> C要注意 <input type="checkbox"/> D危険木 | | | | | |
| | 判定理由 | | | | | | |
| | 総合所見 | | | | | | |
| | 本格的措置の必要性 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり | | | | | |
| 本格的措置の内容 | <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 植替え <input type="checkbox"/> 危険部位除去() <input type="checkbox"/> 剪定 | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 支柱補修 <input type="checkbox"/> 支柱撤去 <input type="checkbox"/> 踏圧防止板補修 <input type="checkbox"/> 踏圧防止板撤去 | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> 施肥() <input type="checkbox"/> 薬剤処理() その他() | | | | | | |
| 経過観察の内容 | 次回点検の時期と内容() | | | | | | |
| 本格的措置の実施記録 | 実施日 | 平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日() | | | | | |
| | 実施内容 | | | | | | |
| 経過観察の実施記録 | 実施日 | 平成 年 月 日() | 所見 | | | | |
| | | 平成 年 月 日() | | | | | |

(図版等)

国営昭和記念公園

| | |
|------------------------|------|
| 立地平面図(樹木台帳と照合可能な場合は省略) | 樹木全景 |
| 本格的措置部位写真(措置前後) | |
| その他特記事項 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

(7) 点検結果に応じた措置・対策

①変状及び異常の内容や程度に応じた措置・対策の方針

- ・措置・対策は、ぶら下がり枝の撤去や立ち入り禁止措置等、差し迫った危険を緊急に取り除くための「応急的」措置・対策と、樹勢回復や伐採等、変状及び異常の原因を根本的に取り除く「本格的」措置・対策に大別される。
- ・点検・診断において変状及び異常を発見した場合、現地で対応可能な応急的措置は、その場で講じるものとする。
- ・応急的措置後、長期にわたり本格的な措置を講ずることなく放置することのないよう、総合的な判断において、伐採、支障枝除去、樹勢回復等の方針を定めて措置を講ずるとともに、カルテ等に記録する。なお、総合判定に応じた措置等は、表9を目安とする。
- ・措置・対策は、健全度の判定結果と周辺状況から、どのような被害が引き起こされるかを予測し、これに応じて適切な実施内容を検討する。
- ・例えば、枯れ枝の重量は大きさにより様々であるが、高所から落下すれば衝撃も大きくなり、人身事故の原因となることを認識しておく必要がある。(落枝の衝撃等については参考資料3参照)
- ・措置・対策の検討にあたっては、安全を確保するために樹木に施す剪定が過度な強剪定になる、根上がり対策として実施する植樹樹の再整備が植栽基盤を縮小させるなど、樹木の健全度を損なう方向にならないようにする必要がある。
- ・措置・対策としての剪定は、危険枝の除去の他、倒伏危険性を低減する効果もあるが、剪定後の生長や傷口の腐朽抵抗性等を考慮し、剪定の量、位置、方法等に留意する。(詳細は参考資料4参照)

②公園利用者の安全を確保する等の措置

- ・措置・対策は、閉園措置を行わずに実施することが考えられるので、立入防止柵を設置することのほか、必要に応じ見張員を置くなどにより、公園利用者の安全を確保する。
- ・直ちに対応が不可能な変状及び異常については、注意を喚起する看板類を設置し、倒伏や落枝の危険が高い場合は、樹木を仮支柱やケーブリングで支持したり、立入防止柵を設置したりする。また、立入防止柵を設置するまでの間や本格的な措置を講ずるまでの間、措置・対策状況に不備がないかなどを確認し、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。

③経過観察を行う場合の期間、方法

- ・本格的な措置を行わず、経過を観察すると判断された樹木については、変状及び異常の程度に応じ、重点点検樹木として定めるか、または次回の点検時期と点検の種類を適切に定める。
- ・次回点検時期を見逃すことのないよう、カルテ等は公園管理者と運営維持管理業務事業者が共有するなど、適切な記録保存に留意する。

用語の解説

| | |
|-------------|--|
| 運営維持管理業務事業者 | 民間競争入札によって選定され、本公園の運営維持管理業務を受託した事業者。 |
| 活力度 | 樹木の形状、生育状態、生理作用の程度によって樹木の健康度合い、活性度合いを判定する尺度。 |
| 企画運営管理 | 本公園の運営維持管理業務のうち、行催事、広報宣伝、公園ボランティアに対する支援・調整、利用指導及び利用案内、施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等の業務。 |
| 業務責任者 | 本公園の運営維持管理業務事業者のうち、個別業務の責任者。 |
| 黒ボク土 | 全国に広く分布する腐植質に富む火山灰土壌。黒色を呈するためこの名がある。 |
| ケーブリング | 樹木に不完全な結合や亀裂による小さな変状及び異常がある場合には、幹や枝をワイヤーケーブルで連結することにより危険性を一時的に軽減することができる。 |
| 健全度 | 主として樹木の健康度を表す指標。樹齢の増加や腐朽、病虫害等による樹木の健康の低下の度合い。 |
| 公園管理者 | 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく、本公園の設置・管理者。 |
| 洪積層 | 約170万年前～約1万年前の洪積世（更新世）に生成された地層。この時代は氷期と間氷期が繰り返されて海水準が大きく変化したため、丘陵地・台地・段丘地を構成。 |
| 重点点検エリア | 本マニュアル(案)において、樹木の点検・診断を重点的に行うこととして定めた園路、広場、外周等の区域。 |
| 重点点検樹木 | 本マニュアル(案)において、点検・診断を重点的に行うこととして定めた単体の樹木、または樹種。 |
| 樹冠 | 樹形を形成する主要部分であり、枝の分岐と分布によって形づくられる外郭線に囲まれた部分。 |
| 樹体 | 樹冠、幹、根から成る樹木の総体。 |
| 植樹枿 | 舗装された広場等に樹木を植栽するために、一部を縁石等で区画して設けられる植栽地。 |
| 剪定 | 樹木の一部である幹・枝・葉・根を目的をもって切り取ること。 |
| 専門技術者 | 樹木について熟知し、専門的な知見や詳細な点検・診断に必要な専門的な技能を有する者。 |
| 立川ローム層 | 富士山や箱根の噴火で放出された火山灰が偏西風に乗って流れ、1万年以上の時間をかけて、含まれている鉄分が酸化し赤黒い土の関東ローム層を形成。立川ローム層はこのうちの一番上の層で、富士山の火山灰。 |
| 腐朽 | 木材が腐って形状や強度が劣化すること。 |
| 民間競争入札実施要領 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく公共サービス改革基本方針において選定された、本公園の運営維持管理業務について定められた民間競争入札実施のための要項。 |
| 名木 | 由緒があつて名高い木。なお、「銘木」は木材として価値のある木をいう。 |

※ 点検各項目に関する用語は、参考資料1に、診断に用いる機器に関する用語は、参考資料2に、それぞれ解説する。

点検項目の解説

1 日常点検の項目（定期点検においても実施する）

1-1 倒伏

倒伏してしまった樹木は、基本的に速やかに除去する。

ただし、由緒ある樹木について、樹体に残された根量が多く、活着が見込める状態の場合には、立て起こして仮支柱で固定し、経過を観察しながら樹勢の回復を図ることも考えられる。



写真 ベッコウタケに侵され支持根を失い倒伏したユリノキ¹⁾ 根が健全なため立て起こしの可能性のある倒木

1-2 落枝

落枝は、園路広場等に落下し公園利用に支障を及ぼすものについては、速やかに除去する。

落枝が発生した樹木は、枯れ枝や腐朽した枝等が他にも発生している可能性があるため、枯れ枝やぶら下がり枝がないかについても点検する。

ただし、生きた中小枝の落下は、樹種により大きく異なるので、その特性を把握しておく必要がある。例えば、クスノキなどは発生しやすく、ケヤキでは発生しにくい。ケヤキでは枯れ枝はすぐに落下する。²⁾ なお、トチノキなどの硬果の落下が著しく、公園利用者に危険を及ぼすおそれのある場合は、あらかじめ取り除くとよい。



写真 落枝

1-3 枯れ枝

日常点検では、枯損の規模が大きいなど、危険性の高い枯れ枝の発見に努める。

定期点検では、隣接木の樹冠が重なりしかも葉量が多い場合、下から梢端が見えないことがあるような時でも、見通しの良い離れた場所から観察するなどにより有無を確認する。また広葉樹の場合、隣接木と樹冠が重なっていると、どの枝が対象木の梢端であるかを見分けるのが困難なことがある。そのような場合は木を揺らすと確認できることがある。¹⁾

いずれの点検種類においても、利用者に危険な枯れ枝が発見された場合は、速やかに剪定等の対応が必要である。

下枝は、同じ樹冠の上枝の被圧によって日照不足になり衰退している場合は、その木にとっては成長の結果であり問題はないが、他の樹木や建物の被圧で枯れたり、十分に日が当たっているのに枯れたりしている場合は対策が必要である。¹⁾



写真 枯れ枝

1-4 ぶら下がり枝（かかり枝）

枝折れを起こして落下せずにぶら下がり枝（かかり枝）となっている枝は、わずかな風でも落下するおそれがあるため、日常点検での発見に努め、速やかに除去する。



写真 ぶら下がり枝

1-5 視距の障害（中低木を含む）

利用密度の高い園路沿いを目視し、園路の見通しに支障を及ぼすおそれのある枝があれば、速やかに剪定等により除去する。

特に、自転車園路の合流部では、視距の障害により自転車同士の衝突が起こるおそれがあり、園路の交差部等では、子どもの飛び出しなどによる公園利用者同士の衝突のおそれもあるため、支障となる樹木の剪定、刈込みを行う必要がある⁴⁾。

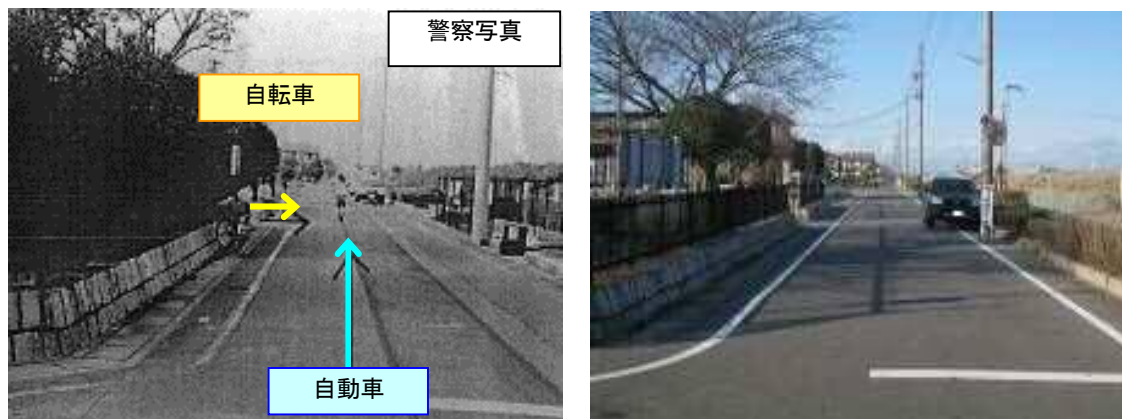


写真 園外への飛び出し死亡事故の発生した出入口と剪定措置後⁵⁾

1-6 突出枝（中低木を含む）

利用密度の高い園路沿いや広場を目視し、公園の安全な利用の支障として、接触やそれを避けることによって転倒等のけがをするおそれのある枝は、速やかに剪定等により除去する。

特に、階段に枝が張り出していると、公園利用者が足元を見ることができなかつたり、枝をよけようとして階段を踏み外したりするおそれがある。また、園路に枝が張り出していると、園路を通行する公園利用者と張り出した枝が接触するおそれがある。⁶⁾

さらに、刈り込んだ低木から枝が突出していると、接触した公園利用者に刺さるなどのおそれもある。また、切株は放置すれば自然に分解していくものであるが、時間を要するため、公園利用者が気づかずにつまづいて転倒したりするおそれもある。⁴⁾ 切株が分解した後も、残った穴に公園利用者が足をとられる場合もあるので、公園利用者の通行の多い場所の切株は、その管理に留意する。

2 定期点検の項目

2-1 樹勢

樹勢は、枝の伸長量、梢端の枯損、枝の枯損、葉の密度、葉の大きさ、葉色等の指標から総合的に判断する。

また樹勢は、最初に見たときの印象で評価する。総合的に判断した評価と一致すればよく、差が大きいときは再検討を行う。このため、日頃からいろいろな樹種や樹齢あるいはいろいろな状態の樹木を多く観察し、樹勢の良し悪しを正確に判断できるように判断能力を養っておく必要がある。樹勢不良木や管理の悪い樹木ばかりを見ていると、少々問題のある樹木を見ても問題があると感じられなくなるので、常日頃その樹種の健全で最も良い例を見ておくことも重要である。²⁾

ただし、全ての葉が展開した後に見ないと、誤った判定をするおそれがある。

樹冠の縁に沿った高い位置の枝が枯れている場合の多くは、根（根毛）から吸収した水を高い部分まで上昇させることができなくなっていることを示しており、原因として土壤の乾燥あるいは過湿、根系あるいは幹や大枝部分での障害が考えられる¹⁾。

また、2-2の樹形も含め、樹木の活力度の正確な評価に資するため、写真を撮影しておくといよい。

なお、園内で樹林を形成している場合で、点検樹木の樹勢を単木ずつとして評価することが適当でない場合は、樹林としての一まとまりの樹勢を判定する方法もある。

表 樹勢の評価基準

| 良い | 少し悪い | 悪い | 枯死 |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| 樹木の例 | 樹木の例 | 樹木の例 | 樹木の例 |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

2-2 樹形

主に樹冠の状態を観察する。主幹・骨格となる大枝・枝などの枯損及び欠損、葉の密度と配置等をもとにして評価する。強い剪定を受けていて、その樹種の本来の樹形が大きく損なわれていけば、そのことも低い評価になる²⁾。

ただし、植栽地の環境条件や装飾的な意図から、剪定により人工樹形を形成している樹木がある。このような樹木は自然樹形といわれるそれぞれの樹種に固有の樹形ではないが、樹形が乱れているとは言えないので、留意する必要がある。

また、樹形はその木が単木として存在しているか、樹群内に存在しているかなど置かれた環境によって大きく変わってくるので、生育条件についても考慮する。例えば、樹群の内部に位置する樹木は樹冠上部にしか枝葉を持たないことが多いが、その樹冠が他の木より優越しているか埋没しているかなどにより判定する。²⁾

また、剪定等により枝葉密度が偏って垂れ下がった枝（ライオンテイル）は落枝の危険性が高くなるので留意する³⁾。

表 樹形の評価基準

| | | | |
|--------------|----------|--------------------|------------------|
| 望ましい樹形を保っている | 樹形に乱れがある | 樹形が著しく乱れ、回復の見込みが低い | 望ましい樹形が完全に崩壊している |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

2-3 樹幹の不自然な傾斜

周囲に被圧する樹木や建築物がある場合、特に陽樹の場合は、光のある方へ枝や幹を曲げながら成長することが多いので、そのような幹は立地環境への対応として傾斜している。しかし、根系の支持不足による傾斜は問題であり、根張りの状態や地面、舗装の亀裂と浮き上がりに注意する。²⁾

従って、評価は、根元からの傾斜で地際周辺の亀裂や異常な盛り上がり等が認められる場合や樹体の揺れがある場合はDとして、必要に応じ機器による診断を行う。また、傾斜が見られるが揺らしてみるなどして根付きに変状及び異常が認められない場合はBとして、経過を観察する。



写真 ベッコウタケ腐朽による傾斜¹⁾



地震液状化による傾斜⁸⁾

表 樹幹の不自然な傾斜の評価基準

| | | | |
|----------|------------------------|----------|---------------------------|
| なし | 傾斜が見られるが、根付きに変状及び異常がない | | 傾斜が見られ、地際周辺に変状及び異常がある |
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 変状及び異常が認められるが、危険性はない | 該当なし | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏するおそれがある |

2-4 亀裂

樹幹の亀裂は、外観から直接見つけることができる変状及び異常である。幹が裂ける途中段階であり、非常に危険な状態にある³⁾。腐朽によるものの他、落雷や衝突によって発生する場合もある。

評価は、樹体の存立に明らかに影響があるような規模の亀裂についてはD評価とし、倒伏の危険の有無、腐朽の発生の有無を調査する。



写真

亀裂³⁾

スギへの落雷による裂傷¹⁾

表 亀裂の評価基準

| なし | | あり（小：右以外の場合） | あり（大：樹体の存立に明らかに影響があるような規模） |
|----------|------|--------------------------|-------------------------------|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 該当なし | 危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある |

2-5 樹幹・大枝・地際のキノコ

一般に大型のキノコが幹の下部や地際部に発生している場合には、樹体内で腐朽がかなり進行していると考えられる。木材腐朽菌のキノコはほとんどの場合、樹木の根、幹、枝上に直接形成される。しかし、根の周囲や樹皮上に菌類のキノコが発生しても、木材腐朽力をほとんど持たない落葉や樹皮の分解菌であることや、菌根菌のこともある。このため、発生しているキノコが腐朽菌のキノコであるか否かを注意して判断する必要がある。¹⁾

特に、ベッコウタケ、コフキササルノコシカケのような、樹木に侵入し材を腐らせる腐朽力の強いタイプのキノコは見分けられるようにしておくことが重要である。

評価は、キノコの発生を認めたときは全てC判定以上とし、ベッコウタケ、コフキササルノコシカケなどが発生している場合⁹⁾、その他のキノコでも枝の剪定等では対処できないほどの腐朽が見られる場合はD評価として、必要に応じ機器による診断の対象とする。

表 主な木材腐朽菌のキノコの種類

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>コフキサルノコシカケ (コフキタケ) 広葉樹の幹・枝・地際部の 心材を腐朽させる¹⁰⁾</p> | <p>ベッコウタケ 広葉樹の根株の心材を 腐朽させる¹⁰⁾</p> | <p>カワラタケ 広葉樹・針葉樹の幹・枝の 心材を腐朽させる¹⁰⁾</p> | <p>カイメンタケ 針葉樹、特にカラマツ類 の根株の心材を 腐朽させる¹⁰⁾</p> |
|  |  |  |  |
| <p>カワウソタケ 広葉樹、特にサクラ類の 幹・枝の心材を腐朽させる¹⁰⁾</p> | <p>ヒラフスベ 広葉樹、特にシイ類の幹・ 枝の心材を腐朽させる¹⁰⁾</p> | <p>ニレサルノコシカケ 広葉樹、特にニレ類、針 葉樹、特にスギ類の根株 の心材を腐朽させる¹⁰⁾</p> | <p>マンネンタケ 広葉樹の根株の心材を 腐朽させる¹⁰⁾</p> |
|  |  |  |  |

表 キノコの評価基準

| | | | |
|--------------|----------|------------------------------|--|
| なし | | あり (小： キノコの発生を認めた場合) | あり (大：腐朽力の強いキノコまたは剪定等 でも対処できないほど腐朽している場合) |
| A | B | C | D |
| 変状及び 異常なし | 該当なし | 危険性を有しているが、すぐには 倒伏、枝折れしない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れする おそれがある |



2-6 腐朽部露出

腐朽が進行すると、侵された樹幹の傷口や枝から腐朽部が露出し、キノコが発生しなくても外観で判断できることがある。

腐朽とは、材質腐朽菌と呼ばれる一群の菌類が分泌する酵素の作用により材の細胞壁構成成分が分解され、組織構造が破壊される現象をいう⁷⁾。

侵された材の性質からは、下表のように分類されている。

表 腐朽の型と特徴⁷⁾

| 腐朽の型 | 特 徴 |
|------|--|
| 白色腐朽 | <ul style="list-style-type: none"> ・腐朽菌がセルロースだけでなくリグニンも同時に分解するため、材の色が褪せ白っぽくなることからこのように呼ばれる。 ・腐食した材は軽くフワフワしたスポンジのようになる。 ・特徴的な現象として、腐朽面に「帯線」と呼ばれる黒色あるいは黒褐色の不規則な線が形成される。(これは褐色腐朽にはない) ・白色腐朽を引き起こす腐朽菌としては、コフキサルノコシカケ、ベッコウタケ、カワラタケ、カウソタケ、ニレサルノコシカケ、マンネンタケなどがある。 <div data-bbox="869 577 1404 943" style="text-align: right;">  <p>写真 シマサルノコシカケ (帯線がみられる)¹⁰⁾</p> </div> |
| 褐色腐朽 | <ul style="list-style-type: none"> ・病原菌が主にセルロースを分解利用し、リグニンを残すため、腐朽した材が褐色を示す。 ・腐朽した材は、縦横に亀裂が生じ立方状に割れる。 ・褐色腐朽を引き起こす腐朽菌としては、カイメンタケ、ヒラフスベなどがある。 <div data-bbox="869 1216 1404 1568" style="text-align: right;">  <p>写真 カイメンタケ¹⁰⁾</p> </div> |

※1 「道路緑化ハンドブック」(平成11年、中島宏監修)を参考に作成

※2 腐朽菌(キノコ)の画像は、2-5参照

評価は、腐朽の範囲を調べ、開口空洞における評価と同様に、おおむね周囲長の1/3以上⁹⁾に及んでいればD評価とし、範囲が不明な場合は機器による診断を実施する。



写真 サクラの腐朽部露出



腐朽部露出⁹⁾



プラタナスの永年性肉腫による腐朽¹⁰⁾

表 腐朽部露出の評価基準

| なし | | 周囲長比率 1 / 3 未満 | 周囲長比率 1 / 3 以上 |
|----------|----------|--------------------------|-------------------------------|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 該当なし | 危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある |

2-7 樹幹の揺らぎ

体重をかけて樹木を揺する。幹を押した場合に根元部分から揺らぐものは、腐朽のおそれがある⁷⁾。また、根株あるいは植え桝と土壤に隙間等が確認された場合には、樹木が異常に揺れていることが予測でき、根返りの危険性が高いと判断できる³⁾。いずれも明らかな変状及び異常が確認されればD評価とし、必要に応じ機器による診断等の更なる調査が必要である。



写真 樹体を揺らす³⁾



樹体の揺れ³⁾



土壤の隙間³⁾

表 樹幹の揺らぎの評価基準

| なし | | あり (小：右以外の場合) | あり (大：根元部分からの揺らぎ、または根株あるいは植え桝と土壤に隙間等が確認された場合) |
|----------|----------|----------------------|---|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 該当なし | 危険性を有しているが、すぐには倒伏しない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏するおそれがある |

2-8 根系の変状及び異常

先端の尖った鋼棒で地際を刺すと、健全材は木部に当たり止まるが、腐朽している場合は抵抗なく貫入する。

変状及び異常が発見された場合は、根元周りを掘削して腐朽状態などを確認し、必要に応じて機器による診断を行う。⁷⁾



写真

鋼棒貫入³⁾



鋼棒貫入⁷⁾

表 根系の変状及び異常の評価基準

| | | | |
|----------|----------|----------------------|---|
| なし | | あり（小：右以外の場合） | あり（大：異常が芯に達しているか、根元周りの掘削により、広範囲の腐朽が発見された場合） |
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 該当なし | 危険性を有しているが、すぐには倒伏しない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏するおそれがある |

2-9 外周道路の建築限界侵害

公園の外周に隣接して、周回道路等の道路が整備されている例がある。公園の樹木が成長して枝が伸長し、園外にはみ出していくと、道路の建築限界（車道 4.5m、歩道 2.5m）を侵してしまうことがある。また、隣接道路に越境した枝が落枝または接触し、歩行者や車両に被害を及ぼすことも考えられる。このため、建築限界を侵す枝や越境した枯れ枝等は速やかに剪定、除去する必要がある。

なお、隣地が道路でない場合も、越境した枝や根が隣地構造物に被害を及ぼすことがあるので留意する。

2-10 支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み

支柱は、植え付けた樹木が活着し、支持根が張るまでの間、樹体が倒伏しないように支えるために必要となる。その種類は多様であり、適切な支柱を施さなければならない。その一方、過剰な支柱は支持根の展開をかえって抑制することになり、また材料・予算の無駄になる。¹⁾ このため、結束部分が緩んでいる、揺らして根元が動かないなどを判断基準として樹木の支柱を撤去するとよい。

支柱材が腐朽・損傷・浮上・結束の緩みを起こすと、樹木に対する支持力を失う上、支柱自体の倒伏による危険や公園利用に対する支障になるほか、樹体に傷を付けるおそれもある。従って、点検によりこのような支柱の変状及び異常を発見した時点で、樹木自体が支柱を必要としているか状態を確認して、必要としないのであれば撤去し、必要な状態であれば補修、交換等の措置を施す必要がある。

支柱の撤去時期は、樹種や植栽環境によっても異なるが、木製の支柱に劣化による変状及び異常が見られる時点（おおむね 5 年経過以降）が目安となる。ただし、恒常的な強風や局所的な暴風を受ける樹木、植栽基盤が狭小または浅いため根系伸長が不十分な樹木については、恒久的な支柱が必要となる。また、腐朽根が多少あるが、活力度（樹勢、樹形）が良好であり、

新たな根系発達で数年後には回復が見込まれる樹木についても、回復までの期間、支柱の設置を継続することがある。³⁾



写真 支柱の損傷³⁾

支柱の浮上

結束の緩み

結束不良による倒伏³⁾

2-11 支柱の樹幹への食込み

樹木が成長しているにもかかわらず、当初設置した支柱を長年月放置していると、樹幹が支柱材を巻き込み支柱が樹幹に食い込んでいくような状況になることがある。このような場合は、支柱の巻き込みにより損傷した部分から腐朽が入り、幹折れを起こすおそれがある。このような状況は、それだけ樹幹が成長していることの現れであり、支柱の役割は終わっている場合が多く、適切な時期（2-10参照）に支柱を撤去することによって回避することが可能である。

また、景観上の配慮等から地下支柱を使用する例があるが、生分解性でない金属製の地下支柱は樹幹の肥大に伴って幹や根元に食い込み、腐朽が進行する例があるので、このようなタイプの地下支柱を使用している樹木については、根元部の点検が必要である¹⁾。

なお、地下支柱は施工してから時間が経過すると、一見ただけではその存在が見分けられなくなる場合があるため、地下支柱を設置した場合には、その記録を残しておくことが望ましい。



写真 支柱材の食込み³⁾

支柱結束部のくびれ³⁾

地下支柱のバックルの食込み¹⁾

2-12 舗装部の根上がり

根上がりは、樹木が成長するために地中にある水分と養分を求めて根の伸長範囲を広げようとして、舗装下部の隙間に侵入することで発生する。従って、植栽基盤が狭く、樹木と構造物が近く、舗装下部に根系が侵入しやすい隙間があることが、根上りの発生要因となっている。

根上がりによって周囲の舗装に不陸を生じることがある。このような場合には、公園利用者が持ち上がった根につまづいて転倒するなどの事故も発生している⁴⁾。

そこで、公園の利用安全性を維持するとともに、樹木の健全性を維持・回復するため、根が健全に伸長できる植栽基盤への改良と、根の損傷に対する措置に加え、縁石や舗装の固定を強固にしたり、舗装下に根系の侵入を防ぐ措置を施すなどにより、根系による影響を受けないようにする方法が考えられる。また、園路の場合は、可能であれば樹木から離して再整備することも考えられる。¹¹⁾



写真 舗装部の根上がり⁸⁾

2-13 踏圧防止板の損傷・不陸・根元への食込み

エントランス広場等、舗装された空間に樹木を植栽するときには、植樹柵を設置し、根元を踏圧防止板で保護する例が見られる。このとき、樹木の成長を加味した余裕のない植樹柵では、樹木の成長に伴う根際の肥大によって、踏圧防止板に接触して樹体が損傷したり、踏圧防止板の不陸調整のために根株が切断されたりして、腐朽が入るほか、踏圧防止板が浮上したり損傷したりすることがある。このような場合には、公園利用者が踏圧防止板につまづいて転倒するおそれがある。

そこで、公園利用の安全を維持するとともに、樹木の健全性を維持・回復するため、樹木の損傷に対する措置、踏圧防止板の形状の変更、植栽柵の大きさや植栽基盤の改良を検討する必要がある。



写真 踏圧防止板の不陸⁸⁾

踏圧防止板の不陸調整のために切断された根株⁸⁾

2-14 利用者に被害を及ぼすおそれのある実生の樹木

都市公園には、計画的に植栽したり、既存木を保全したりして維持管理する樹木のほかに、動物の糞に混ざったり、公園利用者が無意識に身体に着けて持ち込んだりした種が根付く実生の樹木が成長することがある。

これらの樹木の中には、かぶれなど公園利用者に被害を及ぼす危険性のあるウルシ等の樹木があるので、公園樹木として活用することが適切かどうか検討したうえで、伐採の要否を判断することが望ましい。

なお、実生木は、植栽した記録が残らないため樹木台帳に記載されない。このため、公園管理者が把握しないまま見落とし続けるおそれがあることから、維持管理業務の中で発見し、適正な措置を行う必要がある。



写真

ヤマウルシ¹²⁾

3 診断の項目

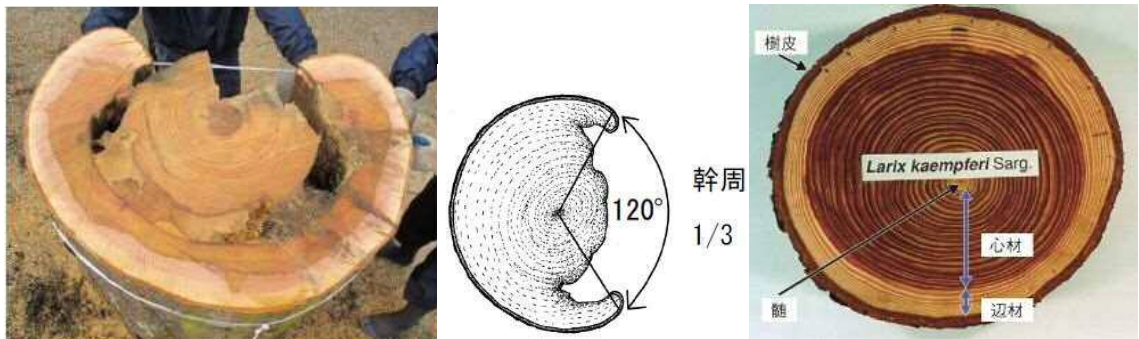
3-1 開口空洞

樹幹の開口空洞は、外観から直接見つけることができる変状及び異常である。

開口空洞がある場合、開口角度が 120 度以上となると、幹折れの危険性が高まる。120 度を周囲長に換算すると、幹周囲長に対する割合は 1/3 以上となる⁹⁾。

また、樹木の腐朽は、心材部と辺材部のどちらが腐朽するかによって、心材腐朽と辺材腐朽に分けられる。生きている樹木には心材腐朽が多く、特に針葉樹の腐朽はほとんどが心材腐朽である。これは、健全な樹木の辺材部は水分導管により水で飽和されているため腐朽菌の生育に適さず、かつ柔細胞等の生きた組織が存在するために腐朽菌が侵入すると防御反応が起こり、菌糸の生育が妨げられるためと考えられる。ただし、特に緑化樹では人為的な原因により辺材部が傷つくことが多く、それらの傷害部から辺材腐朽が発生しやすいと考えられる。¹⁾

そこで、開口空洞の点検では、空洞が幹の中心部まで達しているか、いないかを区分して評価する。



写真・図 開口角度⁹⁾

図 心材と辺材¹⁾



写真 生立木の心材腐朽³⁾

枯損木の辺材腐朽³⁾

開口空洞⁸⁾

表 開口空洞の評価基準

| なし | 芯に達しない | 芯に達し、周囲長比率 1/3 未満 | 芯に達し、周囲長比率 1/3 以上 |
|----------|----------------------|--------------------------|-------------------------------|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 変状及び異常が認められるが、危険性はない | 危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある |

3-2 隆起

樹幹の隆起は、外観から直接見つけることができる変状及び異常である。

樹体内に大規模な腐朽や空洞が存在するようになると、力学的に補強する働きが樹体に起こることによって発生する。これは、樹木が傾斜したり、枝が伸長して荷重を支える際に発達する「あて材」と同様の反応で、その部分で多くの材を生長させて強化するため、その部分は肥大し膨らんでくる。¹³⁾

隆起は、内部の腐朽や空洞の規模によって、その規模が影響されるため、幹周全体に及ぶ場合や、根元に発生している場合等ではD評価として、診断によって腐朽や空洞の規模を調査する。



写真 幹の隆起¹⁾

クスノキの根際の肥大¹⁰⁾

図 内部の腐朽と隆起¹⁰⁾

表 隆起の評価基準

| なし | | あり（小：右以外の場合） | あり（大：幹周全体または根元に発生している場合） |
|----------|----------|--------------------------|-------------------------------|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 該当なし | 危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある |

3-3 樹皮枯死・欠損

樹皮の傷は自動車、自転車等の衝突、刈払機等の接触、隣接木の幹折れや大枝落下、落雷、胴枯れ病や穿孔虫の被害等によって生じる。根元周囲に灌木が密生していたり草丈が高かったりすると、幹の低い位置の樹皮の剥離や穿孔に気が付かないことがあるので注意する必要がある。¹⁾

評価は、枯死欠損部を剥がし、腐朽の範囲や内部の空洞の有無を調べ、おおむね周囲長の 1/3 以上に及んでいればC評価とする。ただし、腐朽が認められた場合には、3-1の腐朽部露出として評価する。



写真 樹皮枯死・欠損³⁾

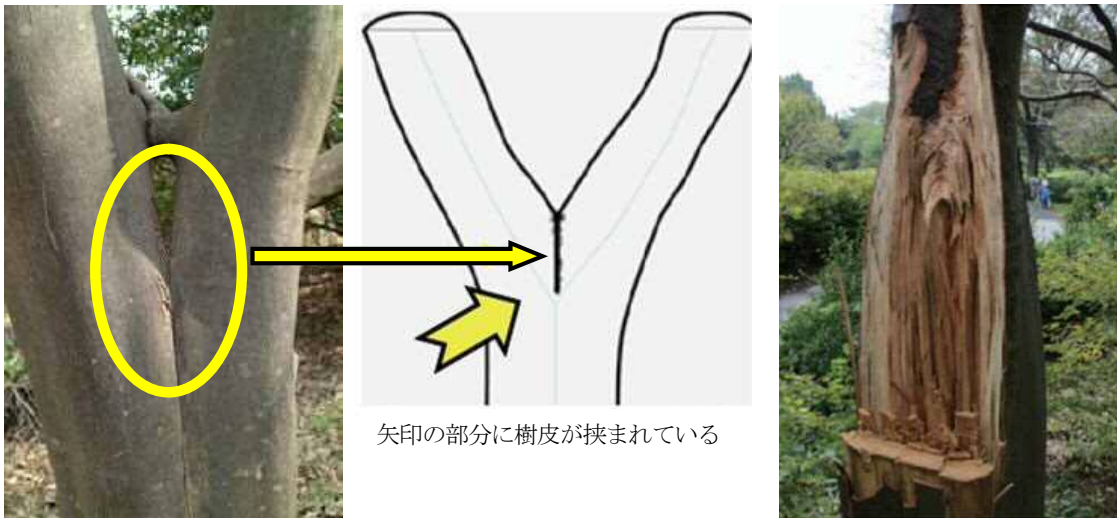
表 樹皮枯死・欠損の評価基準

| なし | 周囲長比率 1/3 未満 | 周囲長比率 1/3 以上 | |
|----------|----------------------|--------------------------|----------|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 変状及び異常が認められるが、危険性はない | 危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない | 該当なし |

3-4 結合部の変状及び異常

分岐角度の狭い幹と枝、双幹木等ではしばしば又の部分に樹皮が挟まる「入り皮」状態になっている。このようなとき、挟まった樹皮はくさびのような形をしており、強風等で大きな荷重がかかると、わずかにつながっている両脇の材から裂け、幹の半分近くまでが引き裂かれてしまう。さらに、入り皮部分は引き裂かれる前から微小な亀裂が入っていることがあり、腐朽菌の侵入門戸ともなりやすい。¹⁾

評価は、樹皮が挟まれている深さと腐朽の発生の有無を確認し、強風等の刺激によって被害が発生する危険性の高いものをD評価として、本格的措置を検討する。



写真

結合部の変状及び異常^{3, 8)}

異常結合部から裂けた幹³⁾

表 結合部の変状及び異常の評価基準

| なし | | あり (小: 右以外のもの) | あり (大: 強風等の刺激によって被害が発生する危険性の高いもの) |
|----------|----------|--------------------------|-----------------------------------|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 該当なし | 危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある |

3-5 穿孔害虫

枝や幹の中を食害する害虫で、緑化木に被害を与える代表的なものとしては、カミキリムシ、コスカシバ、コウモリガ、ボクトウガなどが挙げられる。被害が大きいと枝や幹折れの原因となる。症状としては、侵入口からオガクズ状等の虫糞が出るので注意して観察すれば発見できる。⁷⁾

穿孔害虫による被害が大きくなると、被害箇所は枯死するため、枯損の兆候が見られる場合はC評価とし、枯損による枝や幹折れによる被害を未然に防止する措置を検討する。



写真 穿孔害虫⁸⁾

表 穿孔害虫の評価基準

| なし | あり（小：右以外の場合） | あり（大：枯損の兆候が見られる場合） | |
|----------|----------------------|--------------------------|----------|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 変状及び異常が認められるが、危険性はない | 危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない | 該当なし |

3-6 根張り（ルートカラー）

地際で幹に向け地下に斜めに向かう部分を指す。これが見えない樹木は、深植えや根張り不足が原因となって生じていることが多く、その場合には根系の腐朽などが見られるので、地際を掘削して根株の材を確認する（「道路緑化ハンドブック」を参考に作成）。⁷⁾



写真 根張りが見える樹木⁹⁾



写真 根張りが見えない樹木⁹⁾

表 根張りの評価基準

| 見える | | 見えない | |
|----------|----------|----------------------|----------|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 該当なし | 危険性を有しているが、すぐには倒伏しない | 該当なし |

3-7 打診音異常

内部の腐朽の程度を簡易に調べる方法として、木槌で幹を叩き発生音にて内部の状態を推測する方法がある。⁷⁾

打診音は、一般に響く音や音が吸収される場合、内部に腐朽があることが多いが、その判別は難しく、熟練を要する。また、打診音は樹種、部位によっても異なるし、樹皮にコケが生えているとなお判別が難しくなる。打診の強さは、樹皮の厚み、樹齡等によって加減する。強く叩き過ぎると、樹皮を傷つけるので注意する。

打診音の異常が広範囲に及ぶ場合は、大規模な腐朽や空洞が発生している可能性があるためD評価とし、必要に応じ機器による診断を行う。



写真 木槌打診³⁾



高所作業になる場合がある¹⁰⁾

表 打診音異常の評価基準

| なし | | あり (小: 右以外の場合) | あり (大: 異常が広範囲に及ぶ場合) |
|----------|------|--------------------------|-------------------------------|
| A | B | C | D |
| 変状及び異常なし | 該当なし | 危険性を有しているが、すぐには倒伏、枝折れしない | 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏、枝折れするおそれがある |

- 出典：1) 「最新・樹木医の手引き 改訂4版」平成26年6月 (一財)日本緑化センター
 2) 「樹木診断様式」平成21年7月 (財)日本緑化センター
 3) 「街路樹の倒伏対策の手引き」平成24年1月 国土交通省国土技術政策総合研究所
 4) 都市公園等における事故事例、判例から
 5) 「公園施設に係る事故情報の活用のあるり方に関する検討調査報告書」平成23年3月 国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課
 6) 「公園施設の安全点検に係る指針(案)」平成27年4月 国土交通省
 7) 「街路樹剪定ハンドブック」平成18年4月 (社)日本造園建設業協会
 8) 国土交通省国土技術政策総合研究所提供
 9) 「平成26年度 街路樹診断マニュアル」平成26年7月 東京都建設局公園緑地部
 10) 「緑化樹木腐朽被害ハンドブック」平成19年8月 (財)日本緑化センター
 11) 「平成24年度 街路樹の効果的・効率的な維持管理に関する調査業務報告書」平成25年2月 国土交通省国土技術政策総合研究所
 12) 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所ホームページ
 13) 「道路植栽の設計・施工・維持管理」平成24年1月 (財)経済調査会


健全度診断に使用する主な機器

| | γ線透過量測定機 ¹⁾ | 弾性波速度測定機 ²⁾ | 貫入抵抗値測定機 ¹⁾ |
|----|---|--|--|
| 概要 | 放射線が物質を透過する際に、物質の厚さや密度によって透過線量に変化する特性を利用して、簡易に非破壊で腐朽割合を予測するものである。  | 音の伝播速度を計測すると、腐朽・空洞部を迂回して進む音を拾うため、健全材を直進するより見かけの速度が遅くなる。この速度の低下から腐朽・空洞の程度を推測するものである。  | 物質に錐などで穴をあける際には、物質の硬さにより貫入の抵抗が変化する。そのため、樹木に錐を貫入させた際の抵抗が小さければ腐朽により強度低下が起こっていると予測するものである。  |
| 利点 | <ul style="list-style-type: none"> 完全な非破壊機器である。 樹木断面に対して面的な測定が可能である。 結果は測定直後に表示できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 樹木断面に対して面的な測定が可能である。 結果は測定直後に表示できる。 水分の影響を受けにくく、辺心材間や材変色腐朽部における含水率の変動をそれほど考慮しなくても済む。 | <ul style="list-style-type: none"> 貫入抵抗値を迅速に表示できる。 測定箇所にあまり縛られない機動性を有する。 測定時間が短い。 |
| 欠点 | <ul style="list-style-type: none"> 微弱なγ線を使用する場合、測定可能樹木の直径は1.5m程度までに制限される。 心材と辺材の密度が大きく異なる樹種の場合、その違いを考慮して腐朽の判定を行わなければならない。 対象樹木の周りに障害物があると測定できない場合がある。 予測できる腐朽の形状が楕円形であり複雑な形状では誤差が生じる。 | <ul style="list-style-type: none"> 材にセンサー一体の(ねじ)釘を打って測定するため、対象によっては使用を控えざるを得ない。 直径の小さな樹木では誤差が大きくなる。 材質の不均一、特に入り皮や亀裂の存在で測定値が大きく変わるため、複雑な形状の腐朽・空洞断面像を正確に描くことは困難である。 | <ul style="list-style-type: none"> 樹木に傷をつけてしまう。 錐を貫入させた部分の測定であり、錐が腐朽部をはずれると腐朽を検出できない。 錐が曲がることがある(測定位置が不明確になる)。 貫入深さが進むにつれて切り屑が孔道にたまり腐朽部の抵抗値に影響を及ぼすことがある。 出力された抵抗値波形の判読が難しい。 測定可能樹木の直径は1m程度までである。 |

出典：1) 「街路樹の倒伏対策の手引き」平成24年1月 国土交通省国土技術政策総合研究所(写真は同研究所提供)

2) 「最新・樹木医の手引き 改訂4版」平成26年6月 (一財)日本緑化センター

倒木・落枝の衝撃等に関する事例

| 日付、場所 | 事故の概要 | 倒木・落枝の形状、重量、衝撃 |
|---|-------------------------------|--|
| 平成 26 年 4 月 14 日 川崎市 フレルさぎ沼店敷地内 | 態様：落枝直撃 被害者：6 歳女兒、重傷 | 樹種：ケヤキ ^{1) 2) 3)} 落枝：長さ 9m ^{1) 3)} 、重さ 20kg ^{1) 2) 3)} 落下高さ 6.5m ¹⁾ 衝撃：200～300kg ²⁾  事故を起こした落枝 ³⁾ |
| 平成 24 年 11 月 18 日 岐阜県大垣市 上石津町森林公園 | 態様：落枝直撃 被害者：6 歳女兒、死亡 | 樹種：スギ ⁴⁾ 落枝：長さ 3m ^{4) 5)} 、直径約 5cm ⁵⁾ 、 重さ 5kg ^{4) 5)} 落下高さ約 10m ⁴⁾ or 20m ⁵⁾ 衝撃：5t 近く ⁵⁾ |
| 平成 15 年 8 月 4 日 青森県 奥入瀬溪流 | 態様：落枝直撃 被害者：39 歳女性、重傷 | 樹種：ブナ ^{6) 7)} 落枝：長さ約 7m ^{6) 7)} 直径約 20cm ⁶⁾ or 18～41cm ⁷⁾ 落下高さ約 10m ^{6) 7)} |
| 平成 13 年 11 月 10 日 兵庫県道 | 態様：倒木直撃 被害者：自動二輪運転者、 死亡 | 樹種：アカマツ ⁸⁾ 倒木：直径 17.5～20cm、総長 7.7m、 総重量：126.6kg ⁸⁾ |

- 出典：1) FNN ニュース 平成 26 年 4 月 15 日放送
 2) 日本テレビ ZIP! 平成 26 年 4 月 16 日放送
 3) タウンニュース麻生区版 平成 26 年 5 月 2 日号
 4) NHK NEWSWEB 平成 24 年 11 月 26 日
 5) 読売新聞 平成 25 年 11 月 19 日付
 6) 公園施設に係る事故情報の活用のあり方に関する検討調査報告書（別冊資料） 国土交通省 平成 23 年 3 月
 7) 奥入瀬溪流落木事故国家賠償請求訴訟判決についての原告弁護団の意見 平成 18 年 4 月 7 日
 8) 自動二輪車に道路外からの倒木が直撃した事故について道路の管理瑕疵が争われた事例 道路行政セミナー 平成 19 年 12 月

措置としての剪定の解説

点検後の措置として、枯れ枝、ぶら下がり枝、突出枝、偏っている枝葉等を除去する剪定を行うほか、樹木倒伏の危険性が高いが、樹冠の縮小あるいは枝を間引くこと（枝透かし剪定）により、危険性を低減できる場合も剪定によって改善する場合がある（表1，2参照）。

この場合の剪定による措置を行うにあたっては、次の2つの条件を満たしている必要がある。

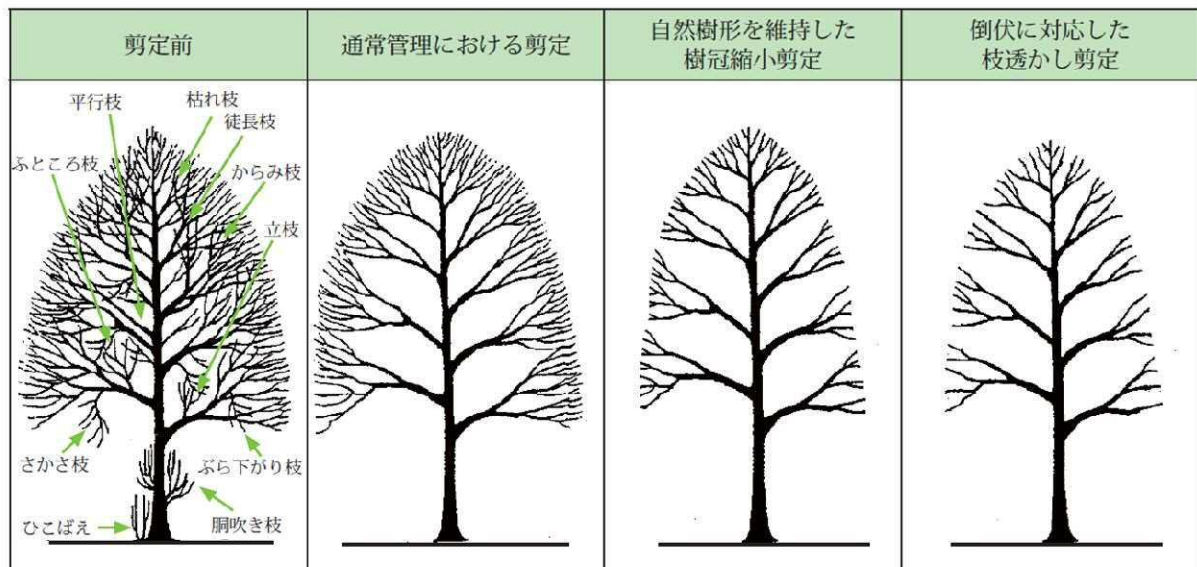
- ① 風の圧力に抵抗できるようにする。
- ② 公園施設としての樹木の機能を急激に低下させず、たとえ低下させても数年で回復が見込まれるようにする。

ただし、現況の樹冠の1/3以下まで縮小しないよう留意する必要がある。

表1 倒伏に対応した剪定（イチヨウ）



表2 倒伏に対応した剪定

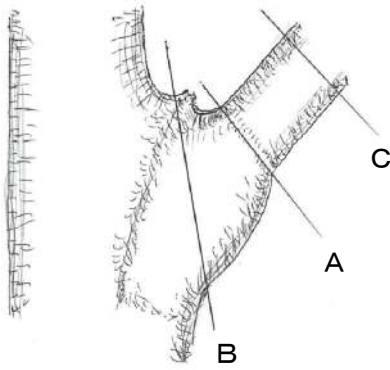
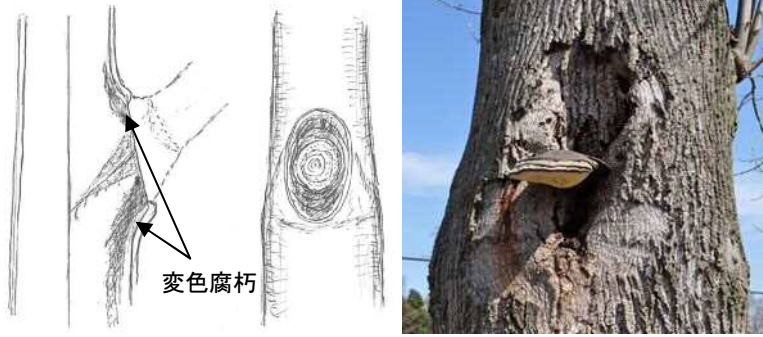
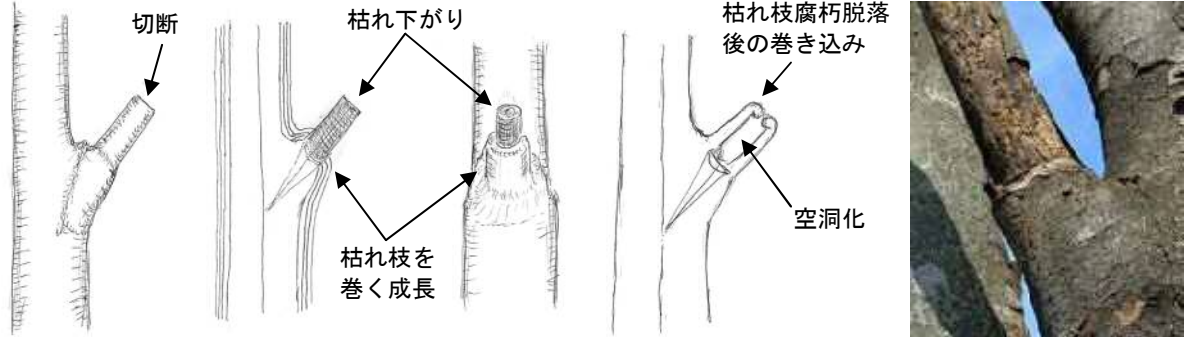


剪定にあたっては、樹齢や活力状況から剪定後の生長を見込めることを確認しておくとともに、対象樹種における萌芽力や傷に関連する腐朽に対する抵抗性、傷口材の生長による切断面の閉塞速度についても考慮する。

また、剪定する位置は、剪定後の腐朽や傷口材の形成に大きく影響するため、正しい位置を理解しておく必要がある。枝と幹は樹体の構造が分かれていることから、その境界部分、枝の付け根（幹との結合部）で切断するようにする。逆に、枝を少し残したり、結合部の幹に傷をつけると、そこから腐朽菌に侵されやすくなる。また、枝の途中で剪定を行うと、そこから腐朽菌が侵入して枝枯れにつながるが多くなる（表3参照）。

切断時には、残された樹体の皮が剥がれないよう手順に配慮する（表4参照）。

表3 正しい剪定の位置と不適切剪定による樹体の腐朽

| 枝の正しい剪定位置 (A) | 誤った位置 (B) での剪定後の腐朽 |
|--|---|
|  |  <p>変色腐朽</p> <p>幹の組織まで傷つけ、防御層が形成される部分を取り除いてしまい、幹材中に腐朽が進展する。</p> |
| 誤った位置 (C) での剪定後の巻き込み成長 | |
|  <p>切断</p> <p>枯れ下がり</p> <p>枯れ枝腐朽脱落後の巻き込み</p> <p>枯れ枝を巻く成長</p> <p>空洞化</p> <p>枝を残して切断すると、幹の組織は枝をのみ込むように少しずつ前進し、完全に枝が腐朽した時点で内側に巻き込むように成長する。切り残した部分は、防御層の形成された部分まで腐朽するので、巻き込んだ内部には空洞が生じる。巻き込みの成長圧力によって材に割れが生じ、そこから腐朽が進展することがある。</p> | |

出典：「最新・樹木医の手引き 改訂4版」平成26年6月（一財）日本緑化センター
 写真提供：国土交通省国土技術政策総合研究所

表4 剪定の手順の例

| 主幹（若木）の剪定 | 主枝の剪定 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○樹皮が裂けるのを防ぐために枝1, 2の順であらかじめ剪定 ○次に3 (AからB) を切断 ○Bは枝のパークリッジ（樹皮のしわ）の末端Cからまっすぐに伸ばした点 ○残す枝は切断する主幹の直径の最低でも1/3の太さが必要  | <ul style="list-style-type: none"> ○樹皮が裂けるのを防ぐために枝1, 2の順であらかじめ切断 ○次に3 (AからB) を切断 ○Cのブランチカラー（枝の付け根の膨らみ）部分やDのパークリッジ（又の部分に突き出ているしわ）部分を切断したり傷をつけたりしない  |

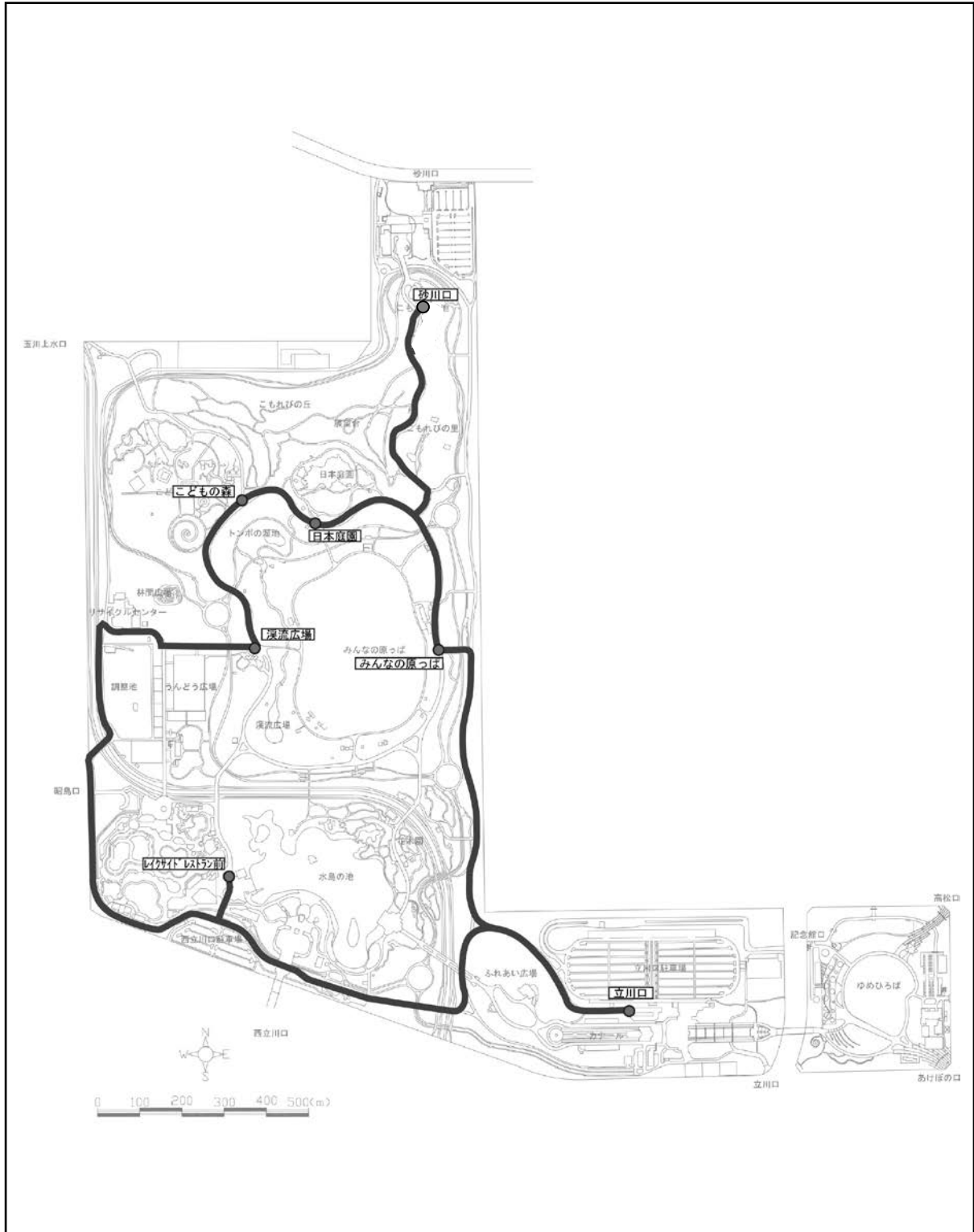
出典：特記以外は「街路樹の倒伏対策の手引き」平成24年1月 国土交通省国土技術政策総合研究所

収益施設運営対象区域図

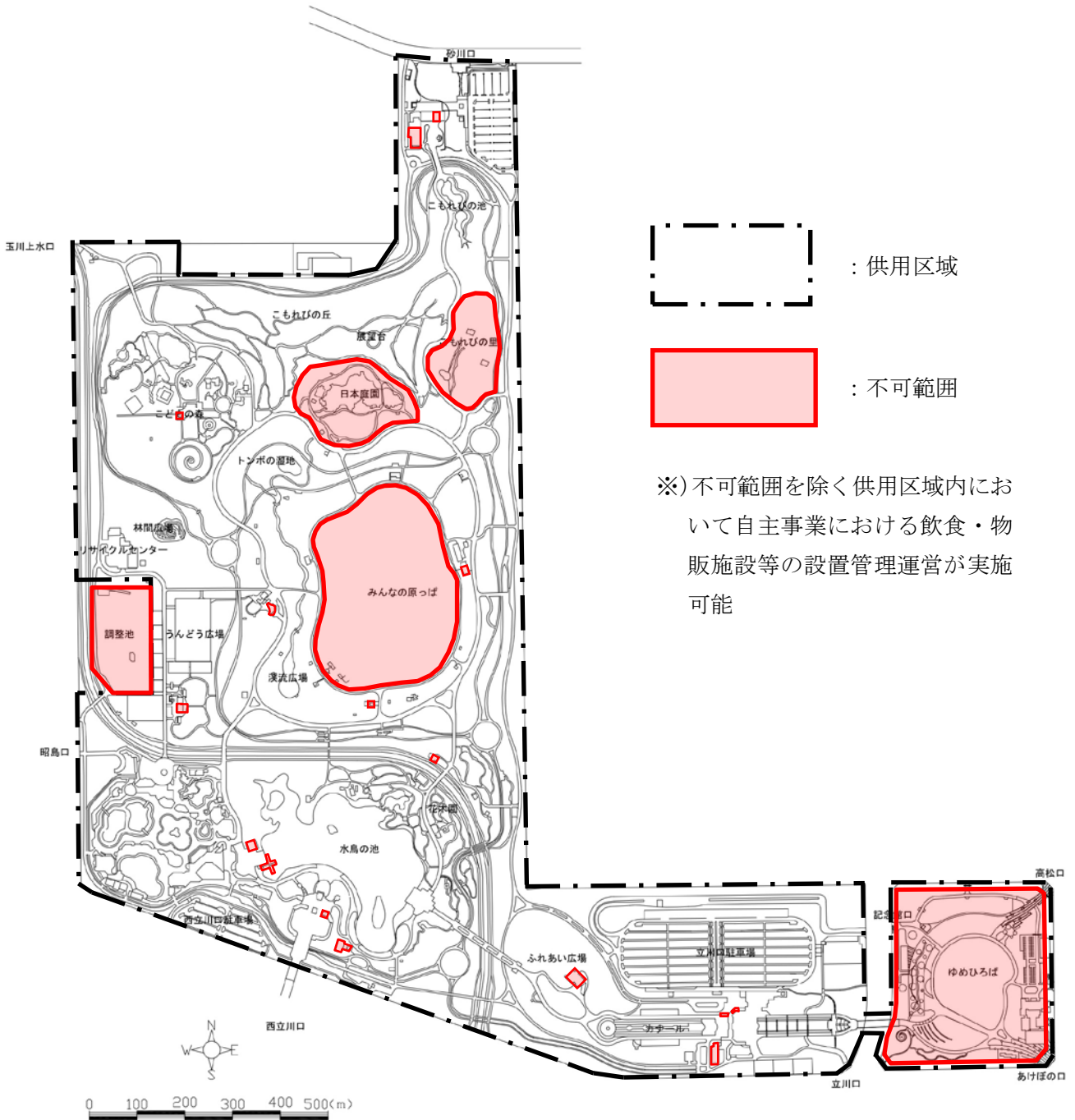
園内の主な収益施設は下図に示すとおりである。



園内交通施設基本ルート図



自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲



範囲設定の考え方

不可範囲は、今後整備予定のあるエリア、基本計画上新たな建築物の設置を想定していないエリア及び収益施設であり、自主事業の対象から除く。

収益施設運営業務との関連（注意点）

別紙3「収益施設一覧」で定める施設については、施設の目的に定める用途以外の利用については原則として認めない。

収益施設収支報告

平成〇年〇月〇日

国営〇〇公園 〇〇施設 〇年度収支状況

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 備考 |
|---------------|----|----|
| 売上高(A) | 0 | |
| 売上原価(B) | 0 | |
| 使用料 | 0 | |
| 仕入れ代 | 0 | |
| 人件費 | 0 | |
| 通信運搬費 | 0 | |
| 水道光熱費 | 0 | |
| 備品費 | 0 | |
| 消耗品費 | 0 | |
| 委託費 | 0 | |
| その他 | 0 | |
| 売上総利益(C=A-B) | 0 | |
| 販売費及び一般管理費(D) | 0 | |
| 営業利益(E=C-D) | 0 | |

(注)

1. 本様式は当該収益施設における収支状況を把握することを目的としている。
2. 費用の仕分けについては、受託者の会計処理の方法に基づくものとする。

平成●●年度 管理月報(●●月分)

公園名 国営昭和記念公園

担当者 ●●●
連絡先 ●●●

| 開園日数 | 当月 | 日 | 累計 | 日 |
|--------------|----|---|----|---|
| 入園者数 | 当月 | 人 | 累計 | 人 |
| うち有料入園者数 | 当月 | 人 | 累計 | 人 |
| うち無料入園者数 | 当月 | 人 | 累計 | 人 |
| うち文化ゾーン入園者数 | 当月 | 人 | 累計 | 人 |
| うち文化センター入館者数 | 当月 | 人 | 累計 | 人 |

| 管理所開所日数 | 当月 | 日 | 累計 | 日 |
|---------|--------|----|---------------|----|
| 従事職員数 | センター常勤 | 人日 | フィールド常勤 | 人日 |
| | | | センター・フィールド非常勤 | 人日 |
| | | | 計 | 人日 |

| | 当月 | 累計 |
|-------|------------|------------|
| 問合せ件数 | 電話等 件 来所 件 | 電話等 件 来所 件 |
| 苦情件数 | 電話等 件 来所 件 | 電話等 件 来所 件 |
| 要望件数 | 電話等 件 来所 件 | 電話等 件 来所 件 |
| 賞賛件数 | 電話等 件 来所 件 | 電話等 件 来所 件 |

| 通報件数 | 警察 | 件 | 救急 | 件 | 消防 | 件 |
|------|----|---|----|---|----|---|
| | | | | | | |

| | 新聞 | テレビ | ラジオ | 雑誌 | 情報誌 | ホームページ | その他 | 合計 |
|--------------|------|-----|-----|------|-----|--------|-----|----|
| 報道件数 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| ホームページアクセス件数 | | | | | | | | 件 |
| 利用プログラム | 開催回数 | | 回 | 参加人数 | | 人 | | |

| 占用許可 | 当月 | 累計 |
|--------|-----|-----|
| 写真撮影 | 件 円 | 件 円 |
| 映画等の撮影 | 件 円 | 件 円 |
| その他の占用 | 件 円 | 件 円 |

| 利用状況 | 当月 | 累計 |
|-------------|-----|-----|
| 自転車トラブル | 件 人 | 件 人 |
| 迷子対応 | 件 人 | 件 人 |
| 搬送 | 件 人 | 件 人 |
| サイクルコース散策対応 | 件 人 | 件 人 |
| その他 | 件 人 | 件 人 |
| | 件 人 | 件 人 |

| 主要行催事実施状況 | |
|-----------|-----------------|
| 日 | 実施内容 |
| | 別紙「行催事結果報告書」 参照 |

| 自主事業の実施状況 | |
|-----------|--|
| | |

| 特記事項 | |
|------|--|
| | |

管理四半期報(平成〇年度 第〇半期)

別添様式2

運営維持管理業務

下記は記載例である

| 実施予定 | | | | | | | | | | 当期までの契約状況 | | | |
|----------|----|----|-----|-----|-------------|----|--------|----------|--------|-----------|--|--|--|
| 項(例示) | 単位 | 数量 | 予定額 | 契約額 | 業務名等 | 金額 | 業務等の内容 | 実施期間 | 請負業者名等 | | | | |
| 植物管理 | | | | | | | | | | | | | |
| 芝生管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| 芝生管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | | | | | 〇〇工事 | 〇〇 | 〇〇 | HO.〇月~〇月 | 〇〇 | | | | |
| | | | | | 〇〇工事(第1回変更) | 〇〇 | 〇〇 | HO.〇月~〇月 | 〇〇 | | | | |
| 低木管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| 低木管理 | | | | | 〇〇工事 | 〇〇 | 〇〇 | HO.〇月~〇月 | 〇〇 | | | | |
| 高木管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| 高木管理 | | | | | 〇〇工事 | 〇〇 | 〇〇 | HO.〇月~〇月 | 〇〇 | | | | |
| 草花管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| 草花管理 | | | | | 〇〇工事 | 〇〇 | 〇〇 | HO.〇月~〇月 | 〇〇 | | | | |
| 清掃 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| 清掃 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | | | | | 賃金等 | | | | | | | | |
| | | | | | 諸材料購入 | | | | | | | | |
| 体験学習施設管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| 体験学習施設管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | | | | | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | HO.〇月~〇月 | 〇〇 | | | | |
| 工作物管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| 〇〇管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | | | | | 〇〇管理 | | | | | | | | |
| 〇〇設備管理 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| 〇〇設備管理 | | | | | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | HO.〇月~〇月 | 〇〇 | | | | |
| | | | | | 〇〇設備管理 | | | | | | | | |
| 〇〇修繕 | 式 | 1 | 〇〇 | 〇〇 | | | | | | | | | |
| | | | | | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | HO.〇月~〇月 | 〇〇 | | | | |

